

令和6年度 中央最低賃金審議会 配布資料

第68回 中央最低賃金審議会(令和6年6月25日)	P 1
資料 1 中央最低賃金審議会委員名簿	P 3
資料 2 中央最低賃金審議会運営規程	P 5
資料 3 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について(諮問)(写)	P 7
資料 4 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(関係部分抜粋)	P 9
資料 5 経済財政運営と改革の基本方針2024(関係部分抜粋)	P 21
資料 6 目安に関する小委員会委員名簿(案)	P 27
第1回 目安に関する小委員会(令和6年6月25日)	P 29
資料 1 主要統計資料	P 31
全国統計資料編	P 35
都道府県統計資料編	P 68
業務統計資料編	P 84
資料 2 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(関係部分抜粋)	P 93
資料 3 経済財政運営と改革の基本方針2024(関係部分抜粋)	P105
資料 4 足下の経済状況等に関する補足資料	P111
資料 5 今後の予定(案)	P171
参考資料 1 最低賃金に関する調査研究について	P173
第2回 目安に関する小委員会(令和6年7月10日)	P189
資料 1 令和6年賃金改定状況調査結果	P191
資料 2 生活保護と最低賃金	P203
資料 3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率	P207
資料 4 賃金分布に関する資料	P211
4-1 時間当たり賃金分布(一般労働者・短時間労働者計)	P212
4-2 時間当たり賃金分布(一般労働者)	P225
4-3 時間当たり賃金分布(短時間労働者)	P238
資料 5 最新の経済指標の動向	P251
参考資料 1 委員からの追加要望資料	P301
参考資料 2 足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)	P331
参考資料 3 主要統計指標(更新部分のみ抜粋)	P341
参考資料 4 仁平委員提出資料	P363
第3回 目安に関する小委員会(令和6年7月18日)	P413
参考資料 1 足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)	P415
参考資料 2 主要統計指標(更新部分のみ抜粋)	P419
第4回 目安に関する小委員会(令和6年7月23日)	P423
参考資料 1 委員からの追加要望資料	P425
参考資料 2 足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)	P429
参考資料 3 主要統計指標(更新部分のみ抜粋)	P437
第5回 目安に関する小委員会(令和6年7月24日)	P441
参考資料 1 委員からの追加要望資料	P443
参考資料 2 主要統計資料(更新部分のみ抜粋)	P445

令和6年6月25日（火）11:00～
於 厚生労働省 省議室（9階）

第68回中央最低賃金審議会

< 議 事 次 第 >

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）
- 2 その他

< 資 料 一 覧 >

- 資料 No. 1 中央最低賃金審議会委員名簿
- 資料 No. 2 中央最低賃金審議会運営規程
- 資料 No. 3 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）（写）
- 資料 No. 4 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（関係部分抜粋）
- 資料 No. 5 経済財政運営と改革の基本方針 2024（関係部分抜粋）
- 資料 No. 6 目安に関する小委員会委員名簿（案）

以上

令和6年6月25日

中央最低賃金審議会委員名簿

(公益委員)

戎 野 淑 子 立正大学経済学部教授
権 丈 英 子 亜細亜大学経済学部長・教授
小 西 康 之 明治大学法学部教授
首 藤 若 菜 立教大学経済学部教授
藤 村 博 之 独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長
松 浦 民 恵 法政大学キャリアデザイン学部教授

(労働者側委員)

池 田 智香子 全日本自動車産業労働組合総連合会中央執行委員
伊 藤 彰 英 日本基幹産業労働組合連合会企画調査部部長
永 井 幸 子 U Aゼンセン副書記長
仁 平 章 日本労働組合総連合会総合政策推進局長
平 野 覚 J A M労働・調査グループ長
水 崎 恵 一 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員

(使用者側委員)

大 下 英 和 日本商工会議所産業政策第二部長
佐久間 一 浩 全国中小企業団体中央会事務局次長
志 賀 律 子 株式会社麻布タマヤ代表取締役
土 井 和 雄 全国商工会連合会中小企業問題研究所所長
新 田 秀 司 一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長
堀 内 麻祐子 株式会社センショー代表取締役

(注) 掲載順は、五十音順である。

中央最低賃金審議会運営規程

第一条 中央最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、厚生労働大臣、六人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各一人以上を含む三人以上の委員から開催の請求があつたとき、会長が招集する。

2 前項の規定により厚生労働大臣又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも三日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

第三条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第四条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によつて会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第五条第二項及び第三項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によつて会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によつて長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第五条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第六条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第七条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 前二項の規定は、小委員会等について準用する。

第八条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度厚生労働大臣に送付するものとする。

第九条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮つて定める。

第十条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

この**附則**は、平成十三年一月三十一日から施行する。

この**規程**は、令和三年五月二十一日から施行する。

㊦

厚生労働省発基 0625 第 2 号
令和 6 年 6 月 25 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 武見 敬三

令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版
(令和6年6月21日閣議決定)

<関係部分抜粋>

I. 新しい資本主義の進捗と実現

1. 2024年の改訂の考え方

「新しい資本主義」では、成長と分配の好循環、賃金と物価の好循環を実現することを目指してきた。

まず「賃金」が上がる。その結果、「消費」が活発化し、企業収益が伸びる。それを元手に企業が成長のための「投資」を行うことで、「労働生産性」が上がり、賃金が更に持続的に上がるという好循環を実現する。これにより、「コストカット型の経済」から「成長型の新たな経済ステージ」へと移行することを目指してきた。

他方、これまでの30年間のデフレ経済下では、生産性が上がれば賃金が上がると言われていたものの、実際には企業収益が伸びたときですら、賃金は上がらなかった。

長年にわたり染み付いたデフレ心理を払拭し、「賃金上がることは当たり前」という方向に、社会全体の意識を一気呵成に変えることが必要である。

当初から、新しい資本主義では、以下の3点をテーマとして掲げた。

- ① 「市場も国家も」「官も民も」による新たな官民連携
- ② 課題解決を通じての新たな市場の創造、すなわち社会的課題解決と経済成長の二兎の実現
- ③ 課題解決を通じての一人ひとりの国民の持続的な幸福の実現

また、基礎的条件としての経済安全保障の徹底。

これらの点は、2022年6月に閣議決定したグランドデザイン及び実行計画、2023年6月に閣議決定した2023年改訂版で一貫して主張してきた。

また、その実現に当たっては、分配の目詰まりの解消、官民連携による成長力の確保、民間も公的役割を担う社会の実現の3点に注力してきた。具体的には、官民連携による賃上げ、設備投資、スタートアップ育成、イノベーションの推進を同時に拡大するための施策を実施するとともに、新たな官民の連携を粘り強く呼び掛けてきた。

今般、2回目の実行計画の改訂に当たり、新しい資本主義実現会議において審議を繰り返したところ、こうしたこれまでの新しい資本主義の取組の方向性は正しかったこと、そして、デフレから完全に脱却する歴史的チャンスを手にするという合意に至った。

私たちは、昨年を大きく上回る春季労使交渉での賃上げ、史上最高水準の設備投資、史上最高値圏の株価といった成果を手に入れている。しかしながら、我が国のデフレ脱却への道は、いまだ道半ばである。

年初来、対米ドル円レートは1割程度円安が進んでおり、その影響は半年から1年かけて物価上昇率に反映される可能性がある。政府と日本銀行には、緊密に連携し、経

済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていくことにより、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することが求められる。その際、年初来進行している円安の影響が、今後物価に反映されてくることも踏まえ、円安が今後の物価に与える影響についても十分に注視する必要がある。

デフレを抜け出すチャンスをつかみ取れるか、後戻りしてしまうかは、今回の実行計画の改訂に基づき、これからの対応次第である。物価高を乗り越えるために、今年、物価上昇を上回る所得を必ず実現し、来年以降に、物価上昇を上回る賃上げを必ず定着させる。

物価上昇を上回る賃上げを「定着」させるためには、中小・小規模企業の賃上げの「定着」が必要であり、このため、中小・小規模企業の「稼ぐ力」の向上に全力を挙げる。我が国の生産年齢人口は減少しつつあることに鑑み、構造的な人手不足状況の中で、これを達成するためには、省力化投資の加速的促進・仕事をしたいシニア層のための環境整備等の人手不足対策、価格転嫁等の我が国の商慣行における定着が不可欠である。

これらを含め、今般の実行計画の改訂において、一層の取組の具体化が必要な項目を以下に明らかにするとともに、新しい資本主義の取組全体の加速を図るため、2024年改訂版の閣議決定を行うものである。

2. 経済構造改革の加速

人類は、従来の延長線上にない非連続な技術革新がもたらす歴史上大きなパラダイムシフトに直面している。テクノロジーの進化に伴う産業構造の変化が非常に速いスピードで進んでおり、テクノロジーを活用することで中小・小規模企業もグローバルに販路を広げることができる好機である。

また、社会課題の解決を通して、眠れる資産を活用しての新たな市場の創出、さらに、既存企業の事業の省力化や自動化、働き手のリ・スキリングによる労働生産性の向上、といった潜在能力を我が国は秘めている。

成長と分配の好循環を図り、賃金と物価の好循環をより実感の伴う形で本格化させるためには、大局的な視座の下、各産業分野の構造的課題を把握した上で、政策を組み合わせ、経済構造の改革を成し遂げなければならない。

世界でも人口減少・少子高齢化にいち早く直面する我が国においては、人材・資源・資金・データが円滑に循環することで、スパイラル状に付加価値を高め、継続的な所得向上を実現する成長戦略として、以下の3つの循環を作り出していく。

- ① 生産性を高め供給を増やす循環：人口減少を機会と捉え、産業の革新（スタートアップの成長、既存企業のイノベーション・事業承継・M&A）を促し、リ・スキリングと労働移動を通じて供給サイドを強化することで、継続的な所得向上を実現する。
- ② 需要を増やす循環：社会課題解決を通して需要を開拓し、対価を伴う付加価値の高い解決策を生み出すことで新たな市場を創出・拡大し、その成果を可視化していく。
- ③ 海外とつながる循環：海外との双方向のつながりによって、ソリューションの海外展開、投資や人材の流入を促し、市場拡大を加速させる。

社会課題はブルーオーシャンであり、コストは成長のための投資であるという考えの下、更なる成長・生産性向上のために、関連する様々な産業において人材・資源・資金・データ等の循環を阻害する規制や商慣習等の「目詰まり」を解消し、構造改革につなげていくことが必要である。旧来の硬直的な規制や経済構造等の「壁」を改革すべく、従来の産業や分野の括りにとらわれることなく、政策を横断的かつ一体的に実行する。

これらによって、我が国が抱える社会課題の解決を通して、所得や幸福感（ウェルビーイング）が継続的に向上する状況を作り出すことで、一人ひとりが明日は今日よりも良くなると実感できる社会を目指す。

II. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着

1. 価格転嫁の商習慣化の徹底と中小・小規模企業の省力化投資の加速

労働生産性と一人当たり賃金の間には正の相関があり、労働生産性が高くなると賃金水準が上昇する蓋然性が高いが、OECD加盟国38か国の中で、我が国は32位にとどまっている。

また、マークアップ率は、製造コストの何倍の価格で販売できているかを見るものであるが、1980年時点から各国のマークアップ率が上昇する中で、日本の上昇率は低く、近年では国際的に低い水準となっている。他方で、マネージャーの給与の高さはマークアップ率の高さと相関しているとの分析がある。

我が国でも、この20年間で、「自分が気に入った付加価値には対価を払う」「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった、値段よりも付加価値を重視する消費行動が増加している。付加価値に対して、より多くの金額を支払う消費行動が我が国にも定着しつつあり、マークアップ率向上の余地が生まれている。

今年にとどまらず、来年も、再来年も、持続的な賃上げを定着させていくためには、春季労使交渉における労使の協力に加え、労働生産性やマークアップ率向上を通じた付加価値の拡大が不可欠である。このため、労務費の価格転嫁に加え、人手不足の中で御苦勞をされている中小・小規模企業の皆さんの労働生産性の引上げのため、省力化投資に官民で全力で取り組む。

(1) 労務費等の価格転嫁の推進

大企業における高い賃上げの動きが中小企業・小規模企業に広がっていくためには、労務費の価格転嫁が鍵の一つである。中小・小規模企業における十分な賃上げによって裾野の広い賃上げが実現していくことが大切であり、政府としては、あらゆる手を尽くしてきた。

この結果、民間の調査会社によると、多少なりとも価格転嫁ができている中小企業は、2022年12月時点で69.2%であったが、2024年2月時点で75.0%に上昇した。他方、価格転嫁が全くできないと回答した企業も比率が減少しているとはいうものの（15.9%→12.7%）、残っており、転嫁対策の更なる徹底が必要である。中小・小規模企業の取引適正化のため、価格転嫁の基本的な法律である下請代金法の制度改革も含

め検討を進める。

①労務費転嫁指針の更なる周知（重点 22 業種での自主行動計画の策定等）

昨年末に、内閣官房と公正取引委員会連名の労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を、発注者側・受注者側に公表し、違反行為は独占禁止法に抵触するおそれがあることを示した。

この中では、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針として、労務費の上昇分の転嫁方針の社長等の関与の必要性、交渉に当たり最低賃金や春季労使交渉の上昇率等を合理的な根拠があるものとして尊重すること、サプライチェーンの先の取引価格も適正化すべき立場にいることを意識して転嫁を認めること等を含め、発注者及び受注者が採るべき行動/求められる行動を 12 の行動指針として取りまとめた。公正取引委員会において、労務費指針の周知・徹底状況の把握に向けたフォローアップのための特別調査を実施する。

また、指針に沿った行動の徹底を産業界に強く要請するとともに、適切な価格転嫁を、我が国の新たな商習慣として、中小・小規模企業間を含めて、サプライチェーン全体で定着させるため、合計 1,873 の業界団体に対し、指針の徹底と取組状況のフォローアップを要請した。

さらに、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な 22 業種については、各団体に対し、自主行動計画の策定や、転嫁状況の調査・改善を要請し、フォローアップのため、内閣官房副長官をヘッドとして関係省庁連絡会議を設置した。

特に 22 業種について、自主行動計画の実施状況の把握、策定・改定等を加速する。具体的には、以下の 4 点について、特に、各省庁の進捗状況を確認する。

- i) 指針を反映するための自主行動計画の改定や、指針を踏まえた自主行動計画の新たな策定について、今月末までに完了すること
- ii) 各業界で指針に沿った対応がなされているかについて、業界団体と連携し、実態調査を実施、価格転嫁の状況を把握した上で、不十分な場合には、速やかに改善策を検討すること
- iii) 公正取引委員会の行う指針の遵守状況についての特別調査に、各省庁も積極的に協力すること
- iv) 中小企業庁の価格交渉月間の調査においても、業界ごとの労務費の転嫁率等のデータを把握すること

公正取引委員会・中小企業庁においては、調査結果を踏まえ、独占禁止法と下請代金法に基づき厳正に対処する。

②独占禁止法に基づく労務費転嫁指針の遵守の徹底

取組が不十分な事業者について独占禁止法に基づき 10 社の企業名を公表した。公正取引委員会において、これらの企業の今後の対応を含め、徹底状況について調査を実施し、取引改善を図る。

③下請代金法違反行為への厳正な対処

下請代金法違反行為については、本年1月以降で11件の勧告を実施するとともに、下請事業者への対価を引き下げた場合だけでなく、労務費等のコストが上昇する中で、下請事業者への対価を据え置く場合についても、下請代金法違反となり得る旨を、運用基準の中で明確化した。引き続き、強化された下請代金法の運用基準に基づき、公正取引委員会・中小企業庁において、厳正に対処していく。また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。

また、下請代金法の実効性をより高めるため、下請代金法違反により勧告を受けた企業には、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討する。

さらに、賃金と物価の好循環に向けた懇談を開催し、中小企業からの意見を聴取した。ここで意見の出た官公需も含めた労務費等の価格転嫁の周知・徹底、労務費転嫁指針の価格交渉の申込様式の業種特性に応じた展開・活用、小規模企業も含む取引実態の把握の強化、下請Gメンや優越Gメンも活用した下請代金法の執行強化、手形等の支払サイト短縮の後押し等の取引適正化を徹底する。

④地方版政労使会議の開催

賃上げの地方への波及に向けて、地方版政労使会議の開催を実効的なものとするよう、フォローアップを行い、来春の実施に向けた準備を行い、その定着を図る。

⑤消費者に対する理解促進

価格転嫁率は、川下のBtoC事業では相対的に転嫁率が低い、といった課題がある。BtoBの独占禁止法・下請代金法に基づく労務費を中心とした転嫁促進を進めるとともに、消費者に対して、転嫁に理解を求めていく。

(2) 人手不足下での労働生産性向上のための中小・小規模企業の省力化投資

①運輸業、宿泊業、飲食業を始めとした人手不足感の強い業種でのAI/ロボット等の自動化技術の利用拡大

データ上、一人当たり労働生産性は、近年大企業が急速な伸びを示しているのに対し、中小企業の伸びが停滞している。人手不足の中、中小・小規模企業の労働生産性向上と、成長の果実が中小・小規模企業に帰属するよう、取引関係について、大企業にも協力をお願いすることが、急務である。

AI、ロボットなど自動化技術を利用している企業は、利用していない企業と比べ、生産性・賃金が高いという相関がある。AIツールの導入については、特にスキルの不足している労働者がその恩恵を受けやすいことが分かっており、中小・小規模企業の導入メリットは大きい。また、AI、ロボットの利用については、法律・会計士事務所、運輸業、宿泊・飲食等では、特に業務効率の向上が見込まれる。業務効率向上が高く見込まれる産業分野については、特にその利用促進を図る必要がある。

これらを踏まえ、人手不足の中小・小規模企業にAIツール、ロボットの導入を加速する。

AI、ロボットの導入やDXを始めとする省力化投資について、各事業所管省庁で具体

的プランを検討し、政府を挙げて支援を加速する。

②各産業の自動化技術を用いる現場労働者の育成に向けたリ・スキリング

我が国では、人手不足と言いながら、それぞれの産業で基本的な自動化技術の利用を行うことができる労働者の割合が低い。リ・スキリングの対象として、これらの現場労働者の育成が重要である。

AIツールは、OJTを補完し、従業員に学習効果をもたらすことも分かっている。

産業の現場の労働者のリ・スキリングに向けて、取組を進める。特に、人手不足感の強い、運輸業、宿泊業、飲食業については、重点的に自動化技術の利用促進を図る。

③中小・小規模企業に対する自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援

企業が予定している設備投資は、「設備の代替」が57.0%、「既存設備の維持・補修」が28.5%と多く、「省力化・合理化」、「情報化（IT化）関連」、「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」はいまだ少ない。

また、人手不足への対応としても、過半の企業は採用増に頼っており、人手不足にもかかわらず省力化投資を行っている企業は増えつつあるが、いまだ2割未満で少ない。省力化投資、人材能力開発の支援策も利用し、中小・小規模企業自身が問題意識を持って省力化、デジタル/ロボットの実装に取り組むことが重要である。

この一環として、面倒な申請書類や、面倒な手続なしに、省力化効果の高い汎用製品をカタログから選ぶ、カタログ式の省力化投資補助金を、3年で5,000億円規模で新設した。省力化投資補助金を通じて、中小・小規模企業の省力化投資を支援するため、申請受付を今月から開始する。また、現在12カテゴリ（無人搬送車、清掃ロボット、券売機、配膳ロボット、自動倉庫、検品・仕分けシステム、スチームコンベクションオーブン、自動チェックイン機、自動精算機、タブレット型給油許可システム、オートラベラー（ラベルを商品に自動で貼り付ける機器）、飲料補充ロボット）で実施している登録機器等について、中小・小規模企業の声を踏まえ、対象を拡充する。

なお、中小・小規模企業向けの既存補助金についても、利便性を高める執行改善を行う。

④（略）

（3）（略）

2. 非正規雇用労働者の処遇改善

賃上げの裾野を更に広げていくため、男女間賃金格差の是正や、非正規雇用労働者の方の賃金引上げを進める。

（1）最低賃金の引上げ

昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。引上げ額は全国加重平均43円で、過去最高の引上げ額となった。

今年、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(2) 非正規雇用労働者に対する同一労働・同一賃金制の施行強化

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の法施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、この差が合理的でない結論はできないが、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在している。

非正規雇用労働者の処遇を上げていくためには、同一労働・同一賃金制の徹底した施行が不可欠である。この面においても、労働基準監督署が施行の徹底を図っていく。

昨年11月より法施行を強化し、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業のうち、都道府県労働局が指導・助言を実施していない企業については、一律で、労働基準監督署において点検要請書を対面で交付し、点検要請書において、経営者に報告の上、対応結果の報告を2か月以内に行うことを求めるなどしてきた。

また、非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得る、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員等の多様な正社員や、無期雇用フルタイム社員にも、同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていくことも含め、パート・有期雇用労働法等の在り方の検討を進める。

(3) 非正規雇用労働者の正規化支援強化

昨年11月より、非正規雇用労働者の正規化を促進するキャリアアップ助成金について、助成額を拡充するとともに、助成金の対象となる有期雇用労働者の要件を緩和した。この活用状況についてフォローアップし、更なる正規化の促進策を検討する。こうした取組により、不本意非正規雇用（正規雇用を希望している不本意の非正規雇用）の解消を図る。

(4) 年収の壁への対応

いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。こうした取組と併せて、壁を意識せずに働く時間を延ばすことのできる環境づくりを後押しするため、当面の対応策として、昨年10月より実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」(①106万円の壁への対応(キャリアアップ助成金のコースの新設、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外)、②130万円の壁への対応(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)、③配偶者手当への対応(企業の配偶者手当の見直し促進))を着実に実行する。また、「年収の壁」を意識せずに働くことが可能になるよう、制度の見直し

に取り組む。

III. (略)

IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新

1. (略)

2. 経営者の意向に沿った参入退出

事業承継税制や中堅・中小グループ化税制等、予算・税制措置を最大限に活用することにより、中小・小規模企業の事業承継や M&A・グループ化を推し進め、成長・生産性向上を一層促進する

(1) M&A の円滑化

黒字企業であっても、後継者が不在であるがために、廃業に至る可能性がある。他の方に経営を任せたいと考える社長に対してはその意向に沿って機会を提供していくことが重要である。

M&A は、従業員一人当たり売上高を伸ばすプラスの効果が確認されており、かつ、複数の M&A によるグループ化は高い成果が得られることが確認されている。

M&A の障壁を取り除き、環境整備を進めていく。

① 仲介事業者の手数料体系の開示

中堅・中小企業の場合、第三者の紹介により買手を見つけることが大半である。加えて、民間仲介事業者については、売手とは 1 回限りのビジネスであるのに対して、買手とは複数回のビジネスであるため、買手の意向を強く反映するという、利益相反の問題が指摘されている。

現在は、買収する金額に応じて売手・買手の双方から手数料を集め、かつ最低手数料を高額としているケースも多い。

M&A を加速させていくため、利益相反構造を軽減する報酬体系の検討や、売手・買手が納得しやすい手数料水準を実現していく方向で具体的な検討を進める。

また、中小・小規模企業が安心して M&A に取り組めるよう、M&A 当事者が確認することができる M&A 支援機関データベースにおいて、手数料体系や報酬基準額等のそれぞれの支援機関に関する情報の開示の充実を図る。

② 中小・小規模企業への支援の強化

中小・小規模企業が事業譲渡・M&A を行う際の専門家への手数料支援等について、一層の強化を図る。

また、事業承継・引継ぎ補助金等の支援策について、使い勝手の改善を図る。事業承

継・引継ぎ補助金については、手数料の開示充実やPMI（Post Merger Integration：買収前後に実施する事業統合作業）の実施等を前提に改善を図るとともに、実績報告の手続等の簡素化を通じ、支払までの期間短縮を検討する。

③PMI の取組の促進

M&A の成功のためには、PMI が適切に実施され、買収前に見込んでいたシナジーが実現することが重要である。中小・小規模企業への PMI の重要性についての啓発や、中小・小規模企業への PMI に対する支援を充実させる。

④経営者保証を見直す枠組みの検討

経営者保証を取らない融資は新規分について一定程度進んでいるものの、既存の債務についてはいまだ経営者保証が残っている場合も多い。M&A の買手・売手双方とも個人保証は残したくないという実態があることに鑑み、メインバンク等が事業再構築やM&A を仲介・支援していく際、経営者保証を見直す枠組みを検討する。

中小・小規模企業の資金調達を強化するためにも、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を引き続き進める。不動産等の有形資産担保に依存しない資金調達の選択肢として、企業のノウハウや顧客基盤等の知的財産・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる法制度について、その積極活用に向けて周知に努める。

⑤地方銀行等の金融機関による仲介サービス業務の強化

地域金融機関の中小企業への経営支援強化の一環として、地域金融機関がM&A 仲介、支援にも、より積極的に取り組むことを促す。このため、高度人材の確保を含め、適切な業務運営体制の整備を促すとともに、M&A 支援を積極的に行っている地域金融機関の取組の情報提供やその横展開を通じて、金融機関の取組を後押しする。

⑥M&A の受け皿としての買手の育成

中堅・中小企業の M&A の受け皿としての買手の絶対数がまだ不足している。同業他社への売却を避ける傾向も強いことから、中堅・中小企業の積極的な買手となるプラットフォームの育成を図る。

また、買手における M&A 資金の調達が困難という指摘がある。買収に見合った円滑な資金供与が行われるよう、環境整備を図る。

⑦過剰とならないデューデリジェンスの周知

M&A におけるデューデリジェンス（売手側の財務状況等について買手側が行う調査）について、リスク検出のための重要なプロセスである旨を啓発するとともに、当事者の意向を前提として、案件の特徴に応じて、過剰とならず適切なデューデリジェンスとなるよう周知する。

（2）事業承継支援の多様化

後継者が不在の企業のうち7割以上は黒字企業である。事業承継については、承継者

について、現在のストックベースで見ても、同族承継が低下し、企業内部からの昇格やM&Aによる外部からの就任が増加しており、その結果もあり、後継者が不在である企業は低下傾向にある。多様な事業承継を支援するため、金融・税制等の支援措置を検討する。また、経営人材の確保について官民を挙げた広範なマッチングを進める。

①事業承継税制の役員就任要件の検討

事業承継税制については、現行では、その利用のために、役員就任要件（実際の承継時に、後継者が役員に就任して3年以上経過している必要があるという要件）を満たす必要があり、特例措置を利用する場合、本年12月末（実際の税制上の承継期限である2027年12月末の3年前）までに後継者が役員に就任している必要がある。来年以降に事業承継の検討を本格化させる事業者にとって、本年12月までに後継者を役員に就任させることは困難であり、事業承継税制を最大限活用する観点から、役員就任要件の在り方を検討する。

さらに、事業承継税制について、事業承継・引継ぎ支援センターや商工団体、税理士会とも連携しつつ、制度の周知徹底に取り組むことにより、最大限の活用に取り組む。

親族外・社外の第三者への事業承継を促進するため、マッチングプラットフォームに対し掲載する情報の質の向上等を促すとともに、事業承継円滑化や経営人材確保の観点からサーチファンドの育成に積極的に取り組む。また、有能な人材（経営者）を広く登用し、事業承継を更に促進する観点から、第三者への事業承継を促進する税制の在り方についても検討を深める。

②事業承継・引継ぎ支援センター等の活用促進

M&Aの相手先企業を探す際、事業承継・引継ぎ支援センター（中小企業庁）や商工会議所・商工会に依頼する比率はまだ低い。事業承継税制も含め、商工団体や金融機関と連携し、事業承継・引継ぎ支援センターの強化・周知徹底を行う。

③資本性ローンの活用・フォローアップ

日本政策金融公庫等によるコロナ対策として実施された資本性ローンは、民間金融機関からの融資を受けやすくなることが期待されるほか、財務の改善を通じて、経営改善・事業再生に資するものである。資本性ローンについて、その活用状況をフォローアップするとともに、令和6年能登半島地震の被災地域等でも資本性ローンの活用を図る。

④専門家による適切な助言のための制度の周知徹底

中小・小規模企業の経営をサポートする立場にある税理士・顧問弁護士・地域金融機関等の専門家が、事業承継・事業再編、M&Aに関する制度の理解が十分でない場合がある。こうした専門家に対する制度の周知徹底を行い、経営者への適切な助言につなげる。

（3）私的整理の円滑化

事業再構築については、リーマンショック以降の大きな変化として、債権者との合意により債務整理を行う私的整理が増加してきている。経営者の実情に応じた対応を可能とするため、更なる環境整備を図る。経営者の判断により早期の事業再構築を進めることができるよう、諸外国並みに、多数決によって金融負債の整理を進めることができる法案の早期提出を目指す。

(4) 地方の生活基盤サービス維持のためのグループ化・事業調整の推進

東京都など4都県を除いて大多数の道府県で人手不足率は増加している。地域の生活基盤的サービス維持のため、グループ化、事業調整も含めて措置を検討する。

3. (略)

V～XI. (略)

経済財政運営と改革の基本方針 2024 (令和6年6月21日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行

1. デフレ完全脱却の実現に向けて

我が国経済は、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えている。本年の春季労使交渉では、1991年以来33年ぶりの高水準の賃上げが実現し、足元の企業の設備投資は史上最高の水準にある。こうした前向きな動きを中小企業・地方経済等でも実現し、二度とデフレに戻らせることなく、「コストカット」が続いてきた日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題となっている。

岸田内閣は、これまで、「新しい資本主義」を掲げ、「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」の実現に向け、日本銀行と連携し、適切なマクロ経済運営を行うとともに、官民連携による賃上げや社会課題の解決を成長につなげる投資の促進に向けた取組などを進めてきた。こうした「新しい資本主義」の考え方は、新たな経済ステージへの移行に当たっての基盤となるものである。これらにより、30年間上がらなかった賃金や物価が動き出し、企業の成長期待や投資の見通しも高まっている。今は、日本経済への「期待」を現実のものとしていくときである。

現状、為替が円安基調で推移しており、また、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、消費は力強さを欠いている。海外経済の下振れによるリスク等も残っているが、今後は、景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待される。

新たなステージへの移行のカギとなるのは、賃上げを起点とした所得と生産性の向上である。まずは、春季労使交渉における力強い賃上げの流れを中小企業・地方経済等春季労使交渉以外の分野でも実現し、物価上昇を上回る賃金上昇を達成し、定着させる。安定的な物価上昇の下で、賃上げに支えられた消費の増加及び投資の拡大が、企業収益を押し上げ、その成果が家計に還元され、次の消費の増加につながる。企業はその収益を原資として成長分野に更に投資を行うことによって、企業の生産性と稼ぐ力が強化される。成長分野への円滑な労働移動も可能となり、新たな成長を生み出す好循環が実現する。

あわせて、社会課題の解決と持続的な経済成長の実現に向け、官民が連携して投資を行う。グリーン、デジタル、科学技術・イノベーション、フロンティアの開拓、経済・エネルギー安全保障等の分野において、長期的視点に立ち、戦略的な投資を速やかに実行していく。こうして人材や資本等の資源を成長分野に集中投入することによって、経済全体の生産性を高め、日本経済を「成長型の新たな経済ステージ」へと移行させていく。

本年の春季労使交渉では、労務費転嫁のための指針が周知されたこと等もあり、労使交渉

の結果、力強い賃上げの流れが生み出された。これに加え、本年6月から実施している定額減税等によって、可処分所得を下支えし、物価上昇を上回る所得の増加を確実に実現する。そして、この流れを来年以降も持続させるため、あらゆる政策を総動員して賃上げを後押しし、国民一人一人の生活実感を高めていく。このため、重層的な取引構造となっている業種を含め、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるよう、官民双方で取組を更に強化するとともに、企業の稼ぐ力を強化することによって、来年以降、物価上昇を上回る賃上げを定着させていく。

賃上げについては、労務費の転嫁円滑化に加え、商慣行の思い切った見直しを含め、業種・事業分野の実態に応じた価格転嫁対策に取り組むほか、医療・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援や最低賃金の引上げを実行する。あわせて、三位一体の労働市場改革を進め、全世代を対象とするリ・スキリングの強化に取り組む。個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入を促進するとともに、雇用政策の方向性を、雇用維持から成長分野への労働移動の円滑化へとシフトしていく。

企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。GX、経済安全保障など、社会課題の解決に向けた官民連携の投資、デジタル技術の社会実装、宇宙・海洋等のフロンティアの開拓、海外からの人材・資金の呼び込み等の取組によって、成長分野における国内投資を持続的に拡大し、経済全体の生産性を向上させる。

日本銀行は、本年3月19日、それまでのマイナス金利政策やイールドカーブ・コントロール等を変更し、金融政策は新しい段階に入った。安定的な物価上昇率の下での民需主導の持続的な経済成長の実現に向け、政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

こうした取組によって、長期にわたり染み付いた「デフレ心理」を払拭し、社会全体に、賃金と物価が上がることは当たり前であるという意識を定着させ、デフレからの完全脱却、そして、経済の新たなステージへの移行へとつなげていく。

経済財政諮問会議においては、今後とも、賃金、所得や物価動向を含む経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営の状況、経済構造改革の取組状況等について、定期的に検証していく。

2. 豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて

足元の人手不足の大きな要因でもある人口減少は、2030年代に加速することが見込まれており、現状のまま生産性上昇率が高まらず、労働参加の拡大や出生率の向上も十分でない

という前提に立てば、我が国の潜在成長率は長期にわたりゼロ近傍の低成長に陥りかねない。

将来的に人口減少が見込まれる中で長期的に経済成長を遂げるためには、生産性向上、労働参加拡大、出生率の向上を通じて潜在成長率を高め、成長と分配の好循環により持続的に所得が向上する経済を実現する必要がある。これらを通じて、少子高齢化・人口減少を克服し、国民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していくことをミッションとして掲げ、官民挙げて総力を結集し経済成長のダイナミズムを起こし、これまでの延長線上にない、熱量あふれる日本経済の新たなステージへの移行を確かなものとしていかなければいけない。

経済・財政・社会保障の持続可能性の確保を図るには、人口減少が本格化する 2030 年代以降も、実質 1% を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、更にそれよりも高い成長の実現を目指す。このため、今動き始めている DX、GX を始めとする投資の拡大、欧米並みの生産性上昇率への引上げ、高齢者の労働参加率の上昇ペース継続や女性の正規化促進など、我が国の成長力を高める取組が必要である。こうした経済においては、2% の物価安定目標の持続的・安定的な実現の下で、2040 年頃に名目 1,000 兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する 2030 年度までが、こうした経済構造への変革を起こすラストチャンスである。このため、本基本方針第 3 章を「経済・財政新生計画」として定め、これに基づき、以下に述べる「新たなステージを目指すための 5 つのビジョン」からバックキャストしながら、今後 3 年程度で必要な制度改革を含め集中的な取組を講じていく。

(略)

第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 **～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～**

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(1) 賃上げの促進

豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力に推進するとともに、医療・福祉分野等における賃上げを着実に実施する。

最低賃金は、2023 年に全国加重平均 1,004 円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030 年代半ばまでに全国加重平均を 1,500 円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継や M & A の環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

(略)

非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換の促進、都道府県労働局・労働基準監督署による同一労働同一賃金の更なる徹底を進める。各種手当等の待遇差是正に関する調査等を踏まえ、ガイドラインの見直しを検討する。いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組む。

(略)

(2) (略)

(3) 価格転嫁対策

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現する。このため、独占禁止法 10 の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法 11 の執行強化、下請法改正の検討等を行う。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底する。価格転嫁円滑化の取組について実態調査を行い、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求める。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促す。パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組む。中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組む。サプライチェーン全体における手形等の支払サイト短縮・現金払い化、利用の廃止に向けた工程の検討を進める。

中小企業が、取引・決算データを一括管理し、そのコスト構造を可視化することによって、それを活用する形で価格転嫁を円滑に進め、収益を改善できるよう、2024 年度中に、内外におけるそうしたデータの管理・活用の取組に関する実態調査を行う。

官公需について、労務費等の価格転嫁徹底を目的とした期中の契約変更等に対応するため、必要な予算を確保する。最低制限価格制度等の適切な活用を促進する。

2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化

日本経済を熱量あふれる新たなステージに移行させるため、地域経済を牽引する中堅企業と、雇用の 7 割を支える中小企業の稼ぐ力を強化する。

(1) 人手不足への対応

自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援を行う。

幅広い業種に対し、簡易で即効性があるカタログ型の省力化投資支援を行う。事業者それぞれの業務に応じたオーダーメイドの省力化の取組を促進する。その中で、既存補助事業の

早期執行及び運用改善に取り組む。

運輸業、宿泊業、飲食業を始めとする人手不足感が高い業種において、AI、ロボット等の自動化技術の利用を拡大するため、業界団体による自主行動計画の策定を促す。それらの業種において導入が容易なロボットについて、ハード・ソフト両面の開発を促進する。

自動化技術を用いることができる現場労働者の育成に向けたリ・スキリングを推進する。人手不足の資格職等における「分業」（例えば、教師に対する校務・マネジメントの支援、機械導入によるトラックドライバー業務の軽減等）を推進する。

大企業に対し、中堅・中小企業と協働する新技術・商品開発（オープンイノベーション）や、副業・兼業を通じた中堅・中小企業への人材派遣を奨励する。大企業のDX人材等と地域の中堅・中小企業や地方公共団体とのマッチング支援を行う。地方公共団体や地域の経営支援機関等が連携して行う人材確保・育成・定着に向けた取組を支援する。

（２）中堅・中小企業の稼ぐ力

成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進する。サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応を支援する。

中小企業に対する支援機関や金融機関等による能動的な支援を促すため、2024年度中に、企業情報やその支援ニーズを集約したマッチングプラットフォームの運用を開始する。

金融支援については、令和6年能登半島地震による被災地域については配慮した上で、2024年7月以降は、支援の水準をコロナ禍以前の水準に戻す。なお、円安等による資材費等の価格高騰の影響を受ける事業者に対する金融支援は継続する。その上で、「資本金劣後ローン」の利用促進、中小企業活性化協議会による再生計画策定支援等を通じた経営改善・再生・再チャレンジの支援に重点を置く。政府系金融機関による資本金資金や中小企業基盤整備機構が出資するファンドの利用を促進し、いわゆるエクイティも活用した成長支援を行う。

不動産担保や個人保証に依存しない資金調達を促進するため、動産、債権その他の財産を目的とする譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法制化の準備を進める。

事業承継及びM&Aの環境整備に取り組む。事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直しを検討する。第三者への承継を促進する税制の在り方の検討を深める。M&Aを円滑化するため、仲介事業者の手数料体系の開示を進める。M&A成立後の成長に向け、実施企業によるPMIや設備投資を促進する。地域金融機関に対し、PMIを含め、M&Aの支援を強化することを促す。経営者保証が事業承継やM&Aの支障とならないよう、金融機関が中小企業に対し事業承継やM&Aに関するコンサルティングを行う際に、経営者保証の解除に向けた方策を提案することを促す。事業再構築、M&A、廃業等について、地域の支援機関が連携する相談支援体制を構築し、その取組の普及広報を行う。中小企業の経営者教育や後継者育成の推進に取り組む。

中堅・中小企業の自律的な成長と良質な雇用創出を促す。地域経済を牽引する中堅企業や売上100億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定

及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、M&A・グループ化等を促進する。工業用水道や産業用地等のインフラの有効活用・整備・強靱化に取り組む。

小規模事業者の持続的発展に向けて、2024年度中を目途に、商工会・商工会議所の広域連携の促進を含め、小規模企業振興基本計画を見直す。

地域の社会課題解決の担い手となるゼブラ企業の創出やインパクト投融資の拡大のため、「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」を踏まえ、先行事例の実証支援等を行い、事業モデルの整理、支援手法や社会的インパクトの評価手法の確立に取り組む。

(3) (略)

3. (略)

4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

(1) (略)

(2) 海外活力の取り込み

(略)

(外国人材の受入れ)

(略)

育成就労制度については、必要な体制整備、受入れ見込数・対象分野の設定、監理支援機関等の要件厳格化に関する方針の具体化等を行う。特定技能制度については、受入れ企業と地方公共団体との連携の強化を含め、適正化を図る。最低賃金及び同一労働同一賃金の遵守の徹底等を通じて、適正な労働環境を確保する。

(3) (略)

5～8. (略)

第3～4章 (略)

目安に関する小委員会委員名簿（案）

（公益委員）

戒 野 淑 子	小 西 康 之
首 藤 若 菜	藤 村 博 之

（労働者側委員）

伊 藤 彰 英	永 井 幸 子
仁 平 章	水 崎 恵 一

（使用者側委員）

大 下 英 和	佐久間 一 浩
土 井 和 雄	新 田 秀 司

（注）名簿は五十音順である。

令和6年6月25日（火）
中央最低賃金審議会終了後
於 厚生労働省 省議室（9階）

第1回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 主要統計資料

資料 No. 2 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（関係部分抜粋）

資料 No. 3 経済財政運営と改革の基本方針2024（関係部分抜粋）

資料 No. 4 足下の経済状況等に関する補足資料

資料 No. 5 今後の予定（案）

参考資料 No. 1 最低賃金に関する調査研究について

以上

資料No.1

主要統計資料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移 (暦年・四半期・月)
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 …… 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数 …… 2
- 2 有効求人倍率、完全失業率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移 (全国・ランク別、暦年・月) …… 3
 - (2) 性・年齢別完全失業率の推移 (全国、暦年・月) …… 4
- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金 (現金給与総額・定期給与額) 増減率の推移 (規模別 (30人以上・5~29人)、暦年・月) …… 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移 (規模別 (30人以上・5~29人)、暦年・月) …… 6
 - ハ 初任給額、上昇額等の推移 (年度、学歴別) …… 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 8
 - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5~29人] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移 (暦年、規模別(10人以上・10~99人・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与)) …… 10
 - ハ 月間労働時間の動き (暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間 (規模別 (30人以上・5~29人))) …… 11
- 4 春季賃上げ妥結状況
 - (1) 春季賃上げ妥結状況 (令和6年) (連合 (規模別、方式別)、経団連 (大手・中小別)) …… 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移 (暦年、賃金の改定額・改定率) …… 13
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和4年) …… 14
- 5 夏季賞与・一時金妥結状況 (令和6年) (連合、経団連) …… 14
- 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移 (全国・ランク別、暦年・月) …… 15
- 7 1月あたりの消費支出額の推移 (暦年) …… 16

8	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	・・・17
9	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・18
10	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・20
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）	・・・21
11	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、四半期）	・・・22
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・23
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・23
	(2) 法人企業統計による企業収益①（資本金規模別、年度）	・・・26
	法人企業統計による企業収益②（資本金規模別、四半期）	・・・27
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、四半期）	・・・28
12	労働生産性	
	(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・30
	(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移（暦年）	・・・32
II 都道府県統計資料編		
1	各種関連指標（ランキング別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・33
2	有効求人倍率の推移（ランキング別・都道府県別、暦年）	・・・34
3	失業率の推移（ランキング別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・35
4	賃金・労働時間の実情と推移	
	(1) 賃金	
	イ 定期給与の推移〔事業所規模5人以上〕（ランキング別・都道府県別、暦年）	・・・36
	ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	・・・37

ハ	パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額	・・・38
(2)	労働時間	
	常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模5人以上〕 (ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別(暦年))	・・・39
5	消費者物価指数等の推移	
(1)	消費者物価対前年上昇率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・月)	・・・40
(2)	消費者物価地域差指数の推移①(ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年) 消費者物価地域差指数の推移②(ランク別・都道府県下全域、暦年)	・・・41 ・・・42
6	消費支出額の推移	
(1)	1月あたりの消費支出額の推移(総世帯、暦年)	・・・43
(2)	1月あたりの消費支出額の推移(総世帯のうち勤労者世帯、暦年)	・・・44
7	労働者数等の推移	
(1)	常用労働者数〔事業所規模5人以上〕(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・45
(2)	雇用保険の被保険者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・46
(3)	就業者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・47
Ⅲ 業務統計資料編		
1	地域別最低賃金改定状況	
(1)	令和5年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 (ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額(引上げ額・率)・採決状況等)	・・・48
(2)	目安と改定額との関係の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・49
(3)	効力発生年月日の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・50
(4)	加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別、年度)	・・・51
(5)	最高額と最低額及び格差の推移(最高額・最低額・格差、年度)	・・・52
(6)	地域別最低賃金引上げ率の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・53
2	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	
(1)	監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等)	・・・54
(2)	業種別法違反の状況(令和6年1月～3月、全国計)	・・・55

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)				鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全 失業率 (%)	
	名目 (億円)	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		実数 (件)	前年比 (%)	実数 (万人)		前年差 (万人)
						指数 (R2年=100)	前期比 (%)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)					
平成 20 年	5,278,238	△ 2.1	-	5,202,331	△ 1.2	124.6	△ 3.4	128.6	△ 4.1	15,646	11.0	265	8	
平成 21 年	4,949,384	△ 6.2	-	4,906,150	△ 5.7	97.4	△ 21.9	96.4	△ 25.0	15,480	△ 1.0	336	71	
平成 22 年	5,055,306	2.1	-	5,107,200	4.1	112.5	15.6	115.3	19.6	13,321	△ 13.9	334	△ 2	
平成 23 年	4,974,489	△ 1.6	-	5,108,416	0.0	109.3	△ 2.8	110.4	△ 4.3	12,734	△ 4.4	<302>	△ 32	
平成 24 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	110.1	0.6	112.7	2.2	12,124	△ 4.7	285	△ 17	
平成 25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	109.6	△ 0.8	114.8	△ 0.5	10,855	△ 10.5	265	△ 20	
平成 26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	111.9	2.0	119.7	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	
平成 27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	
平成 28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	
平成 29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	
平成 30 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	
令和 元年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	
令和 2 年	5,398,082	△ 3.2	-	5,296,211	△ 4.1	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	
令和 3 年	5,525,714	2.4	-	5,431,731	2.6	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	
令和 4 年	5,599,700	1.3	-	5,485,704	1.0	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	
令和 5 年	5,917,681	5.7	-	5,587,269	1.9	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	35.2	178	△ 1	
令和 5 年 1～3月	5,804,230	2.2	9.1	5,570,262	1.1	103.5	△ 1.7	107.1	△ 3.7	1,956	30.1	177	△ 5	
令和 5 年 4～6月	5,951,121	2.5	10.5	5,626,583	1.0	104.8	1.3	108.1	0.9	2,086	34.1	185	△ 4	
令和 5 年 7～9月	5,937,925	△ 0.2	△ 0.9	5,574,369	△ 0.9	103.3	△ 1.4	106.5	△ 1.5	2,238	41.2	184	4	
令和 6 年 10～12月	5,979,382	0.7	2.8	5,580,472	0.1	104.4	1.1	106.7	0.2	2,410	35.2	167	0	
令和 6 年 1～3月	5,981,085	0.0	0.1	5,554,623	△ 0.5	99.0	△ 5.2	98.7	△ 7.5	2,319	18.6	175	△ 2	
令和 6 年 1月	-	-	-	-	-	98.0	△ 6.7	98.6	△ 7.9	701	23.0	170	△ 2	
令和 6 年 2月	-	-	-	-	-	97.4	△ 0.6	98.1	△ 0.5	712	23.4	182	12	
令和 6 年 3月	-	-	-	-	-	101.7	4.4	99.4	1.3	906	12.0	182	0	
令和 6 年 4月	-	-	-	-	-	100.8	△ 0.9	99.7	0.3	783	28.4	183	1	
令和 6 年 5月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,009	42.9	-	-	
資料出所	内閣府「国民経済計算」				経済産業省「鉱工業指数」				総務省「労働力調査」					

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期(月、四半期)比(差)であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。

3 平成29年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。

また、平成30年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金(現金給与総額)指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(特家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規 (倍)	有効 (倍)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	調査産業計			製造業						
							名目指数 (R2年=100)	前期比 (%)	実質指数 (R2年=100)	パート比率 (%)	名目指数 (R2年=100)	前期比 (%)	実質指数 (R2年=100)	パート比率 (%)		
平成 26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.0	3.1	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
平成 27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
平成 28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
平成 29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
平成 30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
令和 2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
令和 3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
令和 4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 5 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.7	4.2	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
令和 5 年 1～3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.5	102.8	0.2	97.8	△ 0.3	32.17	103.8	0.0	98.8	△ 0.5	13.68
令和 5 年 4～6月	2.30	1.32	106.0	0.9	119.5	△ 0.2	104.2	1.4	98.1	0.3	31.83	106.1	2.2	99.9	1.1	13.51
令和 5 年 7～9月	2.28	1.29	107.0	0.9	119.6	0.1	103.2	△ 1.0	96.5	△ 1.6	32.29	105.6	△ 0.5	98.7	△ 1.2	13.38
令和 5 年 10～12月	2.25	1.28	108.2	1.1	119.8	0.2	103.6	0.4	95.8	△ 0.7	32.67	105.3	△ 0.3	97.4	△ 1.3	13.29
令和 6 年 1～3月	2.31	1.27	108.3	0.1	120.5	0.6	104.0	0.4	96.2	0.4	30.91	104.9	△ 0.4	96.9	△ 0.5	13.02
令和 6 年 1月	2.28	1.27	108.2	0.1	120.2	0.0	103.8	0.2	96.3	0.5	30.88	104.7	△ 1.5	97.0	△ 1.3	12.92
令和 6 年 2月	2.26	1.26	108.1	0.0	120.4	0.2	103.9	0.1	96.2	△ 0.1	30.92	104.9	0.2	96.9	△ 0.1	13.11
令和 6 年 3月	2.38	1.28	108.5	0.3	120.8	0.3	104.4	0.5	96.2	0.0	30.93	105.1	0.2	96.8	△ 0.1	13.04
令和 6 年 4月	2.17	1.26	109.0	0.5	121.4	0.5	104.6	0.2	95.9	△ 0.3	30.48	106.6	1.4	97.6	0.8	12.98
令和 6 年 5月			109.5	0.4	122.2	0.7										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

- (注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期(四半期、月)比であり、そのほかの数値は原数値である。
2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。
3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
4 国内企業物価指数の令和6年5月分の数値は速報値であり、同指数の令和2年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移 (1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年			
											1月	2月	3月	4月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：%)

	男女計										男性								女性							
	年齢計		15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上				
	平成 26 年	3.6	6.3	4.6	3.4	3.0	3.2	2.2	3.7	7.1	4.8	3.2	2.9	2.9	3.7	2.6	3.4	5.4	4.4	3.5	3.1	2.5	1.5			
平成 27 年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0	3.6	5.9	4.8	3.0	2.9	2.9	3.7	2.4	3.1	5.1	4.3	3.2	2.7	2.3	1.0				
平成 28 年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3				
平成 29 年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2				
平成 30 年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8				
令和 元 年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8				
令和 2 年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1				
令和 3 年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1				
令和 4 年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1				
令和 5 年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.0	2.8	2.4	2.3	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0				
令和 6 年 1 月	2.4	3.7	3.3	2.1	2.1	2.4	1.7	2.5	4.4	3.0	2.1	2.0	2.0	2.8	2.4	2.3	2.9	3.4	2.2	2.2	1.9	...				
2 月	2.6	4.2	3.3	2.5	2.2	2.6	1.7	2.7	4.7	3.1	2.1	2.4	2.4	2.9	...	2.6	3.7	3.5	3.1	2.0	2.2	...				
3 月	2.6	4.5	3.7	2.4	2.0	2.7	1.7	2.7	4.8	3.5	2.3	2.1	2.1	2.8	...	2.6	4.0	4.0	2.5	2.0	2.4	...				
4 月	2.6	4.1	3.6	2.5	2.1	2.6	1.9	2.8	3.9	3.6	2.7	2.1	2.1	3.1	...	2.4	4.2	3.7	2.2	2.0	2.1	...				

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：%)

	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
								1月	2月	3月	4月	
現金 給与 総額	30人以上	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	1.7	1.8	1.7	2.0
	500人以上	0.0	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	1.1	1.2	△ 0.3	1.7
	100～499人	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	1.3	△ 0.2	0.7	0.3
	30～99人	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	2.0	3.3	3.5	3.4
	5～29人	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	1.5	1.2	△ 0.2	1.1
定期 給与 額	30人以上	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	1.2 (1.5)	1.9 (2.2)	2.1 (2.3)	2.3 (2.5)
	500人以上	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	1.1 (1.5)	1.3 (1.4)	0.8 (0.8)	1.6 (1.8)
	100～499人	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	0.0 (0.1)	0.6 (0.9)	0.9 (1.0)	0.7 (0.9)
	30～99人	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	1.7 (2.1)	3.0 (3.5)	3.6 (4.0)	3.5 (3.9)
	5～29人	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.3 (1.3)	1.2 (1.4)	0.9 (0.9)	0.8 (0.9)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。

3 令和6年1月以降の前年同月増減率については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年			
										1月	2月	3月	4月
30人以上	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.98	24.85	24.67	24.41
500人以上	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.48	15.42	15.19	15.09
100～499人	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	24.27	24.03	23.86	23.70
30～99人	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.48	30.41	30.26	29.92
5～29人	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.19	40.45	40.74	40.09

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、%）

	高校卒						短大卒 (事務)	大学卒 (事務・技術)			大学院 (修士) 卒
	(事務・技術)			(現業)				一律	差あり	補助職	
	一律	差あり	補助職	一律	差あり	補助職					
平成 26 年度	162,381	167,202	159,446	163,990	182,401	174,179	204,863	206,322	183,060	220,724	
	702 (0.4)	569 (0.3)	544 (0.3)	736 (0.5)	842 (0.5)	655 (0.4)	806 (0.4)	601 (0.3)	464 (0.3)	787 (0.4)	
平成 27 年度	163,737	167,472	159,382	165,054	184,173	175,591	205,914	207,854	184,169	222,083	
	1,239 (0.8)	904 (0.5)	706 (0.4)	1,151 (0.7)	1,579 (0.9)	1,342 (0.8)	1,574 (0.8)	1,933 (0.9)	1,318 (0.7)	1,875 (0.9)	
平成 28 年度	164,828	167,370	159,246	166,617	185,186	176,197	207,163	209,785	184,691	223,684	
	824 (0.5)	582 (0.3)	616 (0.4)	748 (0.5)	995 (0.5)	767 (0.4)	880 (0.4)	1,263 (0.6)	631 (0.3)	1,153 (0.5)	
平成 29 年度	165,977	167,090	159,497	167,568	186,402	177,546	208,235	211,051	186,004	224,212	
	1,093 (0.7)	565 (0.3)	532 (0.3)	834 (0.5)	966 (0.5)	851 (0.5)	1,109 (0.5)	1,132 (0.5)	745 (0.4)	930 (0.4)	
平成 30 年度	168,286	170,104	161,889	168,085	187,652	179,334	208,929	213,500	188,362	225,362	
	1,361 (0.8)	2,618 (1.6)	2,385 (1.5)	1,386 (0.8)	1,660 (0.9)	1,493 (0.8)	1,637 (0.8)	2,171 (1.0)	1,511 (0.8)	1,707 (0.8)	
令和 元 年度	168,696	170,298	161,058	170,066	187,941	180,431	209,173	214,378	188,111	225,732	
	1,670 (1.0)	1,737 (1.0)	1,641 (1.0)	1,613 (1.0)	1,490 (0.8)	1,642 (0.9)	1,544 (0.7)	1,251 (0.6)	1,041 (0.6)	1,569 (0.7)	
令和 2 年度	170,663	174,719	163,383	171,892	190,068	182,648	209,561	214,974	189,037	225,729	
	1,681 (1.0)	1,098 (0.8)	1,160 (0.7)	1,443 (0.8)	1,597 (0.8)	1,202 (0.7)	1,408 (0.7)	1,608 (0.8)	1,231 (0.7)	1,498 (0.7)	
令和 3 年度	171,550	173,527	162,731	171,894	190,262	183,068	210,092	215,665	189,113	226,262	
	634 (0.4)	781 (0.5)	603 (0.4)	505 (0.3)	867 (0.5)	797 (0.4)	727 (0.3)	904 (0.4)	544 (0.3)	778 (0.3)	
令和 4 年度	174,214	177,922	167,016	172,803	192,547	185,158	212,129	216,397	190,808	228,266	
	1,967 (1.1)	2,050 (1.2)	2,109 (1.3)	1,871 (1.1)	1,883 (1.0)	1,669 (0.9)	1,789 (0.9)	1,375 (0.6)	1,275 (0.7)	1,817 (0.8)	
令和 5 年度	180,494	185,320	174,104	178,920	200,791	193,240	219,946	225,971	198,124	237,300	
	5,988 (3.4)	6,238 (3.5)	6,139 (3.7)	6,084 (3.5)	6,673 (3.4)	6,361 (3.4)	6,161 (2.9)	7,567 (3.5)	6,007 (3.1)	7,158 (3.1)	
令和 6 年度	193,427	207,888	194,028	190,228	215,732	205,887	239,078	246,727	216,289	259,228	
	11,862 (6.5)	13,966 (7.2)	11,800 (6.5)	11,724 (6.6)	12,697 (6.3)	12,087 (6.2)	12,346 (5.4)	15,936 (6.9)	12,795 (6.3)	14,438 (5.9)	

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

(注) 1 上段は初任給額(円)、下段左は上昇額(円)、下段右は上昇率(%)。

2 集計(回答)企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。

このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっていく箇所が一部の区分にみられる。

3 調査対象は、全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業である。

4 令和6年度は、東証プライム上場企業についての速報集計結果である。

(2) 賃金・労働時間
イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

	指数 (令和2年=100)						実数 (参考)		
	所定内給与 ①		所定内労働時間 ②		時間当たり 所定内給与 ①/②		所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③/④
	前年比	前年比	前年比	前年比					
平成28年	98.6	0.6	104.8	0.0	94.1	267,210	135.8	1,968	
平成29年	99.2	0.6	104.7	△ 0.1	94.7	268,736	135.7	1,980	
平成30年	99.9	0.7	104.1	△ 0.6	96.0	270,694	134.9	2,007	
令和元年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98.0	270,847	132.0	2,052	
令和2年	100.0	0.1	100.0	△ 1.7	100.0	271,025	129.6	2,091	
令和3年	100.8	0.8	100.9	0.8	99.9	273,186	130.8	2,089	
令和4年	102.8	2.0	101.1	0.2	101.7	278,687	131.0	2,127	
令和5年	104.7	1.8	101.6	0.5	103.1	283,594	131.7	2,153	
令和4年 1～3月	101.9	1.8	98.2	0.1	103.8	276,252	127.2	2,172	
4～6月	103.2	2.1	102.7	0.1	100.5	279,689	133.2	2,100	
7～9月	102.9	2.1	101.5	1.2	101.4	278,813	131.5	2,120	
10～12月	103.3	2.1	102.1	△ 0.5	101.2	279,989	132.3	2,116	
令和5年 1～3月	103.3	1.4	99.0	0.8	104.3	280,054	128.3	2,183	
4～6月	105.0	1.7	103.6	0.9	101.4	284,610	134.2	2,121	
7～9月	104.9	1.9	101.3	△ 0.2	103.6	284,131	131.3	2,164	
10～12月	105.4	2.0	102.6	0.5	102.7	285,545	133.0	2,147	
令和6年 1～3月	105.1	2.0	98.1	△ 1.1	107.1	284,743	131.4	2,167	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。
 2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。
 3 所定内給与及び所定内労働時間の令和6年1～3月の前年同期比については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

	指数 (令和2年=100)						実数 (参考)		
	所定内給与 ①		所定内労働時間 ②		時間当たり 所定内給与 ①/②		所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③/④
	前年比	前年比	前年比	前年比					
平成28年	98.6	0.3	105.5	△ 0.4	93.5	2.0	207,447	128.9	1,609
平成29年	99.1	0.5	105.2	△ 0.4	94.2	0.7	208,956	128.2	1,630
平成30年	99.9	0.8	104.4	△ 0.8	95.7	1.6	207,902	126.4	1,645
令和元年	99.8	△ 0.1	102.0	△ 2.2	97.8	2.2	207,780	123.5	1,682
令和2年	100.0	0.2	100.0	△ 2.0	100.0	2.2	209,379	120.9	1,732
令和3年	100.3	0.3	100.4	0.4	99.9	△ 0.1	209,351	120.6	1,736
令和4年	101.4	1.1	100.1	△ 0.3	101.3	1.4	208,367	119.4	1,745
令和5年	102.6	1.2	100.3	0.2	102.3	1.0	209,202	119.3	1,754
令和4年 1～3月	98.5	△ 0.9	95.6	△ 1.5	103.0	0.6	206,276	115.6	1,784
4～6月	100.0	△ 0.7	100.5	△ 0.8	99.5	0.1	209,405	121.5	1,723
7～9月	99.7	△ 0.1	99.2	0.2	100.5	△ 0.3	208,678	119.9	1,740
10～12月	99.9	△ 0.1	99.7	△ 2.0	100.2	1.9	209,075	120.6	1,734
令和5年 1～3月	98.6	0.1	96.1	0.5	102.6	△ 0.4	206,362	116.2	1,776
4～6月	100.8	0.8	100.8	0.3	100.0	0.5	211,070	121.8	1,733
7～9月	100.1	0.4	98.4	△ 0.8	101.7	1.2	209,522	118.9	1,762
10～12月	100.2	0.3	99.3	△ 0.4	100.9	0.7	209,816	120.0	1,748
令和6年 1～3月	102.5	1.2	96.6	△ 1.3	106.1	3.4	214,115	115.5	1,854

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の令和6年1～3月の前年同期比については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移

	10人以上				10～99人				5～9人			
	① 所定内給与 (千円)	② 所定内 実労働時間 (時間)	時間当たり 所定内給与		③ 所定内給与 (千円)	④ 所定内 実労働時間 (時間)	時間当たり 所定内給与		⑤ 所定内給与 (千円)	⑥ 所定内 実労働時間 (時間)	時間当たり 所定内給与	
			①/②	③/④			⑤/⑥	前年比			前年比	前年比
平成 26 年	299.6	163	1,838	1.3	262.4	171	1,535	△0.2	260.3	174	1,496	△1.0
平成 27 年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
平成 28 年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
平成 29 年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
平成 30 年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
令和 元 年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
令和 2 年	307.7	165	1,865	-	278.0	170	1,635	-	282.0	171	1,649	-
令和 3 年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5
令和 4 年	311.8	165	1,890	1.4	284.5	169	1,683	1.6	280.6	170	1,651	1.7
令和 5 年	318.3	166	1,917	1.4	294.0	169	1,740	3.4	288.8	168	1,719	4.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。
2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。
4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。
5 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間						所定外労働時間					
	30人以上			5～29人			30人以上			5～29人		
	調査産業計		前年比	調査産業計		前年比	調査産業計		前年比	調査産業計		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
平成 28 年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
平成 29 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
平成 30 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和 元 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
令和 2 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
令和 3 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
令和 4 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	3.6	9.6	12.4
令和 5 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3	7.4	0.2	8.9	△ 7.1
令和 6 年 1 月	123.7	△ 0.4	111.9	△ 0.8	11.2	△ 4.2	13.5	△ 6.9	7.0	△ 1.4	7.3	△ 12.0
2 月	128.0	0.0	119.0	△ 0.9	11.7	△ 2.5	14.6	△ 6.4	7.5	0.0	8.6	△ 12.2
3 月	129.7	△ 2.8	119.5	△ 2.3	12.2	△ 1.6	14.9	△ 5.7	7.9	△ 2.4	9.0	△ 7.2
4 月	135.3	△ 0.5	124.2	△ 1.1	12.2	△ 3.2	14.6	△ 5.8	7.7	△ 1.3	8.4	△ 10.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

3 令和6年1月以降の前年同月増減率については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較するため、指数から算出した場合と一致しない。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和6年）

連合	第6回 回答集計結果(令和6年6月5日)		個別賃金方式(組合数による単純平均)	
	平均賃上げ方式 (加重平均)	35歳	30歳	
1,000人以上	439組合 1,889,865人 16,508円(11,573円) 5.24% (3.73%)	17組合 60,074人 11,844円(6,265円) 3.73% (1.82%)	24組合 82,758人 10,235円(3,917円) 3.44% (1.39%)	
300～999人	806組合 440,370人 14,641円(10,185円) 5.17% (3.69%)	39組合 21,798人 10,537円(6,682円) 3.60% (2.28%)	34組合 18,082人 9,694円(5,282円) 3.76% (2.07%)	
100～299人	1,069組合 192,310人 12,876円(9,467円) 4.84% (3.65%)	64組合 10,910人 8,806円(5,383円) 3.30% (2.03%)	67組合 11,293人 8,538円(4,413円) 3.48% (1.83%)	
～99人	1,109組合 55,515人 11,090円(8,354円) 4.36% (3.37%)	69組合 3,744人 6,595円(3,926円) 2.60% (1.59%)	78組合 4,098人 7,199円(3,511円) 3.05% (1.51%)	
規模計	3,423組合 2,578,060人 15,776円(11,094円) 5.18% (3.71%)	189組合 96,526人 8,629円(5,233円) 3.18% (1.90%)	203組合 116,231人 8,418円(4,145円) 3.37% (1.69%)	

- (注) 1 ()内の数値は、令和5年6月5日付 第6回 回答集計結果。
 2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
 3 個別賃金方式は「純ベア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
 4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

時給	第6回 回答集計結果(令和6年6月5日)	
	単純平均	加重平均
381組合 883,440人	賃上げ額	53.86円(39.53円)
	引上げ率	—
142組合 27,537人	平均時給	1,152.10円(1,094.11円)
	賃上げ額	9,118円(6,703円)
月給	賃上げ率	4.22%(3.11%)

(注) ()内の数値は、令和5年6月5日付 第6回 回答集計結果。

経団連(大手企業) 第1回集計(令和6年5月20日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	89社
主要22業種 大手244社	19,480円(13,110円) 5.58% (3.91%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
 2 調査対象244社のうち151社(61.9%)の回答を把握したが、うち62社は平均金額不明などのため、集計より除外。
 3 ()内の数値は、令和5年5月19日付第1回集計結果(92社)。

経団連(中小企業) 第1回集計(令和6年6月13日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	226社
17業種 754社	10,420円(7,864円) 3.92% (2.94%)

- (注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。
 2 238社(31.6%)から回答を把握したが、このうち12社は平均金額不明等のため、集計より除外。
 3 了承、妥結を含む。
 4 ()内の数値は、令和5年6月23日付第1回集計結果。

【参考】

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	全体
正社員 (月給)	9,662円 1,586社 3.62%
パート・アルバイト (時給)	8,801円 709社 3.34%
	全体
	1,070社 3.43%
	20人以下
	43.3円
	450社 3.88%

- (注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
 2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)		賃金の改定率 (%)	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
平成 27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
平成 28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
平成 29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
平成 30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元 年	5,592	5,080	2.0	1.9
令和 2 年	4,940	4,250	1.7	1.6
令和 3 年	4,694	4,087	1.6	1.5
令和 4 年	5,534	4,818	1.9	1.9
令和 5 年	9,437	7,755	3.2	3.0

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の各年1月から12月までの合計改定額、改定率である。

2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和5年)

(単位: %)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(94.1)	(0.2)	(5.7)
企業の業績	35.7	60.6	45.1
世間相場	6.9	-	0.9
雇用の維持	11.4	31.2	4.3
労働力の確保・定着	15.9	-	2.8
物価の動向	7.7	-	-
労使関係の安定	1.2	-	1.1
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	4.9	-	7.2
前年度の改定の実績	1.1	-	-
その他の要素	2.3	-	-
重視した要素はない	9.4	8.2	21.8
不詳	3.5	-	16.9

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 () 内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。

2 表中の - は当該集計値がないものを示す。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回 回答集計結果(令和6年6月5日)

一時金	2024年回答		(参考) 昨年対比	2023年回答	
	集計対象組合	対象組合員数		集計対象組合	対象組合員数
夏	回答月数	2,047組合	2.52ヶ月	0.14ヶ月	2.38ヶ月
		1,548,627人	1,564,783人		
季	回答額	1,215組合	738,024円	△333円	738,357円
		686,692人	915,694人		
年	回答月数	2,128組合	5.06ヶ月	0.19ヶ月	4.87ヶ月
		1,811,413人	1,862,317人		
間	回答額	929組合	1,607,551円	12,026円	1,595,525円
		743,338人	955,648人		

- (注) 1 △はマイナスを表す。以下同じ。
 2 数値は組合員一人当たりの加重平均。
 3 2023年回答の数値は2023年6月5日付 第6回 回答集計結果

経団連集計

	2024年夏季			2023年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	—	—	—	161社	903,397円	0.47%
製造業平均	—	—	—	127社	952,574円	3.50%
非製造業平均	—	—	—	34社	777,293円	△6.24%

- (注) 1 2024年夏季の数値は今後公表される見込み。2023年夏季の数値は2023年8月9日付 最終集計結果。
 以下の注は2023年夏季の集計に関するものである。
 2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社。
 3 20業種179社(74.3%)の妥結を把握しているが、うち18社は平均額不明等のため集計より除外。
 4 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
 5 増減率は、前年公表値(最終集計)との比較により算定。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全 国	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3
Aランク	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1
Bランク	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4
Cランク	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

7 1月あたりの消費支出額の推移

(単位：円、人)

	単身世帯				総世帯			
	勤労者世帯		世帯人員		勤労者世帯		世帯人員	
	消費支出額	消費支出額	消費支出額	世帯人員	消費支出額	消費支出額	世帯人員	世帯人員
平成 21 年	162,731	185,133	253,720	2.49	160,789	283,685	2.79	169,838
平成 22 年	162,009	181,962	252,328	2.47	160,552	283,401	2.79	169,668
平成 23 年	160,891	182,376	247,223	2.47	157,304	275,999	2.79	165,236
平成 24 年	156,450	169,751	247,651	2.45	158,218	276,830	2.80	165,438
平成 25 年	160,776	176,255	251,576	2.44	161,055	280,642	2.76	168,927
平成 26 年	162,002	179,613	251,481	2.41	161,993	280,809	2.74	169,643
平成 27 年	160,057	178,355	247,126	2.38	160,188	276,567	2.71	168,002
平成 28 年	158,911	171,455	242,425	2.35	158,141	268,289	2.68	163,884
平成 29 年	161,623	170,816	243,456	2.33	159,493	271,136	2.66	166,244
平成 30 年	162,833	178,801	246,399	2.33	161,421	275,706	2.65	169,365
令和 元 年	163,781	181,784	249,704	2.30	164,650	280,531	2.60	173,978
令和 2 年	150,506	168,965	233,568	2.27	155,025	262,359	2.57	163,655
令和 3 年	155,046	171,816	235,120	2.25	156,747	263,907	2.52	166,246
令和 4 年	161,753	178,434	244,231	2.22	163,917	273,417	2.50	172,924
令和 5 年	167,620	182,114	247,322	2.20	166,744	272,285	2.47	173,251

前年比

平成 21 年	▲ 5.2%	▲ 5.2%	▲ 2.9%	▲ 1.2%	▲ 2.3%	▲ 2.7%	▲ 1.1%	▲ 2.2%
平成 22 年	▲ 0.4%	▲ 1.7%	▲ 0.5%	▲ 0.8%	▲ 0.1%	▲ 0.1%	0.0%	▲ 0.1%
平成 23 年	▲ 0.7%	0.2%	▲ 2.0%	0.0%	▲ 2.0%	▲ 2.6%	0.0%	▲ 2.6%
平成 24 年	▲ 2.8%	▲ 6.9%	0.2%	▲ 0.8%	0.6%	0.3%	0.4%	0.1%
平成 25 年	2.8%	3.8%	1.6%	▲ 0.4%	1.8%	1.4%	▲ 1.4%	2.1%
平成 26 年	0.8%	1.9%	▲ 0.0%	▲ 1.2%	0.6%	0.1%	▲ 0.7%	0.4%
平成 27 年	▲ 1.2%	▲ 0.7%	▲ 1.7%	▲ 1.2%	▲ 1.1%	▲ 1.5%	▲ 1.1%	▲ 1.0%
平成 28 年	▲ 0.7%	▲ 3.9%	▲ 1.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 3.0%	▲ 1.1%	▲ 2.5%
平成 29 年	1.7%	▲ 0.4%	0.4%	▲ 0.9%	0.9%	1.1%	▲ 0.7%	1.4%
平成 30 年	0.7%	4.7%	1.2%	0.0%	1.2%	1.7%	▲ 0.4%	1.9%
令和 元 年	0.6%	1.7%	1.3%	▲ 1.3%	2.0%	1.8%	▲ 1.9%	2.7%
令和 2 年	▲ 8.1%	▲ 7.1%	▲ 6.5%	▲ 1.3%	▲ 5.8%	▲ 6.5%	▲ 1.2%	▲ 5.9%
令和 3 年	3.0%	1.7%	0.7%	▲ 0.9%	1.1%	0.6%	▲ 1.9%	1.6%
令和 4 年	4.3%	3.9%	3.9%	▲ 1.3%	4.6%	3.6%	▲ 0.8%	4.0%
令和 5 年	3.6%	2.1%	1.3%	▲ 0.9%	1.7%	▲ 0.4%	▲ 1.2%	0.2%

資料出所 「家計調査」

(注) 1 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

2 「家計調査」は平成30年1月から調査で使用する家計簿等の改正を行っており、その影響による変動を含むため、時系列比較をする際には注意が必要である。

8 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
地域別 最低賃金 (円)	780	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004
未満率 (%)	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9
影響率 (%)	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

9 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

令和2年に変更された集計方法に基づく特別集計値

(単位：%)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
未満率	1.8	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9	2.3	2.4
影響率	3.4	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9	6.9	8.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
 5 平成26年～令和元年の値は、時系列比較を行うため、令和2年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

従来の特別集計値

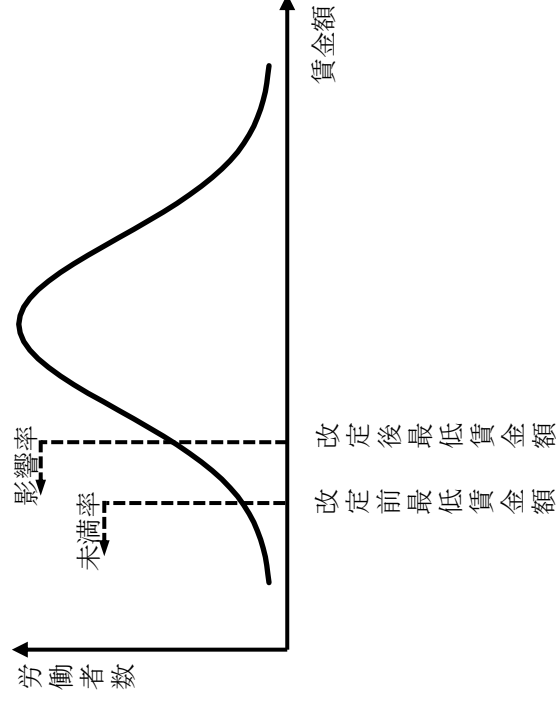
(単位：%)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
未満率	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	—	—	—	—
影響率	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	—	—	—	—

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
 5 賃金構造基本統計調査では、令和2年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

10 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）
 (1) 一般労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10～99人))

	一般労働者 (男女計)									
	地域別最低賃金 (全国加重平均額)		産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
	時間額 ①	時間額 (円)	所定内給与 (月額) ②	所定内 実労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④=②/③	時間額比 ①/④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦=⑤/⑥	時間額比 ①/⑦
見直し前	平成26年	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
見直し前	平成27年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
見直し前	平成28年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
見直し前	平成29年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
見直し前	平成30年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
見直し前	令和元年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
見直し後	平成26年	780	300.0	164	1,829	42.6	265.5	171	1,553	50.2
見直し後	平成27年	798	303.5	165	1,839	43.4	267.1	172	1,553	51.4
見直し後	平成28年	823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4
見直し後	平成29年	848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4
見直し後	平成30年	874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2
見直し後	令和元年	901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8
見直し後	令和2年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2
見直し後	令和3年	930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2
見直し後	令和4年	961	311.8	165	1,890	50.9	284.5	169	1,683	57.1
見直し後	令和5年	1,004	318.3	166	1,917	52.4	294.0	169	1,740	57.7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。
 2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成26年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

	短時間労働者														
	地域別最低賃金 (全国加重平均額)					産業計・企業規模10人以上					産業計・企業規模10～99人				
	時間額 ①	所定内給与 (時間額) (男女計) ②	時間額比 ①/②	所定内給与 (時間額) (女性) ③	時間額比 ①/③	所定内給与 (時間額) (男女計) ④	時間額比 ①/④	所定内給与 (時間額) (女性) ⑤	時間額比 ①/⑤						
見直し前 の集計方法	平成26年	780	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9						
	平成27年	798	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3						
	平成28年	823	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4						
	平成29年	848	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4						
	平成30年	874	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8						
	令和元年	901	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8						
見直し後 の集計方法	平成26年	780	65.7	1,074	72.6	1,155	67.5	1,052	74.1						
	平成27年	798	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6						
	平成28年	823	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8						
	平成29年	848	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7						
	平成30年	874	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2						
	令和元年	901	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1						
	令和2年	902	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1						
	令和3年	930	67.2	1,290	72.1	1,366	68.1	1,274	73.0						
	令和4年	961	70.3	1,270	75.7	1,339	71.8	1,250	76.9						
	令和5年	1,004	71.1	1,312	76.5	1,396	71.9	1,291	77.8						

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より①、②のとおり集計方法の見直しが行われており、そのままでは令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成26年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

① 復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しを行う。

② 短時間労働者の集計範囲について、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている者を除外していたが、見直し後はこれら者を除外せず集計範囲に含める。

(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）

	産業計・事業所規模5人以上						
	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	所定内給与 (月額)	月間出勤日数 ③	所定内 労働時間 ④	一日当たり 所定内給与 ②/③	時間当たり 所定内給与 ⑤=②/④	時間額比 ①/⑤
	①	②	③	④	②/③	⑤=②/④	①/⑤
平成 28 年	823	241,519	18.6	132.9	12,985	1,817	45.3
平成 29 年	848	242,646	18.5	132.4	13,116	1,833	46.3
平成 30 年	874	244,670	18.4	131.4	13,297	1,862	46.9
令和 元 年	901	244,432	18.0	128.5	13,580	1,902	47.4
令和 2 年	902	244,968	17.7	125.9	13,840	1,946	46.4
令和 3 年	930	245,709	17.7	126.4	13,882	1,944	47.8
令和 4 年	961	248,529	17.6	126.0	14,121	1,972	48.7
令和 5 年	1,004	251,257	17.6	126.3	14,276	1,989	50.5

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

規模計	令和3年									令和4年									令和5年									令和6年3月	
	3月			6月			9月			12月			3月			6月			9月			12月			最近	先行き			
	3月	6月	9月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	最近	先行き				
製造業	-6	2	5	6	2	1	0	2	2	0	2	-4	-1	0	2	2	0	2	2	-4	-1	0	5	4	4	4			
非製造業	-9	-7	-7	0	-2	4	5	10	10	5	10	12	14	16	18	18	16	16	18	12	14	16	18	18	13	13			
大企業	5	14	18	18	14	9	18	14	14	8	7	1	5	9	7	7	8	7	1	1	5	9	12	11	10	10			
中堅企業	-2	5	6	6	3	0	6	1	3	0	1	-5	0	0	1	1	0	1	1	-5	0	0	5	6	5	5			
中小企業	-11	-8	-6	1	0	6	7	11	11	7	11	14	17	19	20	20	17	19	20	14	17	19	20	20	15	15			
	-13	-7	-3	-1	-4	-4	-2	-2	-2	-4	-2	-6	-5	-5	-6	-5	-5	-5	-6	-6	-5	-5	1	-1	0	0			
	-11	-9	-10	-4	-6	-1	6	6	6	2	6	8	11	12	8	11	12	14	14	8	11	12	14	13	8	8			

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和6年3月調査の時点で、9,118社である。

資本金	資本金
大企業	10億円以上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

(1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、

季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。

(2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス(Diffusion Index)を算出する。

DI = (第1選択肢の回答者数構成百分比) - (第3選択肢の回答者数構成百分比)

□ 経常利益増減

(前年度比・%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	50.7	8.0	6.3
	非製造業	35.8	24.0	7.4
大企業	製造業	53.7	11.7	7.4
	非製造業	44.4	32.7	8.7
中堅企業	製造業	37.3	-3.4	1.5
	非製造業	31.6	18.0	5.9
中小企業	製造業	45.0	-7.8	2.2
	非製造業	21.8	8.4	5.2

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	8.83
	非製造業	4.85	5.57	5.78
大企業	製造業	10.48	10.52	11.32
	非製造業	6.31	7.61	8.17
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.01
	非製造業	3.73	4.11	4.19
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.29
	非製造業	3.70	3.79	3.86

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

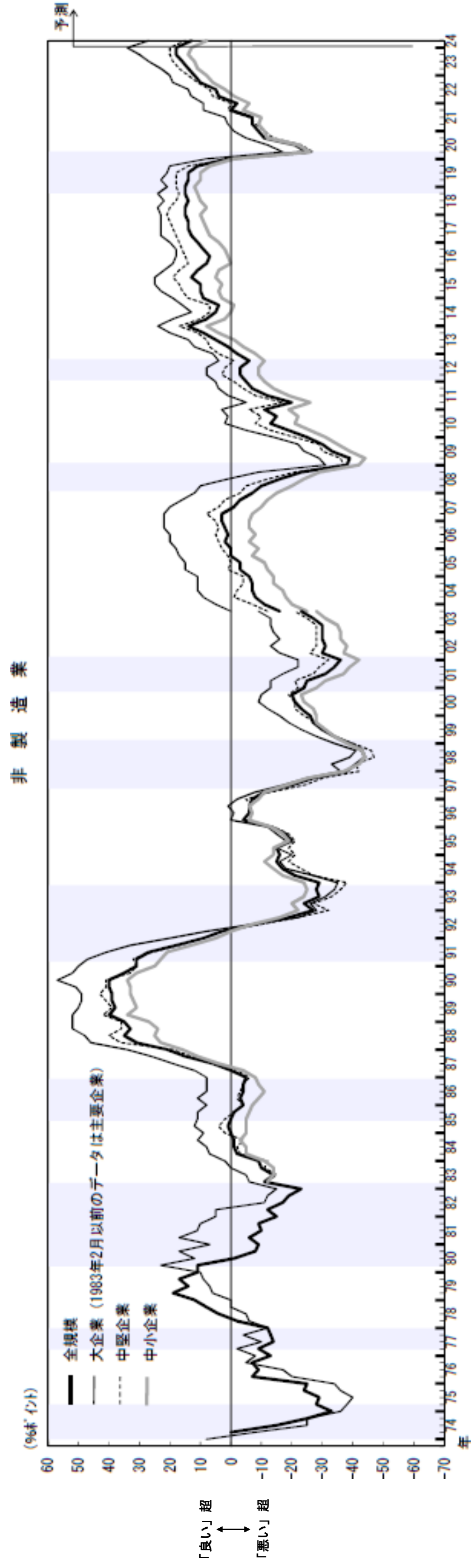
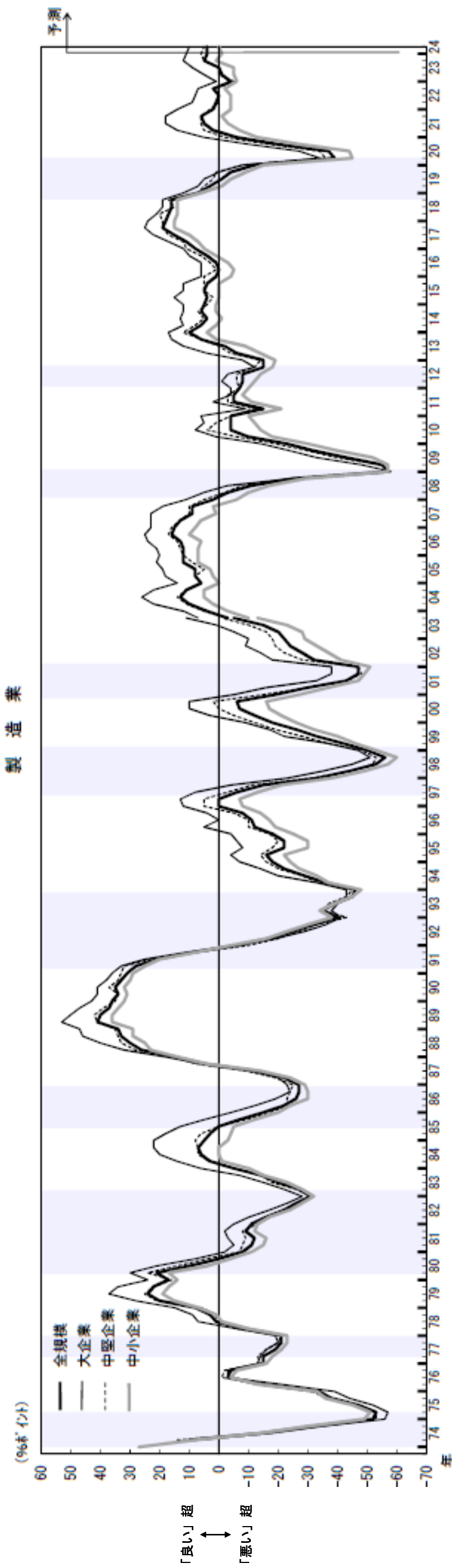
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

- (注) 1. シャドローは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。
 2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。

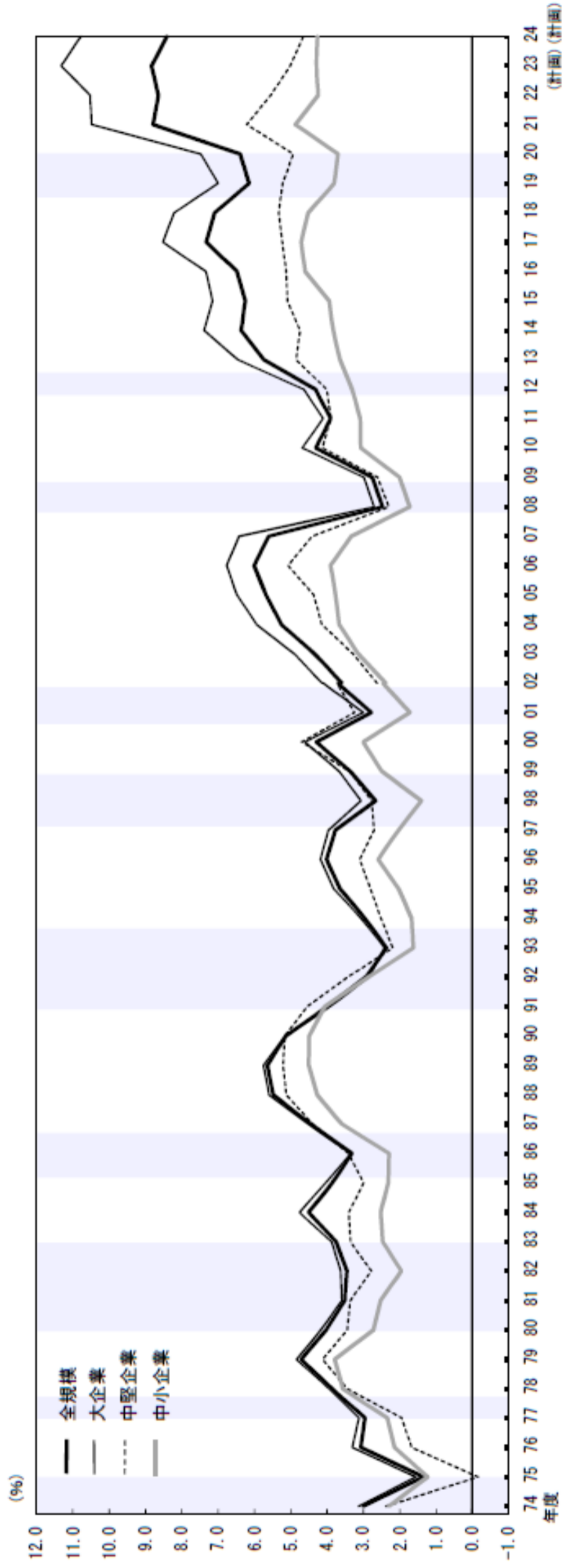
▽業況判断の推移



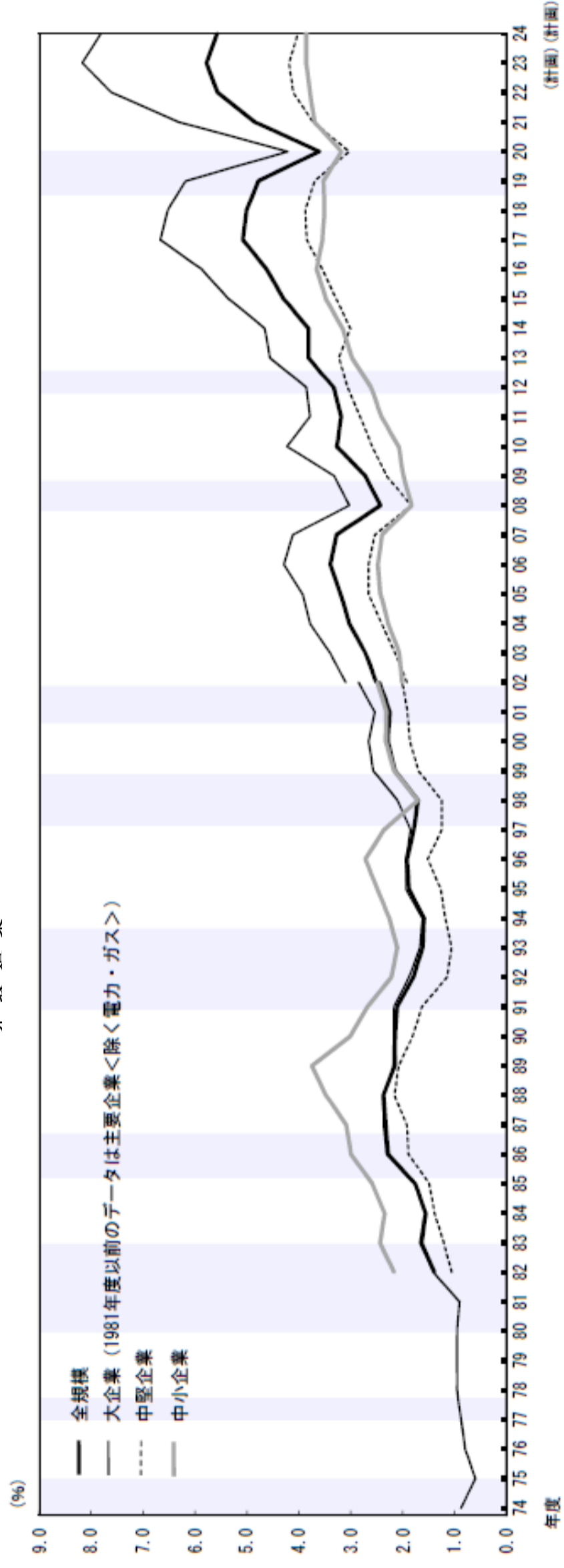
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）（2024年3月調査）

▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) (2024年3月調査)

(2) 法人企業統計による企業収益① (年度)

(単位：億円、%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
規模計	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800
前年度比	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5
資本金規模1,000万円以上	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804
前年度比	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8
〃 10億円以上	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614
前年度比	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8
〃 1億円～10億円	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904
前年度比	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6
〃 1,000万円～1億円	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286
前年度比	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0
〃 1,000万円未満	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996
前年度比	34.3	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7
規模計	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0
資本金規模1,000万円以上	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4
〃 10億円以上	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6
〃 1億円～10億円	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0
〃 1,000万円～1億円	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5
〃 1,000万円未満	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9
資料出所	財務省「法人企業統計」								
(注) 1	金融業、保険業を除く全産業。								
2	「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。								

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

(2) 法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

	令和4年					令和5年					令和6年 1～3月
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月			
	資本金規模1,000万円以上	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279	
前年同期比	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1		
" 10億円以上	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516		
前年同期比	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2		
" 1億円～10億円	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086		
前年同期比	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5		
" 1,000万円～1億円	63,893	44,881	41,981	58,343	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677		
前年同期比	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8		
資本金規模1,000万円以上	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1		
" 10億円以上	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8		
" 1億円～10億円	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5		
" 1,000万円～1億円	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2		

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」 - 「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和3年			令和4年			令和5年			令和6年			
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	10～12月			
	合計	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8
製造業	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9
建設業	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5
卸売業	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1
小売業	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4
サービス業	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7

資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり (全国で約1万9千社) である。

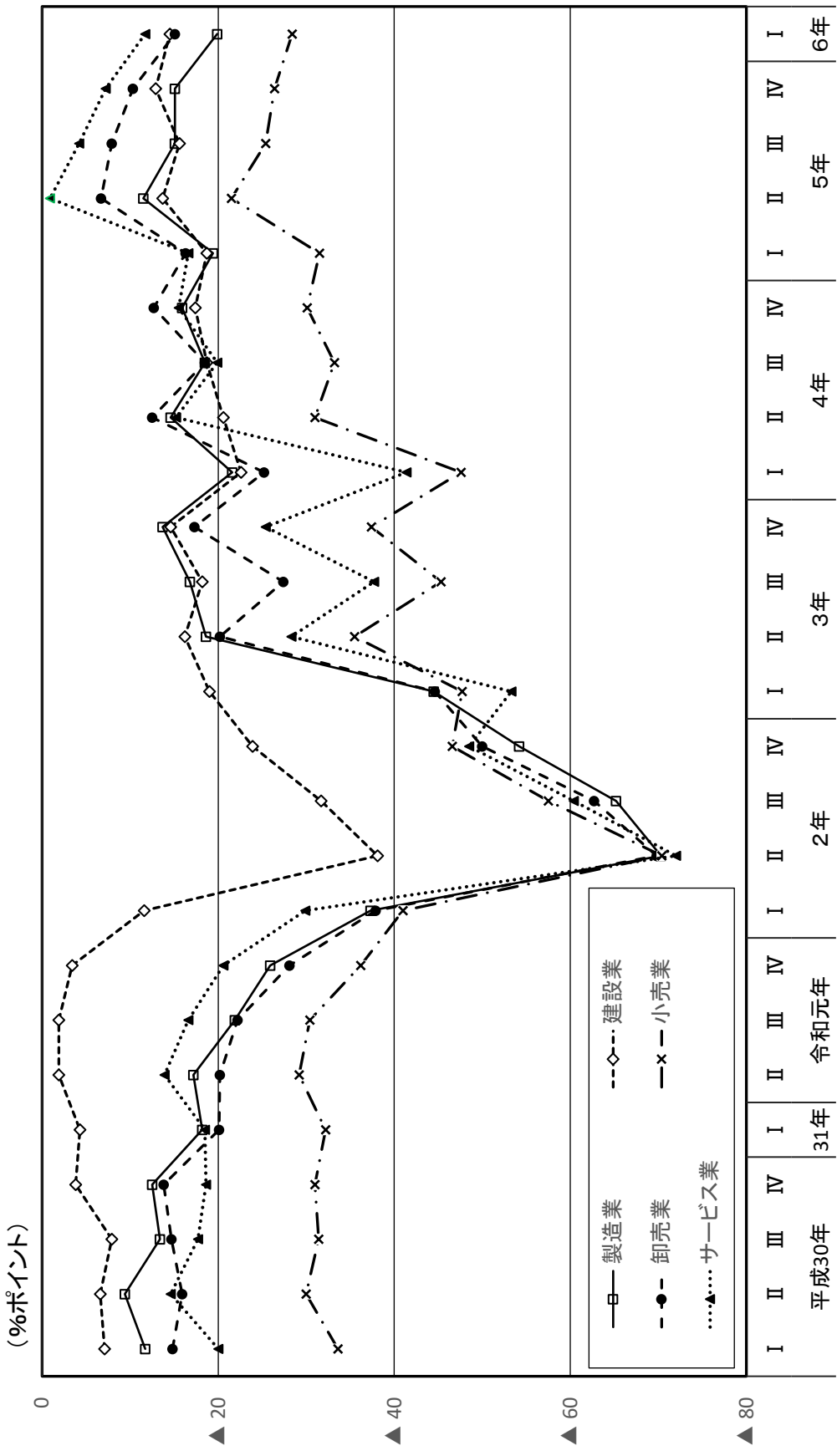
製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合 (百分率) から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合 (百分率) を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 前年同期比 「好転」 - 「悪化」

12 労働生産性 (1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	製造業				非製造業									
	資本金1億円以上		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円未満							
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比							
平成 25 年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
平成 30 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和 元 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
令和 2 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
令和 3 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
令和 4 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

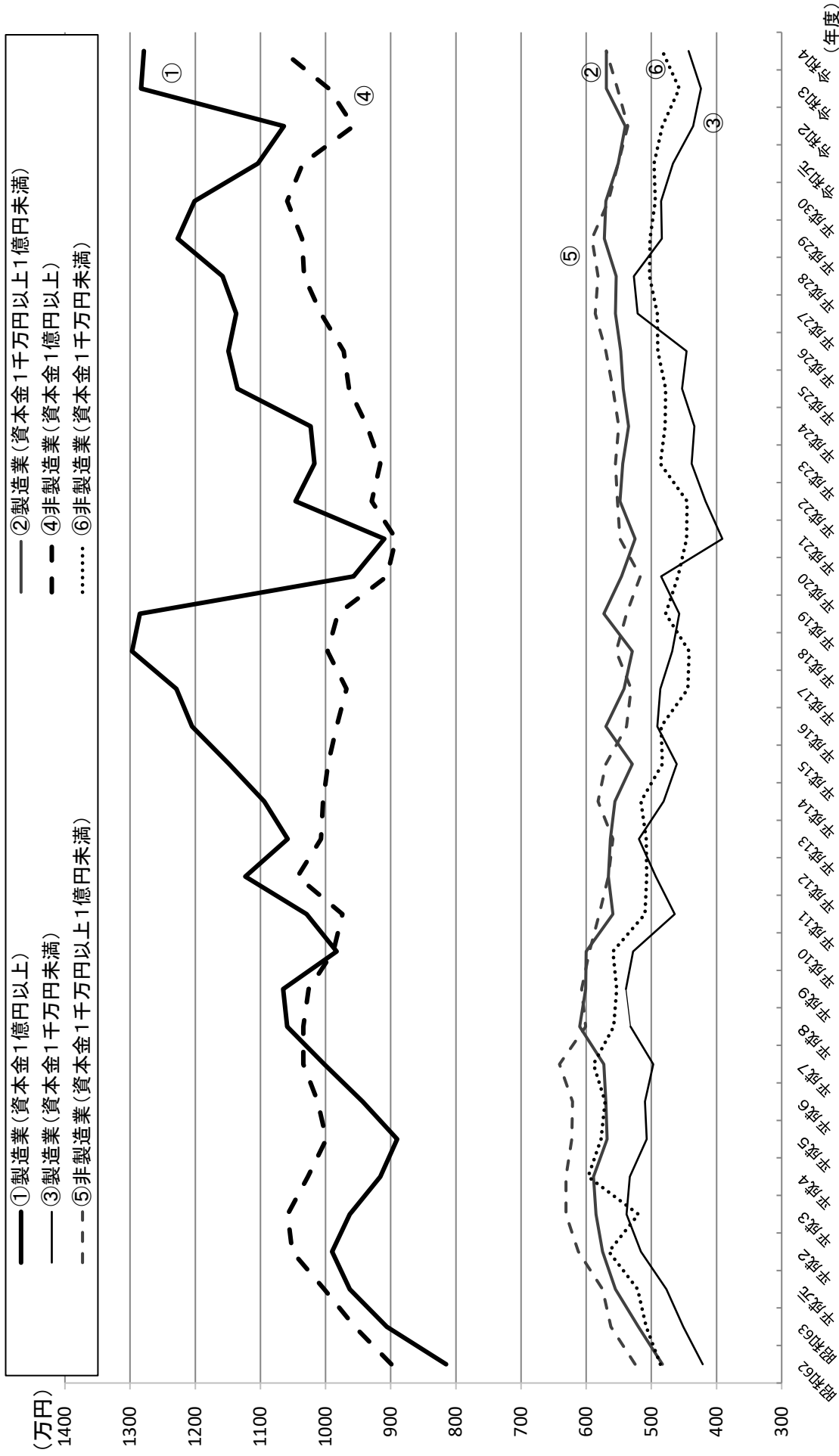
「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与

+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

従業員一人当たり付加価値額の推移



資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[平成18年度(2006年度)調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したものと)の合計である。

[平成19年度(2007年度)調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
全産業	4,346	4,280	4,305	4,402	4,476	4,661	4,703	4,724	4,721	4,791	4,783	4,865	4,923
農林水産業	1,043	1,029	1,121	1,150	1,115	1,213	1,411	1,454	1,326	1,426	1,495	1,460	1,500
鉱業	3,757	3,927	3,953	4,895	5,644	5,645	4,966	5,401	5,450	5,848	5,460	5,209	6,157
製造業	5,274	4,890	4,913	4,926	4,995	5,353	5,338	5,387	5,444	5,456	5,562	5,905	5,525
電気・ガス・水道	12,603	10,128	9,381	10,190	11,803	13,896	13,930	14,234	14,593	15,470	15,448	13,691	12,150
建設業	2,282	2,327	2,302	2,555	2,633	2,833	3,022	3,081	3,075	3,163	3,318	3,374	3,262
卸売・小売業	3,518	3,676	3,844	3,988	3,975	4,123	4,143	4,221	4,182	4,220	4,278	4,515	5,083
運輸・郵便業	3,204	3,136	3,321	3,343	3,573	3,723	3,727	3,826	3,846	3,941	3,163	3,111	3,577
宿泊・飲食サービス業	2,483	2,447	2,398	2,525	2,606	2,629	2,855	2,976	2,862	2,815	2,174	1,855	2,206
情報通信業	7,853	7,951	7,900	8,012	7,638	7,723	7,995	7,790	7,768	7,567	7,297	6,819	6,416
金融・保険業	8,152	7,851	7,406	7,798	8,198	8,266	7,567	7,373	7,722	7,708	7,747	8,013	9,040
不動産業	34,884	33,564	34,124	36,623	36,143	33,652	32,736	32,596	31,241	32,359	29,722	29,039	30,176
専門・業務支援サービス業	3,102	3,218	3,234	3,229	3,342	3,505	3,540	3,454	3,436	3,550	3,699	3,717	3,822
公務	7,383	7,474	7,424	7,450	7,569	7,677	7,920	7,889	8,049	8,352	8,286	8,318	8,457
教育	6,333	6,400	6,165	6,270	6,405	6,362	6,293	6,164	6,251	6,415	6,273	6,257	6,497
保健衛生・社会事業	3,023	2,959	3,003	3,055	3,006	3,057	3,122	3,087	3,110	3,193	3,190	3,316	3,299
その他のサービス	2,473	2,411	2,371	2,355	2,384	2,445	2,410	2,434	2,418	2,404	2,242	2,287	2,349
全産業	1.1%	▲ 1.5%	0.6%	2.2%	1.7%	4.1%	0.9%	0.5%	▲ 0.1%	1.5%	▲ 0.2%	1.7%	1.2%
農林水産業	11.4%	▲ 1.4%	9.0%	2.6%	▲ 3.0%	8.8%	16.3%	3.0%	▲ 8.8%	7.5%	4.8%	▲ 2.3%	2.8%
鉱業	10.6%	4.5%	0.7%	23.8%	15.3%	0.0%	▲ 12.0%	8.8%	0.9%	7.3%	▲ 6.6%	▲ 4.6%	18.2%
製造業	7.7%	▲ 7.3%	0.5%	0.3%	1.4%	7.2%	▲ 0.3%	0.9%	1.1%	0.2%	1.9%	6.2%	▲ 6.4%
電気・ガス・水道	▲ 1.0%	▲ 19.6%	▲ 7.4%	8.6%	15.8%	17.7%	0.2%	2.2%	2.5%	6.0%	▲ 0.1%	▲ 11.4%	▲ 11.3%
建設業	▲ 2.7%	2.0%	▲ 1.1%	11.0%	3.1%	7.6%	6.7%	1.9%	▲ 0.2%	2.9%	4.9%	1.7%	▲ 3.3%
卸売・小売業	2.0%	4.5%	4.6%	3.7%	▲ 0.3%	3.7%	0.5%	1.9%	▲ 0.9%	0.9%	1.4%	5.6%	12.6%
運輸・郵便業	1.2%	▲ 2.1%	5.9%	0.6%	6.9%	4.2%	0.1%	2.6%	0.5%	2.5%	▲ 19.7%	▲ 1.7%	15.0%
宿泊・飲食サービス業	▲ 5.7%	▲ 1.4%	▲ 2.0%	5.3%	3.2%	0.9%	8.6%	4.2%	▲ 3.8%	▲ 1.6%	▲ 22.8%	▲ 14.7%	18.9%
情報通信業	▲ 2.4%	1.2%	▲ 0.6%	1.4%	▲ 4.7%	1.1%	3.5%	▲ 2.6%	▲ 0.3%	▲ 2.6%	▲ 3.6%	▲ 6.5%	▲ 5.9%
金融・保険業	1.3%	▲ 3.7%	▲ 5.7%	5.3%	5.1%	0.8%	▲ 8.5%	▲ 2.6%	4.7%	▲ 0.2%	0.5%	3.4%	12.8%
不動産業	2.1%	▲ 3.8%	1.7%	7.3%	▲ 1.3%	▲ 6.9%	▲ 2.7%	▲ 0.4%	▲ 4.2%	3.6%	▲ 8.1%	▲ 2.3%	3.9%
専門・業務支援サービス業	▲ 5.6%	3.8%	0.5%	▲ 0.2%	3.5%	4.9%	1.0%	▲ 2.4%	▲ 0.5%	3.3%	4.2%	0.5%	2.8%
公務	▲ 1.5%	1.2%	▲ 0.7%	0.4%	1.6%	1.4%	3.2%	▲ 0.4%	2.0%	3.8%	▲ 0.8%	0.4%	1.7%
教育	▲ 1.8%	1.0%	▲ 3.7%	1.7%	2.2%	▲ 0.7%	▲ 1.1%	▲ 2.1%	1.4%	2.6%	▲ 2.2%	▲ 0.3%	3.8%
保健衛生・社会事業	▲ 1.2%	▲ 2.1%	1.5%	1.7%	▲ 1.6%	1.7%	2.1%	▲ 1.1%	0.8%	2.6%	▲ 0.1%	3.9%	▲ 0.5%
その他のサービス	0.6%	▲ 2.5%	▲ 1.7%	▲ 0.7%	1.2%	2.6%	▲ 1.4%	1.0%	▲ 0.7%	▲ 0.6%	▲ 6.7%	2.0%	2.7%

資料出所 日本生産性本部「生産性データベース」

(注) 1 内閣府「2022年度国民経済計算(2015年基準・08SNA)」の名目GDP、就業者数及び労働時間から算出されている。

2 前年比は労働基準局賃金課にて算出。

Ⅱ 都道府県統計資料編

1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（令和2年度）			標準生計費（月額、令和5年4月）			新規卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、令和5年）					
		指数 (東京=100)	順位 (位)	(千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	(円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	男性 (千円)	女性 (千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)
A ランク	東京	100.0	1	5,214	100.0	7	256,100	100.0	8	195.7	181.7	100.0	22
	神奈川	56.8	13	2,961	100.3	6	256,830	100.4	6	196.5	225.7	124.2	1
	大阪	54.3	22	2,830	94.0	10	240,790	96.6	16	189.1	199.6	109.9	3
	愛知	65.7	2	3,428	77.6	34	198,800	95.6	23	187.0	183.7	101.1	19
	埼玉	55.4	17	2,890	91.2	13	233,690	103.5	2	202.5	196.3	108.0	4
	千葉	57.3	10	2,988	98.4	9	251,980	97.4	13	190.6	190.5	104.8	6
	兵庫	55.4	18	2,887	89.6	14	229,370	98.3	10	192.4	187.6	103.2	8
	京都	52.6	30	2,745	108.2	2	277,200	103.0	3	201.6	203.6	112.1	2
	茨城	59.4	7	3,098	76.8	36	196,568	95.5	24	186.9	178.8	98.4	27
	静岡	59.6	6	3,110	85.6	21	219,306	98.3	11	192.3	184.3	101.4	14
	富山	59.8	5	3,120	99.7	8	255,341	96.4	18	188.6	183.8	101.2	18
	広島	56.9	12	2,969	87.6	17	224,440	101.7	5	199.1	179.3	98.7	25
	滋賀	59.4	8	3,097	87.1	19	223,040	102.0	4	199.7	195.0	107.3	5
	栃木	60.1	4	3,132	101.6	5	260,316	97.6	12	191.1	178.4	98.2	30
	群馬	56.3	16	2,937	86.3	20	221,110	100.2	7	196.1	179.4	98.7	24
	宮城	53.8	23	2,803	82.3	25	210,870	96.1	19	188.0	178.9	98.5	26
	山梨	57.2	11	2,982	83.1	23	212,910	98.8	9	193.4	184.7	101.7	13
	三重	56.5	15	2,948	105.7	3	270,730	109.2	1	213.7	183.7	101.1	19
	石川	53.1	26	2,770	108.6	1	278,070	96.1	19	188.0	185.7	102.2	10
福岡	50.4	35	2,630	93.9	11	240,430	97.3	14	190.4	177.0	97.4	34	
香川	53.0	28	2,766	76.2	38	195,092	94.1	27	184.1	187.2	103.0	9	
岡山	51.1	33	2,665	79.9	30	204,530	94.8	25	185.6	177.3	97.6	33	
福井	61.0	3	3,182	70.5	44	180,540	95.9	21	187.6	184.2	101.4	17	
奈良	48.0	39	2,501	89.0	15	227,970	96.6	17	189.0	184.8	101.7	12	
山口	56.8	14	2,960	75.6	39	193,641	95.9	21	187.6	178.5	98.2	29	
長野	53.5	24	2,788	78.6	32	201,370	93.3	30	182.6	185.3	102.0	11	
北海道	51.4	31	2,682	104.6	4	267,850	89.9	41	175.9	171.7	94.5	38	
岐阜	55.1	19	2,875	82.8	24	212,040	92.6	32	181.2	180.1	99.1	23	
徳島	57.8	9	3,013	78.0	33	199,730	93.7	29	183.4	184.3	101.4	14	
福島	54.3	21	2,833	82.3	26	210,780	94.0	28	183.9	183.3	100.9	21	
新潟	53.4	25	2,784	75.4	40	193,140	92.3	34	180.6	168.7	92.8	40	
和歌山	52.8	29	2,751	77.3	35	198,058	91.6	36	179.3	184.3	101.4	14	
愛媛	47.4	43	2,471	54.2	47	138,810	94.3	26	184.5	163.6	90.0	42	
島根	53.1	27	2,768	82.0	27	209,980	89.3	44	174.8	173.3	95.4	37	
大分	49.9	36	2,604	87.4	18	223,820	97.3	14	190.4	170.0	93.6	39	
熊本	47.9	40	2,498	93.1	12	238,377	90.5	39	177.2	177.6	97.7	32	
山形	54.5	20	2,843	79.1	31	202,550	89.5	43	175.1	176.1	96.9	35	
佐賀	49.4	38	2,575	81.0	29	207,440	92.3	34	180.6	160.8	88.5	46	
長崎	47.6	42	2,483	76.6	37	196,180	88.6	45	173.3	157.1	86.5	47	
岩手	51.1	32	2,666	81.7	28	209,260	92.4	33	180.9	178.0	98.0	31	
高知	47.8	41	2,491	83.5	22	213,780	89.6	42	175.3	174.1	95.8	36	
鳥取	44.4	45	2,313	66.6	46	170,600	90.1	40	176.3	163.5	90.0	43	
秋田	49.5	37	2,583	74.3	41	190,273	87.9	46	172.1	161.8	89.0	45	
鹿児島	46.2	44	2,408	71.4	43	182,980	92.9	31	181.8	188.6	103.8	7	
宮崎	43.9	46	2,289	67.9	45	173,960	91.3	37	178.7	162.0	89.2	44	
青森	50.5	34	2,633	88.2	16	225,930	90.6	38	177.4	164.7	90.6	41	
沖縄	41.6	47	2,167	71.5	42	183,080	81.8	47	160.0	178.8	98.4	27	

資料出所 内閣府「県民経済計算」 都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 各ランクは、令和5年度からの適用区分である（以下同じ）。

2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。

3 1人あたり県民所得は、平成27年基準（2008SNA）。

2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：倍)

ランク	都道府県	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
A ランク	東京都	1.14	1.25	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05	1.18	
	神奈川県	0.99	1.10	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02	1.11	
	大阪府	0.97	1.07	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04	1.10	
	愛知県	1.46	1.49	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33	1.33	
	埼玉県	0.89	1.02	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12	1.18	
	千葉県	1.05	1.18	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13	1.23	
	兵庫県	0.97	1.08	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14	1.16	
	京都府	1.06	1.17	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18	1.23	
	茨城県	1.14	1.23	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61	1.60	
	静岡県	1.14	1.26	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37	1.34	
	富山県	1.51	1.66	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.46	1.50	1.66	
	広島県	1.18	1.41	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43	1.43	
	滋賀県	1.14	1.22	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32	1.35	
	栃木県	1.04	1.16	1.30	1.48	1.58	1.56	1.16	1.13	1.29	1.29	
	群馬県	1.13	1.26	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56	1.52	
	宮城県	1.31	1.37	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37	1.37	
	山梨県	0.99	1.08	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58	1.50	
	三重県	1.38	1.48	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59	1.53	
	石川県	1.34	1.49	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54	1.52	
	福岡県	0.93	1.06	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08	1.16	
B ランク	香川県	1.38	1.47	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64	1.60	
	岡山県	1.40	1.43	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54	1.54	
	福井県	1.52	1.67	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	1.84	2.04	1.94	
	奈良県	1.01	1.11	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36	1.33	
	山口県	1.17	1.33	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72	1.72	
	長野県	1.16	1.32	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65	1.59	
	北海道	0.87	0.97	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18	1.14	
	岐阜県	1.36	1.59	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72	1.65	
	徳島県	1.15	1.24	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.38	1.32	
	福島県	1.65	1.72	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.53	1.51	
	新潟県	1.17	1.24	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.55	1.57	
	和歌山県	1.08	1.12	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25	1.25	
	愛媛県	1.15	1.27	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52	1.50	
	島根県	1.26	1.33	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83	1.70	
	大分県	0.97	1.14	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47	1.57	
	熊本県	1.06	1.18	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55	1.49	
	山形県	1.27	1.28	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68	1.58	
	佐賀県	1.03	1.09	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54	1.56	
	長崎県	0.90	1.06	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32	1.38	
	岩手県	1.16	1.28	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46	1.36	
高知県	0.81	0.90	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18	1.20		
鳥取県	1.04	1.21	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68	1.59		
秋田県	0.92	1.07	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64	1.51		
鹿児島県	0.79	0.92	1.09	1.28	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43	1.32		
宮崎県	1.01	1.12	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54	1.48		
青森県	0.85	0.97	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29	1.31		
沖縄県	0.75	0.91	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98	1.16		
C ランク	資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」										
	(注) 1 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。											
	2 各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。											

3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：%)

ランク	都道府県	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年1~3月
A ランク	東京都	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.5	2.5
	神奈川県	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9	2.7
	大阪府	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.2	3.3
	愛知県	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0	2.0
	埼玉県	3.5	3.2	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.7	2.7
	千葉県	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.5	2.4
	兵庫県	3.9	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.6	2.6	2.6
	京都府	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.3	2.6	2.8	2.5	2.5	2.7
	茨城県	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.4	2.5	2.7	2.5	2.5	2.5
	静岡県	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2
	富山県	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8
	岐阜県	3.2	3.0	2.7	2.4	2.4	2.3	2.4	2.4	2.4	2.0	2.1
	滋賀県	2.8	2.2	2.5	2.0	1.9	1.8	2.4	2.5	2.5	2.3	2.5
	栃木県	3.2	3.1	2.7	2.3	2.0	2.2	2.3	2.3	2.6	2.3	2.2
	群馬県	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.2	2.1	2.1	2.3	1.9	2.0
	宮城県	3.6	3.7	3.2	2.8	2.6	2.6	3.1	3.0	3.0	2.9	3.0
	山梨県	2.9	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	2.2	1.8	2.0
三重県	2.3	2.2	2.0	1.8	1.3	1.4	1.9	2.0	2.0	1.7	1.6	
B ランク	石川県	2.9	2.3	2.1	1.9	1.4	1.6	1.8	1.9	2.1	1.9	2.0
	福岡県	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9	2.7	2.7
	香川県	3.0	2.8	2.6	2.6	2.2	2.0	2.2	2.2	2.0	2.0	1.7
	岡山県	3.2	3.1	2.7	2.4	2.4	2.3	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2
	福井県	2.4	1.8	1.9	1.6	1.6	1.4	1.6	1.6	1.7	1.4	1.5
	奈良県	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	2.5	2.5	2.2	2.4	2.3
	山口県	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	2.0	1.8	1.6	1.5
	長野県	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.3	2.0	2.0	2.1
	北海道	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.0	3.2	2.8
	岐阜県	2.5	2.3	2.1	1.9	1.4	1.3	1.7	1.9	1.6	1.8	1.8
	徳島県	3.3	3.0	2.7	2.7	1.9	1.9	2.2	2.5	1.9	1.9	2.2
	福島県	3.1	3.1	2.7	2.4	2.2	2.1	2.5	2.4	2.2	2.4	2.6
	新潟県	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.2	2.1	2.2
	和歌山県	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.5	2.5	2.3	2.1	2.6
	愛媛県	3.2	2.8	2.6	2.3	1.9	1.9	2.1	2.2	2.0	1.9	1.9
	島根県	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.9	1.4	1.7	1.7	1.3	1.2
	C ランク	大分県	3.3	2.9	2.5	2.3	2.0	2.0	2.1	2.2	1.8	2.0
熊本県		3.9	3.5	3.1	2.9	2.6	2.6	2.8	2.8	2.6	2.4	2.6
山形県		2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.0	2.0	1.9	1.7	2.1
佐賀県		3.4	3.0	2.3	2.0	1.8	1.9	2.0	1.6	1.6	1.3	1.2
長崎県		3.6	3.2	2.8	2.6	2.0	2.0	2.3	2.2	1.9	1.9	2.0
岩手県		2.9	2.9	2.5	2.1	1.8	2.1	2.5	2.4	2.3	2.3	2.7
高知県		3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	2.0	2.0	1.8
鳥取県		2.7	2.7	2.3	2.0	2.0	2.3	2.3	2.0	2.0	2.0	2.1
秋田県		3.7	3.5	3.0	2.8	2.4	2.6	2.8	2.6	2.3	2.5	3.2
鹿児島県		3.9	3.5	2.8	2.8	2.4	2.4	2.4	2.6	2.6	2.2	2.0
宮崎県		3.1	3.2	2.3	2.0	1.2	1.4	1.9	2.3	2.5	2.7	2.5
青森県		4.2	4.2	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.9	2.9	2.9	3.5
沖縄県		5.4	5.1	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.7	3.2	3.2

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

- (注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。(北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計)
 2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
 3 毎年1~3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
A ランク	東京	329,759	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842
	神奈川	266,251	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379
	大阪	272,110	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029
	愛知	271,832	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653
	埼玉	238,982	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190
	千葉	244,791	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734
	兵庫	247,186	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584
	京都	240,823	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060
	茨城	260,431	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502
	静岡	254,512	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609
	富山	253,188	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484
	広島	254,365	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093
	滋賀	254,213	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613
	栃木	254,936	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047
	群馬	248,872	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532
	宮城	253,537	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119
	山梨	240,181	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143
	三重	262,588	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064
	石川	244,259	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755
福岡	249,236	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	
香川	251,826	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	
岡山	251,079	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	
福井	247,647	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	
奈良	223,388	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	
山口	244,185	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	
長野	244,711	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	
北海道	237,523	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	
岐阜	235,097	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	
徳島	245,456	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	
福島	251,995	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,778	
新潟	242,809	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	
和歌山	238,992	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	
愛媛	226,732	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	
島根	236,386	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	
大分	224,161	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077	
熊本	231,392	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	
山形	234,910	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381	
佐賀	228,957	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	
長崎	214,089	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	
岩手	236,303	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	
高知	244,947	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	
鳥取	228,651	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	
秋田	224,748	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	
鹿児島	218,984	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	
宮崎	214,277	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	
青森	217,484	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	
沖縄	205,547	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	

資料出所 厚生労働省「毎月労働統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年3月	令和6年4月
A ランク	東京都	1,175	1,217	1,238	1,236	1,267	1,268	1,264
	神奈川県	1,201	1,236	1,256	1,271	1,303	1,317	1,330
	大阪府	1,130	1,158	1,167	1,187	1,218	1,249	1,255
	愛知県	1,124	1,149	1,158	1,176	1,206	1,239	1,231
	埼玉県	1,117	1,146	1,155	1,177	1,208	1,238	1,234
	千葉県	1,127	1,158	1,168	1,182	1,210	1,246	1,244
	兵庫県	1,113	1,134	1,151	1,160	1,187	1,214	1,213
	京都府	1,088	1,118	1,132	1,139	1,173	1,218	1,204
	茨城県	1,041	1,066	1,078	1,094	1,130	1,175	1,175
	静岡県	1,071	1,093	1,103	1,122	1,156	1,198	1,190
	富山県	1,018	1,040	1,050	1,063	1,095	1,133	1,123
	広島県	1,019	1,037	1,042	1,057	1,096	1,133	1,133
	滋賀県	1,042	1,078	1,082	1,101	1,129	1,169	1,177
	栃木県	1,041	1,069	1,075	1,091	1,125	1,153	1,145
	群馬県	1,035	1,052	1,056	1,071	1,100	1,127	1,120
	宮城県	1,002	1,025	1,037	1,052	1,084	1,114	1,114
	山梨県	1,020	1,045	1,050	1,073	1,107	1,165	1,150
	三重県	1,046	1,069	1,073	1,098	1,129	1,167	1,156
	石川県	1,017	1,028	1,023	1,041	1,074	1,102	1,108
福岡県	1,010	1,030	1,065	1,079	1,118	1,146	1,139	
香川県	1,001	1,024	1,032	1,048	1,078	1,120	1,102	
岡山県	1,003	1,024	1,030	1,049	1,074	1,125	1,113	
福井県	986	1,005	1,013	1,036	1,074	1,106	1,120	
奈良県	1,047	1,076	1,092	1,106	1,138	1,179	1,159	
山口県	980	1,003	1,011	1,036	1,071	1,124	1,118	
長野県	1,000	1,022	1,025	1,047	1,080	1,111	1,109	
北海道	987	1,010	1,024	1,049	1,084	1,140	1,118	
岐阜県	1,025	1,047	1,054	1,075	1,102	1,123	1,141	
徳島県	1,024	1,041	1,053	1,064	1,095	1,131	1,101	
福島県	988	1,000	993	1,009	1,040	1,070	1,082	
新潟県	978	1,001	1,007	1,024	1,061	1,097	1,083	
和歌山県	1,008	1,034	1,043	1,054	1,086	1,123	1,116	
愛媛県	970	988	997	1,017	1,050	1,079	1,077	
島根県	959	982	990	1,004	1,036	1,079	1,054	
大分県	939	967	980	1,000	1,038	1,083	1,061	
熊本県	971	990	1,005	1,029	1,065	1,103	1,095	
山形県	942	973	974	992	1,021	1,061	1,045	
佐賀県	954	972	981	1,004	1,036	1,075	1,065	
長崎県	935	961	976	991	1,027	1,063	1,061	
岩手県	914	945	947	969	1,008	1,041	1,028	
高知県	941	971	982	997	1,035	1,073	1,080	
鳥取県	969	987	989	1,006	1,037	1,104	1,066	
秋田県	915	938	956	977	1,007	1,049	1,039	
鹿児島県	929	955	973	993	1,031	1,069	1,069	
宮崎県	929	946	960	989	1,027	1,064	1,044	
青森県	901	928	942	960	990	1,036	1,023	
沖縄県	974	1,010	1,030	1,048	1,087	1,179	1,125	
全国	1,059	1,082	1,092	1,110	1,145	1,176	1,173	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常時的雇用（雇用契約において雇期間の定めがないか又は4か月以上の雇期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3 1 求人票あたり1 募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その平均額を1 募集賃金として算出している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年3月	令和6年4月	
A ランク	東 京	1,111	1,157	1,176	1,180	1,209	1,217	1,215	
	神 奈 川	1,132	1,163	1,184	1,199	1,231	1,249	1,263	
	大 阪	1,074	1,099	1,108	1,129	1,163	1,194	1,199	
	愛 知	1,046	1,070	1,079	1,099	1,127	1,159	1,157	
	埼 玉	1,056	1,083	1,090	1,112	1,145	1,174	1,175	
	千 葉	1,070	1,097	1,106	1,123	1,151	1,186	1,184	
	兵 庫	1,052	1,071	1,086	1,100	1,130	1,157	1,155	
	京 都	1,029	1,057	1,069	1,080	1,113	1,158	1,144	
	茨 城	983	1,003	1,017	1,034	1,070	1,112	1,107	
	静 岡	1,017	1,034	1,043	1,064	1,096	1,134	1,127	
	富 山	964	983	996	1,011	1,043	1,078	1,075	
	広 島	970	987	993	1,011	1,049	1,083	1,078	
	滋 賀	993	1,024	1,028	1,047	1,076	1,115	1,126	
	栃 木	982	1,011	1,017	1,034	1,066	1,094	1,083	
	群 馬	971	990	995	1,013	1,041	1,069	1,063	
	宮 城	953	974	982	1,000	1,034	1,066	1,063	
	山 梨	963	983	987	1,012	1,043	1,091	1,087	
	三 重	992	1,013	1,017	1,043	1,072	1,105	1,099	
	石 川	956	970	970	991	1,023	1,047	1,054	
	B ランク	福 岡	954	973	1,001	1,018	1,053	1,082	1,078
香 川		945	968	974	989	1,019	1,058	1,045	
岡 山		949	968	975	996	1,022	1,068	1,060	
福 井		937	955	963	984	1,021	1,053	1,062	
奈 良		989	1,015	1,030	1,044	1,078	1,120	1,101	
山 口		939	958	964	989	1,024	1,076	1,068	
長 野		947	971	976	998	1,030	1,059	1,058	
北 海 道		949	969	982	1,007	1,043	1,097	1,074	
岐 阜		969	988	996	1,017	1,045	1,065	1,082	
徳 島		958	970	982	997	1,029	1,065	1,041	
福 島		935	950	944	964	995	1,024	1,032	
新 潟		933	954	960	977	1,012	1,049	1,039	
和 歌 山		955	977	986	1,002	1,033	1,069	1,065	
愛 媛		917	936	945	969	1,001	1,029	1,027	
島 根		917	932	942	958	988	1,024	1,014	
大 分		899	924	934	957	994	1,039	1,018	
熊 本		919	935	949	975	1,009	1,043	1,039	
C ランク		山 形	899	923	928	948	974	1,010	1,003
		佐 賀	914	925	936	958	989	1,028	1,019
		長 崎	896	917	934	951	985	1,023	1,018
	岩 手	877	901	906	928	963	998	986	
	高 知	910	930	942	958	995	1,034	1,033	
	鳥 取	918	935	941	961	993	1,056	1,023	
	秋 田	880	900	917	941	968	1,013	999	
	鹿 児 島	887	909	925	948	984	1,020	1,019	
	宮 崎	888	902	916	946	982	1,018	1,000	
	青 森	868	893	906	927	956	999	984	
	沖 縄	928	957	973	994	1,029	1,122	1,070	
	全 国	1,003	1,025	1,035	1,054	1,089	1,121	1,118	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常時的雇用（雇用契約において雇期間の定めがないか又は4か月以上の雇期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3 1 求人票あたり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その下限額を1募集賃金として算出している。

5 消費者物価指数等の推移
(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和6年						
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	1月	2月	3月	4月	5月		
A ランク	東京	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.1	3.1	2.2	2.2	2.6	
	神奈川	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.4	3.4	2.6	3.3	3.5	
	大阪	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	2.7	2.7	2.0	2.9	2.5	3.1
	愛知	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	2.8	2.8	2.0	3.0	2.9	3.0
	埼玉	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	2.9	2.9	2.3	3.0	2.9	3.4
	千葉	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	2.7	2.7	1.9	2.5	2.7	2.8
	兵庫	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.4	3.4	2.5	3.3	3.0	3.0
	京都	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	2.9	2.9	2.6	3.3	3.0	3.4
	茨城	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	2.2	2.2	1.6	1.9	2.4	2.7
	静岡	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	2.8	2.8	1.8	2.5	2.8	3.4
B ランク	富山	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	3.5	3.5	3.5	4.3	3.4	3.7
	広島	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	2.7	2.7	2.5	2.7	2.5	3.2
	滋賀	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.0	3.0	2.4	3.5	2.9	3.4
	栃木	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.4	3.4	3.1	3.4	2.9	3.4
	群馬	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.2	3.2	2.8	3.1	3.0	3.5
	宮城	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.1	4.1	3.1	4.0	4.0	4.3
	山梨	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.1	3.1	2.6	3.5	3.1	3.0
	三重	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	2.4	2.4	2.0	2.4	2.6	3.2
	石川	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.9	3.9	3.3	4.0	3.9	4.1
	福岡	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.2	3.2	2.5	3.4	3.2	3.2
C ランク	香川	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.3	3.3	2.9	3.7	3.3	4.0
	岡山	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	2.0	2.0	1.5	2.4	2.0	2.4
	福井	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.1	3.1	2.4	3.5	2.4	3.5
	奈良	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	4.0	4.0	2.6	3.5	3.9	4.2
	山口	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	2.6	2.6	2.1	2.9	2.6	3.4
	長野	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	3.1	3.2	2.6	3.2	3.1	3.8
	北海道	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	3.8	3.8	3.1	3.8	3.3	3.4
	岐阜	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.2	3.2	2.2	3.2	3.2	3.3
	徳島	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.5	3.5	3.0	3.4	3.5	3.7
	福島	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.8	3.8	2.7	3.8	3.5	3.8
資料出所 総務省「消費者物価指数」	新潟	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	2.9	2.9	2.1	3.0	2.9	3.6
	和歌山	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	2.1	2.1	1.7	2.4	2.5	2.9
	愛媛	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	4.0	3.8	4.6	4.0	3.7
	島根	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	2.3	2.3	1.7	2.9	2.6	2.9
	大分	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	2.5	2.5	2.2	2.9	2.4	2.8
	熊本	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.0	3.0	2.2	3.3	2.9	3.4
	山形	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	4.0	4.0	3.8	4.3	4.2	4.4
	佐賀	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	3.5	3.5	3.0	3.7	3.4	3.3
	長崎	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.6	3.6	2.6	4.0	3.4	3.3
	岩手	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	3.4	3.4	3.3	3.9	3.5	4.1
（注）1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。 2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。	高知	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	3.9	3.9	4.0	4.0	3.5	3.6
	鳥取	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	3.0	3.0	2.5	3.2	2.6	3.2
	秋田	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	3.8	3.8	3.1	4.1	3.6	4.0
	鹿児島	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	2.7	2.7	1.4	3.0	2.7	3.3
	宮崎	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6	3.6	3.0	3.6	3.1	3.8
	青森	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.6	3.6	3.2	3.7	3.4	3.8
	沖縄	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.5	4.5	3.8	4.9	3.1	3.8

(2) 消費者物価地域差指数の推移① (都道府県庁所在都市)

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数 (全国平均=100)												
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年			
A ランク	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	東京都	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3	105.3	105.5	105.5	
	神奈川県	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6	103.6	103.7	103.7	
	大阪府	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7	100.7	100.3	100.3	
	愛知県	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.5	98.9	99.2	99.2	
	埼玉県	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1	101.1	101.4	101.4	
	千葉県	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6	100.6	100.7	100.7	
	兵庫県	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9	99.9	99.4	99.4	
	京都府	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1	101.1	100.8	100.8	
	茨城県	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6	98.6	98.9	98.9	
	静岡県	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	99.9	100.0	100.0	
	富山県	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0	99.0	98.6	98.6	
	広島県	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8	98.8	98.9	98.9	
	滋賀県	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.5	100.4	100.4	100.0	100.0	
	栃木県	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.5	99.5	99.4	99.4	
	群馬県	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.5	96.5	96.1	96.1	
	宮城県	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6	99.6	99.7	99.7	
	山梨県	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	98.2	98.3	98.3	98.9	98.9	
	三重県	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2	98.2	98.5	98.5	
	石川県	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9	99.9	99.4	99.4	
B ランク	福岡県	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0	97.8	97.8	97.8	
	香川県	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3	99.1	99.1	99.1	
	岡山県	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0	97.9	97.9	97.9	
	福井県	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0	99.0	98.8	98.8	
	奈良県	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9	96.9	96.7	96.7	
	山口県	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3	100.3	100.5	100.5	
	長野県	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0	98.0	98.2	98.2	
	北海道	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6	100.6	100.9	100.9	
	岐阜県	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1	98.1	97.9	97.9	
	徳島県	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1	100.1	99.3	99.3	
	福島県	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6	100.6	100.7	100.7	
	新潟県	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7	98.7	99.0	99.0	
	和歌山県	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1	99.1	98.9	98.9	
	愛媛県	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6	98.6	98.7	98.7	
	島根県	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2	100.2	99.8	99.8	
	大分県	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1	98.1	97.7	97.7	
	熊本県	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0	99.0	99.0	99.0	
	山形県	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5	100.5	100.3	100.3	
	佐賀県	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0	98.0	97.9	97.9	
	C ランク	長崎県	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9	99.9	99.9	99.9
岩手県		98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5	99.1	99.1	99.1	
高知県		99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1	100.1	99.5	99.5	
鳥取県		98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8	97.8	97.9	97.9	
秋田県		97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	98.6	99.1	99.1	
鹿児島県		98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6	97.6	96.8	96.8	
宮崎県		97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	96.9	96.9	96.9	
青森県		99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8	97.8	98.1	98.1	
沖縄県		101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6	99.6	100.0	100.0	
資料出所 総務省「小売物価統計調査(構造編)」(平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による)														
(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。														
2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域格差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。														

(2) 消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）											
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年		
A ランク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	105.2	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.4	104.7	104.5	104.5	104.7	104.7
	神 奈 川	103.9	103.6	103.5	104.3	104.2	104.3	104.0	104.0	103.0	103.0	103.1	103.1
	大 阪	100.2	100.4	100.3	100.0	100.0	99.8	99.7	99.7	99.8	99.8	99.4	99.4
	愛 知	98.8	98.9	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	98.0	98.4	98.4
	埼 玉	101.4	101.1	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	101.0	100.6	100.3	100.5	100.5
	千 葉	99.4	99.6	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	100.7	101.0	100.6	101.0	101.0
	兵 庫	100.9	100.7	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	99.4	99.4
	京 都	100.7	101.2	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	100.6	101.6	101.1	100.9	100.9
	茨 城	98.4	98.3	98.1	97.6	97.9	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	98.2	98.2
	静 岡	97.9	98.1	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.5	98.3	98.4	98.4	98.4
	富 山	97.5	97.9	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.6	98.7	98.8	98.6	98.6
	広 島	98.1	98.3	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	99.0	98.7	98.7	98.7	98.7
	滋 賀	99.0	99.1	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.5	99.3	100.0	99.6	99.6
	栃 木	98.5	99.0	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.2	98.3	98.1	98.3	98.3
	群 馬	96.9	97.1	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.6	96.7	96.6	96.2	96.2
	宮 城	98.2	98.2	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.3	99.4	99.5	99.5
	山 梨	98.5	98.0	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	98.7	97.5	97.7	98.1	98.1
	三 重	98.2	98.4	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.7	98.8	99.3	99.3	99.3
石 川	99.4	99.5	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.2	100.1	99.4	99.4	
福 岡	97.0	97.1	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	96.8	97.4	97.5	97.3	97.3	
香 川	97.9	98.0	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.3	98.2	98.5	98.2	98.2	
岡 山	98.9	98.6	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.6	97.5	97.8	97.8	97.8	
福 井	99.6	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.3	99.4	99.5	99.4	99.4	
奈 良	97.7	97.2	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.5	97.3	97.3	97.0	97.0	
山 口	98.4	97.9	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	98.7	99.4	100.0	99.9	99.9	
長 野	97.2	96.9	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.7	97.4	97.5	97.5	
北 海 道	99.2	98.9	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	99.9	100.3	100.8	101.1	101.1	
岐 阜	97.0	97.0	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.3	97.4	97.3	97.2	97.2	
徳 島	98.4	98.3	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	100.1	99.6	99.8	99.2	99.2	
福 島	99.1	100.0	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.6	99.4	99.4	99.3	99.3	
新 潟	97.9	98.2	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.7	98.2	98.3	98.4	98.4	
和 歌 山	100.0	100.1	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.2	99.4	99.4	99.2	99.2	
愛 媛	97.6	97.6	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	97.9	98.2	98.1	98.1	
島 根	99.8	99.4	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.5	99.9	99.6	99.6	
大 分	97.5	97.6	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.7	97.9	97.8	97.4	97.4	
熊 本	98.1	98.2	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.8	98.7	99.0	98.9	98.9	
山 形	100.6	100.7	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.2	100.5	100.8	100.7	100.7	
佐 賀	97.1	97.0	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	97.5	98.2	98.2	97.9	97.9	
長 崎	98.9	98.7	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.8	99.5	99.2	99.1	99.1	
岩 手	98.4	97.9	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.1	99.0	99.4	99.1	99.1	
高 知	99.2	98.8	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.8	99.2	99.9	99.4	99.4	
鳥 取	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.6	98.2	98.3	98.2	98.2	
秋 田	98.0	97.9	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	98.4	97.9	98.4	98.7	98.7	
鹿 児 島	97.8	97.2	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	96.3	97.2	97.2	96.6	96.6	
宮 崎	96.1	95.9	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	96.0	95.9	96.2	96.1	96.1	
青 森	98.5	98.8	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.4	98.1	97.9	98.3	98.3	
沖 縄	98.4	98.4	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.4	98.0	98.5	99.0	99.0	

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」

(注) 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

7 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)

ランク	都道府県	人数(万人)					前年比増減(%)				
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
A ランク	東京都	797	812	806	800	797	6.3	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4
	神奈川県	299	303	302	299	306	8.2	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4
	大阪府	389	394	394	394	379	△ 0.7	1.2	0.0	0.1	△ 3.8
	愛知県	319	320	319	318	318	5.5	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0
	埼玉県	211	214	215	214	222	1.2	1.5	0.2	△ 0.4	3.6
	千葉県	174	172	172	172	177	2.6	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.7
	兵庫県	180	182	180	178	182	4.7	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3
	京都府	92	95	95	96	95	4.2	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6
	茨城県	99	99	98	98	102	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0
	静岡県	140	141	141	141	142	△ 0.2	1.0	△ 0.4	0.4	0.9
	富山県	42	42	42	42	43	0.1	0.1	0.9	0.4	1.8
	広島県	105	107	107	107	112	4.6	1.7	0.2	△ 0.1	4.2
	滋賀県	51	51	50	50	50	3.5	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5
	栃木県	70	70	70	71	74	△ 1.7	0.6	0.2	1.0	3.7
	群馬県	73	73	71	72	73	3.4	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2
	宮城県	81	80	80	80	77	△ 2.3	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3
	山梨県	29	29	29	29	29	4.1	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5
B ランク	三重県	65	65	65	66	67	3.3	0.1	0.8	0.6	2.6
	三石川	43	44	43	42	43	△ 1.8	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9
	石川県	180	180	182	182	187	8.4	△ 0.3	1.0	0.2	3.0
	福井県	34	35	34	34	35	0.9	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6
	香川県	68	68	68	67	68	0.5	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9
	岡山県	30	30	30	30	30	0.7	1.2	△ 1.3	0.9	1.9
	福岡県	39	39	39	39	39	16.4	0.2	1.1	0.8	△ 1.6
	奈良県	48	49	48	48	47	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4
	山口県	75	74	75	76	76	2.8	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2
	長野県	177	179	180	179	181	△ 0.3	1.4	0.5	△ 0.3	1.0
	北海道	68	68	68	67	68	2.0	0.2	0.0	△ 0.8	1.7
	岐阜県	24	23	24	25	24	4.4	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1
	徳島県	65	66	66	65	67	△ 4.3	1.7	0.5	△ 1.7	2.4
	福井県	80	82	82	81	83	△ 0.7	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2.0
	新潟県	29	29	29	28	29	3.3	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7
	和歌山県	45	46	45	45	46	3.8	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3
	C ランク	愛媛県	23	24	23	23	24	△ 1.2	1.1	△ 1.8	0.9
島根県		38	38	38	38	37	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6
大分県		57	58	57	56	56	5.2	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4
熊本県		38	38	38	38	39	△ 0.9	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3
山形県		28	28	28	28	29	8.5	0.3	1.1	△ 0.8	2.9
佐賀県		43	43	42	42	41	1.9	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1
長崎県		42	42	42	42	41	2.4	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6
岩手県		23	23	23	23	23	2.8	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3
高知県		18	18	18	18	19	△ 3.7	1.2	0.0	1.2	4.6
鳥取県		33	33	33	32	32	2.1	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9
秋田県		51	53	53	53	57	8.2	4.0	△ 1.2	1.2	7.8
鹿児島県		34	35	35	34	35	9.5	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0
宮崎県		42	42	42	42	40	4.5	△ 0.5	△ 1.0	0.9	△ 4.0
青森県		46	47	47	48	49	11.0	2.2	0.8	1.0	2.1
沖縄県		4,981	5,078	5,130	5,189	5,134	1.1	2.0	1.0	1.2	0.9
全国計		4,981	5,078	5,130	5,189	5,134	1.1	2.0	1.0	1.2	0.9

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

- (注) 1 事業所規模5人以上の数値である。
 2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
 3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。
 4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比増減（%）				
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ランク	東京都	1,028	1,039	1,056	1,065	1,081	2.2	1.0	1.6	0.9	1.5
	神奈川県	223	226	228	229	232	1.4	1.3	1.0	0.8	0.9
	大阪府	368	370	373	375	377	1.7	0.7	0.9	0.4	0.5
	愛知県	291	293	294	294	295	1.8	0.5	0.4	0.1	0.1
	埼玉県	154	156	159	159	159	1.7	1.5	1.7	0.2	0.3
	千葉県	124	126	128	128	129	2.0	1.5	1.3	0.2	0.4
	兵庫県	142	143	144	143	143	1.3	0.6	0.3	△ 0.4	△ 0.3
	京都府	76	77	77	77	77	1.3	0.8	0.1	△ 0.0	△ 0.1
	茨城県	80	81	82	82	82	1.3	0.9	1.0	0.6	0.3
	静岡県	118	118	119	119	119	1.2	0.2	0.5	0.1	0.1
	富山県	37	37	37	37	37	0.6	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.8
	広島県	102	102	103	102	102	0.9	0.3	0.8	△ 0.7	△ 0.3
	滋賀県	40	40	40	40	40	1.8	0.3	△ 0.0	0.3	△ 0.0
	栃木県	58	58	59	59	59	1.3	0.8	1.0	0.3	0.6
	群馬県	62	63	63	64	64	1.6	0.8	0.2	1.1	0.7
	宮城県	74	74	74	73	73	0.9	0.0	0.1	△ 0.8	△ 0.3
	山梨県	22	23	23	23	23	1.5	0.7	0.6	0.6	0.0
	三重県	50	51	51	51	51	1.2	0.1	0.4	0.6	△ 0.2
	石川県	39	39	39	38	38	0.8	0.0	△ 0.3	△ 0.7	0.1
福井県	174	177	178	177	177	1.5	1.4	0.6	△ 0.1	△ 0.1	
香川県	33	33	32	32	32	0.9	0.8	△ 2.8	△ 1.0	0.1	
岡山県	60	61	60	60	60	1.2	0.9	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.4	
福井県	26	26	26	26	26	0.9	0.3	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7	
奈良県	25	25	25	25	25	1.3	0.8	0.2	△ 0.1	△ 0.2	
山口県	41	41	41	40	40	0.7	0.0	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.2	
長野県	64	64	64	64	64	1.0	0.2	0.3	0.1	0.2	
北海道	156	157	157	156	155	1.1	0.8	0.1	△ 0.6	△ 0.6	
岐阜県	60	61	61	61	61	1.2	0.4	0.3	△ 0.1	△ 0.1	
徳島県	20	20	20	20	20	0.7	0.0	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	
福島県	58	58	58	58	57	0.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.0	
新潟県	73	73	73	72	72	0.6	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8	
和歌山県	24	24	25	24	24	0.8	0.3	0.3	△ 0.6	△ 1.0	
愛媛県	41	41	41	40	40	0.5	0.2	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.4	
島根県	21	21	20	20	20	0.3	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.7	△ 1.1	
大分県	34	33	33	33	33	0.1	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	
熊本県	49	50	50	50	50	1.1	0.7	0.7	0.1	0.4	
山形県	33	32	32	32	32	0.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.7	
佐賀県	24	24	24	24	24	0.6	0.4	0.2	△ 0.4	0.2	
長崎県	37	37	37	36	36	0.0	△ 0.1	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.9	
岩手県	37	37	37	36	36	0.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.8	
高知県	20	20	20	19	19	0.1	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.8	
鳥取県	16	16	16	16	16	0.7	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.7	
秋田県	29	29	29	29	28	△ 0.2	0.4	0.0	△ 0.2	△ 1.4	
鹿児島県	46	46	46	46	46	0.8	0.3	0.3	△ 0.1	△ 0.5	
宮崎県	30	30	30	30	30	0.9	0.3	0.2	△ 0.4	△ 0.2	
青森県	36	36	35	35	35	0.3	△ 0.5	△ 0.8	△ 1.1	△ 1.2	
沖縄県	43	44	45	45	45	2.2	2.0	1.2	0.2	0.0	
全国計		4,399	4,430	4,461	4,469	4,484	1.5	0.7	0.7	0.2	0.4

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」

(注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることとなるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。(＝雇用保険における一括適用)

2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。

3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者、日雇労働被保険者数の都道府県計は全国計に必ずしも一致しない。

4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。

5 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数(万人)					前年比(%)				
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ランク	東京都	810	816	823	833	838	1.9	0.7	0.9	1.2	0.6
	神奈川県	509	505	500	503	508	2.6	△ 0.8	△ 1.0	0.6	1.0
	大阪府	459	463	463	465	467	3.6	0.7	0.0	0.6	0.4
	愛知県	414	414	417	418	422	1.6	0.0	0.6	0.4	0.8
	埼玉県	398	396	399	403	404	1.4	△ 0.4	0.7	1.0	0.2
	千葉県	337	338	338	339	342	1.1	0.2	0.0	0.4	0.9
	兵庫県	274	275	276	277	278	△ 0.3	0.3	0.3	0.4	0.3
	京都府	137	136	135	135	135	1.1	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.7	0.4
	茨城県	151	150	150	150	150	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	0.2
	静岡県	200	198	198	197	197	△ 0.3	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3	0.1
B ランク	富山県	56	56	56	55	55	0.2	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.9	0.0
	広島県	145	145	145	145	145	0.6	0.3	△ 0.2	△ 0.2	0.2
	滋賀県	77	76	75	76	78	1.6	△ 0.8	△ 1.4	1.5	2.1
	栃木県	103	103	103	103	103	0.2	△ 0.2	△ 0.2	0.0	0.3
	群馬県	103	103	103	103	103	0.5	0.0	0.0	0.0	0.3
	宮城県	123	122	122	121	122	1.0	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.8	1.1
	山梨県	45	44	44	44	44	△ 0.2	△ 2.9	0.7	△ 0.9	1.6
	三重県	99	96	95	94	93	3.2	△ 3.0	△ 1.4	△ 1.1	△ 1.4
	石川県	62	61	61	61	61	0.0	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.3	0.5
	福井県	261	262	262	262	262	0.9	0.4	0.1	0.1	0.2
C ランク	香川県	49	49	49	48	48	△ 0.2	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.4	△ 0.4
	岡山県	96	96	96	96	96	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	福岡県	43	42	42	41	41	0.5	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.9	△ 0.7
	奈良県	66	66	66	66	65	0.5	0.2	0.2	△ 0.3	△ 0.8
	山口県	69	68	68	66	66	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.7	△ 2.2	△ 0.9
	長野県	114	114	112	111	111	0.2	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2	0.1
	北海道	267	263	261	260	264	0.9	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4	1.4
	岐阜県	111	111	111	111	111	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	△ 0.1
	徳島県	36	36	36	36	35	0.0	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.3
	福井県	98	97	97	96	96	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.3
全国計	新潟県	118	117	116	116	116	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.5	0.0
	和歌山県	48	48	46	46	46	2.1	△ 1.9	△ 2.5	△ 0.9	0.4
	愛媛県	69	68	68	68	67	0.4	△ 0.3	△ 1.2	△ 0.1	△ 0.3
	島根県	36	35	35	37	35	△ 0.3	△ 4.4	0.9	5.7	△ 4.6
	大分県	59	59	59	59	58	0.9	0.0	△ 1.0	△ 0.3	△ 1.0
	熊本県	91	92	92	92	92	0.2	0.2	0.1	0.0	0.2
	山形県	59	58	58	58	57	1.7	△ 1.9	0.0	1.0	△ 1.2
	佐賀県	43	44	44	44	44	△ 3.0	3.1	0.9	0.0	△ 0.5
	長崎県	67	67	66	66	65	△ 0.6	△ 0.6	△ 1.0	△ 1.1	△ 0.3
	岩手県	66	66	64	64	63	△ 0.4	△ 1.2	△ 2.0	△ 1.2	△ 1.1
高知県	36	35	35	35	34	△ 0.3	△ 0.6	△ 1.1	△ 1.1	△ 0.9	
鳥取県	30	30	30	30	30	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	
秋田県	50	49	49	47	47	0.0	△ 1.6	△ 0.4	△ 2.3	△ 1.5	
鹿児島県	80	80	80	80	79	△ 1.2	△ 0.5	0.3	△ 0.4	△ 1.1	
宮崎県	56	56	55	54	54	0.5	0.2	△ 1.4	△ 1.8	△ 0.4	
青森県	65	65	64	64	63	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.3	
沖縄県	73	74	74	75	76	3.0	0.4	0.5	0.8	1.7	
全国計	6,750	6,710	6,713	6,723	6,747	1.0	△ 0.6	0.0	0.1	0.4	

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

- (注) 1 都道府県別に表章するように標本設計を行って（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
 2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の年平均結果を遡って一部改定している。
 3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
 4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。
 5 前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。

III 業 務 統 計 資 料 編

1 地域別最低賃金改定状況

(1) 令和5年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ランク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額				結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
			最低賃金額 (円)	前年度比 (%)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東京	1072	1113	104	41	3.82%	8月7日	● 使側4名反対	10月1日
A	神奈川	1071	1112	104	41	3.83%	8月4日	● 使側1名反対	10月1日
A	大阪	1023	1064	104	41	4.01%	8月7日	○	10月1日
A	愛知	986	1027	104	41	4.16%	8月4日	○	10月1日
A	埼玉	987	1028	104	41	4.15%	8月7日	○	10月1日
A	千葉	984	1026	104	42	4.27%	8月7日	●	10月1日
B	兵庫	960	1001	104	41	4.27%	8月7日	●	10月1日
B	京都	968	1008	104	40	4.13%	8月10日	●	10月6日
B	茨城	911	953	105	42	4.61%	8月7日	●	10月1日
B	静岡	944	984	104	40	4.24%	8月7日	●	10月1日
B	富山	908	948	104	40	4.41%	8月7日	●	10月1日
B	広島	930	970	104	40	4.30%	8月4日	○	10月1日
B	滋賀	927	967	104	40	4.31%	8月7日	● 使側2名反対	10月1日
B	栃木	913	954	104	41	4.49%	8月7日	●	10月1日
B	群馬	895	935	104	40	4.47%	8月9日	○	10月5日
B	宮城	883	923	105	40	4.53%	8月7日	○	10月1日
B	山梨	898	938	104	40	4.45%	8月7日	○	10月1日
B	三重	933	973	104	40	4.29%	8月7日	● 使側3名反対	10月1日
B	石川	891	933	105	42	4.71%	8月8日	○	10月8日
B	福岡	900	941	105	41	4.56%	8月10日	●	10月6日
B	香川	878	918	105	40	4.56%	8月7日	○	10月1日
B	岡山	892	932	104	40	4.48%	8月7日	○	10月1日
B	福井	888	931	105	43	4.84%	8月7日	●	10月1日
B	奈良	896	936	104	40	4.46%	8月7日	○	10月1日
B	山口	888	928	105	40	4.50%	8月7日	○	10月1日
B	長野	908	948	104	40	4.41%	8月7日	●	10月1日
B	北海道	920	960	104	40	4.35%	8月7日	●	10月1日
B	岐阜	910	950	104	40	4.40%	8月7日	● ▲ 使側1名 労働者側2名反対	10月1日
B	徳島	855	896	105	41	4.80%	8月7日	○	10月1日
B	福島	858	900	105	42	4.90%	8月7日	● 使側3名反対	10月1日
B	新潟	890	931	105	41	4.61%	8月7日	●	10月1日
B	和歌山	889	929	104	40	4.50%	8月7日	○	10月1日
B	愛媛	853	897	105	44	5.16%	8月10日	●	10月6日
B	島根	857	904	105	47	5.48%	8月10日	●	10月6日
C	大分	854	899	105	45	5.27%	8月10日	●	10月6日
C	熊本	853	898	105	45	5.28%	8月14日	●	10月8日
C	山形	854	900	105	46	5.39%	8月18日	●	10月14日
C	佐賀	853	900	106	47	5.51%	8月18日	●	10月14日
C	長崎	853	898	105	45	5.28%	8月17日	●	10月13日
C	岩手	854	893	105	39	4.57%	8月8日	▲	10月4日
C	高知	853	897	105	44	5.16%	8月14日	●	10月8日
C	鳥取	854	900	105	46	5.39%	8月9日	●	10月5日
C	秋田	853	897	105	44	5.16%	8月7日	●	10月1日
C	鹿児島	853	897	105	44	5.16%	8月10日	●	10月6日
C	宮崎	853	897	105	44	5.16%	8月10日	●	10月6日
C	青森	853	898	105	45	5.28%	8月10日	●	10月7日
C	沖縄	853	896	105	43	5.04%	8月14日	●	10月8日
全国加重平均額		961	1004	104	43	4.47%	—		—

備考

- 1 全国加重平均額 1,004円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致14件 ●使用者側反対26件 ▲労働者側反対 1件
●使用者側一部反対 5件 ●▲使用者側、労働者側双方一部反対 1件
- 3 答申時期 前年より早い16件 前年より遅い27件 前年と同じ4件
- 4 発効日 前年より早い14件 前年より遅い9件 前年と同じ24件
- 5 目安との比較 目安を上回る24件
- 6 異議申出状況 47局（前年度46局）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

ランク	都道府県	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A ランク	東京都							+1			
	神奈川県	+1	-1					+1			
	愛知県	+2	+1	+1				+2			
B ランク	千葉県	+2	+1					+2			
	兵庫県	+1		+1		+1		+1		+1	
	京都府	+1						+2			
	茨城県	+1						+1			
	静岡県	+1						+1			
	富山県	+2						+2			
	広島県	+1	+1					+1			
	滋賀県	+1						+1			
	栃木県	+1						+1			
	群馬県	+1						+1			
	埼玉県	+1						+1			
	山梨県	+1						+1			
	三重県	+2						+2			
	石川県	+2						+1			
	福井県	+1						+1			
	香川県	+1						+1			
	岡山県	+1						+1			
	福岡県	+1						+1			
	奈良県	+1						+1			
	山梨県	+1						+1			
長野県	+1						+1				
北陸県	+1						+1				
岐阜県	+1						+1				
徳島県	+1						+1				
福井県	+1						+1				
新潟県	+1						+1				
和歌山県	+1						+1				
愛媛県	+2						+2				
C ランク	島根県	+1	+1					+1			
	大分県	+1	+1					+2			
	熊本県	+2						+2			
	山形県	+1						+3			
	佐賀県	+1						+3			
	長崎県	+1						+2			
	岩手県	+1						+2			
	高知県	+1						+3			
	鳥取県	+1						+2			
	島根県	+1						+2			
	秋田県	+1						+2			
	鹿嶋県	+1						+3			
	宮城県	+1						+2			
	青森県	+1						+2			
沖縄県	+1						+2				

(注) 令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している

(3) 効力発生年月日の推移

ランク	都道府県	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A ランク	東京都	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	神奈川県	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	大阪府	10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	愛知県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	埼玉県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	千葉県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	兵庫県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	京都府	10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	茨城県	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	静岡県	10.5	10.3	10.5	10.4	10.4	10.3	10.4	10.1	10.2	10.5
B ランク	富山県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	広島県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	滋賀県	10.9	10.8	10.6	10.5	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.1
	栃木県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	群馬県	10.5	10.8	10.6	10.7	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.1
	埼玉県	10.16	10.3	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	山梨県	10.1	10.1	10.1	10.14	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	三重県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	石川県	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	福井県	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	香川県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	岡山県	10.5	10.2	10.1	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	10.2	10.1
	福岡県	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	10.1	10.1
	奈良県	10.3	10.7	10.6	10.1	10.1	10.4	10.5	10.1	10.1	10.1
	山形県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5	10.1	10.1	10.1
	長門県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	10.1
	北陸県	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	10.1	10.1	10.1
	岐阜県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	徳島県	10.1	10.4	10.1	10.5	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1
	福新県	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	10.2	10.1	10.1
和歌山県	10.17	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	
愛媛県	10.12	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	
島根県	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	
C ランク	大分県	10.4	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	熊本県	10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	山形県	10.17	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	佐賀県	10.4	10.4	10.2	10.6	10.4	10.4	10.3	10.2	10.2	10.14
	長崎県	10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	10.2	10.2	10.14
	岩手県	10.4	10.16	10.5	10.1	10.1	10.4	10.3	10.2	10.8	10.13
	高知県	10.26	10.18	10.16	10.13	10.1	10.4	10.3	10.2	10.20	10.4
	鳥取県	10.8	10.4	10.12	10.6	10.5	10.5	10.5	10.2	10.6	10.8
	秋田県	10.5	10.7	10.6	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.1
	鹿児島県	10.19	10.8	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.2	10.6	10.6
	宮崎県	10.16	10.16	10.1	10.6	10.5	10.4	10.4	10.3	10.6	10.6
	青森県	10.24	10.18	10.20	10.6	10.6	10.4	10.4	10.3	10.6	10.7
	沖縄県	10.24	10.9	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	10.8	10.8

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(単位：円)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
全 国	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)	930 (3.10)	961 (3.33)	1,004 (4.47)
Aランク	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)	1,004 (2.87)	1,035 (3.09)	1,077 (4.06)
Bランク	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)	903 (3.20)	935 (3.54)	953 (4.50)
Cランク	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)	867 (3.34)	897 (3.46)	898 (5.28)
Dランク	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)	822 (3.66)	854 (3.89)	— —

(注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。

2 ()内は引上げ率 (%) を示す。

3 各ランクは、各年度における適用ランクである。

4 平成29年度はランク区分の入替え（埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C）があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

5 令和5年度より3ランクとなっている。令和5年度のランク別引上げ率は、ランク区分の入替え後の金額に対するもの。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
① 最高額 (円)	708 東京	708 東京	710 東京	714 東京	719 東京	739 東京	766 東京 神奈川	791 東京	821 東京	837 東京	850 東京
② 最低額 (円)	604 沖縄	605 青森 岩手 長崎 佐賀 鹿兒島 宮崎 沖縄	606 青森 岩手 長崎 佐賀 鹿兒島 宮崎 沖縄	608 青森 岩手 長崎 佐賀 鹿兒島 宮崎 沖縄	610 青森 岩手 秋田 沖縄	618 秋田 沖縄	627 宮崎 鹿兒島 沖縄	629 佐賀 長崎 宮崎 沖縄	642 鳥取 高知 長崎 宮崎 鹿兒島 沖縄	645 岩手 高知 沖縄	652 島根 高知
格差 ②/①×100	85.3	85.5	85.4	85.2	84.8	83.6	81.9	79.5	78.2	77.1	76.7

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
① 最高額 (円)	869 東京	888 東京	907 東京	932 東京	958 東京	985 東京	1013 東京	1,013 東京	1,041 東京	1,072 東京	1,113 東京
② 最低額 (円)	664 鳥取 高知 長崎 佐賀 大分 宮崎 沖縄	677 鳥取 高知 大分 宮崎 熊本 沖縄	693 鳥取 高知 宮崎 沖縄	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 大分 宮崎 鹿兒島 沖縄	761 鹿兒島	790 青森 山形 愛媛 長崎 宮崎 熊本 鹿兒島 沖縄	792 秋田 高知 宮崎 沖縄	820 高知 沖縄	853 青森 秋田 高知 熊本 鹿兒島 愛媛 長崎 宮崎 沖縄	893 岩手
格差 ②/①×100	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	79.6	80.2

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：%)

令和5年度 ランク	都道府県	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
A ランク	東京都	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00	2.76	2.98	3.82	
	神奈川県	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	0.10	2.77	2.98	3.83	
	大阪府	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99	0.00	2.90	3.13	4.01	
	愛知県	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12	0.11	3.02	3.25	4.16	
	埼玉県	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12	0.22	3.02	3.24	4.15	
	千葉県	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13	0.22	3.03	3.25	4.27	
	兵庫県	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21	0.11	3.11	3.45	4.27	
	京都府	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06	0.00	3.08	3.31	4.13	
	茨城県	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24	3.29	3.64	4.61	
	静岡県	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15	0.00	3.16	3.40	4.24	
B ランク	富山県	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	4.41	
	広島県	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20	0.00	3.21	3.45	4.30	
	滋賀県	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22	0.23	3.23	3.46	4.31	
	栃木県	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28	3.51	4.49	
	群馬県	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21	0.24	3.35	3.47	4.47	
	埼玉県	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26	0.12	3.39	3.52	4.53	
	千葉県	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70	4.45	
	三重県	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19	0.11	3.20	3.44	4.29	
	石川県	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12	3.36	3.48	4.71	
	福井県	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32	0.12	3.33	3.45	4.56	
	福香県	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24	3.41	3.54	4.56	
	岡山県	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22	0.12	3.36	3.48	4.48	
	福岡県	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24	0.12	3.37	3.50	4.84	
	奈良県	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21	0.12	3.34	3.46	4.46	
	山口県	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37	0.00	3.38	3.62	4.50	
	長野県	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	4.41	
	北海道	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11	0.00	3.25	3.49	4.35	
	岐阜県	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15	0.12	3.29	3.41	4.40	
	徳島県	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52	0.38	3.52	3.76	4.80	
	福新県	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37	0.25	3.50	3.62	4.90	
和歌山県	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36	0.12	3.37	3.61	4.61		
愛媛県	2.10	2.35	3.02	3.19	3.35	3.36	0.12	3.37	3.49	4.50		
島根県	2.26	2.50	3.16	3.07	3.38	3.40	0.38	3.53	3.90	5.16		
C ランク	大分県	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.40	0.25	4.04	4.00	5.48	
	熊本県	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.79	3.89	5.27	
	山形県	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54	0.38	3.53	3.90	5.28	
	佐賀県	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.66	3.89	5.39	
	長崎県	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.66	3.90	5.51	
	岩手県	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.53	3.90	5.28	
	高知県	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67	0.25	3.53	4.02	4.57	
	鳥取県	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67	0.25	3.54	4.02	5.16	
	秋田県	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.25	3.66	4.02	5.39	
	鹿児島県	1.95	2.36	3.03	3.08	3.25	3.81	0.38	3.79	3.77	5.16	
	宮崎県	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90	5.16	
	青森県	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.66	3.90	5.16	
	沖縄県	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.25	3.66	3.77	5.28	
				2.36	3.03	3.22	3.67	0.25	3.54	4.02	5.04	

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況 (%)		最賃未満労働者の状況			
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率 (%)	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率 (%)
平成 26 年	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
平成 27 年	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
平成 28 年	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
平成 29 年	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
平成 30 年	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
令和 元 年	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和 2 年	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
令和 3 年	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
令和 4 年	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
令和 5 年	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3
令和 6 年	15,485	1,633	10.5	61.9	32.2	5.9	173,558	4,053	2.3

(注) 各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況（令和6年1月～3月、全国計）

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	3,649	429	11.8%	3,373	385	11.4%	276	44	15.9%
01 食料品製造業	931	98	10.5%	931	98	10.5%	0	0	-
02 繊維工業	330	39	11.8%	330	39	11.8%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	294	27	9.2%	294	27	9.2%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	59	6	10.2%	59	6	10.2%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	51	7	13.7%	51	7	13.7%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	136	9	6.6%	136	9	6.6%	0	0	-
07 印刷・製本業	151	22	14.6%	151	22	14.6%	0	0	-
08 化学工業	219	30	13.7%	215	30	14.0%	4	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	51	10	19.6%	48	8	16.7%	3	2	66.7%
10 鉄鋼業	16	0	0.0%	6	0	0.0%	10	0	0.0%
11 非鉄金属製造業	16	5	31.3%	13	5	38.5%	3	0	0.0%
12 金属製品製造業	213	29	13.6%	208	28	13.5%	5	1	20.0%
13 一般機械器具製造業	136	19	14.0%	101	9	8.9%	35	10	28.6%
14 電気機械器具製造業	270	38	14.1%	97	13	13.4%	173	25	14.5%
15 輸送用機械等製造業	73	9	12.3%	31	3	9.7%	42	6	14.3%
16 電気・ガス・水道業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	700	81	11.6%	699	81	11.6%	1	0	0.0%
02 鉱業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	232	25	10.8%	232	25	10.8%	0	0	-
01 土木木工事業	41	6	14.6%	41	6	14.6%	0	0	-
02 建築工事業	104	10	9.6%	104	10	9.6%	0	0	-
03 その他の建設業	87	9	10.3%	87	9	10.3%	0	0	-
04 運輸交通業	35	9	25.7%	35	9	25.7%	0	0	-
02 道路旅客運送業	12	4	33.3%	12	4	33.3%	0	0	-
03 道路貨物運送業	23	5	21.7%	23	5	21.7%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	0	0	-	0	0	-	0	0	-
05 貨物取扱業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	-
1号～5号 計	3,928	464	11.8%	3,652	420	11.5%	276	44	15.9%
06 農林業	78	19	24.4%	78	19	24.4%	0	0	-
01 農業	76	19	25.0%	76	19	25.0%	0	0	-
02 林業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	27	2	7.4%	27	2	7.4%	0	0	-
01 畜産業	22	2	9.1%	22	2	9.1%	0	0	-
02 水産業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
08 商業	6,395	657	10.3%	6,379	655	10.3%	16	2	12.5%
01 卸売業	1,309	105	8.0%	1,306	105	8.0%	3	0	0.0%
02 小売業	4,143	453	10.9%	4,130	451	10.9%	13	2	15.4%
03 理美容業	796	82	10.3%	796	82	10.3%	0	0	-
04 その他の商業	147	17	11.6%	147	17	11.6%	0	0	-
09 金融・広告業	66	8	12.1%	66	8	12.1%	0	0	-
01 金融業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
02 広告・あっせん業	61	8	13.1%	61	8	13.1%	0	0	-
10 映画・演劇業	9	0	0.0%	9	0	0.0%	0	0	-
11 通信業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	101	12	11.9%	101	12	11.9%	0	0	-
13 保健衛生業	959	82	8.6%	959	82	8.6%	0	0	-
01 医療保健業	231	24	10.4%	231	24	10.4%	0	0	-
02 社会福祉施設	688	56	8.1%	688	56	8.1%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	40	2	5.0%	40	2	5.0%	0	0	-
14 接客娯楽業	3,226	323	10.0%	3,226	323	10.0%	0	0	-
01 旅館業	536	47	8.8%	536	47	8.8%	0	0	-
02 飲食店	2,541	261	10.3%	2,541	261	10.3%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	149	15	10.1%	149	15	10.1%	0	0	-
15 清掃・と畜業	278	27	9.7%	278	27	9.7%	0	0	-
16 官公署	0	0	-	0	0	-	0	0	-
17 その他の事業	413	39	9.4%	410	39	9.5%	3	0	0.0%
01 派遣業	19	0	0.0%	17	0	0.0%	2	0	0.0%
02 その他の事業	394	39	9.9%	393	39	9.9%	1	0	0.0%
6号～17号 計	11,557	1,169	10.1%	11,538	1,167	10.1%	19	2	10.5%
合計	15,485	1,633	10.5%	15,190	1,587	10.4%	295	46	15.6%

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版
(令和6年6月21日閣議決定)

<関係部分抜粋>

I. 新しい資本主義の進捗と実現

1. 2024年の改訂の考え方

「新しい資本主義」では、成長と分配の好循環、賃金と物価の好循環を実現することを目指してきた。

まず「賃金」が上がる。その結果、「消費」が活発化し、企業収益が伸びる。それを元手に企業が成長のための「投資」を行うことで、「労働生産性」が上がり、賃金が更に持続的に上がるという好循環を実現する。これにより、「コストカット型の経済」から「成長型の新たな経済ステージ」へと移行することを目指してきた。

他方、これまでの30年間のデフレ経済下では、生産性が上がれば賃金が上がると言われていたものの、実際には企業収益が伸びたときですら、賃金は上がらなかった。

長年にわたり染み付いたデフレ心理を払拭し、「賃金上がることは当たり前」という方向に、社会全体の意識を一気呵成に変えることが必要である。

当初から、新しい資本主義では、以下の3点をテーマとして掲げた。

- ① 「市場も国家も」「官も民も」による新たな官民連携
- ② 課題解決を通じての新たな市場の創造、すなわち社会的課題解決と経済成長の二兎の実現
- ③ 課題解決を通じての一人ひとりの国民の持続的な幸福の実現

また、基礎的条件としての経済安全保障の徹底。

これらの点は、2022年6月に閣議決定したグランドデザイン及び実行計画、2023年6月に閣議決定した2023年改訂版で一貫して主張してきた。

また、その実現に当たっては、分配の目詰まりの解消、官民連携による成長力の確保、民間も公的役割を担う社会の実現の3点に注力してきた。具体的には、官民連携による賃上げ、設備投資、スタートアップ育成、イノベーションの推進を同時に拡大するための施策を実施するとともに、新たな官民の連携を粘り強く呼び掛けてきた。

今般、2回目の実行計画の改訂に当たり、新しい資本主義実現会議において審議を繰り返したところ、こうしたこれまでの新しい資本主義の取組の方向性は正しかったこと、そして、デフレから完全に脱却する歴史的チャンスを手にするという合意に至った。

私たちは、昨年を大きく上回る春季労使交渉での賃上げ、史上最高水準の設備投資、史上最高値圏の株価といった成果を手に入れている。しかしながら、我が国のデフレ脱却への道は、いまだ道半ばである。

年初来、対米ドル円レートは1割程度円安が進んでおり、その影響は半年から1年かけて物価上昇率に反映される可能性がある。政府と日本銀行には、緊密に連携し、経

済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていくことにより、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することが求められる。その際、年初来進行している円安の影響が、今後物価に反映されてくることも踏まえ、円安が今後の物価に与える影響についても十分に注視する必要がある。

デフレを抜け出すチャンスをつかみ取れるか、後戻りしてしまうかは、今回の実行計画の改訂に基づき、これからの対応次第である。物価高を乗り越えるために、今年、物価上昇を上回る所得を必ず実現し、来年以降に、物価上昇を上回る賃上げを必ず定着させる。

物価上昇を上回る賃上げを「定着」させるためには、中小・小規模企業の賃上げの「定着」が必要であり、このため、中小・小規模企業の「稼ぐ力」の向上に全力を挙げる。我が国の生産年齢人口は減少しつつあることに鑑み、構造的な人手不足状況の中で、これを達成するためには、省力化投資の加速的促進・仕事をしたいシニア層のための環境整備等の人手不足対策、価格転嫁等の我が国の商慣行における定着が不可欠である。

これらを含め、今般の実行計画の改訂において、一層の取組の具体化が必要な項目を以下に明らかにするとともに、新しい資本主義の取組全体の加速を図るため、2024年改訂版の閣議決定を行うものである。

2. 経済構造改革の加速

人類は、従来の延長線上にない非連続な技術革新がもたらす歴史上大きなパラダイムシフトに直面している。テクノロジーの進化に伴う産業構造の変化が非常に速いスピードで進んでおり、テクノロジーを活用することで中小・小規模企業もグローバルに販路を広げることができる好機である。

また、社会課題の解決を通して、眠れる資産を活用しての新たな市場の創出、さらに、既存企業の事業の省力化や自動化、働き手のリ・スキリングによる労働生産性の向上、といった潜在能力を我が国は秘めている。

成長と分配の好循環を図り、賃金と物価の好循環をより実感の伴う形で本格化させるためには、大局的な視座の下、各産業分野の構造的課題を把握した上で、政策を組み合わせ、経済構造の改革を成し遂げなければならない。

世界でも人口減少・少子高齢化にいち早く直面する我が国においては、人材・資源・資金・データが円滑に循環することで、スパイラル状に付加価値を高め、継続的な所得向上を実現する成長戦略として、以下の3つの循環を作り出していく。

- ① 生産性を高め供給を増やす循環：人口減少を機会と捉え、産業の革新（スタートアップの成長、既存企業のイノベーション・事業承継・M&A）を促し、リ・スキリングと労働移動を通じて供給サイドを強化することで、継続的な所得向上を実現する。
- ② 需要を増やす循環：社会課題解決を通して需要を開拓し、対価を伴う付加価値の高い解決策を生み出すことで新たな市場を創出・拡大し、その成果を可視化していく。
- ③ 海外とつながる循環：海外との双方向のつながりによって、ソリューションの海外展開、投資や人材の流入を促し、市場拡大を加速させる。

社会課題はブルーオーシャンであり、コストは成長のための投資であるという考えの下、更なる成長・生産性向上のために、関連する様々な産業において人材・資源・資金・データ等の循環を阻害する規制や商慣習等の「目詰まり」を解消し、構造改革につなげていくことが必要である。旧来の硬直的な規制や経済構造等の「壁」を改革すべく、従来の産業や分野の括りにとらわれることなく、政策を横断的かつ一体的に実行する。

これらによって、我が国が抱える社会課題の解決を通して、所得や幸福感（ウェルビーイング）が継続的に向上する状況を作り出すことで、一人ひとりが明日は今日よりも良くなると実感できる社会を目指す。

II. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着

1. 価格転嫁の商習慣化の徹底と中小・小規模企業の省力化投資の加速

労働生産性と一人当たり賃金の間には正の相関があり、労働生産性が高くなると賃金水準が上昇する蓋然性が高いが、OECD加盟国38か国の中で、我が国は32位にとどまっている。

また、マークアップ率は、製造コストの何倍の価格で販売できているかを見るものであるが、1980年時点から各国のマークアップ率が上昇する中で、日本の上昇率は低く、近年では国際的に低い水準となっている。他方で、マネージャーの給与の高さはマークアップ率の高さと相関しているとの分析がある。

我が国でも、この20年間で、「自分が気に入った付加価値には対価を払う」「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった、値段よりも付加価値を重視する消費行動が増加している。付加価値に対して、より多くの金額を支払う消費行動が我が国にも定着しつつあり、マークアップ率向上の余地が生まれている。

今年にとどまらず、来年も、再来年も、持続的な賃上げを定着させていくためには、春季労使交渉における労使の協力に加え、労働生産性やマークアップ率向上を通じた付加価値の拡大が不可欠である。このため、労務費の価格転嫁に加え、人手不足の中で御苦勞をされている中小・小規模企業の皆さんの労働生産性の引上げのため、省力化投資に官民で全力で取り組む。

(1) 労務費等の価格転嫁の推進

大企業における高い賃上げの動きが中小企業・小規模企業に広がっていくためには、労務費の価格転嫁が鍵の一つである。中小・小規模企業における十分な賃上げによって裾野の広い賃上げが実現していくことが大切であり、政府としては、あらゆる手を尽くしてきた。

この結果、民間の調査会社によると、多少なりとも価格転嫁ができている中小企業は、2022年12月時点で69.2%であったが、2024年2月時点で75.0%に上昇した。他方、価格転嫁が全くできないと回答した企業も比率が減少しているとはいうものの（15.9%→12.7%）、残っており、転嫁対策の更なる徹底が必要である。中小・小規模企業の取引適正化のため、価格転嫁の基本的な法律である下請代金法の制度改革も含

め検討を進める。

①労務費転嫁指針の更なる周知（重点 22 業種での自主行動計画の策定等）

昨年末に、内閣官房と公正取引委員会連名の労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を、発注者側・受注者側に公表し、違反行為は独占禁止法に抵触するおそれがあることを示した。

この中では、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針として、労務費の上昇分の転嫁方針の社長等の関与の必要性、交渉に当たり最低賃金や春季労使交渉の上昇率等を合理的な根拠があるものとして尊重すること、サプライチェーンの先の取引価格も適正化すべき立場にいることを意識して転嫁を認めること等を含め、発注者及び受注者が採るべき行動/求められる行動を 12 の行動指針として取りまとめた。公正取引委員会において、労務費指針の周知・徹底状況の把握に向けたフォローアップのための特別調査を実施する。

また、指針に沿った行動の徹底を産業界に強く要請するとともに、適切な価格転嫁を、我が国の新たな商習慣として、中小・小規模企業間を含めて、サプライチェーン全体で定着させるため、合計 1,873 の業界団体に対し、指針の徹底と取組状況のフォローアップを要請した。

さらに、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な 22 業種については、各団体に対し、自主行動計画の策定や、転嫁状況の調査・改善を要請し、フォローアップのため、内閣官房副長官をヘッドとして関係省庁連絡会議を設置した。

特に 22 業種について、自主行動計画の実施状況の把握、策定・改定等を加速する。具体的には、以下の 4 点について、特に、各省庁の進捗状況を確認する。

- i) 指針を反映するための自主行動計画の改定や、指針を踏まえた自主行動計画の新たな策定について、今月末までに完了すること
- ii) 各業界で指針に沿った対応がなされているかについて、業界団体と連携し、実態調査を実施、価格転嫁の状況を把握した上で、不十分な場合には、速やかに改善策を検討すること
- iii) 公正取引委員会の行う指針の遵守状況についての特別調査に、各省庁も積極的に協力すること
- iv) 中小企業庁の価格交渉月間の調査においても、業界ごとの労務費の転嫁率等のデータを把握すること

公正取引委員会・中小企業庁においては、調査結果を踏まえ、独占禁止法と下請代金法に基づき厳正に対処する。

②独占禁止法に基づく労務費転嫁指針の遵守の徹底

取組が不十分な事業者について独占禁止法に基づき 10 社の企業名を公表した。公正取引委員会において、これらの企業の今後の対応を含め、徹底状況について調査を実施し、取引改善を図る。

③下請代金法違反行為への厳正な対処

下請代金法違反行為については、本年1月以降で11件の勧告を実施するとともに、下請事業者への対価を引き下げた場合だけでなく、労務費等のコストが上昇する中で、下請事業者への対価を据え置く場合についても、下請代金法違反となり得る旨を、運用基準の中で明確化した。引き続き、強化された下請代金法の運用基準に基づき、公正取引委員会・中小企業庁において、厳正に対処していく。また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。

また、下請代金法の実効性をより高めるため、下請代金法違反により勧告を受けた企業には、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討する。

さらに、賃金と物価の好循環に向けた懇談を開催し、中小企業からの意見を聴取した。ここで意見の出た官公需も含めた労務費等の価格転嫁の周知・徹底、労務費転嫁指針の価格交渉の申込様式の業種特性に応じた展開・活用、小規模企業も含む取引実態の把握の強化、下請Gメンや優越Gメンも活用した下請代金法の執行強化、手形等の支払サイト短縮の後押し等の取引適正化を徹底する。

④地方版政労使会議の開催

賃上げの地方への波及に向けて、地方版政労使会議の開催を実効的なものとするよう、フォローアップを行い、来春の実施に向けた準備を行い、その定着を図る。

⑤消費者に対する理解促進

価格転嫁率は、川下のBtoC事業では相対的に転嫁率が低い、といった課題がある。BtoBの独占禁止法・下請代金法に基づく労務費を中心とした転嫁促進を進めるとともに、消費者に対して、転嫁に理解を求めていく。

(2) 人手不足下での労働生産性向上のための中小・小規模企業の省力化投資

①運輸業、宿泊業、飲食業を始めとした人手不足感の強い業種でのAI/ロボット等の自動化技術の利用拡大

データ上、一人当たり労働生産性は、近年大企業が急速な伸びを示しているのに対し、中小企業の伸びが停滞している。人手不足の中、中小・小規模企業の労働生産性向上と、成長の果実が中小・小規模企業に帰属するよう、取引関係について、大企業にも協力をお願いすることが、急務である。

AI、ロボットなど自動化技術を利用している企業は、利用していない企業と比べ、生産性・賃金が高いという相関がある。AIツールの導入については、特にスキルの不足している労働者がその恩恵を受けやすいことが分かっており、中小・小規模企業の導入メリットは大きい。また、AI、ロボットの利用については、法律・会計士事務所、運輸業、宿泊・飲食等では、特に業務効率の向上が見込まれる。業務効率向上が高く見込まれる産業分野については、特にその利用促進を図る必要がある。

これらを踏まえ、人手不足の中小・小規模企業にAIツール、ロボットの導入を加速する。

AI、ロボットの導入やDXを始めとする省力化投資について、各事業所管省庁で具体

的プランを検討し、政府を挙げて支援を加速する。

②各産業の自動化技術を用いる現場労働者の育成に向けたリ・スキリング

我が国では、人手不足と言いながら、それぞれの産業で基本的な自動化技術の利用を行うことができる労働者の割合が低い。リ・スキリングの対象として、これらの現場労働者の育成が重要である。

AIツールは、OJTを補完し、従業員に学習効果をもたらすことも分かっている。

産業の現場の労働者のリ・スキリングに向けて、取組を進める。特に、人手不足感の強い、運輸業、宿泊業、飲食業については、重点的に自動化技術の利用促進を図る。

③中小・小規模企業に対する自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援

企業が予定している設備投資は、「設備の代替」が57.0%、「既存設備の維持・補修」が28.5%と多く、「省力化・合理化」、「情報化（IT化）関連」、「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」はいまだ少ない。

また、人手不足への対応としても、過半の企業は採用増に頼っており、人手不足にもかかわらず省力化投資を行っている企業は増えつつあるが、いまだ2割未満で少ない。省力化投資、人材能力開発の支援策も利用し、中小・小規模企業自身が問題意識を持って省力化、デジタル/ロボットの実装に取り組むことが重要である。

この一環として、面倒な申請書類や、面倒な手続なしに、省力化効果の高い汎用製品をカタログから選ぶ、カタログ式の省力化投資補助金を、3年で5,000億円規模で新設した。省力化投資補助金を通じて、中小・小規模企業の省力化投資を支援するため、申請受付を今月から開始する。また、現在12カテゴリ（無人搬送車、清掃ロボット、券売機、配膳ロボット、自動倉庫、検品・仕分けシステム、スチームコンベクションオーブン、自動チェックイン機、自動精算機、タブレット型給油許可システム、オートラベラー（ラベルを商品に自動で貼り付ける機器）、飲料補充ロボット）で実施している登録機器等について、中小・小規模企業の声を踏まえ、対象を拡充する。

なお、中小・小規模企業向けの既存補助金についても、利便性を高める執行改善を行う。

④（略）

（3）（略）

2. 非正規雇用労働者の処遇改善

賃上げの裾野を更に広げていくため、男女間賃金格差の是正や、非正規雇用労働者の方の賃金引上げを進める。

（1）最低賃金の引上げ

昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。引上げ額は全国加重平均43円で、過去最高の引上げ額となった。

今年も、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(2) 非正規雇用労働者に対する同一労働・同一賃金制の施行強化

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の法施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、この差が合理的でない結論はできないが、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在している。

非正規雇用労働者の処遇を上げていくためには、同一労働・同一賃金制の徹底した施行が不可欠である。この面においても、労働基準監督署が施行の徹底を図っていく。

昨年11月より法施行を強化し、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業のうち、都道府県労働局が指導・助言を実施していない企業については、一律で、労働基準監督署において点検要請書を対面で交付し、点検要請書において、経営者に報告の上、対応結果の報告を2か月以内に行うことを求めるなどしてきた。

また、非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得る、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員等の多様な正社員や、無期雇用フルタイム社員にも、同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていくことも含め、パート・有期雇用労働法等の在り方の検討を進める。

(3) 非正規雇用労働者の正規化支援強化

昨年11月より、非正規雇用労働者の正規化を促進するキャリアアップ助成金について、助成額を拡充するとともに、助成金の対象となる有期雇用労働者の要件を緩和した。この活用状況についてフォローアップし、更なる正規化の促進策を検討する。こうした取組により、不本意非正規雇用（正規雇用を希望している不本意の非正規雇用）の解消を図る。

(4) 年収の壁への対応

いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。こうした取組と併せて、壁を意識せずに働く時間を延ばすことのできる環境づくりを後押しするため、当面の対応策として、昨年10月より実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」(①106万円の壁への対応(キャリアアップ助成金のコースの新設、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外)、②130万円の壁への対応(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)、③配偶者手当への対応(企業の配偶者手当の見直し促進))を着実に実行する。また、「年収の壁」を意識せずに働くことが可能になるよう、制度の見直し

に取り組む。

III. (略)

IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新

1. (略)

2. 経営者の意向に沿った参入退出

事業承継税制や中堅・中小グループ化税制等、予算・税制措置を最大限に活用することにより、中小・小規模企業の事業承継や M&A・グループ化を推し進め、成長・生産性向上を一層促進する

(1) M&A の円滑化

黒字企業であっても、後継者が不在であるがために、廃業に至る可能性がある。他の方に経営を任せたいと考える社長に対してはその意向に沿って機会を提供していくことが重要である。

M&A は、従業員一人当たり売上高を伸ばすプラスの効果が確認されており、かつ、複数の M&A によるグループ化は高い成果が得られることが確認されている。

M&A の障壁を取り除き、環境整備を進めていく。

① 仲介事業者の手数料体系の開示

中堅・中小企業の場合、第三者の紹介により買手を見つけることが大半である。加えて、民間仲介事業者については、売手とは 1 回限りのビジネスであるのに対して、買手とは複数回のビジネスであるため、買手の意向を強く反映するという、利益相反の問題が指摘されている。

現在は、買収する金額に応じて売手・買手の双方から手数料を集め、かつ最低手数料を高額としているケースも多い。

M&A を加速させていくため、利益相反構造を軽減する報酬体系の検討や、売手・買手が納得しやすい手数料水準を実現していく方向で具体的な検討を進める。

また、中小・小規模企業が安心して M&A に取り組めるよう、M&A 当事者が確認することができる M&A 支援機関データベースにおいて、手数料体系や報酬基準額等のそれぞれの支援機関に関する情報の開示の充実を図る。

② 中小・小規模企業への支援の強化

中小・小規模企業が事業譲渡・M&A を行う際の専門家への手数料支援等について、一層の強化を図る。

また、事業承継・引継ぎ補助金等の支援策について、使い勝手の改善を図る。事業承

継・引継ぎ補助金については、手数料の開示充実やPMI（Post Merger Integration：買収前後に実施する事業統合作業）の実施等を前提に改善を図るとともに、実績報告の手続等の簡素化を通じ、支払までの期間短縮を検討する。

③PMI の取組の促進

M&A の成功のためには、PMI が適切に実施され、買収前に見込んでいたシナジーが実現することが重要である。中小・小規模企業への PMI の重要性についての啓発や、中小・小規模企業への PMI に対する支援を充実させる。

④経営者保証を見直す枠組みの検討

経営者保証を取らない融資は新規分について一定程度進んでいるものの、既存の債務についてはいまだ経営者保証が残っている場合も多い。M&A の買手・売手双方とも個人保証は残したくないという実態があることに鑑み、メインバンク等が事業再構築やM&A を仲介・支援していく際、経営者保証を見直す枠組みを検討する。

中小・小規模企業の資金調達を強化するためにも、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を引き続き進める。不動産等の有形資産担保に依存しない資金調達の選択肢として、企業のノウハウや顧客基盤等の知的財産・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる法制度について、その積極活用に向けて周知に努める。

⑤地方銀行等の金融機関による仲介サービス業務の強化

地域金融機関の中小企業への経営支援強化の一環として、地域金融機関がM&A 仲介、支援にも、より積極的に取り組むことを促す。このため、高度人材の確保を含め、適切な業務運営体制の整備を促すとともに、M&A 支援を積極的に行っている地域金融機関の取組の情報提供やその横展開を通じて、金融機関の取組を後押しする。

⑥M&A の受け皿としての買手の育成

中堅・中小企業の M&A の受け皿としての買手の絶対数がまだ不足している。同業他社への売却を避ける傾向も強いことから、中堅・中小企業の積極的な買手となるプラットフォームの育成を図る。

また、買手における M&A 資金の調達が困難という指摘がある。買収に見合った円滑な資金供与が行われるよう、環境整備を図る。

⑦過剰とならないデューデリジェンスの周知

M&A におけるデューデリジェンス（売手側の財務状況等について買手側が行う調査）について、リスク検出のための重要なプロセスである旨を啓発するとともに、当事者の意向を前提として、案件の特徴に応じて、過剰とならず適切なデューデリジェンスとなるよう周知する。

（2）事業承継支援の多様化

後継者が不在の企業のうち7割以上は黒字企業である。事業承継については、承継者

について、現在のストックベースで見ても、同族承継が低下し、企業内部からの昇格やM&Aによる外部からの就任が増加しており、その結果もあり、後継者が不在である企業は低下傾向にある。多様な事業承継を支援するため、金融・税制等の支援措置を検討する。また、経営人材の確保について官民を挙げた広範なマッチングを進める。

①事業承継税制の役員就任要件の検討

事業承継税制については、現行では、その利用のために、役員就任要件（実際の承継時に、後継者が役員に就任して3年以上経過している必要があるという要件）を満たす必要があり、特例措置を利用する場合、本年12月末（実際の税制上の承継期限である2027年12月末の3年前）までに後継者が役員に就任している必要がある。来年以降に事業承継の検討を本格化させる事業者にとって、本年12月までに後継者を役員に就任させることは困難であり、事業承継税制を最大限活用する観点から、役員就任要件の在り方を検討する。

さらに、事業承継税制について、事業承継・引継ぎ支援センターや商工団体、税理士会とも連携しつつ、制度の周知徹底に取り組むことにより、最大限の活用に取り組む。

親族外・社外の第三者への事業承継を促進するため、マッチングプラットフォームに対し掲載する情報の質の向上等を促すとともに、事業承継円滑化や経営人材確保の観点からサーチファンドの育成に積極的に取り組む。また、有能な人材（経営者）を広く登用し、事業承継を更に促進する観点から、第三者への事業承継を促進する税制の在り方についても検討を深める。

②事業承継・引継ぎ支援センター等の活用促進

M&Aの相手先企業を探す際、事業承継・引継ぎ支援センター（中小企業庁）や商工会議所・商工会に依頼する比率はまだ低い。事業承継税制も含め、商工団体や金融機関と連携し、事業承継・引継ぎ支援センターの強化・周知徹底を行う。

③資本性ローンの活用・フォローアップ

日本政策金融公庫等によるコロナ対策として実施された資本性ローンは、民間金融機関からの融資を受けやすくなることが期待されるほか、財務の改善を通じて、経営改善・事業再生に資するものである。資本性ローンについて、その活用状況をフォローアップするとともに、令和6年能登半島地震の被災地域等でも資本性ローンの活用を図る。

④専門家による適切な助言のための制度の周知徹底

中小・小規模企業の経営をサポートする立場にある税理士・顧問弁護士・地域金融機関等の専門家が、事業承継・事業再編、M&Aに関する制度の理解が十分でない場合がある。こうした専門家に対する制度の周知徹底を行い、経営者への適切な助言につなげる。

（3）私的整理の円滑化

事業再構築については、リーマンショック以降の大きな変化として、債権者との合意により債務整理を行う私的整理が増加してきている。経営者の実情に応じた対応を可能とするため、更なる環境整備を図る。経営者の判断により早期の事業再構築を進めることができるよう、諸外国並みに、多数決によって金融負債の整理を進めることができる法案の早期提出を目指す。

(4) 地方の生活基盤サービス維持のためのグループ化・事業調整の推進

東京都など4都県を除いて大多数の道府県で人手不足率は増加している。地域の生活基盤的サービス維持のため、グループ化、事業調整も含めて措置を検討する。

3. (略)

V～XI. (略)

経済財政運営と改革の基本方針 2024 (令和6年6月21日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行

1. デフレ完全脱却の実現に向けて

我が国経済は、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えている。本年の春季労使交渉では、1991年以来33年ぶりの高水準の賃上げが実現し、足元の企業の設備投資は史上最高の水準にある。こうした前向きな動きを中小企業・地方経済等でも実現し、二度とデフレに戻らせることなく、「コストカット」が続いてきた日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題となっている。

岸田内閣は、これまで、「新しい資本主義」を掲げ、「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」の実現に向け、日本銀行と連携し、適切なマクロ経済運営を行うとともに、官民連携による賃上げや社会課題の解決を成長につなげる投資の促進に向けた取組などを進めてきた。こうした「新しい資本主義」の考え方は、新たな経済ステージへの移行に当たっての基盤となるものである。これらにより、30年間上がらなかった賃金や物価が動き出し、企業の成長期待や投資の見通しも高まっている。今は、日本経済への「期待」を現実のものとしていくときである。

現状、為替が円安基調で推移しており、また、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、消費は力強さを欠いている。海外経済の下振れによるリスク等も残っているが、今後は、景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待される。

新たなステージへの移行のカギとなるのは、賃上げを起点とした所得と生産性の向上である。まずは、春季労使交渉における力強い賃上げの流れを中小企業・地方経済等春季労使交渉以外の分野でも実現し、物価上昇を上回る賃金上昇を達成し、定着させる。安定的な物価上昇の下で、賃上げに支えられた消費の増加及び投資の拡大が、企業収益を押し上げ、その成果が家計に還元され、次の消費の増加につながる。企業はその収益を原資として成長分野に更に投資を行うことによって、企業の生産性と稼ぐ力が強化される。成長分野への円滑な労働移動も可能となり、新たな成長を生み出す好循環が実現する。

あわせて、社会課題の解決と持続的な経済成長の実現に向け、官民が連携して投資を行う。グリーン、デジタル、科学技術・イノベーション、フロンティアの開拓、経済・エネルギー安全保障等の分野において、長期的視点に立ち、戦略的な投資を速やかに実行していく。こうして人材や資本等の資源を成長分野に集中投入することによって、経済全体の生産性を高め、日本経済を「成長型の新たな経済ステージ」へと移行させていく。

本年の春季労使交渉では、労務費転嫁のための指針が周知されたこと等もあり、労使交渉

の結果、力強い賃上げの流れが生み出された。これに加え、本年6月から実施している定額減税等によって、可処分所得を下支えし、物価上昇を上回る所得の増加を確実に実現する。そして、この流れを来年以降も持続させるため、あらゆる政策を総動員して賃上げを後押しし、国民一人一人の生活実感を高めていく。このため、重層的な取引構造となっている業種を含め、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるよう、官民双方で取組を更に強化するとともに、企業の稼ぐ力を強化することによって、来年以降、物価上昇を上回る賃上げを定着させていく。

賃上げについては、労務費の転嫁円滑化に加え、商慣行の思い切った見直しを含め、業種・事業分野の実態に応じた価格転嫁対策に取り組むほか、医療・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援や最低賃金の引上げを実行する。あわせて、三位一体の労働市場改革を進め、全世代を対象とするリ・スキリングの強化に取り組む。個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入を促進するとともに、雇用政策の方向性を、雇用維持から成長分野への労働移動の円滑化へとシフトしていく。

企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。GX、経済安全保障など、社会課題の解決に向けた官民連携の投資、デジタル技術の社会実装、宇宙・海洋等のフロンティアの開拓、海外からの人材・資金の呼び込み等の取組によって、成長分野における国内投資を持続的に拡大し、経済全体の生産性を向上させる。

日本銀行は、本年3月19日、それまでのマイナス金利政策やイールドカーブ・コントロール等を変更し、金融政策は新しい段階に入った。安定的な物価上昇率の下での民需主導の持続的な経済成長の実現に向け、政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

こうした取組によって、長期にわたり染み付いた「デフレ心理」を払拭し、社会全体に、賃金と物価が上がることは当たり前であるという意識を定着させ、デフレからの完全脱却、そして、経済の新たなステージへの移行へとつなげていく。

経済財政諮問会議においては、今後とも、賃金、所得や物価動向を含む経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営の状況、経済構造改革の取組状況等について、定期的に検証していく。

2. 豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて

足元の人手不足の大きな要因でもある人口減少は、2030年代に加速することが見込まれており、現状のまま生産性上昇率が高まらず、労働参加の拡大や出生率の向上も十分でない

という前提に立てば、我が国の潜在成長率は長期にわたりゼロ近傍の低成長に陥りかねない。

将来的に人口減少が見込まれる中で長期的に経済成長を遂げるためには、生産性向上、労働参加拡大、出生率の向上を通じて潜在成長率を高め、成長と分配の好循環により持続的に所得が向上する経済を実現する必要がある。これらを通じて、少子高齢化・人口減少を克服し、国民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していくことをミッションとして掲げ、官民挙げて総力を結集し経済成長のダイナミズムを起こし、これまでの延長線上にない、熱量あふれる日本経済の新たなステージへの移行を確かなものとしていかなければいけない。

経済・財政・社会保障の持続可能性の確保を図るには、人口減少が本格化する 2030 年代以降も、実質 1% を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、更にそれよりも高い成長の実現を目指す。このため、今動き始めている DX、GX を始めとする投資の拡大、欧米並みの生産性上昇率への引上げ、高齢者の労働参加率の上昇ペース継続や女性の正規化促進など、我が国の成長力を高める取組が必要である。こうした経済においては、2% の物価安定目標の持続的・安定的な実現の下で、2040 年頃に名目 1,000 兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する 2030 年度までが、こうした経済構造への変革を起こすラストチャンスである。このため、本基本方針第 3 章を「経済・財政新生計画」として定め、これに基づき、以下に述べる「新たなステージを目指すための 5 つのビジョン」からバックキャストしながら、今後 3 年程度で必要な制度改革を含め集中的な取組を講じていく。

(略)

第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(1) 賃上げの促進

豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力に推進するとともに、医療・福祉分野等における賃上げを着実に実施する。

最低賃金は、2023 年に全国加重平均 1,004 円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030 年代半ばまでに全国加重平均を 1,500 円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継や M & A の環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

(略)

非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換の促進、都道府県労働局・労働基準監督署による同一労働同一賃金の更なる徹底を進める。各種手当等の待遇差是正に関する調査等を踏まえ、ガイドラインの見直しを検討する。いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組む。

(略)

(2) (略)

(3) 価格転嫁対策

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現する。このため、独占禁止法 10 の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法 11 の執行強化、下請法改正の検討等を行う。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底する。価格転嫁円滑化の取組について実態調査を行い、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求める。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促す。パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組む。中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組む。サプライチェーン全体における手形等の支払サイト短縮・現金払い化、利用の廃止に向けた工程の検討を進める。

中小企業が、取引・決算データを一括管理し、そのコスト構造を可視化することによって、それを活用する形で価格転嫁を円滑に進め、収益を改善できるよう、2024 年度中に、内外におけるそうしたデータの管理・活用の取組に関する実態調査を行う。

官公需について、労務費等の価格転嫁徹底を目的とした期中の契約変更等に対応するため、必要な予算を確保する。最低制限価格制度等の適切な活用を促進する。

2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化

日本経済を熱量あふれる新たなステージに移行させるため、地域経済を牽引する中堅企業と、雇用の 7 割を支える中小企業の稼ぐ力を強化する。

(1) 人手不足への対応

自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援を行う。

幅広い業種に対し、簡易で即効性があるカタログ型の省力化投資支援を行う。事業者それぞれの業務に応じたオーダーメイドの省力化の取組を促進する。その中で、既存補助事業の

早期執行及び運用改善に取り組む。

運輸業、宿泊業、飲食業を始めとする人手不足感が高い業種において、AI、ロボット等の自動化技術の利用を拡大するため、業界団体による自主行動計画の策定を促す。それらの業種において導入が容易なロボットについて、ハード・ソフト両面の開発を促進する。

自動化技術を用いることができる現場労働者の育成に向けたリ・スキリングを推進する。人手不足の資格職等における「分業」（例えば、教師に対する校務・マネジメントの支援、機械導入によるトラックドライバー業務の軽減等）を推進する。

大企業に対し、中堅・中小企業と協働する新技術・商品開発（オープンイノベーション）や、副業・兼業を通じた中堅・中小企業への人材派遣を奨励する。大企業のDX人材等と地域の中堅・中小企業や地方公共団体とのマッチング支援を行う。地方公共団体や地域の経営支援機関等が連携して行う人材確保・育成・定着に向けた取組を支援する。

（２）中堅・中小企業の稼ぐ力

成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進する。サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応を支援する。

中小企業に対する支援機関や金融機関等による能動的な支援を促すため、2024年度中に、企業情報やその支援ニーズを集約したマッチングプラットフォームの運用を開始する。

金融支援については、令和6年能登半島地震による被災地域については配慮した上で、2024年7月以降は、支援の水準をコロナ禍以前の水準に戻す。なお、円安等による資材費等の価格高騰の影響を受ける事業者に対する金融支援は継続する。その上で、「資本金劣後ローン」の利用促進、中小企業活性化協議会による再生計画策定支援等を通じた経営改善・再生・再チャレンジの支援に重点を置く。政府系金融機関による資本金資金や中小企業基盤整備機構が出資するファンドの利用を促進し、いわゆるエクイティも活用した成長支援を行う。

不動産担保や個人保証に依存しない資金調達を促進するため、動産、債権その他の財産を目的とする譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法制化の準備を進める。

事業承継及びM&Aの環境整備に取り組む。事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直しを検討する。第三者への承継を促進する税制の在り方の検討を深める。M&Aを円滑化するため、仲介事業者の手数料体系の開示を進める。M&A成立後の成長に向け、実施企業によるPMIや設備投資を促進する。地域金融機関に対し、PMIを含め、M&Aの支援を強化することを促す。経営者保証が事業承継やM&Aの支障とならないよう、金融機関が中小企業に対し事業承継やM&Aに関するコンサルティングを行う際に、経営者保証の解除に向けた方策を提案することを促す。事業再構築、M&A、廃業等について、地域の支援機関が連携する相談支援体制を構築し、その取組の普及広報を行う。中小企業の経営者教育や後継者育成の推進に取り組む。

中堅・中小企業の自律的な成長と良質な雇用創出を促す。地域経済を牽引する中堅企業や売上100億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定

及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、M&A・グループ化等を促進する。工業用水道や産業用地等のインフラの有効活用・整備・強靱化に取り組む。

小規模事業者の持続的発展に向けて、2024年度中を目途に、商工会・商工会議所の広域連携の促進を含め、小規模企業振興基本計画を見直す。

地域の社会課題解決の担い手となるゼブラ企業の創出やインパクト投融資の拡大のため、「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」を踏まえ、先行事例の実証支援等を行い、事業モデルの整理、支援手法や社会的インパクトの評価手法の確立に取り組む。

(3) (略)

3. (略)

4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

(1) (略)

(2) 海外活力の取り込み

(略)

(外国人材の受入れ)

(略)

育成就労制度については、必要な体制整備、受入れ見込数・対象分野の設定、監理支援機関等の要件厳格化に関する方針の具体化等を行う。特定技能制度については、受入れ企業と地方公共団体との連携の強化を含め、適正化を図る。最低賃金及び同一労働同一賃金の遵守の徹底等を通じて、適正な労働環境を確保する。

(3) (略)

5～8. (略)

第3～4章 (略)

足下の経済状況等に関する補足資料

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2024年1月～5月)

2024年5月の月例経済報告では、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月 月 例	景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
2 月 月 例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
3 月 月 例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
4 月 月 例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
5 月 月 例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している

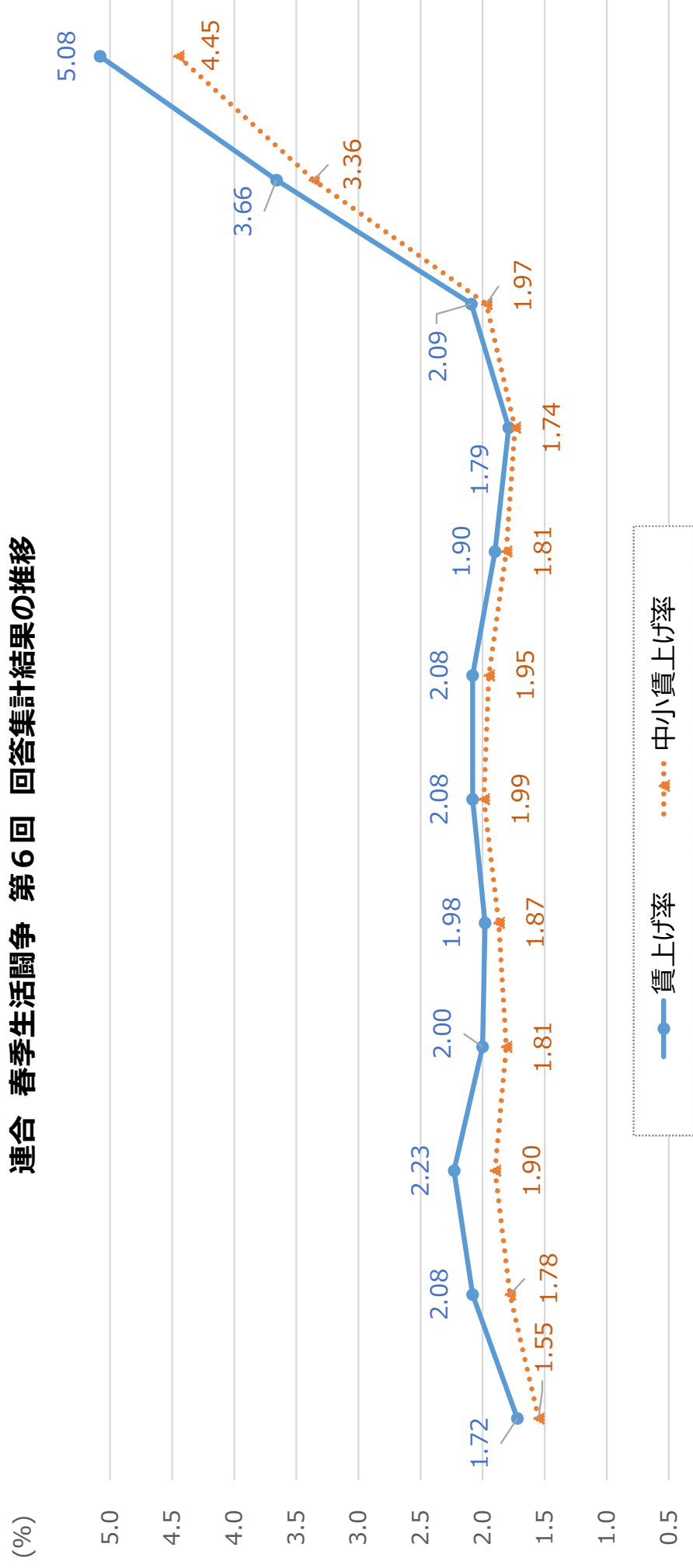
(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第6回回答集計結果(6月5日公表)では、全体の賃上げ率は5.08%(中小4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

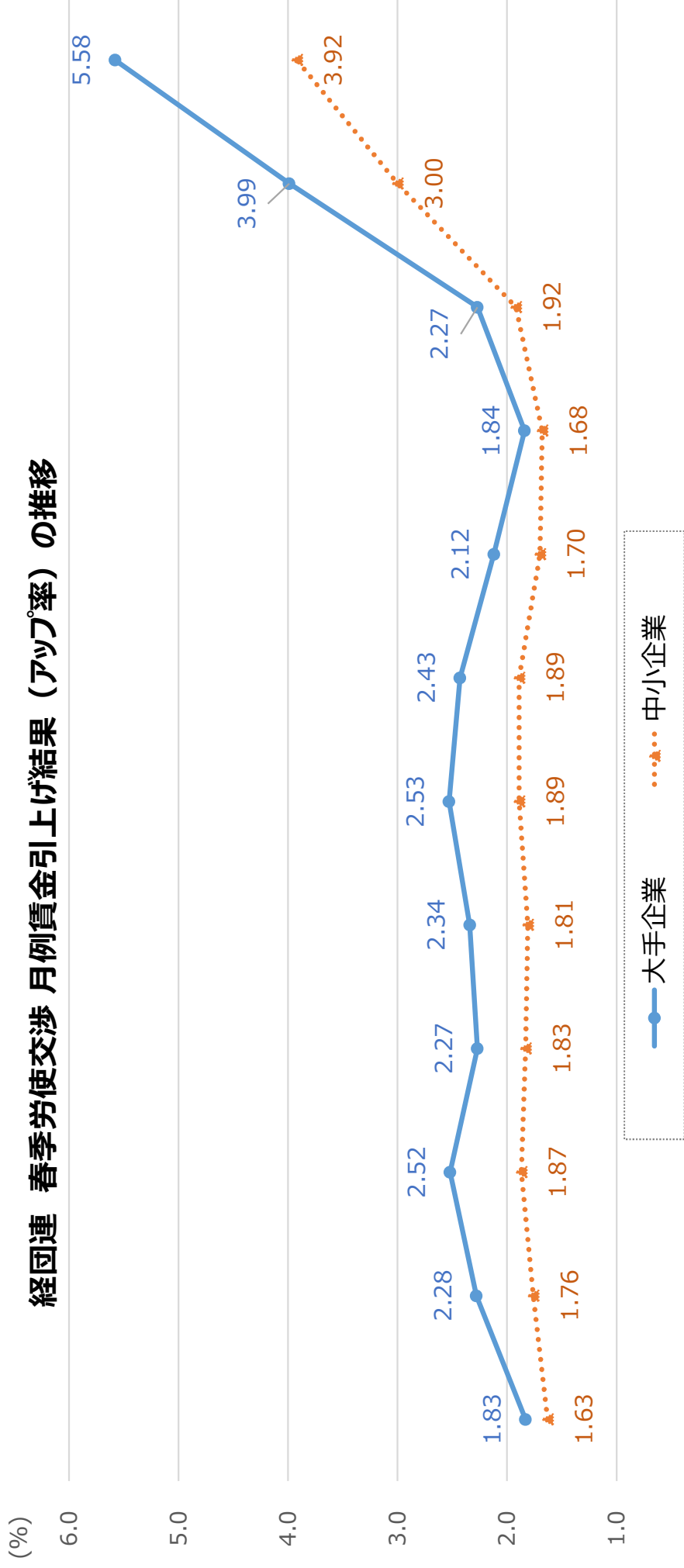
連合 春季生活闘争 第6回 回答集計結果の推移



	2013.5.31	2014.6.4	2015.6.4	2016.6.3	2017.6.5	2018.6.11	2019.6.7	2020.6.5	2021.6.4	2022.6.3	2023.6.5	2024.6.5
賃上げ率	1.72	2.08	2.23	2.00	1.98	2.08	2.08	1.90	1.79	2.09	3.66	5.08
中小賃上げ率	1.55	1.78	1.90	1.81	1.87	1.99	1.95	1.81	1.74	1.97	3.36	4.45

経団連 春季賃上げ妥結状況

2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引き上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%（第1回集計）、中小企業3.92%（第1回集計）となっている。



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	3.92

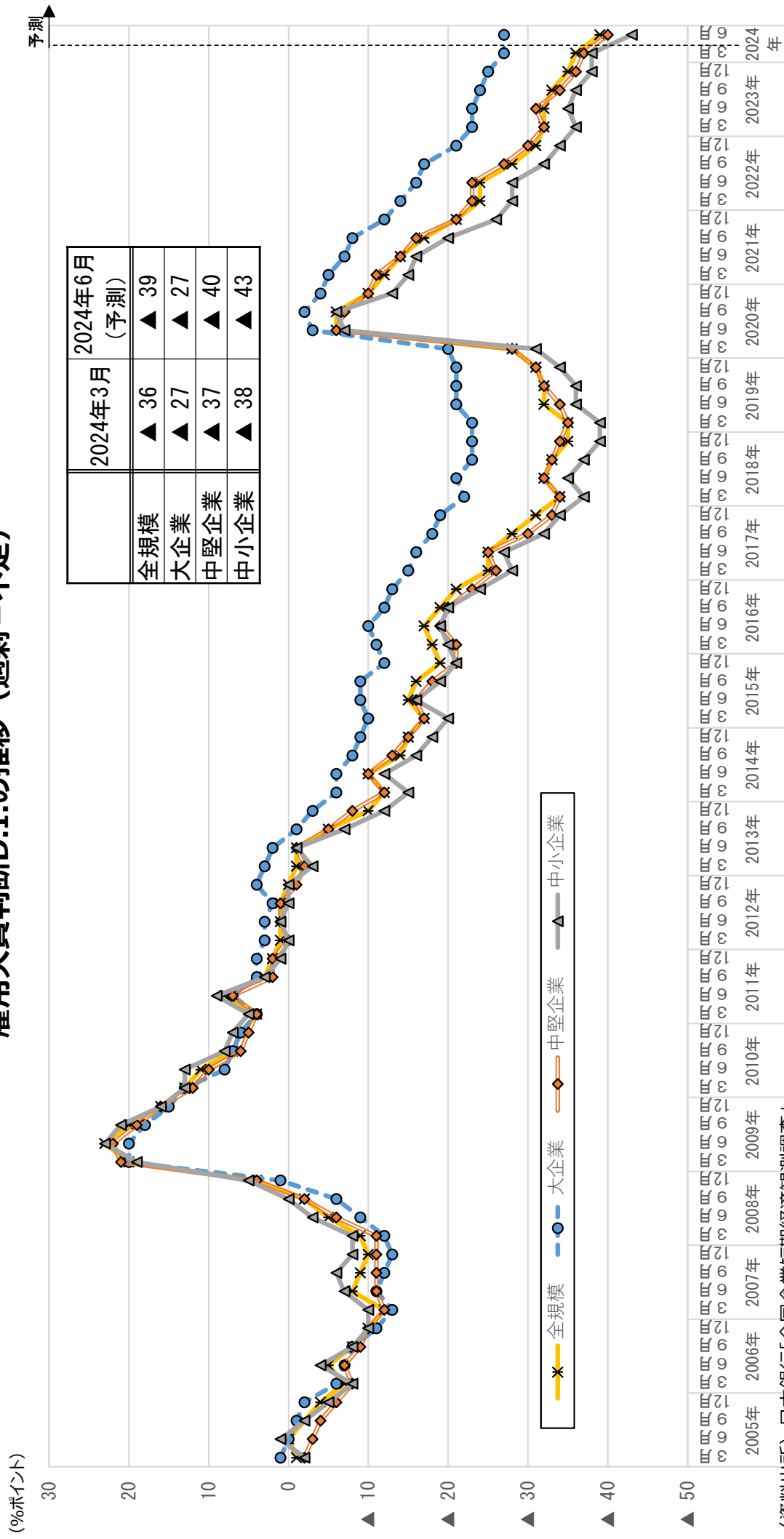
(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移 (過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

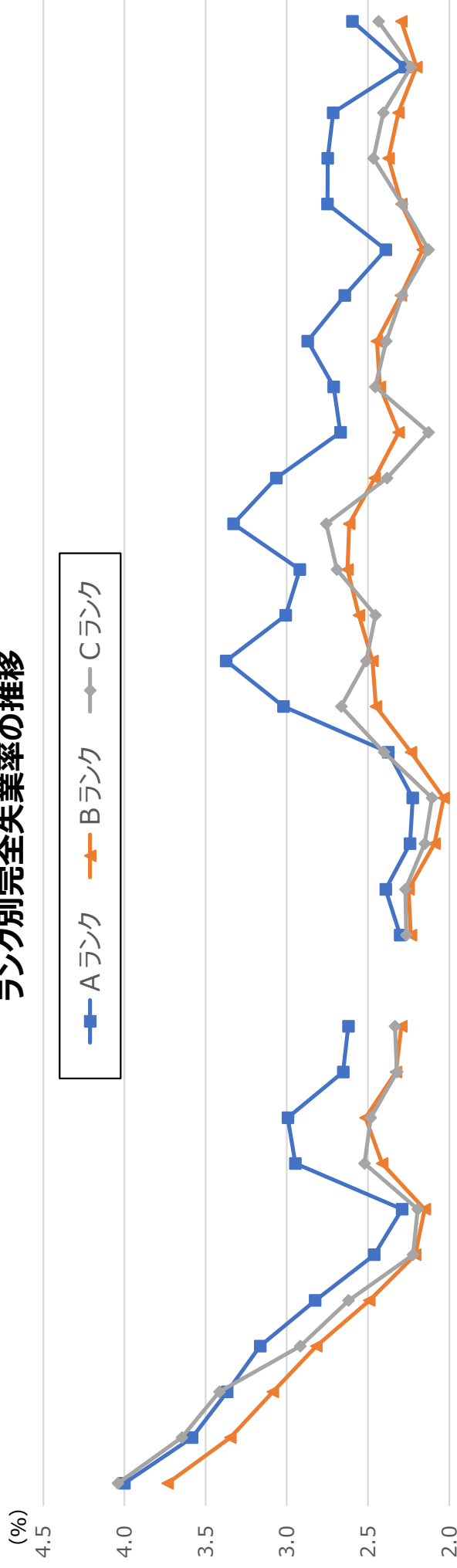
2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

地域別の状況

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



ランク	2019年			2020年			2021年			2022年			2023年			2024年		
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
Aランク	4.0	3.6	3.4	3.2	2.8	2.5	2.2	2.3	2.9	3.0	2.7	2.6	2.7	2.7	2.9	2.6	2.4	2.7
Bランク	3.7	3.3	3.1	2.8	2.5	2.2	2.2	2.3	2.4	2.5	2.3	2.3	2.4	2.4	2.3	2.2	2.2	2.3
Cランク	4.0	3.6	3.4	2.9	2.6	2.2	2.2	2.3	2.5	2.5	2.3	2.3	2.3	2.4	2.3	2.1	2.3	2.5

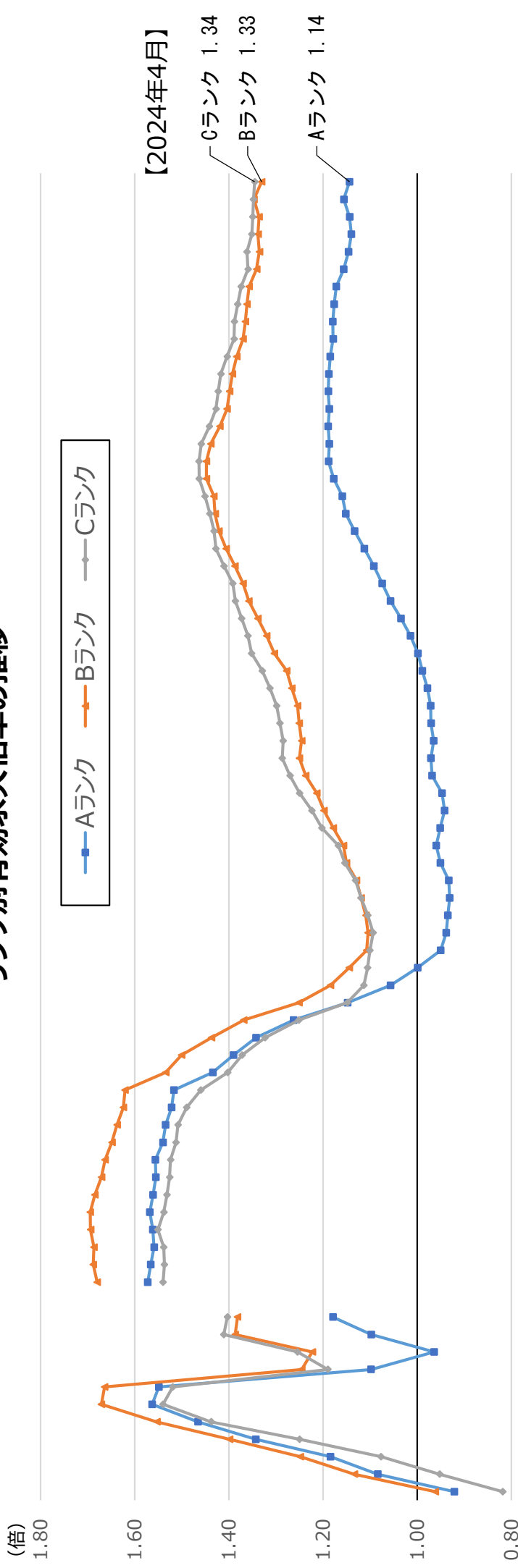
(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

- ① モデル推計による都道府県別結果。
- ② 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
- ③ 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

各ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。

ランク別有効求人倍率の推移



年	2019年												2020年												2021年												2022年												2023年												2024年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12												
2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020													
13141516171819	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020													
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年													

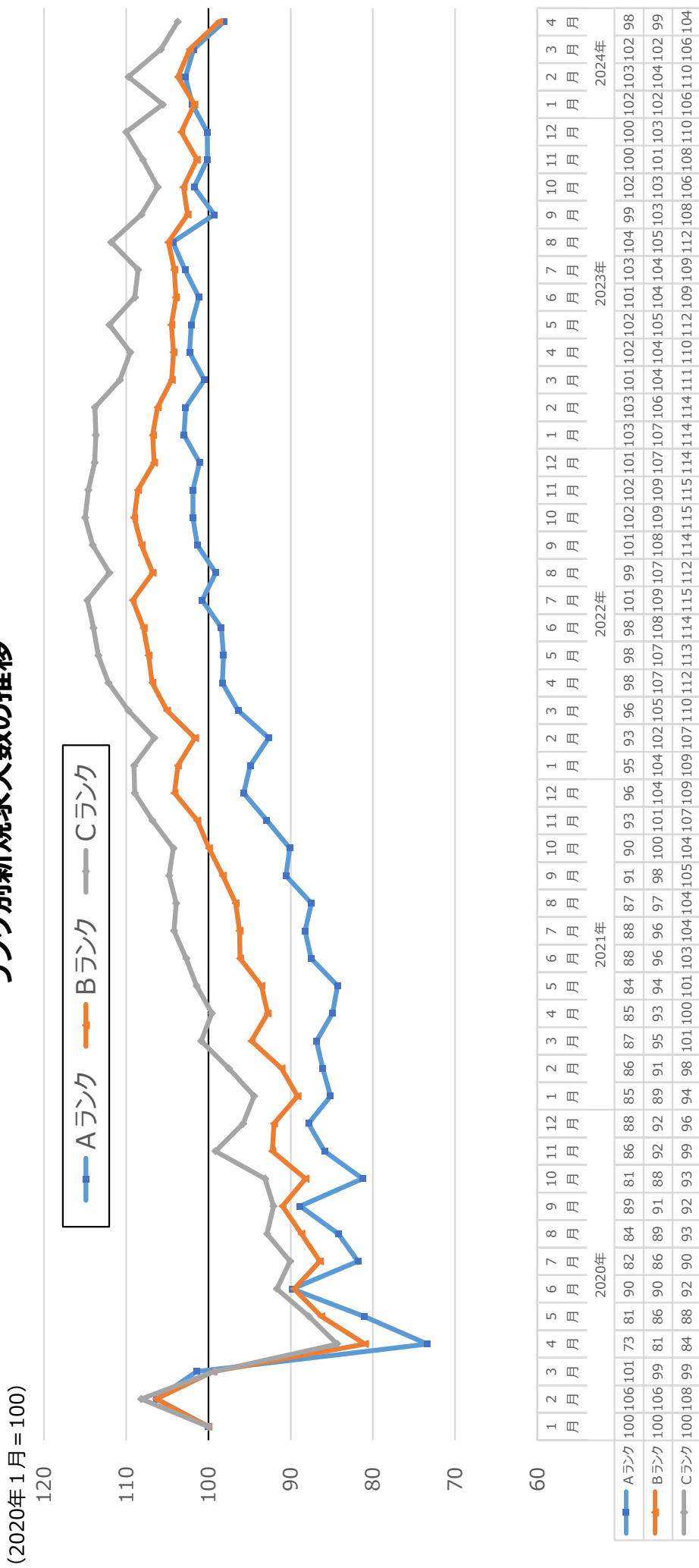
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

ランク別新規求人数の推移



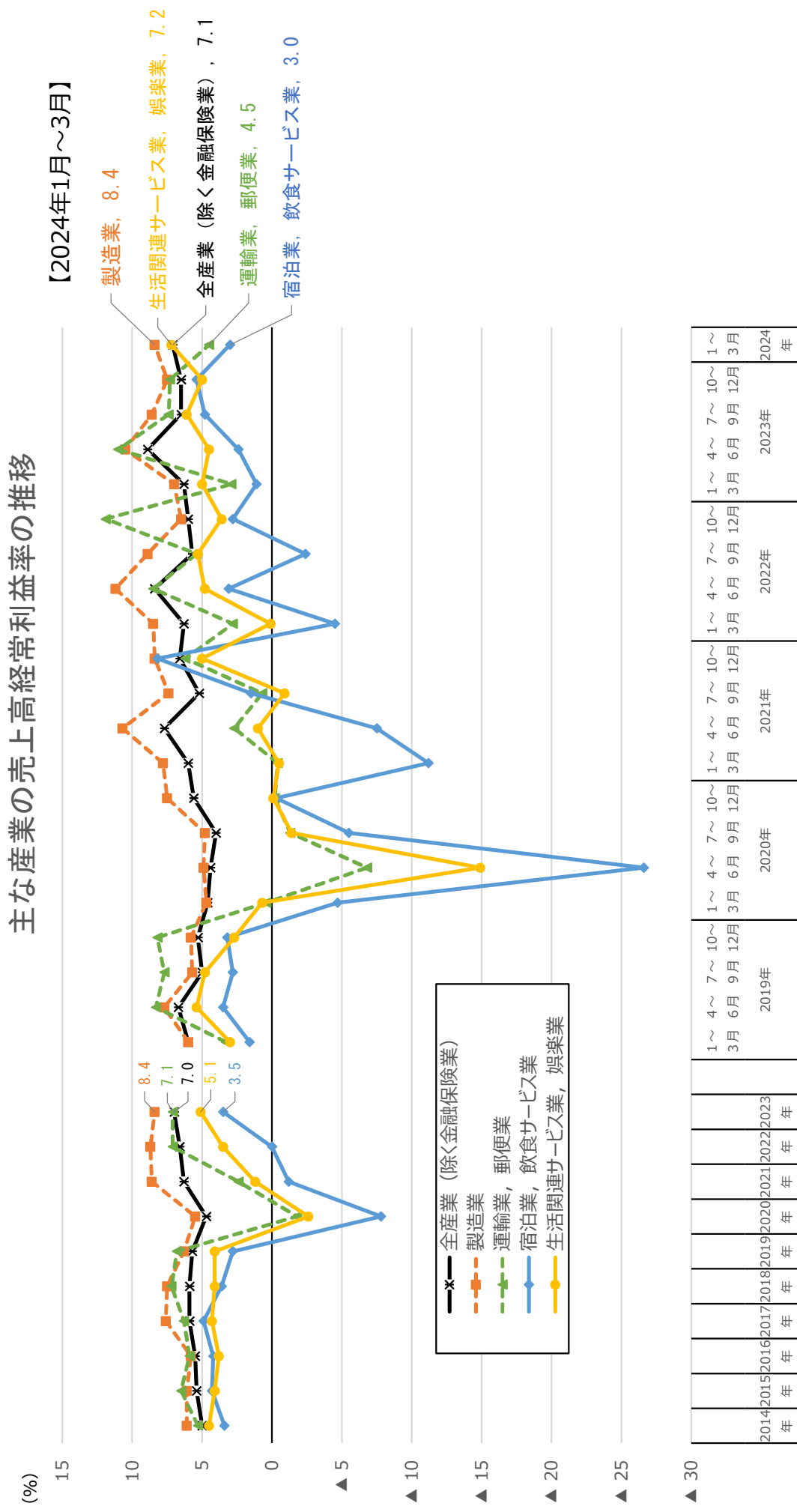
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

産業別の状況

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
 (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考)売上高経常利益率の推移(詳細)

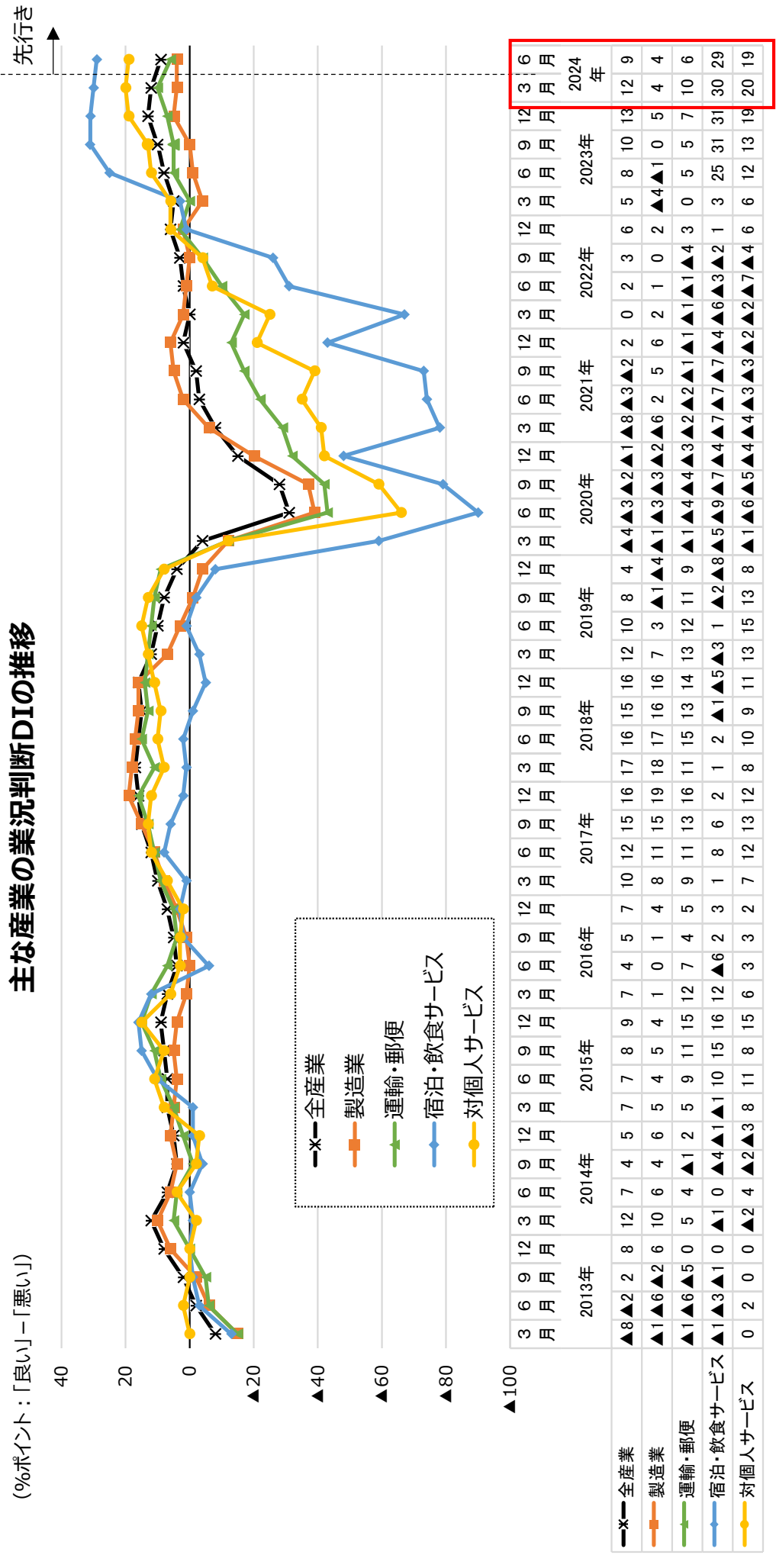
(単位：%)	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年			2021年			2022年			2023年			2024年								
							1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月									
全産業 (除く金融保険業)	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1	
製造業	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	4.7	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	8.4	
非製造業	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	4.6	4.1	3.7	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.6	
農林水産業	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	2.7	
鉱業、採石業、砂利採取業	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	19.3	13.7	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	35.1	
建設業	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	8.6	4.0	5.2	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	9.9	
電気業	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	0.4	
ガス・熱供給・水道業	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	3.8	
情報通信業	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	9.7	
運輸業、郵便業	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	4.5	
卸売業・小売業	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.6	
不動産業、物品賃貸業	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6
サービス業	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	9.8	
宿泊業、飲食サービス業	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	4.8	5.4	3.0
生活関連サービス業、娯楽業	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	7.2	
学術研究、専門・技術サービス業	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	18.2	
教育、学習支援業	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	8.1	
医療、福祉業	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.1	
職業紹介・労働者派遣業	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	2.5	
その他のサービス業	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.7	

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

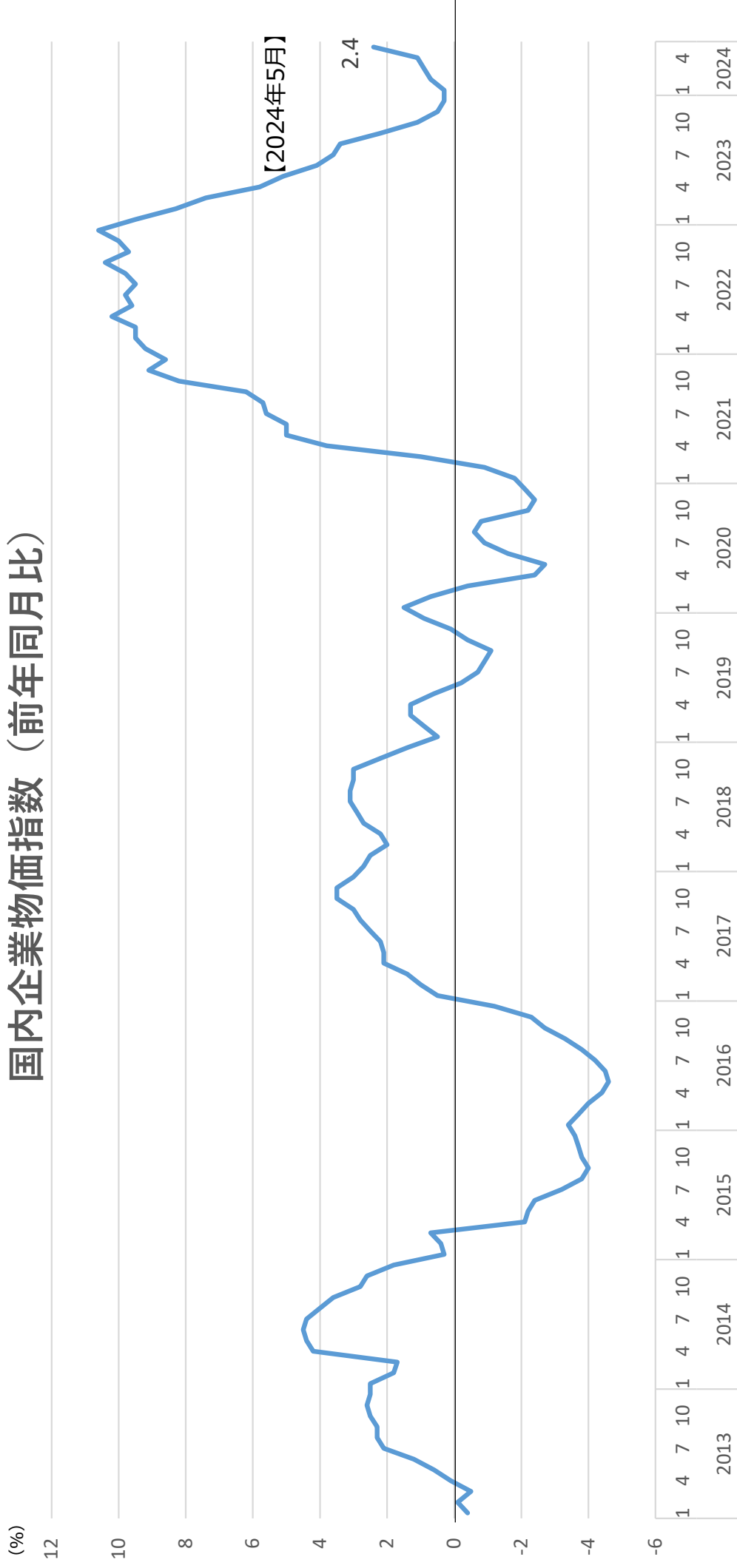
○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向にあり、宿泊業、飲食サービス業は2023年9月以降+30前後で推移している。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
 (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（金融機関および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。
 2. 2024年6月の数値は、2024年3月調査による「先行き（3か月後）の状況」の数値。
 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

国内企業物価指数については、2023年に入ってから上昇率が縮小している。

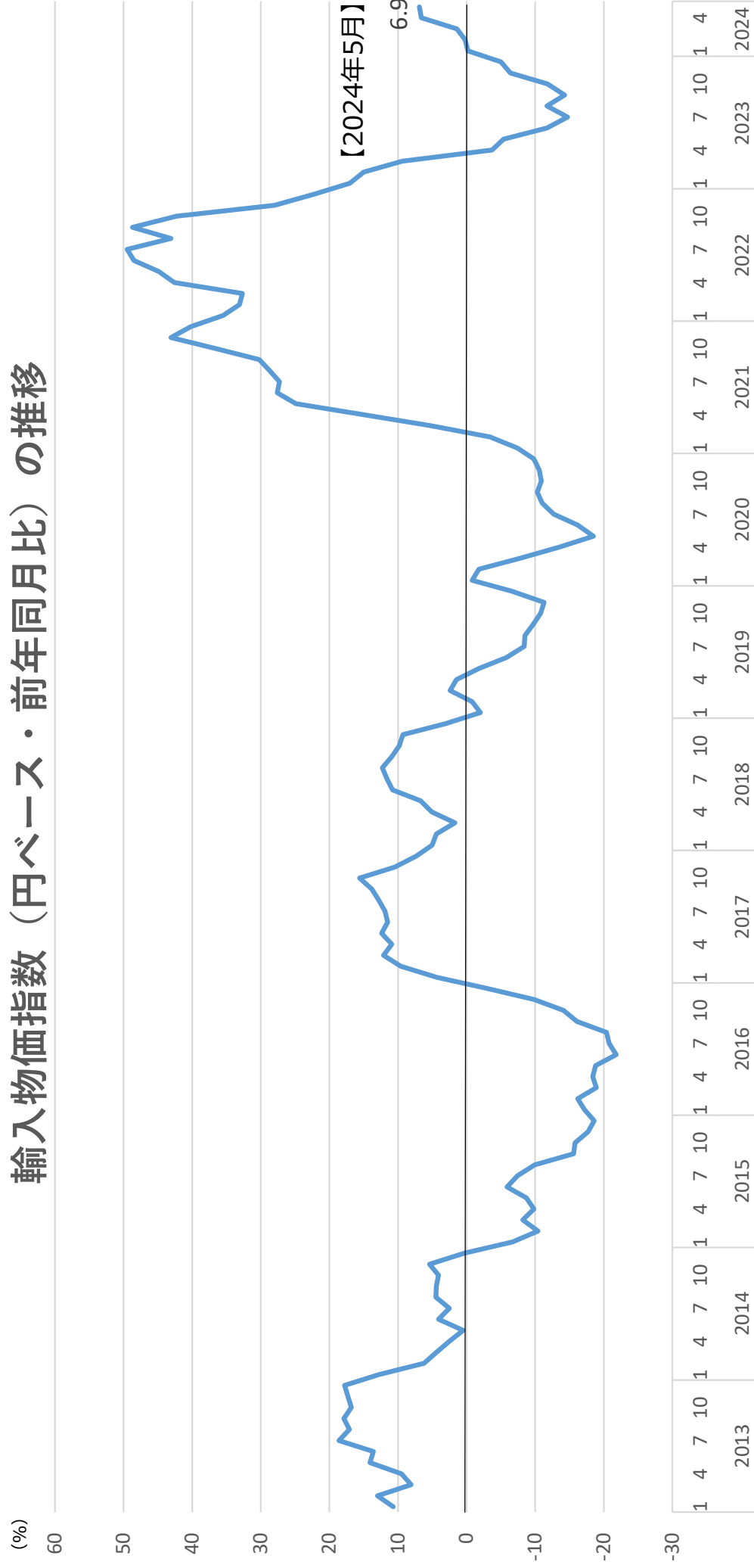


(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2024年5月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○ 輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2024年5月は6.9%であり、足下では上昇傾向である。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2024年5月速報値。

消費者物価の動向

消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

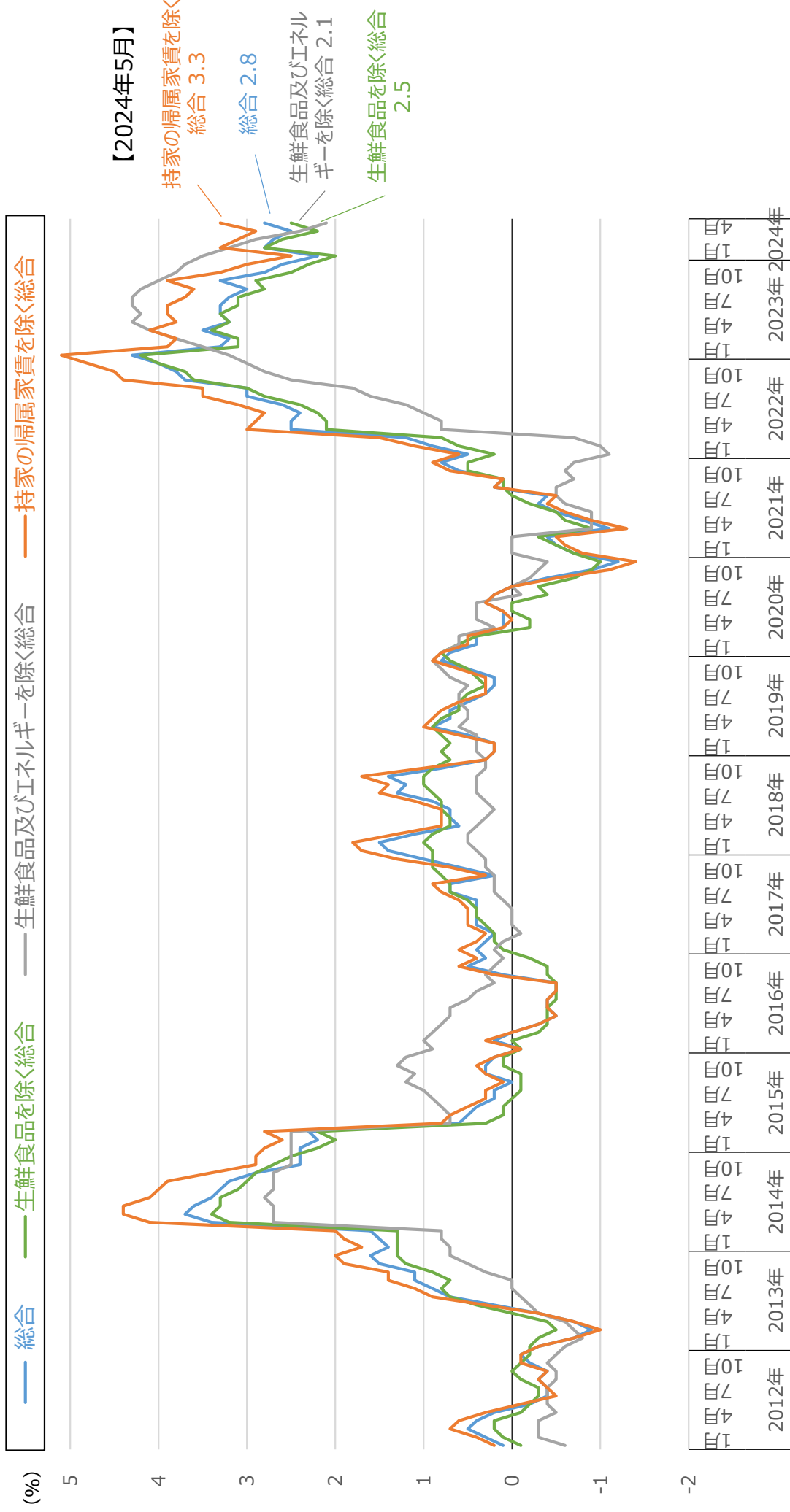
「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウエイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	<p>消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。</p> <p>※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。</p> <p>※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。</p>

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

2024年5月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.5%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.1%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている（いずれも対前年同月比）。

○ 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

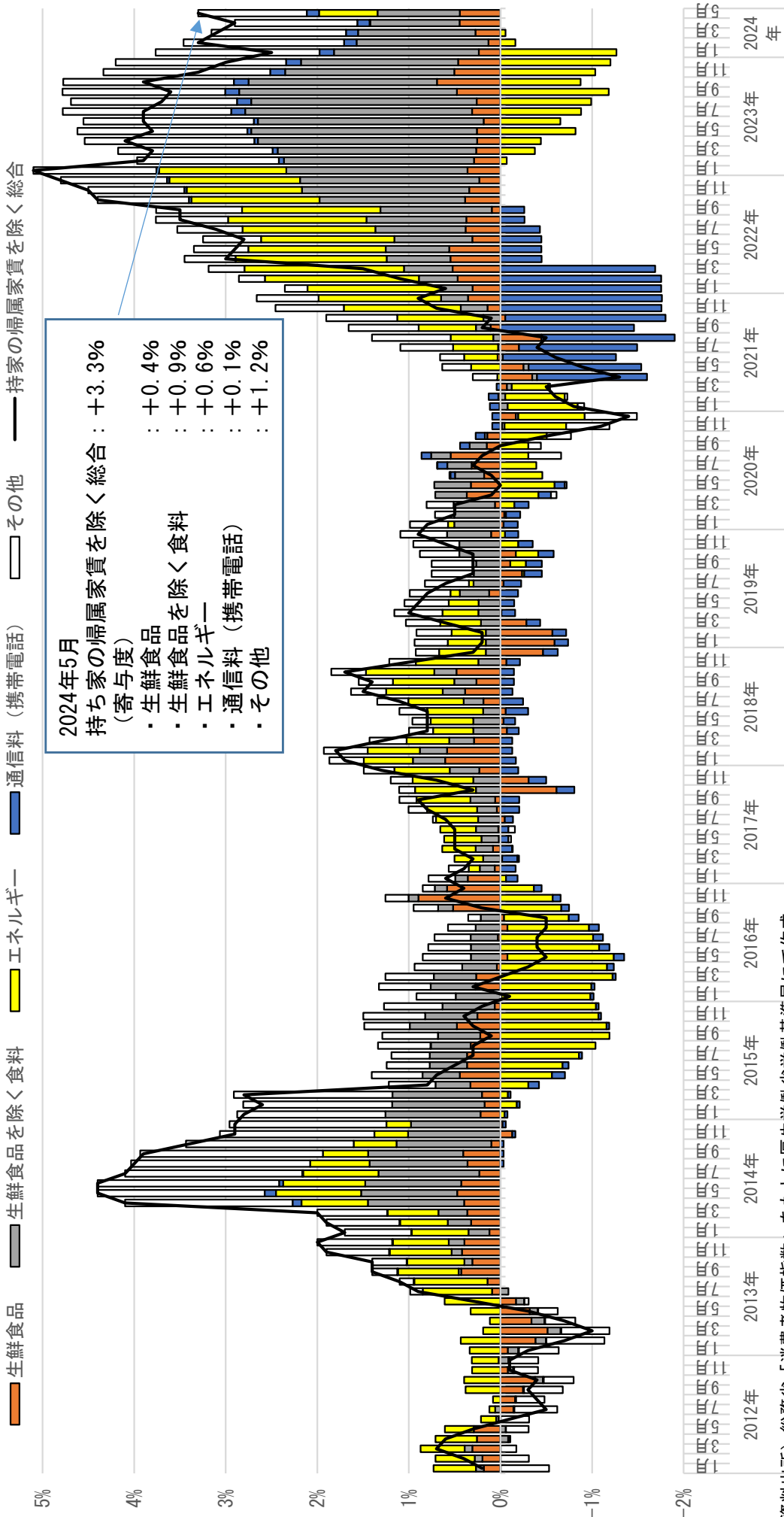


（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年5月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



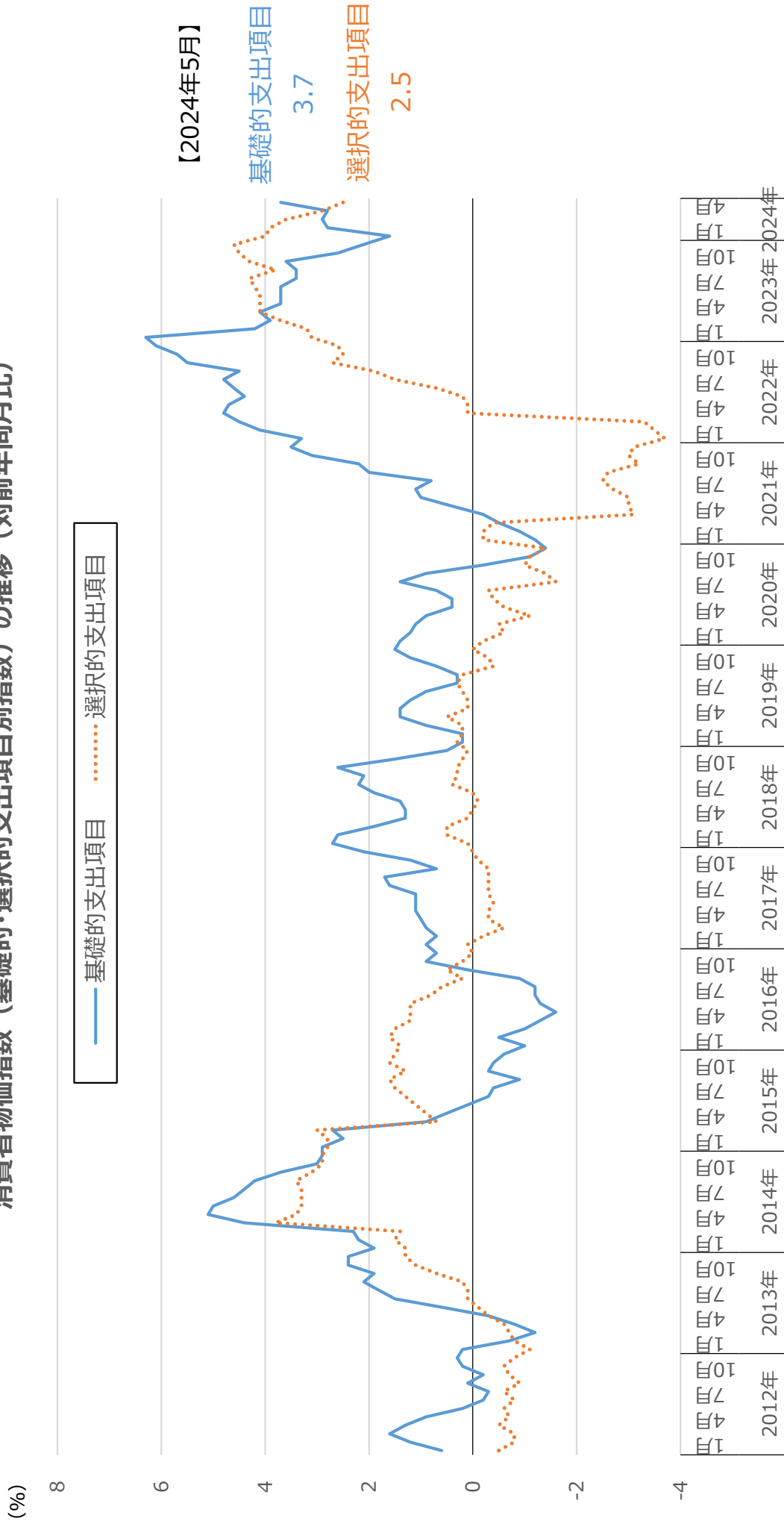
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト/持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」(対前年同月比)を見ると、2024年5月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+2.5%となっている。

消費者物価指数（基礎的・選択的支出項目別指数）の推移（対前年同月比）



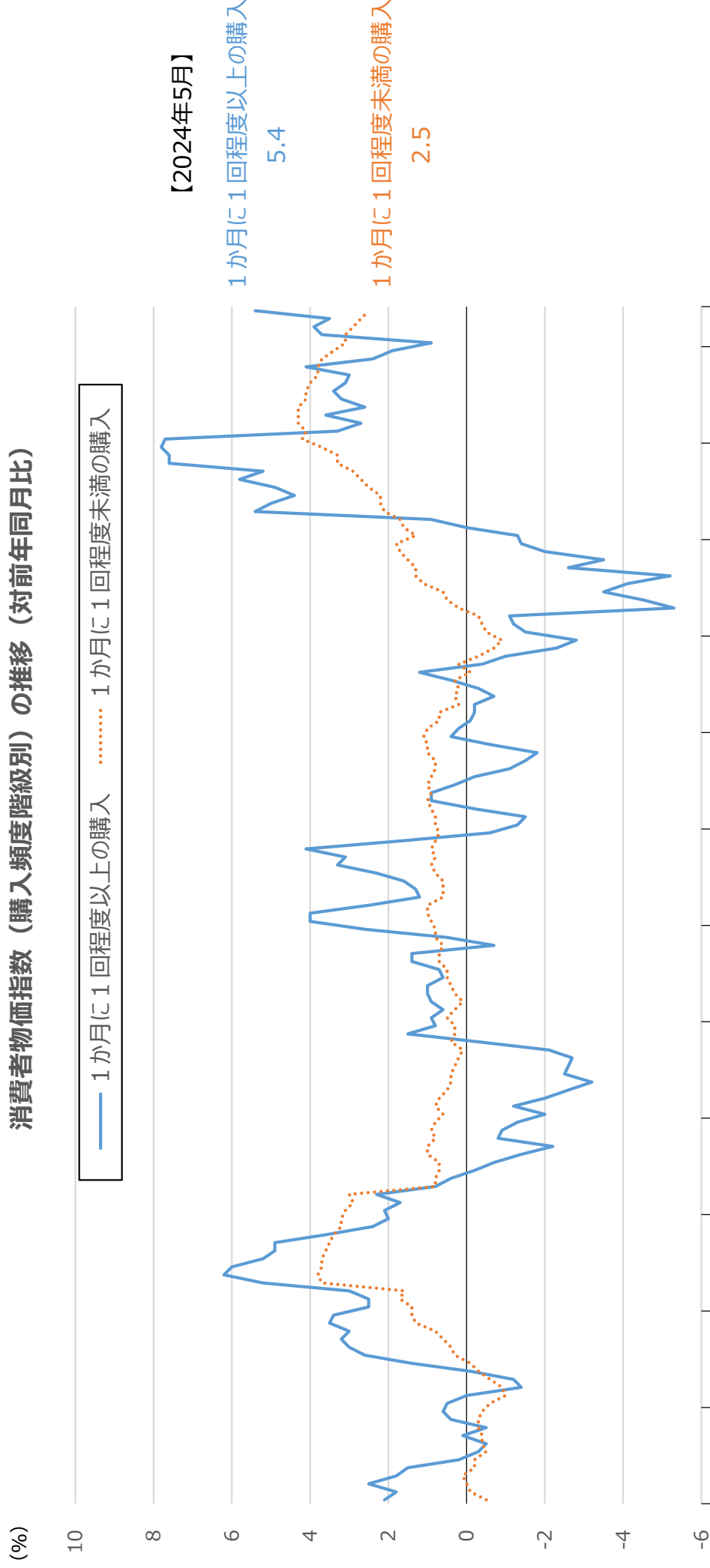
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1. 基礎的支出項目（必需品のもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品のもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2024年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+5.4%、「1ヶ月に1回程度未満の購入」は+2.5%となっている。

消費者物価指数（購入頻度階級別）の推移（対前年同月比）



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したものである。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の附属家賃を除く総合から作成されている。

倒産の動向

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

2024年版 中小企業白書 (抜粋) (左図)

第1部 令和5年度(2023年度)の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては、感染拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

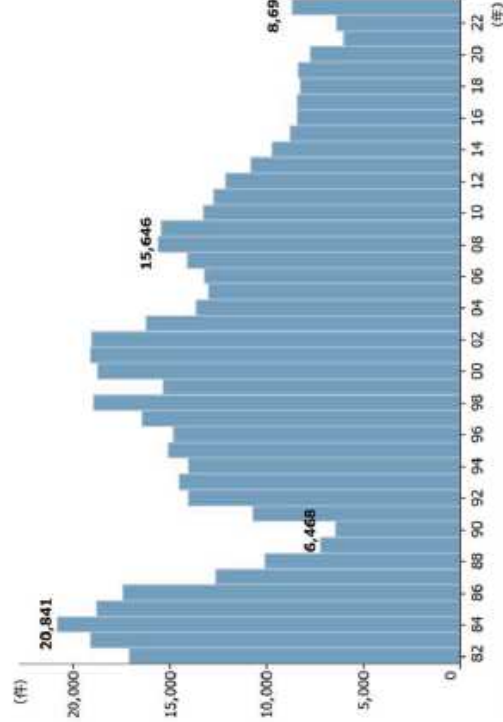
全国企業倒産集計 (2024年5月報) (抜粋) (右図)

「物価高(インフレ)倒産」は、2024年5月に99件(前年同月67件、47.8%増)発生し、過去最多だった2024年3月(106件)に次ぐ高水準となった。業種別にみると、『建設業』(32件)が最も多く、『小売業』(19件)、『運輸・通信業』(16件)が続いた。また、十分な価格転嫁ができず経営破綻に至った「値上げ難型」の倒産は24年5月に13件発生した。

全国企業倒産集計 (2024年4月報) (抜粋)

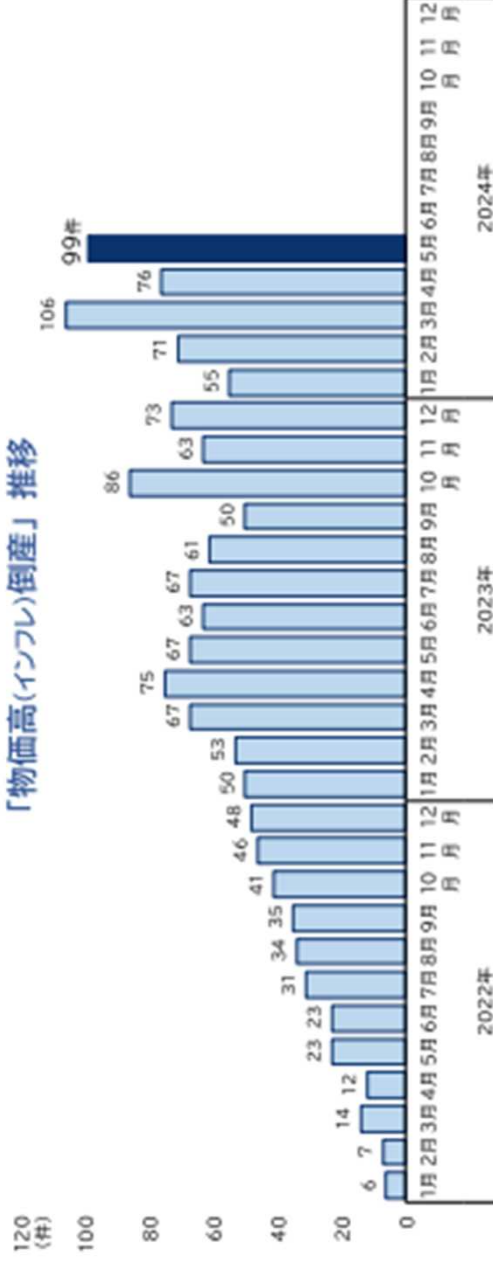
2023年度の「物価高倒産」は837件と全倒産の約1割を占め、過去最多を更新。2024年4月の「円安倒産」は5件判明し、23カ月連続の発生となった。日米金利差を背景に円安基調は続くとみられ、今後も関連倒産が高水準で推移する可能性が高い。

倒産件数の推移



資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」
 (注) 1. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ることや、経済活動を続けことが困難になった状態となること。また、法的整理(破産停止処分、内閣府)も倒産に含まれる。
 2. 前掲総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

「物価高(インフレ)倒産」推移



原因別倒産状況の推移

- 134 -

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	しわよせ 既往の	信用性の 低下	販売不振	売掛金 回収 困難	在庫状態 悪化	設備投資 過大	その他
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255

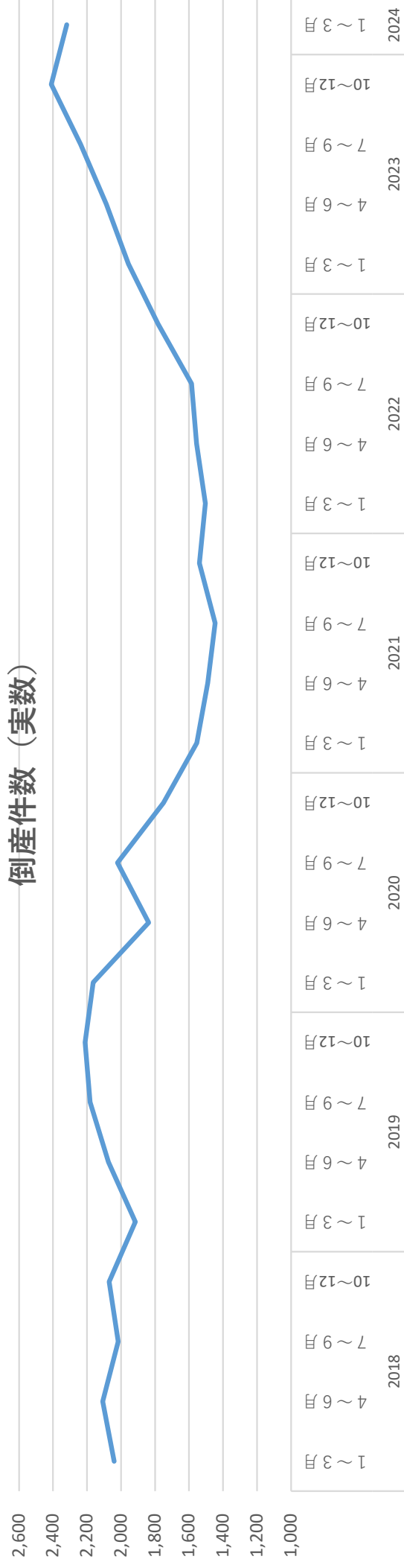
(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」 (<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/>)

- (注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。
 2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。
 3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

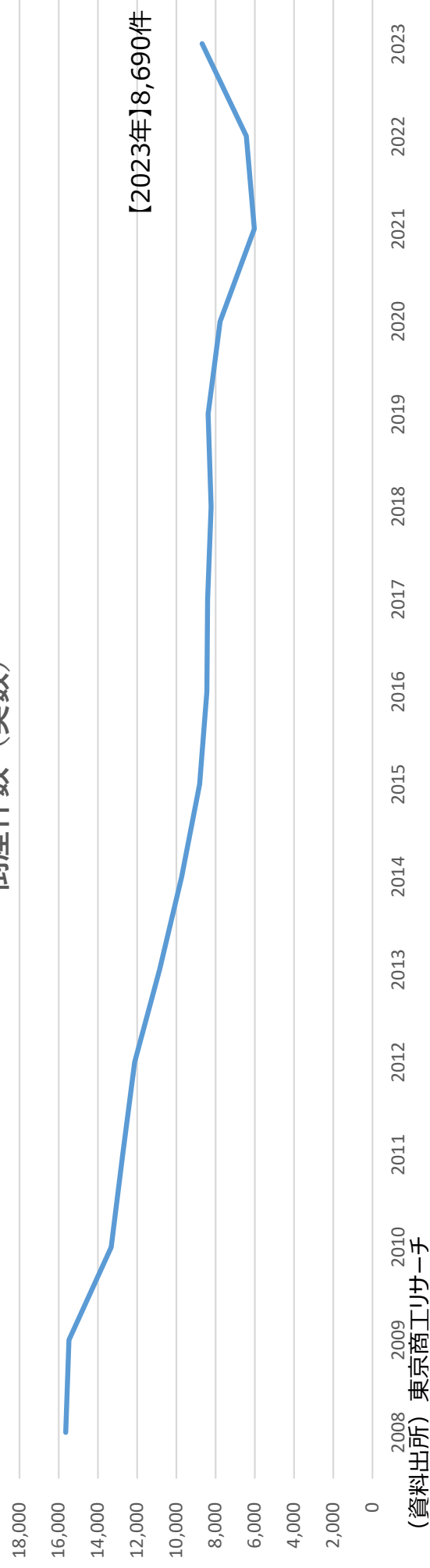
倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2023年は継続して上昇している。一方、長期的には減少傾向にある。

【足下の推移】



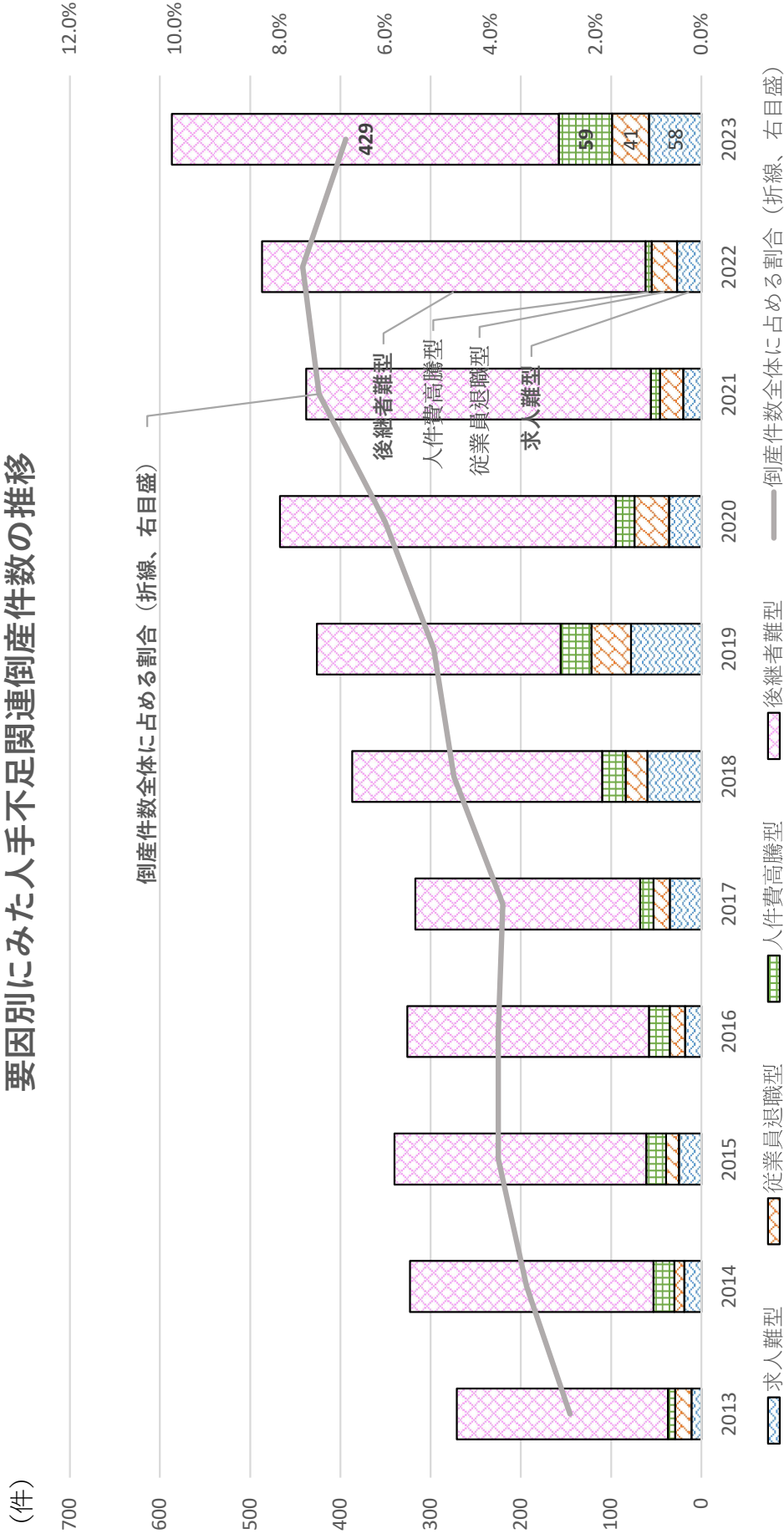
【長期的な推移】



要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産件数の推移をみると、2021年は前年の2020年を下回ったものの、近年は増加傾向にあり、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合は上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。

要因別にみた人手不足関連倒産件数の推移



資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
 (注) 負債額1,000万円以上を集計したもの。

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

経済産業省関連施策

① 小企業生産性革命推進事業 <2,000億円>

(独)中小企業基盤整備機構が、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎ等を継続的に支援。

① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)

(補助額：100万～1億円、補助率：中小1/2 小規模2/3)
…革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援

② 小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)

(補助額：～250万円、補助率：2/3等)
…小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援

③ サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)

(補助額：5万～450万円、補助率：1/2～3/4)
…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール (ソフトウェア、アプリ、サービス等) の導入を支援

④ 事業承継・引継ぎ支援事業 (事業承継・引継ぎ補助金)

(補助額：150万～600万円又は800万円、補助率：1/2～2/3)
…事業承継・M&A後の経営革新 (設備投資・販路開拓等) に係る費用やM&A時の専門家活用に係る費用、事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用を支援

厚生労働省関連施策

業務改善助成金 | 8.2億円(9.9億円) | <180億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 71.0億円(68.4億円)

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

働き方改革推進支援事業 | 31.4億円(36.7億円)

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

日本政策金融公庫による企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

キャリアアップ助成金 | 1,106億円(829億円)

非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

17.5億円(7.4億円)

平成28年10月の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

よろず支援拠点等の支援体制の充実 | 35億円の内数(37.0億円の内数) | <112億円の内数>

各都道府県に設置したよろず支援拠点において、働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを包含、多様な経営相談に対して、専門家等による相談対応を実施。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.7億円(10.7億円) | <2.3億円>

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

中小企業省力化投資補助事業 <1,000億円>

構造的な人手不足の解決に向けて、カタログから選ぶ簡易で即効性のある省力化投資を支援。

生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 | 543億円の内数(528億円の内数)

「生産管理、IoT、クラウドの活用」等のカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

人材開発支援助成金等による支援 | 640億円(652億円)

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の資金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、中小企業者に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成する制度等の整備を通じて、雇用管理改善等に取り組み事業主に対して助成。

テレワークの定着・促進に向けた支援 | 4.4億円(5.6億円)

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

民間企業のための女性活躍促進事業 | 1.9億円(2.3億円)

中小事業主を含めた全ての事業主に対し、女性活躍推進アドバイザーによる個別訪問・オンライン等により企業における女性活躍推進に係る行動計画の実施等を支援。

生活衛生業関連施策

日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率の適用

…生産性向上に資する取組や従業員の賃上げに取り組み事業者に対し特別利率を適用。

デジタル化推進事業 <1.7億円>

…好事例の展開等によるデジタル化の推進

生活衛生関係営業収益力向上事業 | 1.0億円(1.0億円)

…最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に事業継承やインボイス制度に関するセミナーを開催

中小企業の生産性向上に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2023年度 応募・申請数 (件) ※一部暫定値	2023年度 実績 (件) ※一部暫定値	2023年度 執行額 (億円) ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)	16,167	8,069	—
小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)	53,308	31,162	—
サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)	93,211	70,742	—
中小企業等事業再構築促進事業	20,028	7,642	—
業務改善助成金	19,764	13,603	151.6
働き方改革推進支援助成金	5,171	4,099	50.3
キャリアアップ助成金	72,662	65,590	521.7
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスキリング支援コース	61,989	38,192	197.2
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、人事評価改善等助成コース、テレワークコース	41	164	1.1

業務改善助成金の執行状況

-140-

(単位:億円)

	① 当初予算額	② 前年度からの 繰越額	③ 補正予算額	④ 次年度への 繰越額	⑤=①+②+ ③-④ 予算現額	⑥ 執行額	⑥/⑤ 執行率 (%)
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.0 (101.9)	178.2 (185.4)	151.6	85.0
2022年度	9.4 (11.9)	120.7 (125.7)	95.0 (100.0)	92.6 (97.6)	132.5 (140.0)	45.8	34.6
2021年度	9.4 (11.9)	13.7 (13.7)	129.8 (135.1)	120.7 (125.7)	32.2 (35.0)	28.9	89.8

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみの予算を記載。()内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の都道府県別実績

(件)

	2021年度	2022年度	2023年度
北海道	120	201	645
青森	37	62	169
岩手	68	124	254
宮城	45	59	196
秋田	37	55	95
山形	65	74	147
福島	53	84	255
茨城	90	101	217
栃木	46	104	205
群馬	56	76	187
埼玉	75	105	359
千葉	115	121	242
東京	219	440	699
神奈川	171	274	437
新潟	55	86	326
富山	61	58	158
石川	54	78	189
福井	80	91	254
山梨	17	33	128
長野	102	106	248
岐阜	55	101	312
静岡	164	181	324
愛知	197	361	1,090
三重	58	72	249

	2021年度	2022年度	2023年度
滋賀	95	131	239
京都	60	85	186
大阪	238	358	1,042
兵庫	108	260	577
奈良	49	72	163
和歌山	59	89	176
鳥取	52	94	177
島根	35	45	161
岡山	93	104	266
広島	137	169	403
山口	72	107	241
徳島	54	84	130
香川	72	98	241
愛媛	65	96	173
高知	14	37	196
福岡	195	219	539
佐賀	38	32	211
長崎	44	83	216
熊本	93	123	155
大分	125	161	231
宮崎	43	54	153
鹿児島	25	42	122
沖縄	53	82	220
全国計	3,859	5,672	13,603

2021 (R3) 年夏以降の業務改善助成金の累次の要件緩和・拡充等について

<2021年度>

2021年 8月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、賃金引上げ対象人数の拡大（最大7人以上→10人以上）による<u>助成上限額の引上げ</u>（最大450万円→600万円） ● <u>助成対象となる設備投資の範囲の拡大</u>（定員11人以上の自動車、パソコン・タブレット等）
2021年 10月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成対象となる人材育成・教育訓練費用の要件緩和（例：外部団体が行う研修等の受講費の上限30万円→50万円） ● 手続の簡素化（申請に必要な賃金台帳の対象者を全労働者から賃上げ対象者に限定）
2022年 1月13日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、生産性向上に資する設備投資等に「<u>関連する費用</u>」（広告宣伝費、机・椅子の増設等）も<u>助成対象として認める特例コースを新設</u>。（※）

※ 特例コースについては、2023年1月31日で申請受付を終了。

<2022年度>

2022年 9月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、<u>原材料費等の高騰の影響を受けている事業者にも拡充・設備の範囲を拡充</u>（定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車、パソコン・タブレット等） ● <u>最低賃金が相対的に低い地域の事業者に対して助成率を引上げ</u>
2022年 12月12日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に<u>最賃引上げが困難と考えられる「事業場規模30人未満の事業者」</u>に対して、<u>助成上限額を引上げ</u> ● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、<u>生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」の支出も認める</u> ● <u>事業場規模を100人以下とする要件を廃止</u>

<2023年度>

2023年 8月31日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象となる事業場を<u>地域別最低賃金「+30円以内」</u>から「<u>+50円以内</u>」に拡大 ● 事業場規模50人未満の事業者における特定の期間の賃金の引上げについて、<u>引上げ後の申請を可能とする</u>（2024年1月31日申請分まで） ● 事業場内最低賃金別の助成率区分の金額を引き上げる
-----------------	---

2024 (R6) 年度においては、以下の要件見直しを実施

2024年4月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産量要件（感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業）の特例を廃止 ● 特例事業者の「関連する経費」に係る支給を廃止 ● 申請の同一年度内「2回」を「1回」に変更
------------	--

賃上げを後押しする予算措置【2023 (R5) 年度補正予算】

- ・ 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を設けている。
- ・ 事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)については、現在公募なし。

<中小企業省力化投資補助金>

【2023 (R5) 年度補正 1,000億円】

- **事業概要**：構造的な人手不足の解決に向けて、カタログから選ぶ簡易で即効性のある省力化投資を支援。
- **補助率**：1/2
- **補助上限**：最大1000万円⇒一定水準以上の賃上げで 上限額を最大1,500万円に引き上げ

<事業承継・引継ぎ補助金> (経営革新事業)

【生産性革命推進事業 2023 (R5) 年度補正 2,000億円の内数】

- **事業概要**：事業承継・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を支援
- **補助率**：1/2～2/3
- **補助上限**：最大600万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで 上限額を最大800万円に引上げ
- **重点措置**：事業場内最低賃金 + 30円の場合実施

中小企業省力化投資補助事業

2023年度補正予算額 **1,000億円** (中小企業等事業再構築促進事業を再編して総額5000億円規模)

- 変革期間から3年間に**おいて、人手不足に苦しむ中小企業の省力化投資を強力に支援。**
- **カタログから選ぶような汎用製品※の導入を補助**することで、簡易で即効性がある支援措置を新たに実施する。

※個々の事業の実情に合わせた効率化・高度化についても措置を講じ、一体的に運用

補助上限額	補助率
従業員数5名以下 200万円(300万円)	1/2
従業員数6~20名 500万円(750万円)	
従業員数21名以上 1000万円(1500万円)	
※賃上げ要件を達成した場合、()内の値に補助上限額を引き上げ	

カタログを通じた汎用製品 (IoT、ロボット等) の導入支援イメージ

・無人搬送ロボット



著作権：user6702303 / 出典：Freepik
https://jp.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loading_48324221.html#query=agv&position=4&from_view=keyword&track=aisp

・検品・仕分けシステム



著作権：macrovector / 出典：Freepik
https://jp.freepik.com/free-vector/robotic-arm_2318271.html#query=robotic-arm&from_view=keyword&track=aisp

再構築基金の事業スキーム (矢印：資金の流れ)



事業承継・引継ぎ補助金

【生産性革命推進事業（2023年度補正予算 2,000億円）の内数】

- 事業承継やM&Aに係る設備投資等、M&A時の専門家活用に係る費用(ファイナンシャルアドバイザー(FA)や仲介に係る費用、デュー・ディリジェンス、セカンド・オピニオン、表明保証保険料等)を補助。
- 複数の中小企業を子会社化し、優良な経営資源を提供してグループ一体となって成長を目指す「中小企業のグループ化」を支援するため、経営革新枠において、複数の中小企業がグループ全体の生産性を向上させるための投資を行うおととする場合、**グループ一体として申請できるように運用を変更。**

	経営革新枠 (グループ申請を新設)	専門家活用枠	廃棄・再チャレンジ枠
要件	経営資源引継ぎ型創業や事業承継(親族内承継実施予定者を含む)、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃棄等を行う者
補助上限	600~800万円* *一定の賃上げを実施する場合、補助上限を800万円に引き上げ	600万円	150万円* *経営革新事業、専門家活用事業と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1 / 2・2 / 3* * 中小企業者等のうち、①小規模、②営業利益率の低下(物価高影響等)、③赤字、④再生事業者のいずれかに該当する場合：2 / 3	買手支援型：2 / 3 売手支援型：1 / 2・2 / 3* * ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合：2 / 3	1 / 2・2 / 3* * 経営革新事業、専門家活用事業と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率
対象経費	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	廃棄支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(併用申請の場合のみ)

30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現することを目指す。**

改正後【措置期間：3年間】

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%		5% 上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5% 上乗せ	35%
+4%	15%		5% 上乗せ			
+5%	20%	+10%	5% 上乗せ			
+7%	25%		5% 上乗せ			

大企業 ※1

改正前【措置期間：2年間】

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%		5% 上乗せ	30%
+4%	25%			
—	—	+20%		
—	—	—		

中堅企業 ※2

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%		5% 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ	35%
+4%	25%	+10%	5% 上乗せ			

中小企業 ※3

全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%		10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ	45%
+2.5%	30%	+5%	10% 上乗せ			

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%		10% 上乗せ	40%
+2.5%	30%	+10%		

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うこと**が適用される。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
- ※3 ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要**。
- ※4 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※5 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※6 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限らない全ての国内雇用者。
- ※7 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※8 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※9 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

6月までのコロナ資金繰り支援について

- **民間ゼロゼロ融資**の返済開始の最後のピーク（本年4月）に万全を期すため、①**コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長**するとともに、②**経営改善・再生支援を強化**する。
- 本年7月以降は、**コロナ前の支援水準に戻しつつ**（例えば、日本公庫等のコロナ特別貸付の金利引下げ幅を縮減）、**経営改善・再生支援**に重点を置いた資金繰り支援を基本とする方向。そのため、6月末まで施策の積極的活用を促進。
- **ただし、令和6年能登半島地震の被災地域については配慮が必要。**

2023年
9月末

2024年
3月末

6月末

(信用保証制度)
民間金融機関

コロナセーフティネット保証4号 (売上▲20%、100%保証)	借換目的での利用は継続 (2024年3月末まで継続) ※新規融資のみでの利用は終了	6月末まで延長
---	--	----------------

コロナ借換保証 (100%保証は100%保証で借換) (保証料0.2%、上限1億円、保証期間10年)	6月末まで延長
--	----------------

※能登半島地震の被災地域については配慮

(注) 経営改善サポート保証 (コロナ対応) (100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年) も同様に延長

政府系金融機関

日本公庫等のコロナ特別貸付 (売上▲5%等 災害貸付金利▲0.9%)	金利引下げ幅を縮小の上、6ヶ月延長 (売上▲5%等 災害貸付金利▲0.5%) ※5年貸付 中小事業：0.8% 国民事業：0.8% 2024年3月現在、貸付期間5年の場合	6月末まで延長
--	--	----------------

※災害貸付金利を適用
(金利▲0.5%を廃止)
した上で継続

(注) 物価高騰対策等として実施している日本公庫等のセーフティネット貸付の利下げ措置も同様に延長

日本公庫等の コロナ資本性劣後ローン	限度額を引上げ (10億→ 15億) のうえ、6か月延長	6月末まで延長
-------------------------------	--	----------------

※総合経済対策（令和5年11月）に基づき利用を促進

「パートナーシップ構築宣言」について

パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、「サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表すること」で、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。

※「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」（2020年5月）において、導入を決定。

※宣言の公表は賃上げ促進税制（大企業向け）の要件であり、国・地方の補助金の加要素にもなっている。

- PS会議では、関係省庁・経済界が一堂に会し、経産省からパートナーシップ宣言企業の取引先（下請企業）に対する調査結果を報告し、今後の課題や対応の方向性を示すとともに、宣言の拡大や取引適正化に向けた経済界や各省庁の姿勢を確認。



1. 宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンバージョン、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組
 - ※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）

✓ **【共同議長】経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）**

【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連会長、日商會頭、連合会長

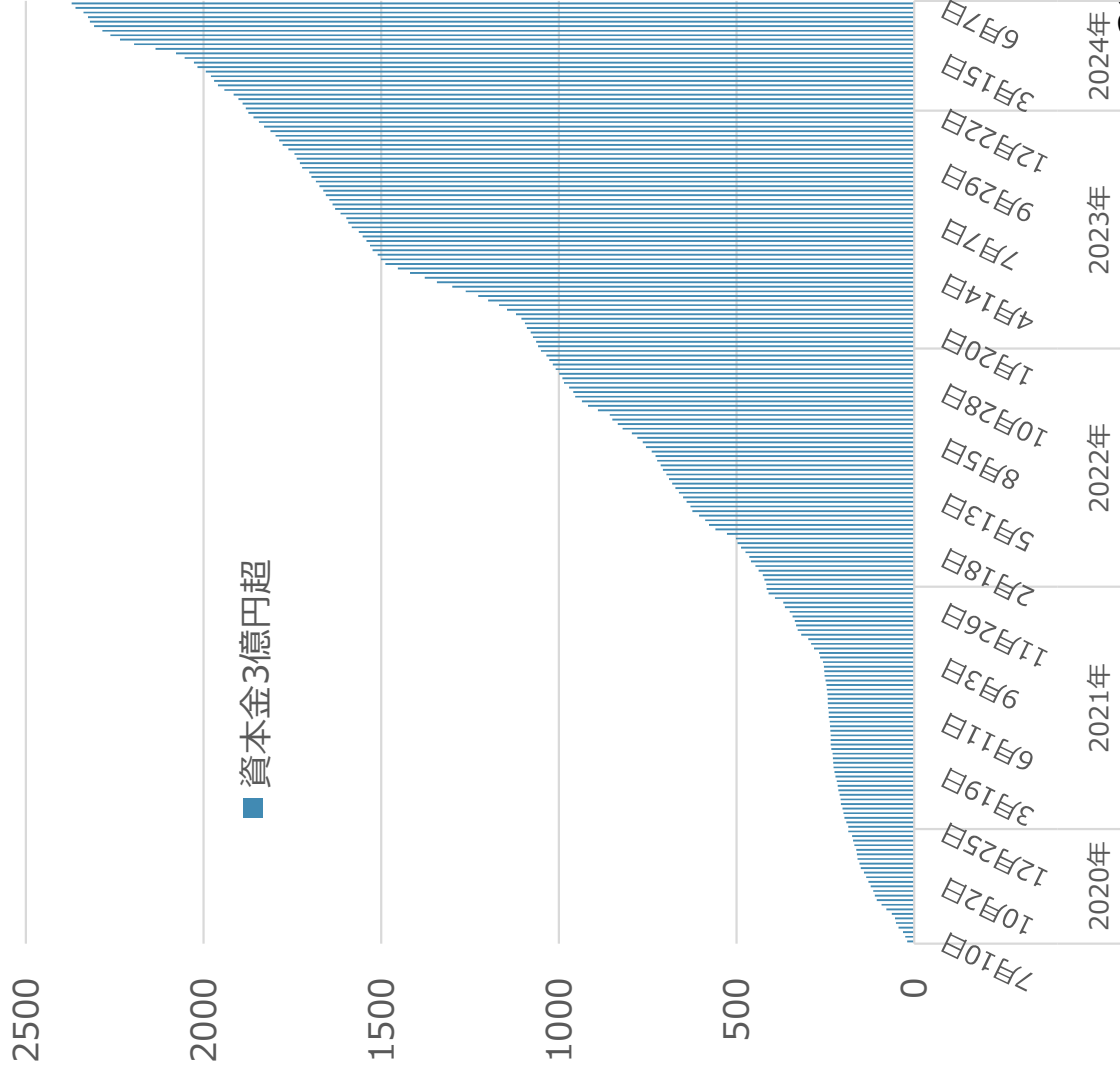
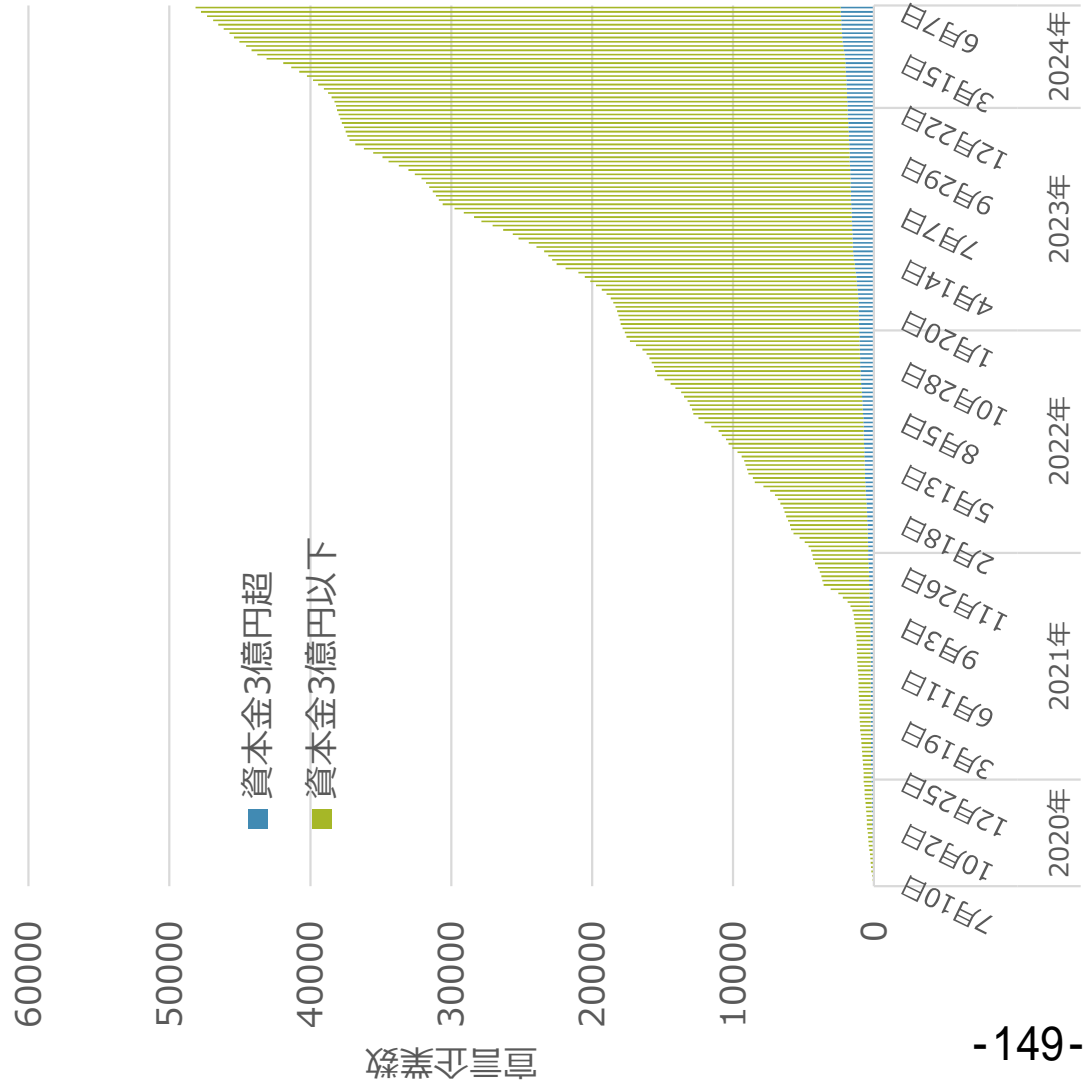
※第5回は、**臨時議員として全国知事会・村井会長（宮城県知事）及び矢田補佐官**が出席。

✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日に開催。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

- 2024年6月14日時点で**48,145社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**2,371社**）

■宣言数の推移



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない**旨を明記。

本指針 の性格

発注者として採るべき行動 / 求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

① 労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、② 経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③ その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サブプライチエーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サブプライチエーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う**ため、**直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映**させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず**受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどとして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低金の上昇率、春季労使交渉の受結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の151については、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその元の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

(一部抜粋)

価格交渉促進月間（2024年3月） アットアップ調査結果

2024年6月21日

中小企業庁

2024年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2024年3月で6回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・価格転嫁それぞれの実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2023年10月～2024年3月末までの期間における、発注企業（最大3社分）との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート票を送付。

調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2024年4月18日～5月31日

○回答企業数 46,461社（※回答から抽出される発注企業数は延べ67,390社）

（参考：2023年9月調査：36,102社（延べ44,059社）

2023年3月調査：17,292社（延べ20,722社）

○回収率 15.5%（※回答企業数/配布先の企業数）

（参考：2023年9月調査：12.0%、2023年3月調査：5.8%）

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

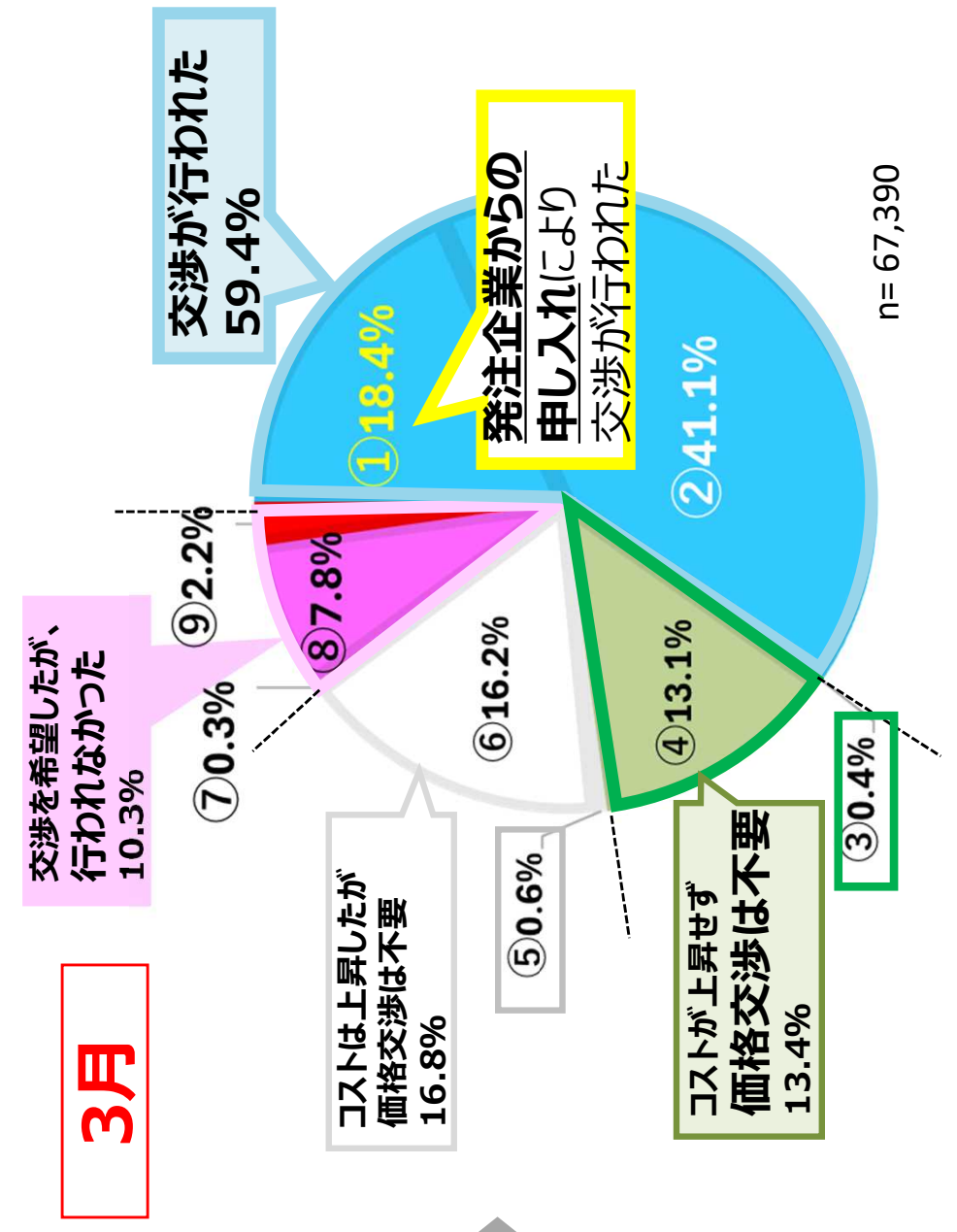
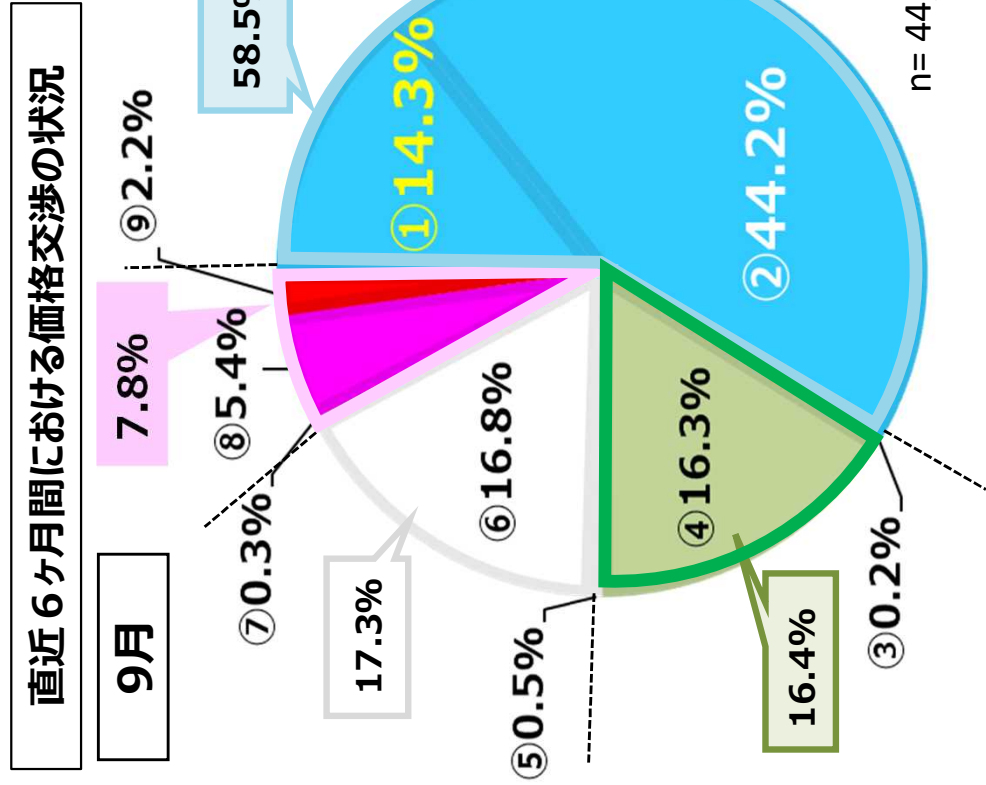
発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

調査期間 2024年5月15日～6月28日（予定）

ヒアリング件数 約2,000社（予定）

価格交渉の状況

- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、昨年9月から更に増加（14.3%→18.4%）。（昨年3月 7.7%）
- 発注企業との価格交渉が行われた割合も、微増（58.5%→59.4%）。
- 発注企業の方からの交渉申し入れも浸透し始め、価格交渉できる雰囲気更に醸成されつつある。
- 一方で、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合が増加（7.8%→10.3%）。
- ⇒ 引き続き、労務費指針の徹底等による価格交渉の機運醸成が必要。



※①～⑥の凡例（中小企業への質問項目）は次ページ参照

(参考) 価格交渉 【アンケート質問票と回答分布】

直近 6 ヶ月間における価格交渉の状況

9月

3月

①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	14.3%	18.4%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	44.2%	41.1%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.2%	0.4%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。	16.3%	13.1%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.5%	0.6%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。	16.8%	16.2%
⑦	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	0.3%
⑧	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、受注企業から交渉を申し出なかった。	5.4%	7.8%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	2.2%	2.2%

n=44,059

n=67,390

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- **コスト全体の価格転嫁率は46.1%**、昨年9月より微増 (45.7%→46.1%)。
 - **注企業のうち、コスト増加分を全額 (10割) 価格転嫁できた割合 (①) は約3ポイント増加 (16.9%→19.6%)**。一部でも価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加(63.0%→67.2%)。
 - 一方、**1～3割しか価格転嫁できなかった割合 (④) は約4ポイント増加 (19.6%→23.4%)**。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- ⇒ **価格転嫁の裾野は更に広がっており、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。**

直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分の転嫁状況

転嫁率 (コスト全体)

: 45.7%

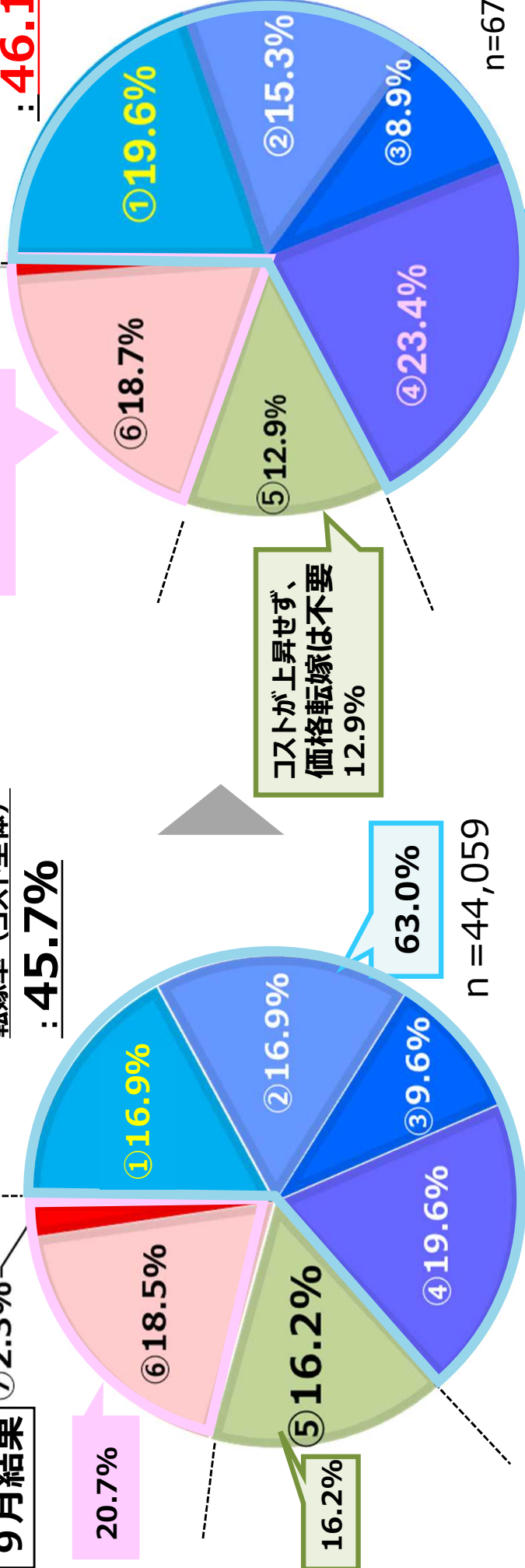
9月結果

3月

全く転嫁できず
19.8%

⑦ 1.2%

転嫁率 (コスト全体)
: 46.1%



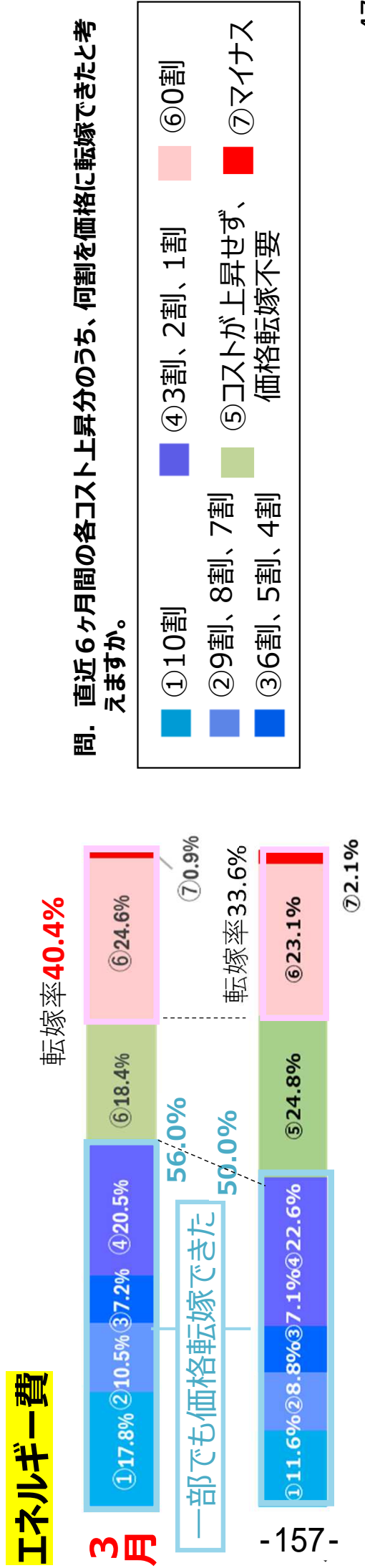
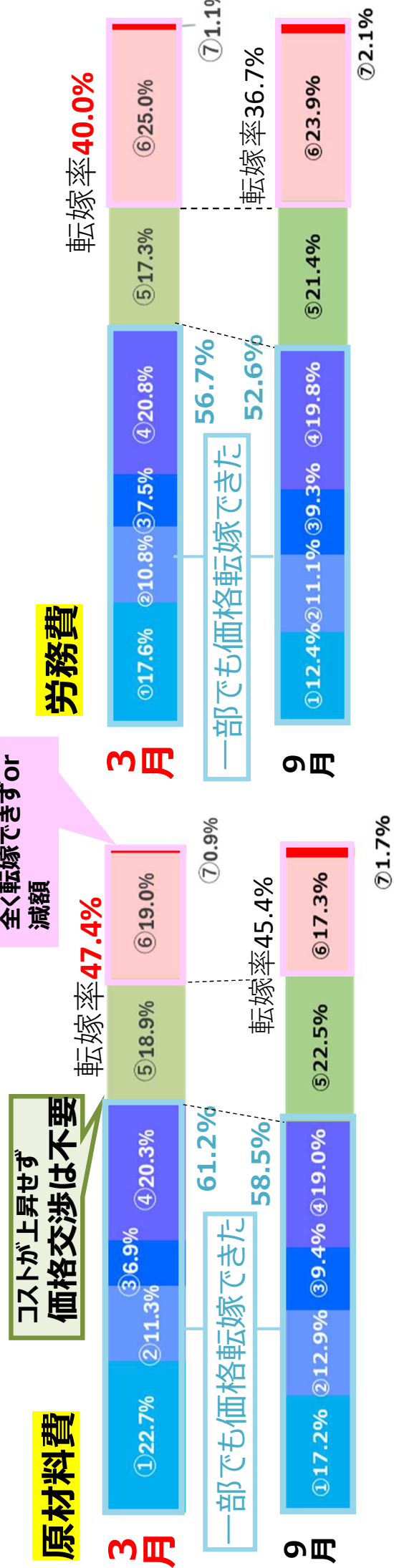
問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

- ① 10割
- ② 9割、8割、7割
- ③ 6割、5割、4割
- ④ 3割、2割、1割
- ⑤ コストが上昇せず、価格転嫁不要
- ⑥ 0割
- ⑦ マイナス

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

● 労務費、エネルギー費の転嫁率は、原材料費と比較して約7ポイント低い水準だが、前回（昨年9月）よりも差は縮小（▲10ポイント→▲7ポイント）。

⇒ 労務費の指針や、エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準（本年3月改正）等の影響が、徐々に浸透しつつある。



価格転嫁の実施状況の業種別ランキング（発注企業の業種毎に集計）

158

製造業系が上位にあり、トラック運送、放送コンテンツ等が低いといった全体的な傾向は従前通りだが、**トラック運送は約4ポイント、放送コンテンツは約7ポイント上昇。**

2023年9月		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率		2024年3月		コスト増に対する転嫁率※		各要素別の転嫁率	
順位	業種別	転嫁率	原材料費	エネルギー	労務費	順位	業種別	転嫁率	原材料費	エネルギー	労務費
①全体											
1位	化学	45.7%	45.4%	33.6%	36.7%	1位	化学	↑46.1%	↑47.4%	↑40.4%	↑40.0%
2位	食品製造	59.7%	57.9%	45.7%	47.1%	2位	製薬	↑61.0%	↑63.2%	↑54.1%	↑51.1%
3位	電機・情報通信機器	53.7%	52.5%	37.6%	39.9%	3位	機械製造	↑53.5%	↑56.5%	↑49.7%	↑44.1%
4位	機械製造	53.4%	55.2%	37.8%	39.9%	4位	飲食サービス	↓51.9%	↑57.0%	↑45.3%	↑43.3%
5位	飲食サービス	53.3%	55.5%	38.9%	39.8%	5位	電機・情報通信機器	↓51.5%	↑53.0%	↑38.3%	↑37.8%
6位	製薬	52.1%	47.6%	34.0%	35.7%	6位	食品製造	↓51.2%	↑55.9%	↑43.8%	↑42.9%
7位	卸売	50.7%	49.3%	29.4%	27.8%	7位	繊維	↓50.0%	↓51.6%	↑42.7%	↑41.2%
8位	造船	50.5%	50.5%	35.1%	35.6%	8位	造船	↑49.9%	↑51.4%	↑43.2%	↑41.3%
9位	紙・紙加工	50.2%	53.6%	40.1%	38.3%	9位	鉱業・採石・砂利採取	↓49.1%	↑53.8%	↑45.2%	↑42.5%
10位	金属	49.2%	48.7%	33.7%	34.2%	10位	電気・ガス・熱供給・水道	↑48.6%	↑47.8%	↑43.3%	↑42.0%
11位	小売	48.8%	50.6%	35.2%	34.4%	11位	情報サービス・ソフトウェア	↑48.3%	↑49.4%	↑44.9%	↑45.1%
12位	印刷	48.7%	47.3%	33.2%	35.0%	12位	小売	↑47.1%	↑39.7%	↑35.1%	↑46.2%
13位	繊維	48.2%	49.3%	29.7%	33.1%	13位	自動車・自動車部品	↓47.1%	↑47.8%	↑40.5%	↑38.6%
14位	広告	47.0%	43.4%	32.0%	33.1%	14位	卸売	↑47.1%	↑54.8%	↑47.2%	↑37.2%
15位	建材・住宅設備	45.9%	40.8%	30.9%	41.0%	15位	広告	↓47.0%	↓47.5%	↑39.6%	↑38.3%
16位	建設	45.3%	47.5%	30.6%	33.5%	16位	建設	↑46.9%	↑49.1%	↑40.2%	↑42.3%
17位	自動車・自動車部品	45.1%	44.5%	35.1%	41.2%	17位	金属	↑46.9%	↑47.3%	↑42.0%	↑43.8%
18位	金融・保険	44.6%	51.3%	37.8%	28.8%	18位	紙・紙加工	↓46.2%	↓49.8%	↑41.5%	↑37.9%
19位	石油製品・石炭製品製造	42.4%	40.1%	29.0%	39.1%	19位	建材・住宅設備	↓45.1%	↓45.9%	↑37.5%	↑37.4%
20位	電気・ガス・熱供給・水道	42.0%	46.0%	32.1%	29.9%	20位	石油製品・石炭製品製造	↑44.4%	↓47.0%	↑39.5%	↑39.4%
21位	鉱業・採石・砂利採取	41.1%	41.4%	32.3%	37.2%	21位	印刷	↑43.9%	↑51.8%	↑38.8%	↑37.4%
22位	不動産業・物品賃貸	40.6%	38.0%	34.6%	31.1%	22位	不動産業・物品賃貸	↓43.5%	↓46.6%	↑37.2%	↑34.7%
23位	情報サービス・ソフトウェア	39.7%	36.5%	29.5%	35.2%	23位	通信	↑42.1%	↑41.8%	↑38.7%	↑38.9%
24位	廃棄物処理	39.6%	21.9%	18.5%	46.5%	24位	廃棄物処理	↑40.8%	↑38.9%	↑35.0%	↑38.3%
25位	通信	34.0%	28.0%	27.1%	27.8%	25位	金融・保険	↑39.1%	↑35.0%	↑34.8%	↑34.6%
26位	放送コンテンツ	32.6%	35.2%	22.8%	31.0%	26位	放送コンテンツ	↓35.3%	↓34.1%	↓28.8%	↓32.3%
27位	トラック運送	26.9%	28.6%	21.1%	32.0%	27位	トラック運送	↑33.7%	↑33.8%	↑27.8%	↑31.7%
-	その他	24.2%	17.3%	20.7%	19.1%	-	その他	↑28.1%	↑24.6%	↑25.9%	↑24.0%
-	その他	41.9%	40.3%	30.9%	36.4%	-	その他	↑44.3%	↑44.2%	↑38.4%	↑39.8%

※9月時点との変化幅と矢印の数の関係（例）↑：1～4ポイント上昇、↑↑：5～9ポイント上昇、↑↑↑：10ポイント以上上昇

受注企業の業種毎に集計した価格転嫁の業種別ランキング

- 受注者として、価格転嫁して買えている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向。
- 製造業系が上位にあり、トラック運送、放送コンテンツ等が低い全体的な傾向は従前通りだが、トラック運送は約7ポイント、放送コンテンツは約12ポイント上昇。

2023年9月		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率		2024年3月		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率	
順位	業種	コスト増に対する転嫁率	原材料費	エネルギー	労務費	順位	業種	コスト増に対する転嫁率	原材料費	エネルギー	労務費
①全体											
1位	紙・紙加工	45.7%	45.4%	33.6%	36.7%	1位	製薬	↑46.1%	↑47.4%	↑40.4%	↑40.0%
2位	卸売	61.7%	59.6%	41.8%	42.9%	2位	化学	↑↑60.0%	↑↑73.8%	↑↑67.5%	↑↑60.0%
3位	機械製造	60.1%	60.8%	40.4%	40.7%	3位	卸売	↑58.6%	↑62.4%	↑↑50.1%	↑↑45.2%
4位	化学	55.2%	56.3%	41.0%	41.8%	4位	機械製造	↓55.9%	↓57.3%	↑↑46.2%	↑44.3%
5位	食品製造	54.4%	57.0%	39.2%	35.4%	5位	電機・情報通信機器	↓54.2%	↑58.8%	↑↑48.6%	↑↑46.9%
6位	電機・情報通信機器	53.1%	51.8%	40.0%	40.1%	6位	小売	↓51.0%	↑56.0%	↑↑44.2%	↑43.2%
7位	鉱業・採石・砂利採取	52.5%	54.7%	37.2%	40.8%	7位	繊維	↓49.7%	↑50.8%	↑↑40.7%	↑↑39.7%
8位	小売	50.8%	42.5%	42.3%	35.4%	8位	食品製造	↑↑49.5%	↑↑50.4%	↑↑44.5%	↑↑43.0%
9位	金属	50.7%	49.0%	32.5%	33.5%	9位	紙・紙加工	↓49.3%	↓50.3%	↑43.1%	↑40.8%
10位	製薬	49.5%	53.7%	36.7%	34.3%	10位	印刷	↓47.7%	↓50.4%	↓38.2%	↓37.5%
11位	印刷	48.9%	37.8%	30.0%	25.7%	11位	建材・住宅設備	↓47.4%	↑49.8%	↑↑40.8%	↑↑38.3%
12位	建材・住宅設備	48.1%	49.4%	29.8%	30.5%	12位	金属	↑47.0%	↓47.6%	↑↑39.6%	↑40.1%
13位	繊維	46.9%	47.8%	29.6%	35.2%	13位	情報サービス・ソフトウェア	↓46.4%	↓52.4%	↑41.6%	↑37.3%
14位	建設	44.4%	40.9%	33.1%	32.8%	14位	建設	↑46.3%	↑↑40.7%	↑↑35.5%	↑45.8%
15位	石油製品・石炭製品製造	43.8%	43.8%	35.4%	41.2%	15位	建設	↑46.2%	↑46.7%	↑↑41.9%	↑43.6%
16位	金融・保険	42.1%	49.7%	32.0%	27.8%	16位	電気・ガス・熱供給・水道	↑45.8%	↑44.1%	↑↑40.6%	↑↑43.1%
17位	広告	40.0%	48.0%	28.3%	50.0%	17位	造船	↑44.7%	↑46.7%	↑↑41.1%	↑↑39.8%
18位	自動車・自動車部品	39.2%	35.2%	22.1%	33.2%	18位	自動車・自動車部品	↑43.7%	↑50.4%	↑↑45.5%	↑41.1%
19位	情報サービス・ソフトウェア	39.1%	49.3%	37.1%	22.9%	19位	自動車・自動車部品	↑43.2%	↑54.8%	↑↑45.8%	↑↑33.1%
20位	造船	38.8%	21.0%	17.2%	46.6%	20位	石油製品・石炭製品製造	↓41.2%	↓39.0%	↓37.1%	↓32.8%
21位	電気・ガス・熱供給・水道	37.7%	45.5%	35.3%	37.8%	21位	通信	↑↑38.5%	↑↑38.6%	↑↑36.0%	↑↑31.0%
22位	飲食サービス	35.5%	38.1%	28.1%	32.5%	22位	金融・保険	↓37.1%	↓30.3%	↑32.1%	↓33.8%
23位	廃棄物処理	33.5%	34.2%	19.6%	19.7%	23位	不動産業・物品賃貸	↑↑36.5%	↑↑35.5%	↑↑36.4%	↑↑33.8%
24位	不動産業・物品賃貸	29.0%	24.8%	24.4%	26.7%	24位	放送コンテンツ	↑↑35.3%	↑↑36.6%	↑↑32.4%	↑↑35.3%
25位	トラック運送	27.8%	23.3%	20.9%	25.6%	25位	廃棄物処理	↑32.8%	↑29.2%	↑29.2%	↑27.3%
26位	通信	24.8%	16.1%	22.2%	19.4%	26位	トラック運送	↑↑32.2%	↑↑28.0%	↑↑30.1%	↑↑28.7%
27位	放送コンテンツ	24.4%	25.6%	17.6%	21.0%	27位	飲食サービス	↓25.9%	↓32.0%	↑20.2%	↑20.8%
その他	その他	23.7%	23.5%	16.2%	27.9%	-	その他	↑42.7%	↑41.5%	↑↑37.2%	↑39.4%
その他	その他	40.3%	36.6%	29.0%	37.2%						

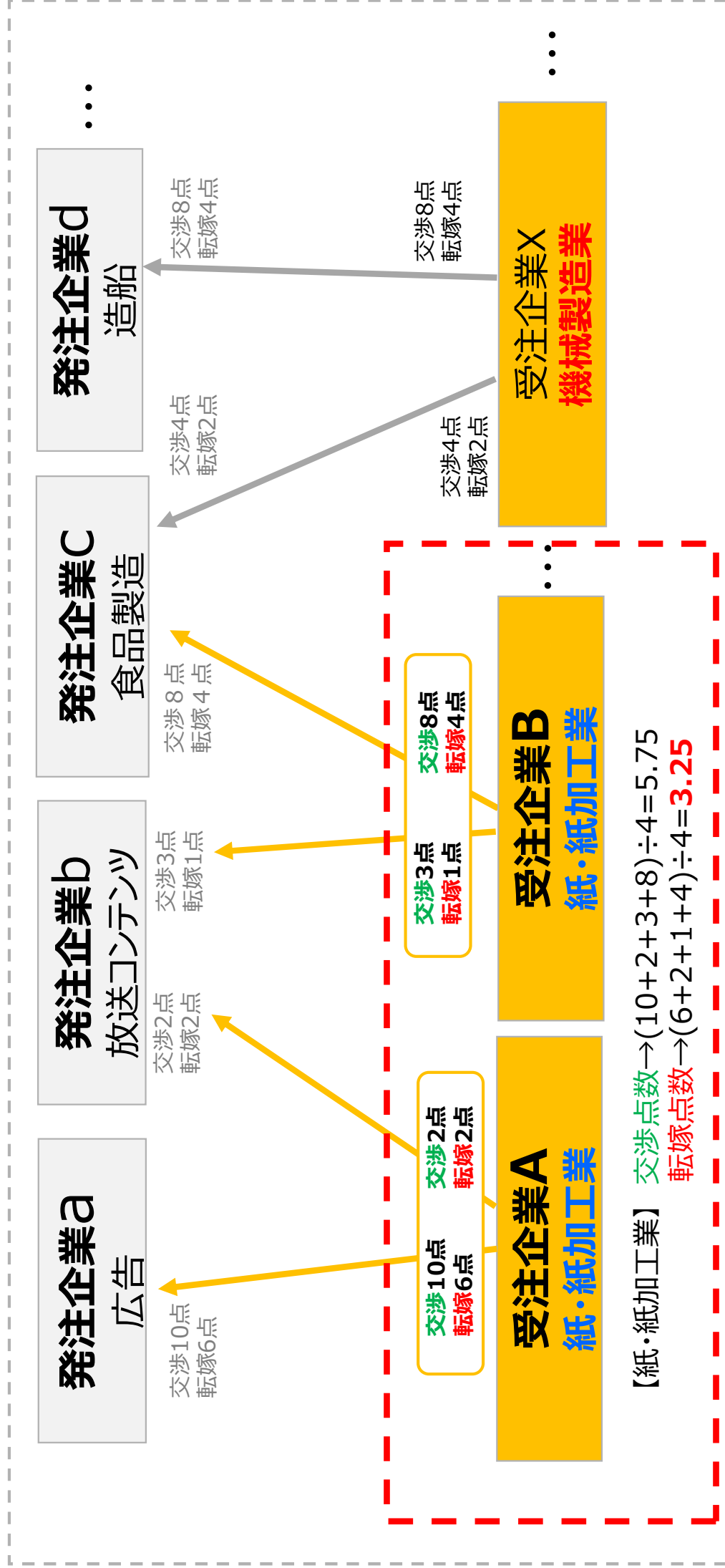
※9月時点との変化幅と矢印の数の関係 (例) ↑: 1～4ポイント上昇、↑↑: 5～9ポイント上昇、↑↑↑: 10ポイント以上上昇

(参考) 受注企業の視点での価格転嫁の状況

160

- 本調査は、受注企業に対して送付。
- 受注企業が、発注企業に対して交渉、転嫁して貰えたか、そのスコアを業種ごとに集計。

例) 紙・紙加工業に属する受注企業が、様々な業種の発注企業に対して価格交渉、価格転嫁できたか



(参考) 業種別 価格交渉と価格転嫁との比較

- 価格交渉が比較的行われている業種は、価格転嫁（値上げ）にも応じている傾向（例：化学、製薬）。
- 他方、価格交渉には応じているが、結果としての転嫁（値上げ）を認める割合は低い業界もある（例：廃棄物処理、印刷）。

価格交渉		平均点数	価格転嫁		価格転嫁率
全体		6.54	全体		46.1%
1位	化学	7.54	1位	化学	61.0%
2位	鉱業・採石・砂利採取	7.39	2位	製薬	53.5%
3位	製薬	7.38	3位	機械製造	51.9%
4位	電気・ガス・熱供給・水道	7.18	4位	飲食サービス	51.5%
5位	廃棄物処理	7.01	5位	電機・情報通信機器	51.2%
6位	飲食サービス	6.98	6位	食品製造	50.0%
7位	繊維	6.94	7位	繊維	49.9%
8位	卸売	6.89	8位	造船	49.1%
9位	情報サービス・ソフトウェア	6.88	9位	鉱業・採石・砂利採取	48.6%
10位	小売	6.70	10位	電気・ガス・熱供給・水道	48.3%
10位	広告	6.70	11位	情報サービス・ソフトウェア	47.1%
12位	食品製造	6.63	11位	小売	47.1%
13位	建設	6.61	11位	自動車・自動車部品	47.1%
14位	印刷	6.54	14位	卸売	47.0%
15位	電機・情報通信機器	6.51	15位	広告	46.9%
16位	造船	6.46	15位	建設	46.9%
17位	機械製造	6.44	17位	金属	46.2%
18位	紙・紙加工	6.42	18位	紙・紙加工	45.1%
19位	放送コンテンツ	6.38	19位	建材・住宅設備	44.4%
20位	自動車・自動車部品	6.33	20位	石油製品・石炭製品製造	43.9%
21位	通信	6.15	21位	印刷	43.5%
21位	不動産業・物品賃貸	6.15	22位	不動産業・物品賃貸	42.1%
23位	金属	6.12	23位	通信	40.8%
24位	建材・住宅設備	6.10	24位	廃棄物処理	39.1%
25位	トラック運送	5.62	25位	金融・保険	35.3%
26位	石油製品・石炭製品製造	5.23	26位	放送コンテンツ	33.7%
27位	金融・保険	5.21	27位	トラック運送	28.1%
-	その他	-	-	その他	44.3%

(参考) 価格交渉と価格転嫁の関係

「価格交渉は行われたが、全く価格転嫁ができなかった」企業の割合が高い業種は、トラック運送、放送コンテンツ、金融・保険など。

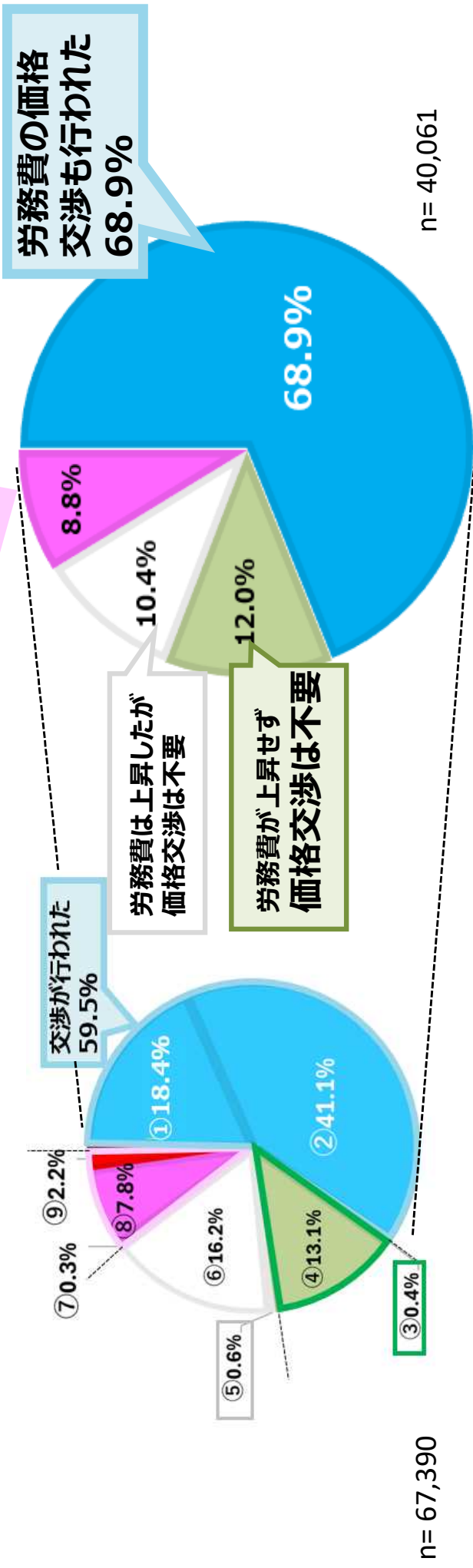
但し、こうした企業の割合は、業種全体的にみると、昨年9月調査時点と比べて減少。

順位	業種名	2023年9月：価格交渉は行われたが、 全く転嫁できなかった企業の割合	2024年3月：価格交渉は行われたが、 全く転嫁できなかった企業の割合	転嫁率 (コスト全体)
—	全体	11.4%	9.6%	46.1%
1位	製薬	13.0%	2.1%	53.5%
2位	飲食サービス	7.0%	5.1%	51.5%
3位	化学	8.7%	5.9%	61.0%
4位	繊維	8.0%	6.7%	49.9%
5位	機械製造	8.9%	7.2%	51.9%
6位	造船	12.1%	7.4%	49.1%
7位	電機・情報通信機器	8.7%	7.7%	51.2%
8位	食品製造	7.0%	7.8%	50.0%
9位	卸売	7.9%	8.1%	47.0%
10位	金属	10.1%	8.3%	46.2%
11位	紙・紙加工	12.1%	8.6%	45.1%
12位	小売	10.6%	8.9%	47.1%
13位	自動車・自動車部品	13.0%	9.4%	47.1%
13位	建材・住宅設備	8.7%	9.4%	44.4%
15位	広告	11.1%	9.5%	46.9%
15位	情報サービス・ソフトウェア	12.8%	9.5%	47.1%
15位	建設	11.4%	9.5%	46.9%
18位	印刷	7.6%	9.6%	43.5%
18位	電気・ガス・熱供給・水道	15.0%	9.6%	48.3%
20位	石油製品・石炭製品製造	14.0%	9.8%	43.9%
21位	鉱業・採石・砂利採取	7.9%	10.6%	48.6%
22位	通信	23.9%	11.0%	40.8%
23位	廃棄物処理	13.1%	12.4%	39.1%
24位	不動産業・物品賃貸	16.5%	13.5%	42.1%
25位	金融・保険	16.7%	16.0%	35.3%
26位	放送コンテンツ	25.6%	19.0%	33.7%
27位	トラック運送	28.9%	19.7%	28.1%

(今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について、価格交渉できたか」調査。
 - 価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において、労務費についても価格交渉が実施された。
 - 一方で、約1割（8.8%）の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。（例：労務費アップは自助努力で対応すべき）
- ⇒ 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については、「自助努力で解決すべきとして、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求されるエビデンスを示す事が出来ず、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ 10年以上同様の業務（工事）を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

(今回初の調査②)

正当な理由のない原価低減要請等により代金減額があった企業

- 今回の調査では、正当な理由のない原価低減要請等により価格転嫁できず、結果、代金が減額となったケースを選択肢に追加。このアンケート回答企業のうち、**1.2%** (約800社) が選択。
- 発注企業の業種別に見ると、全体平均(1.2%)を上回った業種は、以下の通り (※ 回答数 (n) が全体の1% (674社) 超の業種に限る)
建設 (1.7%)、繊維 (1.6%)、自動車・自動車部品 (1.4%)、石油製品・石炭製品製造 (1.3%)、機械製造 (1.2%)
- そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。(例：一方的に値引きを強制された。) 中には、下請法違反 (減額) が疑われる事例や、「原価低減要請」に係る振興基準上不適切と思われる事例も存在。
⇒ これら情報も端緒として、下請法の執行を強化する。

※アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 毎年、「原価低減活動」と称して、コストダウンを求められる。
- ▲ 販売価格の上限が設定されており、しかもそれが毎年下げられている。
- ▲ 「割戻金」を要請される。
- ▲ 「歩引き」が行われる。
- ▲ 過去5年にわたり、交渉しても「そんな事を言ってくるのはあなただけ。ウチの価格に不満なら他の下請を使う」等と言われる。
- ▲ 決めている価格から、「一定期間の金利引き」をされる。

※参考：下請振興法に基づく「振興基準」に規定された、原価低減要請に関する望ましくない事例

- ① 具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。
- ② 原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
- ③ 口頭で削減幅等を示唆した上で、下請事業者から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。

発注企業側の好事例

- 受注側のアンケート回答企業からの具体的な声や、発注企業へのヒアリングにより、**発注企業側の好事例**も情報収集。
- **取引方針の改善の参考として、周知していく。**

1. 以前は、発注企業の特定の部門（**製造部品**）だけで定期的に価格交渉していたが、昨年度より、**その他の部門（運輸部門）**においても、価格交渉の窓口を設置され、実際に交渉が始まった。ドライバー不足問題から、特に労務費においては、**要望額以上の値上げ回答額が提示**された。
2. 発注企業から価格交渉を申出てほしい旨の連絡があり、**記入例やフォーマットも送付**して貰えた。また、「**他の受注企業からは価格値上げの交渉が入っているが、御社からは未だ来てないが、大丈夫か？**」と、フォローも受けた。
3. 労務費に関する価格協議は、まずは受注企業の**希望する取引価格を提示**して貰い、その**根拠資料の提示が難しい場合**に、受注企業も**答えやすい「シンプルな試算式」**を送付した。
4. 発注企業から、全ての取引先を対象に**レターを送付**。送付後、その**到着状況を確認し、電話やメール、会議、商談等の場で「対話」**を続け、状況をモニタリング。**価格交渉に積極的に応じる姿勢**を伝えている。

ご参考：取引適正化に向けた発注企業の取り組み例（令和6年3月11日：中小企業庁）
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/tenka_torihiki_tekiseika/ordering_company.pdf

今後の価格転嫁・取引適正化対策

-166-

価格交渉できる雰囲気は醸成されつつあるが、価格転嫁率のさらなる向上が必要。

- 今後の最低賃金の改定時期、取引価格の改定時期を見据え、中小・小規模事業者の賃上げ原資確保のためにも、粘り強く、以下の価格転嫁対策を継続して行く。

① 8月上旬目途：発注企業の社名リストの公表

② 社名リストの公表後：評価が芳しくない発注企業の経営者トップへの事業所管大臣名での指導・助言

③ 9月：「9月の価格交渉促進月間」に向けて、価格交渉・転嫁を呼び掛け

④ パートナーシップ構築宣言の更なる拡大・実効性の向上

デフレ完全脱却のための総合経済対策(2023年11月2日閣議決定)

経済の現状認識と経済対策の基本的考え方

高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」から、30年ぶりの変革を果す新たなチャンスを迎えている。足元では、賃金や設備投資が上昇し、賃金と物価が好循環する「新たなステージ」への光が差しつつある。

今回の経済対策は、日本経済を熱量溢れる新しい経済ステージへと移行させるためのスタートダッシュを図るためのもの。

➢ まずは、新たなステージへの移行に向けた動きを後戻りさせないため、**足元の物価高から国民生活・事業活動を守る対策に万全を期す**。併せて、賃上げの流れを地方・中堅・中小企業にも波及させ、**賃上げのモメンタムの維持・拡大を図る**。

➢ **供給力を強化**すべく、GX・DX・戦略分野への投資促進、スタートアップ支援などに取り組み。

➢ **人口減少を真摯な社会意識を基盤として、デジタル行政改革や人手不足等に対応する**制度・規制改革、子ども・子育て支援や公教育の再生などに取り組み。

➢ 予算措置のみならず、**税制や規制・制度改革を総動員**。

(※) 税制措置については、2023年末の令和6年度税制改正において検討し、結論を得た上で、次期通常国会に法案を提出する。

第1節 物価高から国民生活を守る

1 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

・ 所得税・個人住民税の定額減税(納税者及び配偶者含む扶養家族1人につき令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税)**【税制】**

・ 低所得世帯への支援(重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠に1世帯当たり7万円を追加し、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援)

・ 両者の間におられる方(※)への丁寧な対応

(※) ①住民税非課税世帯には該当しないが、住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯、②低所得世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者

・ 燃料油の激変緩和措置を2024年4月末まで講ずる。また、電気・ガスの激変緩和措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小する。

・ 漁業者、施設園芸事業者等向けの燃料油価格の激変緩和措置も引き続き実施

・ 重点支援地方交付金の追加

生活者向け: 学校給食費、プレミアム商品券等発行による消費下支えの取組、LPガス使用世帯等への支援

事業者向け: 中小企業(特別高圧・LPガス)、農林水産事業者、地域観光業、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等への支援

・ 公共事業について、適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用徹底の上、必要な事業量を確保

・ 買金支払の原資となる適切な労務費の確保に係る制度改正を含めた対応の具体化を進める

・ 食品ロス削減、フードバンク・こども食堂支援

2 エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化

・ 企業や家庭における省エネの更なる促進

企業: 工場等における省エネ設備の導入を複数年度にわたり支援、中小企業向けの省エネ診断

家庭: 子育て世帯や若者夫婦世帯の省エネ住宅の取得を支援

省エネ改修、断熱窓への改修、高効率給湯器の導入をワンストップ窓口で支援

運輸: クリーンエネルギー自動車、充電・水素充てんインフラ等の導入支援

・ 再エネ支援(自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入、地産地消型の再エネ導入に係る取組支援)

・ 原子力の活用(十数基の原発再稼働、次世代革新炉の開発・建設、バックエンド事業加速化)

取りまとめの視点



フロンティアの開拓

経済社会を大きく変革する可能性のある新技術、市場の飛躍的な成長が期待される分野など、いわゆるフロンティアの開拓を目指すこと。



美販から美談のフェーズへの移行

人口減少下における人手の代替だけでなく、革新的なサービスの提供にもつながるデジタル技術等の社会実装の促進を目指すこと。



府省庁・制度間連携の徹底

各府省庁が所管・実施する財政措置、制度等について、それぞれの有機的な連携を図り、経済対策全体の効果の最大化を目指すこと。

第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

1 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

(1) **中堅・中小企業の賃上げの環境整備**

・ 賃上げ促進税制の強化(赤字法人を含めた賃上げ促進のための繰越控除制度創設、措置の期限の在り方)**【税制】**

・ 労務費の軽減のための指針策定、最低賃金の引上げ(2030年代半ばまでに1,500円)及びその支援

・ 資金繰り等の支援

(2) **人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援**

・ 中小企業の省・地方投資支援、中堅・中小企業の大規模投資支援、生産性向上支援(インボイス対応支援等含む)

・ 医療・介護・障害福祉分野の人材確保に向けた賃上げに必要な財政措置、事業継続税制の計画提出期限の延長**【税制】**

(3) **「年収の壁」への対応を含めた所得向上へ取組**

・ 年収の壁・支援強化パッケージ

・ 家事支援サービスの利用環境整備、非正規雇用者の正規化支援、資産運用立国を通じた所得拡大 等

2 **構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進**

(1) **三位一体の労働市場改革の推進**

・ リスキリング(教育訓練給付拡充、在職中の非正規雇用者支援、企業・大学の共同講座等)

・ 職務給導入(シゴブの整理・格付、人材の配置・育成、労働条件変更と現行法制・半協定の関係等の事例整理・公表)

・ 成長分野への労働移動円滑化(官民の求職・求人情報共有化、デジタル分野の公的職業訓練の充実等)

(2) **多様な働き方の推進(同一労働・同一賃金の徹底、自治体による就職氷河期世代支援)**

3 **経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大**

(1) **円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化**

・ 観光地: 観光産業の再生・高付加価値化の支援、オーバーツーリズムの未然防止・抑制 等

・ 農林水産物・食品の輸出拡大(輸出先多角化のための販路開拓支援、マーケットイン志向の輸出産地育成等)

・ 新規輸出1万者プログラム(設備導入支援、海外ジョー・ルール新規設置、海外ECサイトとの連携拡大等)

(2) **地方活性化**

・ 国立公園の潜在体験の魅力向上、文化財等の活用、「食料安定供給・農林水産業基盤強化に向けた緊急

対応パッケージ」の実行、コンパクトゆとりにぎわいのあるまちづくり、高速道路通勤帯割引・時間変動

料金の見直し・拡大、地域における人材マッチングの支援、条件不利地域の振興 等

(3) **大販・関西万博の推進(会場整備や内容の充実に必要な措置、全国的な機運醸成)**

第3節 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する

1 生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるための国内投資の更なる拡大

- (1) 科学技術の量産及びイノベーションの促進
 - ・ムーンショット型等の研究開発(核融合追加、生成AI等)
 - ・新規治療法や革新的新薬開発に向けた遺伝情報(全ゲノムデータ)搭載の情報基盤構築、量子技術の実用化加速、認知症治療等に資する研究基盤整備、若手研究者支援、イノベーションポックス税制【税制】等
- (2) フロンティアの開拓
 - ・宇宙・技術戦略策定、「宇宙戦略基金」の設置、複数年度にわたる先端技術開発・実証・商用化支援、H3ロケット開発・打上げ、衛星コンステレーション構築、アルテミス計画への参画、準天頂衛星システム開発加速
 - ・海洋・開発重点戦略策定、自律型無人探査機(AUV)、レアアース掘削技術等の開発・実証支援

(3) GX・DXの推進及びAIの開発強化・利用促進に資する基盤整備

- ・省エネ投資促進、水素等の危険物規制の見直し検討【制度】、GX実行に係る独占禁止法運用の予見可能性向上【制度】等
- ・サーキュラーエコノミーの実現、アジア・ゼロエミッション共同体制の推進
- ・先端半導体等の国内生産拠点の整備支援及び研究開発の支援、Beyond5G研究開発支援、生成AIの開発強化、生成AIに関する国際的ルール形成主導等

(4) 経済安全保障の確立及び国内生産基盤の強化に係るインフラ整備

- ・重要物資安定供給のための設備投資等の支援、土地利用転換の迅速化【制度】、関連インフラ整備の支援、戦略分野国内生産促進税制(仮称)【税制】

(6) 教育DXフロンティア戦略の推進と文化芸術によるソフトパワーの形成・展開

- ・1人1台端末の計画的更新(都道府県に基金設置)、クリエイター・アーティスト育成・文化施設の次世代型機能強化

(6) 対日直接投資の促進

- ・外国企業の誘致への支援等、海外起業人材の在留資格更新時のオフィス保有要件緩和【制度】

2 イノベーションを牽引するスタートアップ等の支援

- ・ストックオプション税制の充実(年間の権利行使面額の上限引上げ等)【税制】
- ・事業承継税制の計画提出期限の延長【税制】、事業成長担保権の創設【制度】、公共調達ルール整備【制度】
- ・グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進、グローバル・サウスでの市場開拓、事業再構築法案【制度】等

第5節 国土強靭化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

1 自然災害からの復旧・復興の加速(東日本大震災等の自然災害からの復旧復興等)

2 防災・減災、国土強靭化の推進

- ・国土強靭化5か年加速化対策推進、流域治水、公施設、通信、交通等インフラ耐災害性の強化、次期氣象衛星整備による線状降水帯等の予測精度向上・防災気象情報改善
- 3 国民の安全・安心の確保及び外交・安全保障環境の変化への対応

(1) 国民の安全・安心の確保

- ・コロナに係る医療機関の病床、ワクチン接種体制の確保支援、ALPS処理水対応、花粉症対策、性犯罪・性暴力被害者支援の強化、不登校児童生徒への支援等

(2) 外交・安全保障環境の変化への対応

- ・グローバルサウス等への支援強化、ウクライナ復興支援、日本ASEAN友好協力50周年を機とした包括的・戦略的関係の深化
- ・自衛隊の運用態勢の確保、海上保安能力の強化、サイバーセキュリティの強化
- ・経済安全保障(サプライチェーン強靭化、国際海運ルート多様化等)、食料安全保障(国内肥料、大豆・小麦の生産・利用拡大等)

第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

1 デジタルによる地方の活性化

- ・デジタル田園都市国家構想交付金によるデジタル実装支援、データセンターの地方拠点整備等

2 デジタル行政改革

- (1) 主な改革への取組
 - ・教育: GIGA端末・校務システムの共同調達、教材としてのデジタルコンテンツ活用促進等
 - ・交通: 地域の自家用車・ドライブ活用検討、自動運転レベル4の社会実装・事業化後押し、送電網や河川でのドローン航路設定、ドローン目視内飛行の許可等申請手続き短期化及び無人地帯における目視外飛行の規制見直し【制度】等
 - ・介護等: ICT技術等の導入支援、ロボット等を活用する施設の人員配置基準の特例的柔軟化【制度】等
 - ・子育て: プッシュ型子育て支援、母子保健情報の連携、保育DX、児童福祉相談業務のDX
 - ・防災: 防災DX推進(マイナパンパ)を活用した支援ニーズ把握、防災デジタルプラットフォームの構築、防災アプリ開発、データ連携基盤構築)
 - ・インバウンド・観光: 入国手続きデジタル化における情報提供の機能強化、インバウンド観光に係る規制や手続きの総点検【制度】等
 - ・スタートアップの成長促進: システム調達におけるスタートアップの参入機会の拡大【制度】

(2) 国・地方のデジタル基盤の統一化・共通化の加速化

- ・地方公共団体の情報システムの標準化・ガバナンス移行支援等
- ・マイナンバー登録事務デジタル化、マイナンバーカードのスマホ搭載、アナログ規制廃止等

3 公的セクター等の改革

- ・ウォーターPPP導入拡大の支援、地域公共交通のR・デザイン等

4 DXの推進に関連するその他の取組

- ・産業用データ連携基盤構築、電子署名普及のための法解釈の明確化等

5 人手不足等に対応する制度・規制改革及び外国人材の活用

- ・物流: 「2024年問題」に対応する「物流革新緊急パッケージ」の推進、物流DX推進等
- ・自動車等の社会実装: 自動運転車の事業化加速、デジタル対応の物流拠点整備、デジタルライアンの構築等
- ・建設・建築: 適切な労務確保、資材価格の適切な価格転嫁【制度】、監理技術者の配置柔軟化【制度】等
- ・医療・介護: 高齢者施設における経営の協働化・大規模化支援、人員配置基準の特例的な柔軟化【制度】、介護サービスでの複数事業所での管理者の常勤・専従要件の明確化・緩和【制度】等
- ・外国人材: 特定技能の対象分野の追加検討・措置【制度】、外国人材を対象とした日本語教育の推進等

6 包摂社会の実現

(1) こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進

- ・児童手当の支払い月の年3回から年6回への変更及び初回支給の前倒し(25年2月～24年12月)、乳幼児健診の対象拡大の取組支援等

(2) 教育DXフロンティア戦略の推進を始めとする公教育の再生

- ・1人1台端末の計画的更新(都道府県に基金設置)、生成AI等の利活用含め、個別最適な学びをサポートする仕組みの構築に向けた検討加速、1人1台端末を活用した「心の健康観察」導入支援等

(3) 女性活躍の推進(賃上げ促進税制の強化、配偶者暴力被害者の相談・支援体制の強化等)

(4) 高齢者活躍の推進及び認知症施策(認知症・脳神経疾患研究開発イニシアティブ)の早期着手等)

(6) 孤独・孤立、障害者など困難に直面する方々への支援

本経済対策の概要

- 令和5年度補正予算における一般会計追加額は、**13,1兆円**(重点支援地方交付金による低所得者世帯向けの支援1,1兆円を含む)。
- これと定額減税による「還元策」及びその関連経費とを合わせると**17兆円台前半**程度と見込める。

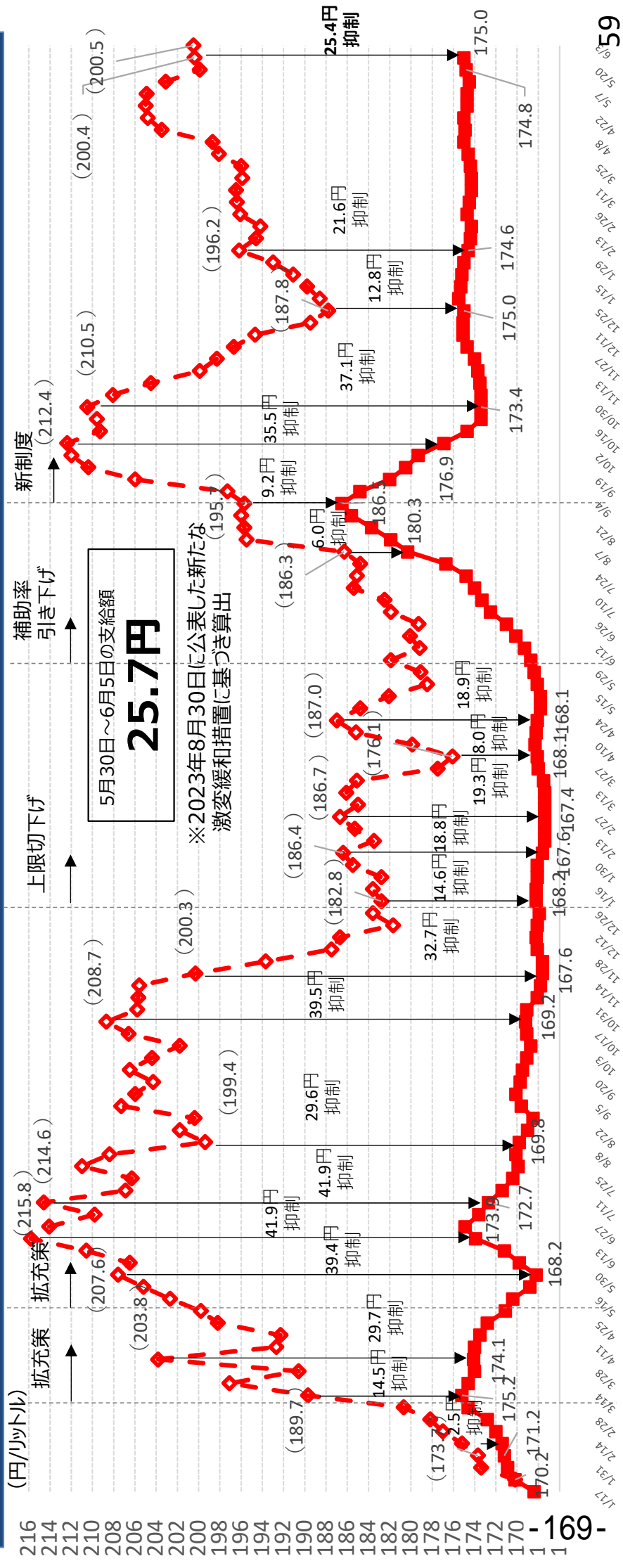
本経済対策の効果

- 経済向上効果
 - 実質GDP換算: **19兆円**程度
 - 年成長率換算: **1.2%**程度
 - (今後3年間で上取効果が実現すると仮定した場合の単純平均)
- 消費者物価の抑制: **▲1.0%**程度

ガソリン全国平均価格の推移

- 2022年10月の経済対策の記載では、「来年1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施し、その後、**来年6月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する**」こととしていた。
- これに基づき、2023年6月以降、補助を段階的に縮減してきたが、**夏の産油国の自主減産が本格化し、為替動向も相まって、ガソリン全国平均価格は、過去最高（2008年8月以来）となる全国平均価格185.1円を超過。**
- 2023年9月7日から新たな措置を実施し、**ガソリン全国平均価格は175.0円/L（2024年5月27日時点）まで低下。**

レギュラーガソリン・全国平均価格



電気・ガス価格激変緩和対策事業

総予算額：3兆7,490億円 うち2022年度第2次補正：3兆1,074億円、2023年度補正：6,416億円

170

電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。

- 当該措置は2024年5月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小する。

値引き単価

2024年4月使用分まで

<電気>

低圧：3.5円/kWh

高圧：1.8円/kWh

<都市ガス>

15円/m³

※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

2024年5月使用分

<電気>

低圧：1.8円/kWh

高圧：0.9円/kWh

<都市ガス>

7.5円/m³

※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

今後の予定（案）

7月10日（水） 第2回目安に関する小委員会
於 未定

7月18日（木） 第3回目安に関する小委員会
於 未定

7月23日（火） 第4回目安に関する小委員会
於 未定

※上記の日程は調整中

最低賃金に関する調査研究

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する 調査」(2023年)の概要(速報)

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2023)の概要(速報)

実施機関	労働政策研究・研修機構 (JILPT)
調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2023年の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。 従業員規模 1人以上300人未満の全国の企業20,000社 (官公営、非営利法人除く)。
調査の対象	※2021年・2022年調査とも回答があったパネル継続可能企業(3,654社)、2022年調査から調査対象となり、当年調査に回答があった企業(3,944社)を対象とするともに、民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、12,402社を抽出。 ※抽出に当たっては、都道府県のグループ (中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Cの3ランク区分) ごとに、産業(15区分) ×従業員規模 (7区分) 別に層化無作為抽出。 ※なお、配布直前の令和6年能登半島地震の発生に伴い、被災地域 (41社) の配布を中止した(結果として、19,959社に配布。そのうちパネル継続企業3,645社。)
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	2024年1月12日～29日 (3月初旬までに到着した調査票を集計)

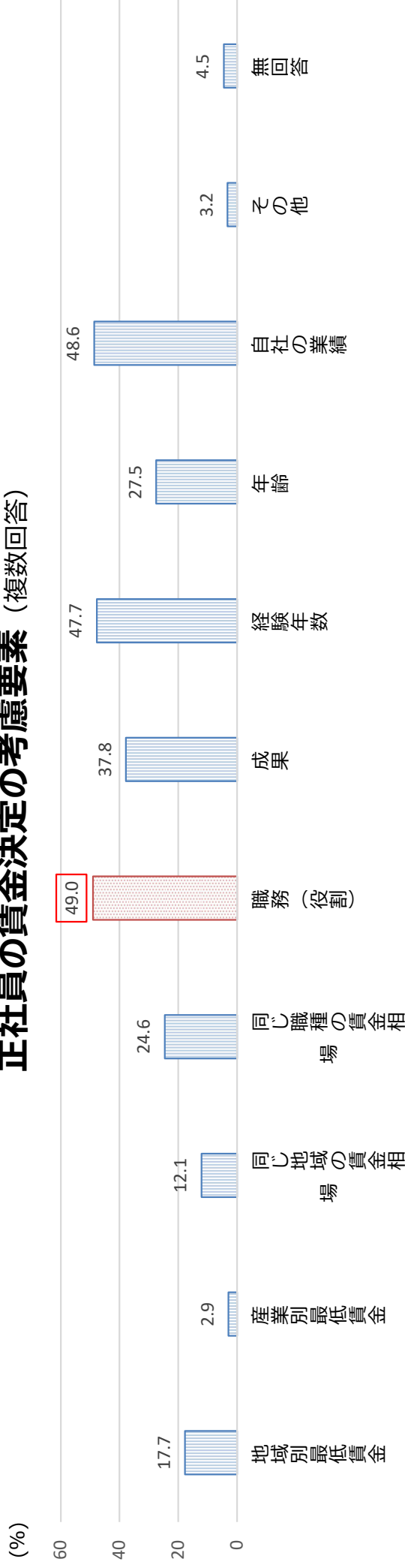
集計対象企業数・割合	集計対象企業数：8,206社 (41.1% / 19,959社) (うち、2021年・2022年調査も回答した企業 (パネル継続対象) の集計対象企業数：2,549社 (69.9% / 3,645社)																																																																																				
集計対象企業の主な属性	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aランク</td> <td>1,792</td> <td>21.8</td> </tr> <tr> <td>Bランク</td> <td>4,179</td> <td>50.9</td> </tr> <tr> <td>Cランク</td> <td>2,235</td> <td>27.2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4人</td> <td>2,705</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td>5～9人</td> <td>1,997</td> <td>24.3</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>1,539</td> <td>18.8</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>650</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>30～49人</td> <td>635</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>50～99人</td> <td>438</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>100～299人</td> <td>242</td> <td>2.9</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>1,774</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>1,415</td> <td>17.2</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>149</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>339</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>794</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>1,162</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td>金融業、保険業</td> <td>102</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>不動産業、物品賃貸業</td> <td>304</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>宿泊業</td> <td>94</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>飲食サービス業</td> <td>345</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>生活関連サービス業</td> <td>202</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>娯楽業</td> <td>66</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>教育、学習支援業</td> <td>101</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>医療、福祉</td> <td>444</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>上記以外のサービス業</td> <td>915</td> <td>11.2</td> </tr> </tbody> </table>	ランク	集計対象企業数	構成比(%)	Aランク	1,792	21.8	Bランク	4,179	50.9	Cランク	2,235	27.2	従業員数	集計対象企業数	構成比(%)	1～4人	2,705	33.0	5～9人	1,997	24.3	10～19人	1,539	18.8	20～29人	650	7.9	30～49人	635	7.7	50～99人	438	5.3	100～299人	242	2.9	業種	集計対象企業数	構成比(%)	建設業	1,774	21.6	製造業	1,415	17.2	情報通信業	149	1.8	運輸業	339	4.1	卸売業	794	9.7	小売業	1,162	14.2	金融業、保険業	102	1.2	不動産業、物品賃貸業	304	3.7	宿泊業	94	1.1	飲食サービス業	345	4.2	生活関連サービス業	202	2.5	娯楽業	66	0.8	教育、学習支援業	101	1.2	医療、福祉	444	5.4	上記以外のサービス業	915	11.2
ランク	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																			
Aランク	1,792	21.8																																																																																			
Bランク	4,179	50.9																																																																																			
Cランク	2,235	27.2																																																																																			
従業員数	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																			
1～4人	2,705	33.0																																																																																			
5～9人	1,997	24.3																																																																																			
10～19人	1,539	18.8																																																																																			
20～29人	650	7.9																																																																																			
30～49人	635	7.7																																																																																			
50～99人	438	5.3																																																																																			
100～299人	242	2.9																																																																																			
業種	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																			
建設業	1,774	21.6																																																																																			
製造業	1,415	17.2																																																																																			
情報通信業	149	1.8																																																																																			
運輸業	339	4.1																																																																																			
卸売業	794	9.7																																																																																			
小売業	1,162	14.2																																																																																			
金融業、保険業	102	1.2																																																																																			
不動産業、物品賃貸業	304	3.7																																																																																			
宿泊業	94	1.1																																																																																			
飲食サービス業	345	4.2																																																																																			
生活関連サービス業	202	2.5																																																																																			
娯楽業	66	0.8																																																																																			
教育、学習支援業	101	1.2																																																																																			
医療、福祉	444	5.4																																																																																			
上記以外のサービス業	915	11.2																																																																																			
備考	<ul style="list-style-type: none"> 本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2023年)の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。 産業、企業規模、ランクごとの回収数をもとに、集計結果が母集団の構成比と同様となるよう、復元処理 (ウェイトバック) を行っている。 																																																																																				

正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

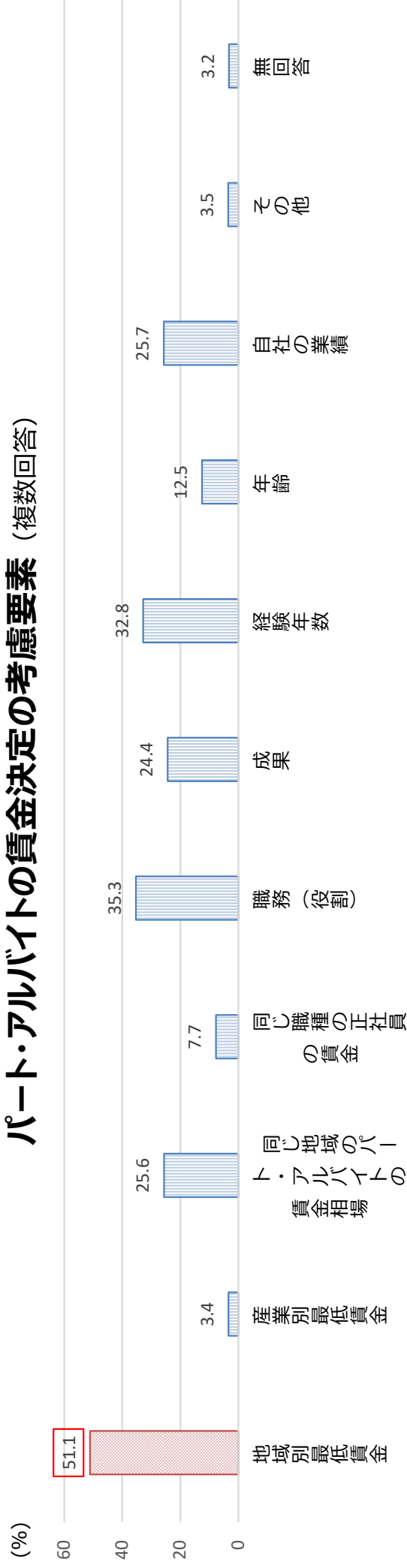
- 17 -

(注) 正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務(役割)」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素 (複数回答)



パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素 (複数回答)



(注) 集計対象企業 (8,206社) のうち、上図は正社員がいる企業 (7,766社)、下図はパート・アルバイトがいる企業 (3,712社) について集計。

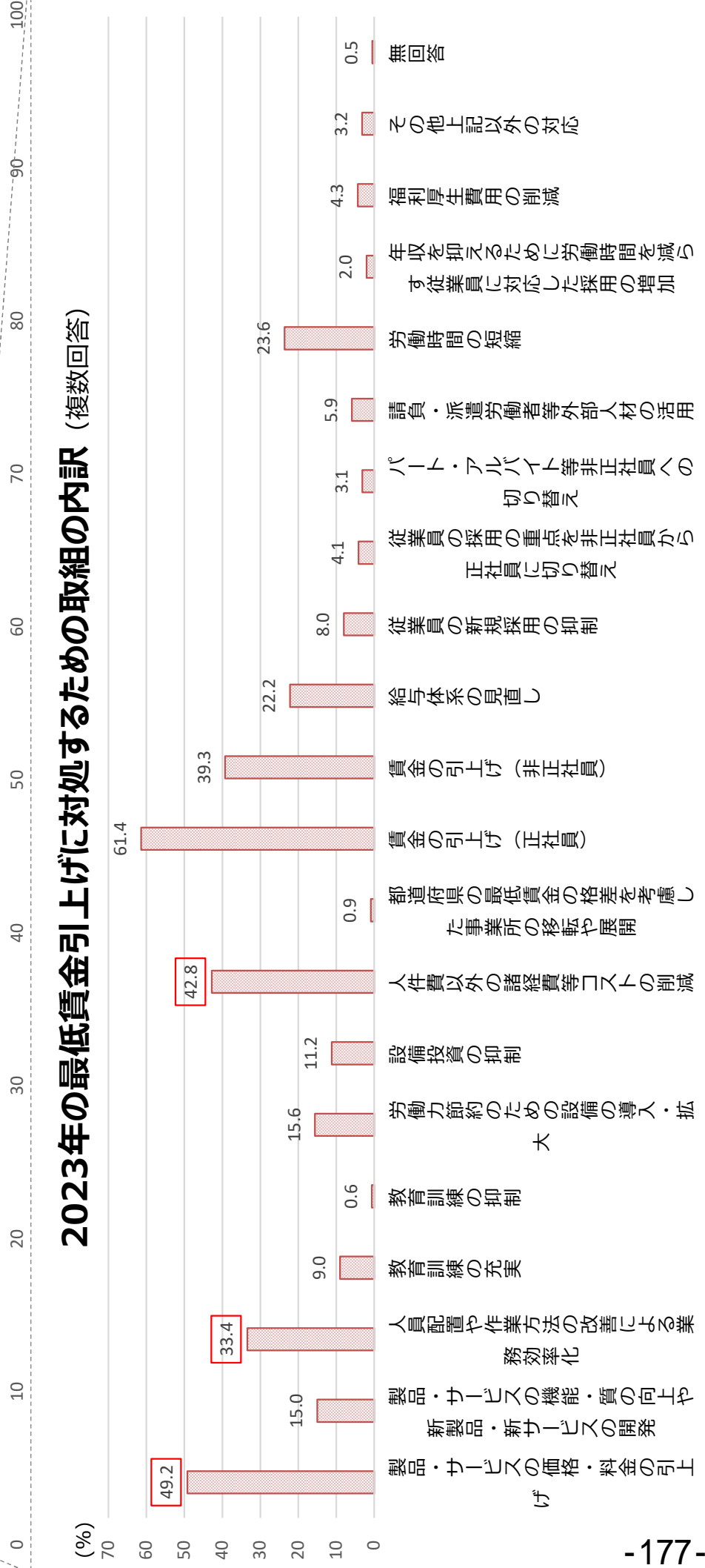
最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

○ 2023年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は42.7%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。

2023年の最低賃金引上げに対する取組の有無



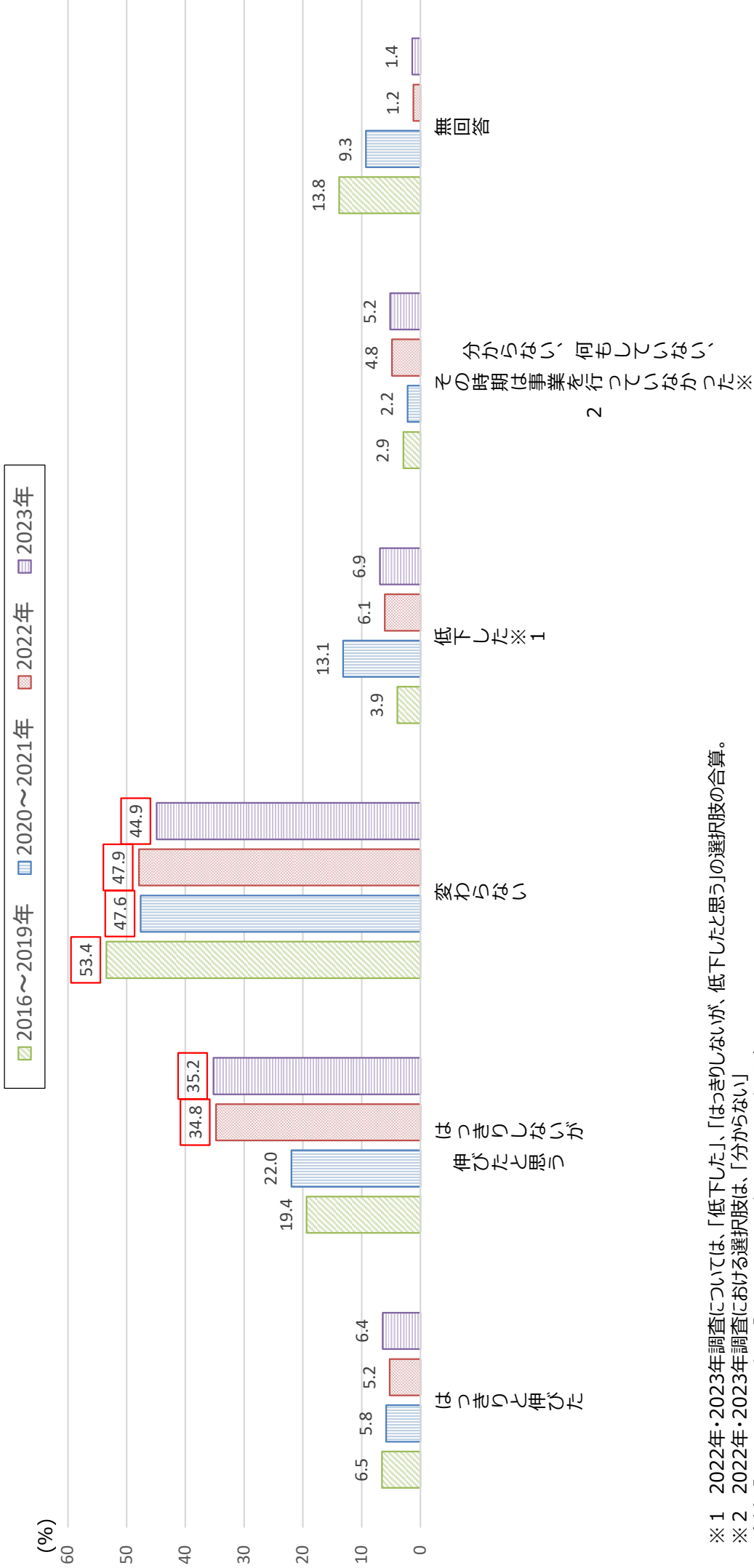
2023年の最低賃金引上げに対処するための取組の内訳 (複数回答)



最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識

2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、2016～2019年、2020～2021年、2022年、2023年ともに「変わらない」が最も多い。一方、2022年、2023年は「はっきりと伸びた」が、伸びたと思いが、2016～2019年、2020～2021年と比べて増加している。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



※1 2022年・2023年調査については、「低下した」、「はっきりしないが、低下したと思う」の選択肢の合算。

※2 2022年・2023年調査における選択肢は、「分からない」

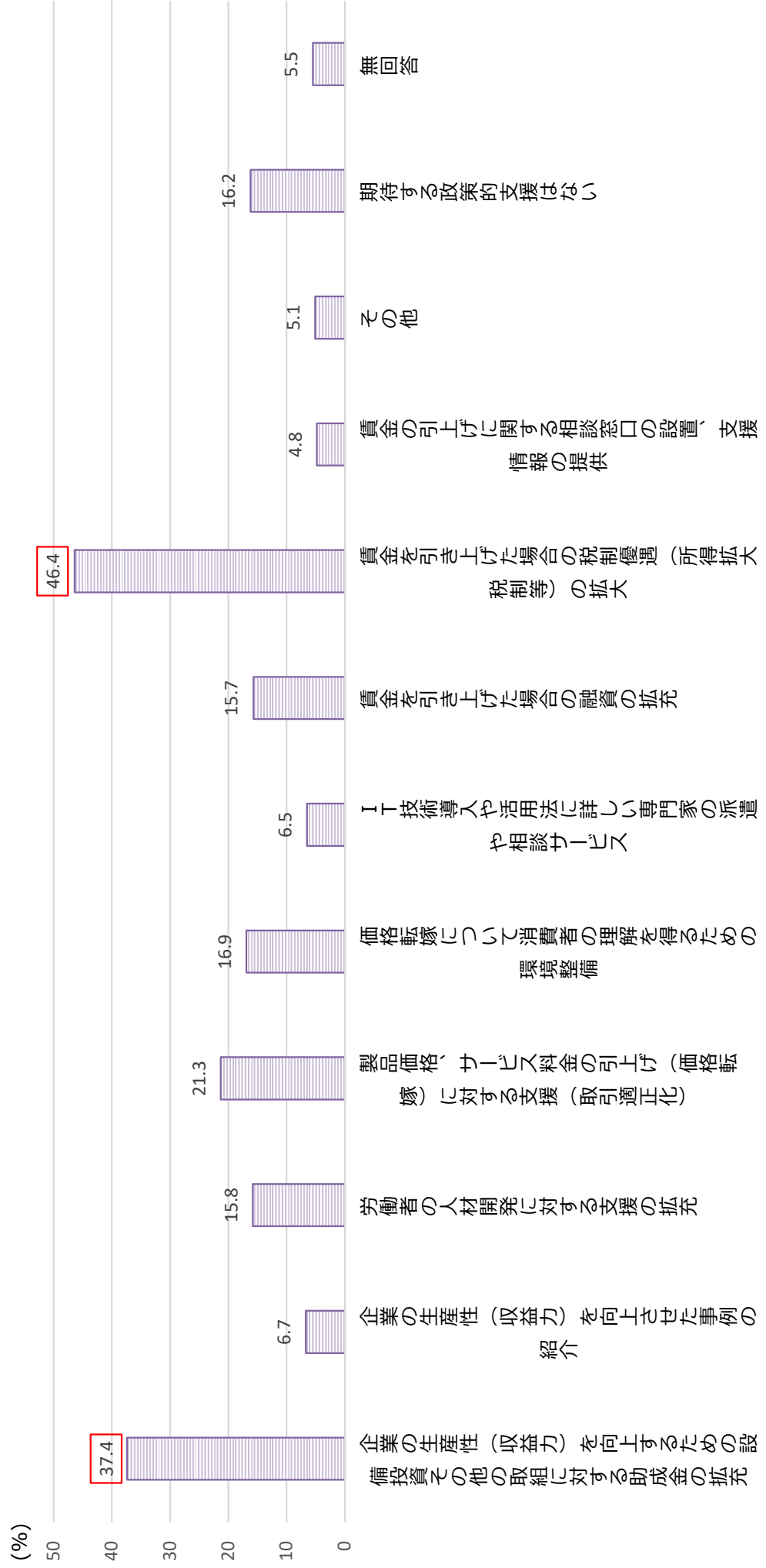
(注) 「2016～2019年」と「2020～2021年」は、2021年調査によるもの。

(注) 集計対象企業 (2,549社) のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取組んだことがあった」を回答した企業 (2023年調査 : 1,252社、2022年調査 : 909社、2021年調査 : 1,415社) について集計。

最低賃金引上げに対応するために期待する政策的支援

○ 中小企業が最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を引上げた場合の税制優遇(所得拡大税制等)の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

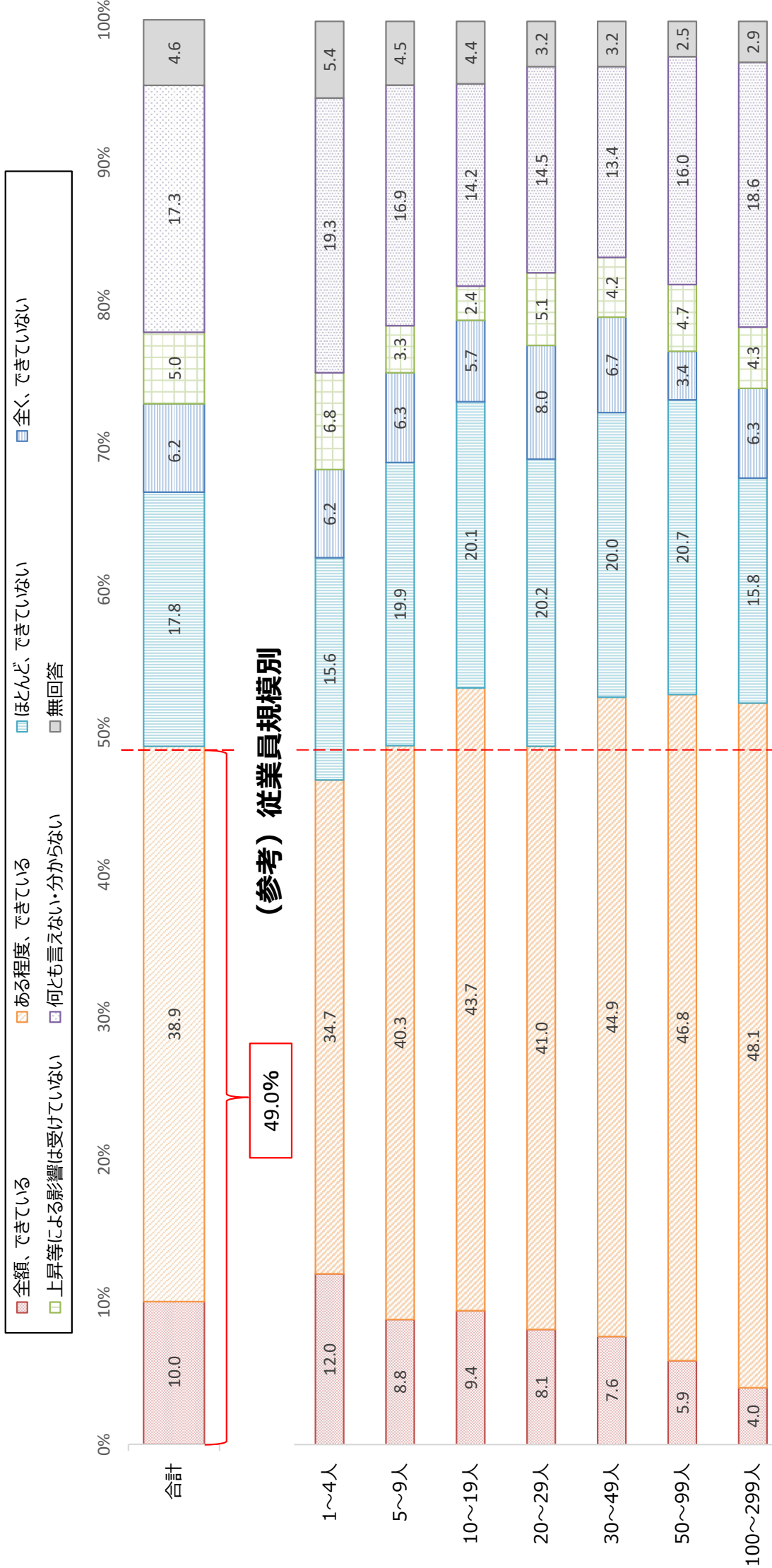
最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援 (複数回答)



原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁①

原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業が合計49.0%。この割合は、従業員規模に応じた明確な傾向は見取れない。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、上昇コスト全額を価格転嫁できているか

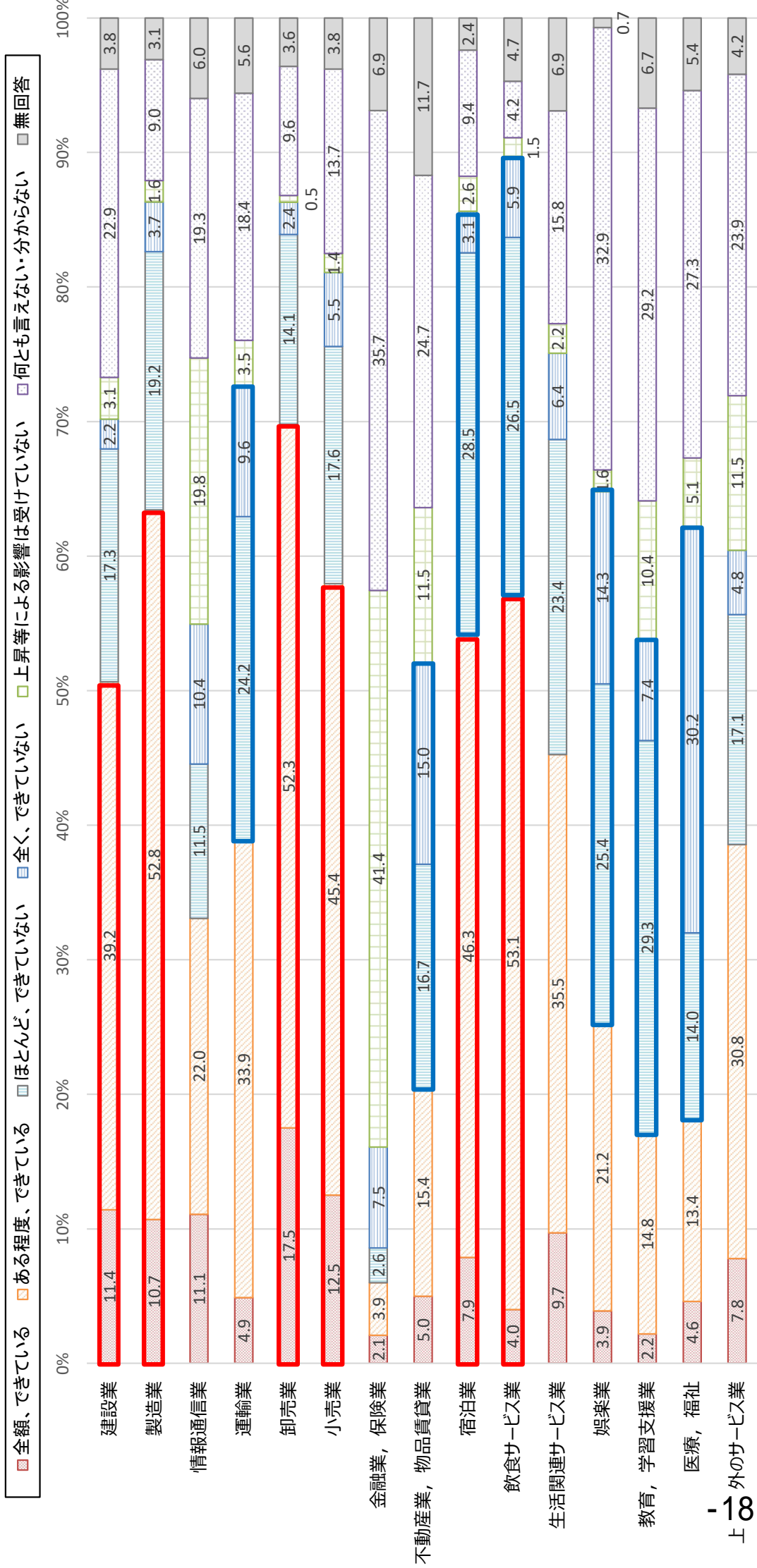


(注) 集計対象企業 (8,206社) について集計。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁②

○ 価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できていない」又は「ある程度、できていない」中小企業の割合が3割を超える業種（建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業）もあれば、「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が3割を超える業種（運輸業、不動産業、物品賃貸業、情報通信業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉）もある。

(参考) 業種別



※ 集計対象企業（8,206社）について集計。

株式会社NTTデータ経営研究所
「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に
関する実態把握のための調査」(2024年)の概要(速報)

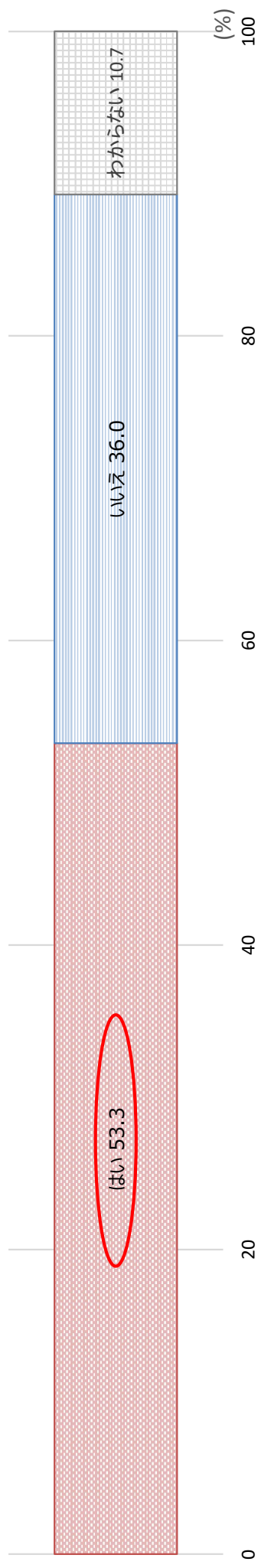
株式会社NTTデータ経営研究所「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2024年)の概要(速報)

	<p>調査事業の委託先</p> <p>株式会社NTTデータ経営研究所（厚生労働省委託事業）</p>	<p>今後の最低賃金に関する検討に資するため、2023年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。（本資料中「2024年調査」と表記）</p> <p>なお、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（厚生労働省委託事業）「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2023年）は、2022年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したもの。（本資料中「2023年調査」と表記）</p> <p>時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。）※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。</p>																										
	<p>調査の方法</p> <p>WEB上でのモニター調査</p>																											
	<p>調査の目的</p>																											
	<p>調査の対象</p>																											
	<p>調査期間</p> <p>2024年5月14日～26日</p>																											
	<p>有効回答数</p> <p>有効回答数：2,959人</p>																											
<p>有効回答数等</p>	<p>有効回答者の属性</p>	<p>【性別】</p> <table border="1" data-bbox="911 1088 1058 1509"> <tr><td>男性</td><td>667人</td></tr> <tr><td>女性</td><td>2,292人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,959人</td></tr> </table> <p>【年齢階級】</p> <table border="1" data-bbox="911 573 1198 994"> <tr><td>29歳以下</td><td>608人</td></tr> <tr><td>30～39歳</td><td>295人</td></tr> <tr><td>40～49歳</td><td>540人</td></tr> <tr><td>50～59歳</td><td>590人</td></tr> <tr><td>60歳以上</td><td>926人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,959人</td></tr> </table> <p>【勤務地の地域区分】</p> <table border="1" data-bbox="911 58 1102 479"> <tr><td>Aランク</td><td>1,506人</td></tr> <tr><td>Bランク</td><td>1,197人</td></tr> <tr><td>Cランク</td><td>256人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,959人</td></tr> </table> <p>※ 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとに、全体回答数を3,000人とした各属性毎の目標回答数を設定。</p> <p>※ 29歳以下男性かつ勤務地Aランクのみ属性毎の目標回答数に達しなかったため、本調査を集計する際には、賃金構造基本調査における最賃近傍雇用者の属性毎の構成比と同様となるよう、当該属性のみ復元処理（ウェイトバック）を行っている。</p>	男性	667人	女性	2,292人	合計	2,959人	29歳以下	608人	30～39歳	295人	40～49歳	540人	50～59歳	590人	60歳以上	926人	合計	2,959人	Aランク	1,506人	Bランク	1,197人	Cランク	256人	合計	2,959人
男性	667人																											
女性	2,292人																											
合計	2,959人																											
29歳以下	608人																											
30～39歳	295人																											
40～49歳	540人																											
50～59歳	590人																											
60歳以上	926人																											
合計	2,959人																											
Aランク	1,506人																											
Bランク	1,197人																											
Cランク	256人																											
合計	2,959人																											
	<p>備考</p>	<p>本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業(令和6年度)」の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。</p>																										

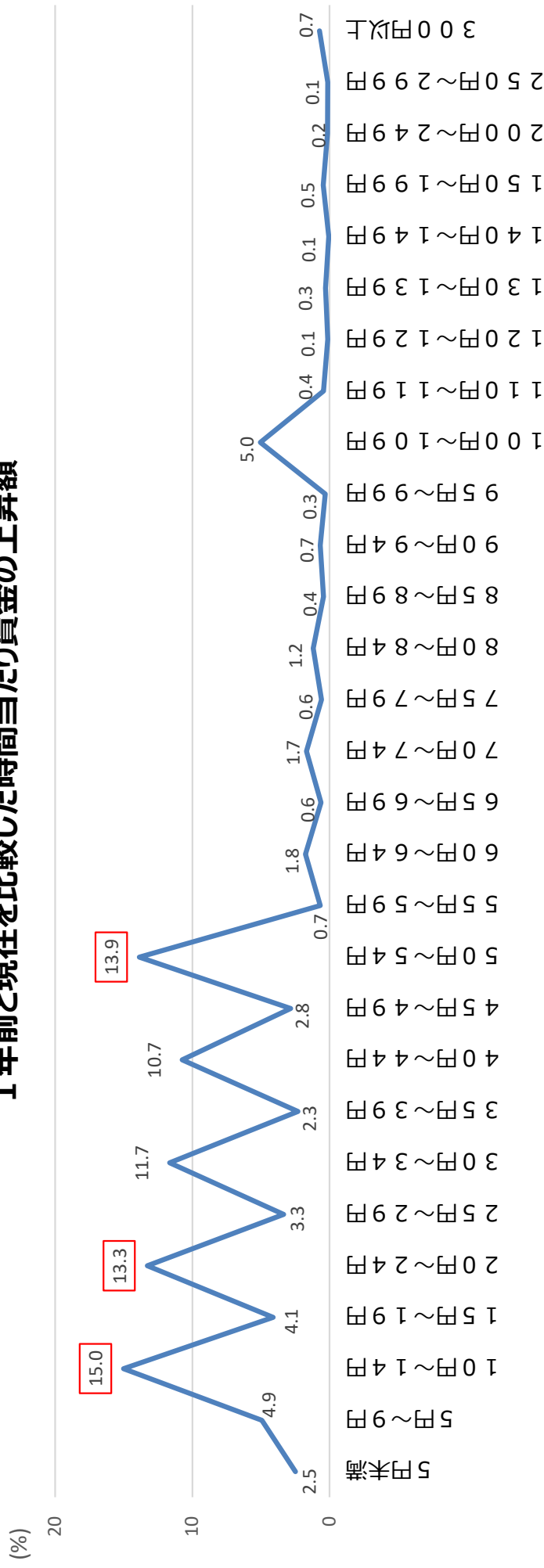
過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無と上昇額

最賃近傍雇用者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金が上昇したのは53.3%であり、賃金上昇額は「10～14円」(15.0%)、「50～54円」(13.9%)、「20～24円」(13.3%)の順に多くなっている。

過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無



1年前と現在を比較した時間当たり賃金の上昇額

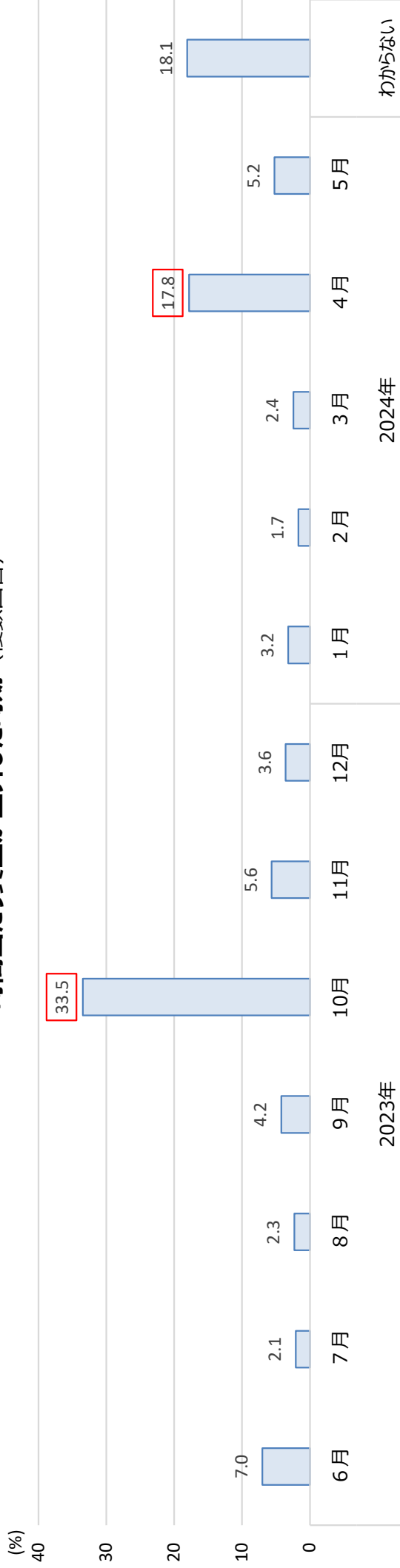


(注) 有効回答者 (2,959人) について集計。賃金上昇額は、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者 (1,573人) について集計。

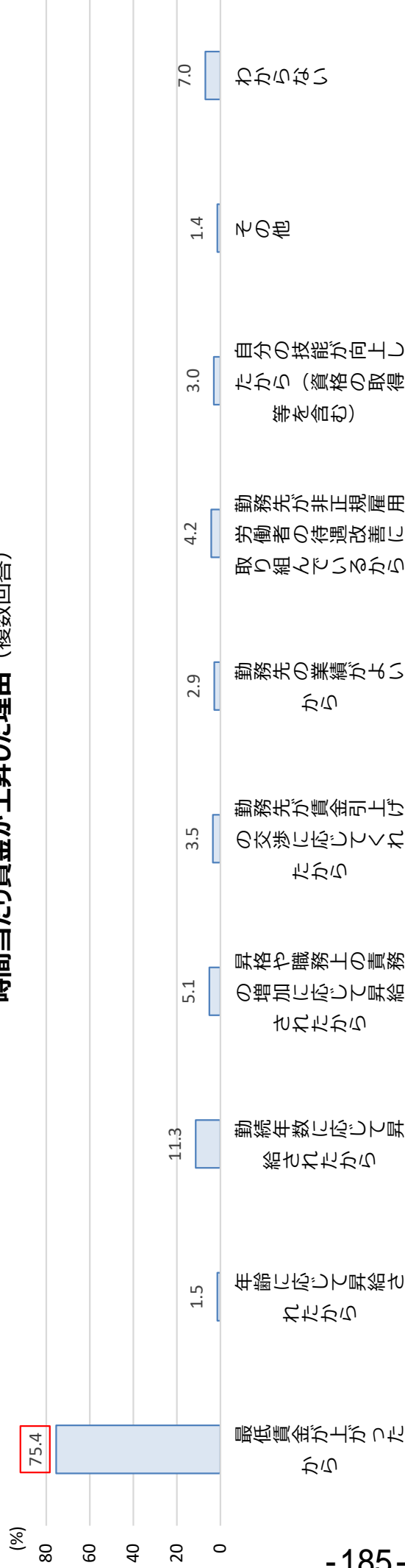
過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期及び理由

○ 最賃近傍雇用者について、過去1年間で時間当たり賃金が上昇した時期は、「2023年10月」(33.5%)が最も多く、「2024年4月」(17.8%)が次いで多い。時間当たり賃金が上昇した理由は、「最低賃金が上がったから」(75.4%)が最も多く、「2024年4月」(18.1%)が最も多い。

時間当たり賃金が上昇した時期 (複数回答)



時間当たり賃金が上昇した理由 (複数回答)



(注) 有効回答者 (2,959人) のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者 (1,573人) について集計。

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使用

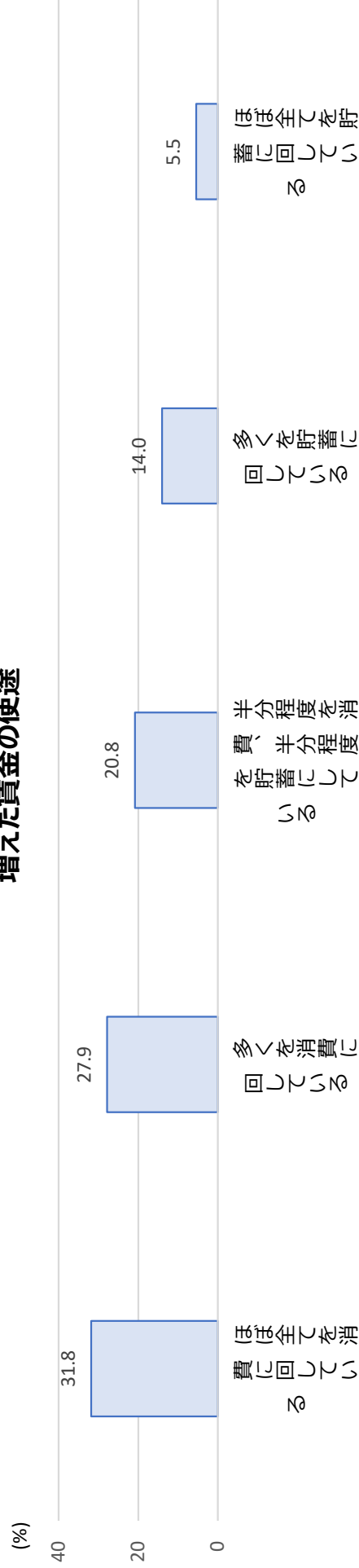
時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が63.4%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計29.1%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計7.4%となっている。

○ 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計59.7%となっている。

1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化



増えた賃金の使途



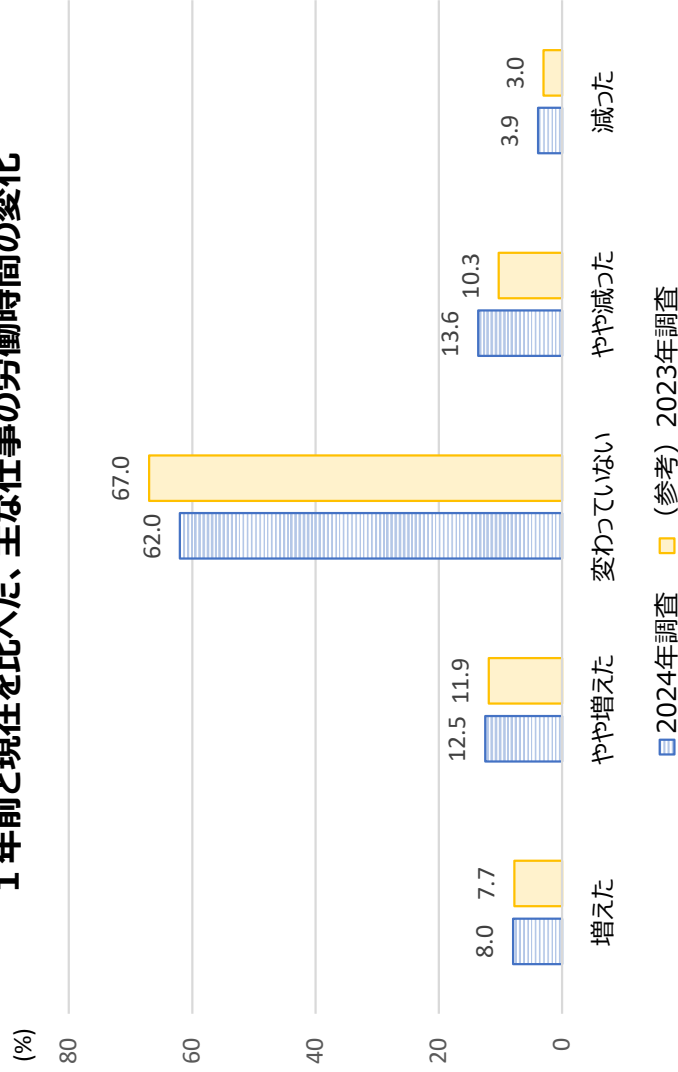
(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(1,187人)について集計。増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者(666人)について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値が一致しない場合がある。

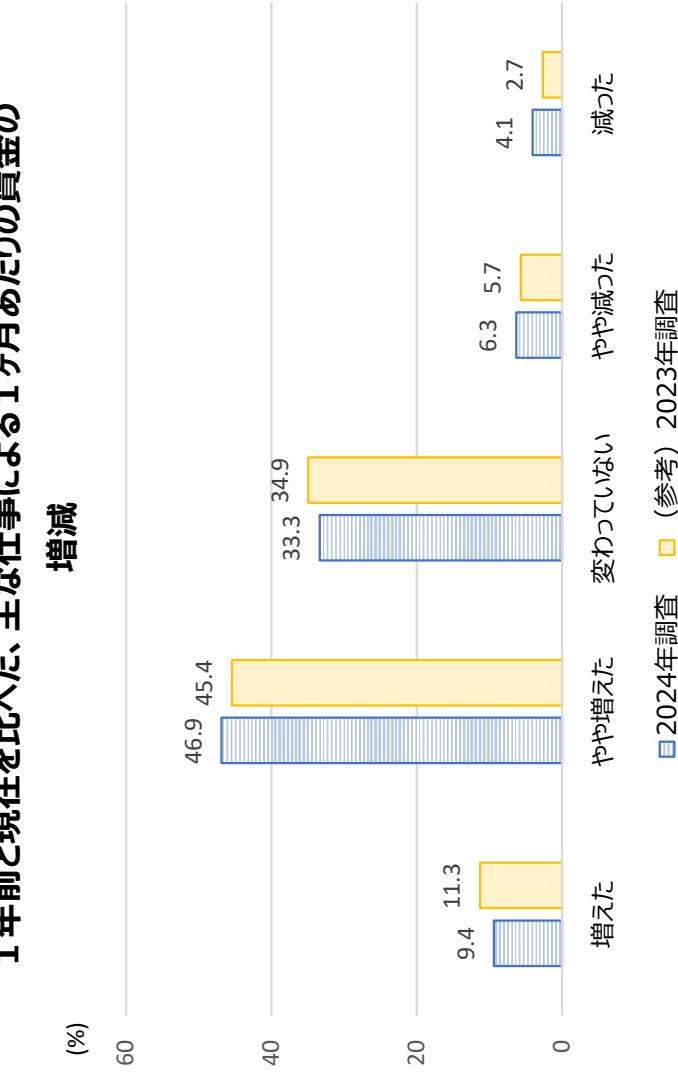
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の賃金及び労働時間の変化

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化を聞いたところ、「変わっていない」が62.0%と最も多く、2023年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が計56.2%、「変わっていない」が33.3%、「やや減った」「減った」が計10.4%となっており、2023年調査の結果と同じ傾向であった。

1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化



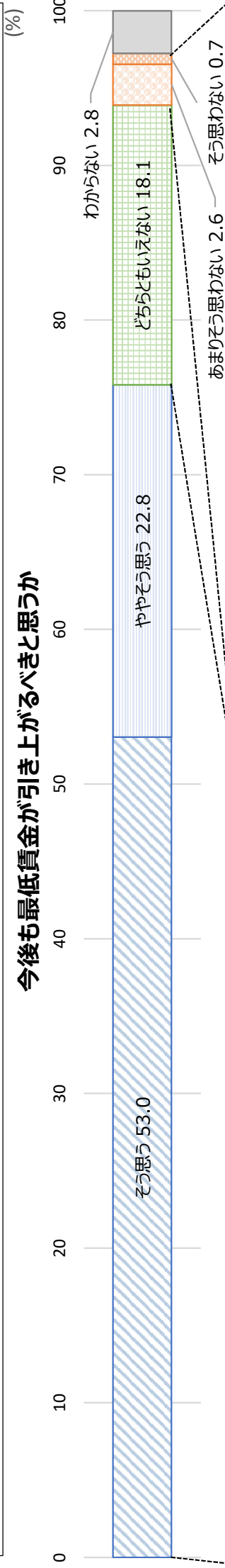
1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減



主) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者 (2024年調査: 1,187人、2023年調査: 1,008人) について集計。
 ※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

今後の最低賃金引上げに関する見解

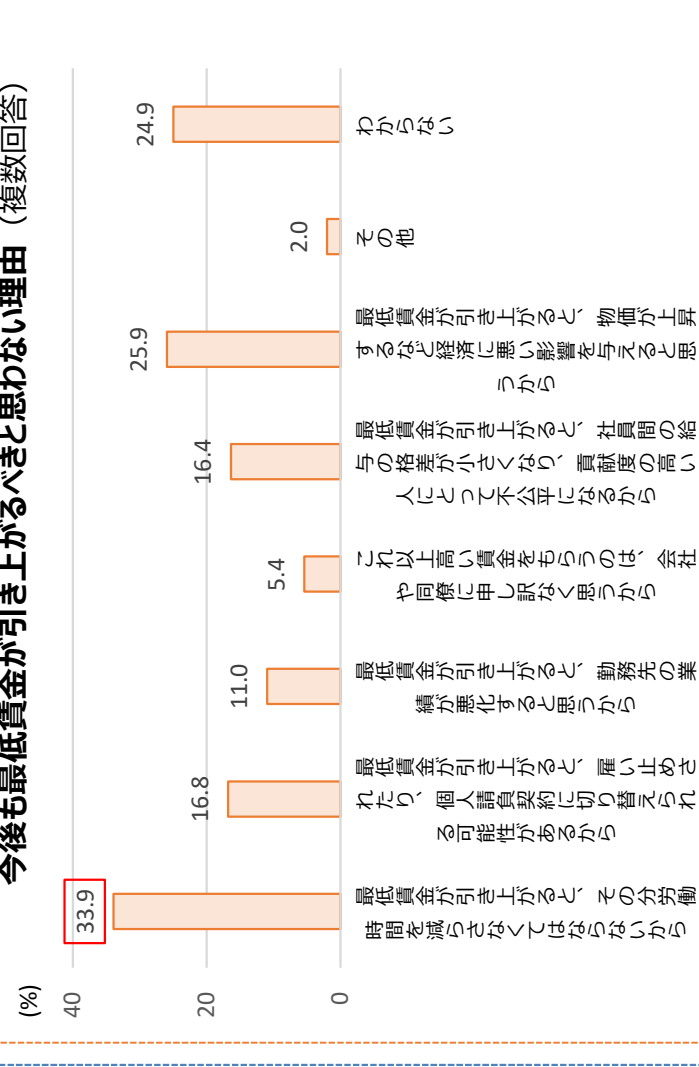
今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が計75.8%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が計3.3%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が60.7%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「最低賃金が引き上がると、その分労働時間を減らさなくてはならないから」が33.9%と最も多くなっている。



今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由 (複数回答)



今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由 (複数回答)



(注) 今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由については、有効回答者(2,959人)について集計。今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについて「そう思う」「ややそう思う」と回答した者(2,245人)、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由について「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者(99人)について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値が一致しない場合がある。

令和6年7月10日（水）14:00～
於 東京国際フォーラム G602 号室（6階）

第2回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 令和6年賃金改定状況調査結果

資料 No. 2 生活保護と最低賃金

資料 No. 3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率

資料 No. 4 賃金分布に関する資料

資料 No. 5 最新の経済指標の動向

参考資料 No. 1 委員からの追加要望資料

参考資料 No. 2 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No. 3 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No. 4 仁平委員提出資料

以上

令和6年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

- (1) 数 16,373 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（確報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	7,030	2,026	28.8%
B ランク	5,261	1,698	32.3%
C ランク	4,082	1,425	34.9%
合計	16,373	5,149	31.4%

4. 集計労働者 29,463 人

（うち、令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和6年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和6年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和6年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和4年度分、令和5年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和6年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和6年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和5年6月分、令和6年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和5年6月分、令和6年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和5年6月分、令和6年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所					
			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所				
A	100.0	42.3	0.9	39.2	17.6	100.0	44.2	1.1	40.0	14.7	100.0	39.0	1.3	40.1	19.6	100.0	48.6	0.2	36.0	15.2
B	100.0	43.4	0.5	41.6	14.6	100.0	46.0	1.2	35.7	17.1	100.0	42.4	0.4	43.9	13.3	100.0	53.5	0.0	27.7	18.9
C	100.0	42.4	0.9	37.1	19.6	100.0	40.7	1.8	31.7	25.8	100.0	41.8	1.1	37.6	19.4	100.0	49.4	1.5	36.5	12.5
計	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4
R5年	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所					
			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所				
A	100.0	28.5	0.0	51.9	19.5	100.0	32.6	1.8	48.4	17.2	100.0	61.8	0.3	19.4	18.5	100.0	43.5	1.2	40.3	14.9
B	100.0	32.4	0.7	49.8	17.0	100.0	28.7	0.0	61.4	9.9	100.0	63.5	0.0	22.3	14.2	100.0	39.7	0.7	46.7	12.9
C	100.0	33.9	0.0	43.5	22.5	100.0	28.7	1.7	48.5	21.1	100.0	64.4	0.5	17.9	17.2	100.0	38.3	0.5	45.4	15.7
計	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0
R5年	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス 業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス 業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス 業 (他に 分類さ れない もの)
A	4.7	4.5	5.1	4.5	5.0	5.6	3.7	4.8	-12.0	-7.3	-17.8	-1.5		-7.8	-27.5	-1.4	1.9	1.9	1.8	2.2	1.4	1.7	2.2	2.1
B	4.5	4.2	5.1	4.8	4.1	5.0	3.9	4.1	-10.8	-13.7	-22.4		-1.1		-0.0		1.9	1.8	2.1	2.5	1.3	1.4	2.5	1.6
C	4.5	3.4	4.4	3.9	6.0	4.7	4.4	4.6	-9.2	-6.6	-10.8	-20.2		-2.7	-12.0	-1.8	1.8	1.2	1.7	1.6	2.0	1.3	2.7	1.8
計	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-1.1	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8
R 5 年	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-35.8	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5%	3.2%	5.0%	0.55	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.6%	3.2%	5.2%	0.56	2.2%	3.5%	5.0%	0.40
B	1.6%	3.2%	5.2%	0.56	1.8%	3.0%	5.0%	0.53	1.9%	3.5%	5.6%	0.53	2.0%	3.5%	5.5%	0.50
C	1.5%	3.2%	5.5%	0.63	1.1%	3.0%	5.0%	0.65	1.7%	3.2%	5.3%	0.56	2.0%	3.2%	5.0%	0.47
計	1.6%	3.2%	5.2%	0.56	1.6%	3.0%	5.0%	0.57	1.7%	3.4%	5.3%	0.53	2.0%	3.5%	5.2%	0.46
R5年	1.3%	2.9%	5.0%	0.64	1.6%	3.0%	5.0%	0.57	1.4%	3.0%	5.0%	0.60	1.5%	3.0%	5.7%	0.70

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.8%	4.1%	7.0%	0.63	1.3%	3.1%	8.0%	1.08	1.5%	2.7%	4.5%	0.56	1.5%	3.2%	5.1%	0.56
B	1.0%	3.7%	5.9%	0.66	1.9%	3.8%	6.7%	0.63	1.4%	2.5%	5.1%	0.74	1.7%	3.6%	5.0%	0.46
C	2.6%	4.5%	8.0%	0.60	1.5%	3.7%	5.8%	0.58	1.4%	3.0%	5.4%	0.67	2.0%	3.0%	5.0%	0.50
計	1.2%	4.0%	6.7%	0.69	1.5%	3.5%	8.0%	0.93	1.4%	2.7%	5.0%	0.67	1.7%	3.3%	5.0%	0.50
R5年	1.3%	3.0%	5.0%	0.62	1.3%	3.1%	7.0%	0.92	1.0%	2.0%	4.2%	0.80	1.5%	2.7%	5.0%	0.65

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月																	
男	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2				
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3				
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6				
計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2					
男	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	1.2	1,753	1,735	-1.0	0.8				
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2	
女	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8	

(円、%)

第4表② 一般労働者及びびパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）														
	賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率														
	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月													
一般 パート 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
計		1,454	1,488	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
一般	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
計		1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3
パート	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
計		1,185	1,218	2.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

(円、%)

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 就業 形態	産業計			製造業			卸売業、小売業			学術研究、専門・技術サービス業			宿泊業、飲食サービス業			生活関連サービス業、娯楽業			医療、福祉			サービス業（他に分類されないもの）											
	1時間あたり 賃金額 R5年 6月	賃金上昇率 R5年	1時間あたり 賃金額 R6年 6月	1時間あたり 賃金額 R5年 6月	賃金上昇率 R5年	1時間あたり 賃金額 R6年 6月	1時間あたり 賃金額 R5年 6月	賃金上昇率 R5年	1時間あたり 賃金額 R6年 6月	1時間あたり 賃金額 R5年 6月	賃金上昇率 R5年	1時間あたり 賃金額 R6年 6月	1時間あたり 賃金額 R5年 6月	賃金上昇率 R5年	1時間あたり 賃金額 R6年 6月	1時間あたり 賃金額 R5年 6月	賃金上昇率 R5年	1時間あたり 賃金額 R6年 6月	1時間あたり 賃金額 R5年 6月	賃金上昇率 R5年	1時間あたり 賃金額 R6年 6月	1時間あたり 賃金額 R5年 6月	賃金上昇率 R5年	1時間あたり 賃金額 R6年 6月									
男	A	1,611	2.7	1,655	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
	B	1,391	2.9	1,431	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6
	C	1,259	3.1	1,298	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6
	計	1,462	2.8	1,503	2.8	1,501	1,545	2.9	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4
	A	1,852	2.5	1,898	2.5	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
女	B	1,599	2.5	1,639	2.5	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
	C	1,429	3.1	1,474	3.1	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,455	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0	1,215	1,263	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,541	1,583	2.7	2.4
	計	1,680	2.6	1,723	2.6	1,674	1,720	2.7	2.4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8	1,363	1,400	2.7	2.4	1,532	1,569	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3
	A	1,433	2.9	1,474	2.9	1,305	1,349	3.4	2.8	1,423	1,460	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
	B	1,237	3.2	1,277	3.2	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
一般	C	1,141	3.1	1,176	3.1	993	1,030	3.7	3.1	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.5	1,086	1,083	4.5	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
	計	1,302	3.1	1,342	3.1	1,191	1,231	3.4	2.8	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3	1,108	1,143	3.2	3.8	1,211	1,256	3.7	2.3	1,447	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6
	A	1,836	2.7	1,885	2.7	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
	B	1,547	2.6	1,587	2.6	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
	C	1,371	3.4	1,418	3.4	1,326	1,375	3.7	3.0	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6	1,250	1,282	2.6	2.1	1,225	1,269	3.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2
パート	計	1,635	2.8	1,680	2.8	1,619	1,662	2.7	2.6	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3
	A	1,283	2.7	1,318	2.7	1,183	1,223	3.4	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
	B	1,133	3.7	1,175	3.7	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
	C	1,058	2.4	1,083	2.4	938	973	3.7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
	計	1,187	3.1	1,224	3.1	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8

(資料注) 第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%）。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	79.4	8.5	1.7	10.5
B	100.0	76.4	9.8	2.6	11.3
C	100.0	73.7	13.0	2.0	11.3
計	100.0	77.2	9.7	2.2	11.0
R5年	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.5	3.2	16.8	52.2	8.4	100.0	21.5	1.3	17.7	55.4	4.0	100.0	22.7	4.2	14.0	53.2	5.9	100.0	17.3	1.5	12.8	57.5	10.9
B	100.0	17.2	2.9	17.2	56.8	5.9	100.0	24.1	2.5	12.3	55.3	5.8	100.0	16.5	1.6	21.0	55.8	5.0	100.0	24.6	10.4	7.9	51.6	5.6
C	100.0	23.4	2.5	18.6	46.8	8.6	100.0	30.8	4.0	19.5	35.6	10.0	100.0	25.5	2.5	17.4	48.5	6.0	100.0	11.7	4.5	21.5	53.0	9.3
計	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8
R5年	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6

ランク	宿泊業, 飲食サービス業					生活関連サービス業, 娯楽業					医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	14.0	2.1	25.7	47.0	11.2	100.0	12.4	2.2	15.1	58.6	11.6	100.0	31.2	7.5	17.9	33.2	10.2	100.0	14.7	3.0	11.5	61.5	9.3
B	100.0	16.1	3.1	21.5	53.0	6.2	100.0	8.1	0.0	14.5	71.5	5.9	100.0	24.4	2.1	15.3	45.7	12.5	100.0	12.2	5.7	14.3	64.0	3.7
C	100.0	21.9	2.7	27.1	38.8	9.4	100.0	21.1	1.4	14.1	55.6	7.9	100.0	31.0	2.7	7.2	43.9	15.2	100.0	15.4	1.0	18.1	56.2	9.3
計	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4
R5年	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和5年	令和6年
39.5	40.1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和5年	令和6年
男性	42.1	42.2
女性	57.9	57.8

3 年間所定労働日数（事業所平均）

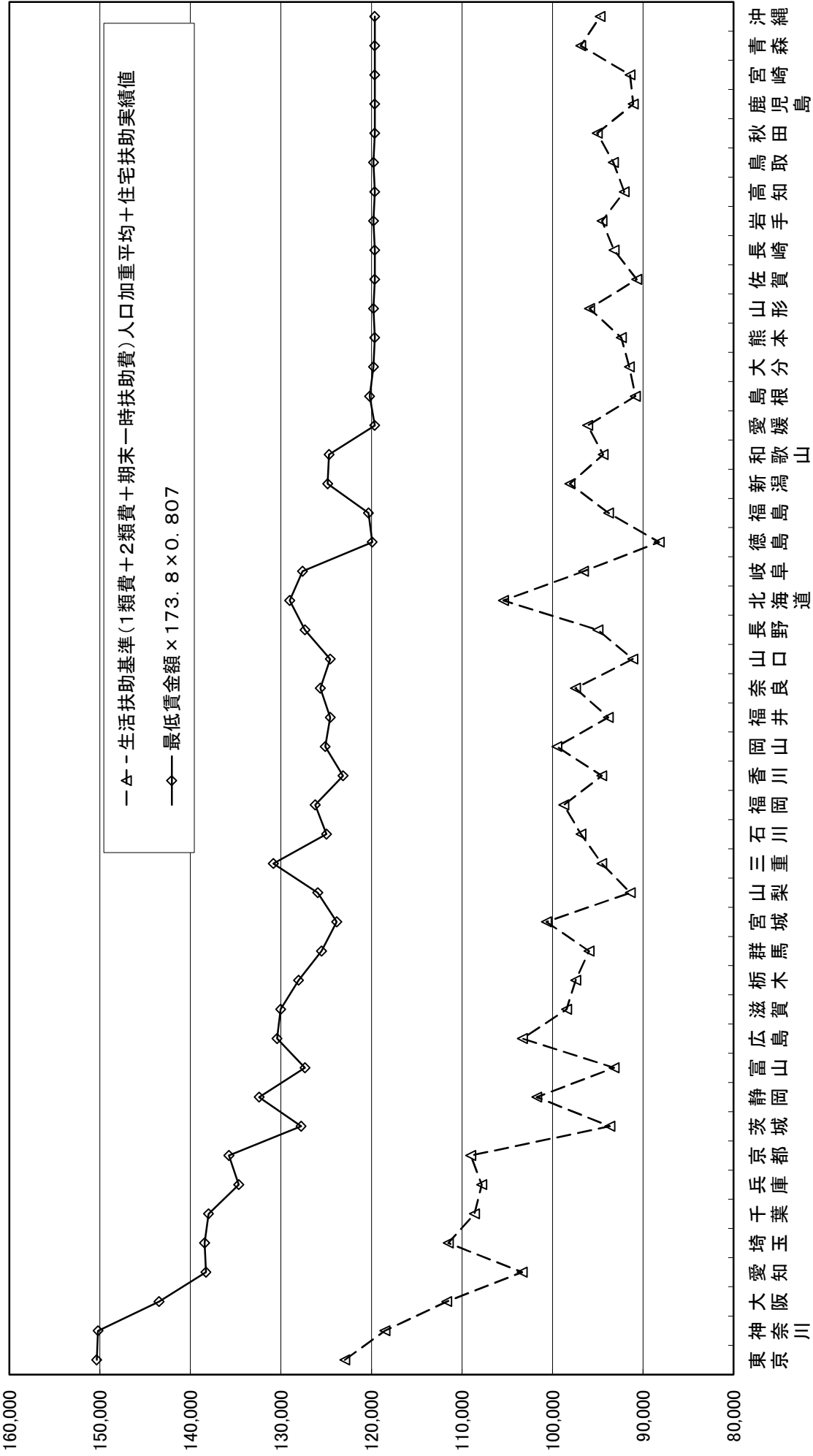
(日)

令和4年度	令和5年度
241.5	241.6

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和4年度のものである。

注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和4年度データに基づく乖離額 (A)	令和5年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率の変動(0.816→0.807)による影響額 (e②)	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△168	40	△208	△178	△31	△40	8	0	1
青森	△162	45	△207	△173	△35	△45	8	0	3
岩手	△180	39	△219	△192	△27	△39	7	0	4
宮城	△165	40	△205	△176	△30	△40	8	0	3
秋田	△175	44	△219	△185	△34	△44	7	0	3
山形	△170	46	△216	△179	△37	△46	8	0	2
福島	△189	42	△231	△200	△31	△42	7	0	3
茨城	△243	42	△285	△252	△33	△42	7	0	1
栃木	△218	41	△259	△226	△34	△41	8	0	0
群馬	△211	40	△251	△218	△33	△40	8	0	0
埼玉	△192	41	△233	△201	△32	△41	9	0	1
千葉	△209	42	△251	△219	△33	△42	9	0	1
東京都	△195	41	△236	△207	△30	△41	10	0	2
神奈川県	△226	41	△267	△235	△32	△41	9	0	△1
新潟	△191	41	△232	△201	△31	△41	8	0	2
富山	△243	40	△283	△253	△30	△40	7	0	3
石川	△200	42	△242	△210	△33	△42	8	0	2
福井	△219	43	△262	△230	△32	△43	7	0	4
山梨	△246	40	△286	△254	△32	△40	7	0	1
長野	△231	40	△271	△240	△31	△40	7	0	1
岐阜	△221	40	△261	△231	△31	△40	8	0	2
静岡	△219	40	△259	△228	△30	△40	8	0	2
愛知	△249	41	△290	△258	△32	△41	8	0	1
三重	△259	40	△299	△270	△29	△40	7	0	3
滋賀	△225	40	△265	△236	△29	△40	8	0	3
京都	△191	40	△231	△199	△32	△40	9	0	0
大阪	△227	41	△268	△236	△32	△41	9	0	0
兵庫県	△191	41	△232	△200	△32	△41	8	0	0
奈良	△201	40	△241	△210	△30	△40	8	0	2
和歌山	△216	40	△256	△225	△31	△40	7	0	1
鳥取	△189	46	△235	△195	△40	△46	7	0	△1
島根	△209	47	△256	△219	△37	△47	7	0	3
岡山	△182	40	△222	△192	△30	△40	8	0	2
広島	△193	40	△233	△202	△32	△40	8	0	0
山口	△238	40	△278	△245	△33	△40	7	0	0
徳島	△226	41	△267	△235	△32	△41	7	0	2
香川	△204	40	△244	△212	△32	△40	7	0	0
愛媛	△168	44	△212	△178	△34	△44	8	0	3
高知	△196	44	△240	△204	△37	△44	7	0	0
福岡	△196	41	△237	△205	△32	△41	8	0	1
佐賀	△206	47	△253	△216	△38	△47	7	0	2
長崎	△188	45	△233	△197	△37	△45	7	0	1
熊本	△194	45	△239	△204	△35	△45	7	0	3
大分	△201	45	△246	△210	△37	△45	7	0	1
宮崎	△201	44	△245	△209	△36	△44	7	0	1
鹿児島	△204	44	△248	△212	△35	△44	7	0	2
沖縄	△177	43	△220	△185	△35	△43	7	0	0

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成26～令和5年度）

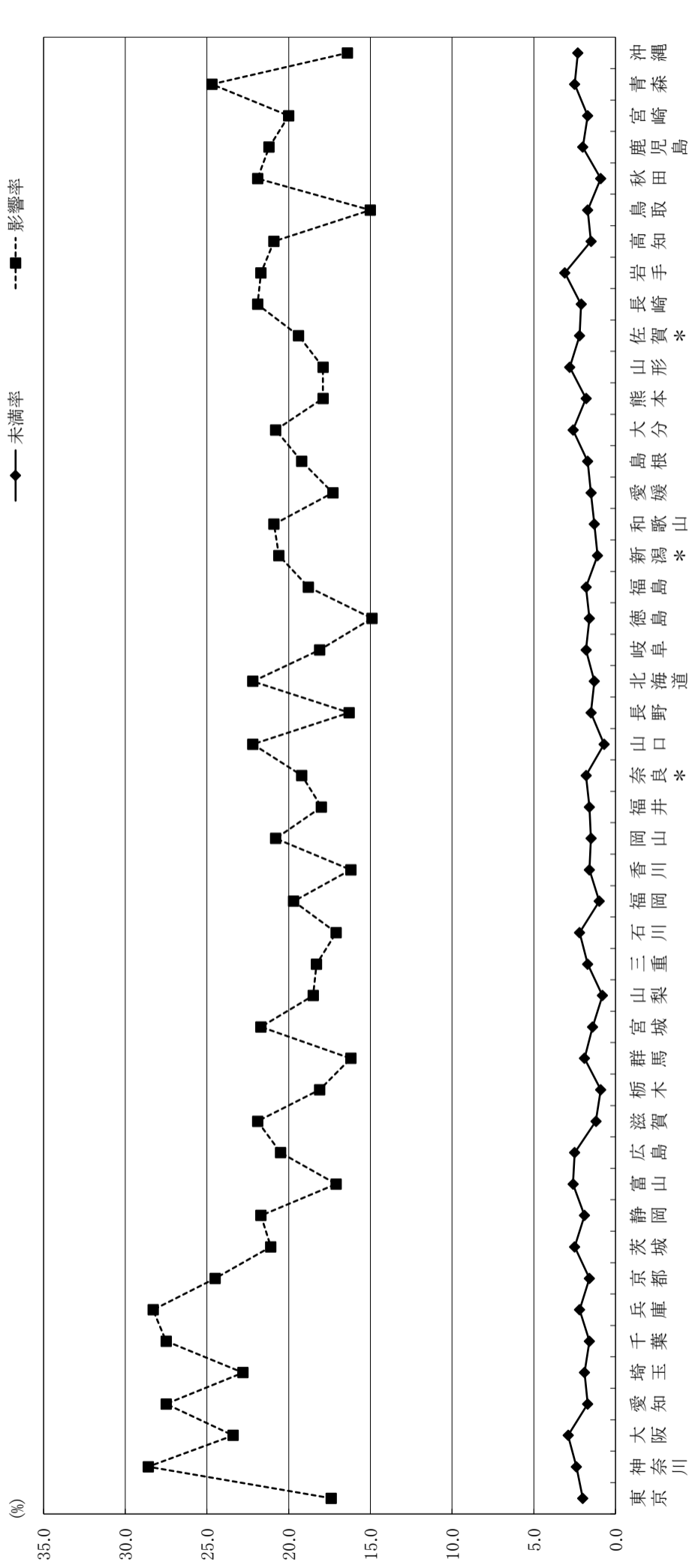
年度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)	1,004 (43)
Aランク	未満率 (%)	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2	2.1
	影響率 (%)	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4	23.4
Bランク	未満率 (%)	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6
	影響率 (%)	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5
Cランク	未満率 (%)	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5	2.1
	影響率 (%)	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1	20.1
Dランク	未満率 (%)	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7	—
	影響率 (%)	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4	—
計	未満率 (%)	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9
	影響率 (%)	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成26～令和5年）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
4 各ランクは、各年における適用ランクであり、令和5年度より3ランクとなっている。
5 各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和5年)
 未満率(全国加重平均) 1.9%
 影響率(全国加重平均) 21.6%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	千 葉	兵 庫	京 都	茨 城	静 岡	富 山	廣 島	滋 賀	栃 木	群 馬	宮 城	山 梨	三 重	石 川	福 岡	香 川	岡 山	福 井	奈 良	山 口	長 野	北 海 道	岐 阜	徳 島	福 島	新 潟	和 歌 山	愛 媛	島 根	大 分	熊 本	山 形	佐 賀	長 崎	岩 手	高 知	鳥 取	秋 田	鹿 児 島	宮 崎	青 森	沖 縄	全 国 平 均	
未満率	2.0	2.4	2.9	1.7	1.9	1.6	2.2	1.6	2.5	1.9	2.6	2.5	1.2	0.9	1.9	1.4	0.8	1.7	2.2	1.0	1.6	1.5	1.6	1.8	0.7	1.5	1.3	1.8	1.6	1.8	1.1	1.3	1.5	1.7	2.6	1.8	2.8	2.2	2.1	3.1	1.5	1.7	0.9	2.0	1.7	2.5	2.3	1.9
影響率	17.4	28.6	23.4	27.5	22.8	27.5	28.3	24.5	21.1	17.1	20.5	21.9	18.1	16.2	21.7	18.5	18.3	17.1	19.7	16.2	20.8	18.0	19.2	18.0	22.2	16.3	22.2	18.1	14.9	18.8	20.6	20.9	17.3	19.2	20.8	17.9	17.9	19.4	21.9	21.7	20.9	15.0	21.9	20.0	24.7	16.4	21.6	

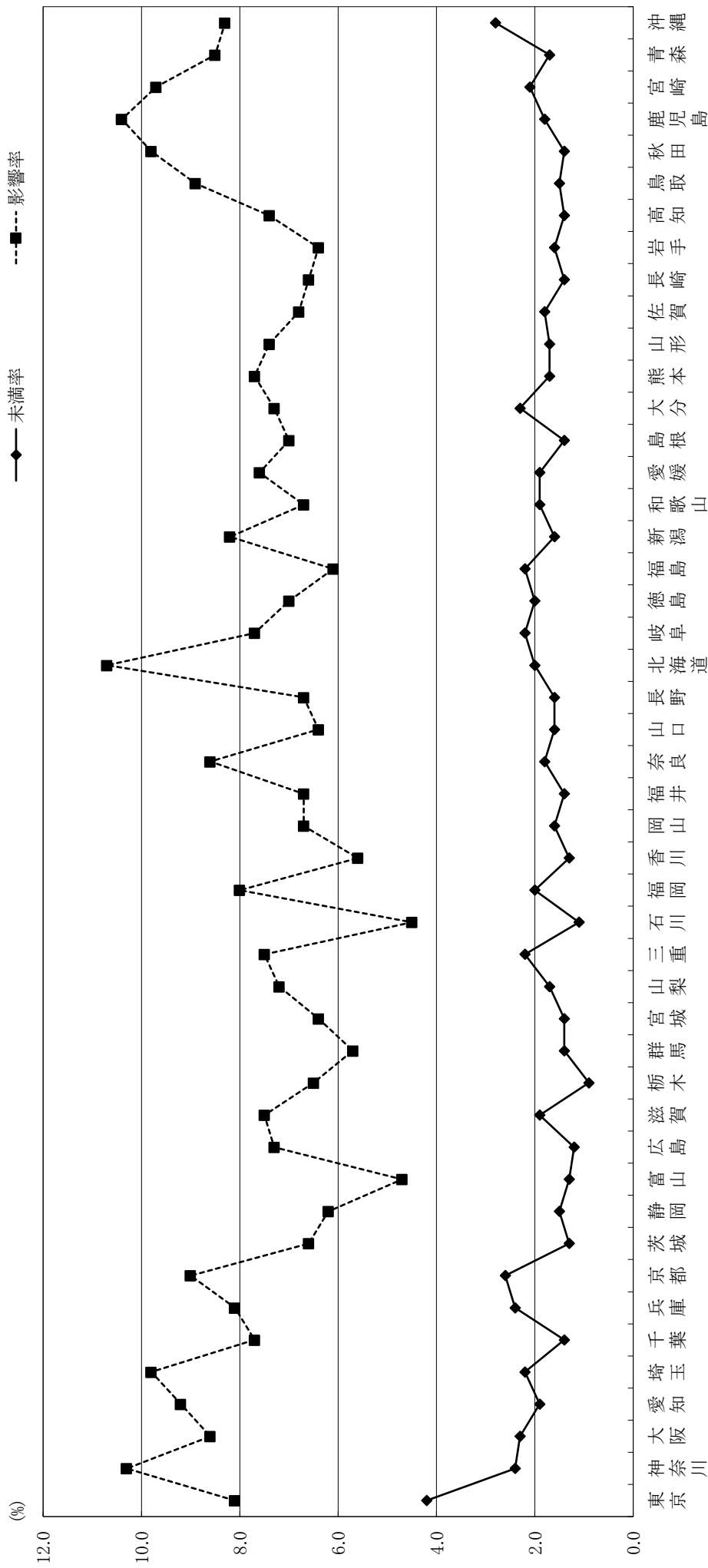
資料出所 厚生労働省「令和5年最低賃金に関する基礎調査」

(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

(注2) 上記の影響率、未満率は、令和5年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。
 表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したものの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和5年)

未満率(全国加重平均) 2.4%
 影響率(全国加重平均) 8.1%



都道府県	未満率 (%)	影響率 (%)
東京都	2.4	10.3
神奈川県	2.3	8.6
大阪府	2.3	9.2
愛知県	1.9	9.2
埼玉県	2.2	9.8
千葉県	1.4	7.7
兵庫県	2.4	8.1
京都府	2.6	9.0
茨城県	1.3	6.6
静岡県	1.5	6.2
富山県	1.3	4.7
岐阜県	2.2	7.0
徳島県	2.0	7.0
福島県	2.2	6.1
新潟県	1.6	8.2
和歌山県	1.9	6.7
愛媛県	1.9	7.6
島根県	1.4	7.0
大分県	2.3	7.3
熊本県	1.7	7.7
山形県	1.7	7.4
佐賀県	1.8	6.8
長崎県	1.4	6.6
岩手県	1.6	6.4
高知県	1.4	7.4
鳥取県	1.5	8.9
秋田県	1.4	9.8
鹿儿岛県	1.8	10.4
宮崎県	2.1	9.7
青森県	1.7	8.5
沖縄県	2.8	8.3
全国平均	2.4	8.1

資料出所 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。
 2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものの。

賃金分布に関する資料

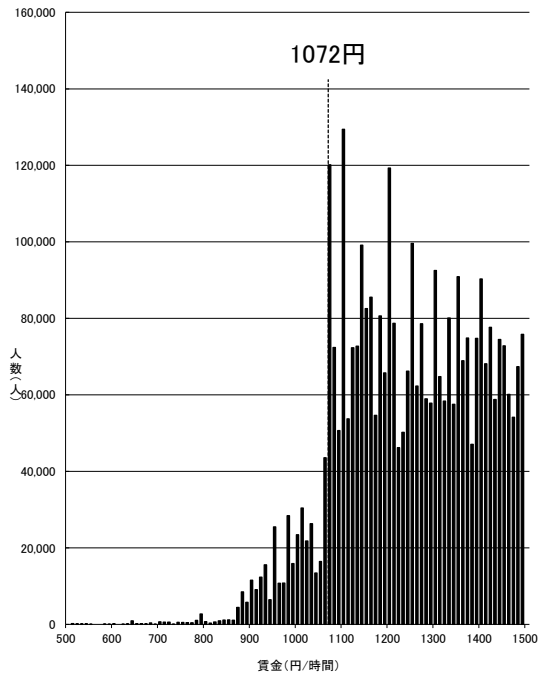
(都道府県別、ランク・総合指数順)

資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・ 1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	・・・・・・・・・・ 14
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	・・・・・・・・・・ 27

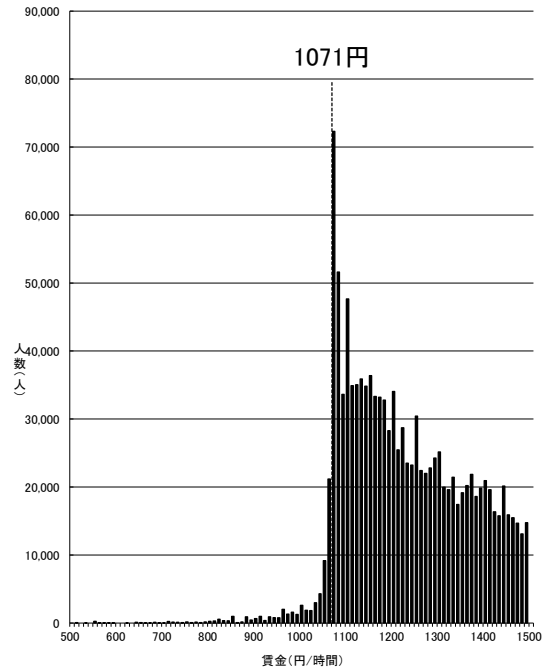
時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

資料No. 4-1

東京(A)



神奈川(A)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

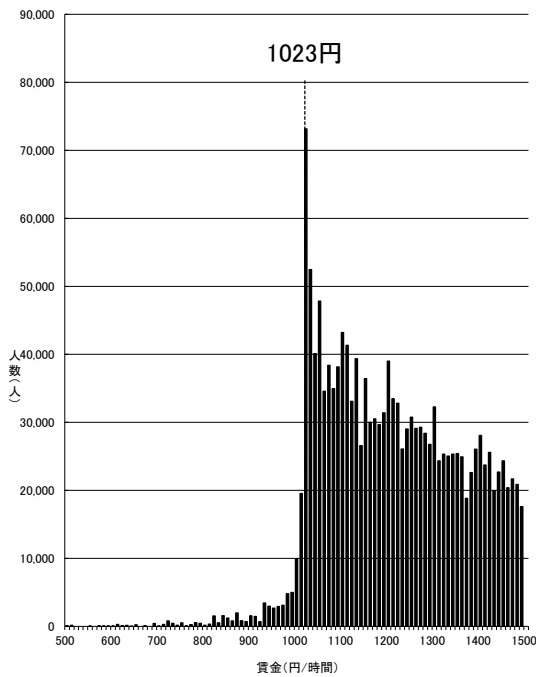
一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

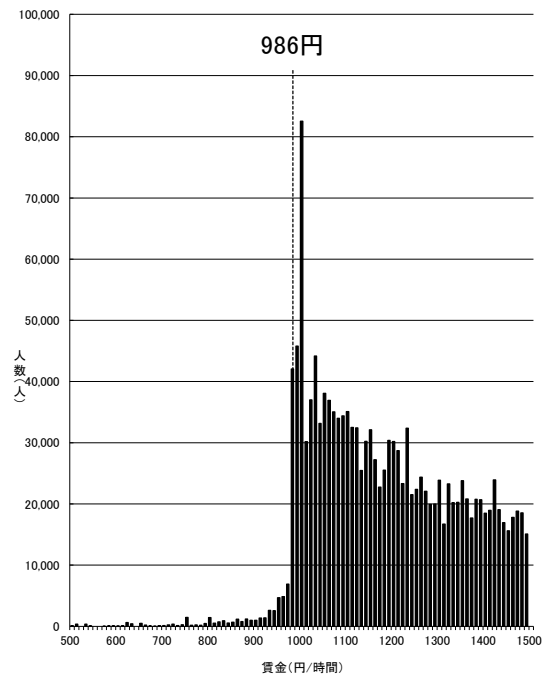
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)



愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

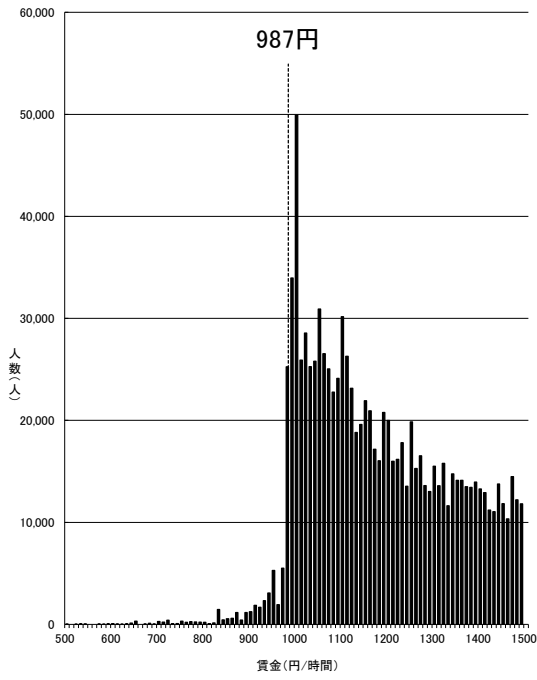
一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)

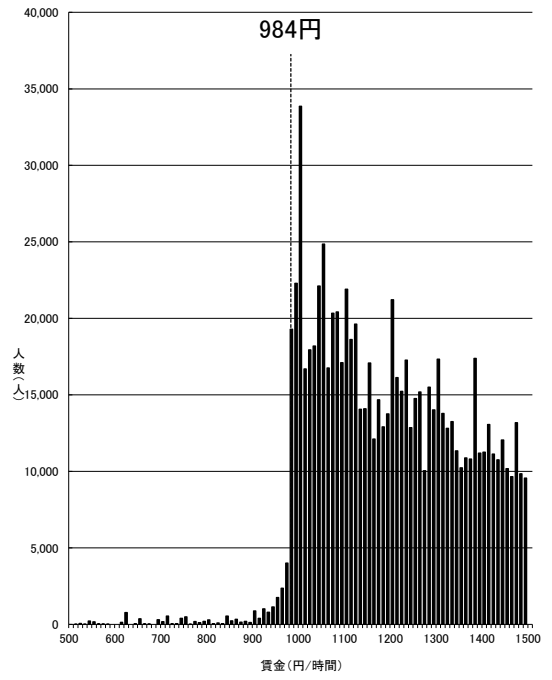


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)

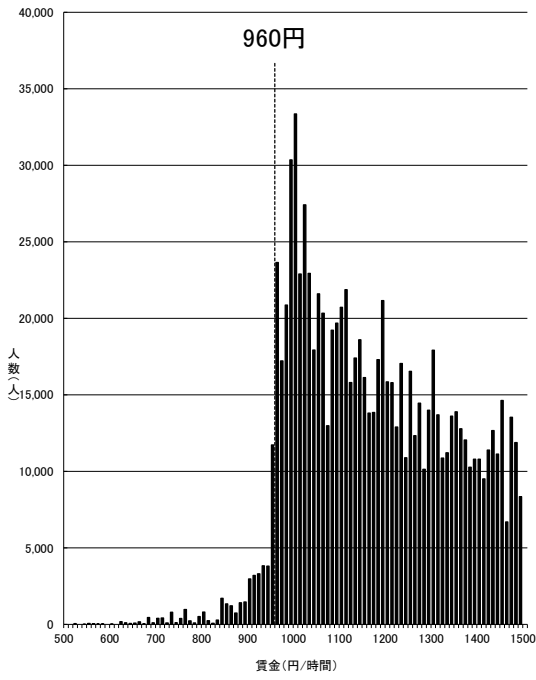


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

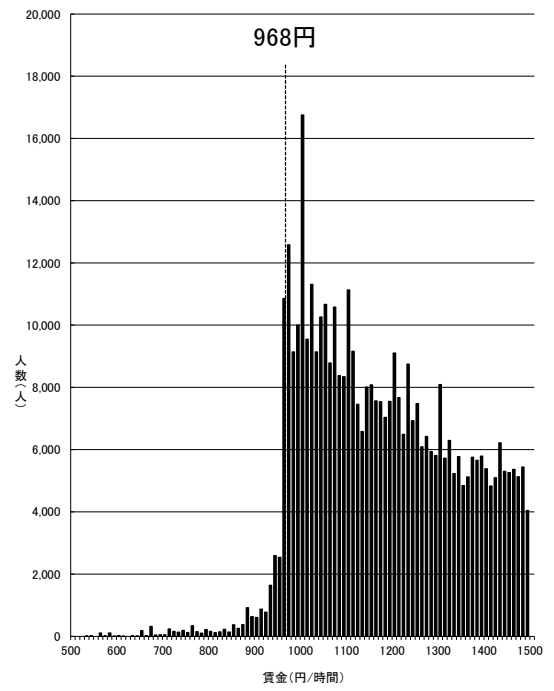


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

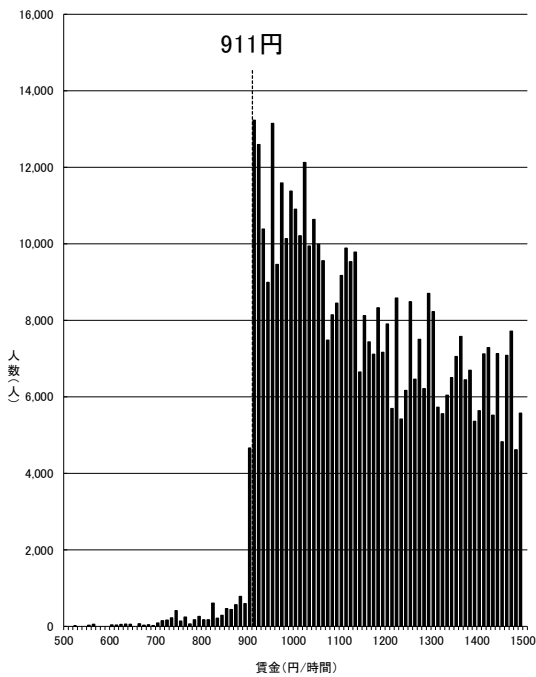


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

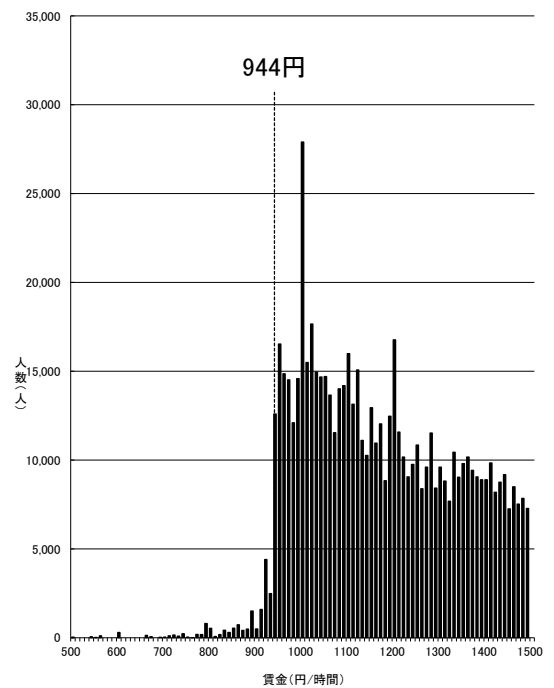


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

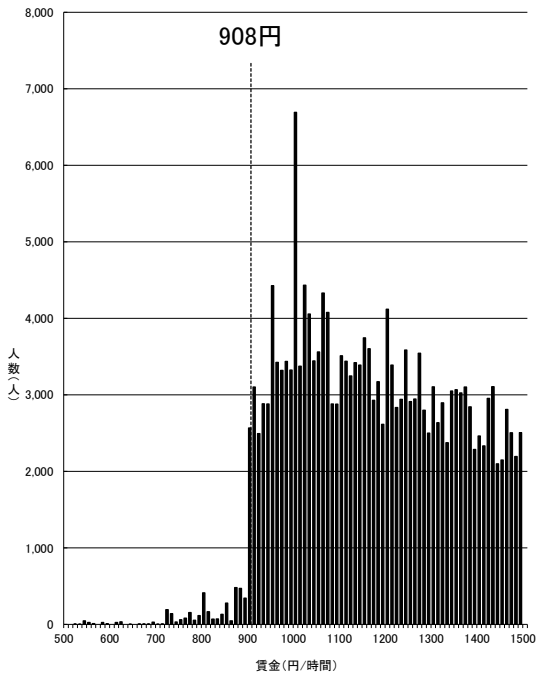


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

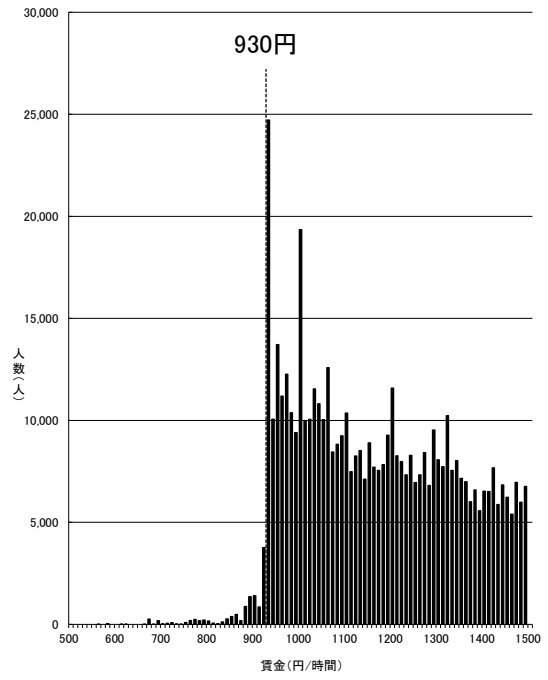


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

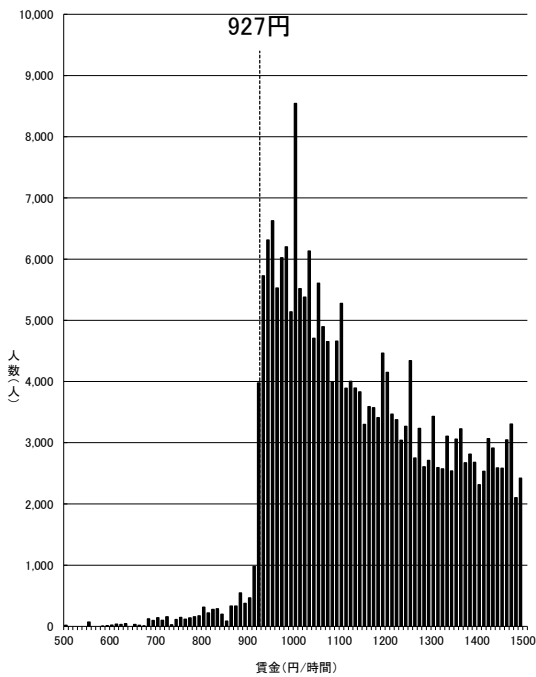


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

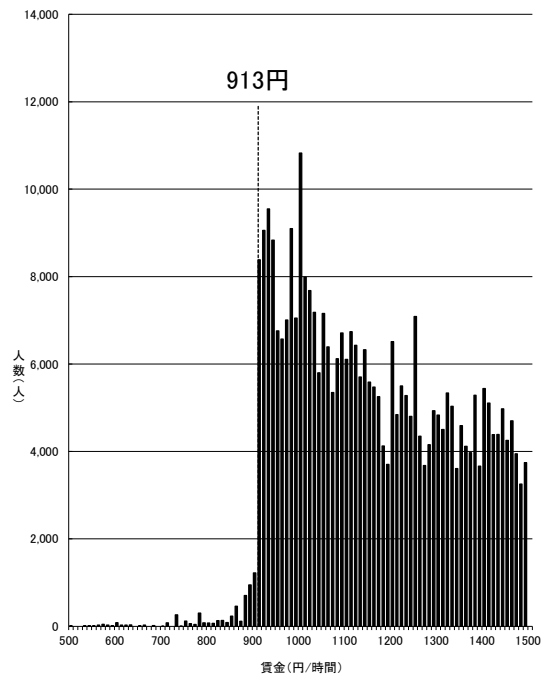


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

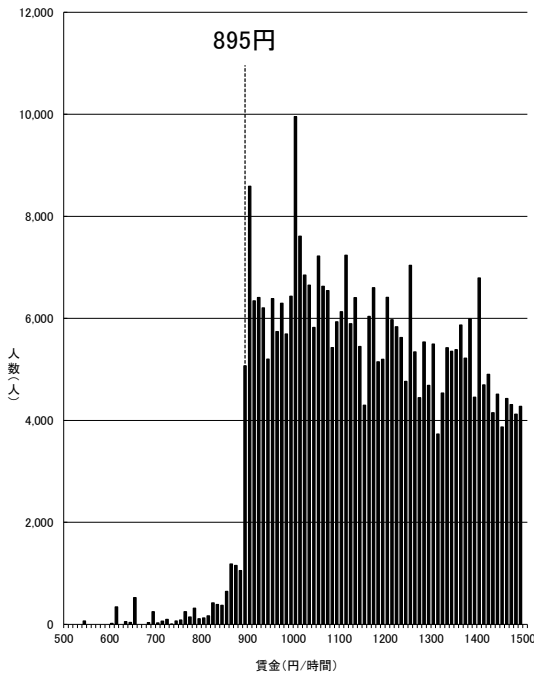


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(B)

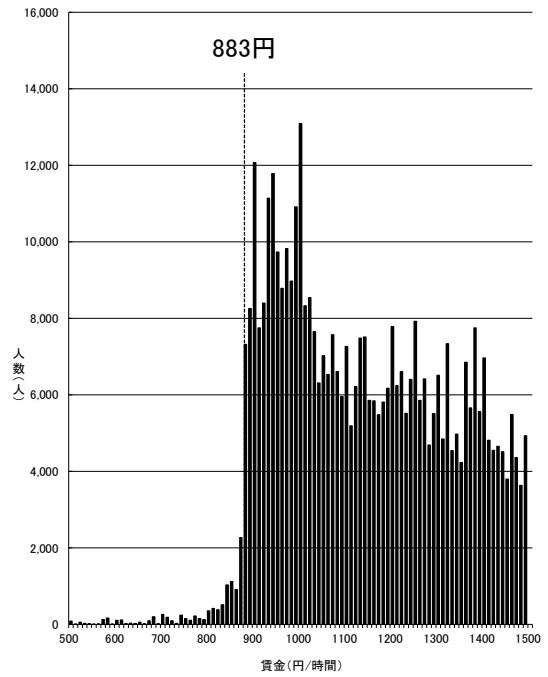


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(B)

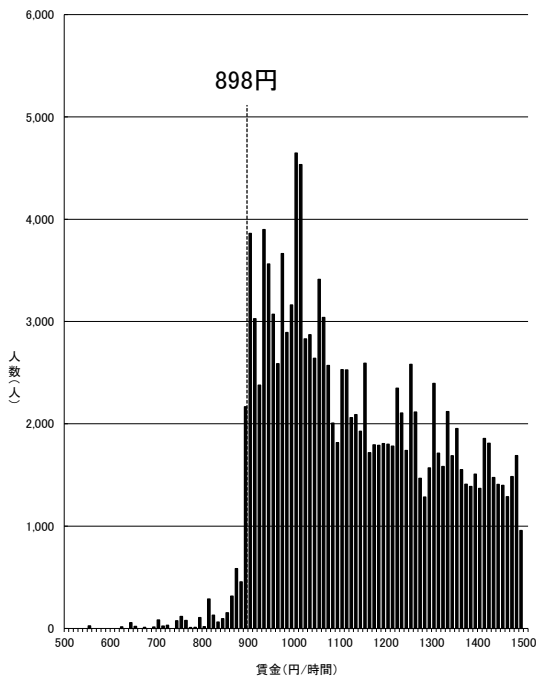


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

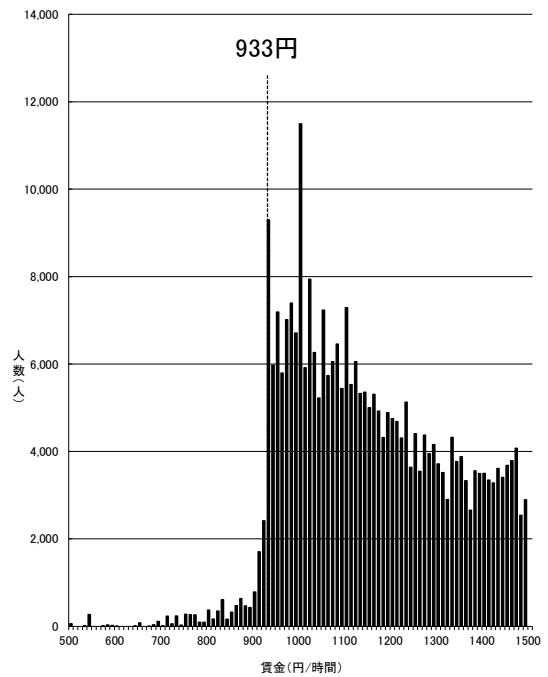


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

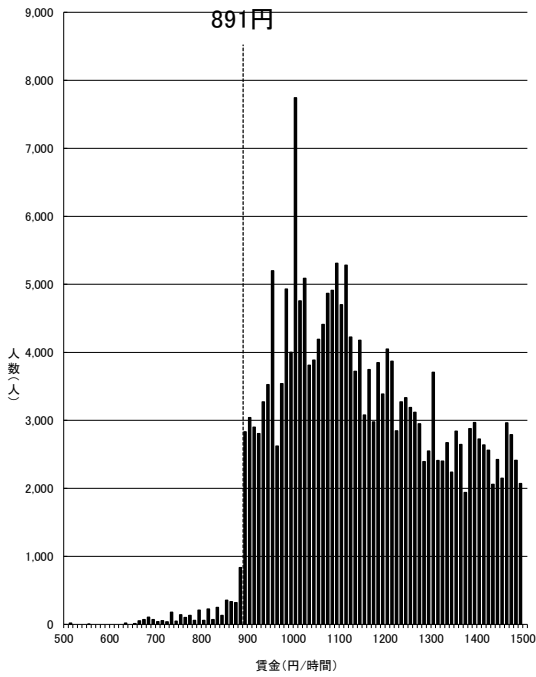


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(B)

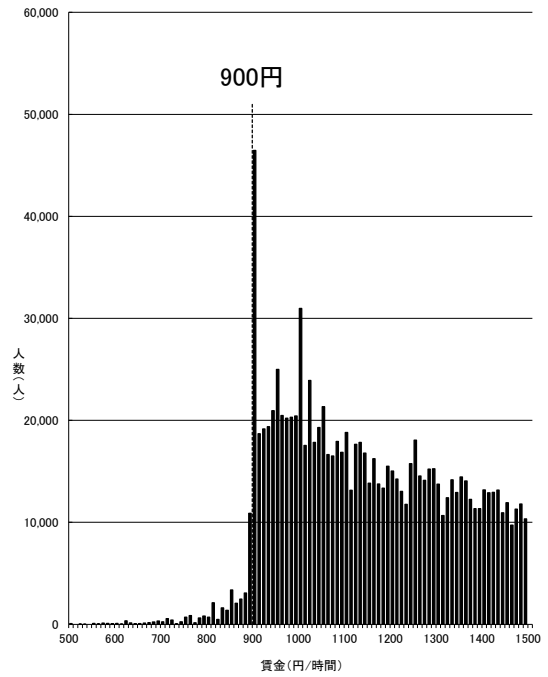


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(B)

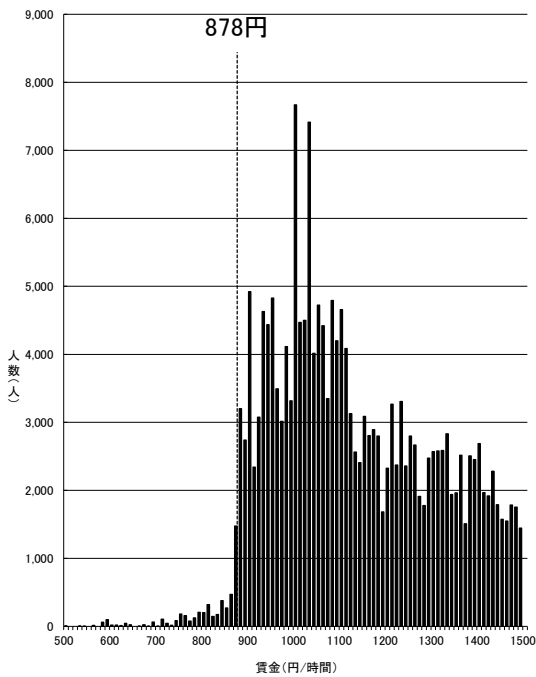


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(B)

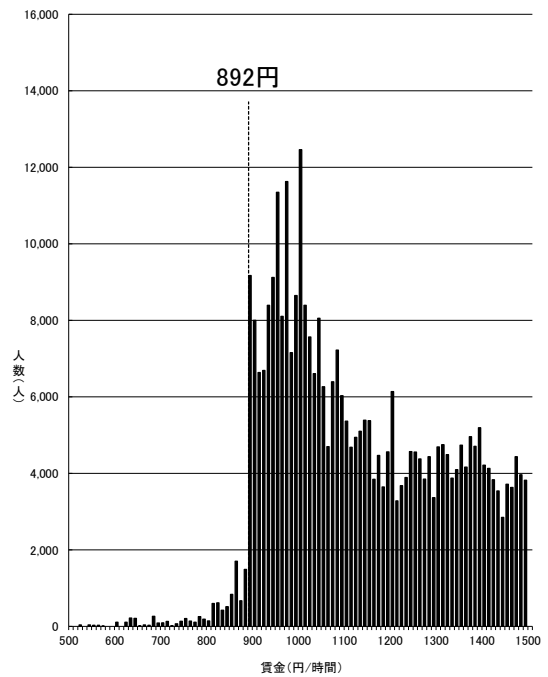


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(B)

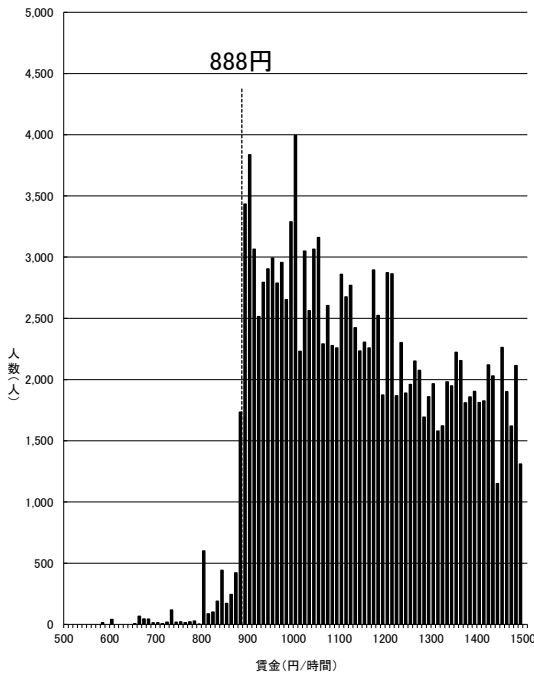


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(B)

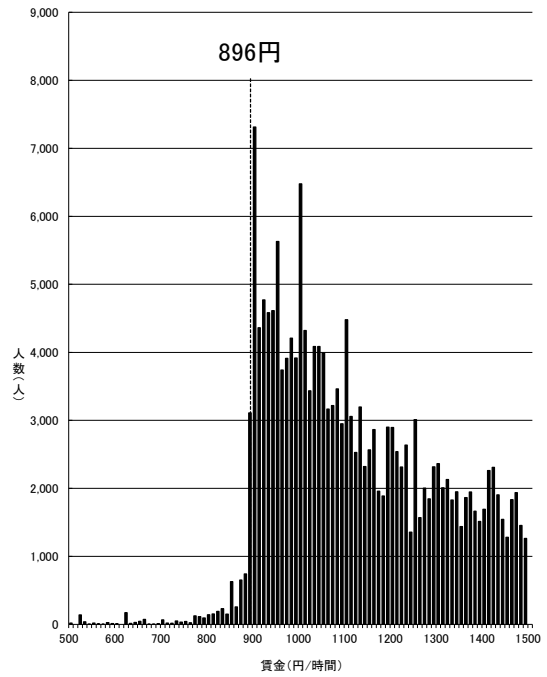


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(B)

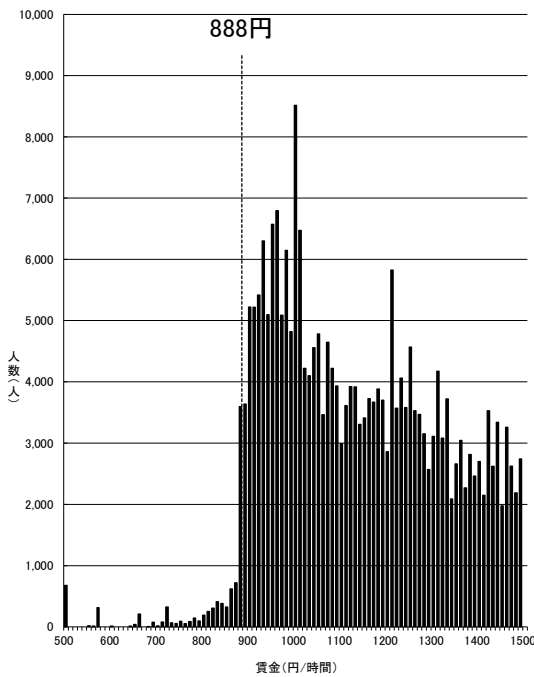


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(B)

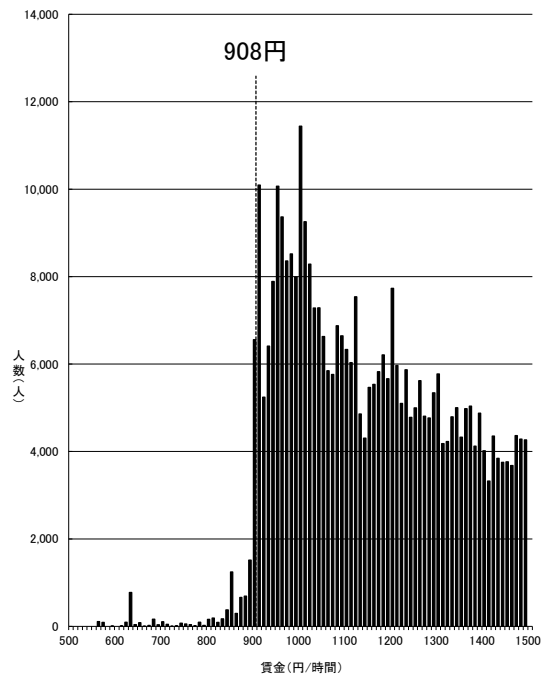


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

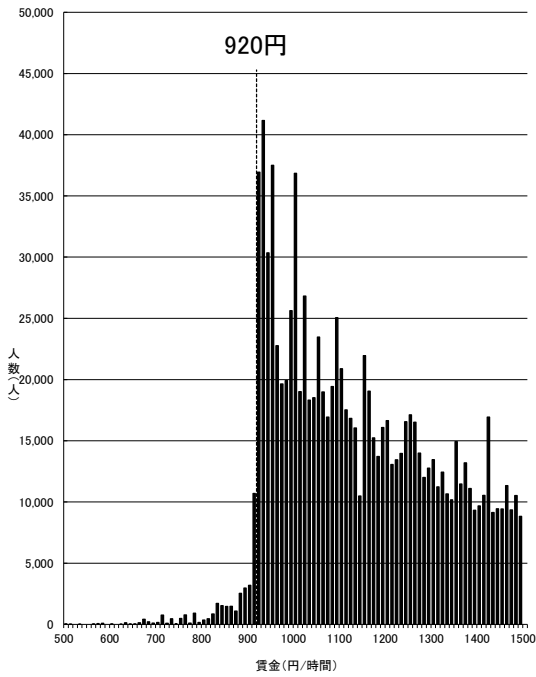


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(B)

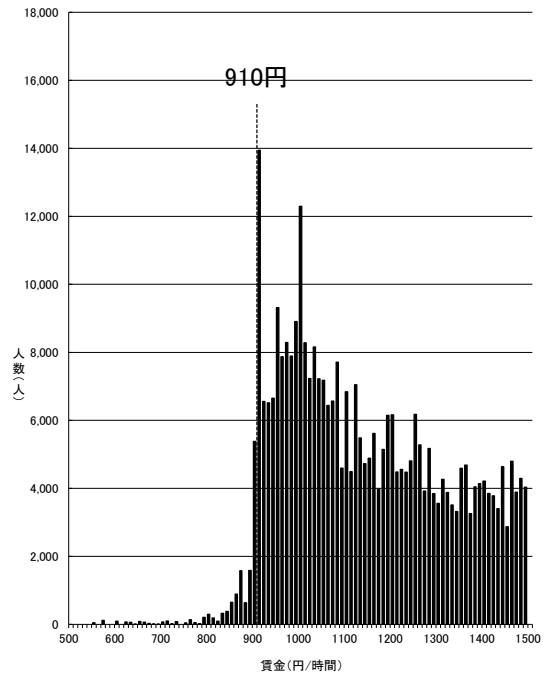


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(B)

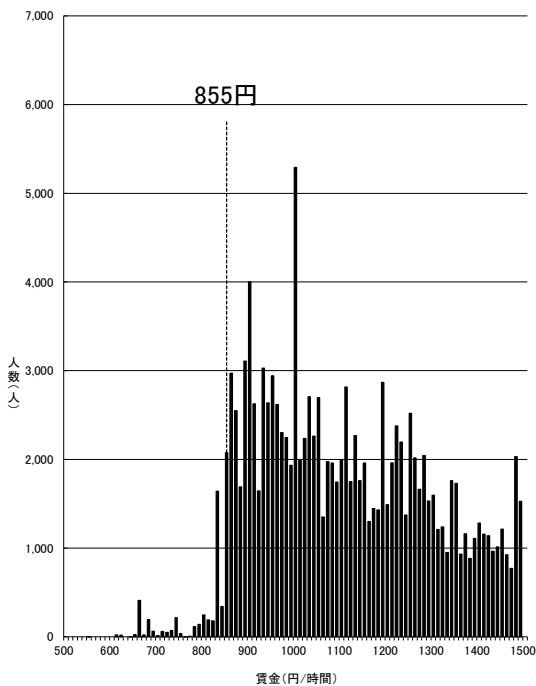


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(B)

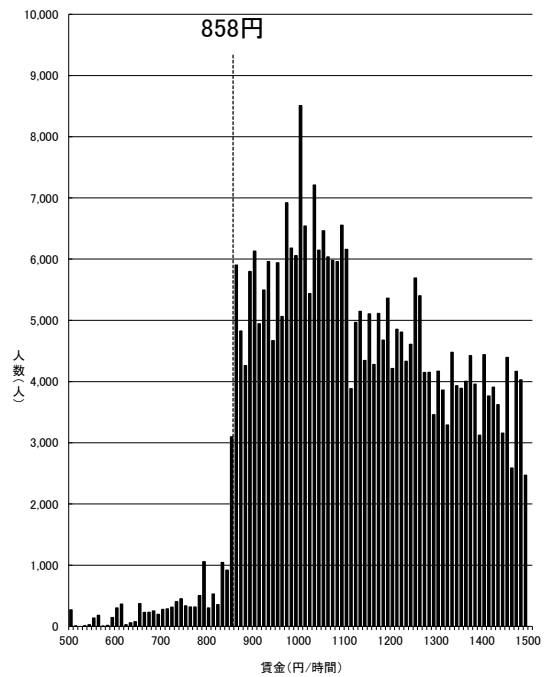


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(B)

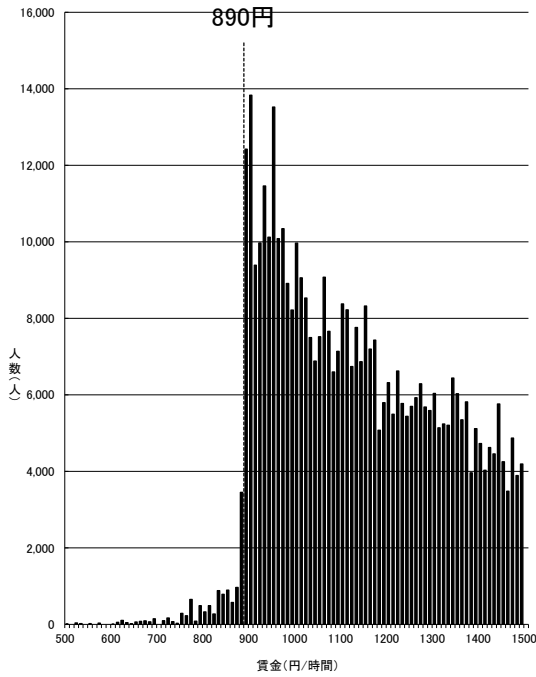


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(B)

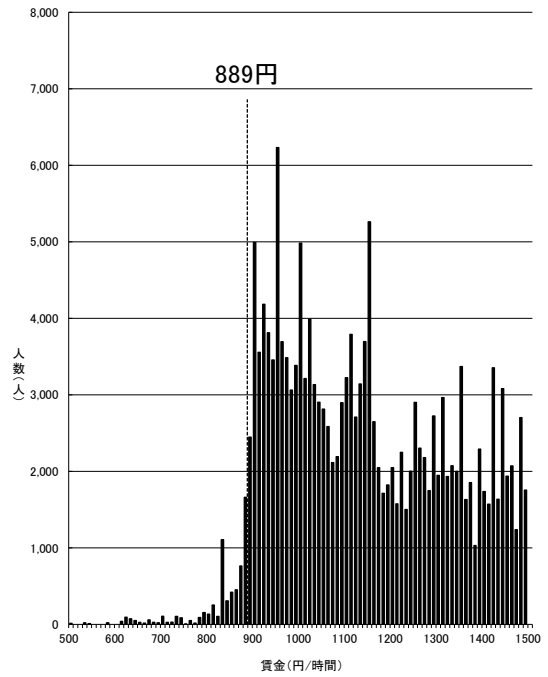


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(B)

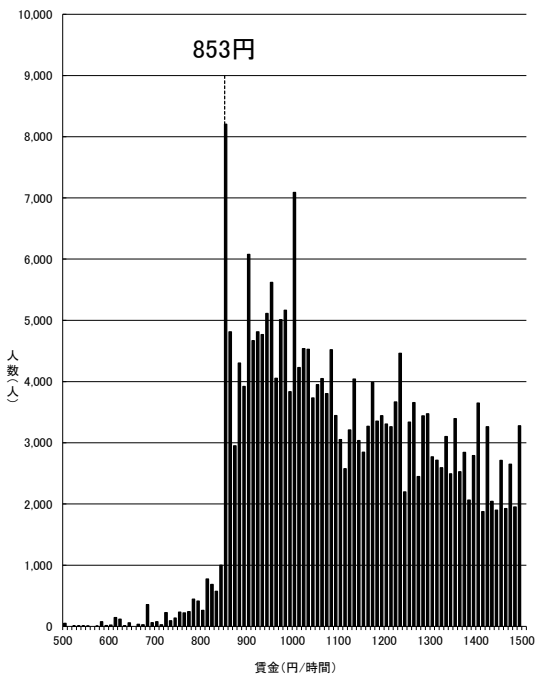


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(B)

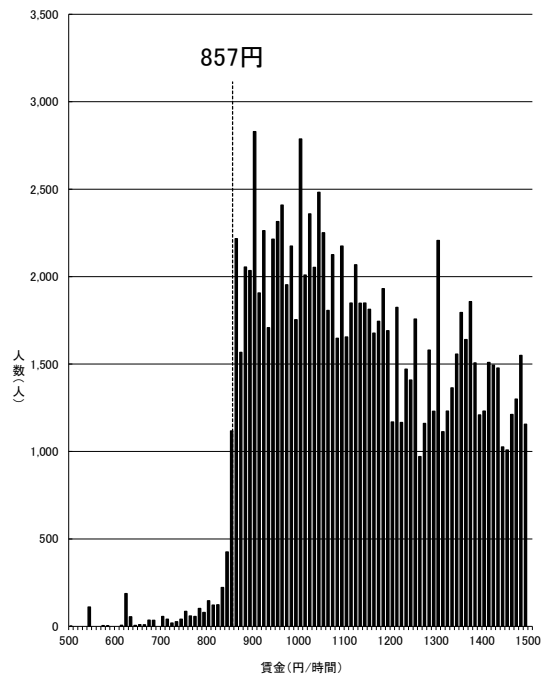


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(B)

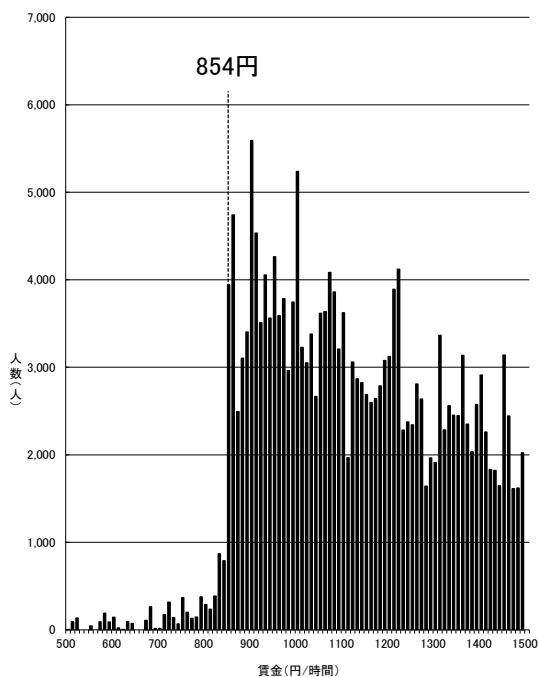


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(C)

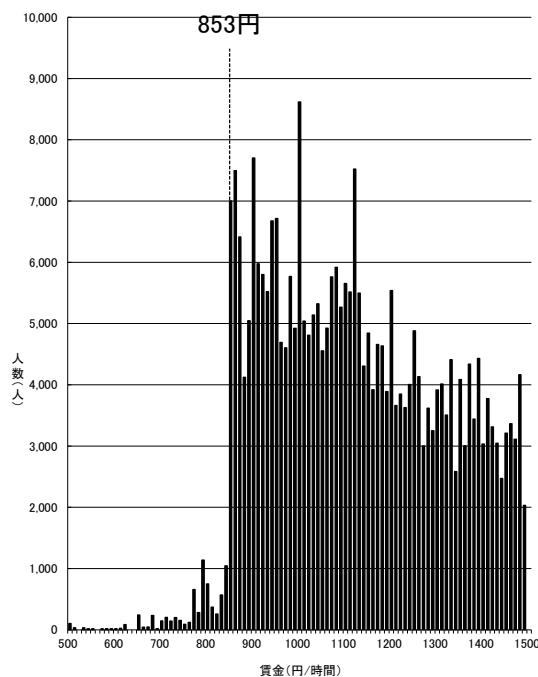


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

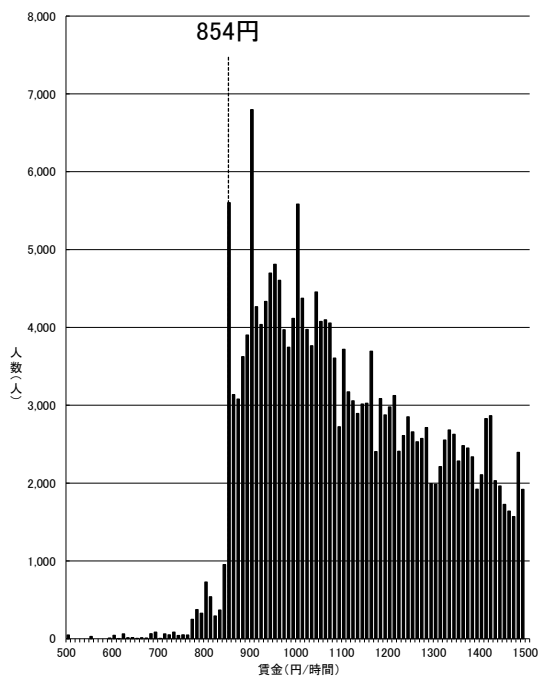


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

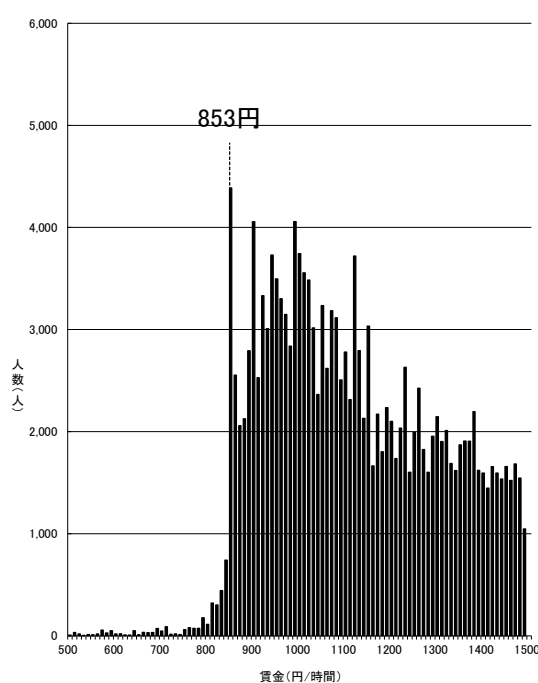


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

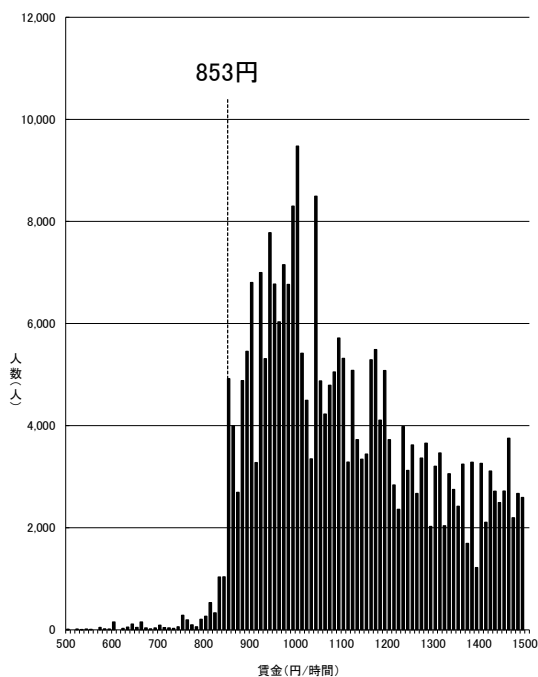


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

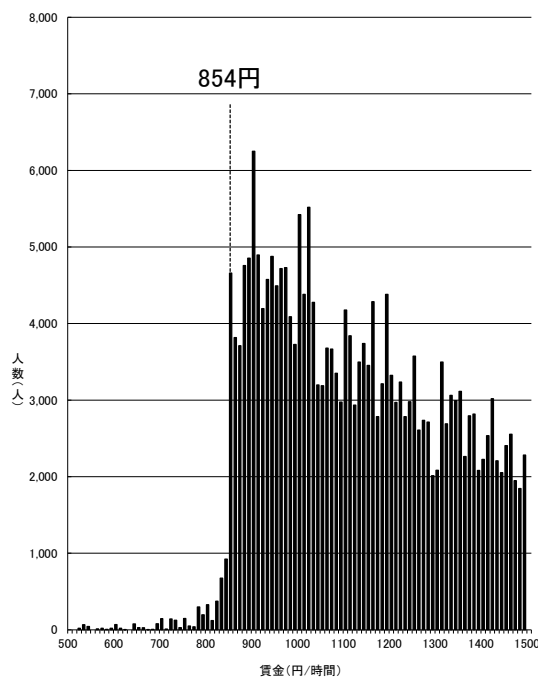


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

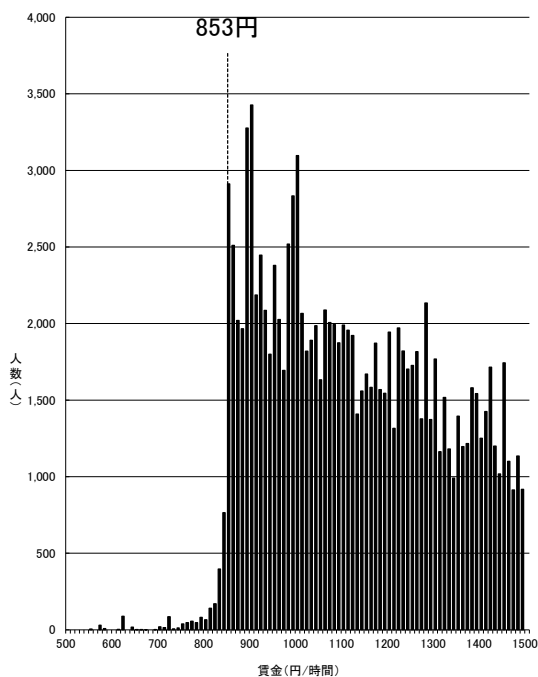


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

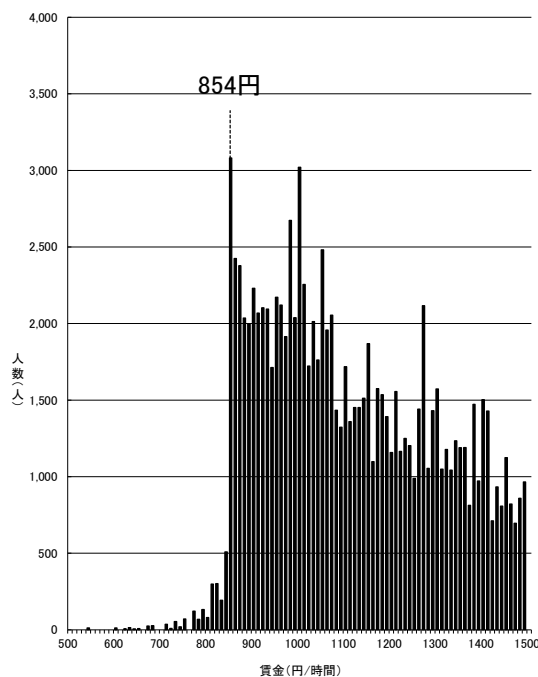


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

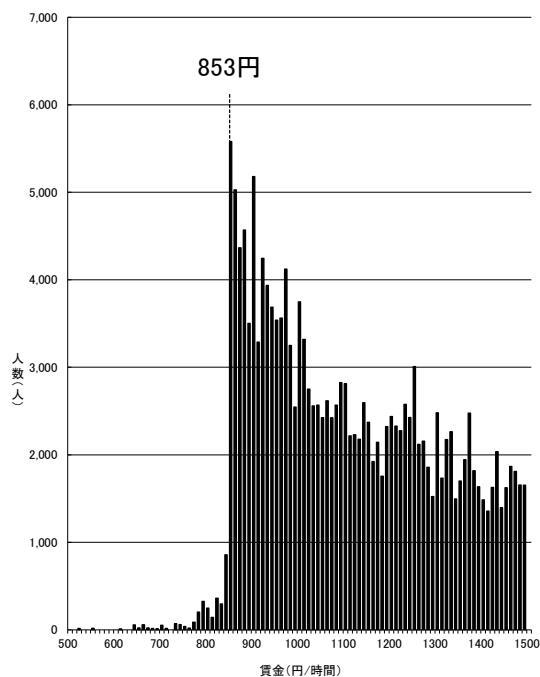


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

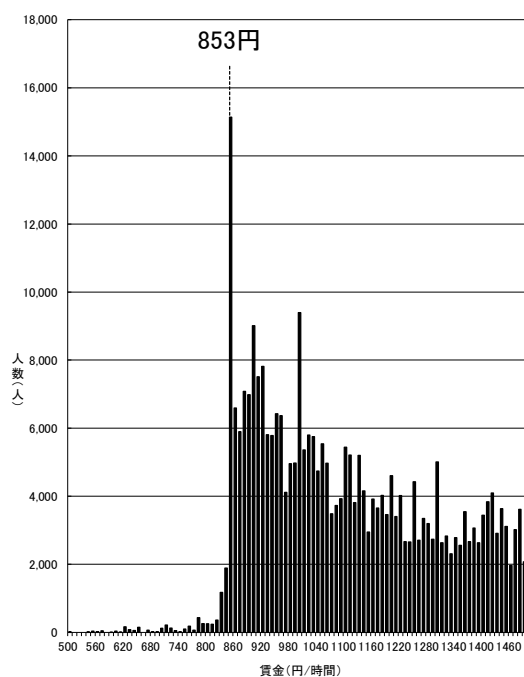


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

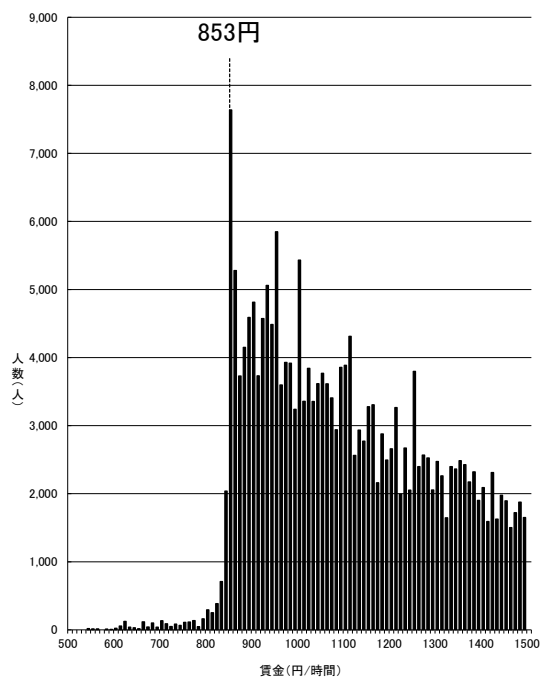


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

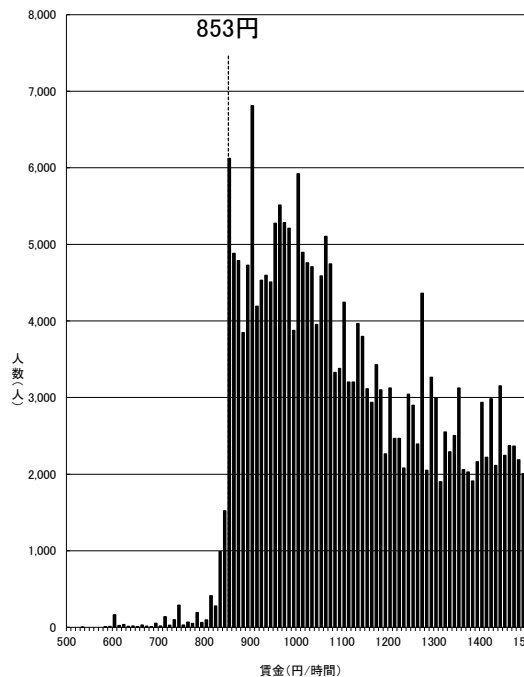


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

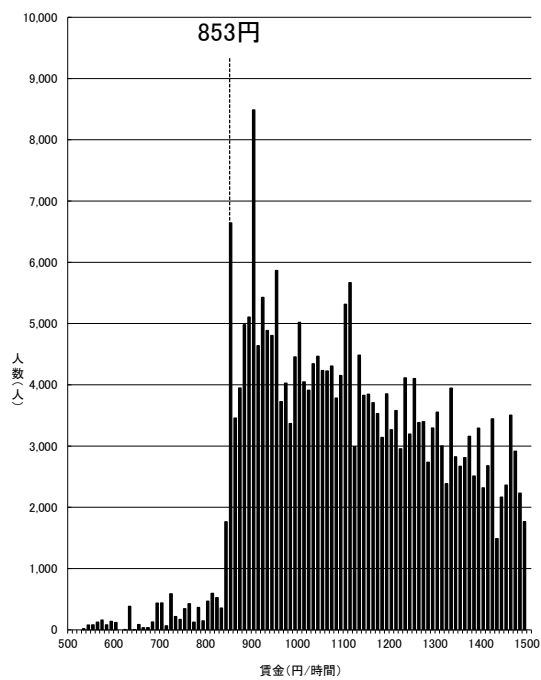


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)

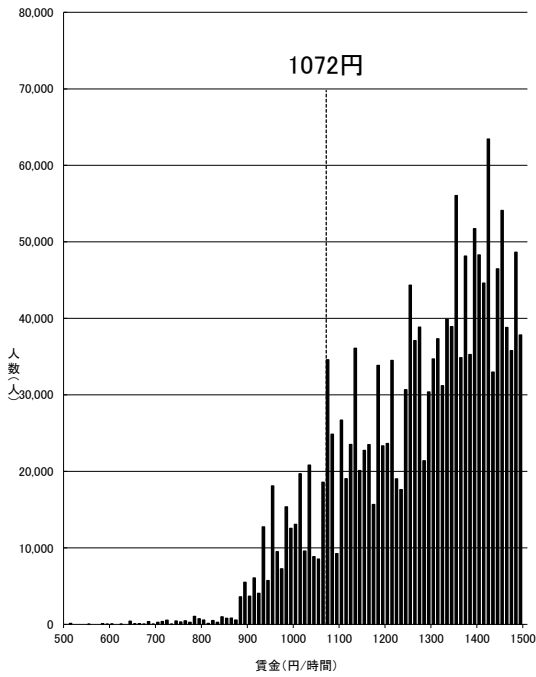


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

東京(A)

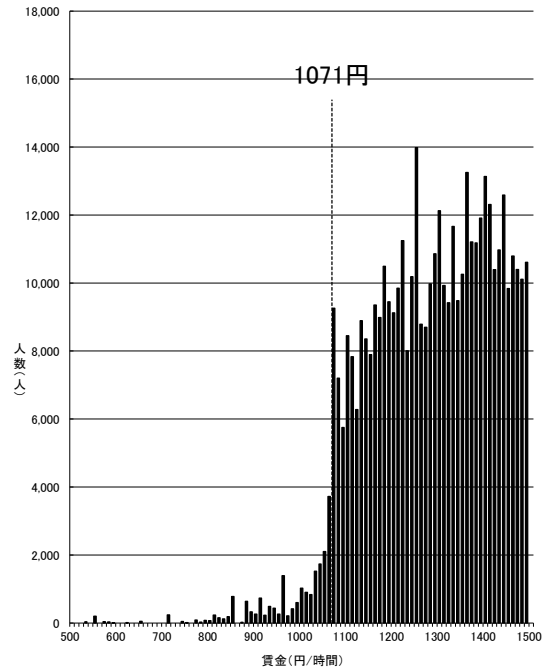


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川(A)

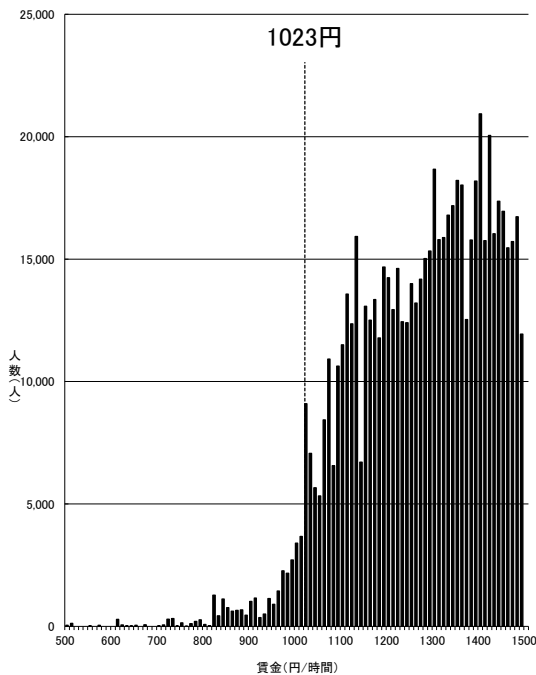


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)

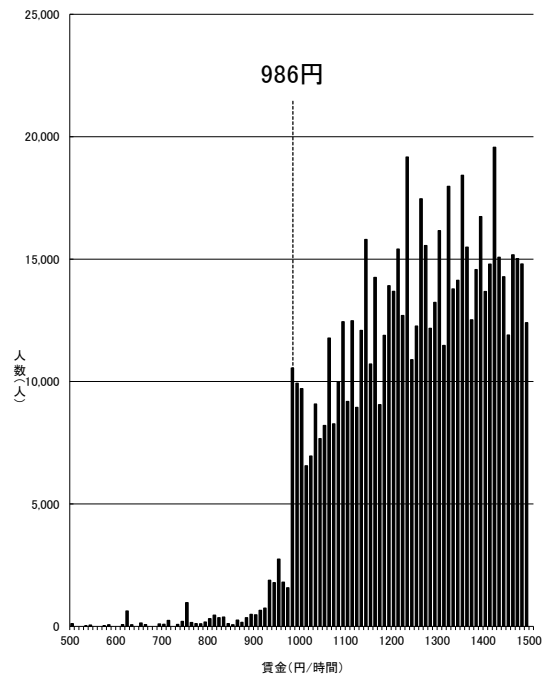


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知(A)

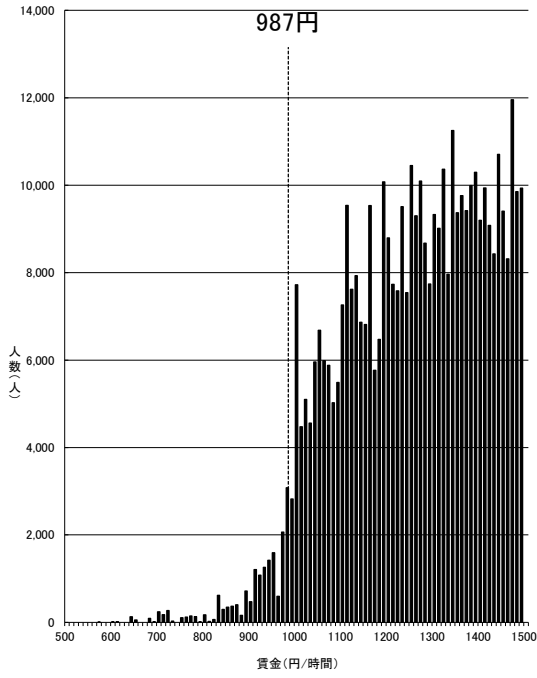


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)

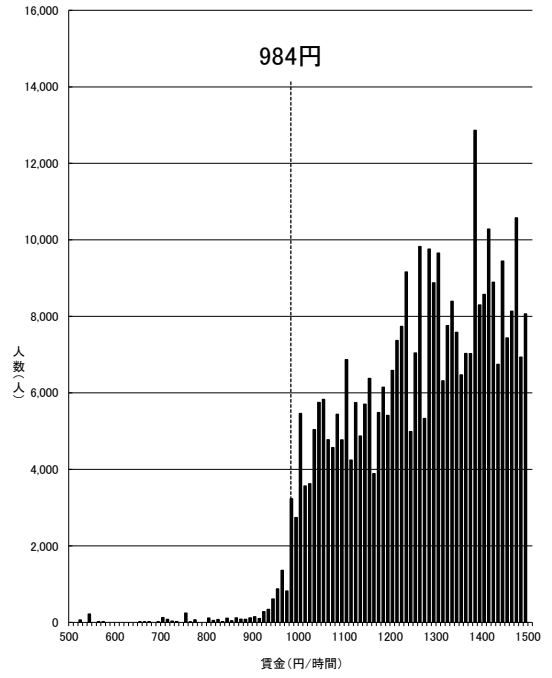


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)

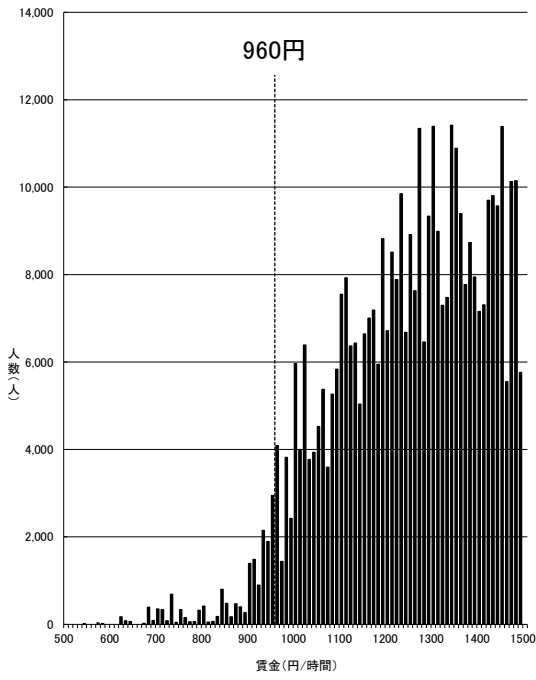


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)

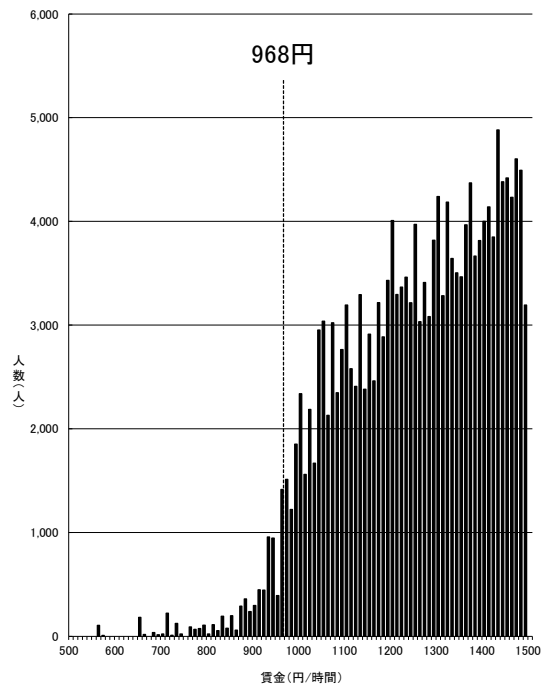


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)

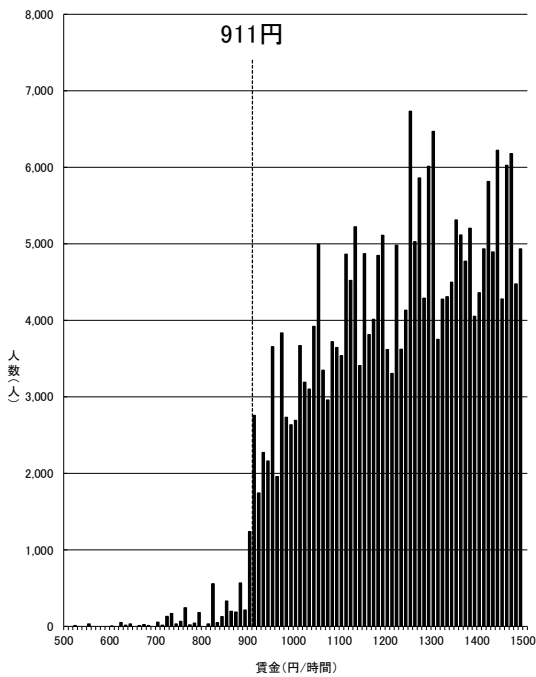


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

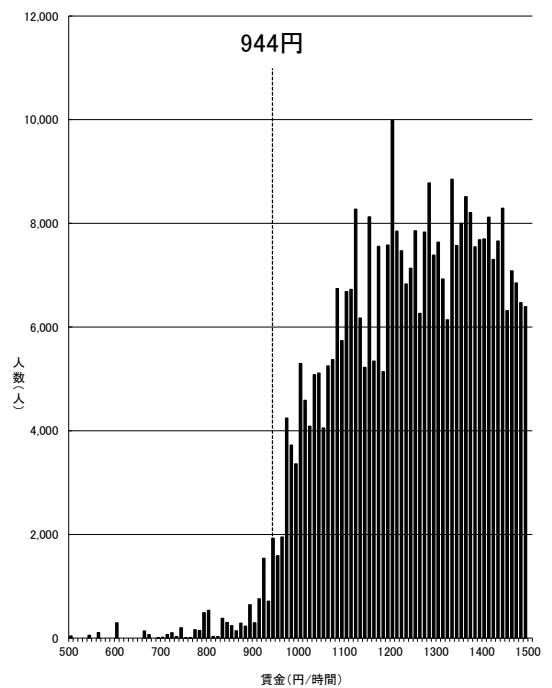


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)

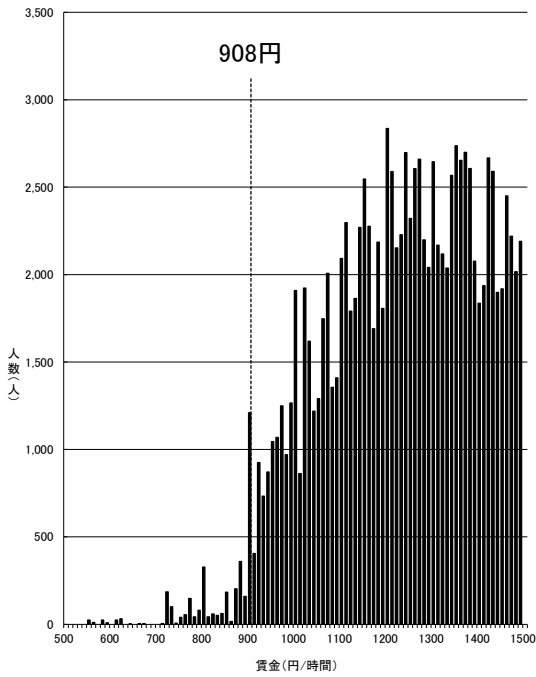


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

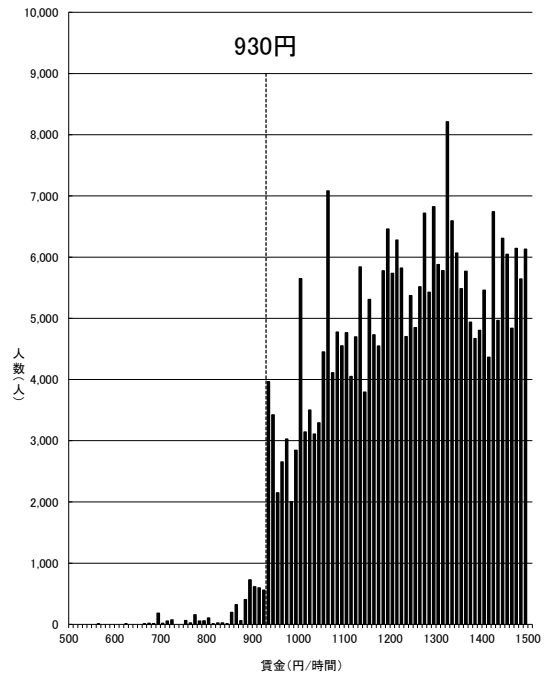


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

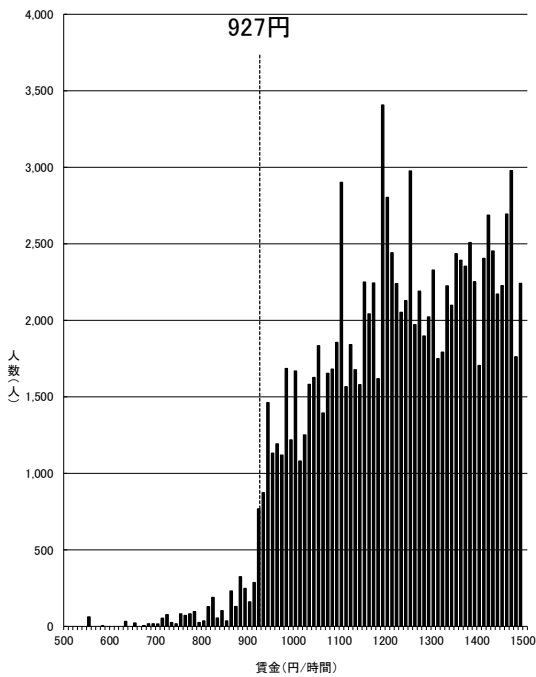


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)

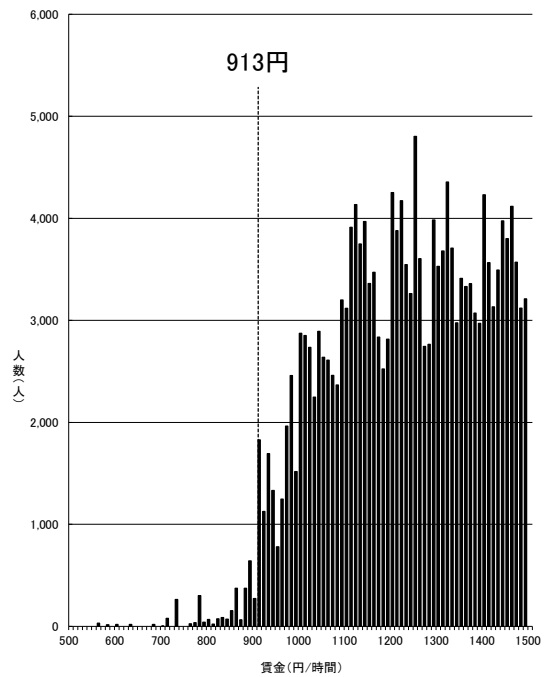


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

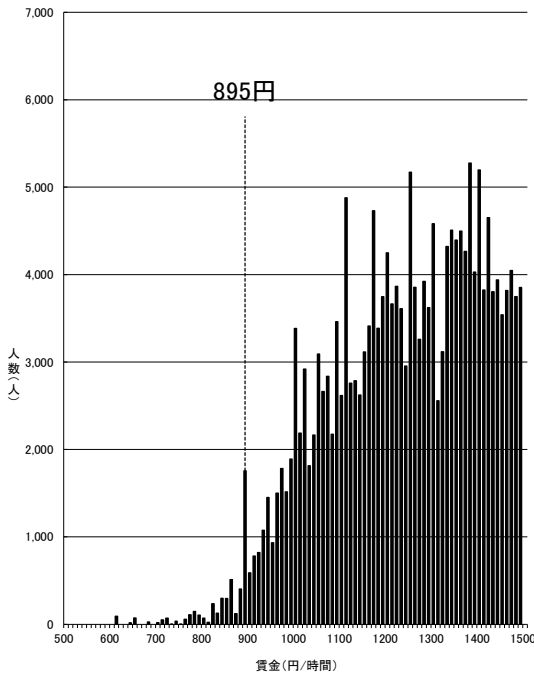


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(B)

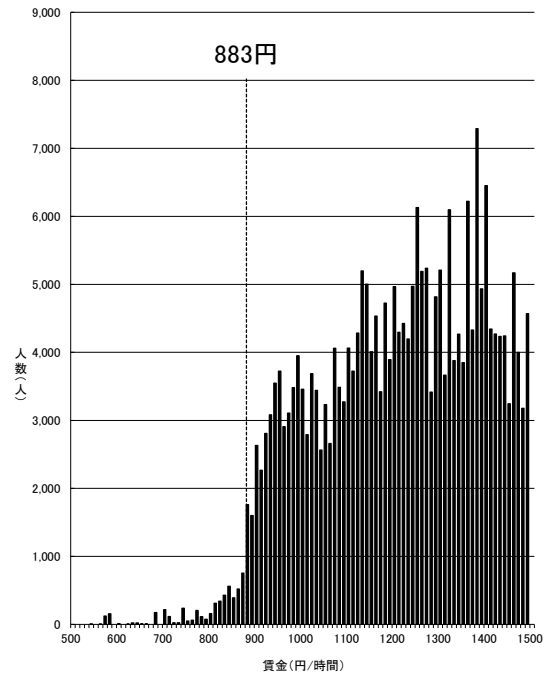


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(B)

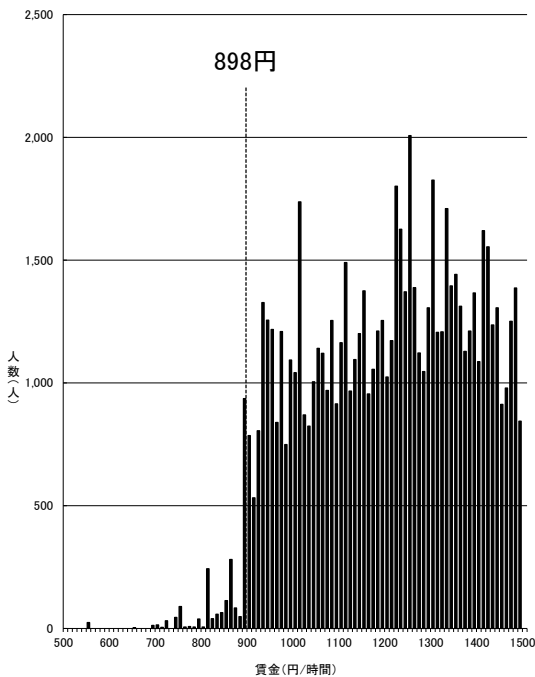


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

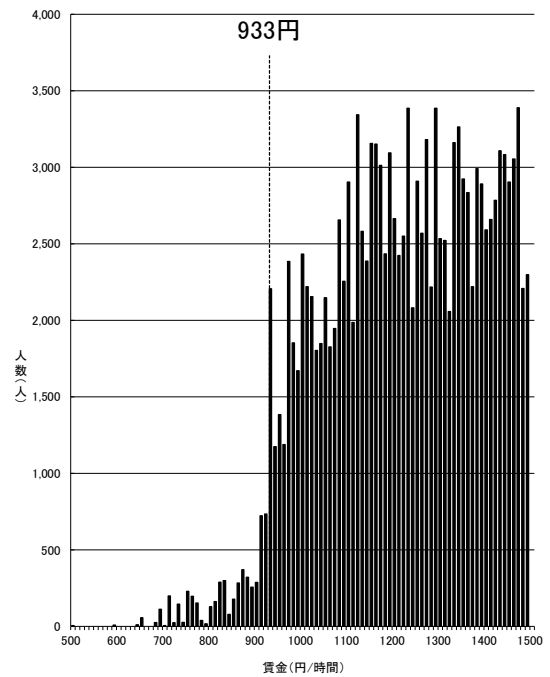


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

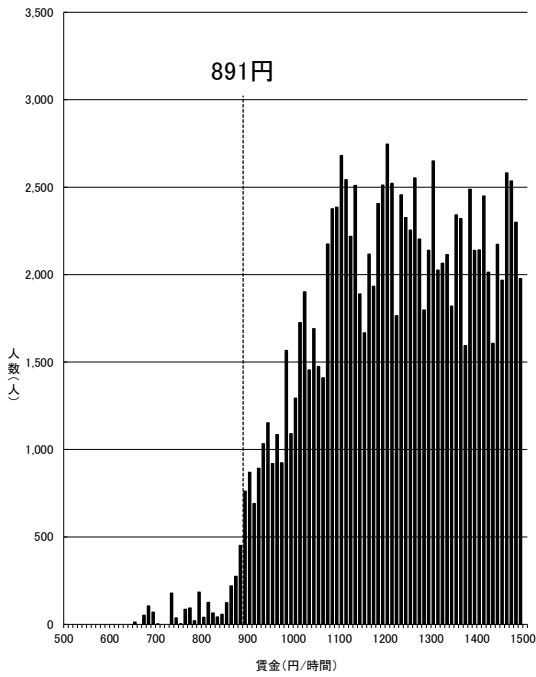


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(B)

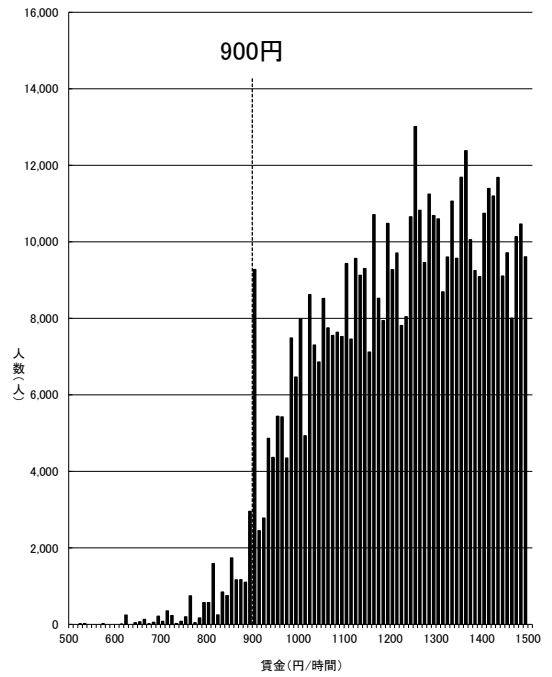


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(B)

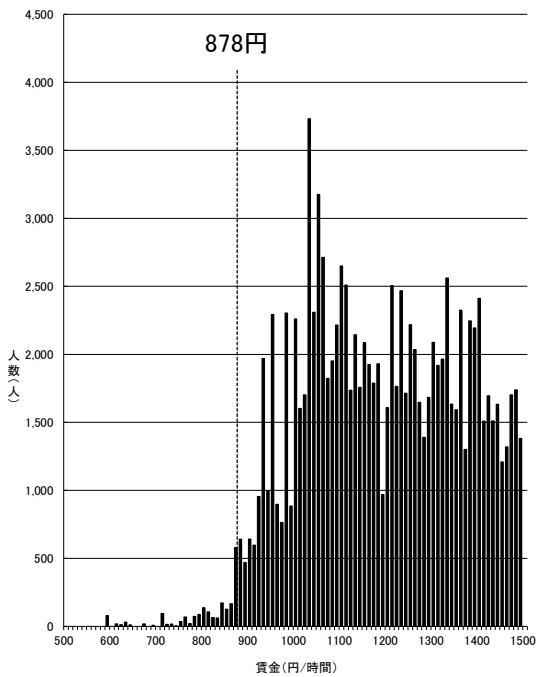


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川(B)

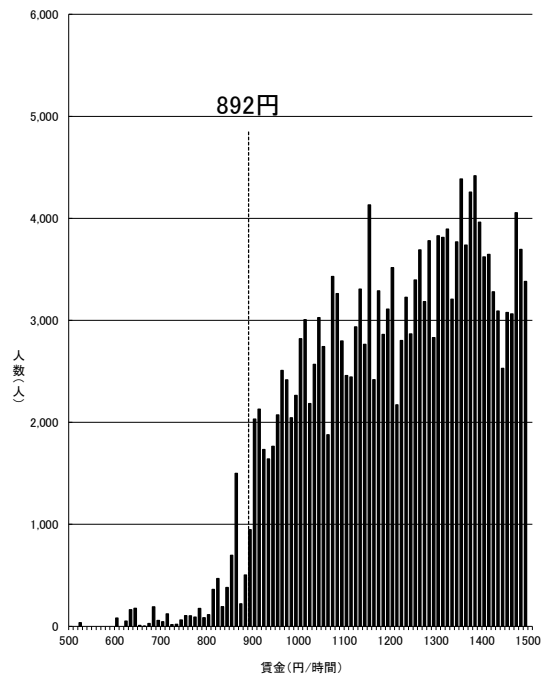


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(B)

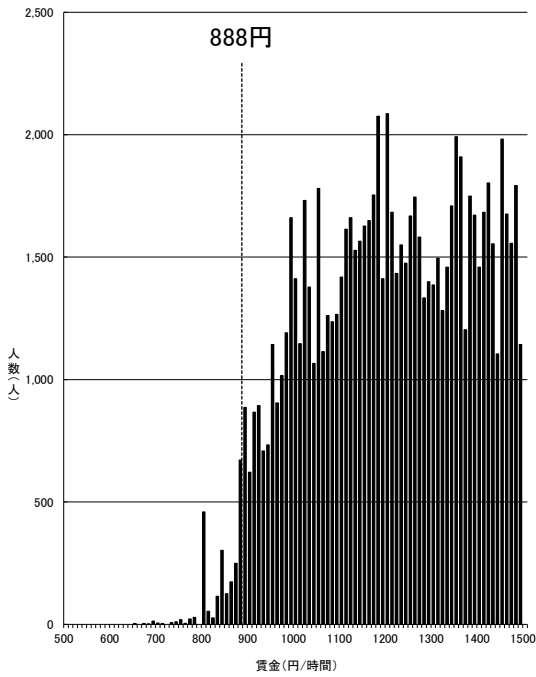


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(B)

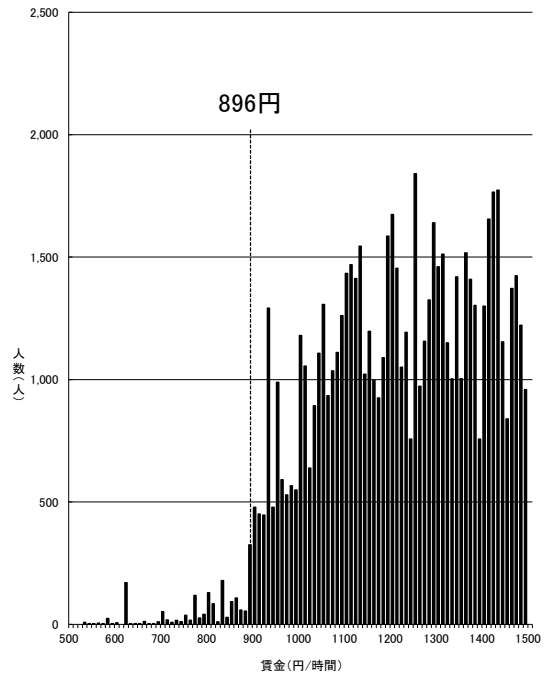


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(B)

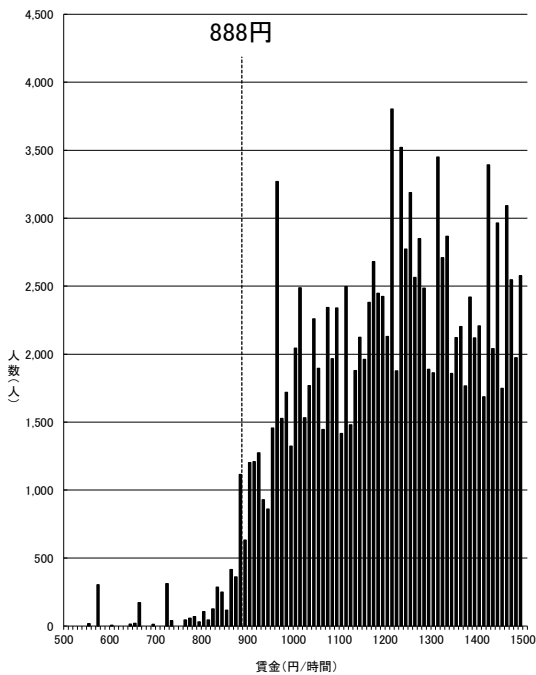


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(B)

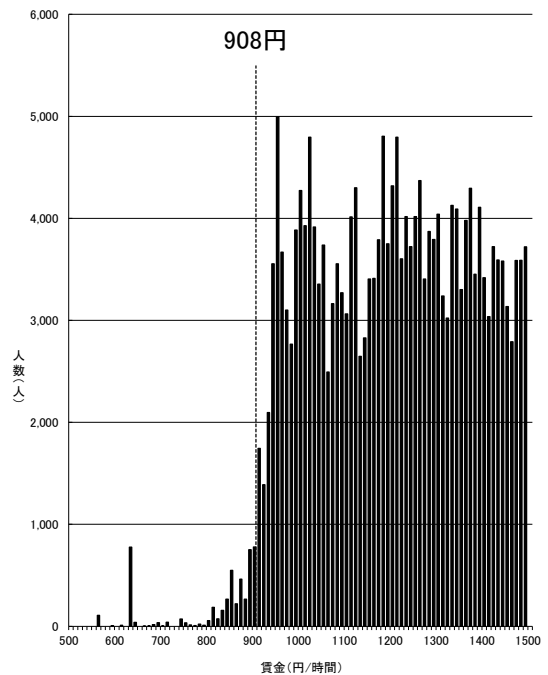


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

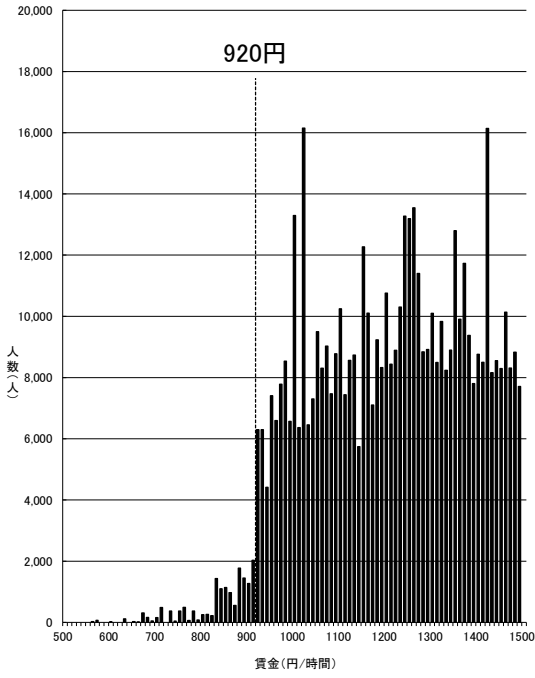


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道(B)

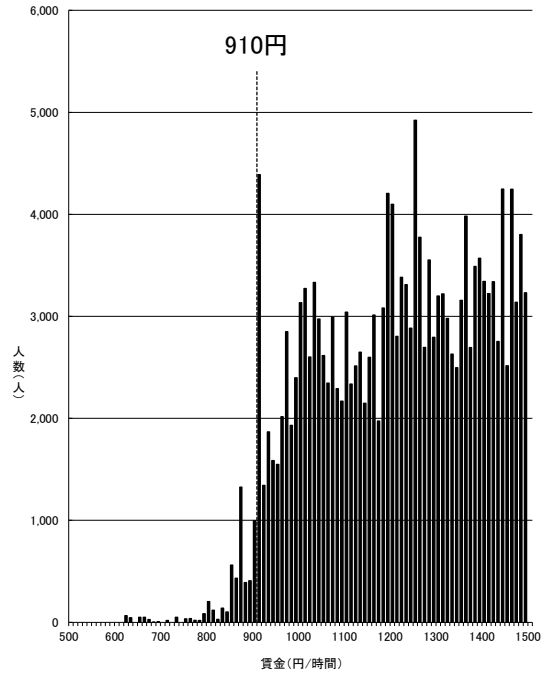


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(B)

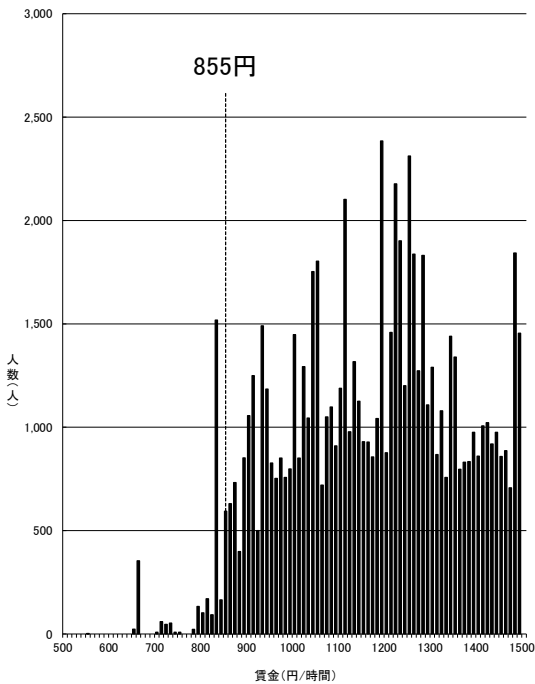


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(B)

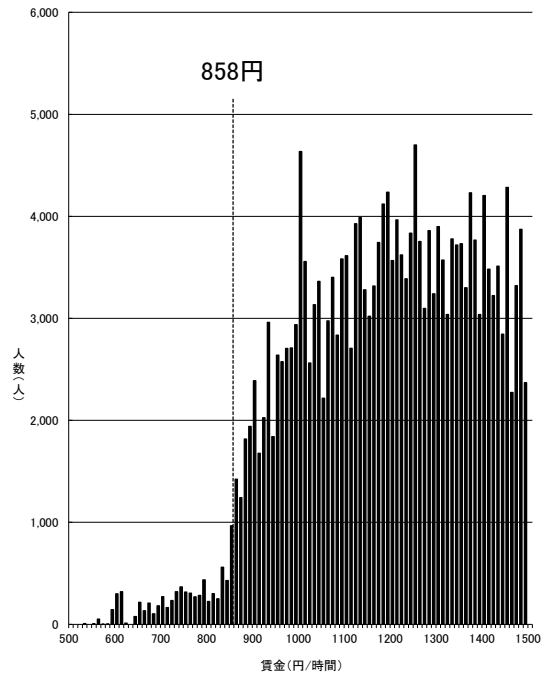


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(B)

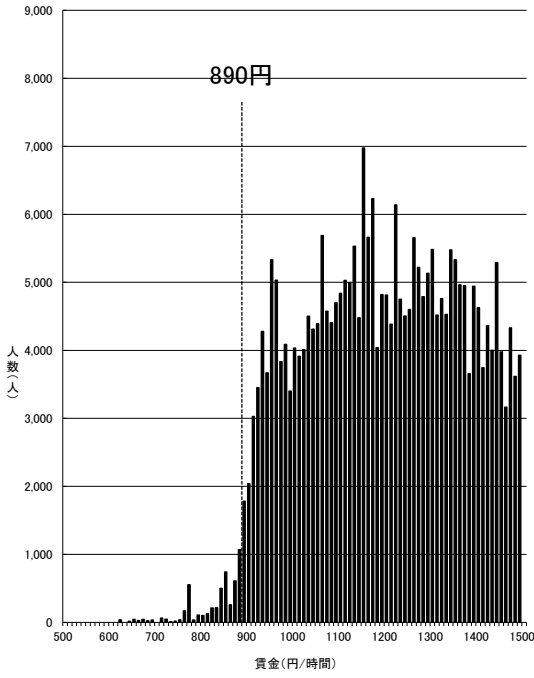


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(B)

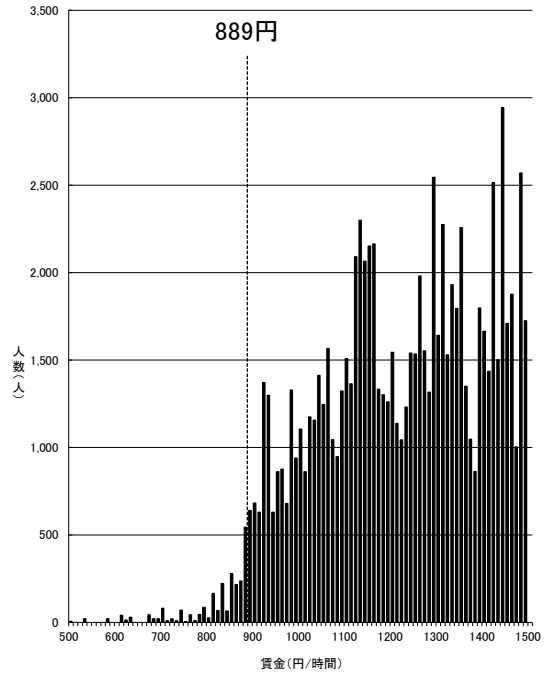


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(B)

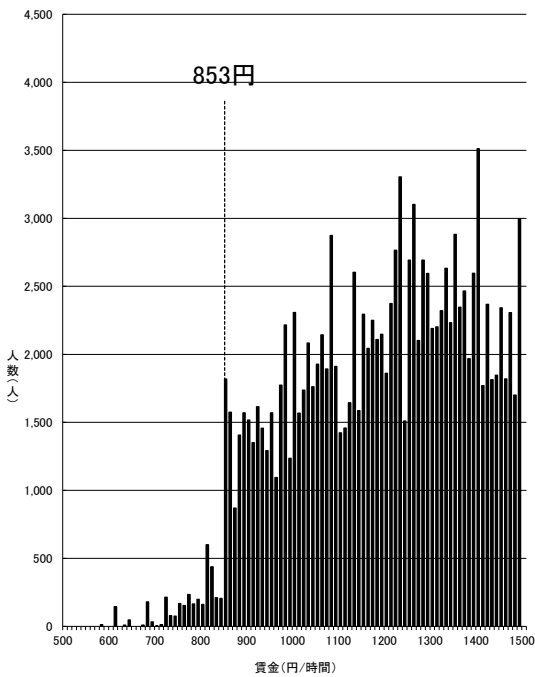


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(B)

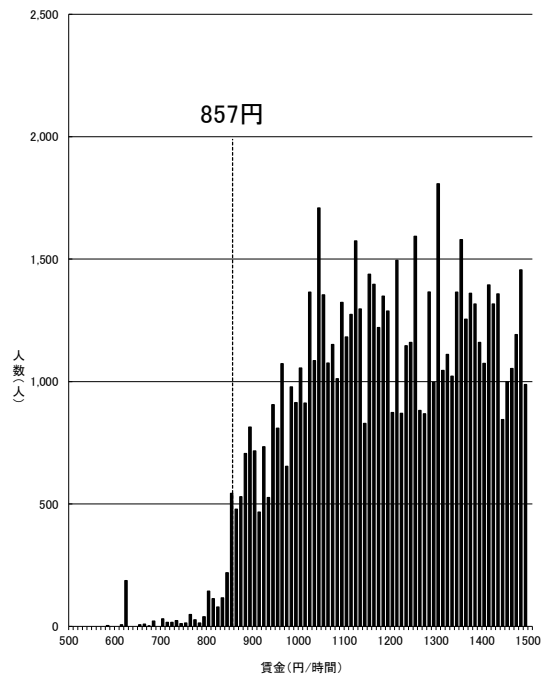


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(B)

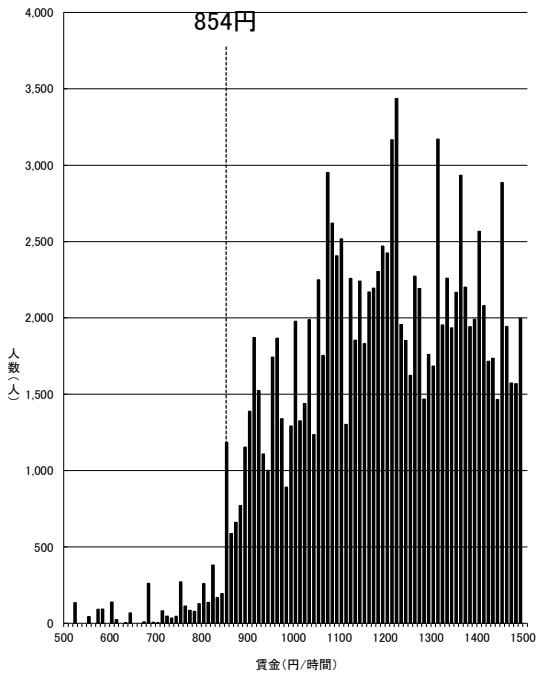


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(C)

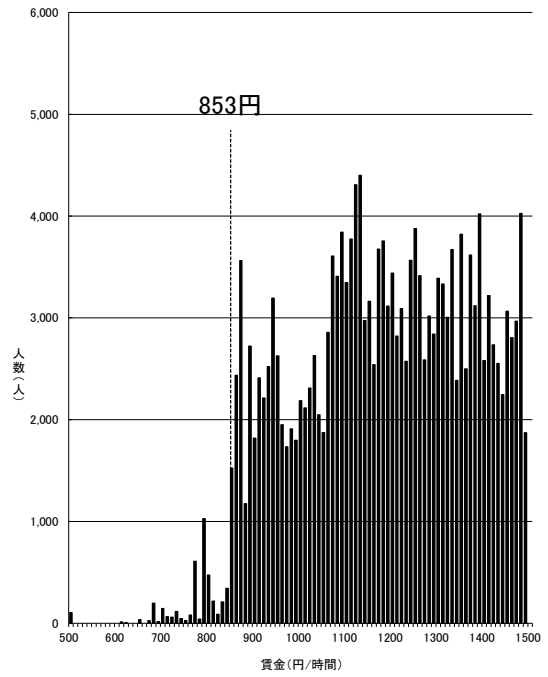


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(C)

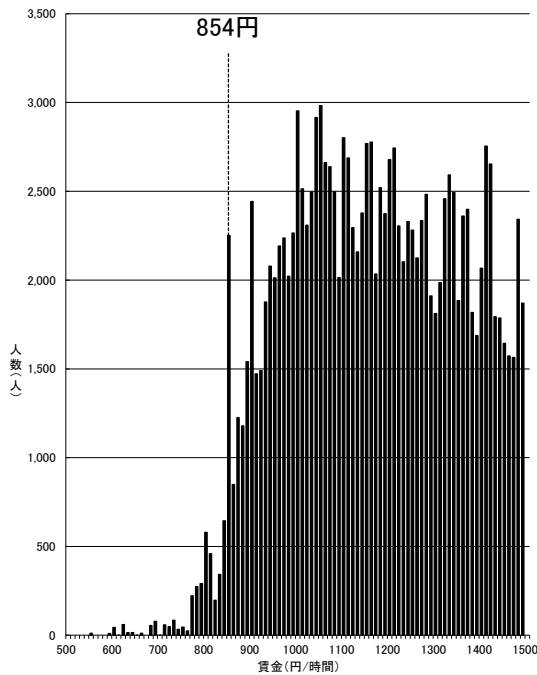


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

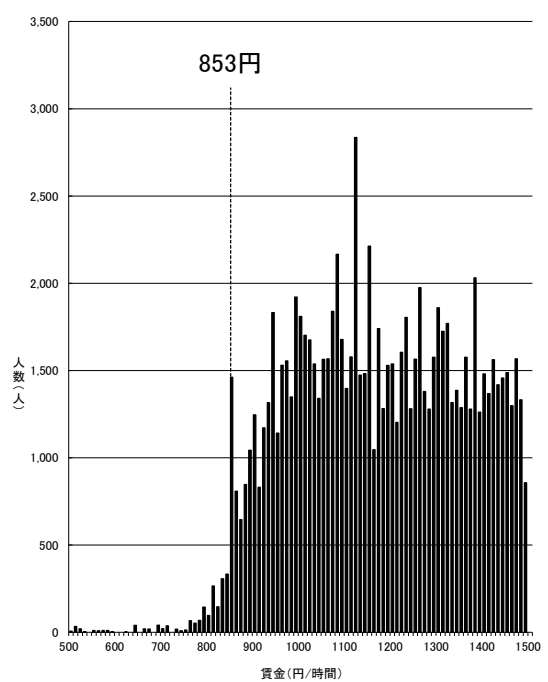


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(C)

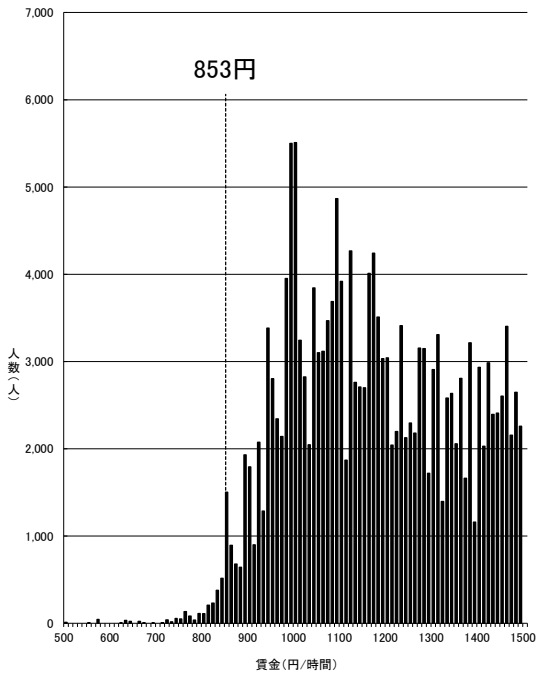


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(C)

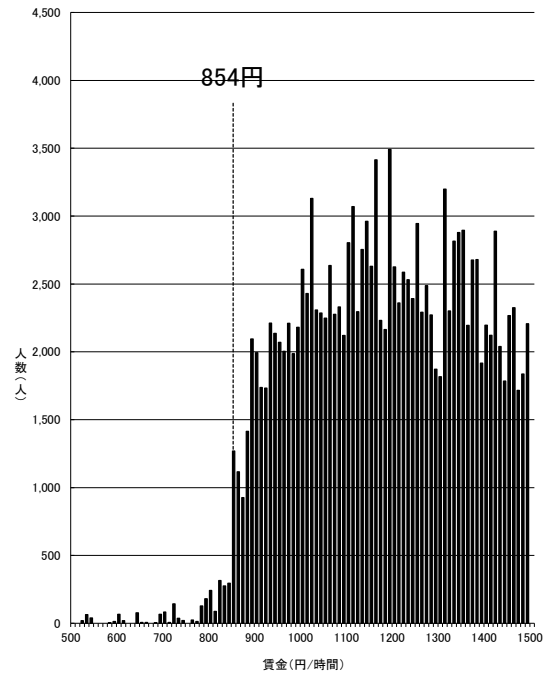


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

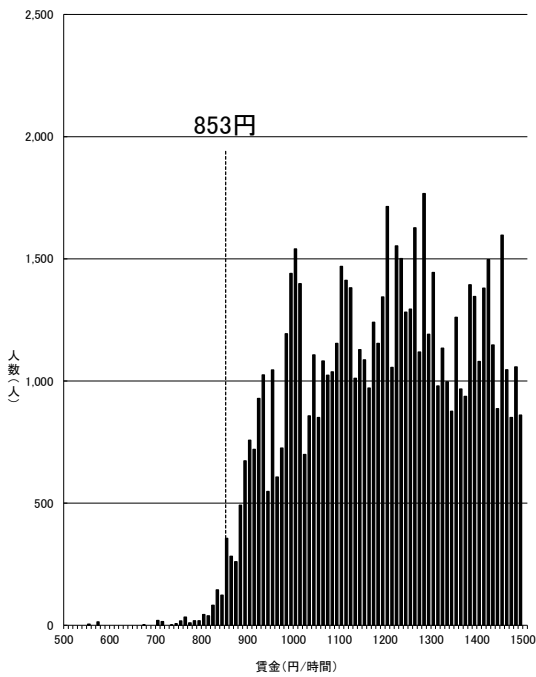


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

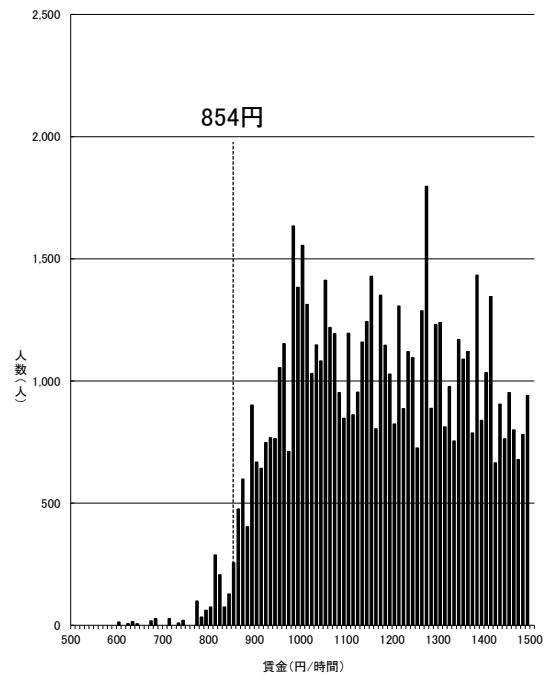


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(C)

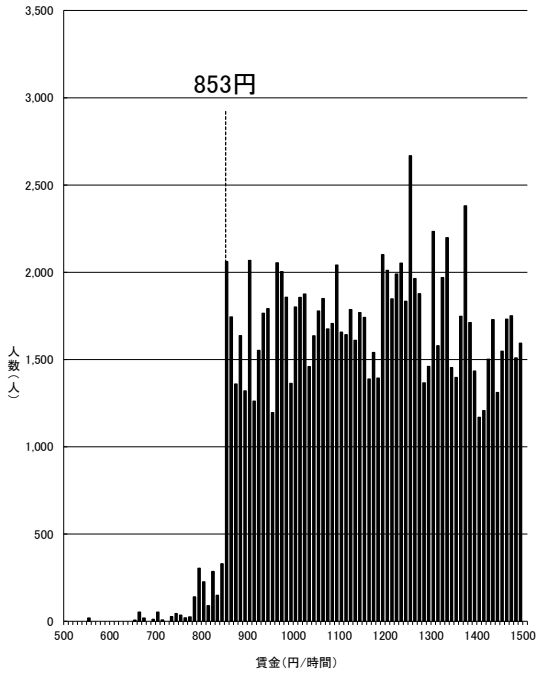


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(C)

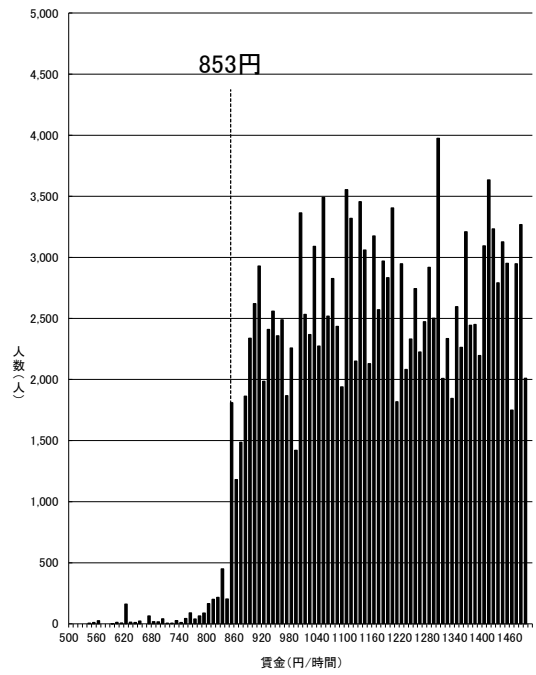


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

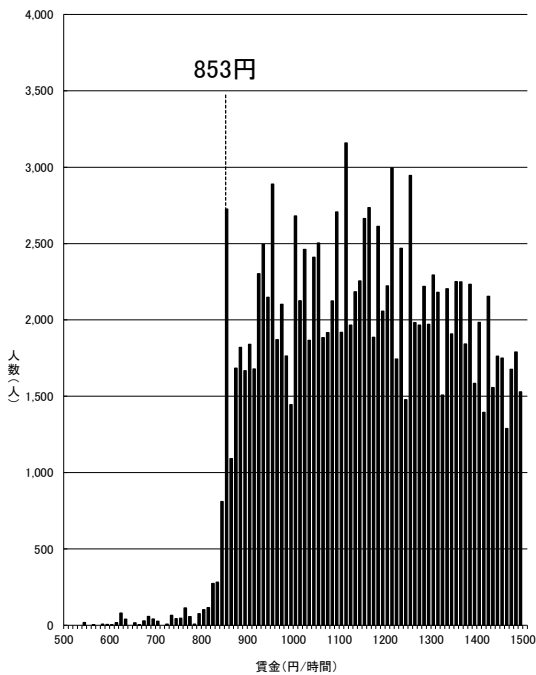


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

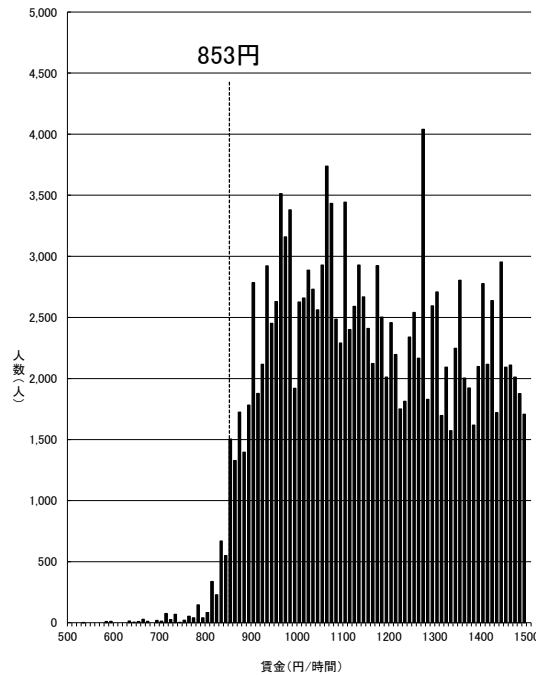


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(C)

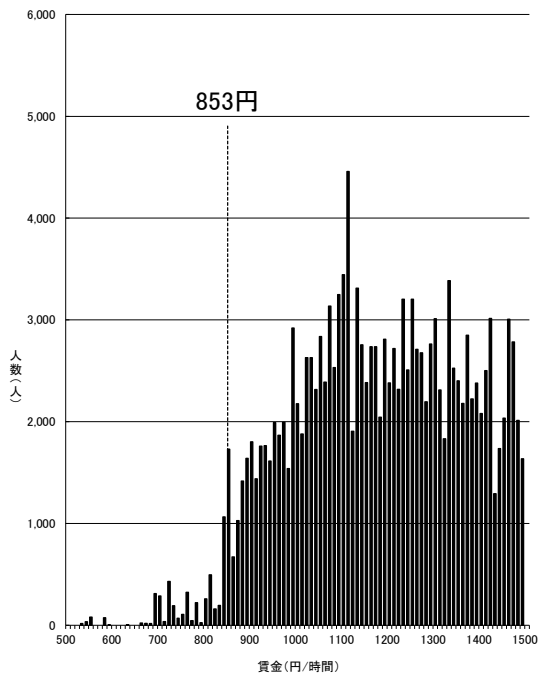


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(C)

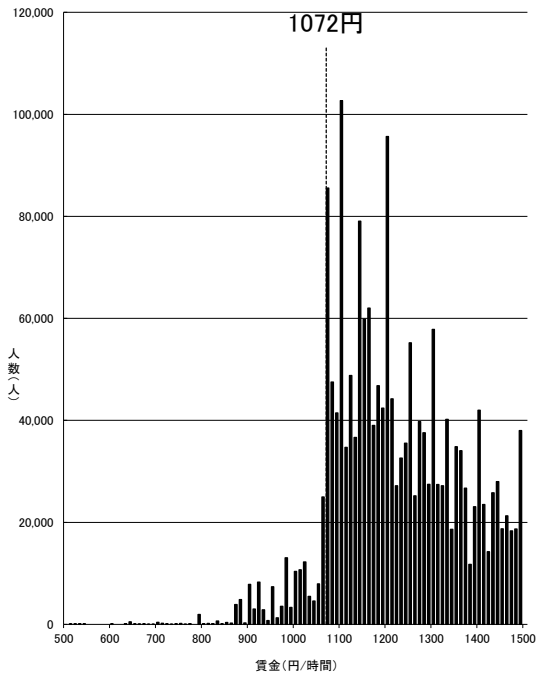


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

東京(A)

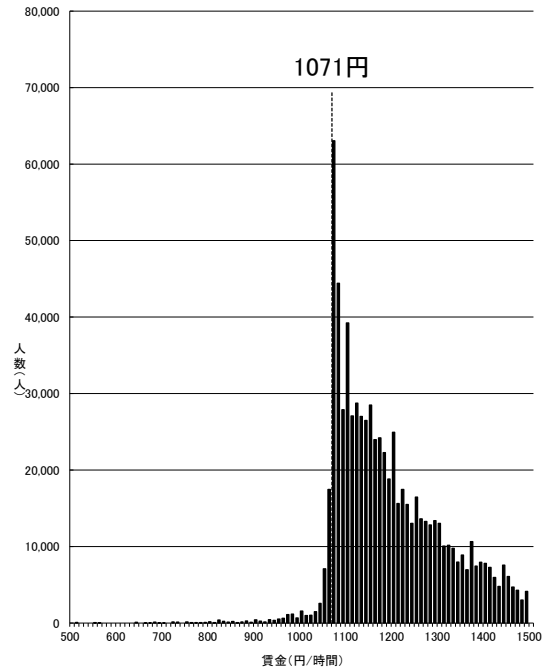


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

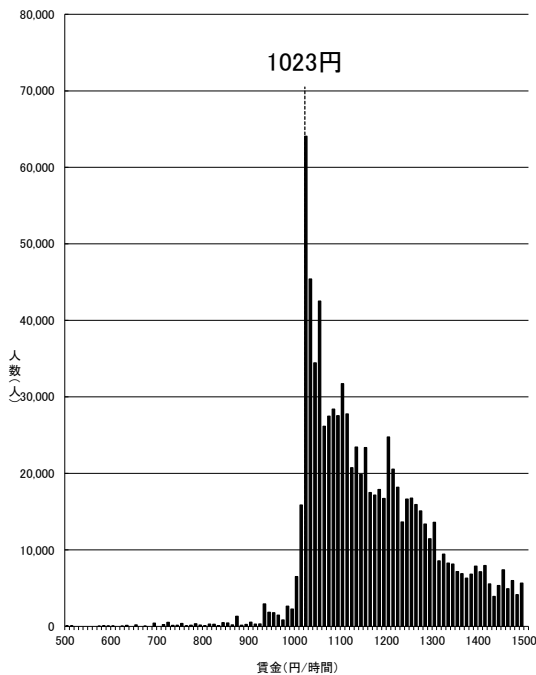


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

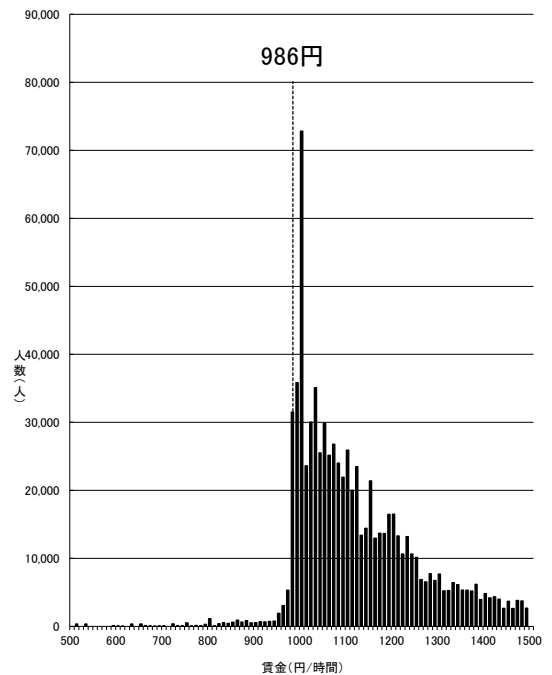


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知(A)

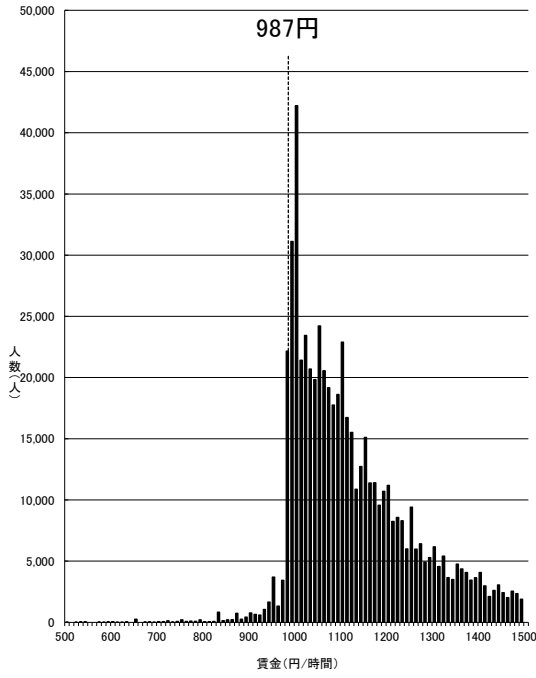


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

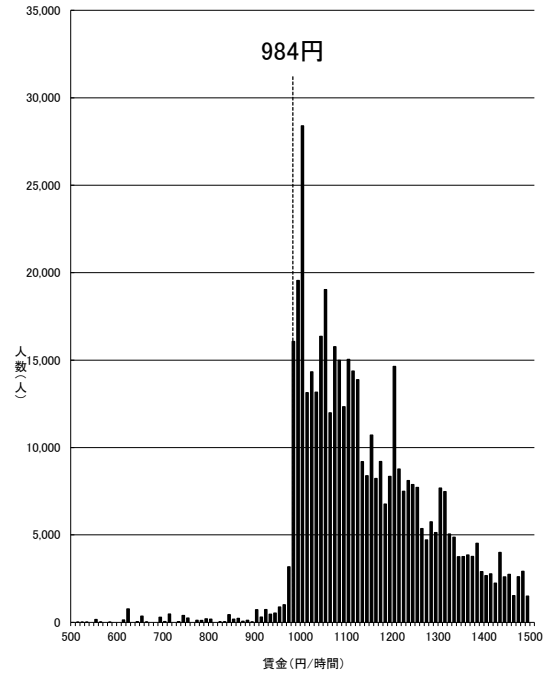


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

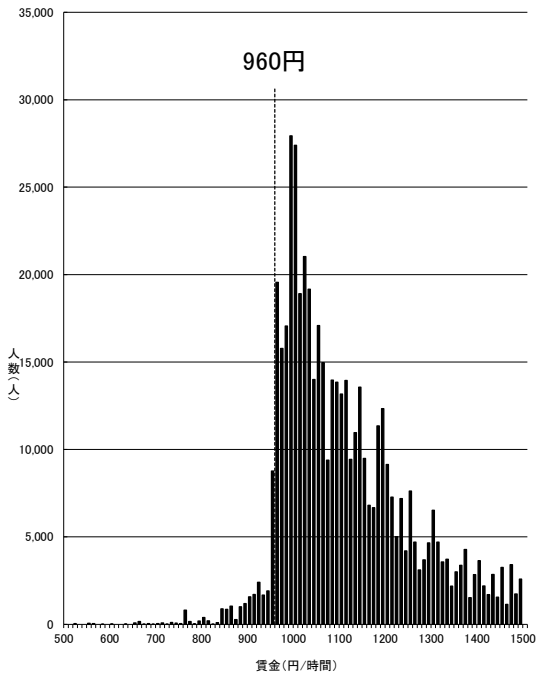


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

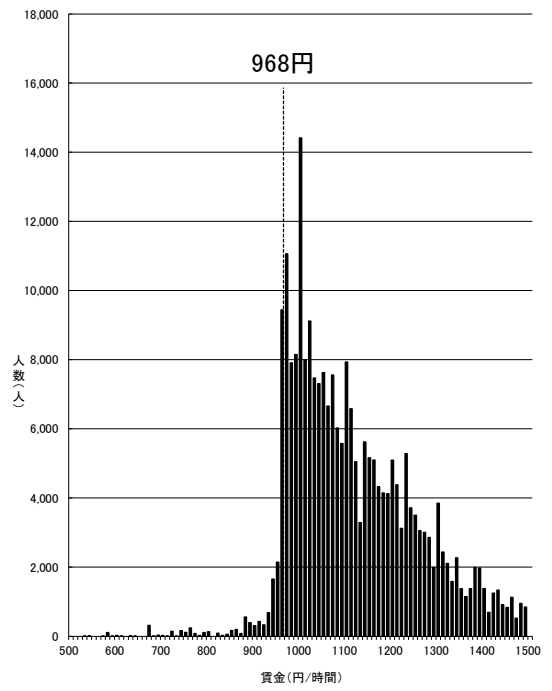


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

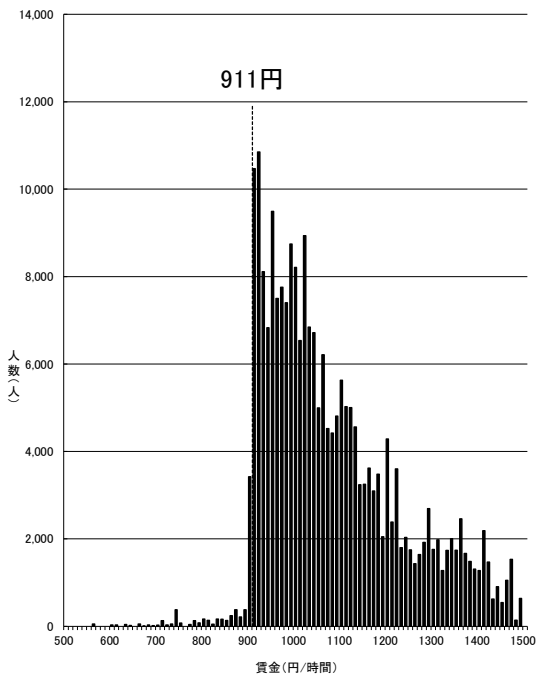


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

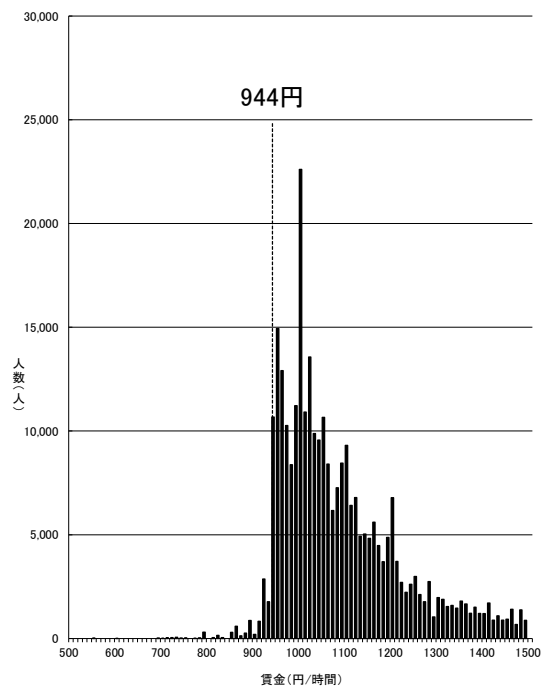


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

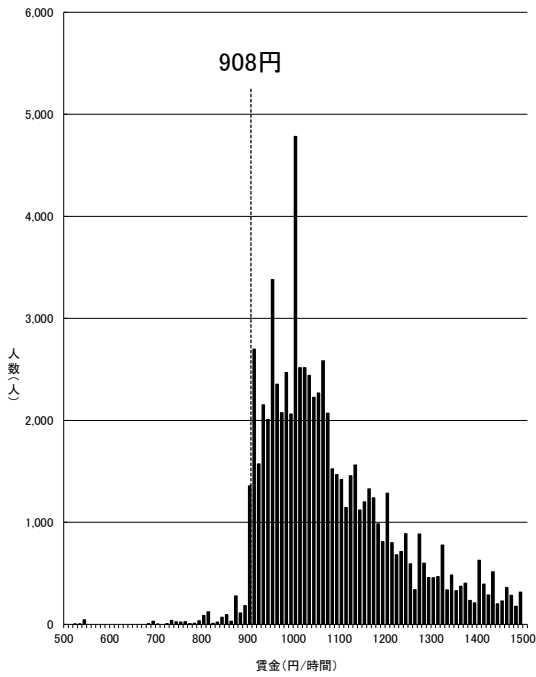


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

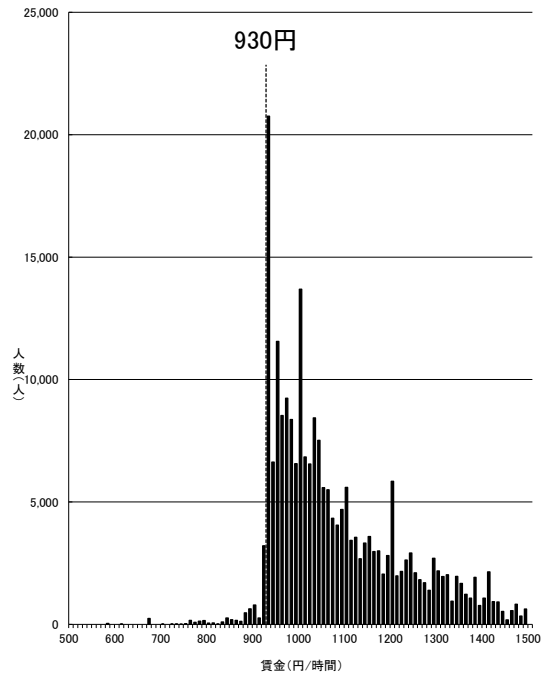


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

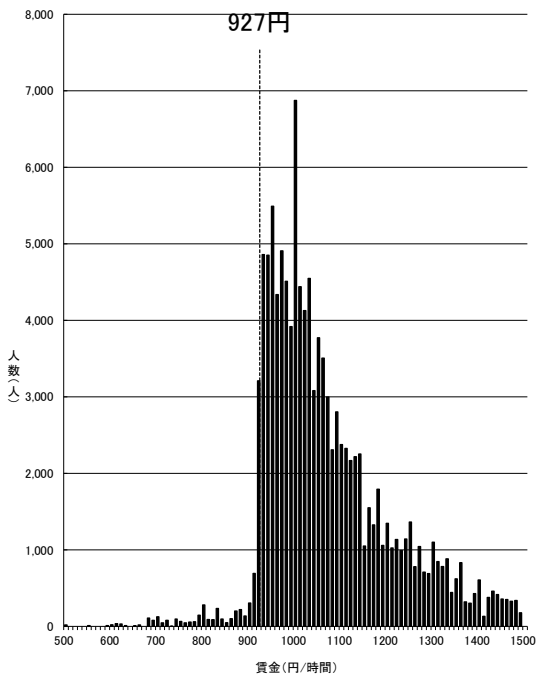


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

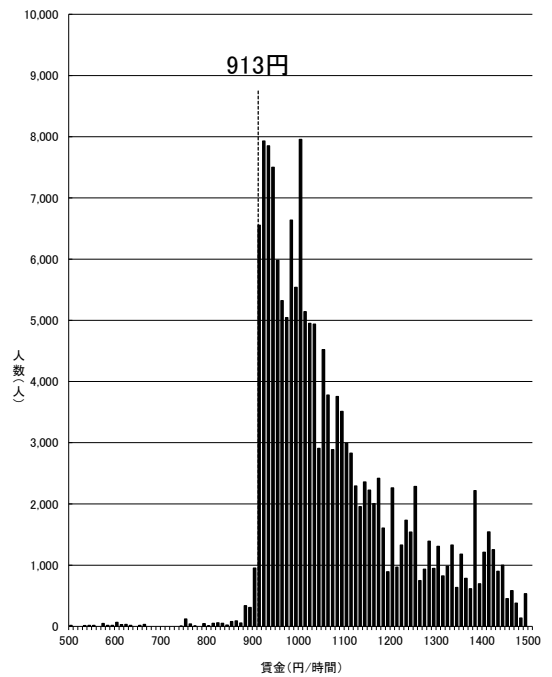


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

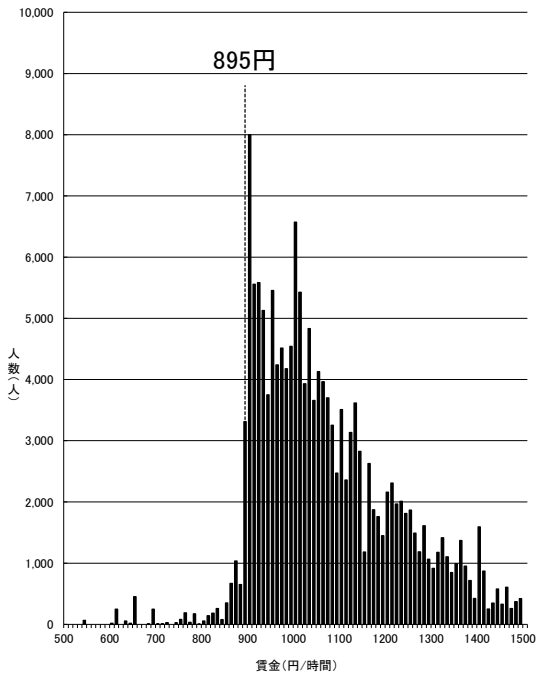


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(B)

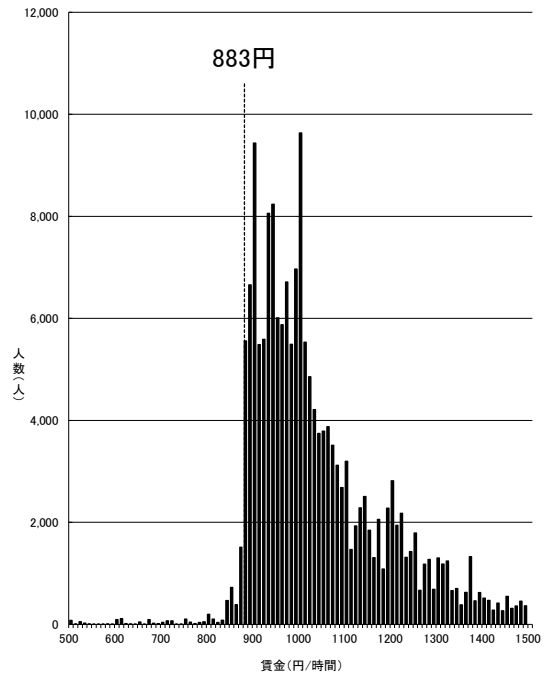


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

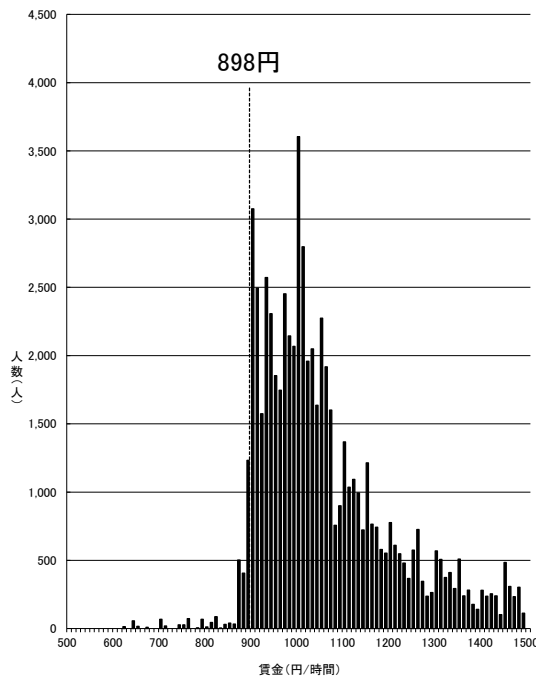


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

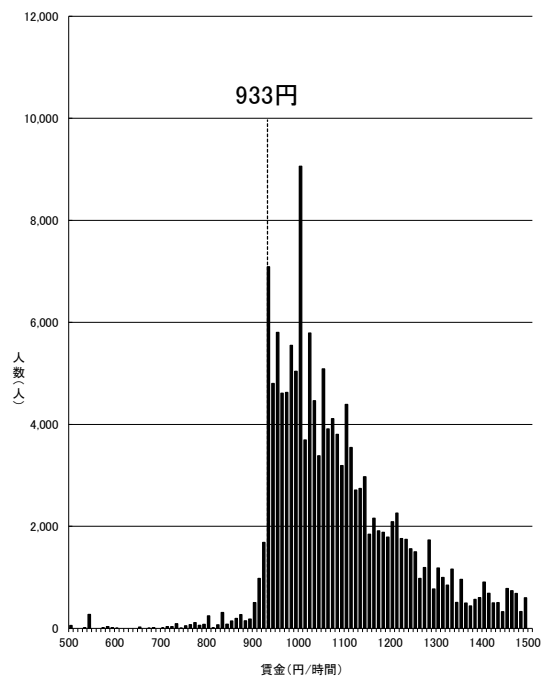


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

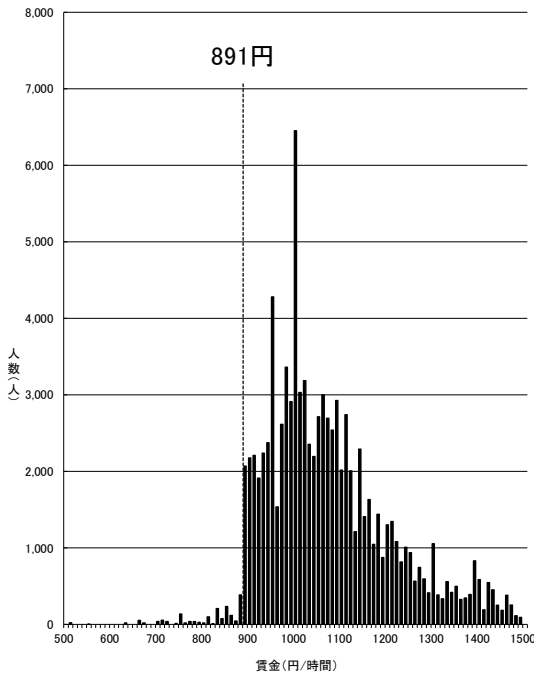


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(B)

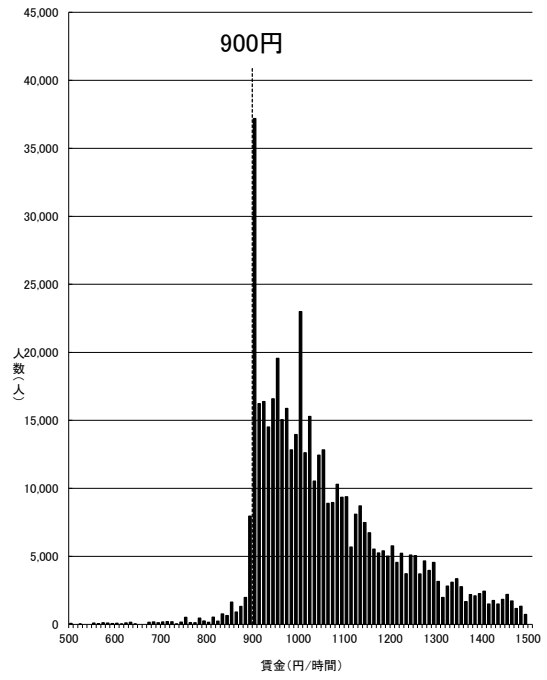


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(B)

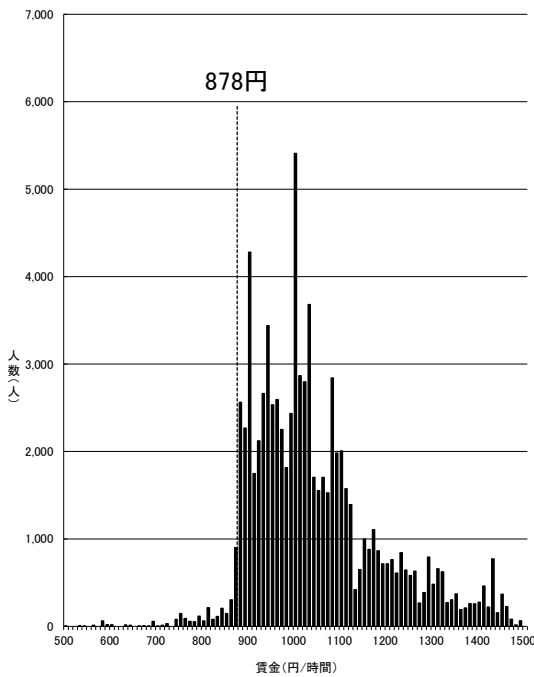


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(B)

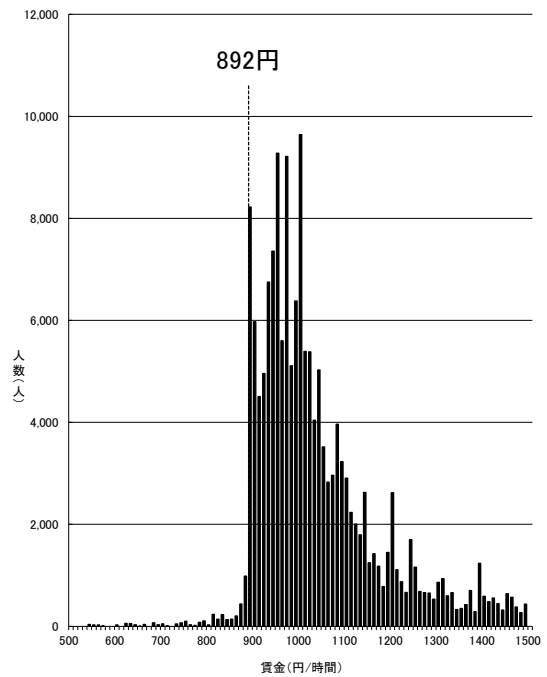


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(B)

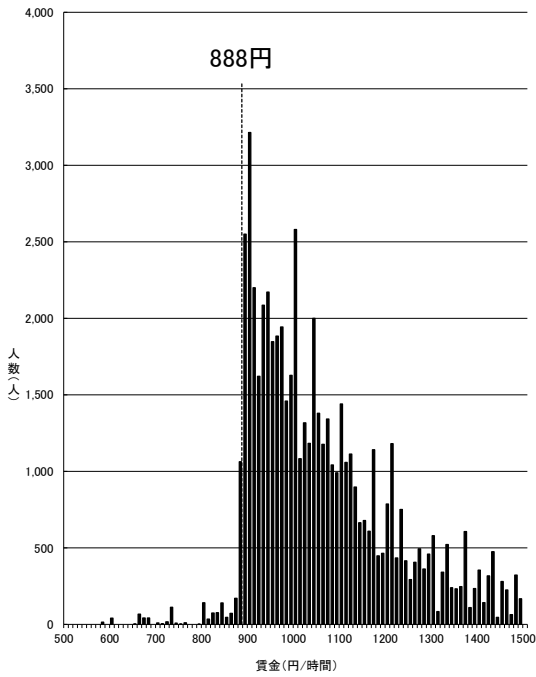


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(B)

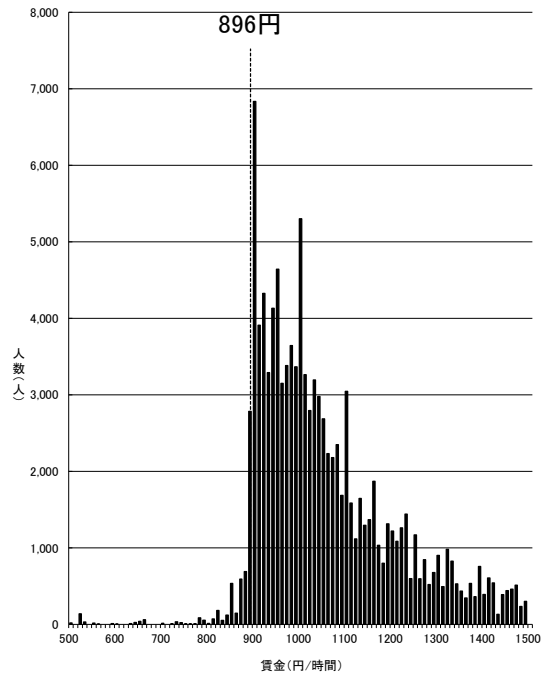


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(B)

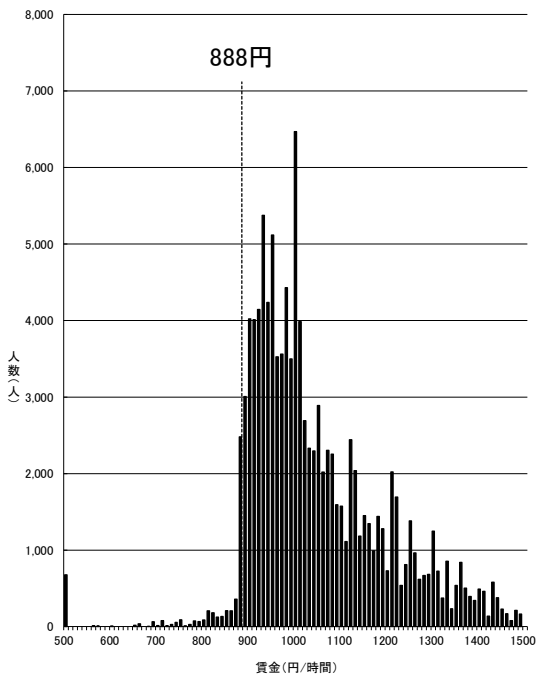


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(B)

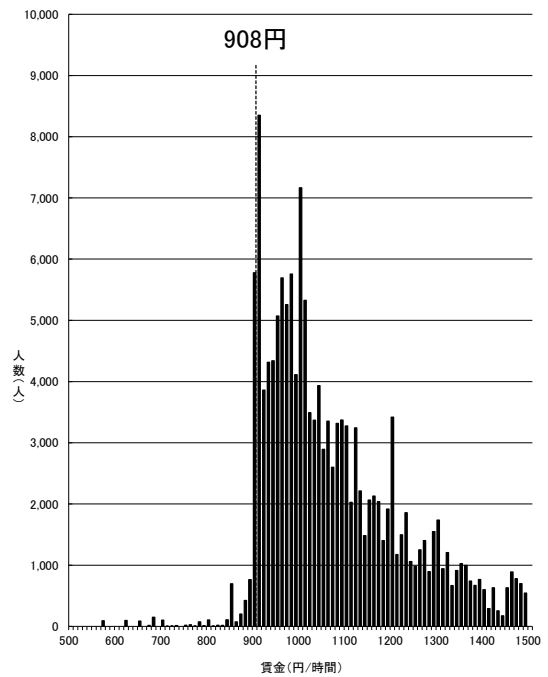


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

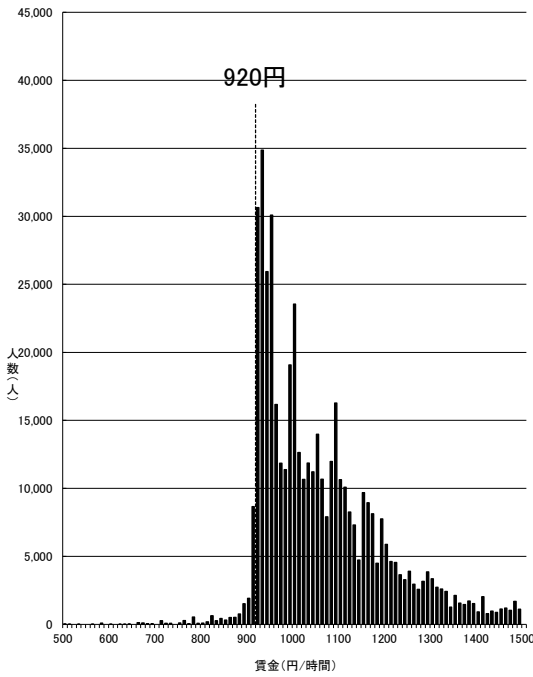


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(B)

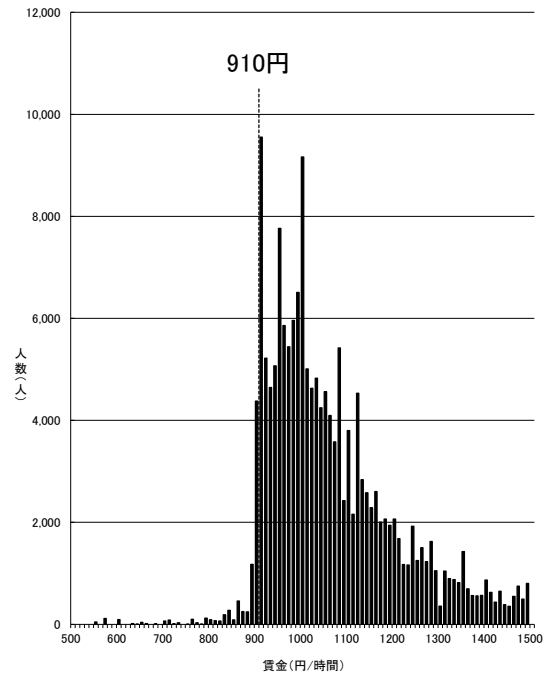


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(B)

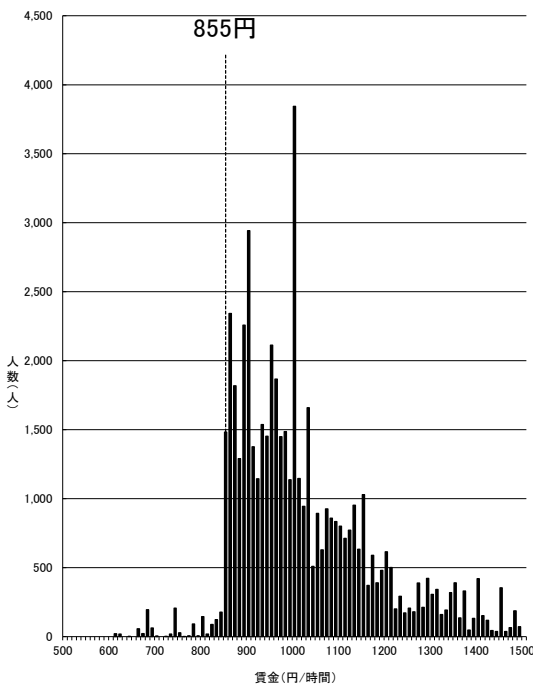


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(B)

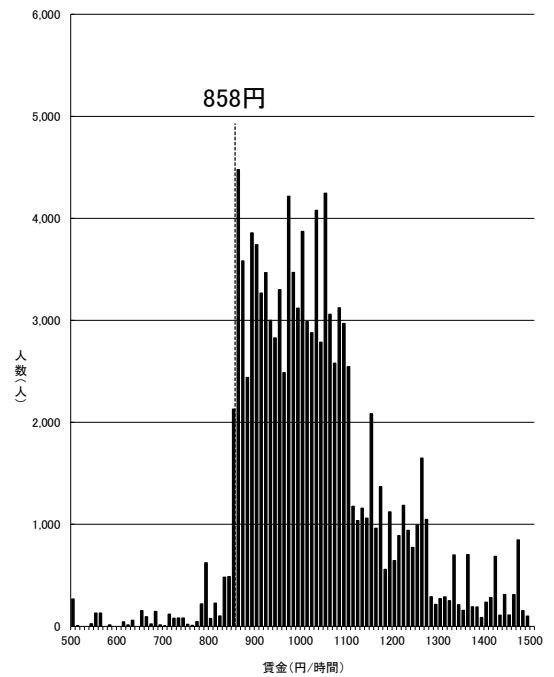


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(B)

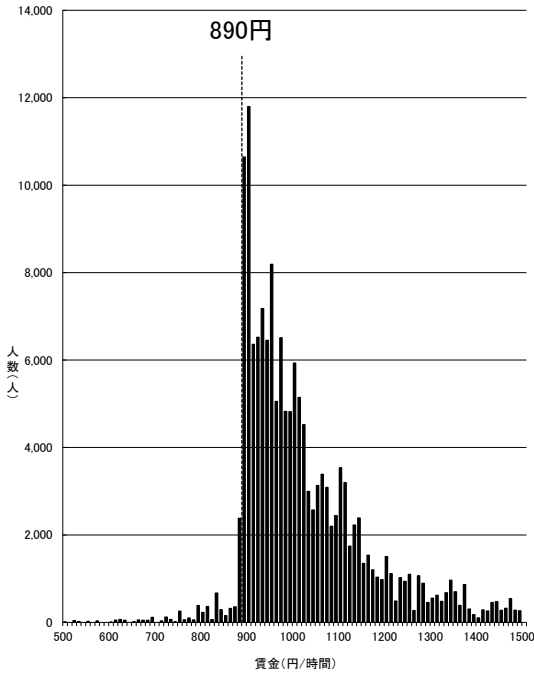


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(B)

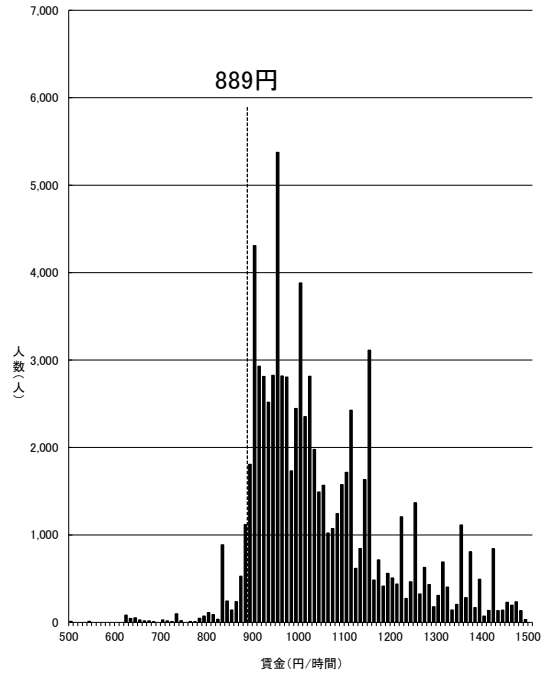


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(B)

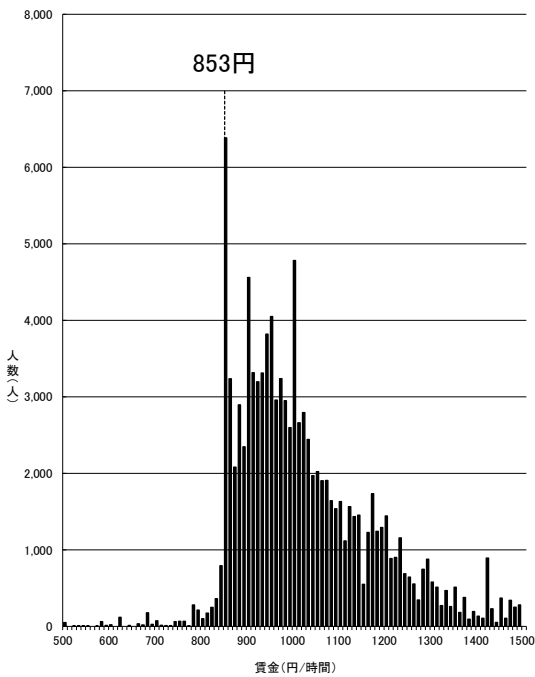


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(B)

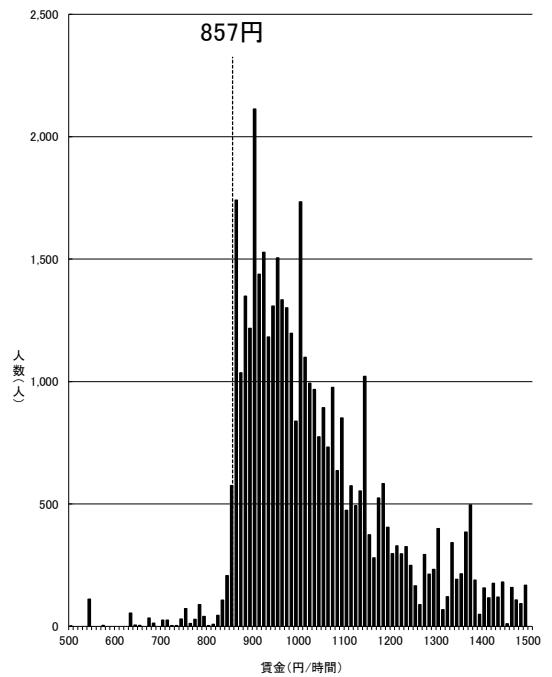


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(B)

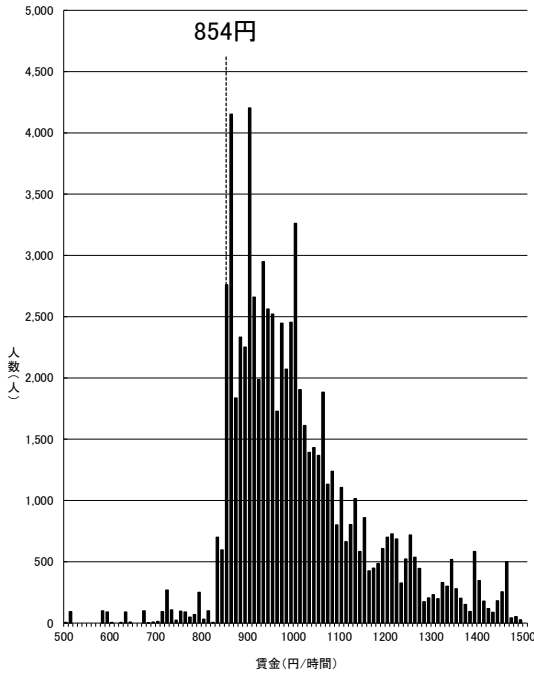


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(C)

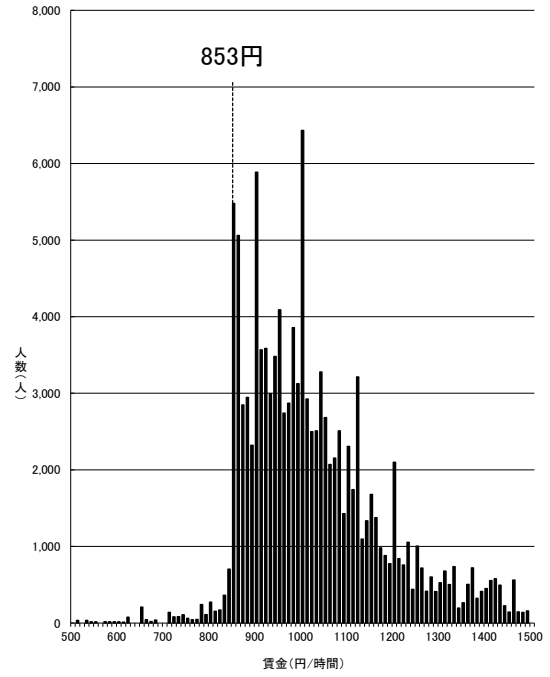


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

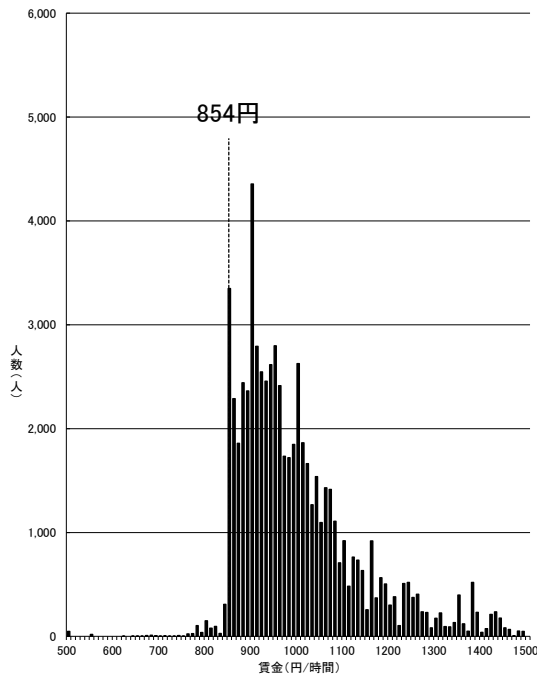


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

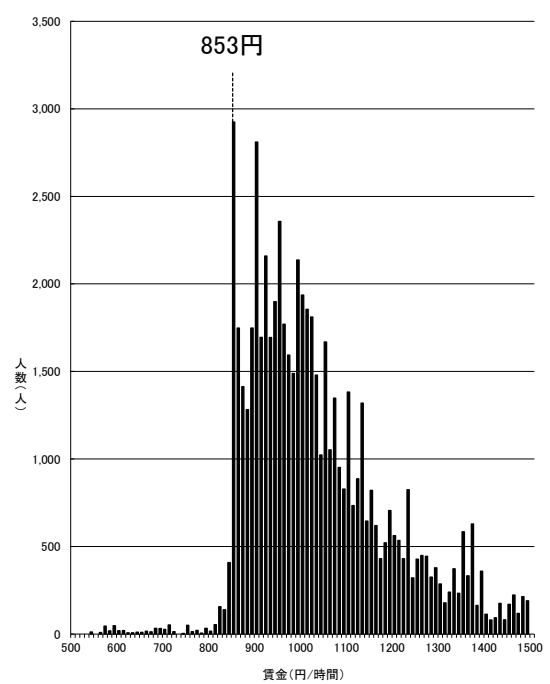


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

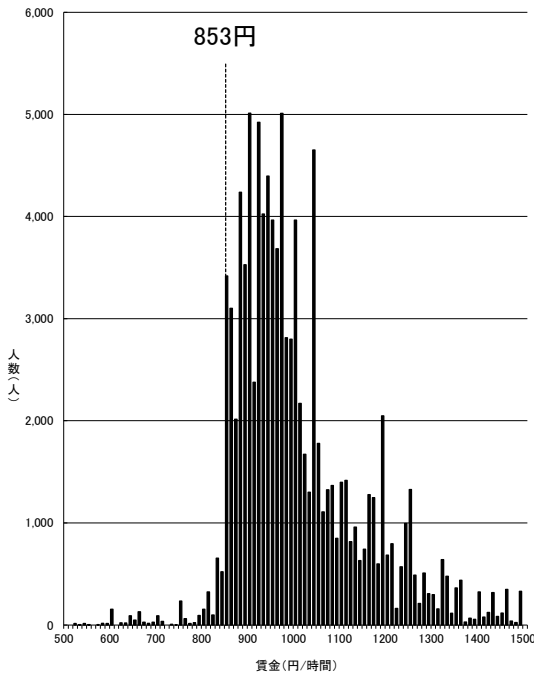


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

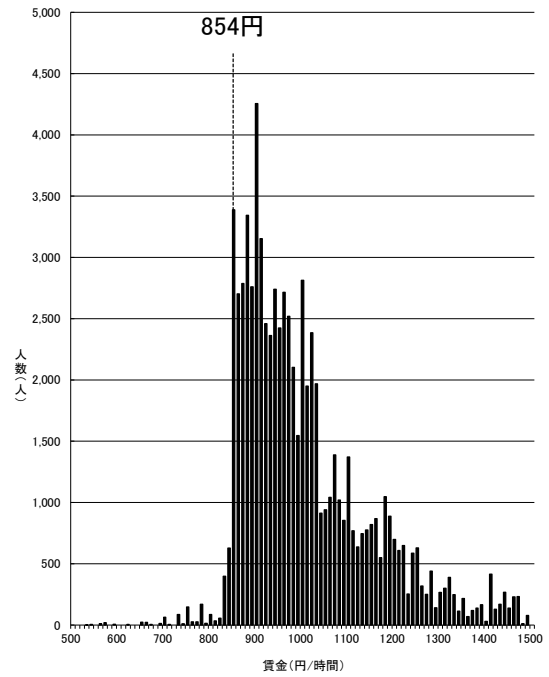


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

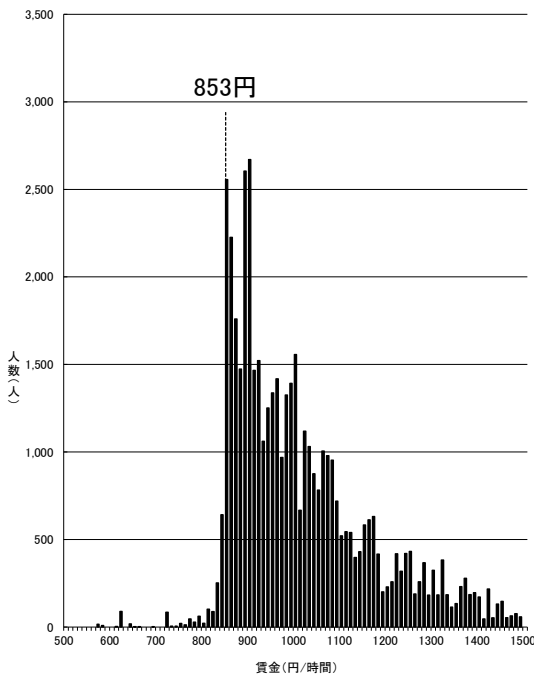


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

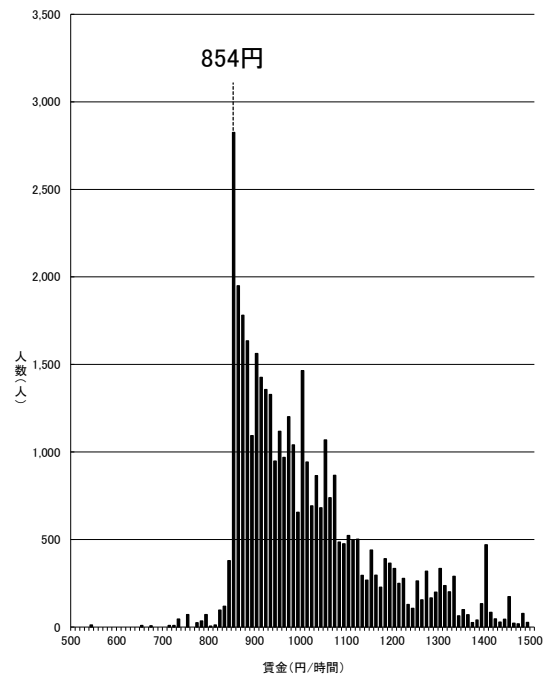


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

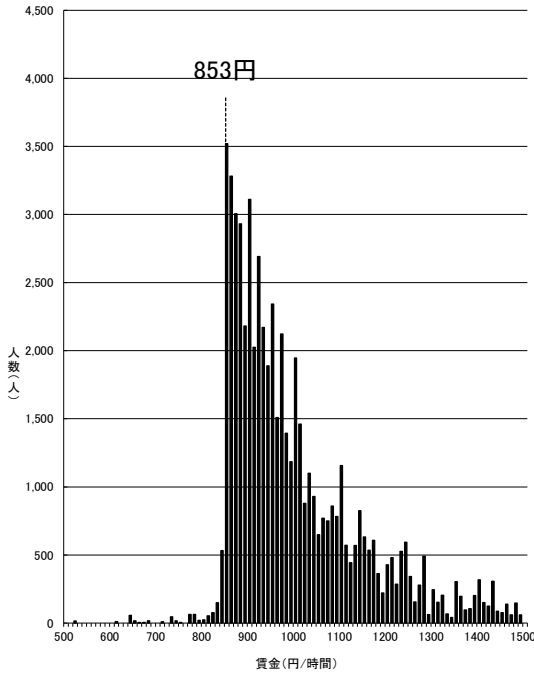


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

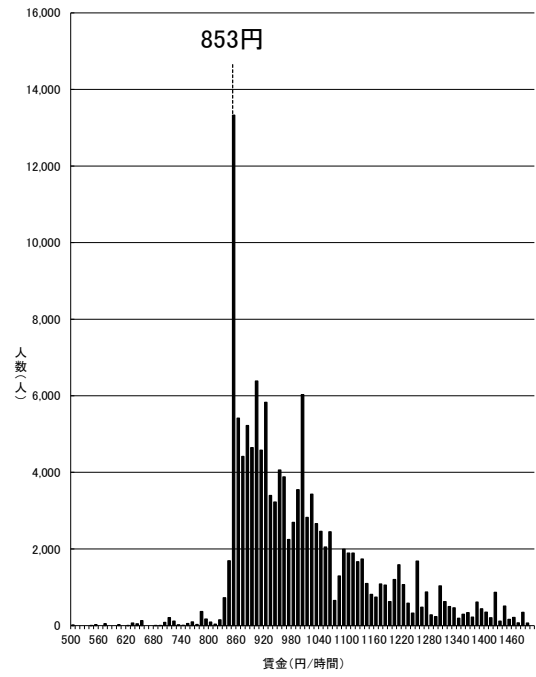


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

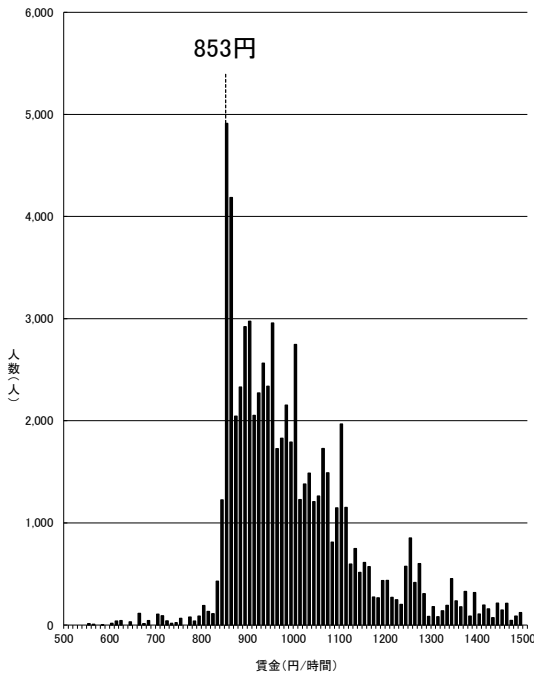


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

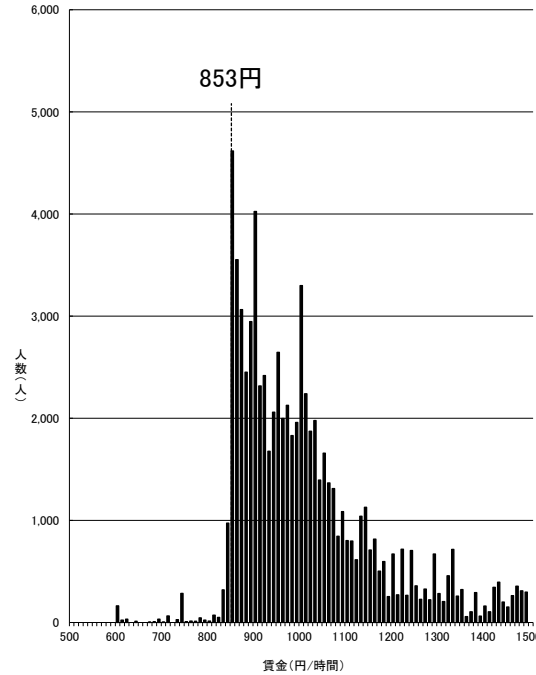


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

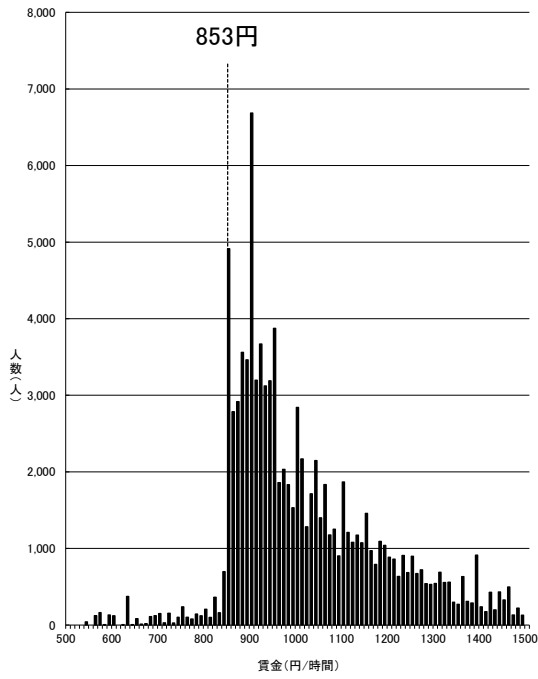


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

最新の経済指標の動向

(内閣府 月例経済報告(令和6年6月)主要経済指標)

- I 我が国経済
 - 1 四半期別 GDP 速報
 - 2 個人消費
 - 3 民間設備投資
 - 4 住宅建設
 - 5 公共投資
 - 6 輸出・輸入・国際収支
 - 7 生産・出荷・在庫
 - 8 企業収益・業況判断
 - 9 倒産
 - 10 雇用情勢
 - 11 物価
 - 12 金融
 - 13 景気ウォッチャー調査

- II 海外経済
 - 1 アメリカ
 - 2 アジア地域
 - 3 ヨーロッパ地域
 - 4 国際金融

I. 我が国経済

1. 四半期別GDP速報 (2次速報) の実質国内総生産は、前期比0.5%減 (年率1.8%減) となった。

(実質値、季節調整済前期比、()内は寄与度、%)

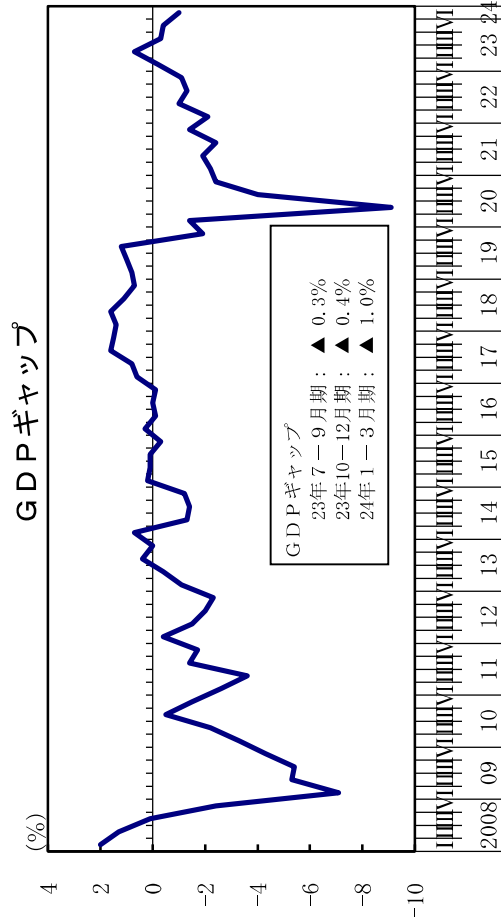
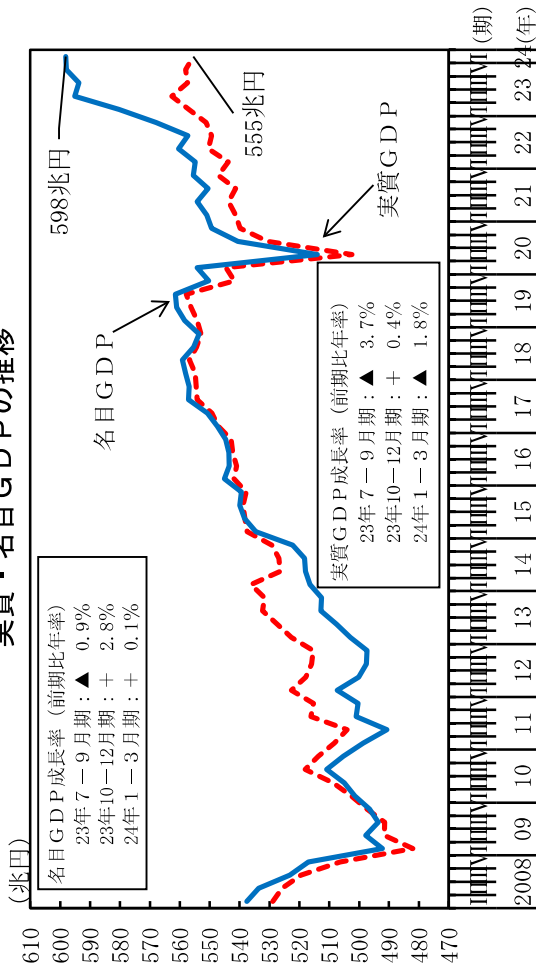
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2023年			2024年		
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)
実質国内総支出(GDP)					1.1	1.0	▲ 0.9	0.1	▲ 0.5	-
(前期比年率)	1.0	1.9	1.6	1.2	4.3	4.1	▲ 3.7	0.4	▲ 1.8	-
(前年同期比)					2.6	2.2	1.5	1.1	▲ 0.1	-
国内需 要	(1.5)	(0.8)	(2.0)	(▲ 0.3)	(1.2)	(▲ 0.7)	(▲ 0.8)	(▲ 0.1)	▲ 0.1	(▲ 0.1)
民間需 要	(1.6)	(0.6)	(2.0)	(▲ 0.5)	(1.2)	(▲ 0.7)	(▲ 0.8)	(▲ 0.0)	▲ 0.4	(▲ 0.3)
民間最終消費支出	2.2	0.6	2.7	▲ 0.6	0.7	▲ 0.7	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.7	(▲ 0.4)
民間住 宅	▲ 3.5	1.1	▲ 3.4	0.6	0.7	1.8	▲ 0.9	▲ 1.4	▲ 2.5	(▲ 0.1)
民間企 業 設 備	1.9	2.1	3.4	0.5	2.4	▲ 1.6	▲ 0.2	1.9	▲ 0.4	(▲ 0.1)
民間在 庫 変 動	(0.3)	(▲ 0.1)	(0.1)	(▲ 0.2)	(0.4)	(▲ 0.1)	(▲ 0.6)	(▲ 0.1)	-	(0.3)
公 的 需 要	(▲ 0.2)	(0.2)	(▲ 0.0)	(0.2)	(0.0)	(▲ 0.0)	(0.0)	(▲ 0.0)	0.8	(0.2)
政府最終消費支出	1.7	0.5	1.4	0.1	0.1	▲ 0.4	0.2	▲ 0.1	0.2	(0.0)
公的固定資本形成	▲ 9.6	2.8	▲ 6.1	4.0	1.0	2.2	▲ 0.3	▲ 0.2	3.0	(0.2)
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.5)	(1.0)	(▲ 0.5)	(1.5)	(▲ 0.2)	(1.7)	(▲ 0.1)	(0.2)	-	(▲ 0.4)
財貨・サービスの輸出	5.5	3.2	4.9	3.0	▲ 2.4	3.8	0.3	2.8	▲ 5.1	(▲ 1.2)
財貨・サービスの輸入	7.9	▲ 1.3	6.9	▲ 3.2	▲ 1.5	▲ 3.6	0.9	1.8	▲ 3.3	(0.8)
最 終 需 要	0.7	2.0	1.4	1.4	0.7	1.1	▲ 0.4	0.2	▲ 0.7	-
実質国民総所得(GNI)	0.1	2.5	0.5	2.3	0.2	2.0	▲ 0.8	0.2	▲ 0.6	-
実質雇 用 者 報 酬	▲ 1.2	▲ 1.8	▲ 1.3	▲ 1.5	▲ 1.5	0.4	▲ 0.9	0.1	▲ 0.3	-

(名目値、季節調整前相比、()内は寄与度、%)

	2023年度					2024年度					
	2023年					2024年					
	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	(実額)	
名目国内総支出(GDP)											
(前年同期比)	1.3	5.7	2.4	5.2	2.2	2.5	▲0.2	0.7	0.0	—	—
(実額)	560.0	591.8	566.8	596.5	580.4	595.1	593.8	597.9	—	—	598.1
国内需要	(4.6)	(3.5)	(5.3)	(2.2)	(1.7)	(0.3)	(▲0.4)	(0.4)	0.5	(0.5)	604.5
民間需要	(4.3)	(2.8)	(4.8)	(1.6)	(1.5)	(0.3)	(▲0.6)	(0.3)	0.3	(0.2)	448.2
民間最終消費支出	5.2	3.6	5.9	2.2	1.8	▲0.1	0.3	0.1	0.1	(0.1)	323.3
民間住宅	3.4	1.1	1.5	0.5	0.1	1.7	▲0.8	▲1.0	▲1.6	(▲0.1)	21.5
民間企業設備	6.2	5.5	7.9	3.9	2.6	▲0.7	0.8	2.7	0.5	(0.1)	102.5
民間在庫変動	(0.4)	(▲0.2)	(0.2)	(▲0.3)	(0.0)	(0.4)	(▲0.8)	(▲0.1)	—	(0.1)	0.8
公的需要	(0.3)	(0.8)	(0.5)	(0.6)	(0.2)	(▲0.0)	(0.1)	(0.1)	1.0	(0.3)	156.3
政府最終消費支出	2.9	2.1	2.8	1.2	0.6	▲0.8	0.5	0.3	0.3	(0.1)	124.2
公的固定資本形成	▲5.2	5.9	▲1.7	7.0	1.3	3.3	0.5	0.3	3.8	(0.2)	32.3
財貨・サービスの純輸出	(▲3.3)	(2.1)	(▲2.9)	(3.0)	(0.5)	(2.3)	(0.2)	(0.3)	—	(▲0.4)	▲6.4
財貨・サービスの輸出	20.6	6.9	18.9	6.8	▲4.9	4.3	3.2	5.6	▲3.8	(▲0.9)	132.4
財貨・サービスの輸入	37.5	▲2.6	32.3	▲6.0	▲6.1	▲5.6	2.1	4.1	▲1.9	(0.4)	138.8
最終需要	1.0	5.9	2.1	5.6	2.2	2.2	0.6	0.8	▲0.1	—	—
GDPデフレーター											
(前年同期比)	0.3	3.8	0.8	4.0	1.1	1.5	0.7	0.6	0.5	—	—
					2.3	3.7	5.2	3.9	3.4	—	—

(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。
 体系基準年(名目値のベンチマークとなる年)：2015年
 基準年(デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年)：前暦年
 実額は季節調整系列(単位：兆円)

実質・名目GDPの推移



(備考) 上図：内閣府「国民経済計算」により作成。
 値は「2024年1-3月期四半期別GDP速報(2次速報値)」による。
 下図：内閣府「2024年1-3月期四半期別GDP速報(2次速報値)」等に基づく内閣府試算値。

(参考) 経済見通し等

()内は寄与度

	2022年度 (令和4年度) 実績 (%)	2023年度 (令和5年度) 実績見込み (%程度)	2024年度 (令和6年度) 見通し (%程度)
実質国内総生産	1.5	1.6	1.3
国内需要	(2.0)	(0.2)	(1.4)
民間需要	(2.0)	(▲ 0.0)	(1.2)
民間最終消費支出	2.7	0.1	1.2
民間住宅	▲ 3.4	0.6	▲ 0.3
民間企業設備	3.4	0.0	3.3
公的需要	(▲ 0.0)	(0.2)	(0.2)
政府最終消費支出	1.4	0.7	0.0
公的固定資本形成	▲ 6.1	1.9	3.5
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.5)	(1.4)	(▲ 0.1)
財貨・サービスの輸出	4.7	3.2	3.0
(控除) 財貨・サービスの輸入	7.1	▲ 2.6	3.4
名目国内総生産	2.3	5.5	3.0
GDPデフレーター	0.8	3.8	1.7
消費者物価上昇率	3.2	3.0	2.5

(備考) 内閣府「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

2.個人消費
個人消費は、持ち直しに足踏みがみられる。

(金額等)

(前年同期比(%)、[]内は暦年前年比(%)、()内は季調済前期比(%)、< >は季調済前月差(ポイント))

名目	2024年												
	2023年度	2022年度	2023年度	2023年7-9月	10-12月	2024年1-3月	2月	3月	4月	5月			
総消費動向指数 (CTIマクロ、世帯全体の消費支出総額)													
名目	[5.2]	[3.7]	(0.5)	(0.2)	(0.0)	(0.4)	(▲0.0)	(0.1)	—	—	—	—	—
実質	5.9	2.4	(▲0.2)	(▲0.4)	(▲0.4)	(0.2)	(▲0.4)	(0.1)	—	—	—	—	—
実質	[2.3]	[0.6]	(▲0.2)	(▲0.4)	(▲0.4)	(0.2)	(▲0.4)	(0.1)	—	—	—	—	—
雇用者所得	2.7	▲0.5	(▲0.2)	(0.5)	(0.6)	(0.4)	(▲0.1)	(0.3)	—	—	—	—	—
雇用者所得	[1.8]	[1.7]	(▲0.2)	(0.5)	(0.6)	(0.4)	(▲0.1)	(0.3)	—	—	—	—	—
雇用者所得	1.9	1.9	1.4	1.5	2.2	2.7	1.7	2.6	—	—	—	—	—
雇用者所得	[▲1.7]	[▲1.9]	(▲1.3)	(▲0.2)	(0.3)	(0.4)	(▲0.1)	(▲0.1)	—	—	—	—	—
雇用者所得	▲1.9	▲1.5	▲2.3	▲1.6	▲0.8	▲0.6	▲1.2	▲0.2	—	—	—	—	—
消費者態度指数	—	—	—	—	—	<0.9>	<0.5>	<▲1.2>	<▲2.1>	<▲2.1>	<▲2.1>	<▲2.1>	<▲2.1>

世帯消費動向指数 (CTIミクロ、1世帯あたりの消費支出額)

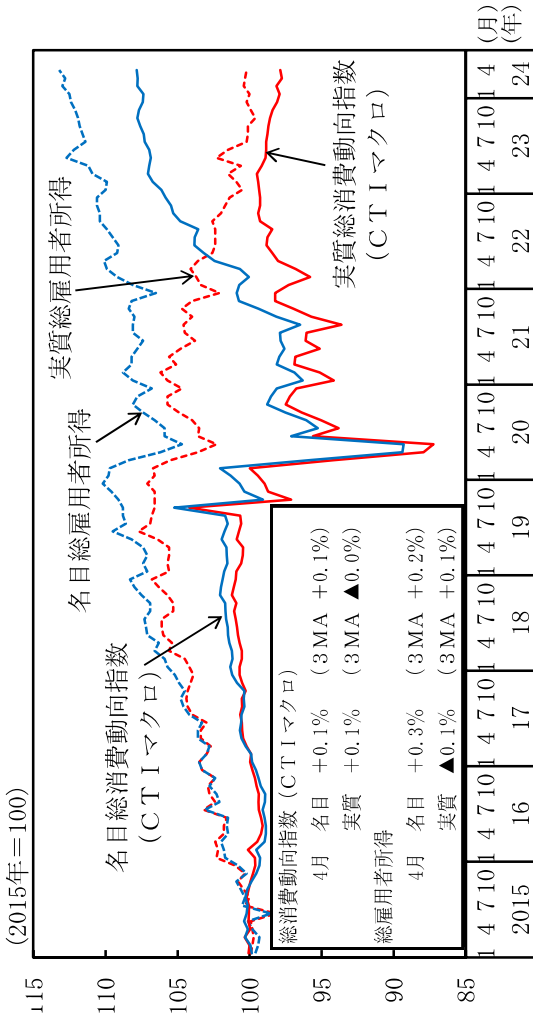
名目	2024年												
	2023年度	2022年度	2023年度	2023年7-9月	10-12月	2024年1-3月	2月	3月	4月	5月			
名目	[2.5]	[2.5]	(0.3)	(0.2)	(▲0.8)	(0.5)	(2.7)	(0.3)	—	—	—	—	—
実質	3.9	1.1	1.9	0.8	0.2	1.4	1.3	1.2	—	—	—	—	—
実質	[▲0.5]	[▲1.2]	(▲0.3)	(▲0.9)	(▲0.9)	(▲0.8)	(2.7)	(▲0.2)	—	—	—	—	—
実質	0.1	▲2.3	▲1.7	▲2.5	▲2.7	▲1.8	▲1.8	▲1.6	—	—	—	—	—
小売業販売額	[2.6]	[5.6]	(1.9)	(▲0.9)	(0.0)	(1.7)	(▲1.2)	(0.8)	—	—	—	—	—
小売業販売額	164.0兆円	4.1	6.7	3.9	2.5	4.7	1.1	2.0	—	—	—	—	—
百貨店販売額	[12.3]	[8.1]	(2.6)	(▲1.0)	(6.2)	(8.6)	(▲3.7)	(▲0.7)	—	—	—	—	—
百貨店販売額	6.1兆円	7.3	8.8	5.3	9.5	13.5	9.6	8.3	—	—	—	—	—
スーパー販売額	[1.0]	[3.3]	(1.3)	(0.2)	(1.1)	(0.0)	(0.6)	(▲0.3)	—	—	—	—	—
スーパー販売額	15.8兆円	1.2	4.7	2.8	4.5	5.5	5.8	1.1	—	—	—	—	—
コンビニエンスストア販売額	[3.8]	[4.4]	(0.2)	(1.6)	(▲0.6)	(1.6)	(▲2.2)	(0.4)	—	—	—	—	—
コンビニエンスストア販売額	12.8兆円	4.6	5.2	2.2	2.4	5.4	0.4	0.3	—	—	—	—	—
機械器具小売業販売額	[▲2.9]	[0.8]	(5.0)	(0.8)	(0.4)	(4.3)	(▲3.6)	(4.6)	—	—	—	—	—
機械器具小売業販売額	▲2.1	2.8	4.8	6.0	5.6	6.3	8.8	8.0	—	—	—	—	—
新車販売台数(登録・届出)	[▲6.2]	[15.8]	(▲2.6)	(0.1)	(▲17.5)	(▲5.7)	(▲3.5)	(11.8)	—	—	—	—	—
新車販売台数(乗用車、軽を含む)	4.2	5.3	13.9	10.3	▲16.1	▲16.2	▲19.6	▲10.6	—	—	—	—	—
新車販売台数	380.7万台								—	—	—	—	—

(備考) 1. 総務省「消費動向指数 (CTI)」、内閣府「総雇用者所得」、「消費動向調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Pは速報値。

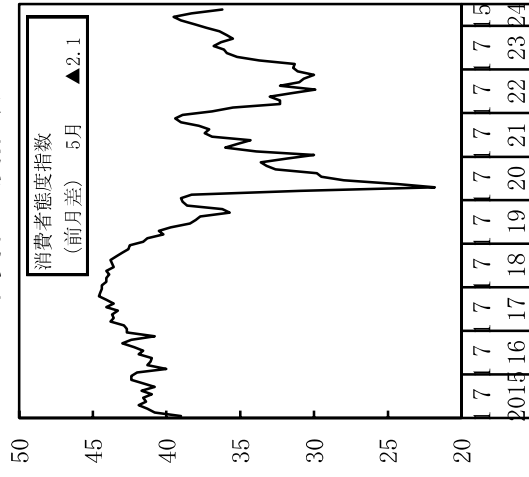
2. 総消費動向指数及び世帯消費動向指数の年次、総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。

3. 実質値の基準年は、総消費動向指数及び世帯消費動向指数は2020年、総雇用者所得は2015年。

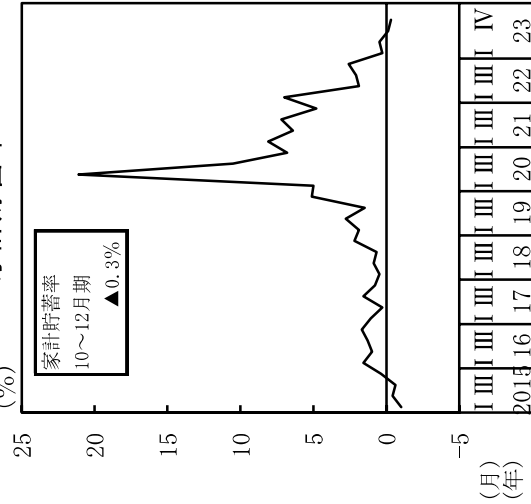
総消費動向指数 (C T I マクロ) と総雇用者所得



消費者態度指数

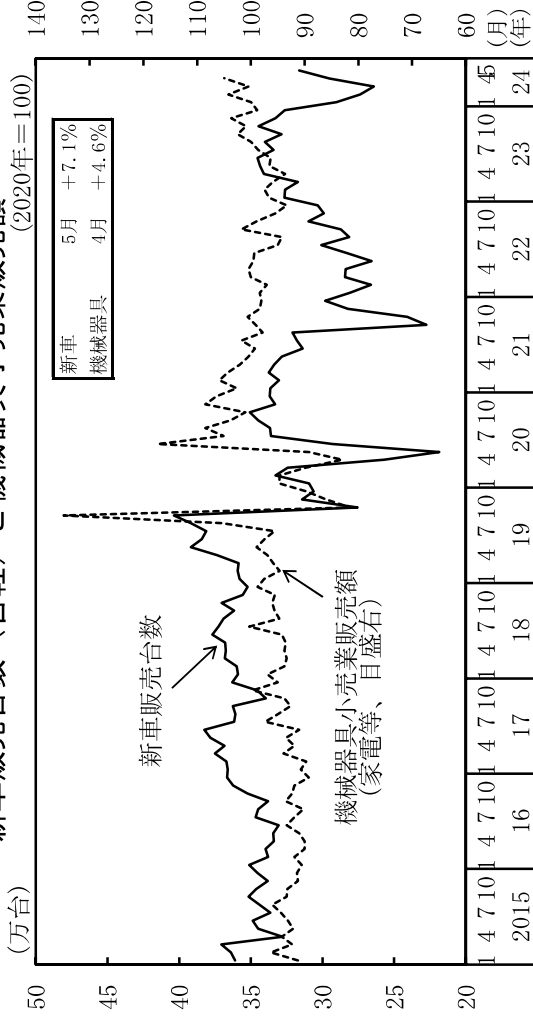


家計貯蓄率

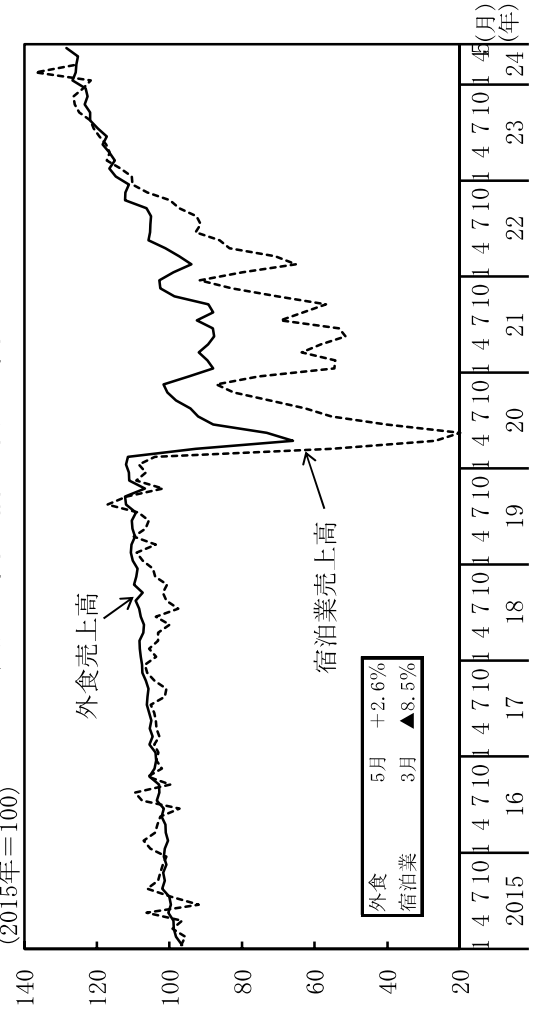


(備考) 上図：内閣府「総雇用者所得」、総務省「消費動向指数 (C T I)」により作成。季節調整値。
 下図：内閣府「消費動向調査」、「国民経済計算」により作成。季節調整値。消費者態度指数は二人以上の世帯。

新車販売台数 (含軽) と機械器具小売業販売額



外食売上高と宿泊業売上高



(備考) 上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府による季節調整値。ナンバードベース。機械器具小売業販売額 (名目) は、経済産業省「商業動態統計」により作成。季節調整値。
 下図：外食売上高 (名目) は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。宿泊業売上高 (名目) は、総務省「サービス産業動向調査」により作成。2024年1月以降は速報値。内閣府による季節調整値。

3. 民間設備投資 設備投資は、持ち直しの動きがみられる。

法人企業統計季报	(前年同期比、()内は季調済前期比、%)											
	[2023年実績] 2023年度実績	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年度 上期	2023年度 下期	2023年 4-6月期	7-9月期	10-12月期	2024年 1-3月期			
全産業	[54.5兆円] 55.6兆円	[6.1] 8.5	[9.1] 7.9	3.9	10.9	(▲ 1.3) 4.5	(2.3) 3.4	(10.7) 16.4	(▲ 4.2) 6.8			
製造業	[19.2兆円] 19.7兆円	[8.1] 9.8	[10.8] 10.0	5.2	13.9	(▲ 0.2) 4.9	(0.8) 5.5	(12.0) 20.6	(▲ 3.3) 8.7			
非製造業	[35.3兆円] 35.9兆円	[5.0] 7.9	[8.3] 6.7	3.2	9.4	(▲ 1.9) 4.4	(3.1) 2.2	(10.0) 14.2	(▲ 4.7) 5.8			
大中堅企業	[41.2兆円] 42.5兆円	[4.7] 7.5	[12.1] 11.8	6.7	15.6	(1.2) 3.9	(2.5) 9.3	(15.1) 24.3	(▲ 8.0) 9.7			
中小企業	[13.3兆円] 13.2兆円	[10.0] 11.7	[0.8] ▲ 3.2	▲ 3.1	▲ 3.2	(▲ 8.3) 6.4	(1.6) ▲ 10.7	(▲ 3.1) ▲ 3.0	(9.7) ▲ 3.5			

(備考) 1. 年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。金額はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。
2. ソフトウェア投資を含む。

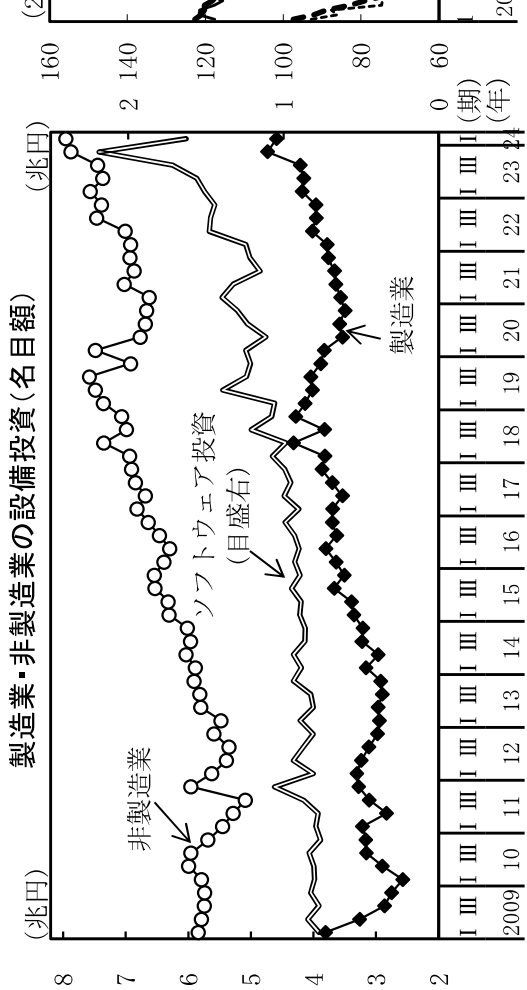
資本財出荷指数 (除く輸送機械)	(前年同期(月)比、()内は季調済前期(月)比、%)											
	[2023年実績] 2023年度	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	2月	3月	4月			
除く輸送機械	—	[6.4] 4.9	[▲ 5.2] ▲ 5.8	(▲ 3.2) ▲ 12.8	(0.9) ▲ 5.9	(▲ 2.0) ▲ 2.7	(▲ 4.1) ▲ 5.1	(7.9) ▲ 4.2	(▲ 0.1) 3.1			
輸送機械 含む	—	[7.0] 6.5	[▲ 1.8] ▲ 3.0	(▲ 2.1) ▲ 9.7	(3.2) 0.3	(▲ 4.1) ▲ 3.0	(▲ 2.3) ▲ 0.5	(3.6) ▲ 6.8	P P			
輸送機械	—	[4.2] 5.5	[0.0] ▲ 2.3	(▲ 2.5) ▲ 7.7	(4.0) 1.5	(▲ 8.1) ▲ 5.4	(▲ 2.9) ▲ 5.6	(7.1) ▲ 7.1	P P			
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	[10.4兆円] 10.3兆円	[5.2] 4.1	[▲ 3.6] ▲ 4.6	(▲ 1.4) ▲ 7.2	(▲ 1.3) ▲ 2.5	(4.4) ▲ 2.0	(7.7) ▲ 1.8	(2.9) 2.7	(▲ 2.9) 0.7			
建築着工 工事費予定額 (民間非居住用)	[10.7兆円] 11.2兆円	[4.8] 8.5	[3.4] 6.0	(7.6) ▲ 4.0	(13.8) 26.1	(▲ 11.2) 21.3	(▲ 20.0) 4.5	(21.2) 51.8	(30.1) 24.2			

(備考) 1. Pは速報値。
2. 建築着工工事費予定額(民間非居住用)は、建築着工統計調査報告(国土交通省)を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性が不明のため、()内は原数値の前期(月)比としている。
(前年度比、%)

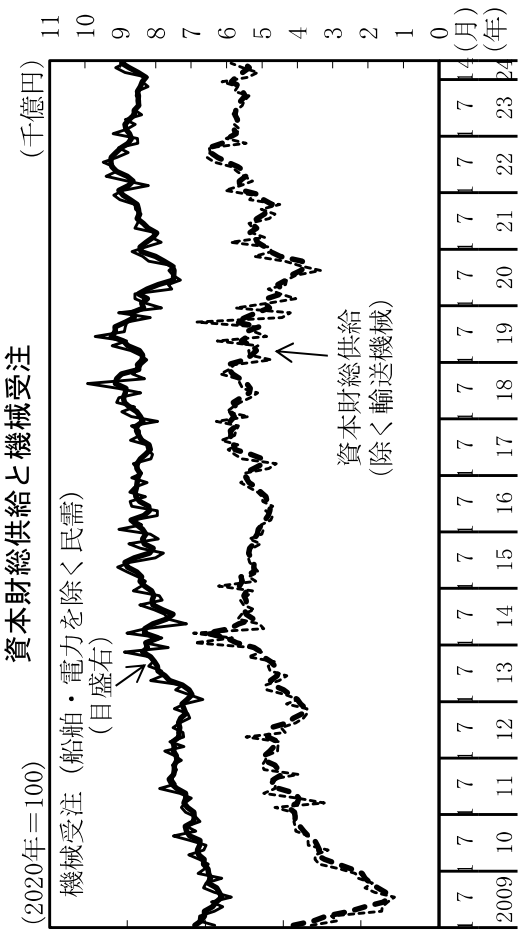
主要機関の設備投資アンケート調査結果

機関名 調査名	日本銀行 全国企業短期経済観測調査				日本政策投資銀行 全国設備投資計画調査				日本経済新聞社 設備投資動向調査				内閣府・財務省 法人企業景気予測調査		
	全規模	大企業	中小企業	資本金10億円以上	資本金10億円以上	資本金1億円 以上の有力企業	資本金1000万円以上	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
調査対象企業	2023年度 10.2	2023年度 9.5	2023年度 13.7	2023年度 20.7	2022年度 10.7	2023年度 20.7	2023年度 17.3	2023年度 15.6	2023年度 17.3	2023年度 17.3	2023年度 9.3	2023年度 9.3	2023年度 12.1	2023年度 12.1	2024年度 12.1
全産業	4.5	4.1	4.1	1.6	10.7	20.7	17.3	15.6	17.3	17.3	9.3	9.3	12.1	12.1	12.1
製造業	8.6	9.5	0.0	3.0	11.2	26.5	21.0	19.6	21.0	21.0	11.6	11.6	15.4	15.4	15.4
非製造業	11.9	9.5	23.2	0.8	10.4	17.6	11.5	9.9	11.5	11.5	8.3	8.3	10.3	10.3	10.3
調査時点	2023年2月~3月														
発表時期	2024年4月														
回答社数	9,118				1,706				874				11,111		

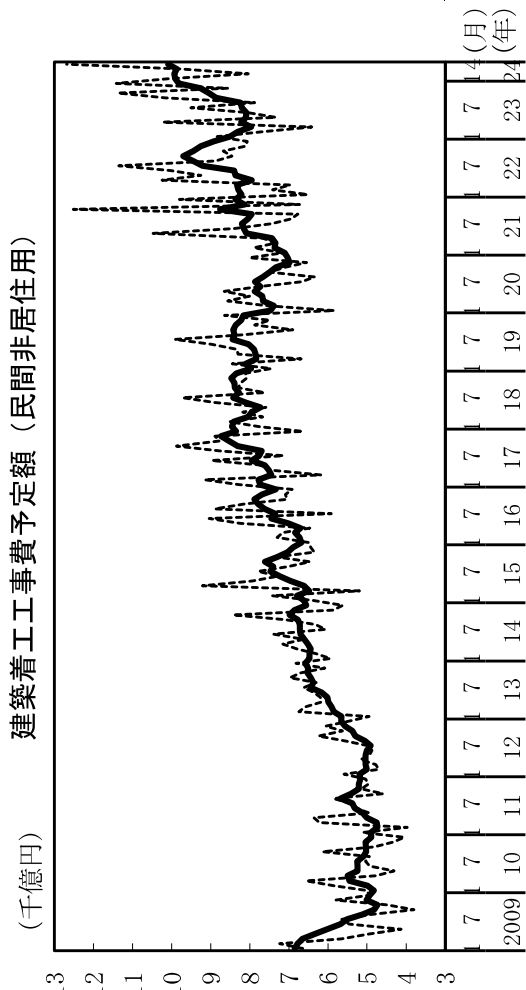
(備考) 1. 日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額(除く土地投資額)。回答社数は対象企業数。2010年度からリソース会計対応ベース。
2. 日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。
3. 内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額(除く土地購入額)。



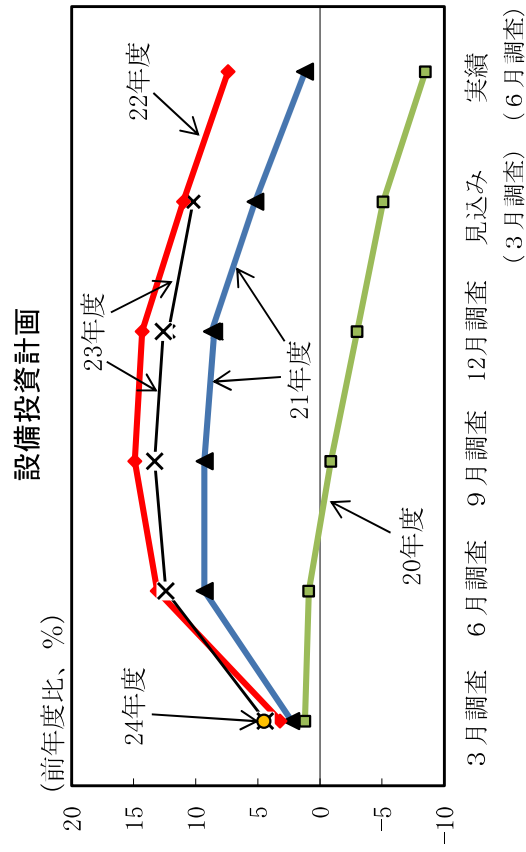
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
 2. 製造業と非製造業はソフトウェアを除く設備投資(当期末)、季節調整値。ソフトウェア投資は季節調整値。



(備考) 1. 経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
 2. 太線は後方3か月移動平均。



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
 2. 太線は後方6か月移動平均。
 3. 2017年3月から2023年3月までは国土交通省公表の参考値を使用。



(備考) 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
 2. 2022年3月調査及び2024年3月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、2021年度、2023年度のグラフが不連続となっている。

4. 住宅建設
住宅建設は、弱含んでいる。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	2024年 2月	3月	4月
新設住宅着工戸数 (万戸)	[86.0] 86.1	[82.0] 80.0	80.0	80.3	78.6	79.5	76.0	88.0
	[▲ 0.4] ▲ 0.6	[▲ 4.6] ▲ 7.0	(▲ 2.2) ▲ 7.7	(0.3) ▲ 6.3	(▲ 2.2) ▲ 9.6	(▲ 0.9) ▲ 8.2	(▲ 4.4) ▲ 12.8	(15.8) 13.9
建築主が民間	[0.5] ▲ 0.6	[▲ 4.6] ▲ 6.9	(▲ 1.1) ▲ 7.3	(0.1) ▲ 6.0	(▲ 2.2) ▲ 9.4	(▲ 1.1) ▲ 8.7	(▲ 5.0) ▲ 11.5	(16.0) 15.4
持家	[▲ 11.3] ▲ 11.8	[▲ 11.4] ▲ 11.5	(▲ 0.0) ▲ 8.6	(▲ 9.4) ▲ 16.2	(6.3) ▲ 9.0	(7.1) ▲ 11.2	(▲ 1.7) ▲ 4.8	(▲ 1.1) ▲ 3.9
貸家	[7.4] 5.0	[▲ 0.3] ▲ 2.0	(▲ 2.7) ▲ 2.6	(0.1) ▲ 3.3	(1.0) ▲ 4.3	(▲ 1.0) 1.0	(▲ 7.9) ▲ 13.4	(24.5) 20.6
分譲	[4.7] 4.5	[▲ 3.6] ▲ 9.4	(▲ 3.1) ▲ 13.5	(10.0) ▲ 0.3	(▲ 12.9) ▲ 16.9	(▲ 9.3) ▲ 17.7	(0.5) ▲ 16.8	(15.1) 16.5
一戸建て	[3.5] 0.2	[▲ 6.1] ▲ 7.5	(▲ 3.2) ▲ 9.3	(▲ 0.5) ▲ 5.9	(▲ 6.2) ▲ 10.9	(▲ 5.9) ▲ 13.1	(0.6) ▲ 12.8	(▲ 1.2) ▲ 14.2
マンション	[6.4] 10.5	[▲ 0.3] ▲ 11.9	(▲ 3.0) ▲ 19.2	(25.2) 7.6	(▲ 20.6) ▲ 22.9	(▲ 13.8) ▲ 23.0	(0.4) ▲ 20.8	(37.9) 68.7
着工床面積	[▲ 2.3] ▲ 3.5	[▲ 7.0] ▲ 9.4	(▲ 2.2) ▲ 9.3	(▲ 2.0) ▲ 9.2	(▲ 2.5) ▲ 12.5	(▲ 2.1) ▲ 13.1	(▲ 2.6) ▲ 12.9	(13.4) 9.1
建築主が民間	[▲ 2.3] ▲ 3.5	[▲ 7.0] ▲ 9.4	(▲ 1.5) ▲ 9.0	(▲ 2.2) ▲ 9.1	(▲ 2.4) ▲ 12.4	(▲ 2.2) ▲ 13.3	(▲ 3.1) ▲ 12.1	(13.4) 10.0
工事費予定額平米単価 (万円)	[21.0] 21.3	[23.5] 24.1	23.8	24.4	24.8	24.8	24.7	25.3
	[4.4] 5.0	[11.9] 13.2	12.8	14.6	11.5	13.1	12.4	10.4

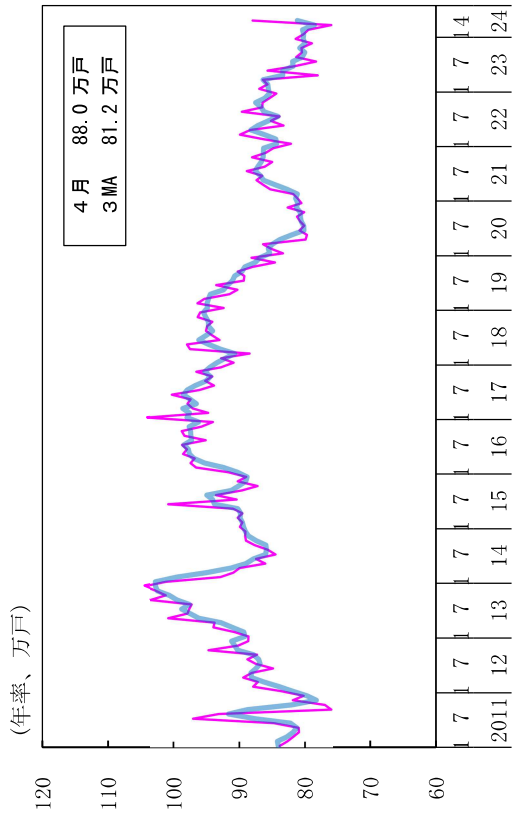
(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。

2. 「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。

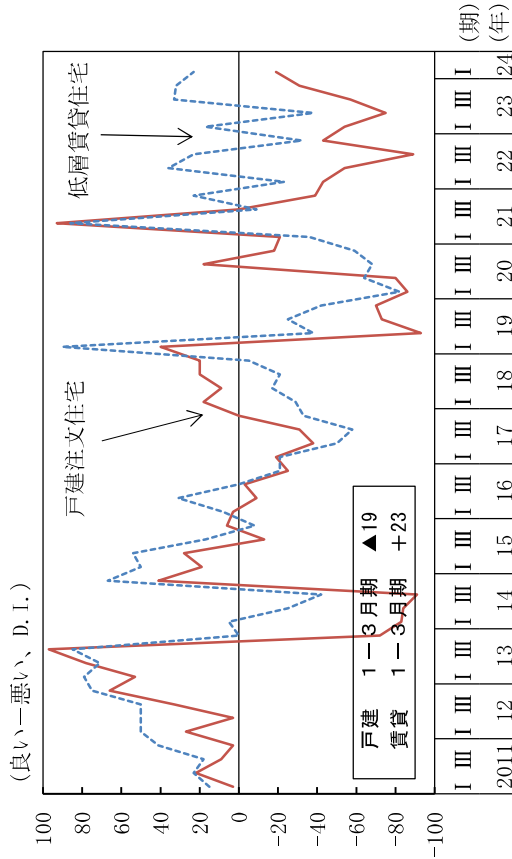
3. 「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。

4. 「工事費予定額平米単価」は、「居住専用+居住産業併用×0.7」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

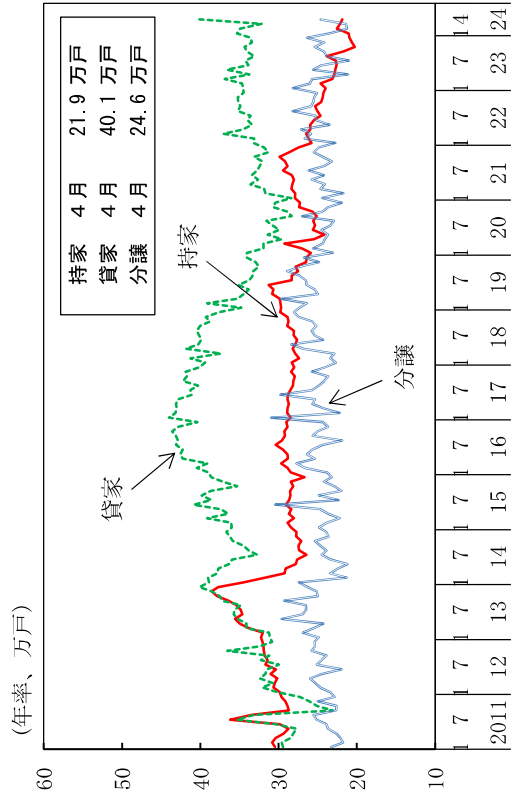
住宅着工戸数 (季節調整値)



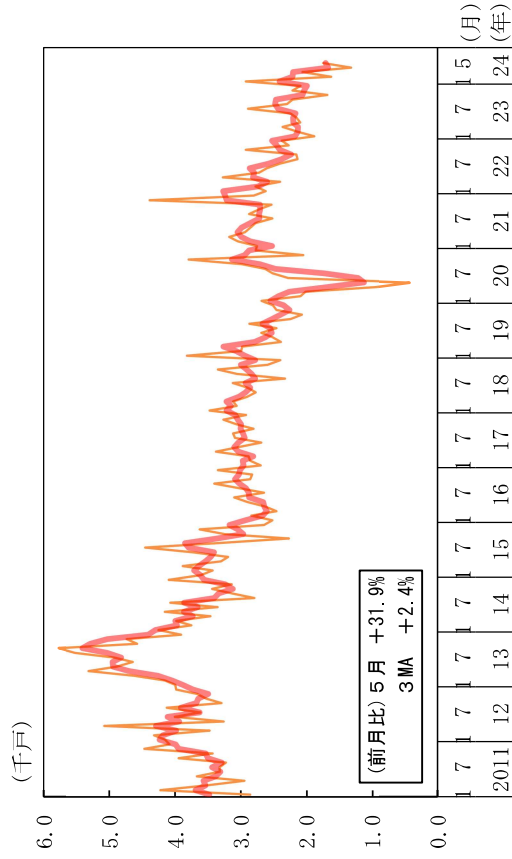
住宅景況判断指数 (受注戸数)



利用関係別住宅着工戸数 (季節調整値)



首都圏のマニション総販売戸数 (季節調整値)



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」、(一社)住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、(株)不動産経済研究所資料により作成。太線は後方3か月移動平均。
 2. 住宅景況判断指数(受注戸数)は、住宅生産団体連合会の会員企業等の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比(実線)について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の5段階の評価値に応じた評価により加重平均して算出した値(-100~+100)。
 3. 首都圏のマニション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

5. 公共投資
公共投資は、底堅く推移している。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年10-12月	2024年1-3月	2024年2月	3月	4月	5月
公共工事受注額	[▲ 1.4] 7.2	[3.3] ▲ 2.8	(0.7) ▲ 5.3	(5.1) ▲ 3.4	(17.0) ▲ 21.0	(5.5) 11.6	(10.7) 26.5	—
公共工事受注額 (大手50社)	[▲ 12.1] 10.6	[19.8] 15.7	(▲ 11.9) 7.4	(23.2) 18.9	(11.9) ▲ 20.1	(25.1) 45.9	(21.1) 55.9	—
公共工事請負金額	[▲ 4.7] ▲ 0.4	[7.1] 5.3	(1.8) 8.3	(10.7) 5.2	(21.7) ▲ 0.7	(▲ 10.1) 6.2	(1.4) 18.8	(▲ 3.6) 12.3
公共工事出来高	[0.7] 4.0	[4.8] 0.7	(▲ 1.9) ▲ 0.2	(▲ 2.4) ▲ 5.5	(▲ 0.1) ▲ 5.0	(▲ 0.4) ▲ 6.0	(8.1) 2.8	—
公的固定資本形成 (名目)	[▲ 5.2] ▲ 1.7	[5.9] 7.0	(0.3) 4.8	(3.8) 8.2				

(備考) 1. 内閣府「四半別GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
 2. 公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における1件500万円以上の工事。
 3. 「建設工事受注動態統計調査」(大手50社除く)は、2021年4月分から推計方法を変更したため、2021年3月までの数値と4月以降の数値は推計方法が異なる。
 なお、前年(度)比は、2021年3月以前分に新推計方法に基づき参考値として再集計した値を用いて算出。
 4. 公共工事受注額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

(参考)

①国の公共事業関係費(一般会計)

年度	2021	2022	2023	2024
当初予算 (億円)	60,549	60,574	60,801	60,828
(前年度比、%)	▲ 11.5	0.0	[60,600]	0.0
補正後予算 (億円)	80,518	80,531	82,579	—
(前年度比、%)	▲ 13.0	0.0	2.5	—

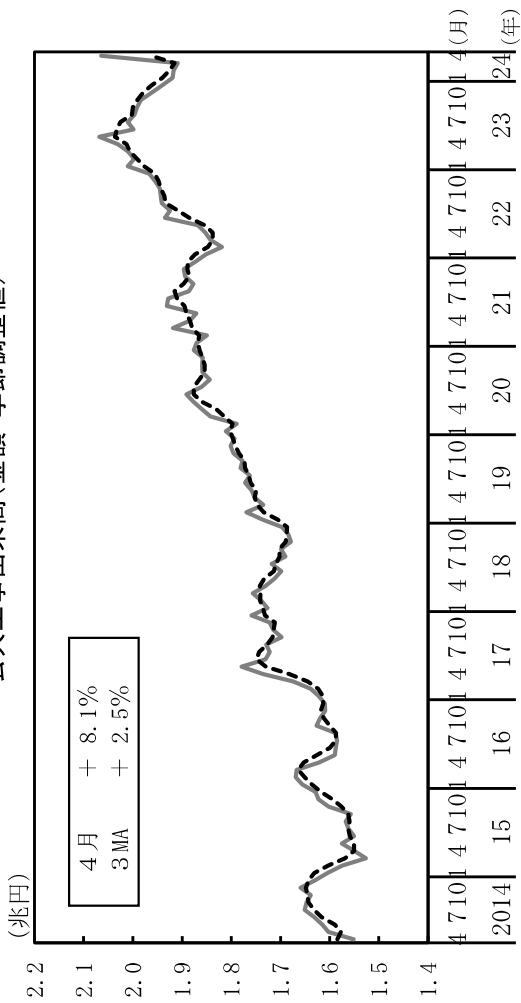
②地方の普通建設事業費

(前年度比、%)

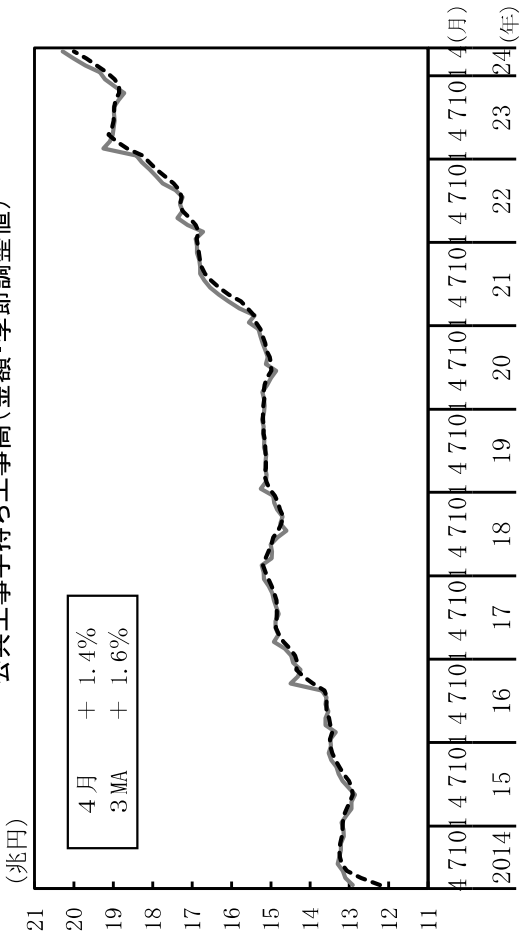
調査機関 区分	総務省 (当初予算)		時事通信社 (当初予算)		日経グローバル (当初予算)	
	2022年度	2023年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
普通建設事業費	0.6	3.3	2.9	3.7	5.4	6.3
うち補助事業費	▲ 1.1	3.5	3.4	▲ 0.4	4.4	3.1
うち単独事業費	1.8	4.0	3.3	8.3	7.0	9.8
調査対象	普通会計、当初予算。		一般会計、当初予算。		一般会計、当初予算。	
	都道府県、政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		都道府県及び政令指定都市の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	

(備考) 1. 財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、(株)時事通信社調査、(株)時事通信社調査、「日経グローバル」調査などにより作成。
 2. ①の2021年度および2022年度における[]内は、デジタル庁一括計上に伴う組替え前の計数であり、2023年度における[]内は、水道事業の国土交通省への移管に伴う組替え前の計数である。

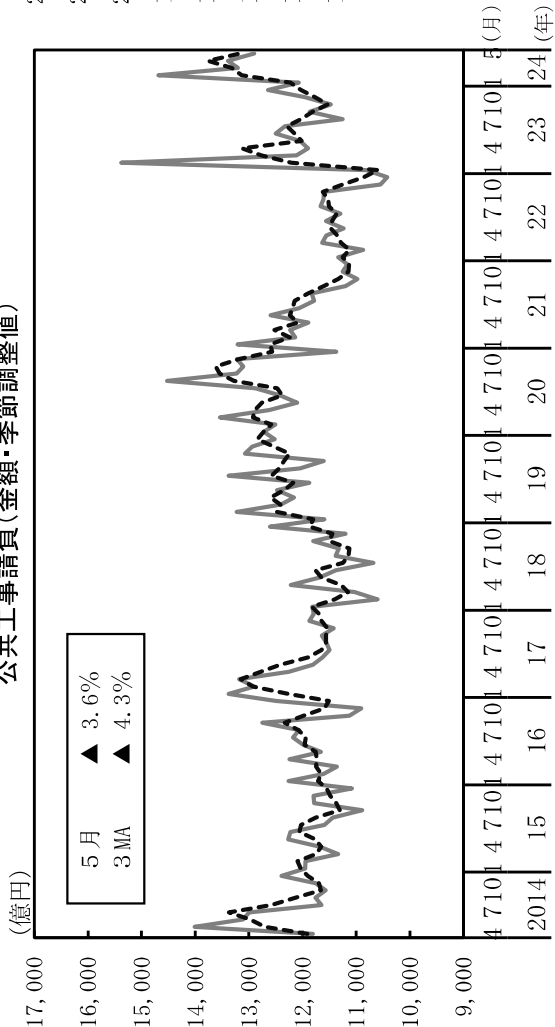
公共工事出来高(金額・季節調整値)



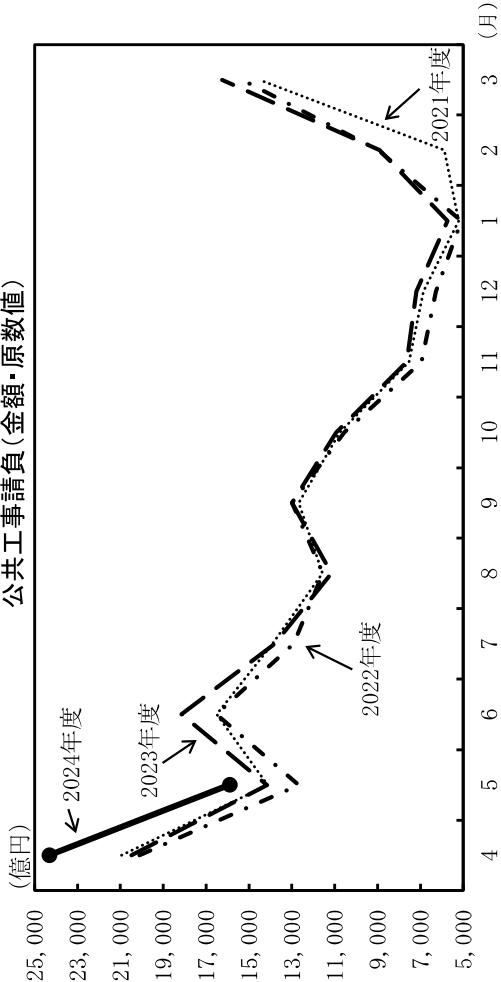
公共工事手持ち工事高(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・原数値)



(備考)

左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
左下図：東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。

(備考)

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
右下図：東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。

6. 輸出・輸入・国際収支

輸出は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

輸入は、おおむね横ばいとなっている。

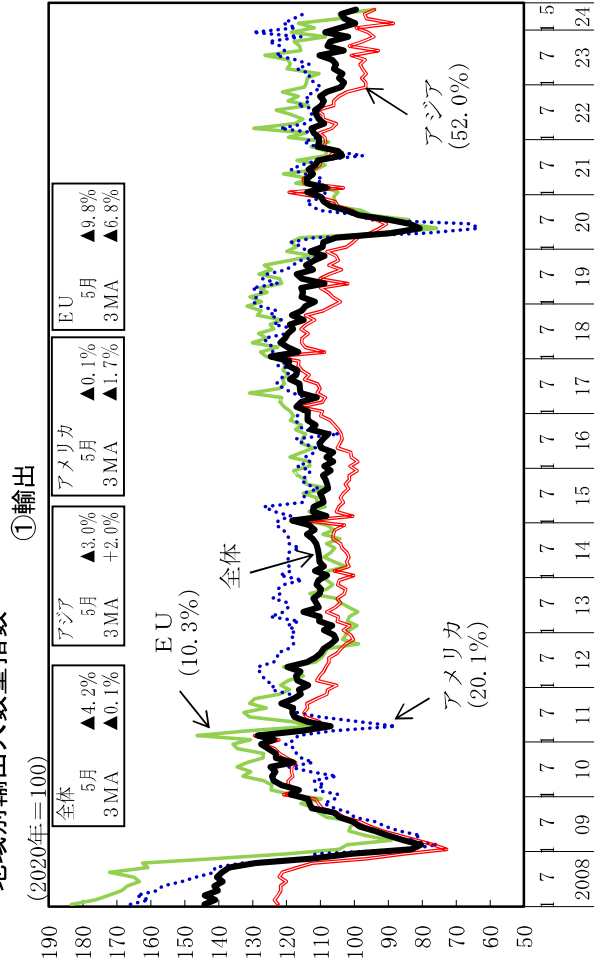
貿易・サービス収支は、赤字となっている。

(輸出入数量指数は2020年=100、前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季節調整済前期(月)比、經常収支とその内訳は季節調整値、Pは速報値)

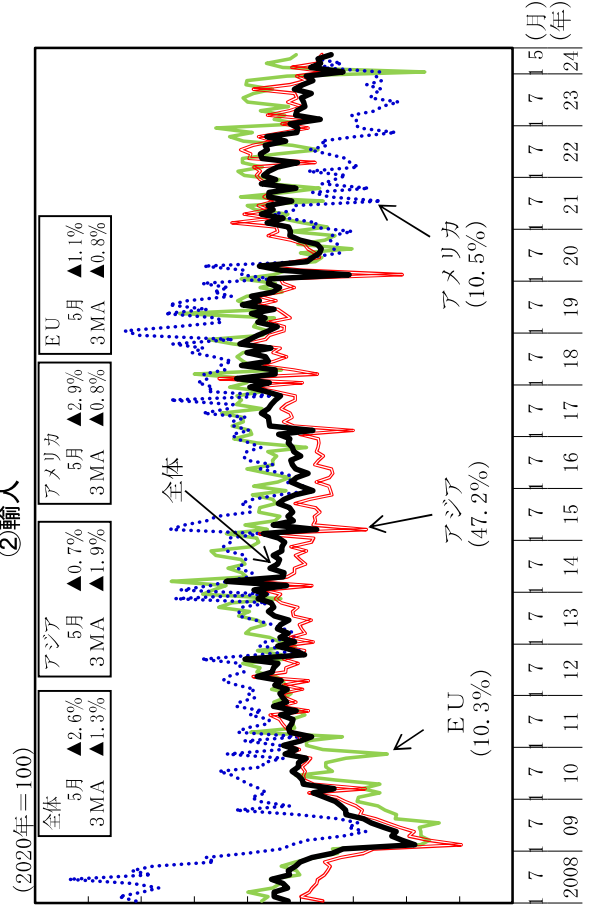
	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年 10-12月	2024年 1-3月	2024年 3月	4月	5月
輸出数量指数 (%)	[▲0.6] ▲2.2	[▲4.0] ▲2.4	(▲1.2) ▲2.0	(▲3.3) ▲0.7	(▲3.3) ▲2.1	(0.8) ▲3.2	P (▲4.2) P ▲0.9
輸入数量指数 (%)	[▲0.4] ▲1.9	[▲4.9] ▲5.2	(▲0.9) ▲3.3	(▲3.3) ▲5.9	(▲1.9) ▲9.7	P (0.5) P 0.7	P (▲2.6) P ▲1.9
貿易・サービス収支(億円)	[▲210,665] ▲231,771	[▲94,167] ▲60,230	▲10,073	P ▲18,386	P ▲8,523	P ▲5,529	—
貿易収支(億円)	[▲155,107] ▲177,869	[▲65,009] ▲35,725	▲11,440	P ▲11,333	P ▲5,740	P ▲4,151	—
第一次所得収支(億円)	[350,477] 353,150	[349,240] 355,312	86,496	P 89,230	P 31,525	P 34,330	—
經常収支(億円)	[114,486] 90,787	[213,810] 253,390	66,306	P 60,923	P 20,106	P 25,241	—
金融収支(億円)(原数値)	[64,253] 91,471	[233,037] 214,532	34,428	P 59,758	P 24,782	P 22,526	—

地域別輸出入数量指数

(2020年=100)



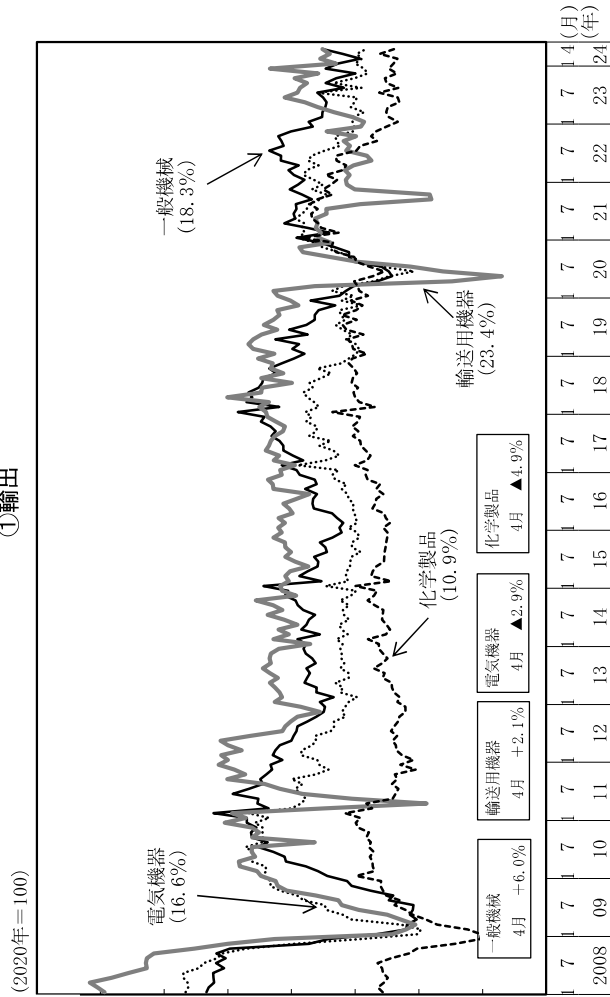
②輸入



(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2023年の金額ウェイト。なお、EUは27か国ベース。

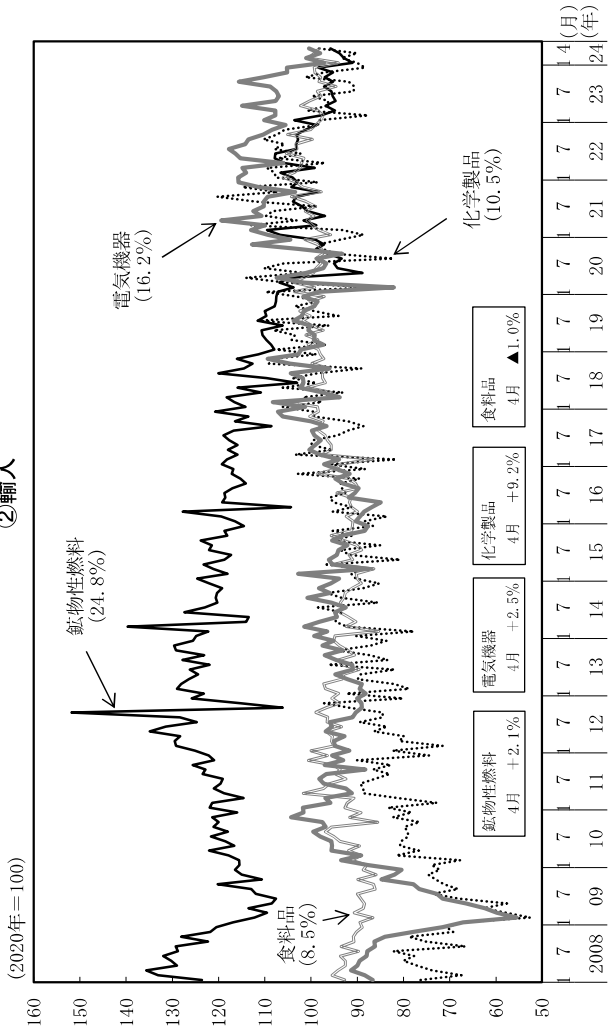
品目別輸出入数量指数

①輸出

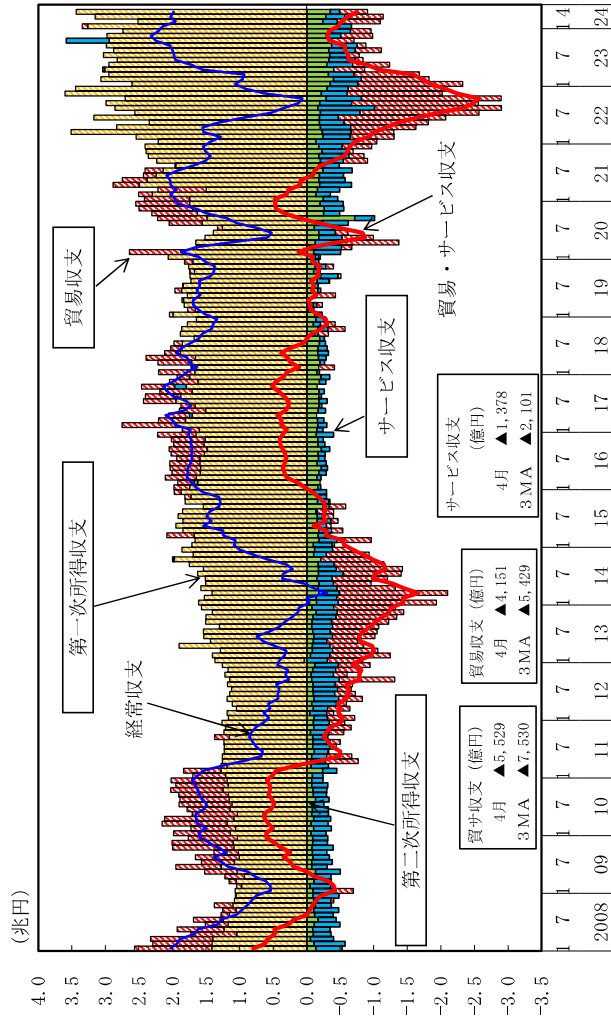


(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2023年の金額ウェイト。

②輸入

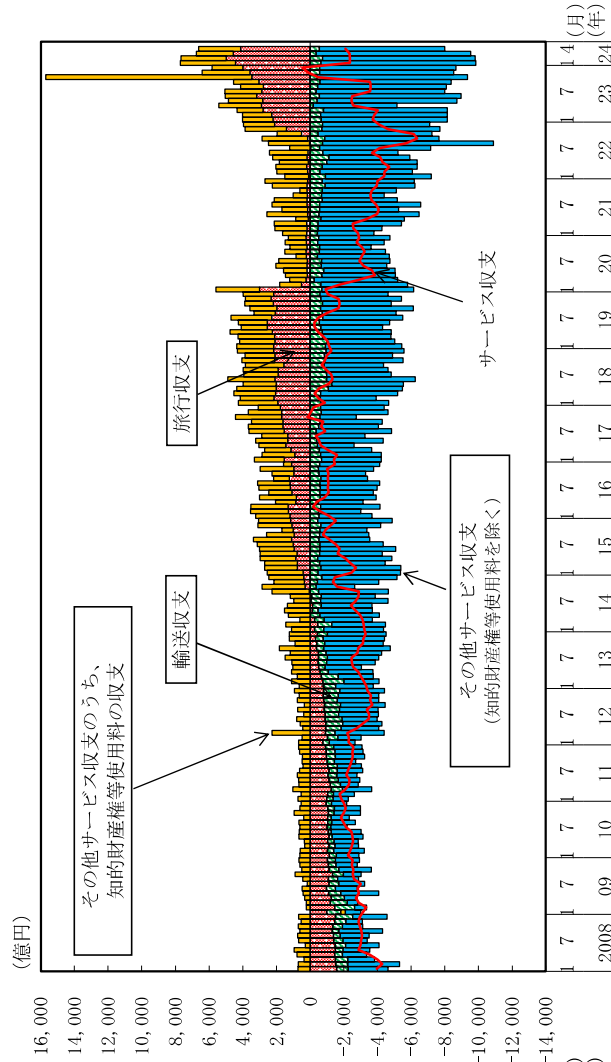


経常収支



(備考) 1. 財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知的財産権等使用料の収支及びその他サービス収支(知的財産権等使用料を除く)は、内閣府による季節調整値。
2. 積上げは単月の値。折線は後方3か月移動平均の値。

サービス収支



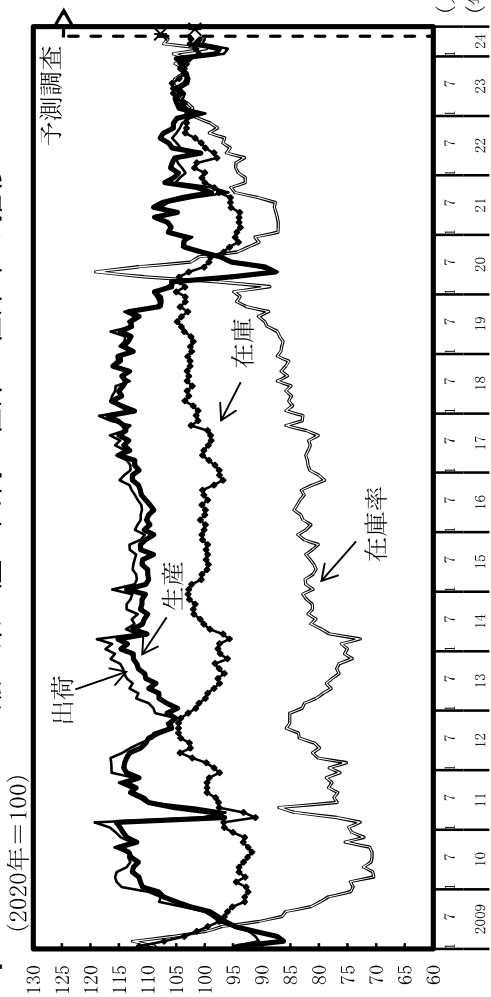
7. 生産・出荷・在庫
生産は、このところ持ち直しの動きがみられる。

	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年 7－9月期	10－12月期	2024年 1－3月期	2024年 2月	3月	4月
鉱工業生産指数	[▲ 0.1] ▲ 0.3	[▲ 1.3] ▲ 1.9	(▲ 1.4) ▲ 3.9	(1.1) ▲ 0.7	(▲ 5.2) ▲ 4.0	(▲ 0.6) ▲ 3.9	(4.4) ▲ 6.2	(▲ 0.9) ▲ 1.8
鉱工業出荷指数	[▲ 0.5] ▲ 0.1	[▲ 0.7] ▲ 1.6	(▲ 0.9) ▲ 2.5	(0.6) ▲ 0.3	(▲ 5.8) ▲ 4.6	(▲ 0.7) ▲ 4.7	(4.7) ▲ 6.8	(▲ 0.4) ▲ 1.4
鉱工業在庫指数	[2.7] 2.2	[▲ 0.5] ▲ 1.0	(▲ 1.8) 0.0	(▲ 0.9) ▲ 0.5	(▲ 0.1) ▲ 1.0	(0.6) ▲ 1.7	(1.0) ▲ 1.0	(▲ 0.2) ▲ 2.4
製造工業生産能力指数 (2020年=100)	[98.2] 98.4	[98.5] 98.2	98.5	98.5	98.2	98.4	98.2	97.9
製造工業稼働率指数 (2020年=100)	[108.1] 107.9	[107.0] 105.0	(106.5)	(106.7)	(98.7)	(98.1)	(99.4)	(99.7)
第3次産業 活動指数	[1.6] 2.3	[1.9] P 1.4	(0.8) 2.4	(▲ 0.5) 1.0	P (▲ 0.1) P 0.9	P (2.1) P 2.8	P (▲ 2.3) P ▲ 0.8	P (1.9) P 1.4

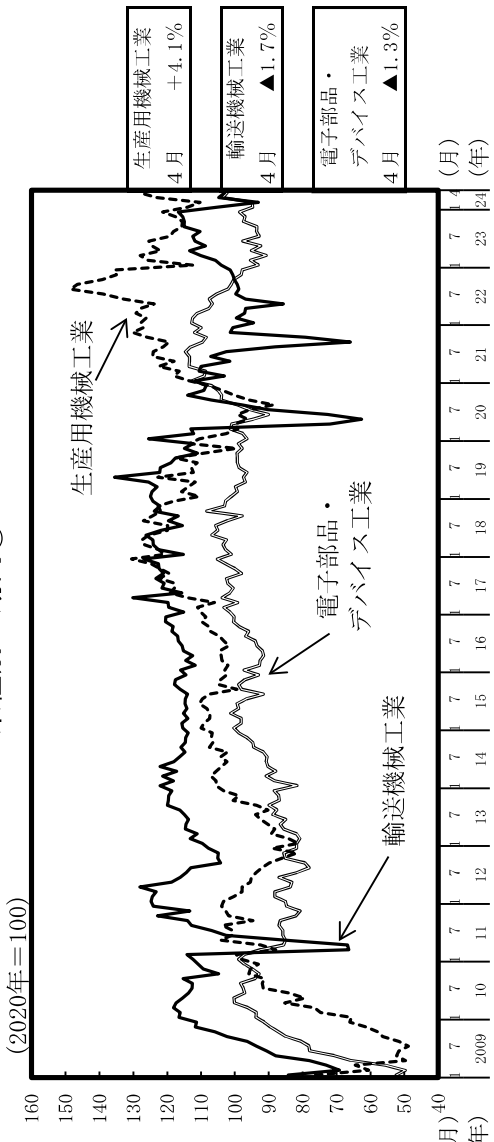
予測調査
5月 ▲6.9%
6月 ▲5.6%

(備考) 1. 経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第3次産業活動指数」により作成。Pは速報値。
2. 鉱工業生産・出荷・在庫指数、第3次産業活動指数の暦年・年度の下端は前年度比、上段の□内は前年比。四半期・月次の下端は前年同期（月）比、上段の○内は季節調整前同期（月）比。

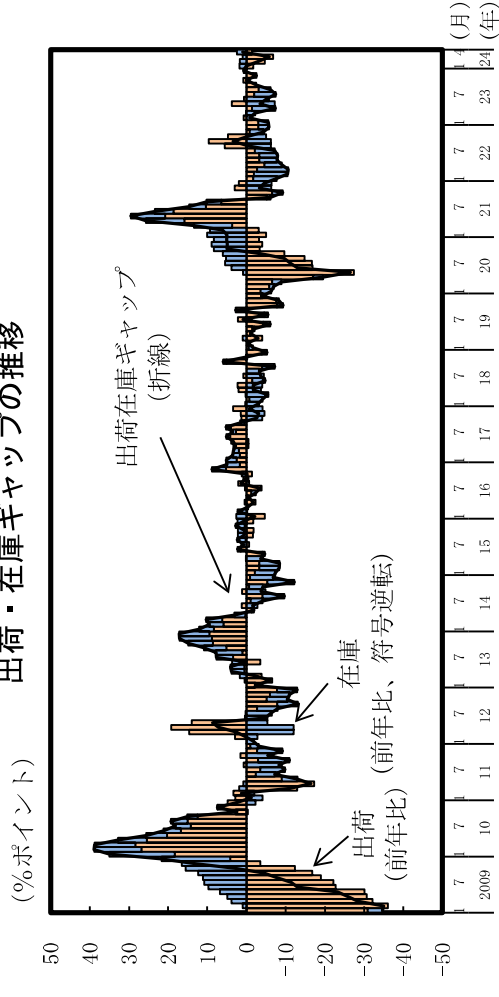
鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移



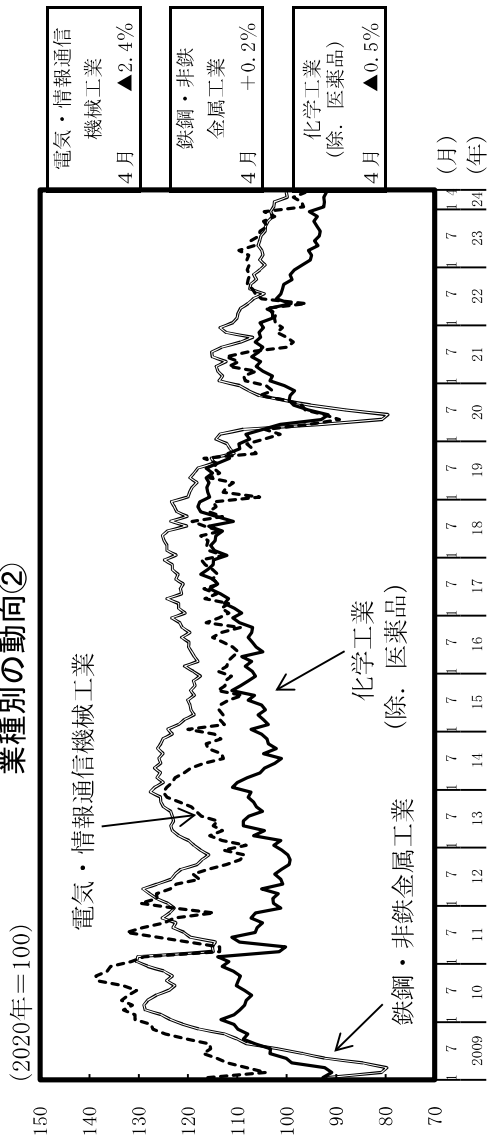
業種別の動向①



出荷・在庫ギャップの推移



業種別の動向②



(備考) 経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ=出荷(前年比) - 在庫(前年比)。

8. 企業収益・業況判断

企業収益は、総じてみれば改善している。

企業の業況判断は、改善している。ただし、製造業の一部では、一部自動車メーカーの生産・出荷停止による影響がみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2024年3月調査）」

経常利益	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		計画
	実績	実績	実績	実績	上期	下期	上期	下期	
全規模	42.7	16.2	6.9	12.2	1.1	▲ 3.0	▲ 5.8	0.3	
大企業	53.7	11.7	7.4	4.5	11.6	▲ 4.0	▲ 6.7	▲ 0.2	
非製造業	44.4	32.7	8.7	27.1	▲ 10.1	▲ 3.4	▲ 5.6	▲ 0.3	
中小企業	45.0	▲ 7.8	2.2	0.7	3.7	0.8	▲ 5.4	7.1	
非製造業	21.8	8.4	5.2	16.2	▲ 3.1	▲ 1.4	▲ 1.4	1.4	

(前年同期比、%)

財務省「法人企業統計季报」

経常利益	2022年		2023年		2022年度		2023年度		2024年1—3月	
	2022年	2023年	2022年度	2023年度	2023年4—6月	7—9月	10—12月	2024年1—3月		
全規模全産業	11.2	12.0	8.8	14.6	11.6 (10.1)	20.1 (▲ 0.6)	13.0 (▲ 1.9)	15.1 (6.7)		
製造業	11.1	0.1	2.6	8.8	0.4 (12.7)	▲ 0.9 (4.3)	19.9 (▲ 2.0)	23.0 (5.1)		
非製造業	11.3	19.8	13.0	18.1	19.0 (8.8)	40.0 (▲ 3.2)	9.5 (▲ 1.8)	11.5 (7.6)		
大中堅企業	17.0	11.5	12.2	14.7	9.4 (11.5)	18.3 (▲ 2.6)	20.1 (5.1)	13.4 (▲ 0.5)		
中小企業	▲ 5.0	13.5	▲ 1.0	14.4	23.5 (5.7)	26.8 (6.0)	▲ 7.3 (▲ 23.1)	18.8 (36.3)		

(前年同期比、()内は季調済前期比、%)

(備考) 大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。

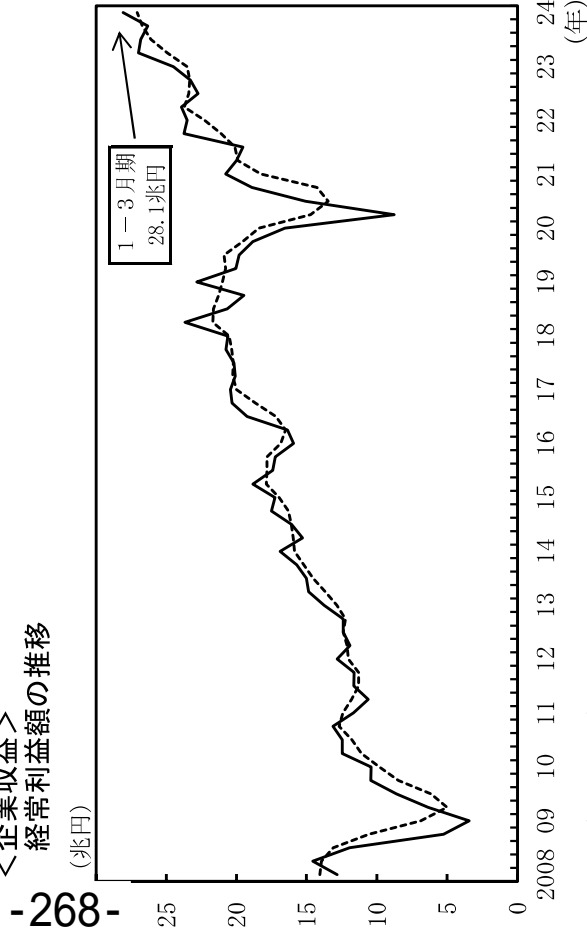
(%ポイント)
→ 見込み

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2024年3月調査）」

業況判断D I	2022年9月		2023年3月		2023年9月		2024年3月		6月	
	2022年9月	12月	2023年3月	6月	2023年9月	12月	2024年3月	6月		
全規模	+ 3	+ 6	+ 5	+ 8	+ 10	+ 13	+ 12	+ 9		
製造業	+ 0	+ 2	▲ 4	▲ 1	+ 0	+ 5	+ 4	+ 4		
非製造業	+ 5	+ 10	+ 12	+ 14	+ 16	+ 18	+ 18	+ 13		
大企業	+ 8	+ 7	+ 1	+ 5	+ 9	+ 12	+ 11	+ 10		
非製造業	+ 14	+ 19	+ 20	+ 23	+ 27	+ 30	+ 34	+ 27		
中小企業	▲ 4	▲ 2	▲ 6	▲ 5	▲ 5	+ 1	▲ 1	+ 0		
非製造業	+ 2	+ 6	+ 8	+ 11	+ 12	+ 14	+ 13	+ 8		

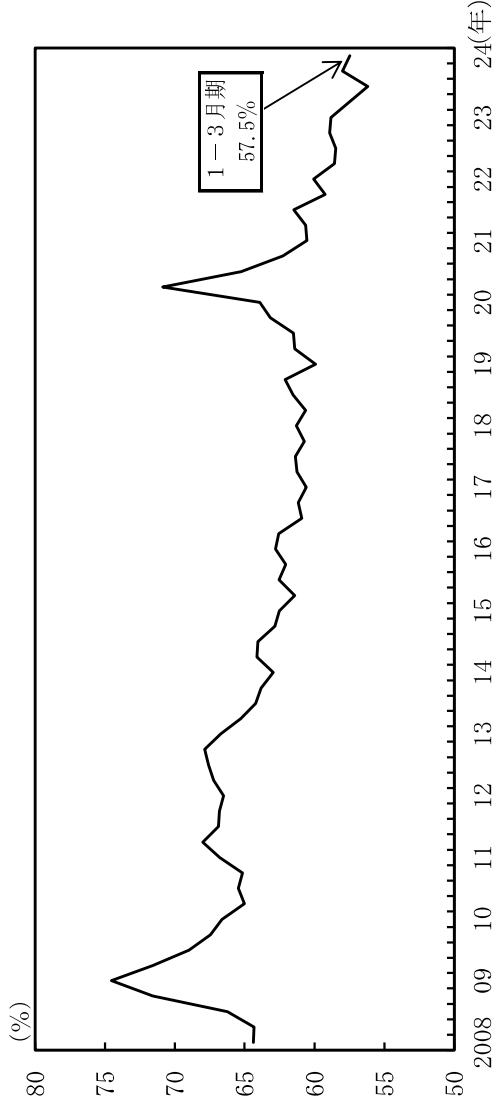
(備考) D I = 「良い」とみる企業の割合 (%) - 「悪い」とみる企業の割合 (%)

<企業収益> 経常利益額の推移



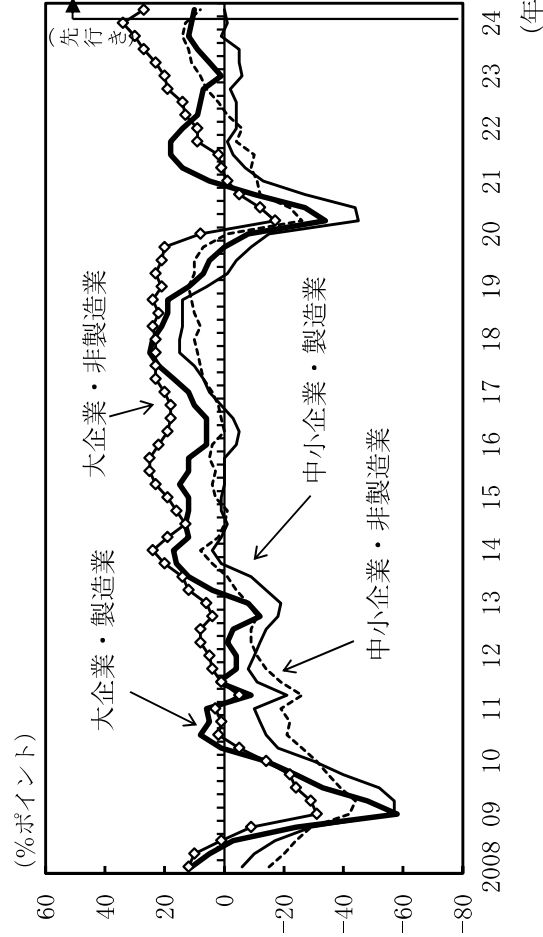
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 季節調整値。点線は後方3四半期移動平均。

労働分配率の推移



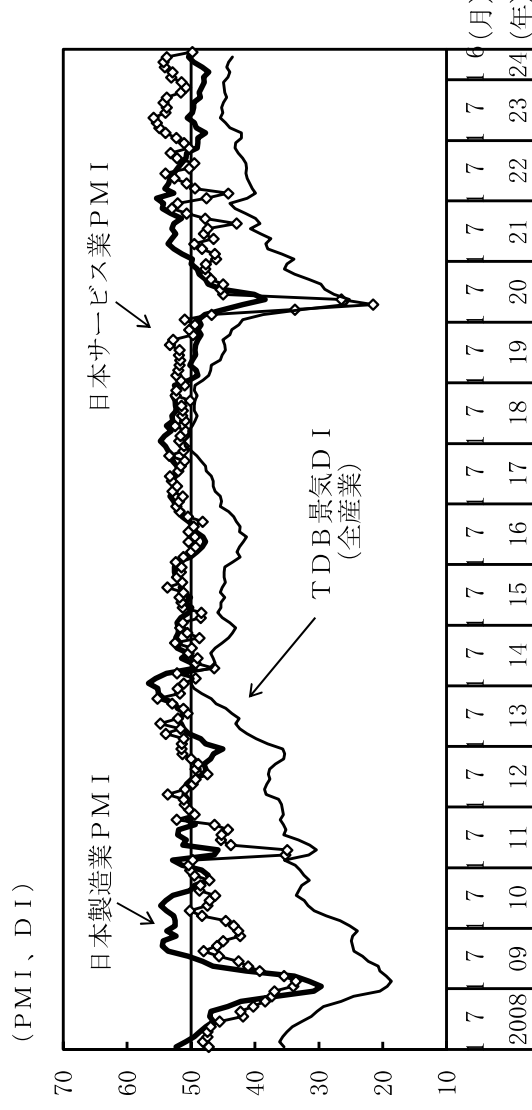
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 労働分配率＝人件費／(人件費＋営業利益＋減価償却費＋受取利息)
3. 内閣府の試算による季節調整値。

<企業の景況感> 日銀短期の業況判断D I の推移



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。D Iは「良い」－「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移



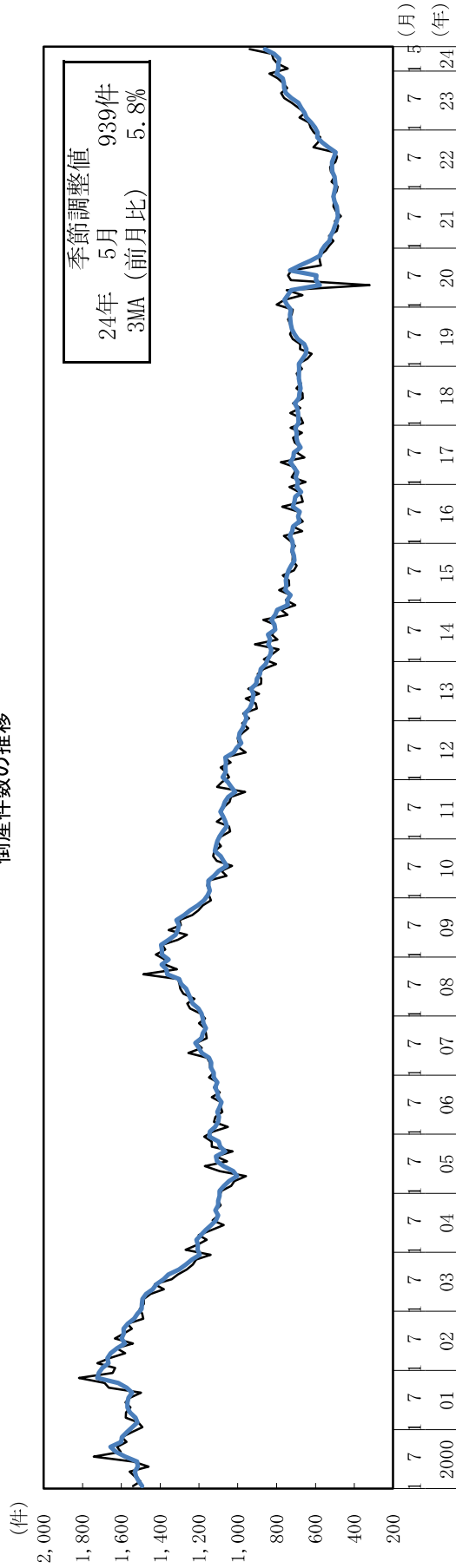
(備考) 1. S&P Global社、(株)帝国データバンク「TDB景気動向調査(全国)」により作成。
2. PMIは、「前月に比べ増加(改善)」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を2で除した値を足した値(季節調整値)。DIは、景気の現状について7段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

9. 倒産 倒産件数は、増加がみられる。

(株) 東京商工リサーチ (TSR) 「倒産月報」 (前年比は原数値、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年10-12月期	2024年1-3月期	2024年3月	2024年4月	2024年5月
企業倒産件数	[6,030] 5,980	[6,428] 6,880	[8,690] 9,053	2,410	2,319	906	783	1,009
前年比 (%)	[▲22.4] ▲16.5	[6.6] 15.0	[35.1] 31.5	(5.0)	(▲1.8)	(2.7)	(0.8)	(13.8)
前月比 (%)								
負債金額 (億円)	[11,507] 11,679	[23,314] 23,243	[24,026] 24,630	5,061	3,609	1,422	1,134	1,367
前年比 (%)	[▲5.6] ▲3.3	[102.6] 99.0	[3.0] 5.9	79.6	20.1	▲3.5	▲44.3	▲50.9
大型倒産除く (億円)	[4,984] 4,964	[5,732] 6,069	[7,172] 7,725	1,927	2,151	855	665	866
前年比 (%)	[▲18.4] ▲10.7	[15.0] 22.2	[25.1] 27.2	20.5	34.6	22.6	32.7	39.9

倒産件数の推移



(備考) 1. (株)東京商工リサーチ (TSR) 「倒産月報」により作成。
2. 内閣府による季節調整値。太線は後方3か月移動平均。

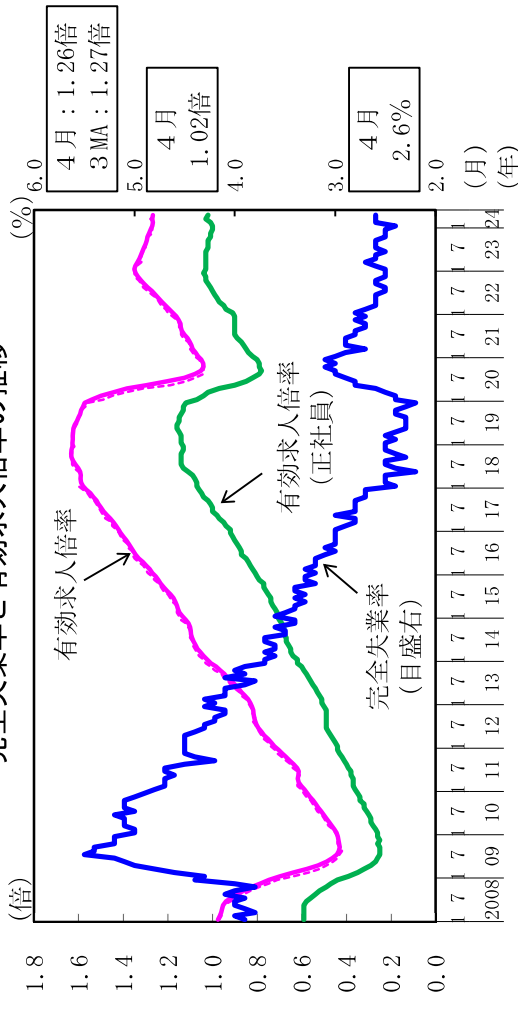
10. 雇用情勢 雇用情勢は、改善の動きがみられる。

(前年同期(月)比、[]内は暦年ベース、()内は季調済前期(月)比、%、完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値)

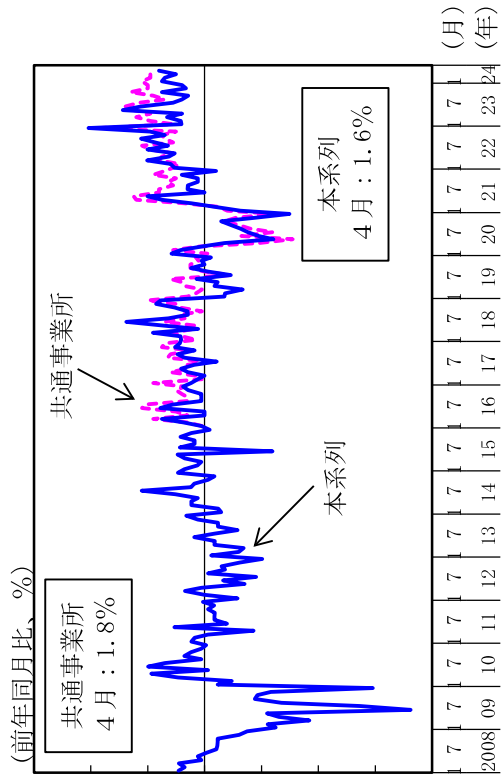
	2022年度[年]	2023年度[年]	2023年7-9月	10-12月	2024年1-3月	2024年2月	3月	4月
完全失業率 (%)	2.6 [2.6]	2.6 [2.6]	2.6	2.5	2.6	2.6	2.6	2.6
うち15~24歳	4.4 [4.4]	3.9 [4.1]	3.9	3.9	4.1	4.2	4.5	4.1
完全失業者数総数 (万人)	178 [179]	178 [178]	181	175	178	182	182	183
うち非自発的な離職による者	44 [46]	43 [43]	43	41	42	44	46	44
雇用者数	0.6 [0.4]	0.7 [0.6]	0.7 (0.2)	0.6 (0.0)	0.9 (0.2)	1.3 (0.3)	0.7 (▲0.2)	0.5 (▲0.1)
常用労働者数(労働者計)	1.1 [0.8]	1.8 [1.9]	1.9 (0.4)	2.0 (0.4)	1.3 (▲0.2)	1.3 (0.2)	1.4 (0.2)	1.2 (0.1)
新規求人数	9.3 [10.8]	▲2.4 [0.1]	▲1.7 (▲0.7)	▲3.3 (▲0.7)	▲4.6 (0.5)	▲3.6 (1.6)	▲7.4 (▲0.7)	▲2.3 (▲4.1)
有効求人数	10.8 [12.7]	▲1.6 [0.9]	▲1.1 (▲0.5)	▲2.7 (▲1.1)	▲3.7 (▲0.2)	▲3.1 (0.5)	▲4.4 (▲0.9)	▲3.6 (▲1.3)
有効求人倍率 (倍)	1.31 [1.28]	1.29 [1.31]	1.29	1.28	1.27	1.26	1.28	1.26
正社員 (倍)	1.01 [0.99]	1.02 [1.02]	1.02	1.01	1.01	1.01	1.03	1.02
所定外労働時間(残業時間等)	3.9 [4.6]	▲2.0 [▲0.9]	▲2.0 (▲1.7)	▲2.5 (▲1.3)	▲2.9 (▲0.8)	▲2.0 (4.0)	▲2.8 (▲1.3)	▲2.8 (▲0.3)
製造業	2.2 [6.2]	▲5.9 [▲5.5]	▲6.8 (▲2.4)	▲6.3 (▲2.1)	▲6.7 (▲4.8)	▲7.0 (1.7)	▲5.5 (1.3)	▲6.4 (▲0.7)
現金給与総額(一人当たり・名目)	1.9 [2.0]	1.3 [1.2]	0.9 (▲1.0)	0.9 (0.4)	1.3 (0.4)	1.4 (0.1)	1.0 (0.5)	1.6 (0.2)
※共通事業所	-	-	-	-	-	1.9	1.9	1.8
実質賃金(一人当たり)	▲1.8 [▲1.0]	▲2.2 [▲2.5]	▲2.6	▲2.5	▲1.6	▲1.8	▲2.1	▲1.2
定期給与(名目)	1.3 [1.4]	1.2 [1.1]	1.1 (0.1)	1.2 (0.3)	1.4 (0.1)	1.5 (0.6)	1.5 (▲0.2)	1.6 (0.5)
※共通事業所	-	-	-	-	-	1.9	2.0	2.1

(備考) 1. 常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列(2019年5月以前は抽出調査、6月以降は全数調査)を掲載。なお、賃金と労働時間には、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都[500人以上規模の事業所]について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Pは速報値。
2. 定期給与とは、きまって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。

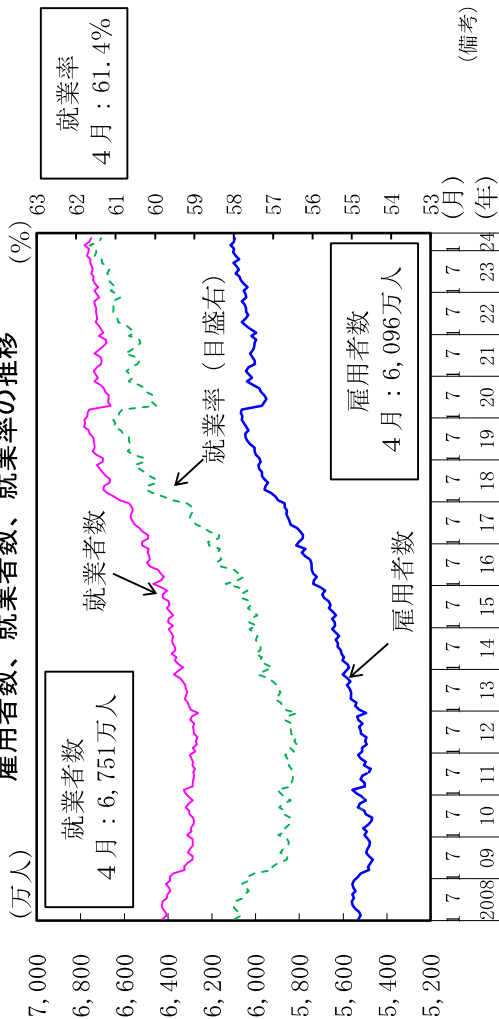
完全失業率と有効求人倍率の推移



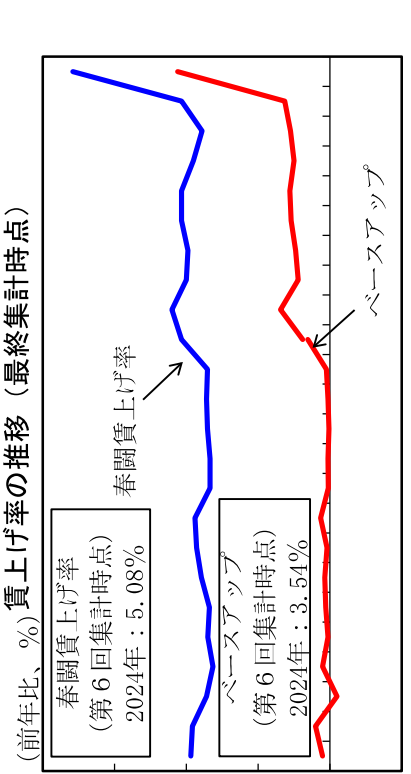
現金給与総額（本系列と共通事業所）の推移



雇用者数、就業者数、就業率の推移



賃上げ率の推移（最終集計時点）



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
 2. 総務省「労働力調査」の2011年3～8月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
 3. 有効求人倍率について、点線は単月、実線は3か月移動平均。

- (備考) 1. 上図は厚生労働省「毎月労働統計調査」、下図は、中央労働委員会「賃金事情等総合調査」、日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果」により作成。
 2. 本系列は、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。共通事業所は、2016年1月より公表。
 3. 賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当の賃上げ率。ベースアップ率は、2013年までは賃金事情等総合調査、2014年以降は春季生活闘争回答集計結果による。

11. 物価

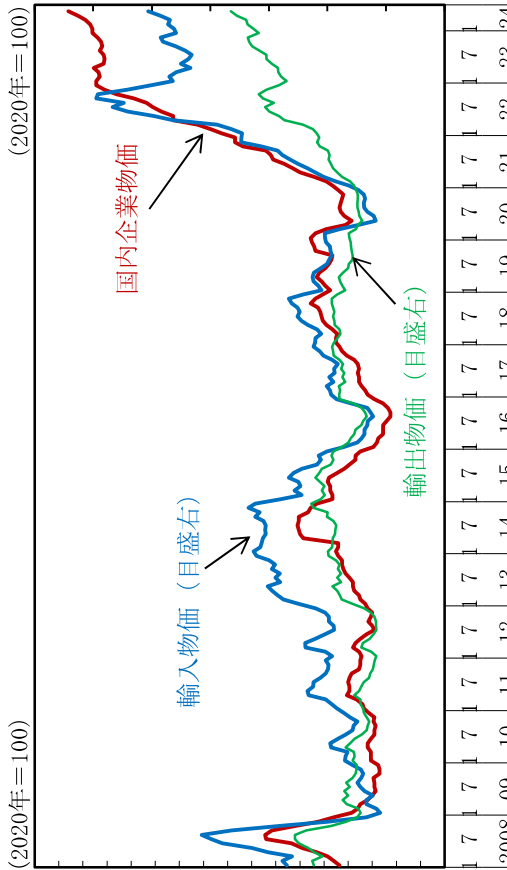
国内企業物価は、このところ緩やかに上昇している。消費者物価は、緩やかに上昇している。

(前年同期(月)比、□内は暦年前年比、()内は前期(月)比、<>内は季節調整前期(月)比、%)

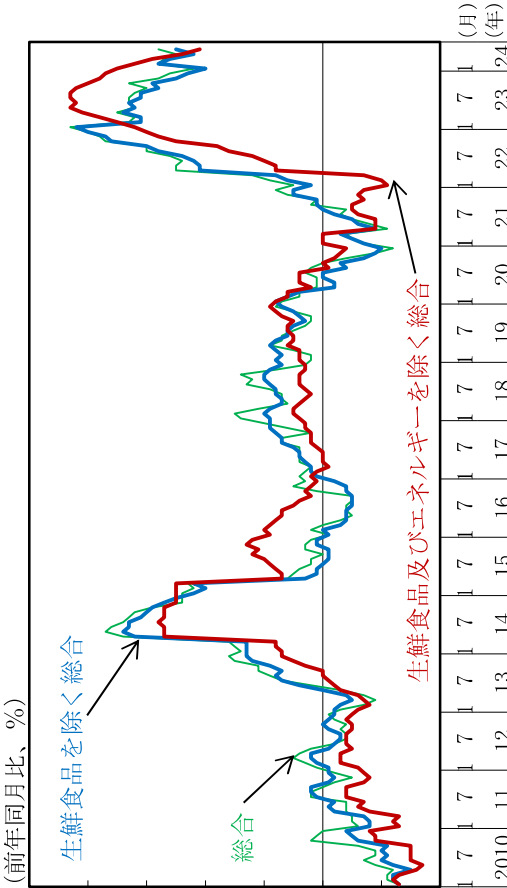
	[2022年]		[2023年]		2023年		2024年		2024年		2024年		消費者物価 (東京都区部)	
	2022年度	2022年度	2023年度	2023年度	7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月	4月	5月	4月	5月
国内企業物価	[9.8]	[4.2]	[9.8]	[4.2]	(0.1)	(0.2)	(0.6)	(0.3)	(0.5)	P (0.7)	(0.3)	(0.5)	(0.3)	(0.5)
夏季電力料金調整後	[9.5]	[2.3]	[9.5]	[2.3]	3.0	0.6	0.7	0.9	1.1	P	0.9	1.1	0.9	1.1
輸出物価	[16.3]	[4.0]	[16.3]	[4.0]	(3.4)	(1.9)	(0.7)	(0.4)	(2.2)	P (1.5)	(0.4)	(2.2)	(0.4)	(2.2)
輸入物価	[39.1]	[4.7]	[39.1]	[4.7]	(0.6)	(3.8)	(0.8)	(8.8)	(11.0)	P (10.9)	(8.8)	(11.0)	(8.8)	(11.0)
契約通貨ベース	[21.4]	[8.8]	[21.4]	[8.8]	(3.2)	(1.8)	(1.2)	(0.5)	(0.2)	P (0.9)	(0.5)	(0.2)	(0.5)	(0.2)
企業向けサービス価格	[15.8]	[11.4]	[15.8]	[11.4]	(16.0)	(10.8)	(8.0)	(6.9)	(4.1)	P (3.0)	(6.9)	(4.1)	(6.9)	(4.1)
国際運輸を除くベース	[1.2]	[2.3]	[1.2]	[2.3]	2.3	2.7	2.3	2.3	2.7	P (2.5)	2.3	2.7	2.3	2.7
固定基準	[2.5]	[3.2]	[2.5]	[3.2]	< 0.8 >	< 0.9 >	< 0.2 >	< 0.2 >	< 0.2 >	< 0.5 >	< 0.2 >	< 0.2 >	< 0.2 >	< 0.2 >
連鎖基準	[3.2]	[3.0]	[3.2]	[3.0]	3.2	2.9	2.5	2.7	2.5	2.8	2.7	2.5	2.7	2.5
持家の帰属賃金を除く総合	[3.0]	[3.8]	[3.0]	[3.8]	(0.9)	(1.1)	(0.1)	(0.3)	(0.5)	(0.4)	(0.3)	(0.5)	(0.3)	(0.5)
食料	[4.5]	[8.1]	[4.5]	[8.1]	(1.7)	(1.6)	(0.1)	(0.4)	(0.6)	(0.3)	(0.4)	(0.6)	(0.4)	(0.3)
生鮮食品	[8.1]	[7.4]	[8.1]	[7.4]	(2.6)	(4.8)	(1.7)	(1.3)	(3.3)	(1.2)	(1.3)	(3.3)	(1.3)	(0.9)
生鮮食品を除く食料	[7.2]	[6.9]	[7.2]	[6.9]	7.2	11.4	4.2	5.5	9.1	8.8	5.5	9.1	5.5	8.7
エネルギー	[3.8]	[8.2]	[3.8]	[8.2]	(1.5)	(1.0)	(0.1)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(0.2)	(0.2)	(0.3)	(0.3)
生鮮食品を除く総合	[5.4]	[7.5]	[5.4]	[7.5]	9.1	6.8	5.2	4.6	3.5	3.2	4.6	3.5	3.2	3.2
(政策等による特殊要因を除く)	[17.1]	[6.0]	[17.1]	[6.0]	(1.6)	(2.5)	(0.2)	(0.5)	(0.5)	(3.1)	(0.5)	(0.5)	(0.7)	(4.0)
生鮮食品を除く総合	[12.8]	[8.0]	[12.8]	[8.0]	(10.1)	(10.2)	(5.1)	(0.6)	(0.1)	7.2	(0.6)	(0.1)	(0.6)	(5.9)
連鎖基準	[2.3]	[3.1]	[2.3]	[3.1]	< 0.8 >	< 0.8 >	< 0.3 >	< 0.1 >	< 0.0 >	< 0.5 >	< 0.1 >	< 0.0 >	< 0.4 >	< 0.4 >
(政策等による特殊要因を除く)	[3.0]	[2.8]	[3.0]	[2.8]	3.0	2.5	2.5	2.6	2.2	2.5	2.6	2.2	2.6	1.9
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	[2.3]	[3.3]	[2.3]	[3.3]	—	—	—	—	—	0.5 >	< 0.1 >	< 0.0 >	—	—
固定基準	[0.0]	[0.6]	[0.0]	[0.6]	—	—	—	—	—	0.5 >	< 0.1 >	< 0.0 >	—	—
連鎖基準	[1.1]	[4.0]	[1.1]	[4.0]	< 0.9 >	< 0.6 >	< 0.5 >	< 0.1 >	< 2.1 >	2.4	< 0.1 >	< 2.1 >	< 0.1 >	< 0.1 >
固定基準	[2.2]	[3.9]	[2.2]	[3.9]	4.3	3.8	3.2	2.9	2.4	2.1	2.9	2.4	2.1	1.7
連鎖基準	[1.1]	[4.1]	[1.1]	[4.1]	—	—	—	—	—	0.1 >	< 0.1 >	< 0.0 >	—	—
固定基準	[1.1]	[4.1]	[1.1]	[4.1]	—	—	—	—	—	0.1 >	< 0.1 >	< 0.0 >	—	—
連鎖基準	[1.1]	[4.1]	[1.1]	[4.1]	—	—	—	—	—	0.1 >	< 0.1 >	< 0.0 >	—	—
固定基準	[1.1]	[4.1]	[1.1]	[4.1]	—	—	—	—	—	0.1 >	< 0.1 >	< 0.0 >	—	—
連鎖基準	[1.1]	[4.1]	[1.1]	[4.1]	—	—	—	—	—	0.1 >	< 0.1 >	< 0.0 >	—	—
固定基準	[1.1]	[4.1]	[1.1]	[4.1]	—	—	—	—	—	0.1 >	< 0.1 >	< 0.0 >	—	—
連鎖基準	[1.1]	[4.1]	[1.1]	[4.1]	—	—	—	—	—	0.1 >	< 0.1 >	< 0.0 >	—	—

(備考) 1. 企業向けサービス価格、国内企業物価及び消費者物価は、いずれも2020年基準。Pは速報。
 2. 企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送、外航貨物輸送、国際航空貨物輸送、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。季節調整前期(月)比は、内閣府試算値。
 3. 消費者物価の四半期前年同月比及び「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同月比は内閣府で算出。「食料」は、生鮮食品、外食を含む。

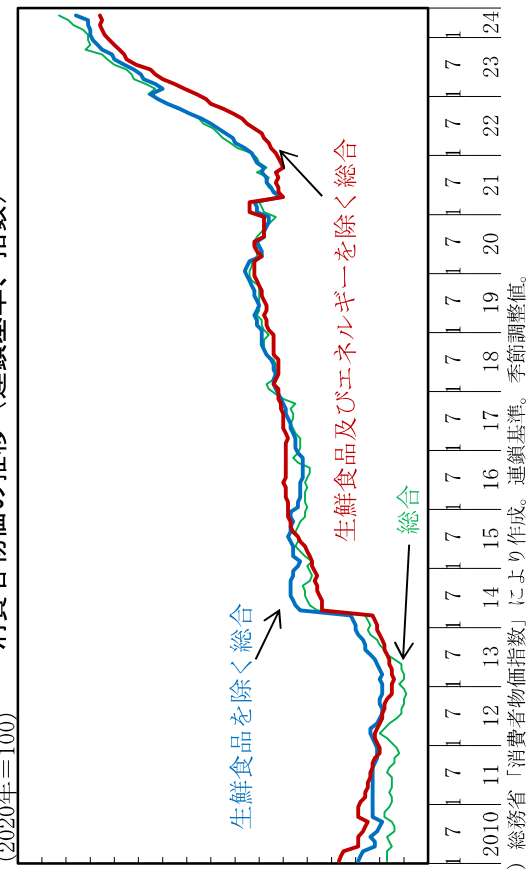
企業物価の推移



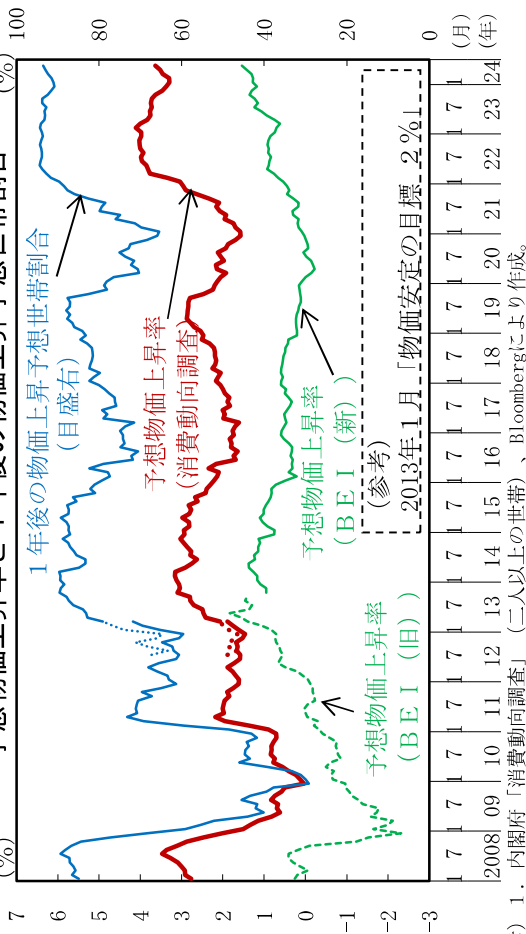
消費者物価の推移 (固定基準、前年同月比)



消費者物価の推移 (連鎖基準、指数)



予想物価上昇率と1年後の物価上昇予想世帯割合



- (備考) 1. 内閣府「消費動向調査」(二人以上の世帯)、Bloombergにより作成。
 「消費動向調査」は、2013年4月から郵送調査への変更等があったため、それ以前の訪問調査調査の数値と不連続が生じている。点線部(2012年7月から2013年3月)は、郵送調査による試験調査の参考値。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。
 2. 予想物価上昇率(消費動向調査)は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づき試算したもの。
 3. BEI(ブレーク・インフレーション)は、物価連動国債売買参加者による物価予想。それ
 4. BEI(旧)は旧物価連動国債、BEI(新)は新物価連動国債(残存10年物)。

12. 金融

株価（日経平均株価）は、38,800円台から38,000円台まで下落した後、39,100円台まで上昇した。対米ドルレート（インターバンク直物中心相場）は、156円台から155円台まで円高方向に推移した後、159円台まで円安方向に推移した。

(%, ポイント、円)

	2022年	2023年	2022年度	2023年度	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	2024年 3月	4月	5月
ユーロレートを (無担保翌日物)	-0.032	-0.034	-0.032	-0.029	-0.055	-0.016	0.001	0.022	0.077	0.077
ユーロ円 TIBOR (3か月物)	-0.028	0.000	-0.017	0.013	-0.003	0.014	0.054	0.083	0.109	0.118
国債流通利回り	0.225	0.554	0.292	0.616	0.597	0.758	0.696	0.735	0.834	0.965
株式相場										
東証株価指数(TOPIX)	1,919	2,186	1,931	2,341	2,311	2,324	2,611	2,728	2,707	2,740
日経平均株価	27,257	30,716	27,290	33,226	32,517	32,478	37,730	39,844	38,750	38,557
円相場										
(対米ドル)	131.57	140.59	135.43	144.51	144.56	147.77	148.56	149.63	153.43	156.13
(対ユーロ)	138.12	152.07	140.97	156.70	157.22	159.01	161.26	162.70	164.82	168.84
(韓国ウォン・1円当たり)	9.84	9.31	9.66	9.14	9.09	8.94	8.96	8.89	8.90	8.76
日銀当座預金残高 (億円、前年比)	5,280,079	5,372,463	5,238,149	5,421,139	5,410,191	5,430,723	5,388,283	5,404,735	5,644,691	5,538,429
マネタリーベース (億円、前年比)	6,532,030	6,636,551	6,496,940	6,683,214	6,668,866	6,692,106	6,653,036	6,662,400	6,898,964	6,788,243
マネーストック (億円、前年比)	12,012,019	12,311,515	12,088,927	12,386,783	12,379,315	12,387,433	12,420,487	12,443,216	12,600,110	12,590,493
マネーストック 広義流動性 (億円、前年比)	20,571,747	21,085,816	20,743,272	21,195,003	21,202,966	21,204,322	21,247,333	21,251,027	21,625,057	21,828,371
銀行貸出	3.8	2.5	3.6	2.2	2.1	2.0	2.1	2.0	2.7	3.3
普通社債発行額	1.7	3.4	2.5	3.4	3.3	3.2	3.5	3.6	3.5	3.4
	▲16.4	22.3	▲10.9	16.2	54.8	▲9.5	▲0.4	26.9	▲58.3	35.2

(備考) 1. コールレート、ユーロ円TIBOR、国債利回り、株価、円相場は年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。

2. 国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。

3. 円相場(対米ドル)はインターバンク直物中心相場、円相場(対ユーロ)はインターバンク直物17時時点。円相場(韓国ウォン)はインターバンク直物NY17時時点。

4. 日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。

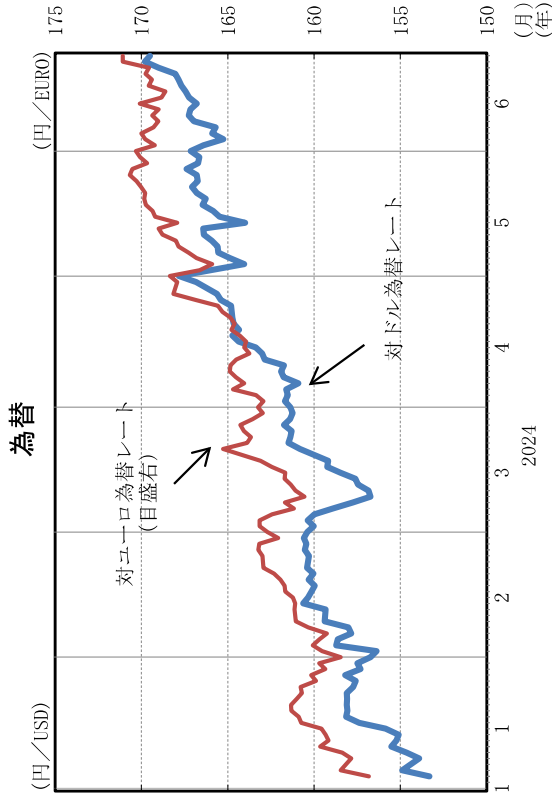
5. マネタリーベースは、平均残高の前年同期(月)比。()内は季調済前期比年率。

6. マネーストックは、平均残高。()内は季調済前期比年率。

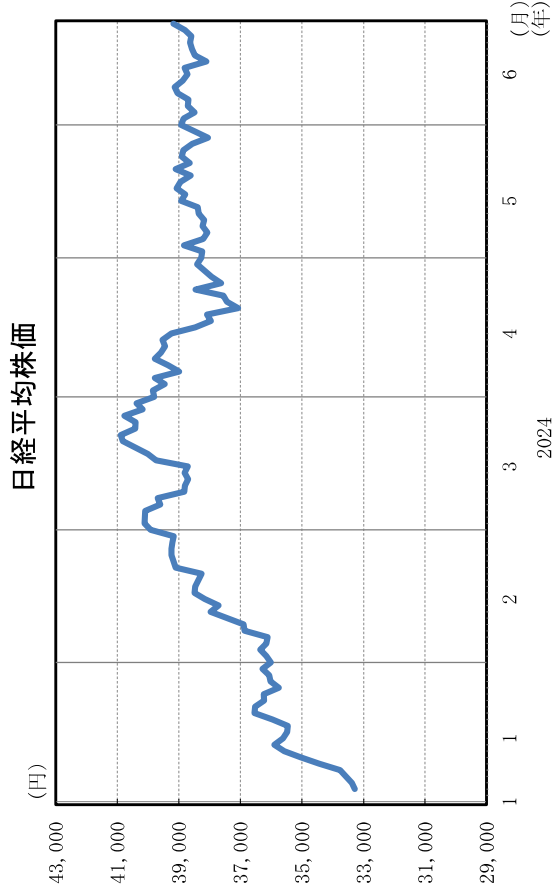
7. 銀行貸出は、銀行計(都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計)の平均残高の前年同期(月)比。

8. 普通社債発行額は、国内発行分(円建て外債及び資産担保型社債を含む)の前年同期(月)比。

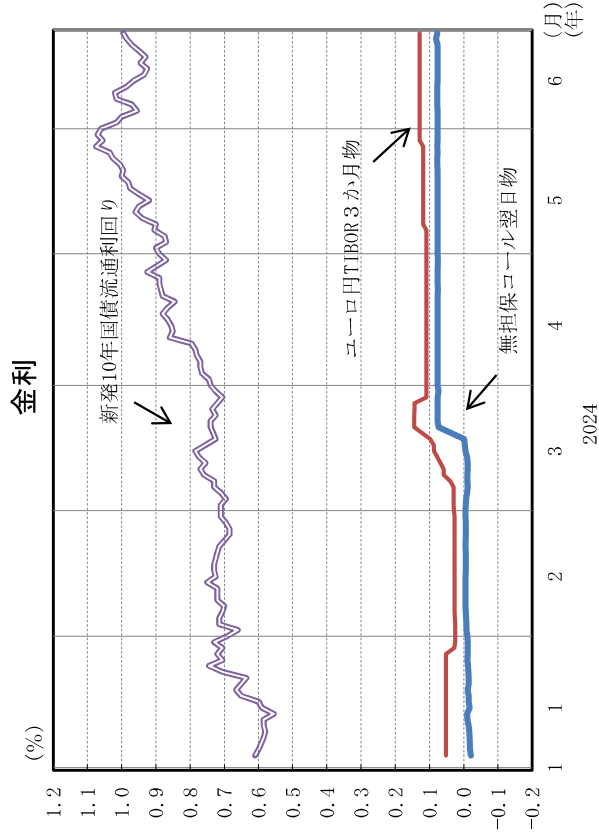
9. マネーストック(広義流動性)は、IMF国際収支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い、適及改定を実施。



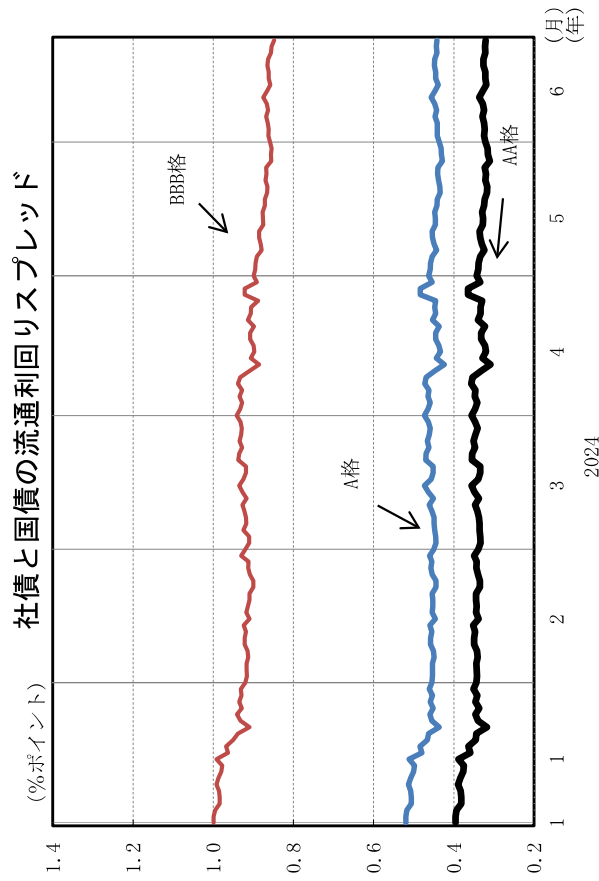
(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
2. 対ドル為替レートはインタンバーク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインタンバーク直物17時時点。



(備考) 日経NEEDSにより作成。

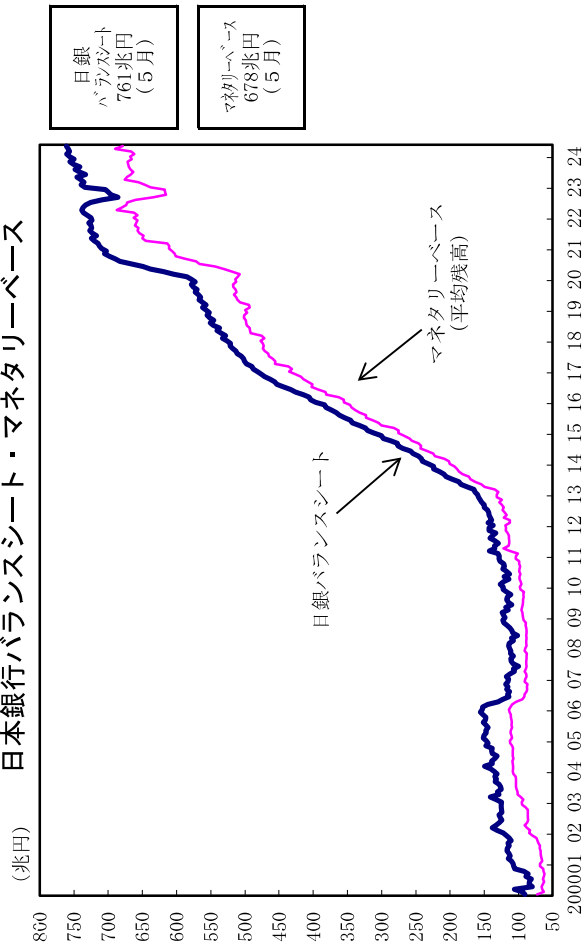


(備考) 日経NEEDSにより作成。

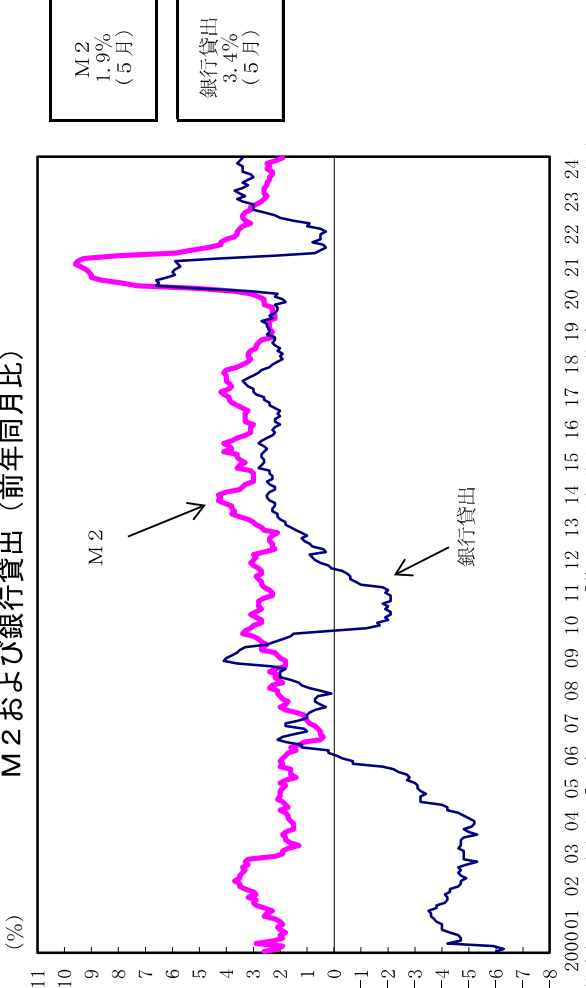


(備考) 1. Bloombergにより作成。
2. 社債は残存年数3年以上7年未満の銘柄の平均流通利回り、国債は残存年数5年の流通利回りを使用。
3. 格付けは格付投資情報センター (R&I) ベース。

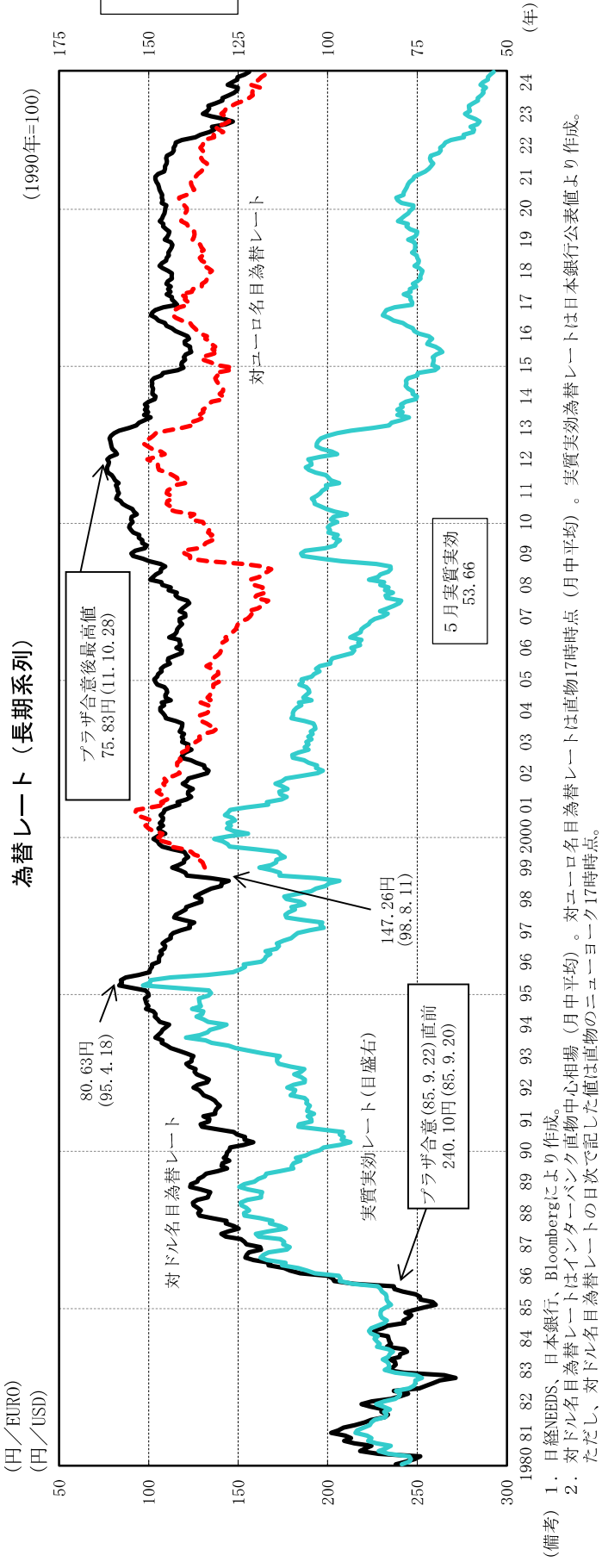
日本銀行バランスシート・マネタリーベース

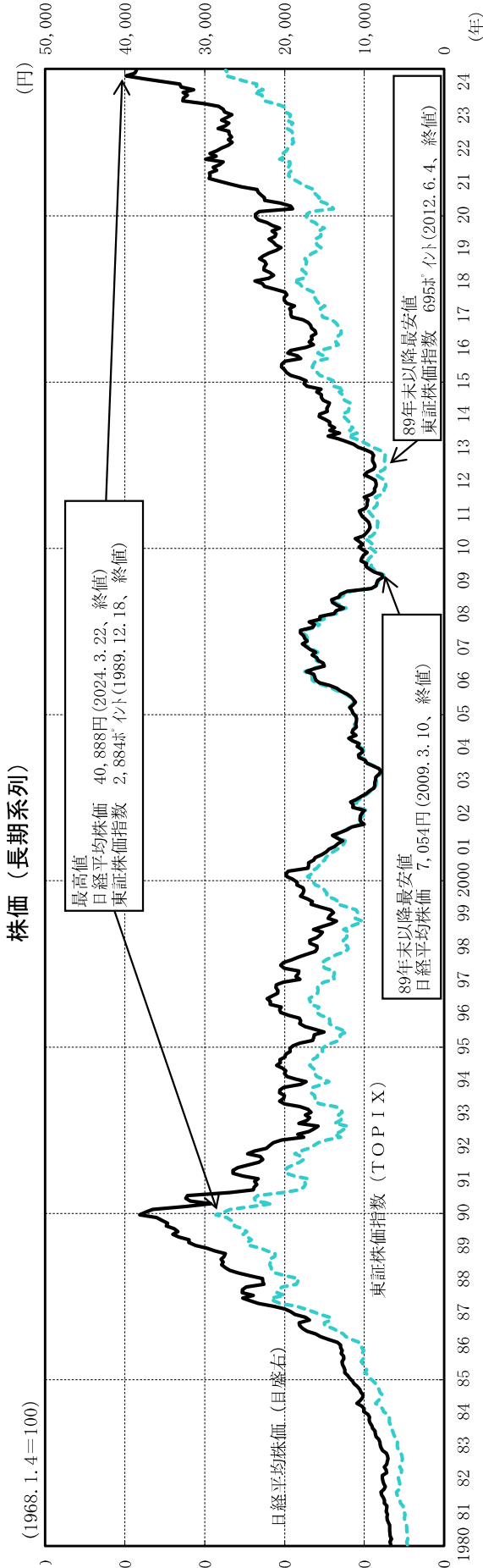


M2および銀行貸出 (前年同月比)



為替レート (長期系列)

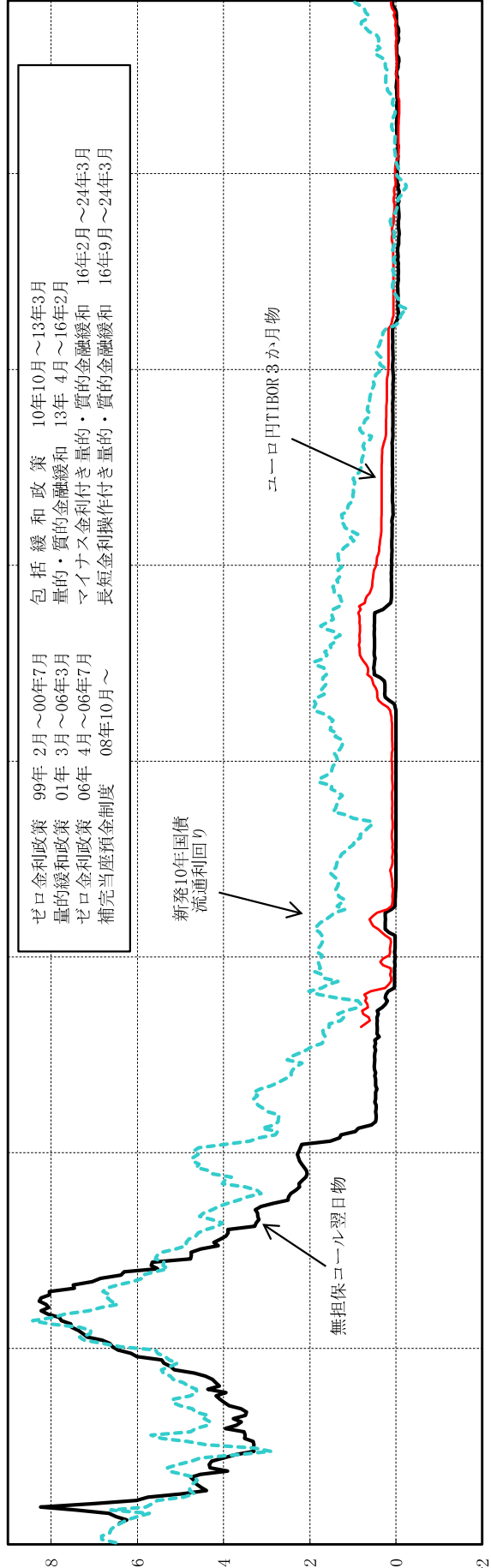




5月
38,557円
2,740ポイント

(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月平均。
2. 東証株価指数は、1968年1月4日時点を100として算出。

金利 (長期系列)



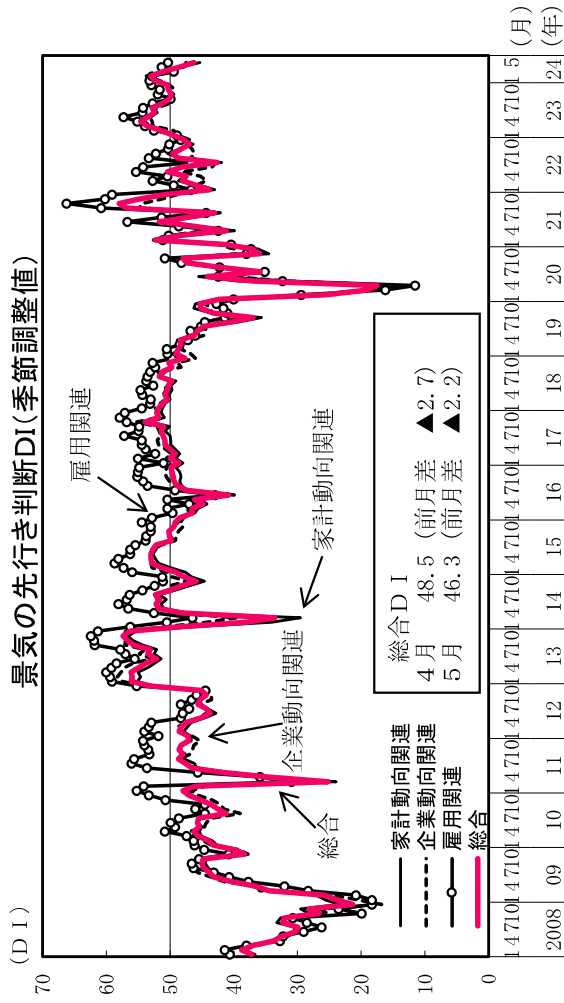
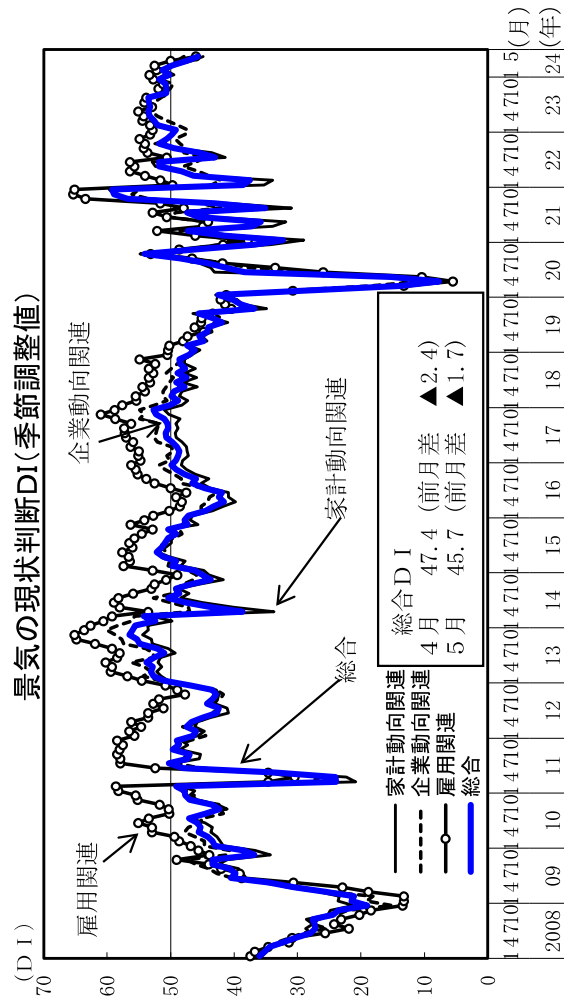
5月
新発10年国債
流通利回り
0.965%

5月
euro Yen
TIBOR 3か月物
0.118%

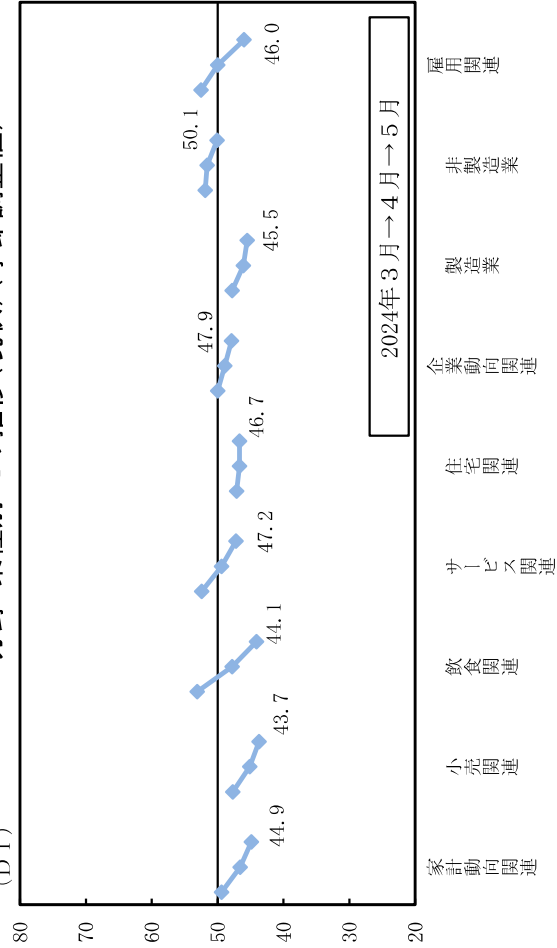
5月
無担保コール
翌日物
0.077%

(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。
2. 新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、euro Yen TIBOR 3か月物ともに月平均。

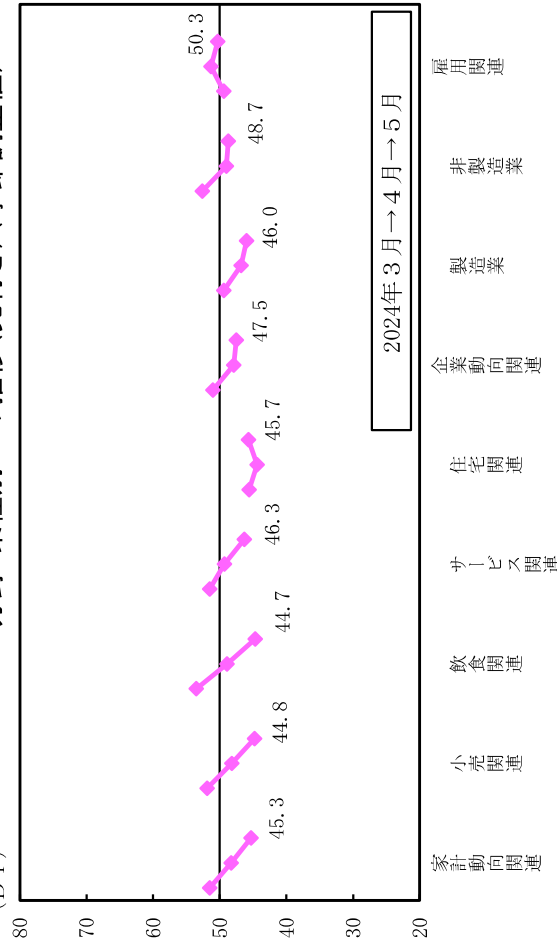
13. 景気ウォッチャー調査



分野・業種別DIの推移(現状)(季節調整値)



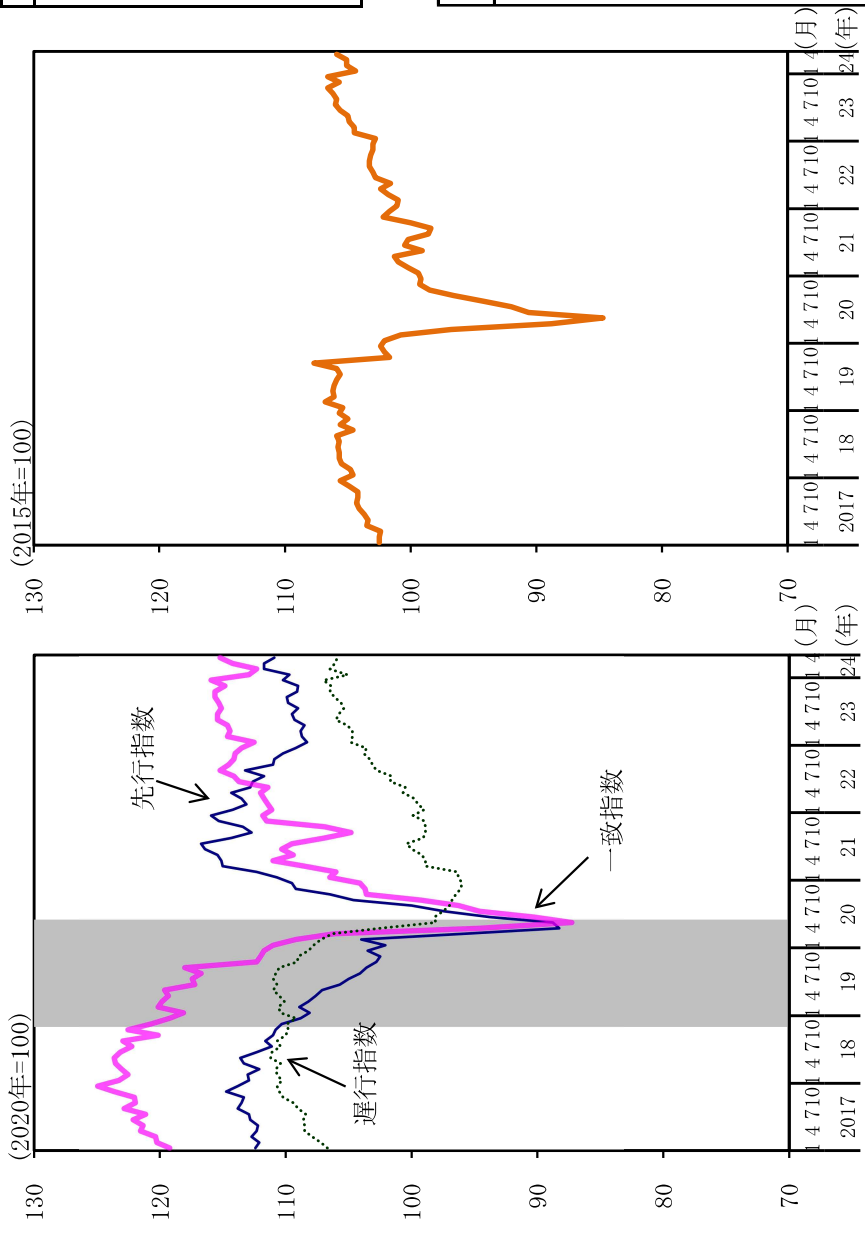
分野・業種別DIの推移(先行き)(季節調整値)



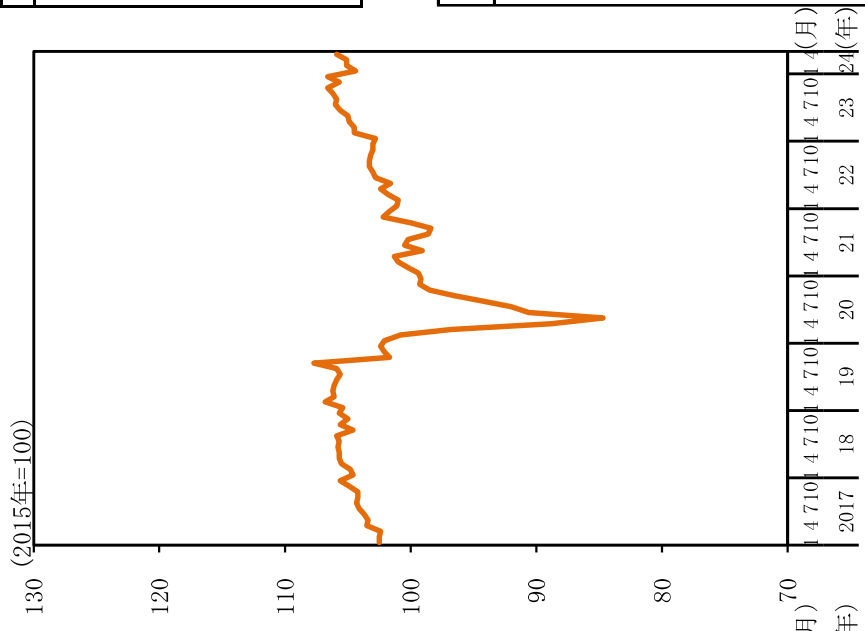
※) 現状判断DI、先行き判断DIは各々、景気ウォッチャーによる、3か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した2～3か月先の景気の良し悪しの判断である。

(参考1) 景気動向指数

CIの推移



(参考)「景気を把握する新しい指数(一致指数)」の推移



C I 一致指数採用系列の寄与度

	24年1月	2月	3月	4月
C I 一致指数	112.9	112.3	114.2	115.2
生産指数(鉱工業)	-0.59	-0.08	0.61	-0.14
鉱工業用生産財出荷指数	-0.61	-0.13	0.27	-0.08
耐久消費財出荷指数	-0.75	-0.41	0.33	0.18
労働投入量指数(調査産業計)	-0.14	0.30	-0.11	0.26
投資財出荷指数(除輸送機械)	-0.59	-0.29	0.51	0.15
商業販売額(小売業、前年比)	-0.03	0.27	-0.23	0.10
商業販売額(卸売業、前年比)	0.05	0.18	-0.18	0.61
営業利益(全産業)	0.07	0.07	0.07	0.03
有効求人倍率(除学卒)	0.05	-0.08	0.32	-0.25
輸出数量指数	-0.42	-0.44	0.32	0.09

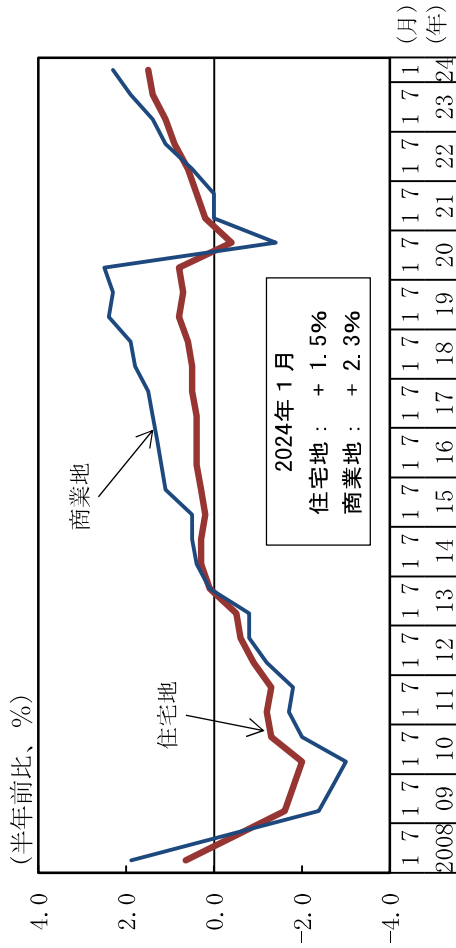
景気基準日付

循環	谷(年/月)	山(年/月)	谷(年/月)	期間(か月)		全循環
				拡張	後退	
1		1951/6	51/10		4	37
2	51/10	54/1	54/11	27	10	43
3	54/11	57/6	58/6	31(神武)	12	52
4	58/6	61/12	62/10	42(岩戸)	10	36
5	62/10	64/10	65/10	24	12	74
6	65/10	70/7	71/12	57(いざなぎ)	17	39
7	71/12	73/11	75/3	23	16	31
8	75/3	77/1	77/10	22	9	64
9	77/10	80/2	83/2	28	36	45
10	83/2	85/6	86/11	28	17	83
11	86/11	91/2	93/10	51(バブル)	32	63
12	93/10	97/5	99/1	43	20	36
13	99/1	2000/11	02/1	22	14	86
14	02/1	08/2	09/3	73	13	44
15	09/3	12/3	12/11	36	8	90
16	12/11	18/10	20/5	71	19	54.9
第2~第16 循環の平均				38.5	16.3	

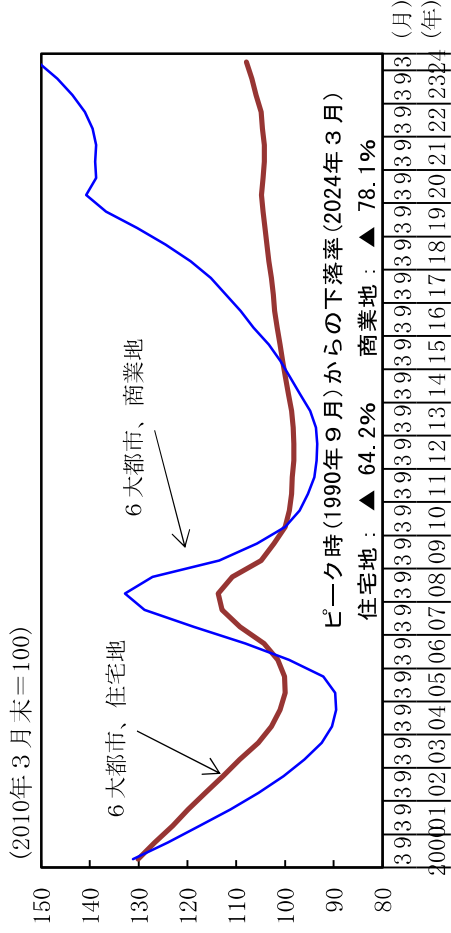
(備考) 1. 内閣府「景気動向指数」、「景気を把握する新しい指数(一致指数)」により作成。
 2. 景気基準日付は内閣府による。ただし、「神武(景気)」、「岩戸(景気)」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
 3. グラフのシャドート一部分は景気後退期を示す。
 4. 「景気を把握する新しい指数(一致指数)」は参考指標であり、景気動向指数における毎月の基調判断や景気基準日付(景気)の判定は、現行の景気動向指数を用いた従来の手法による。

(参考2) 地価・住宅価格の推移

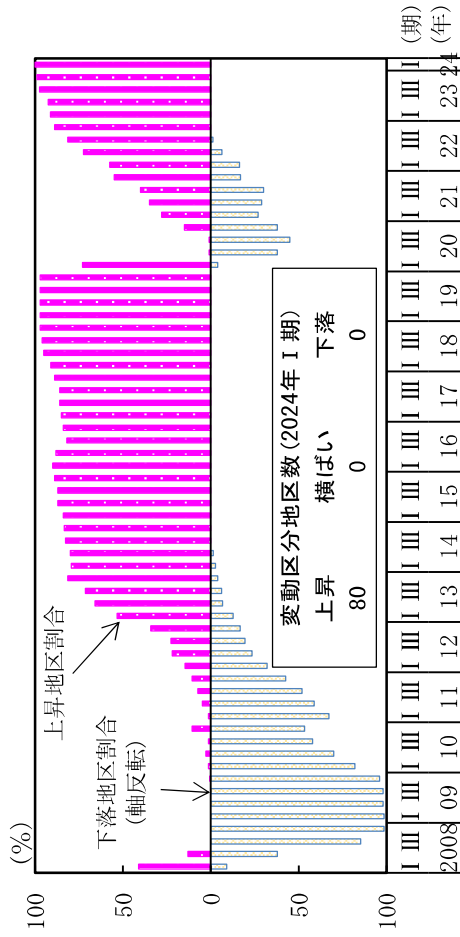
地価変動率（地価公示と都道府県地価調査の共通地点）



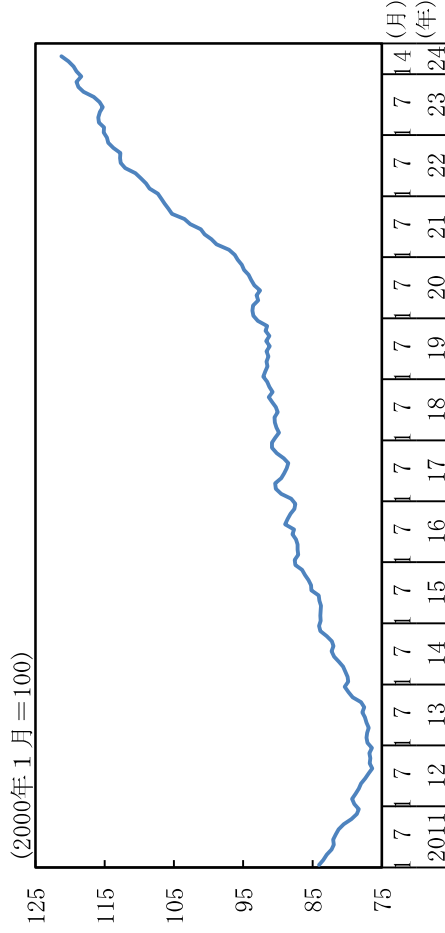
市街地価格指数



主要都市の高度利用地地価



不動産住宅価格指数（既存マンション・首都圏総合）



(備考) 1. 国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価L00Kレポート～」

(一財) 日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動産住宅価格指数」により作成。

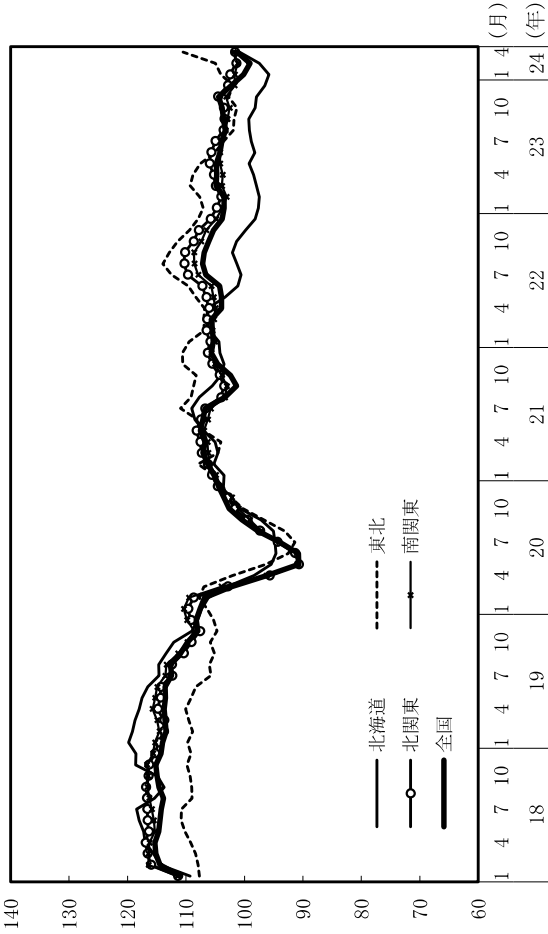
2. 地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したものの。

3. 6大都市とは、東京都区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数（6大都市）のピークは1990年9月。

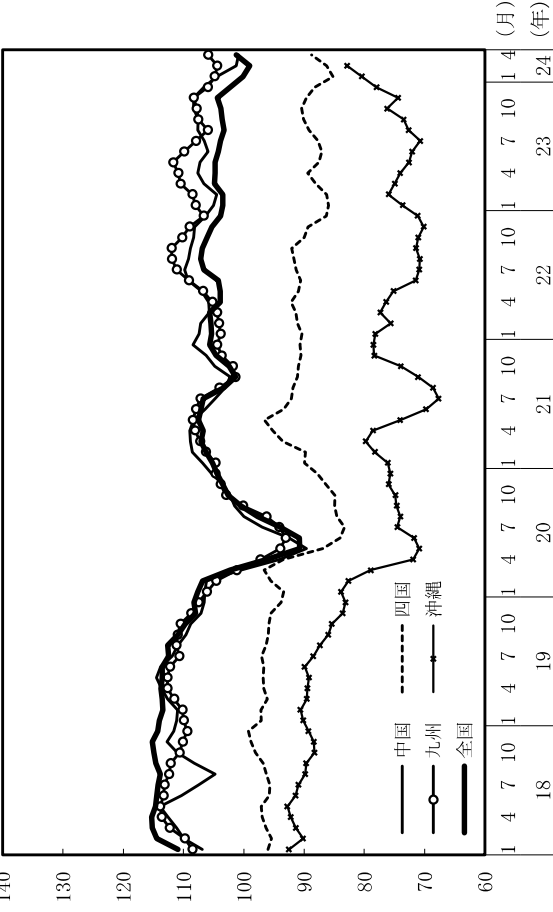
4. 四半期は、I期：1/1～4/1、II期：4/1～7/1、III期：7/1～10/1、IV期：10/1～1/1。

(参考3) 地域経済
(1) 鉱工業生産

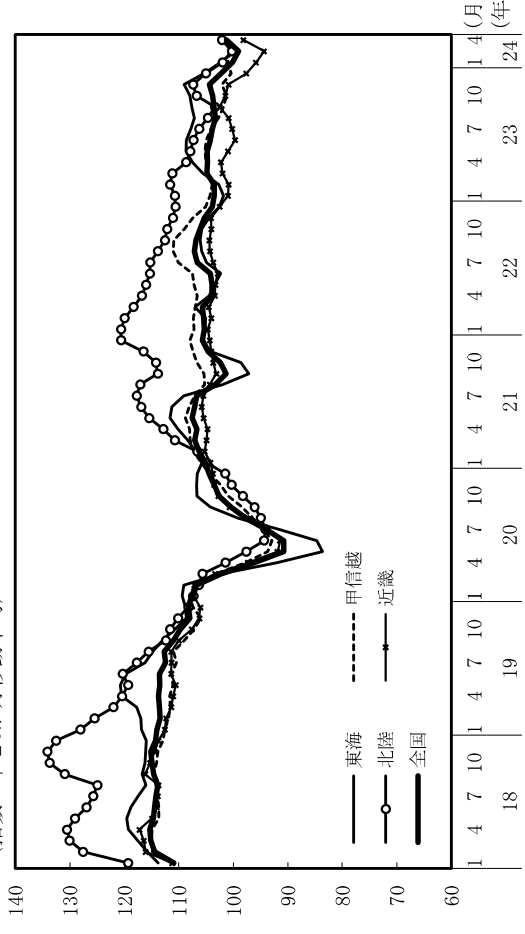
(指数・中心3か月移動平均)



(指数・中心3か月移動平均)



(指数・中心3か月移動平均)

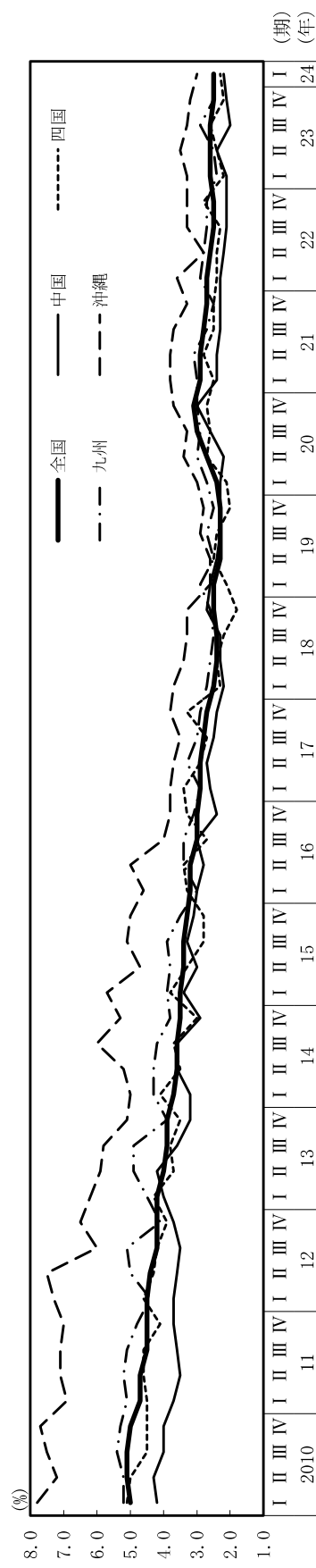
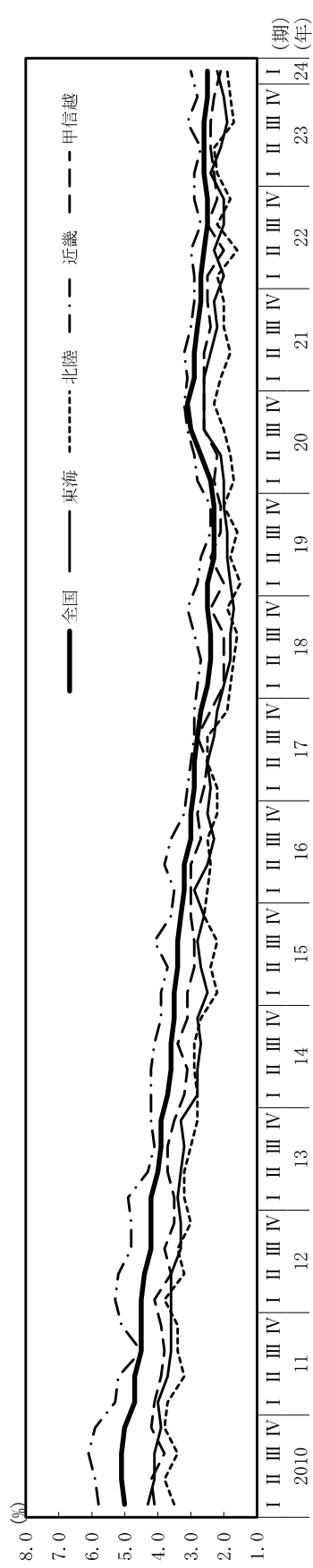
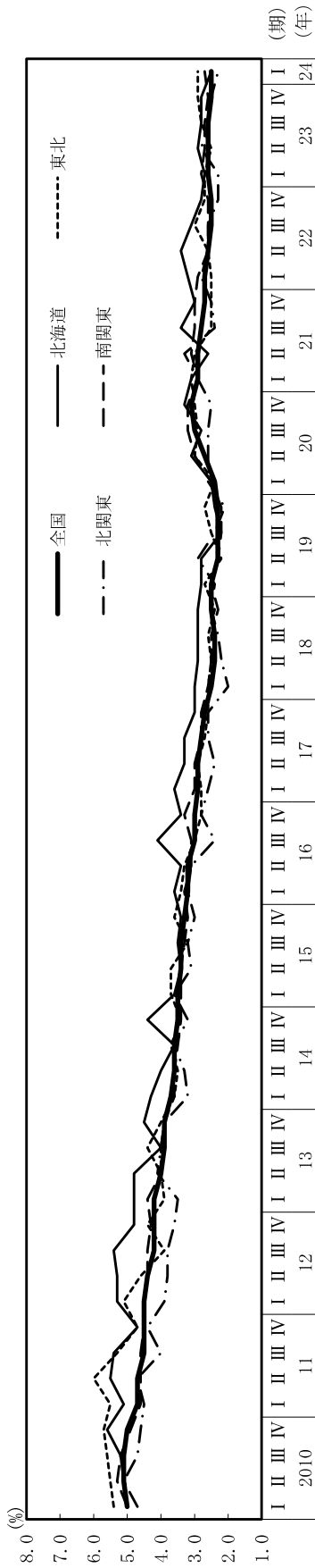


(備考)

1. 経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析データベース「地域経済動向」の地域区分に参照。
3. 全国、北海道、東北、北関東、南関東、甲信越、東海、北陸、近畿、中国、九州の計数は2020年＝100、その他の計数は2015年＝100。
直近月は、2か月平均。
4. 全国、北海道、東北、北関東、南関東、甲信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州は、4月まで更新。その他地域は、3月まで更新。

地域名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越	新潟、山梨、長野
東海	静岡、岐阜、愛知、三重
北陸	富山、石川、福井
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

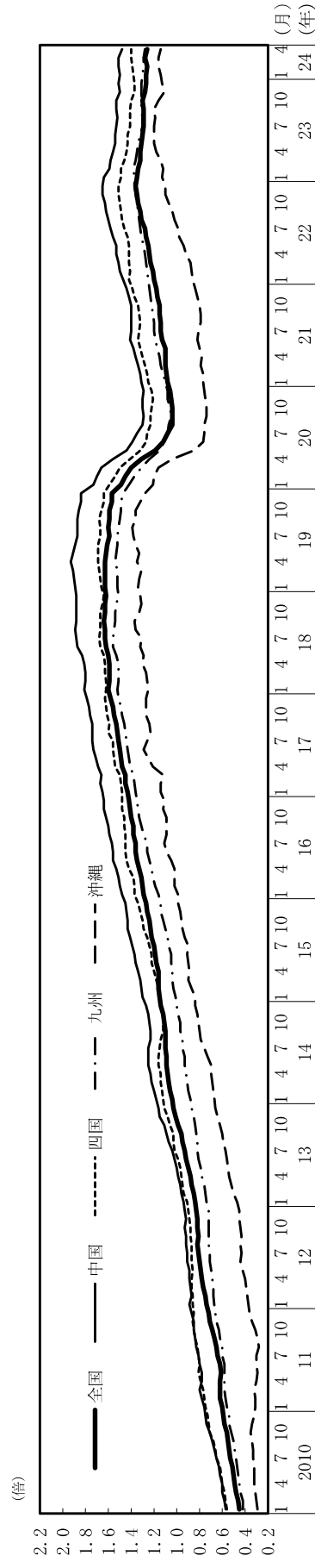
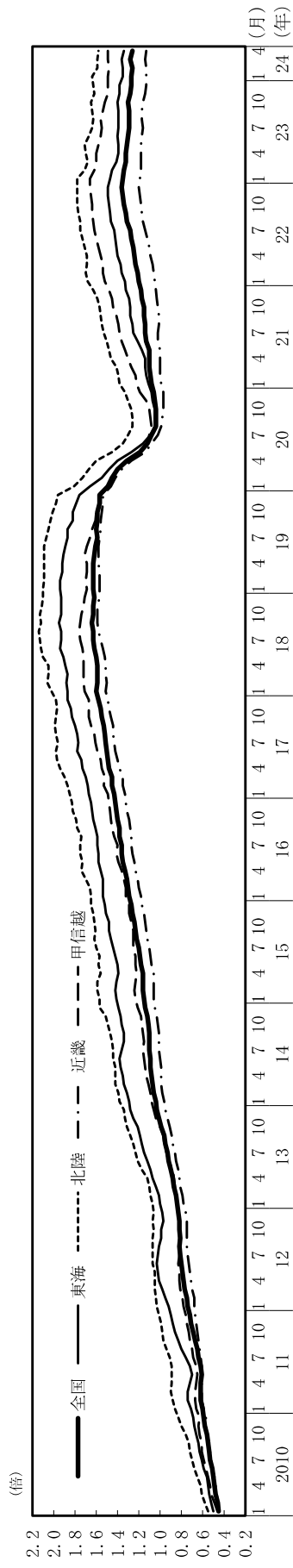
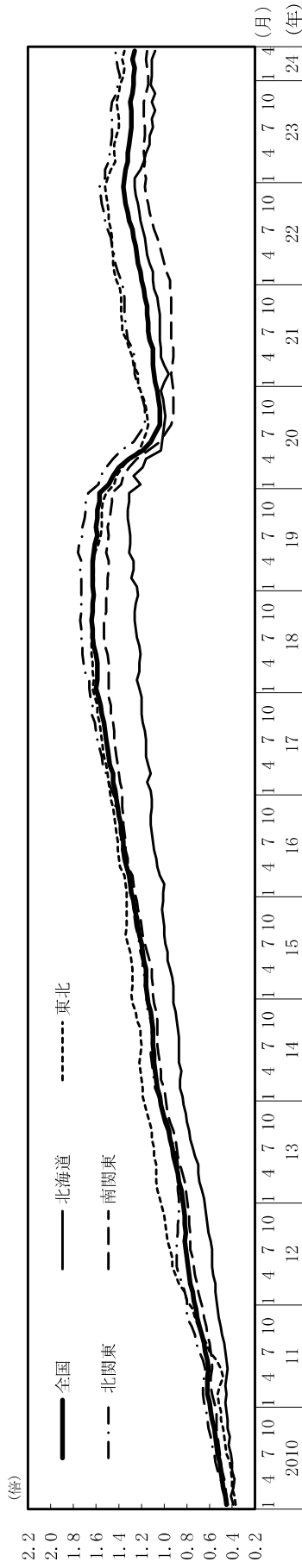
(2) 完全失業率



(備考)

1. 総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2. 北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3. 季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国、九州は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率



(備考)

1. 厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2. すべての地域でパートタイムを含む。
3. 有効求人数、新規求人数の全国には、海外の値は含まない。

(4) 経済指標の都道府県別比較

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	
人口(万人)(2023年)(全国1億2435万人)	509.2	118.4	116.3	226.4	91.4	102.6	176.7	282.5	189.7	190.2	733.1	625.7	1408.6	922.9	212.6	100.7	110.9	74.4	79.6	200.4	193.1	355.5	747.7	
全国に占めるシェア(%)	4.1	1.0	0.9	1.8	0.7	0.8	1.4	2.3	1.5	1.5	5.9	5.0	11.3	7.4	1.7	0.8	0.6	0.6	0.6	1.6	1.6	2.9	6.0	
順位	9	31	32	14	39	36	21	11	19	18	5	6	1	2	15	37	33	43	41	16	17	10	4	
65歳以上の割合(%) (全国平均 29.1)	33.0	35.2	34.9	29.3	38.8	35.3	33.2	30.6	30.2	31.0	27.4	28.1	22.8	25.9	33.9	33.1	30.4	31.5	31.7	32.7	31.2	30.9	25.7	
75歳以上の割合(%) (全国平均 16.1)	18.0	18.7	18.9	15.2	21.1	19.0	17.1	16.3	15.7	16.9	15.2	15.7	12.9	14.7	18.4	19.0	17.0	17.2	17.3	18.7	17.3	17.1	14.4	
就業者数(万人)(2023年)(全国6747万人)	263.8	63.2	62.7	121.7	46.7	57.4	95.3	150.2	103.1	103.0	403.6	341.4	837.9	507.6	115.9	55.4	61.0	41.0	44.3	110.6	111.3	197.2	421.7	
全国に占めるシェア(%)	3.9	0.9	0.9	1.8	0.7	0.8	1.4	2.2	1.5	1.5	6.0	5.0	12.4	7.5	1.7	0.8	0.9	0.6	0.7	1.6	1.6	2.9	6.2	
順位	8	31	32	14	39	35	21	11	18	19	5	6	1	2	15	36	33	43	41	17	16	10	4	
県内総生産(兆円)(2020年度) ※名目	19.7	4.5	4.7	9.5	3.5	4.3	7.8	13.8	8.9	8.7	22.9	20.8	109.6	33.9	8.9	4.7	4.5	3.6	3.6	8.2	7.7	17.1	39.7	
全国計に占めるシェア(%)	3.5	0.8	0.8	1.7	0.6	0.8	1.4	2.5	1.6	1.5	4.1	3.7	19.6	6.1	1.6	0.8	0.8	0.6	0.6	1.5	1.4	3.1	7.1	
順位	8	33	28	14	42	34	20	11	15	17	5	7	1	4	16	29	31	40	19	21	10	3	3	
産業別構成比(%)																								
第1次産業	4.0	4.5	3.1	1.4	2.9	2.8	1.5	2.0	1.5	1.3	0.4	0.9	0.0	0.1	1.8	0.9	0.8	0.8	1.6	1.9	0.8	0.7	0.4	
第2次産業	18.2	20.8	27.3	24.6	24.3	32.9	33.4	38.8	43.4	38.3	26.0	25.6	11.2	25.1	30.1	36.7	28.0	36.1	40.2	35.2	35.4	43.3	40.2	
第3次産業	77.8	74.6	69.5	74.0	72.8	64.3	65.2	59.2	55.1	60.5	73.6	73.5	88.8	74.8	68.1	62.4	71.2	63.1	58.2	62.9	63.8	56.1	59.4	
県別製造品出荷額(2021年)計(兆円)	6.1	1.7	2.7	5	1.4	3	5.2	13.7	8.6	8.4	14.3	13.1	7.6	17.4	5.1	3.9	2.8	2.4	2.7	6.6	6.1	17.3	47.9	
順位	19	41	32	24	43	29	22	7	12	13	6	8	16	3	23	27	30	35	33	18	20	4	1	
構成上位3業種																								
1位 食料品																								
2位 石油製品・石炭製品																								
3位 鉄鋼業																								
農産物出荷額(2022年)(億円)	12919	3168	2660	1737	1670	2394	1970	4409	2718	2473	1545	3676	218	671	2369	568	484	412	1164	2708	1129	2132	3114	
順位	1	7	11	18	19	13	17	3	9	12	21	4	47	38	14	42	43	44	28	10	29	15	8	
主な農畜産物	生乳(1位)	りんご(1位)	ホップ(1位)	せり(1位)	ホップ(2位)	西洋なし(1位)	もも(2位)	ねんこん(1位)	いちご(1位)	こんにゃく(1位)	おび(1位)	ちっかい(1位)	みかん(1位)	ブルーベリー(1位)	水稲(1位)	大豆(2位)	大豆(2位)	大豆(2位)	大豆(2位)	大豆(2位)	大豆(2位)	大豆(2位)	大豆(2位)	大豆(2位)
()内は全国順位																								
漁業出荷額(2022年)(億円)	3135	535	390	922	28	18	102	216	-	-	-	215	126	146	131	141	166	80	-	-	-	-	439	144
順位	1	6	10	4	38	39	33	18	-	-	-	19	31	26	30	28	23	34	-	-	-	-	9	27
主な水産物	ほたてがい(1位)	いか(1位)	わかめ(2位)	きめ(1位)	わかさぎ(1位)	さけ(2位)	養殖こい(2位)	まいわし(1位)	あゆ(3位)	養殖こい(4位)	ずき(1位)	きほだ(5位)	あゆ(4位)	きほだ(5位)	さけ(4位)	さんま(4位)	にぎ(1位)	さくら(1位)	養殖にし(2位)	養殖にし(2位)	養殖にし(2位)	養殖にし(2位)	あさり(1位)	あさり(1位)
()内は全国順位																								
徳治者数(2022年)(万人泊、延べ)	2917	408	504	838	277	404	879	527	932	710	464	2280	5904	2209	840	307	655	271	687	1417	549	1831	1581	
順位	3	31	28	17	41	32	14	27	13	18	29	4	1	5	16	39	21	42	20	10	26	7	9	
うち外国人徳治者数(2022年)(万人泊、延べ)	86	3	3	7	2	3	4	6	7	5	6	85	678	51	9	4	9	1	17	18	12	17	34	

(4) 経済指標の都道府県別比較

人口(万人)(2023年)	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
172.7	140.7	253.5	876.3	537.0	129.6	89.2	63.7	65.0	184.7	273.8	129.8	69.5	92.6	129.1	66.6	510.3	79.5	126.7	170.9	109.6	104.2	154.9	146.8	
全国に占めるシェア(%)	1.4	2.0	7.0	4.3	1.0	0.7	0.4	0.5	1.5	2.2	1.0	0.6	0.7	1.0	0.5	4.1	0.6	1.0	1.4	0.9	0.8	1.2	1.2	
順位	22	26	3	7	28	40	47	46	20	12	27	44	38	29	45	8	42	30	23	34	35	24	25	
65歳以上の割合(%)	30.7	27.1	27.7	29.9	32.7	34.2	33.3	34.9	31.0	30.1	35.4	35.4	32.6	34.1	36.3	28.4	31.7	34.4	32.3	34.1	33.7	33.8	23.8	
75歳以上の割合(%)	17.1	14.6	16.1	16.9	18.5	19.3	18.1	19.7	17.7	17.0	20.0	19.3	18.3	18.8	20.7	15.2	16.6	18.2	17.4	18.8	18.0	17.8	11.3	
就業者数(万人)(2023年)	92.5	77.8	135.4	467.1	278.2	46.1	29.6	35.2	95.5	144.9	65.8	35.4	48.2	67.4	34.9	261.9	44.0	65.4	91.6	57.8	53.9	78.5	75.8	
全国に占めるシェア(%)	1.4	1.2	2.0	6.9	4.1	1.0	0.7	0.5	1.4	2.1	1.0	0.5	0.7	1.0	0.5	3.9	0.7	1.0	1.4	0.9	0.8	1.2	1.1	
順位	22	25	13	3	7	30	40	45	20	12	28	44	38	27	46	9	42	29	23	34	37	24	26	
国内総生産(兆円)(2020年度) ※名目	8.3	6.7	10.2	39.7	21.7	3.7	3.6	1.8	2.6	7.6	11.6	3.2	3.7	4.8	2.4	18.9	3.0	4.5	6.1	4.5	3.6	5.6	4.3	
全国計に占めるシェア(%)	1.5	1.2	1.8	7.1	3.9	0.7	0.6	0.3	0.5	1.4	2.1	0.6	0.7	0.9	0.4	3.4	0.5	0.8	1.1	0.8	0.6	1.0	0.8	
順位	18	23	13	2	6	37	38	47	45	22	12	43	36	27	46	9	44	30	25	32	39	26	35	
産業別構成比(%)	0.9	0.5	0.3	0.0	0.4	0.6	2.0	2.6	1.6	1.0	0.6	1.7	1.4	1.6	3.3	0.7	2.4	2.4	2.9	1.9	5.0	4.7	1.2	
第1次産業	44.5	49.6	31.0	23.2	32.9	23.2	34.2	20.1	25.7	34.3	41.8	36.1	25.4	29.2	17.9	20.2	30.9	25.5	28.5	31.6	25.0	21.6	14.4	
第2次産業	54.6	49.9	68.7	76.2	66.7	63.8	77.3	72.6	64.7	67.4	57.7	62.1	73.2	69.2	78.8	79.1	66.7	72.1	68.6	66.6	70.0	73.7	84.4	
第3次産業	11	8.2	5.9	18.6	16.5	1.9	2.4	0.8	1.3	8.4	9.9	2.1	2.8	4.8	0.6	9.4	2.1	1.5	3.2	4.7	1.7	2.2	0.5	
県別製造品出荷額(2021年)計(兆円)	9	15	21	2	5	39	34	45	14	10	17	38	31	25	46	11	37	42	28	26	40	36	47	
構成比上位の業種	1位	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	
	2位	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	
	3位	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	
農業産出額(2022年)(億円)	1089	602	699	307	1583	390	1108	745	646	1526	1289	665	931	855	1232	1073	2021	1307	1504	3512	1245	3505	5114	890
順位	31	41	37	46	20	45	30	36	40	22	25	39	33	35	27	32	16	24	23	5	26	6	2	34
主な農畜産物	なばな	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆
()内は全国順位	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	(4位)	
漁業産出額(2022年)(億円)	380	-	53	49	488	-	148	214	196	57	260	139	116	157	979	495	292	272	1109	372	385	312	770	172
順位	12	-	36	37	8	-	25	20	21	35	17	29	32	24	3	7	15	16	2	13	11	14	5	22
主な水産物	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし	いわし
()内は全国順位	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)	(2位)
宿泊者数(2022年)(万人泊、延べ)	688	356	2111	1263	207	403	188	287	458	853	392	184	324	376	256	1399	199	634	630	630	330	609	1823	
順位	19	36	6	2	12	44	33	46	30	15	34	47	38	35	43	11	45	22	23	23	37	25	8	
うち外国人宿泊者数(2022年)(万人泊、延べ)	5	4	141	213	3	7	1	1	6	14	5	2	3	3	1	61	2	10	10	17	2	4	58	

(備考) 1. 総務省「人口推計」「労働力調査」「経済構造実態調査」、内閣府「県民経済計算」、農林水産省「生産農業所得統計」「漁業産出額」「都道府県の農林水産業の概要」、観光庁「宿泊旅行統計」により作成。
 2. 就業者数の全国に占めるシェアの算出時は全国値には、都道府県別総計(モデル推計値)の都道府県別就業者数の合計を使用。
 3. 主な農畜産物の全国順位は、品目により対象年次が異なる。漁業産出額は海面漁業及び海面養殖業の値。

II. 海外経済

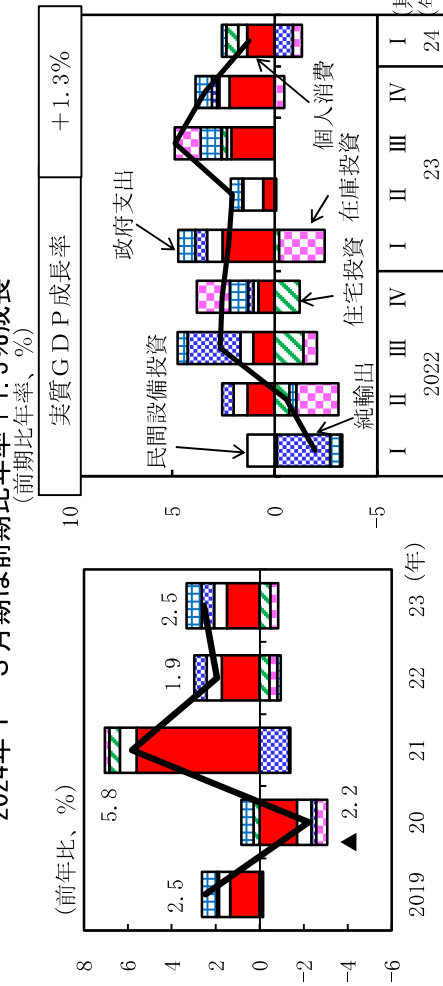
		5月月例	6月月例
世界経済		世界の景気は、 <u>一部の地域において弱さがみられるものの</u> 、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、 <u>世界的な金融引締め</u> や中国における不動産市場の停滞に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐり情勢、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。	世界の景気は、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、 <u>欧米における高い金利水準の継続</u> や中国における不動産市場の停滞に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐり情勢、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。
アメリカ		アメリカでは、景気は拡大している。 先行きについては、拡大が続くことが期待される。ただし、 <u>金融引締め</u> に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。	アメリカでは、景気は拡大している。 先行きについては、拡大が続くことが期待される。ただし、 <u>物価上昇率の下げ止まり</u> に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。
アジア地域	中国	中国では、景気は政策効果により持ち直しの兆しが見られる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の停滞や物価の下落が続くことによる影響等に留意する必要がある。	中国では、景気は政策効果により持ち直しの兆しが見られる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の停滞や物価の下落が続くことによる影響等に留意する必要がある。
	その他 アジア	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は緩やかに回復している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直しに足踏みが見られる。インドでは、景気は <u>回復している</u> 。	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は緩やかに回復している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直しに足踏みが見られる。インドでは、景気は <u>拡大している</u> 。
ヨーロッパ地域	ユーロ圏	ユーロ圏では、景気は弱含んでいる。ドイツにおいては、景気は弱含んでいる。 先行きについては、 <u>弱さが見込まれるものの、次第に底入れ</u> に向かうことが期待される。ただし、 <u>金融引締め</u> やエネルギー情勢に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、 <u>中東地域をめぐり情勢を注視する必要がある</u> 。	ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きがみられる。ドイツにおいては、景気は <u>持ち直しの兆しが見られる</u> 。 先行きについては、 <u>次第に持ち直し</u> に向かうことが期待される。ただし、 <u>高い金利水準の継続</u> やエネルギー情勢に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。
	英国	英国では、景気は弱含んでいる。 先行きについては、 <u>弱さが見込まれるものの、次第に底入れ</u> に向かうことが期待される。ただし、 <u>金融引締め</u> に伴う影響、物価上昇による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐり情勢を注視する必要がある。	英国では、景気は <u>持ち直しの兆しが見られる</u> 。 先行きについては、 <u>次第に持ち直し</u> に向かうことが期待される。ただし、 <u>高い金利水準の継続</u> に伴う影響、物価上昇による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐり情勢を注視する必要がある。

(注) 下線部は先月から変更した部分。

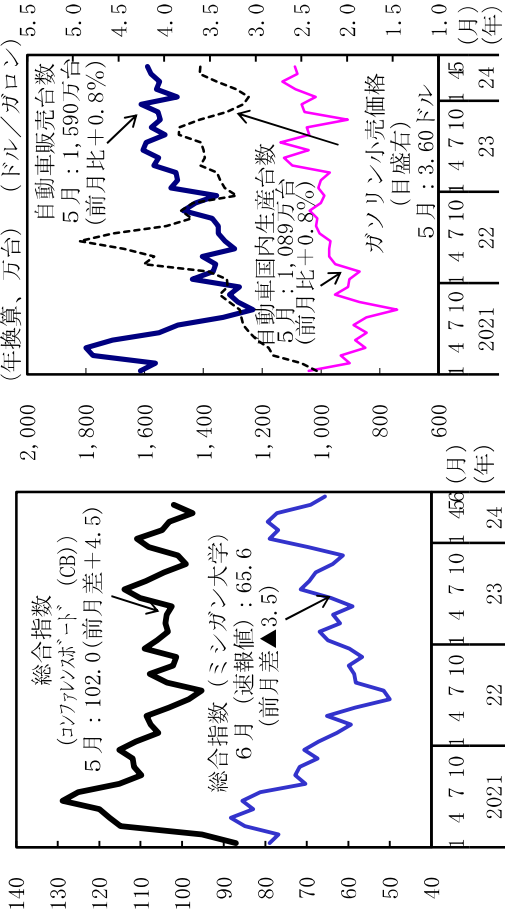
1. アメリカ

○アメリカでは、景気は拡大している。

①実質GDP成長率（第2次推計値）
2024年1～3月期は前期比年率+1.3%成長
(前期比年率、%)

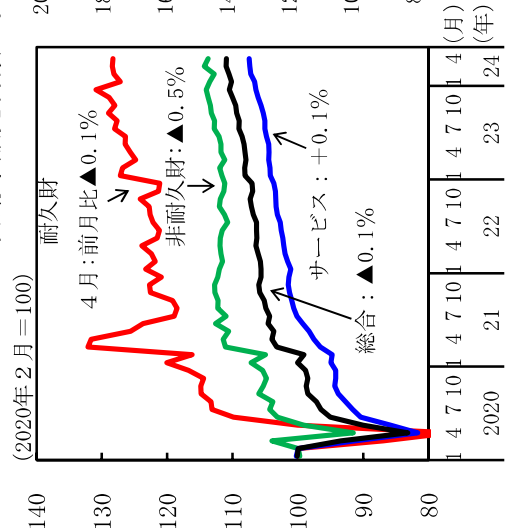


(備考) 2024年1～3月期の寄与度(%)は以下のとおり。個人消費：+1.3、民間設備投資：+0.4、住宅投資：+0.6、在庫投資：+0.5、政府支出：+0.2、純輸出：+0.9。



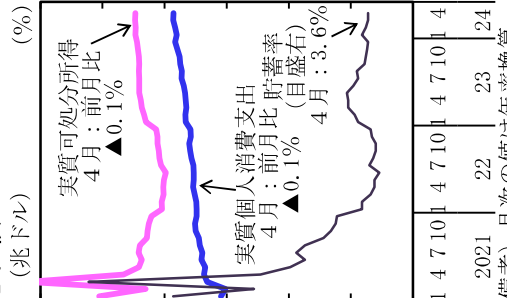
②消費

自動車販売台数：おおむね横ばい



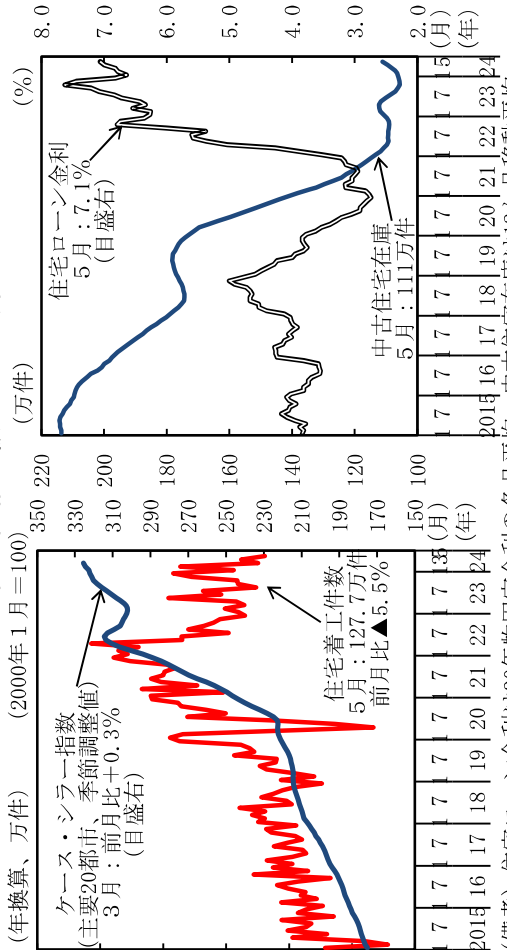
増加

実質可処分所得



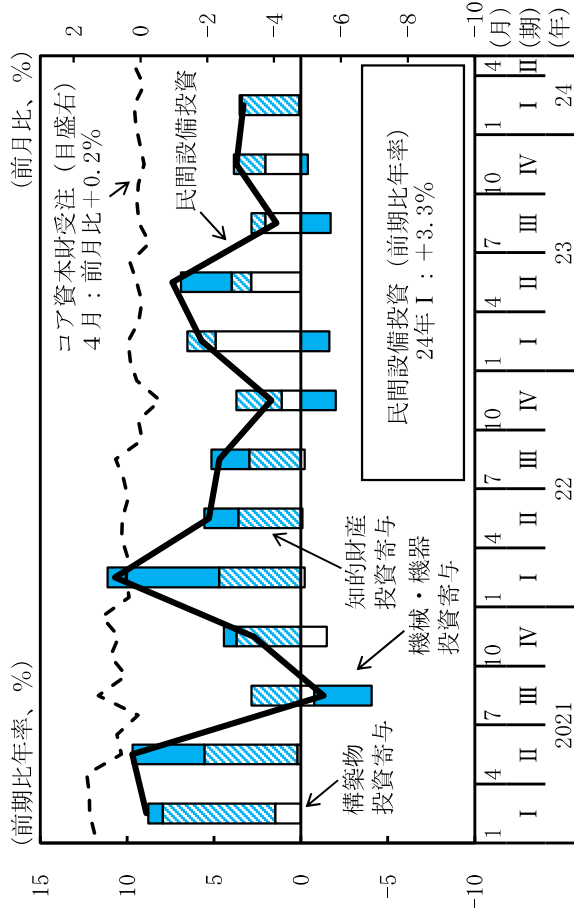
③住宅着工：このところ弱い動き

住宅価格：緩やかに上昇



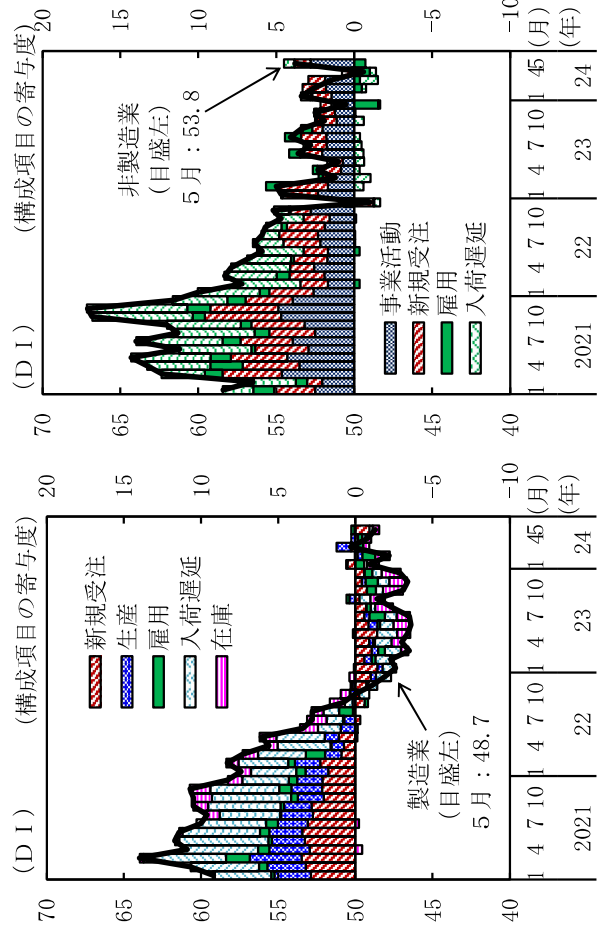
(備考) 住宅ローン金利は30年物固定金利の各月平均。中古住宅在庫は12か月移動平均。

④設備投資は緩やかに増加



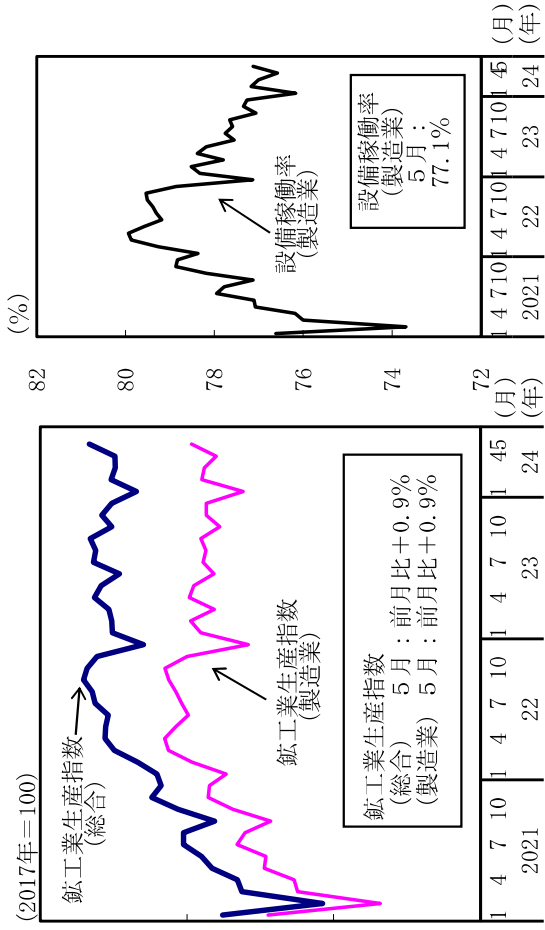
(備考) コア資本財受注は、3か月移動平均値。

製造業：景況指数はおおむね横ばい 非製造業：景況指数はおおむね横ばい

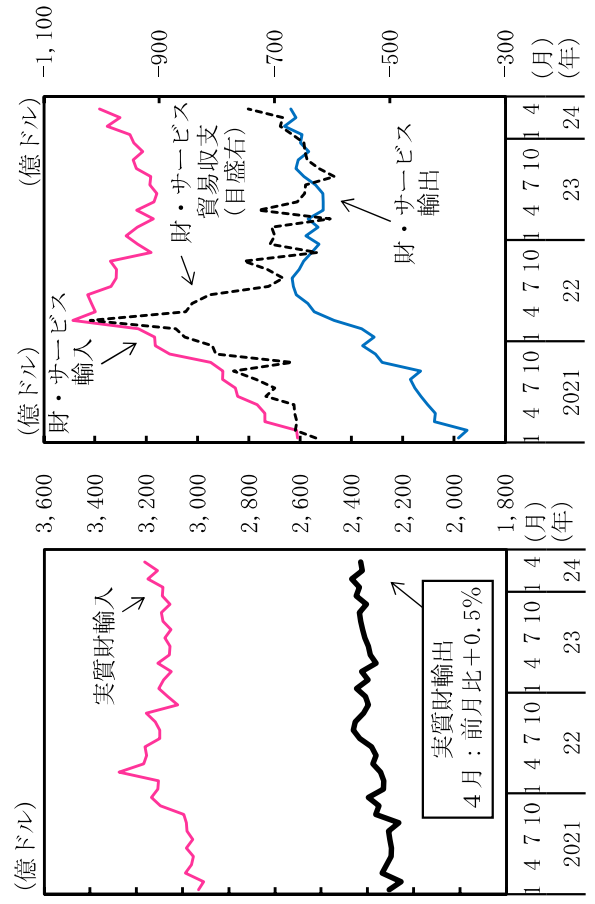


(備考) 構成項目の寄与度は中立水準である50からの乖離幅を示す。

⑤生産はおおむね横ばい

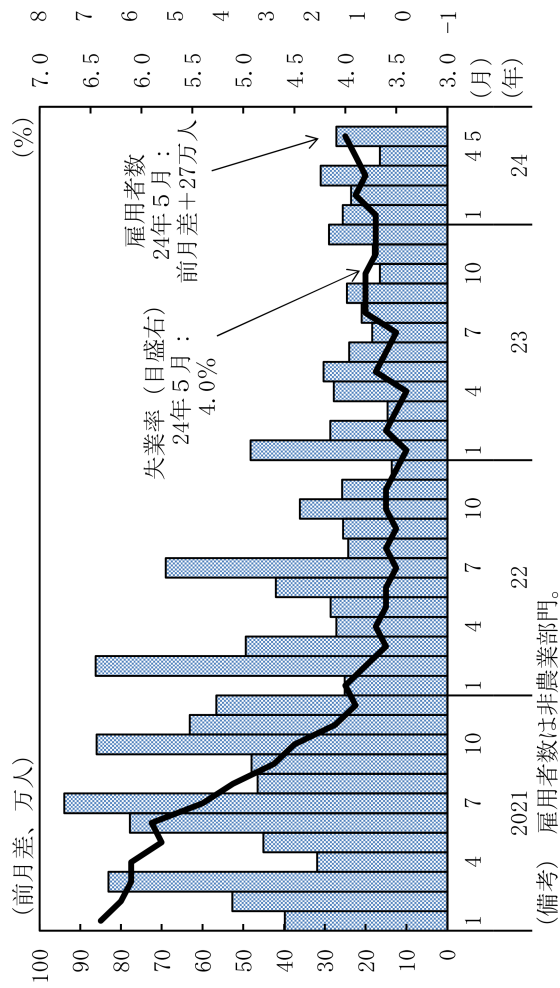


⑥財輸出は緩やかに増加

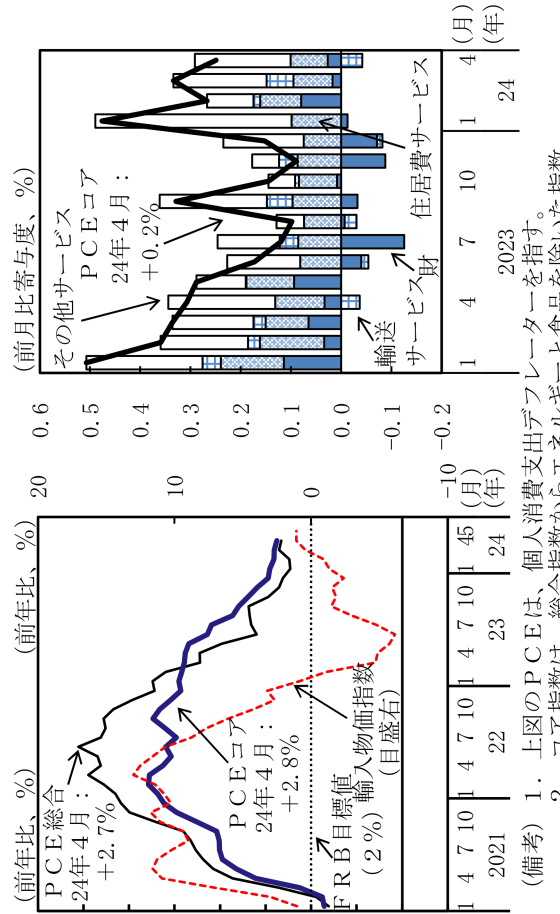


(備考) 左図は通関ベース(実質)、右図は国際収支ベース(名目)。

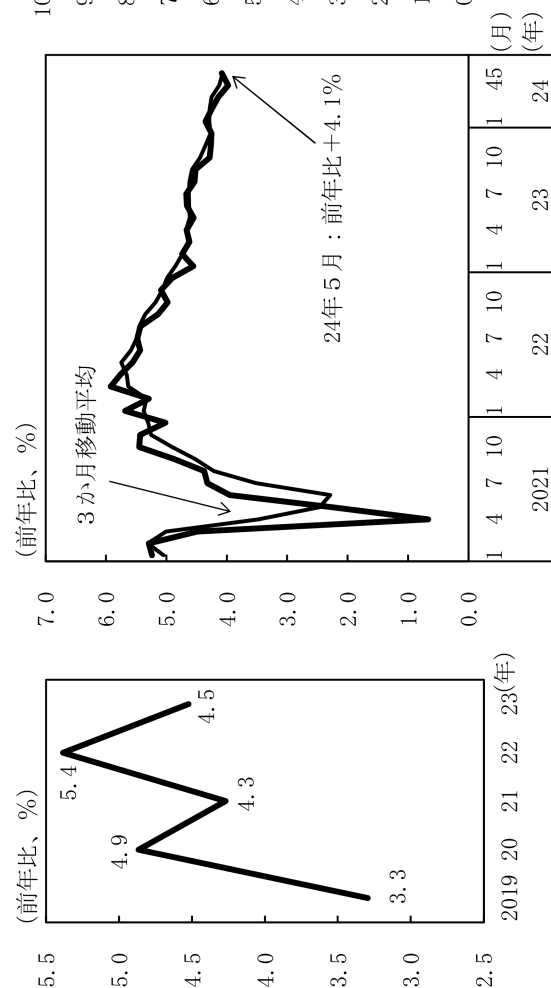
⑦雇用者数は増加、失業率はやや上昇



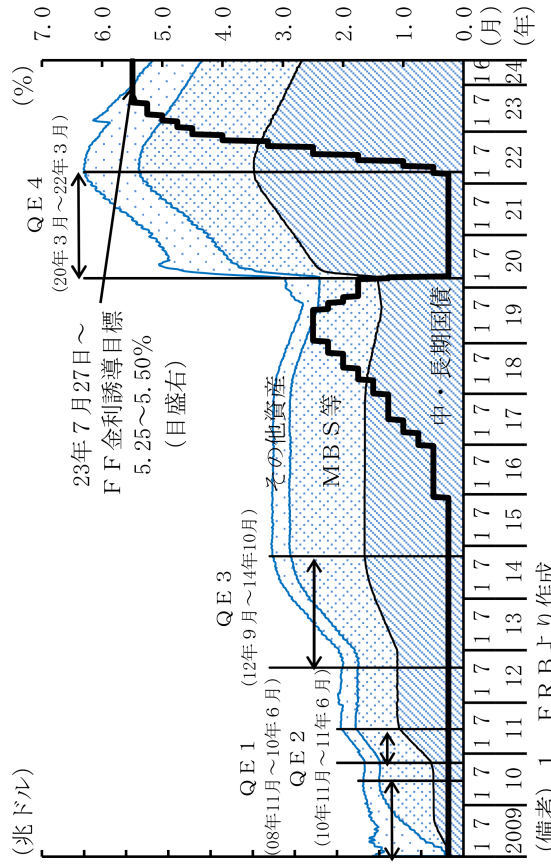
⑧コア物価上昇率は緩やかに上昇



賃金の伸びはおおむね横ばい



金融政策

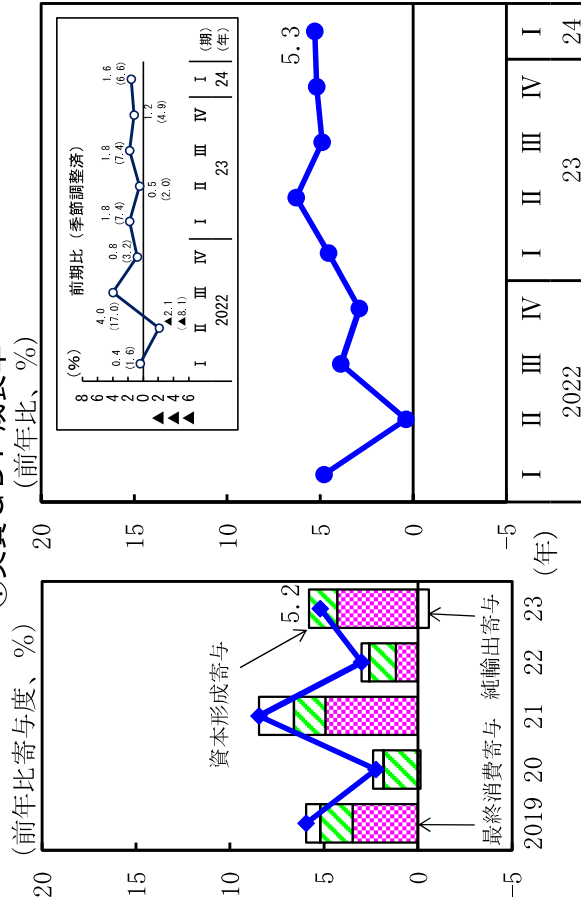


2. アジア地域

中国：

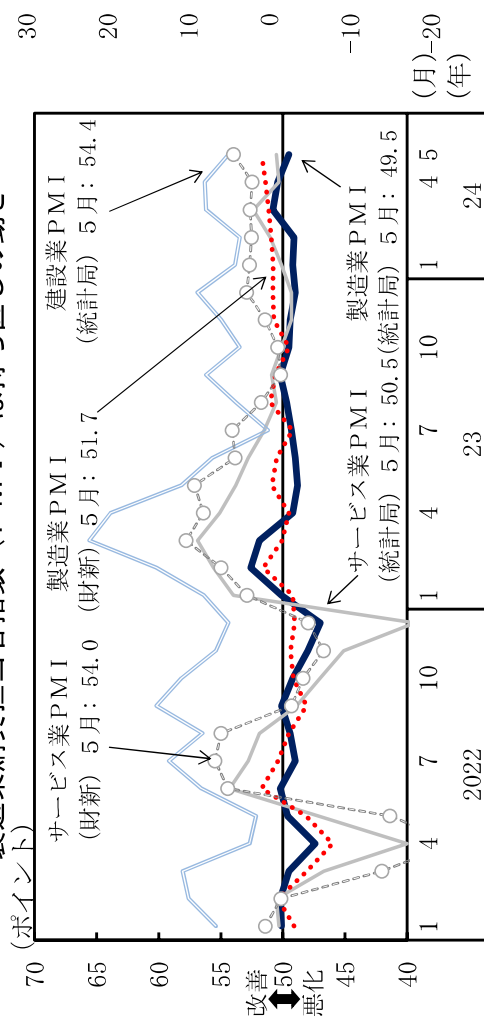
○中国では、景気は政策効果により持ち直しの兆しがみられる。

①実質GDP成長率



(備考) 前期比のグラフの () 内の数値は内閣府による年率換算。

②製造業購買担当者指数 (PMI) は持ち直しの動き

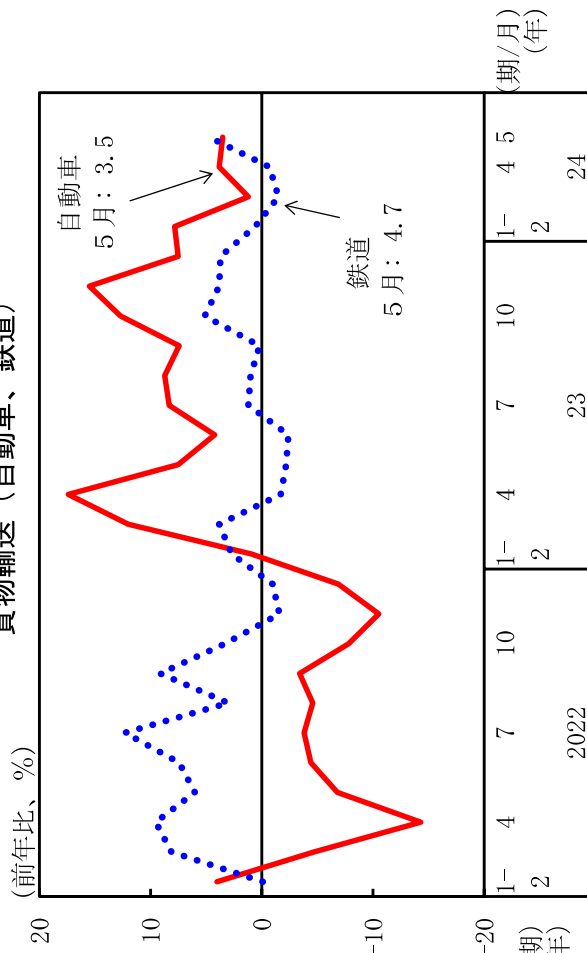


(備考) 1. 国家統計局、財新/S & Pグローバル社との共同調査により作成。財新は中国の経済メディアであり、S & Pグローバル社との共同調査により、独自にPMIを発表している。

2. 製造業・非製造業の業況に関する各項目について企業調査を行い、各々が前月に比べてどう変わったのかを集計。

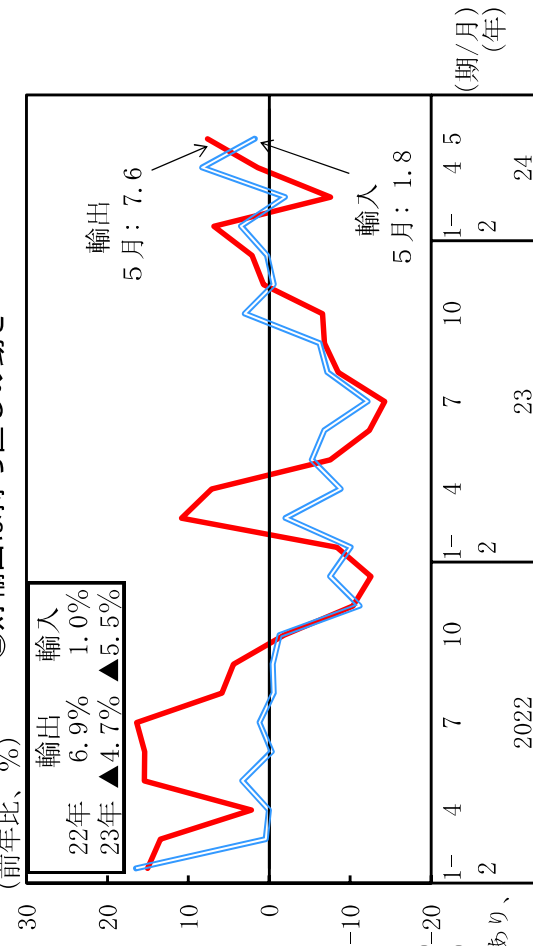
3. 統計対象社数は、国家統計局が3,200社(製造業)、4,300社(非製造業)、財新/S & Pグローバルが約650社。

貨物輸送 (自動車、鉄道)



(備考) 輸送量ベースの前年比。

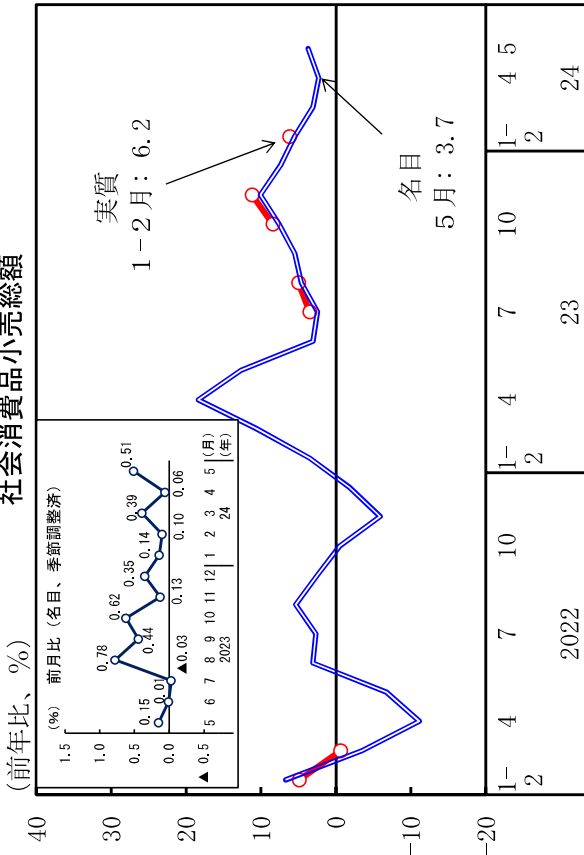
②財輸出は持ち直しの動き



(備考) 1. 輸出入ともドルベースの金額。

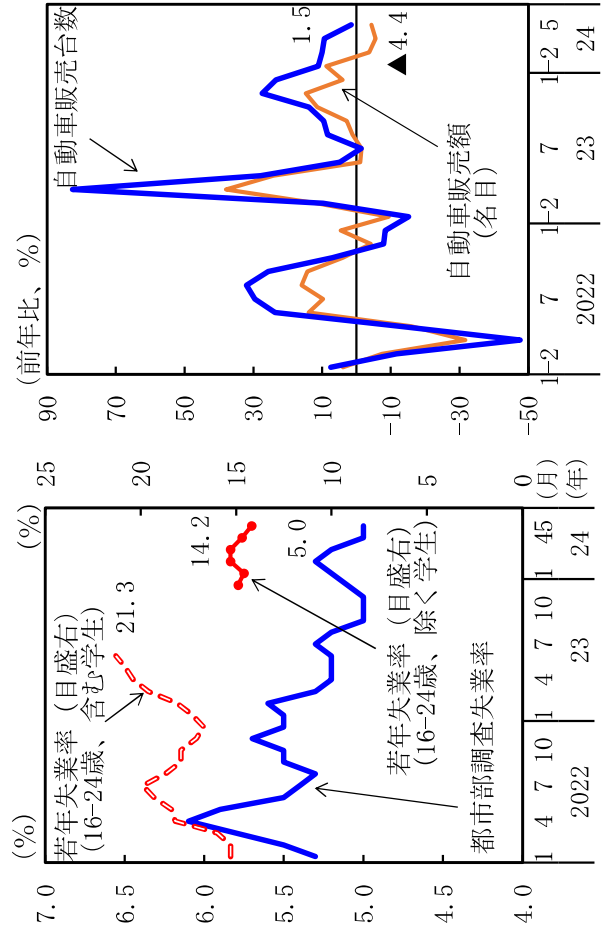
2. 春節(旧正月)休暇は、20年1月24～2月2日、21年2月11～17日、22年1月31日～2月6日、23年1月21日～27日、24年2月10～17日。

③消費は持ち直しに足踏み 社会消費品小売総額



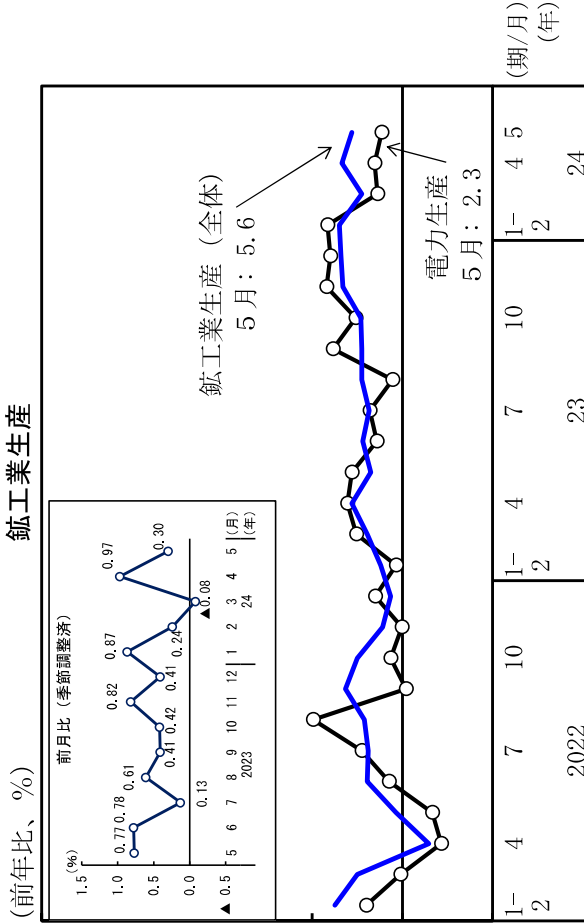
(備考) 22年4月～23年6月及び23年9月、12月の実質値は未公表。

都市部調査失業率はおおむね横ばい 自動車販売台数は増加、販売額はこのところ減少

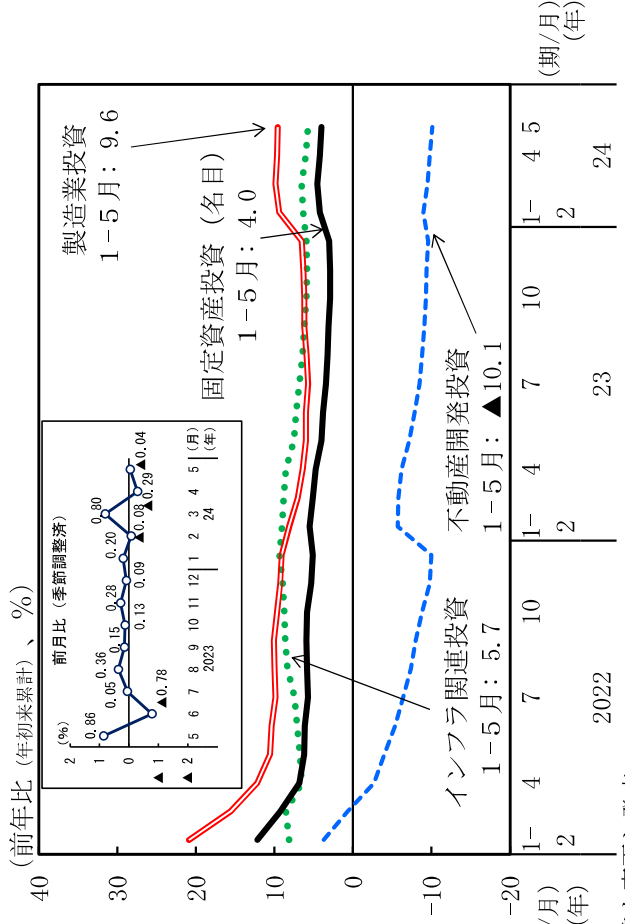


(備考) 若年失業率は、23年6月値を最後に公表を停止していたが、同年12月値から定義を変更し発表。
自動車販売台数は出荷ベース。年間販売台数 (前年比) は、21年3.8%増、22年2.1%増、23年12.0%増。自動車販売額は、社会消費品小売総額の内数。

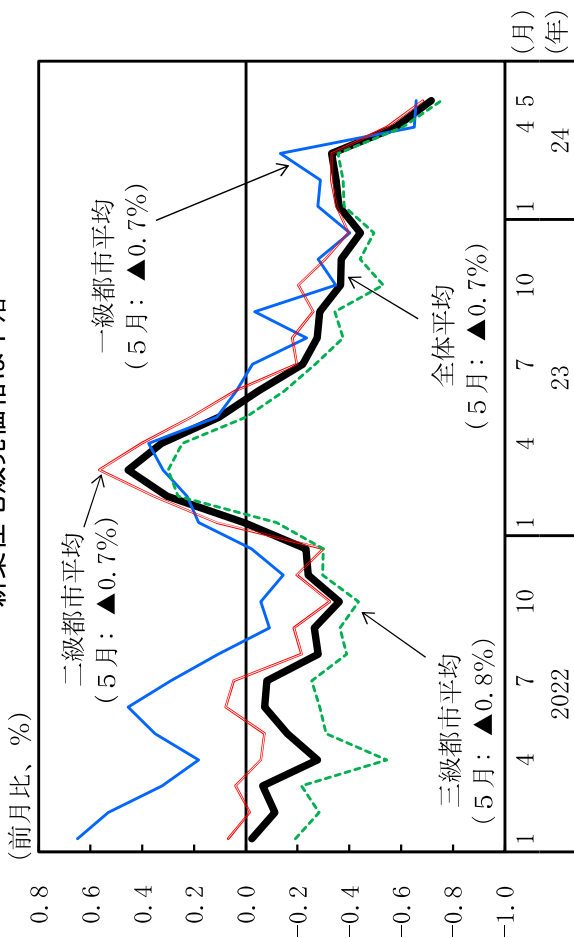
④生産は持ち直している 鉱工業生産



⑤固定資産投資は伸びがおおむね横ばい

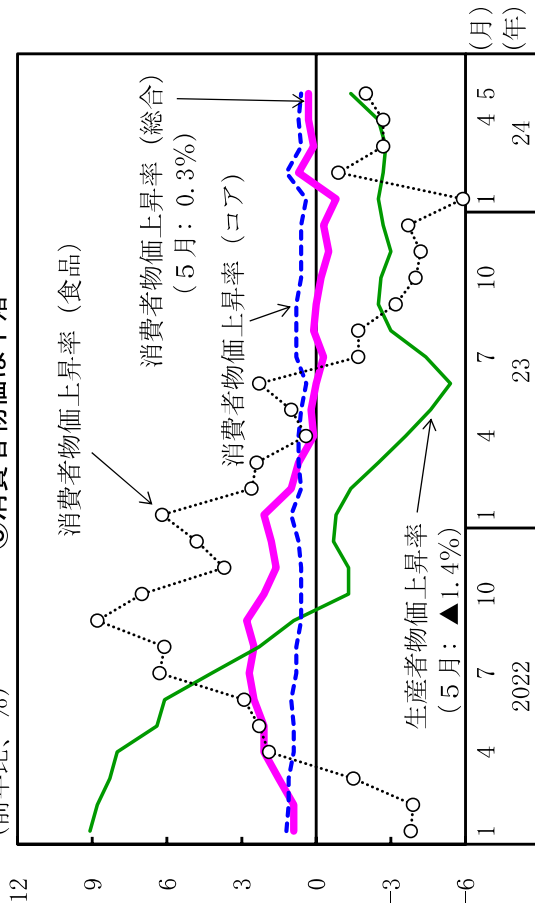


新築住宅販売価格は下落



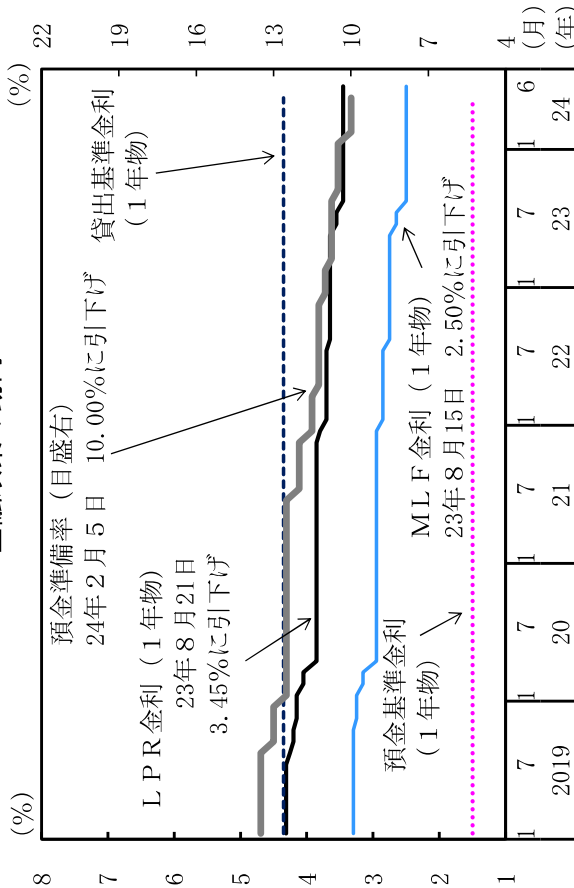
(備考) 一級、二級、三級、全体 (国家統計局の指定する70都市) 平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

⑥消費者物価は下落



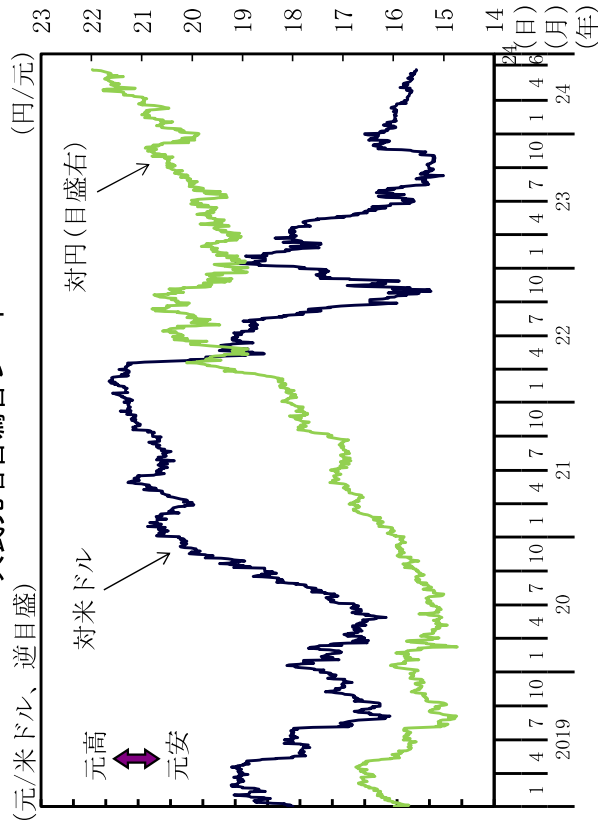
(備考) コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

金融政策の動向



(備考) 1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
 2. MLFとは中期貸出ファイナンスの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。1年物は16年より実施。
 3. LPRとは最優遇貸出金利の略。中央銀行が選定した20の銀行から報告された貸出金利の加重平均値。19年より実施。

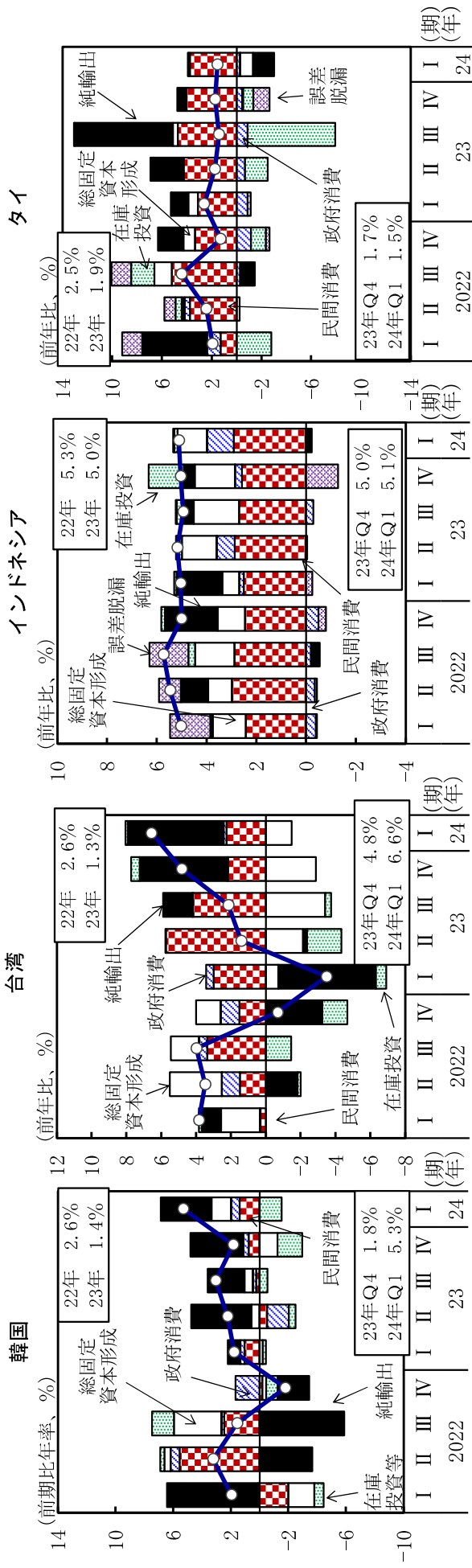
人民元名目為替レート



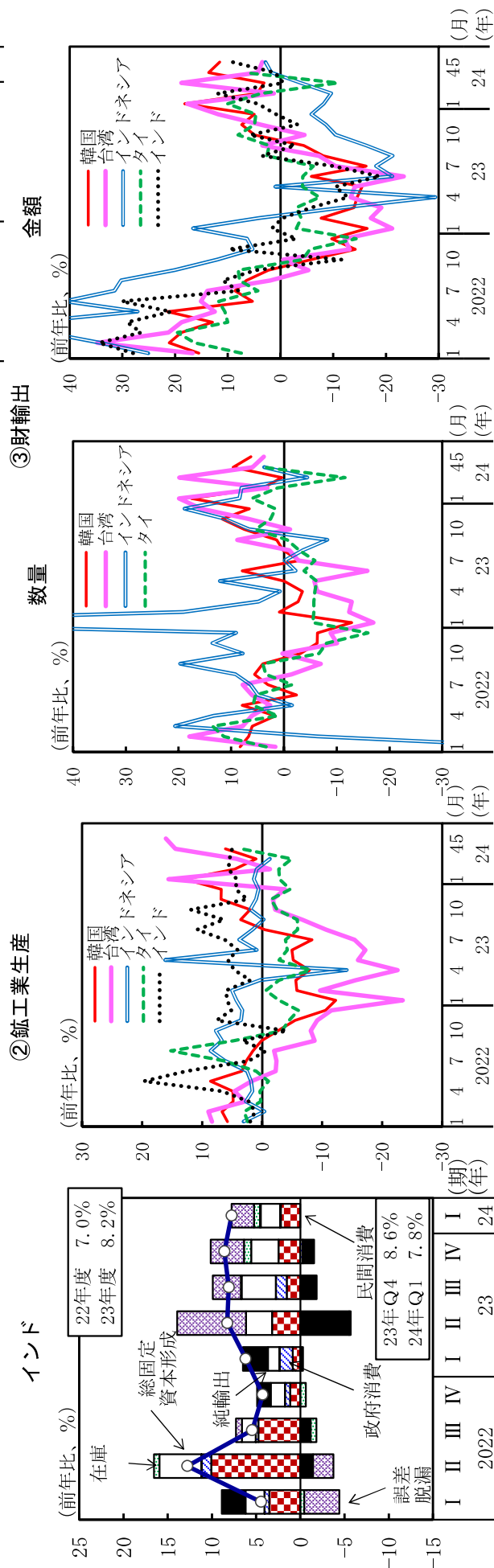
その他アジア（韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド）：

- 韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は緩やかに回復している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直しに足踏みがみられる。インドでは、景気は拡大している。

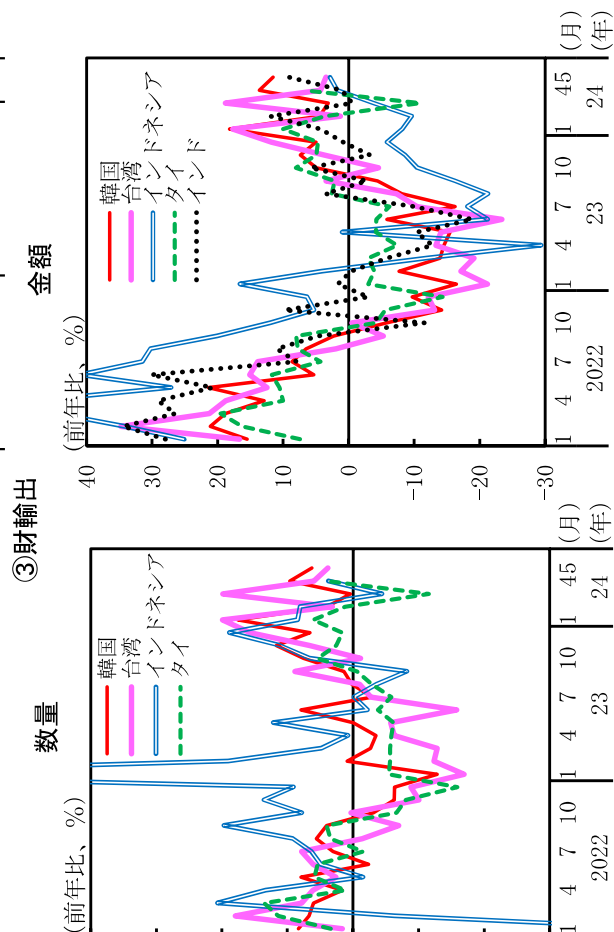
①実質GDP成長率



②鉱工業生産



③財物輸出



(備考) 年度は、4月～翌年3月。

(備考) インドネシア、タイは製造業生産。

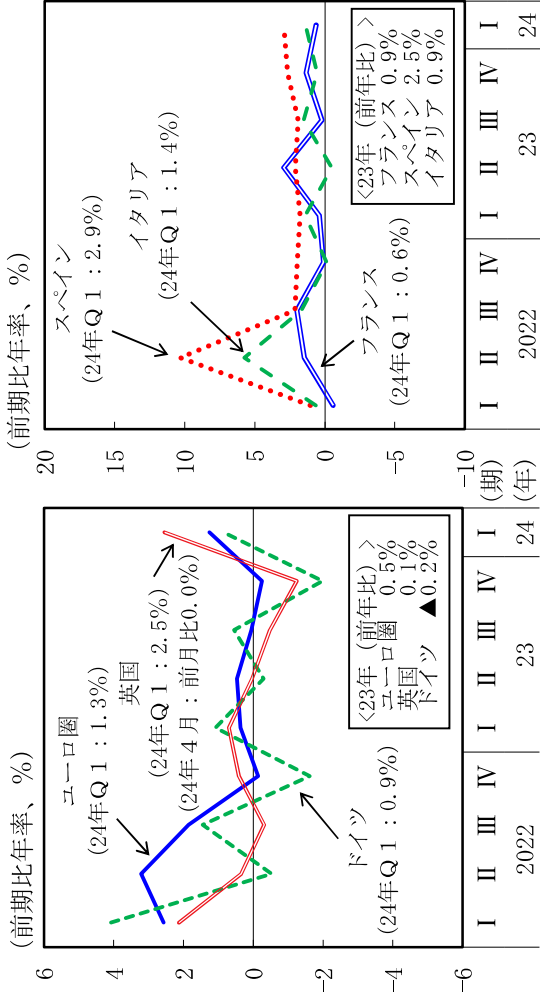
(備考) インドの数量は未公表。

(備考) ドルベース。

3. ヨーロッパ地域

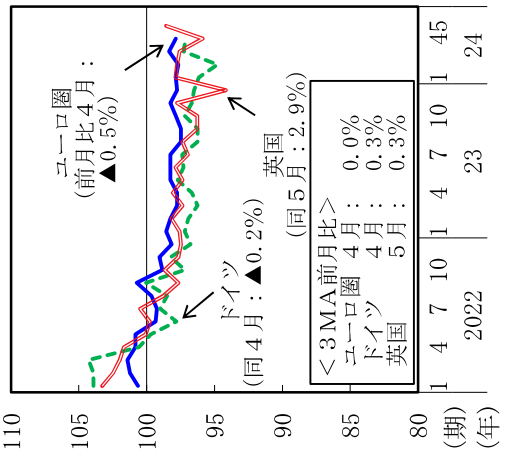
○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きがみられる。ドイツにおいては、持ち直しの兆しがみられる。英国では、持ち直しの兆しがみられる。

①GDP ユーロ圏：24年1-3月期は前期比年率1.3%成長
英国：24年1-3月期は前期比年率2.5%成長

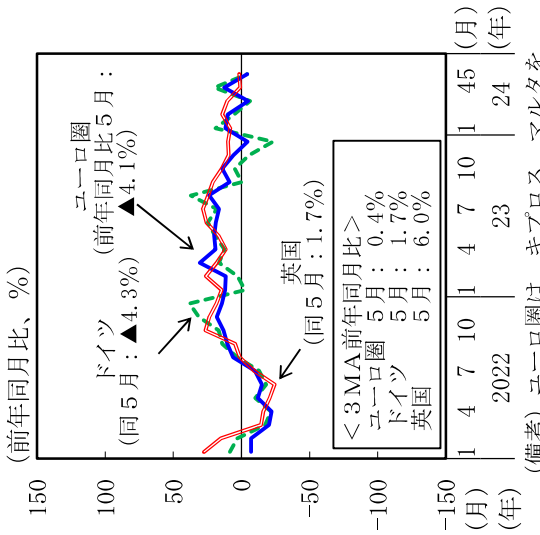


②個人消費

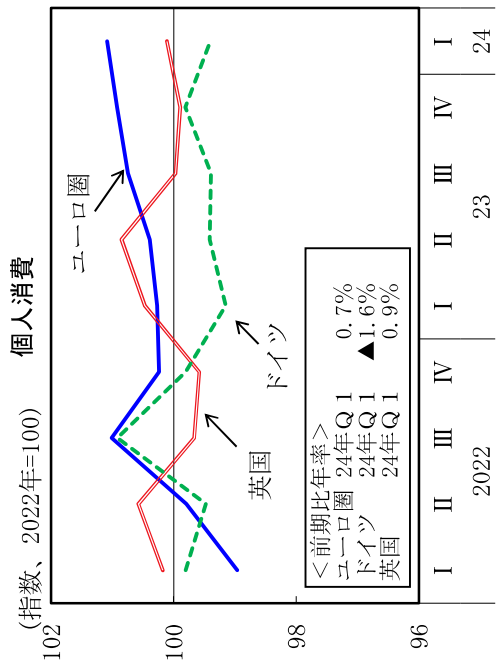
(指数、2022年=100)



乗用車登録台数

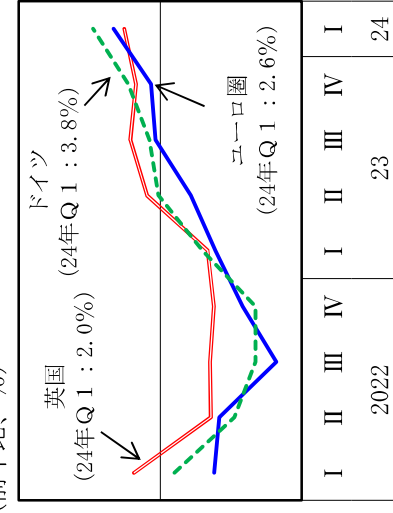


②個人消費 ユーロ圏：おおむね横ばいとなっている 英国：持ち直しの兆しがみられる



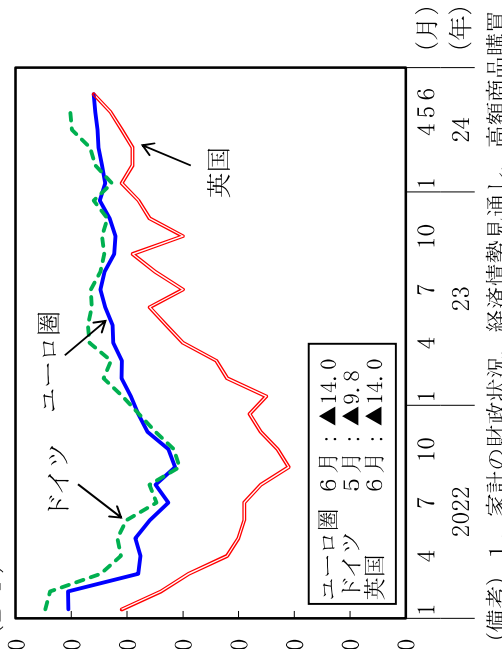
実質賃金上昇率

(前年比、%)



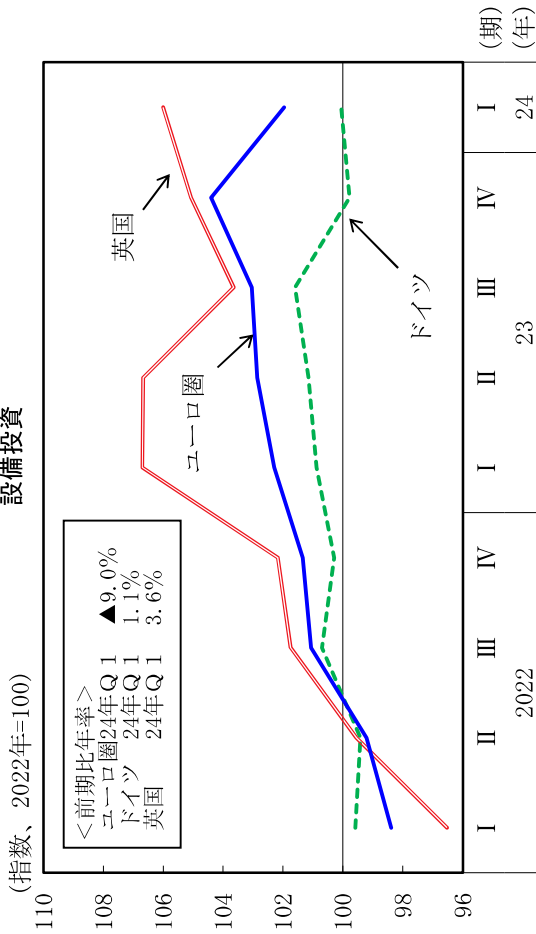
消費者信頼感指数

(DI)



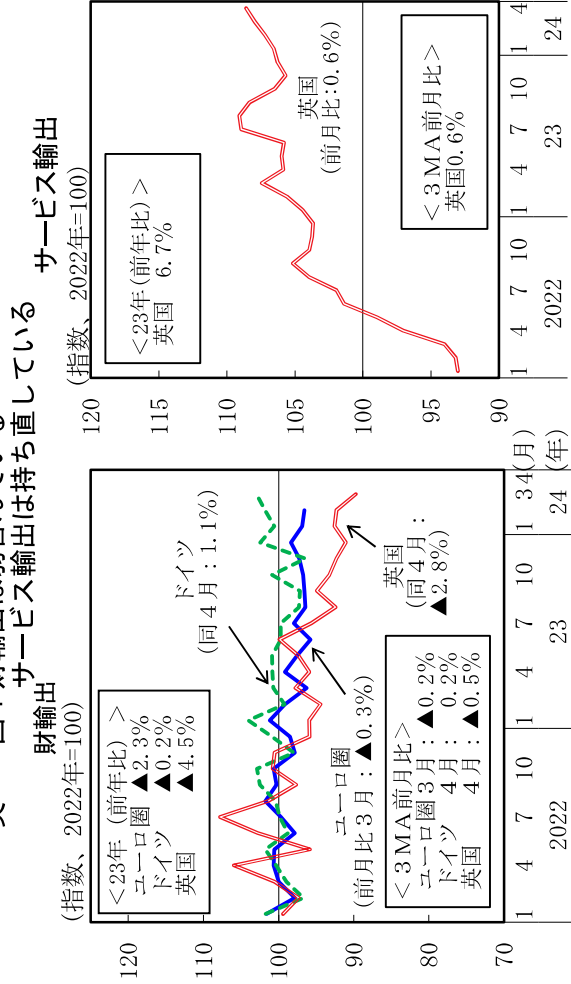
(備考) ユーロ圏はユーロスタット及びECBから作成。時間当たり名目賃金を消費者物価(帰属家賃含まない)で実質化。ドイツはドイツ連邦統計局より作成。名目賃金指数と消費者物価指数の商として計算。英国は英国国家統計局より作成。週平均名目賃金を消費者物価(帰属家賃含む)で実質化。

③設備投資 ユーロ圏：設備投資はおおむね横ばいとなっている
 英国：設備投資はおおむね横ばいとなっている



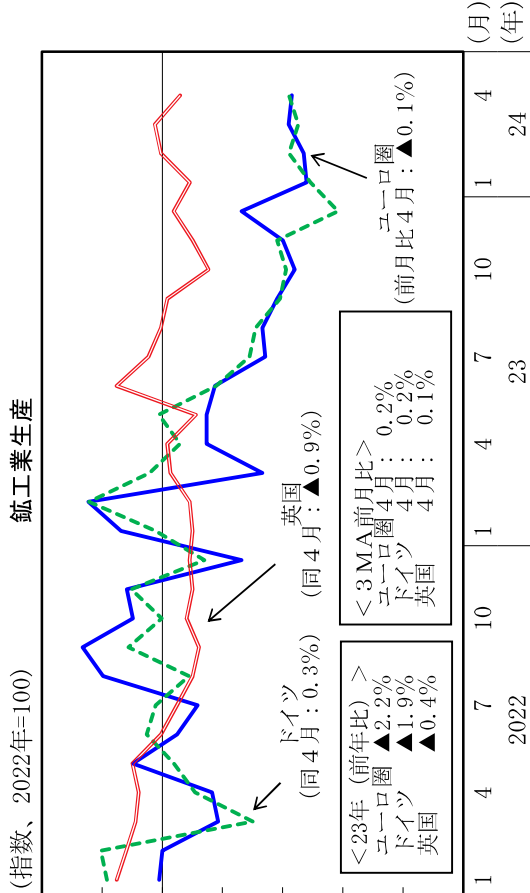
(備考) 1. ユーロ圏及びドイツは公的部門を含む総固定資本形成(住宅除く)。
 2. 英国は民間の設備投資(住宅は含まない)。

④輸出 ユーロ圏：財輸出はおおむね横ばいとなっている
 英国：財輸出は弱含んでいる

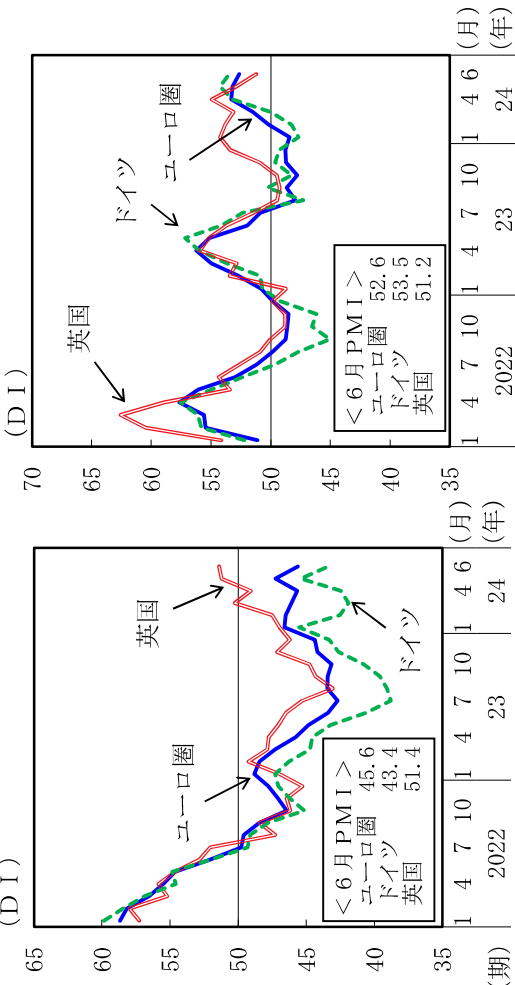


(備考) 1. ユーロ圏は圏外向けのみ。数量ベース。
 2. 英国は金を除く実質ベース。2019年基準。

⑤生産 ユーロ圏：生産は下げ止まりつつある
 英国：生産はおおむね横ばいとなっている

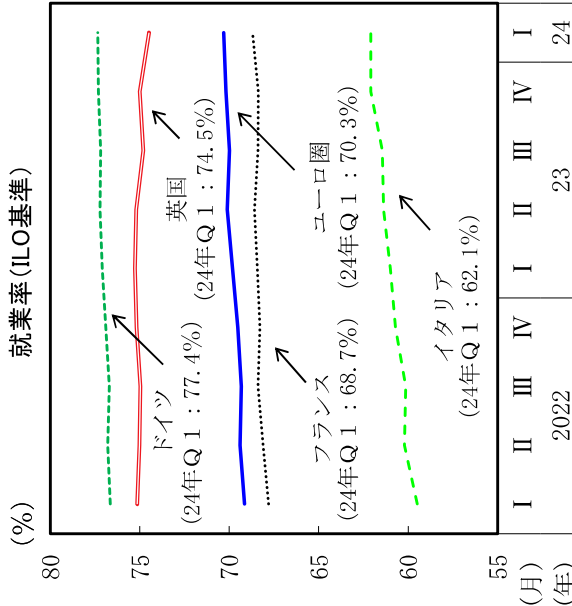
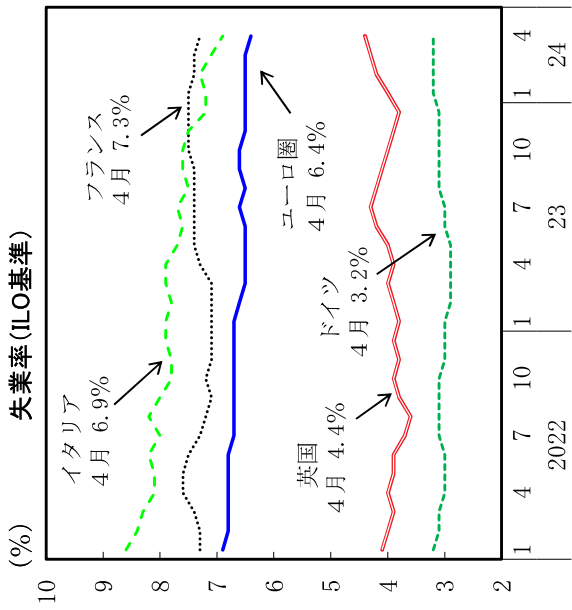


製造業購買担当者指数 (PMI) サービス業購買担当者指数 (PMI)

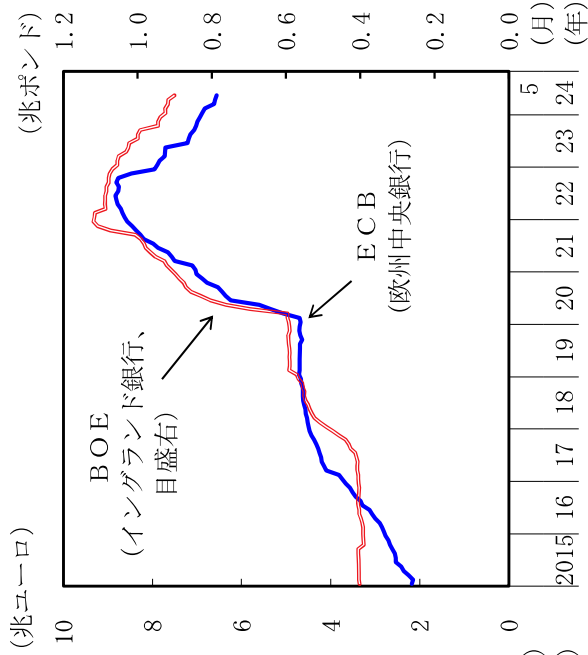


(備考) 1. 製造業は、新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫、サービス業は、ビジネス活動指数について、前月と比べた当月の変化を調査し、「改善 (I p)、変化なし (0.5p)、悪化 (Op)」として指数化。
 2. ユーロ圏は、圏内5,000社の購買担当者を対象にしている。

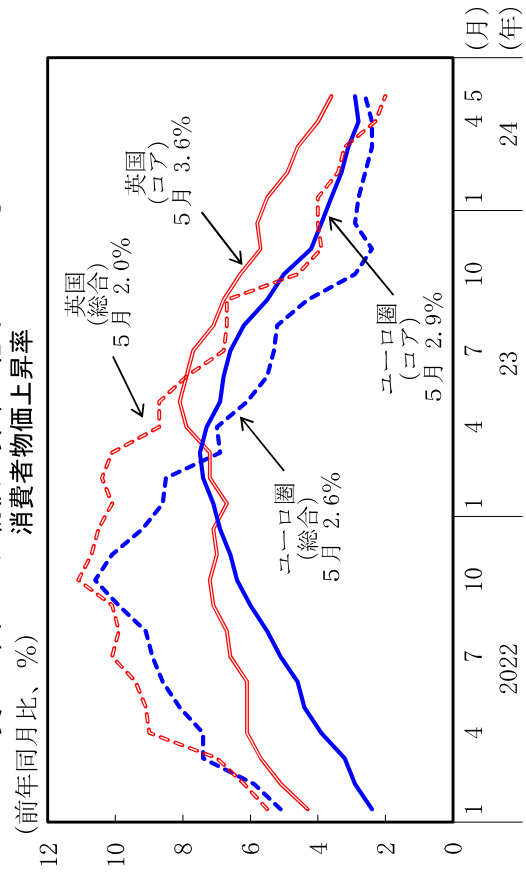
⑥雇用 ユーロ圏：失業率は横ばいとなっている
英国：失業率はこのところ上昇している



⑧中央銀行のバランスシート

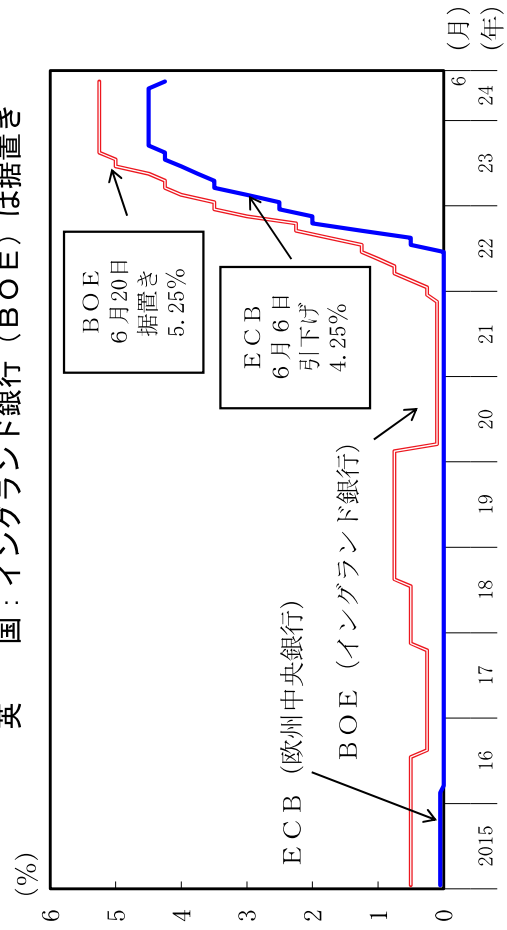


⑦物価 ユーロ圏：コア物価上昇率はこのところ横ばいとなっている
英国：コア物価上昇率は低下している



(備考) 季節調整値。就業者及び人口は、15-64歳。

⑨政策金利 ユーロ圏：欧州中央銀行 (ECB) は引下げ
英国：イングランド銀行 (BOE) は据置き

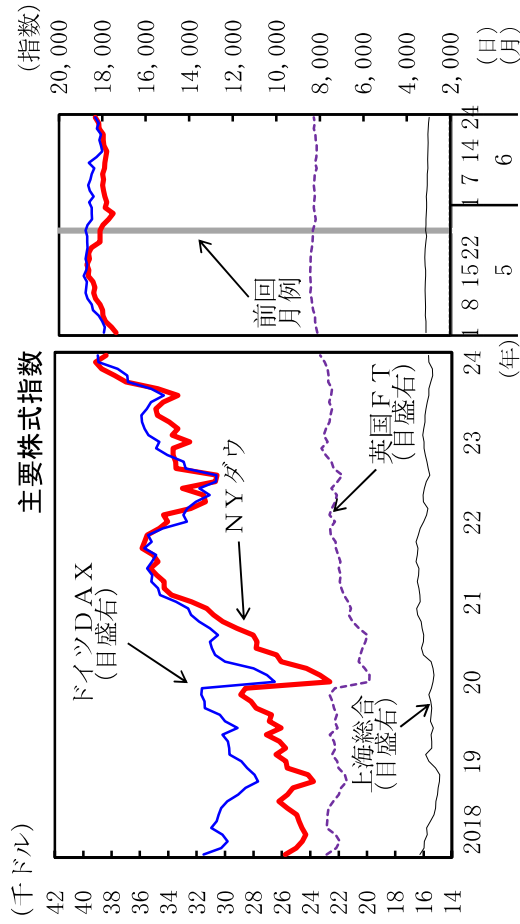


(備考) 日付は公表日。

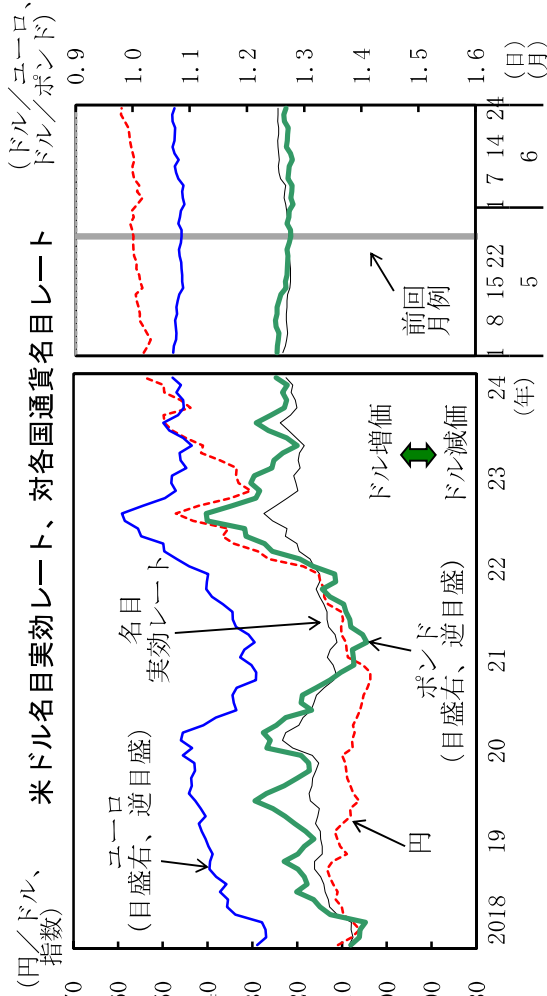
(備考) 1. ECBのインフレ目標は中期的に2%。英国財務省のインフレ目標は2%。
2. コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

4. 国際金融

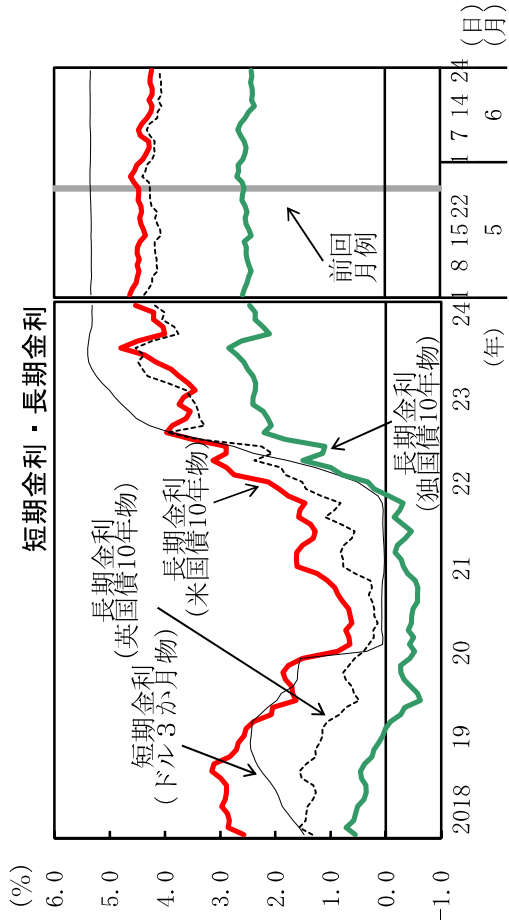
株価：アメリカ、英国、ドイツではおおむね横ばい、中国ではやや下落



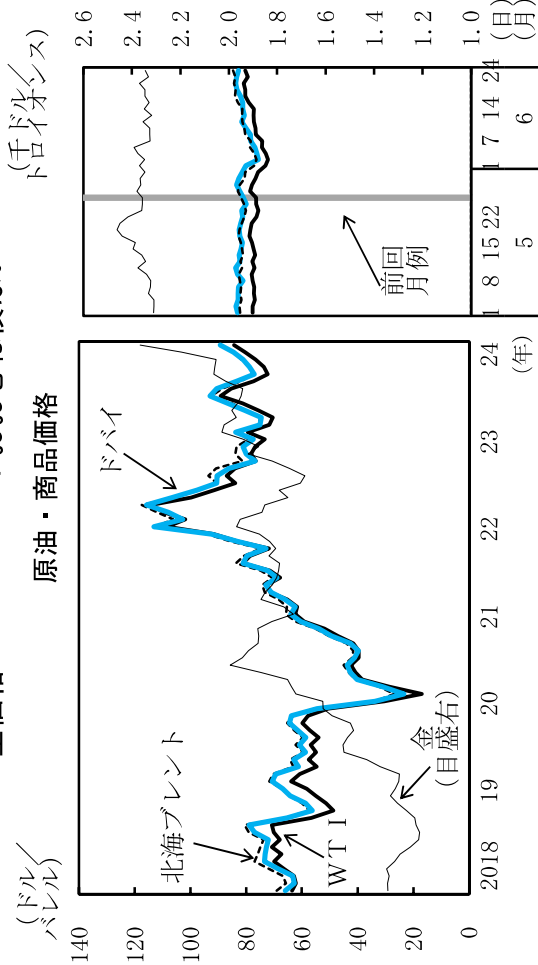
為替：ドルは、ユーロに対してやや増価、ポンドに対しておおむね横ばい、円に対してやや増価



短期金利：おおむね横ばい
長期金利：アメリカ、英国、ドイツではやや低下



原油価格 (WTI)：上昇
金価格：おおむね横ばい



(備考) いずれも、左図は日次の終値の月平均値、右図は日次の終値。

主要経済指標の国際比較 (1)

国・地域名	人口 (万人)	名目GDP (10億ドル)	1人当たりGDP (1,000ドル)	実質GDP成長率 (%)				鉱工業生産 (%)				失業率 (%)				備考			
				2023年	2022年	2023年	23年 10-12月	24年 1-3月	備考	2022年	2023年	24年 3月	24年 4月	24年 5月	2022年		2023年	24年 3月	24年 4月
日本	12,462	4,213	33.8	1.0	1.9	0.4	▲1.8	▲0.1	▲1.3	4.4	▲0.9	前期比	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6		
アメリカ	33,514	27,358	81.6	1.9	2.5	3.4	1.3	前期比年率	3.4	0.2	▲0.1	0.0	0.9	前期比	3.6	3.6	3.8	3.9	4.0
カナダ	3,997	2,140	53.5	3.8	1.2	0.1	1.7	前期比年率	3.9	▲0.7	▲0.5			前期比	5.3	5.4	6.1	6.1	6.2
ユーロ圏	34,962	15,545	44.5	3.4	0.5	▲0.2	1.3	前期比年率	2.2	▲2.2	0.5	▲0.1		前期比	6.8	6.6	6.5	6.4	
ドイツ	8,454	4,457	52.7	1.8	▲0.2	▲2.0	0.9	前期比年率	▲0.3	▲1.9	▲0.3	0.3		前期比	3.1	3.0	3.2	3.2	IL0基準
フランス	6,591	3,032	46.0	2.6	0.9	1.3	0.6	前期比年率	0.0	0.4	▲0.2	0.5		前期比	7.3	7.3	7.4	7.3	
イタリア	5,885	2,256	38.3	4.0	0.9	0.6	1.4	前期比年率	0.4	▲2.1	▲0.5	▲1.0		前期比	8.1	7.7	7.1	6.9	
スペイン	4,781	1,581	33.1	5.8	2.5	2.7	2.9	前期比年率	2.2	▲1.2	▲0.7	0.3		前期比	13.0	12.2	11.7	11.7	
英国	6,812	3,345	49.1	4.3	0.1	▲1.2	2.5	前期比年率	▲3.5	▲0.4	0.2	▲0.9		前期比	3.9	4.0	4.3	4.4	
スイス	882	885	100.4	2.6	0.7	1.4	1.8	前期比年率	6.4	1.2	▲3.8			前年比	2.2	2.0	2.3	2.3	2.4
ロシア	14,633	1,997	13.6	▲1.2	3.6	4.9	5.4	前年比	0.9	3.5	4.0	3.9		前年比	3.9	3.2	2.7	2.6	
オーストラリア	2,662	1,742	65.4	3.9	2.0	1.3	0.5	前期比年率	0.0	0.3	-	-		四半期のみ 前年比	3.7	3.7	3.9	4.1	4.0
中国	141,140	17,662	12.5	3.0	5.2	5.2	5.3	前年比	3.6	4.6	4.5	6.7	5.6	前年比	5.6	5.2	5.2	5.0	5.0
韓国	5,160	1,713	33.2	2.6	1.4	1.8	5.3	前期比年率	1.4	▲2.7	▲3.0	2.2		前期比	2.9	2.7	2.8	2.8	2.8
台湾	2,332	757	32.4	2.6	1.3	4.8	6.6	前年比	▲1.8	▲12.3	▲0.7	0.4	6.2	前期比	3.7	3.5	3.4	3.4	3.4
香港	754	377	50.0	▲3.7	3.2	0.7	9.6	前期比年率	0.2	3.8	-	-		四半期のみ	4.3	2.9	3.0	3.0	3.0
シンガポール	592	501	84.7	3.8	1.1	4.8	0.2	前期比年率	2.7	▲4.2	▲16.1	7.1		前期比	2.1	1.9	2.1	2.1	
インドネシア	27,743	1,371	4.9	5.3	5.0	5.0	5.1	前年比	4.0	1.6	▲1.3			前年比	5.9	5.3	-	-	2.8のみ
マレーシア	3,306	416	12.6	8.9	3.6	2.9	4.2	前年比	6.9	0.7	▲0.1	▲0.3		前期比	3.8	3.4	3.3	3.3	
フィリピン	11,289	437	3.9	7.6	5.5	7.2	5.4	前期比年率	22.5	6.1	▲6.8	5.9		前年比	5.5	4.6	-	-	四半期のみ
タイ	7,018	515	7.3	2.5	1.9	▲1.7	4.6	前期比年率	1.3	▲3.8	▲4.9	3.4		前年比	1.3	1.0	-	-	四半期のみ
ベトナム	10,030	434	4.3	8.1	5.0	6.7	5.7	前年比	7.8	1.5	4.1	6.3	8.9	前年比	2.3	2.3	-	-	四半期のみ
インド	142,863	3,572	2.5	7.0	8.2	8.6	7.8	前年比	5.3	5.9	5.4	5.0		前年比	-	-	-	-	
ブラジル	20,425	2,174	10.6	3.0	2.9	2.1	2.5	前年比	▲0.7	0.2	▲2.8	8.4		前年比	9.5	8.0	7.9	7.5	
メキシコ	13,114	1,789	13.6	3.7	3.2	2.3	1.6	前年比	4.7	3.5	▲3.4	5.9		前年比	3.3	2.8	2.3	2.6	原数値
アルゼンチン	4,670	655	14.0	5.0	▲1.6	▲1.4		前年比	-	-	▲21.4	▲16.6		前年比	6.8	6.1	-	-	四半期のみ
トルコ	8,627	1,108	12.8	5.5	4.5	4.0	5.7	前年比	4.4	1.8	5.0	▲0.3		前年比	10.5	9.4	8.8	8.5	原数値
サウジアラビア	3,282	1,068	32.5	8.7	▲0.8	▲4.3	▲1.8	前年比	-	-	-	-		前年比	5.6	4.9	-	-	四半期のみ
南アフリカ	6,153	378	6.1	1.9	0.7	1.3	▲0.8	前期比年率	▲0.2	0.4	▲3.3	2.0		前年比	33.5	32.4	-	-	暦年のみ

(備考) 1. 各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットより作成。

2. インドは年度(4月~3月)の数値。

3. GDP、鉱工業生産の前月(期)比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

委員からの追加要望資料

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%~3.9%で推移し、2023年10月~2024年5月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

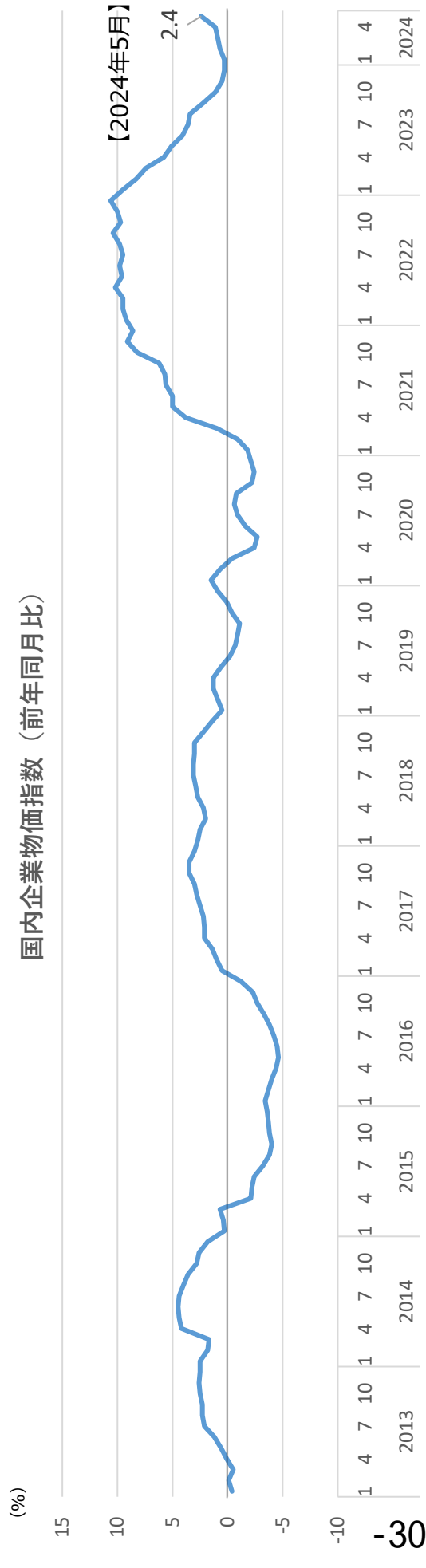
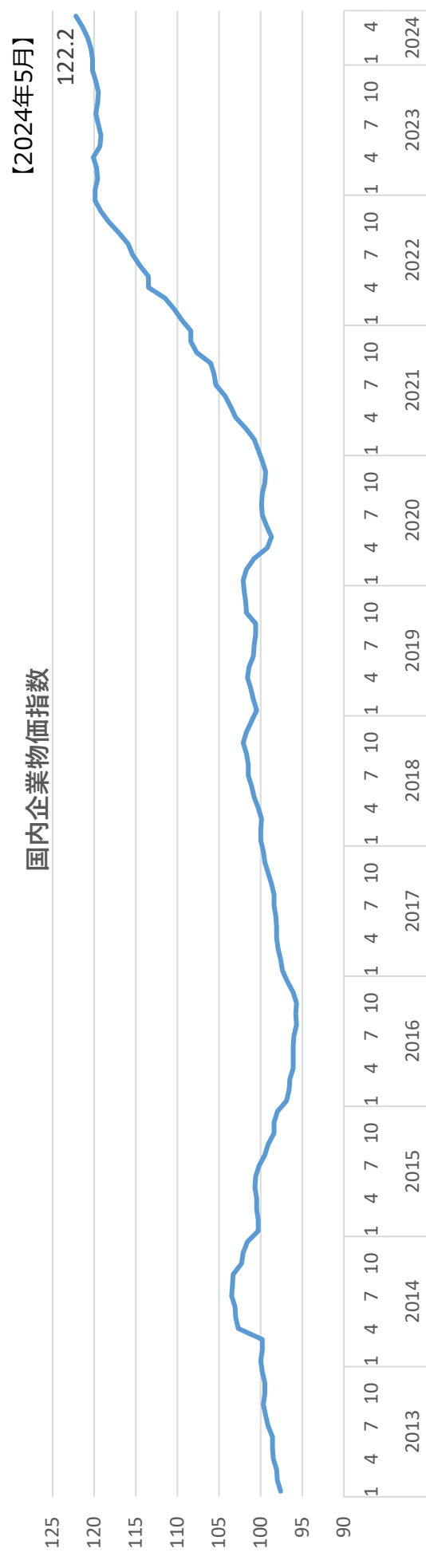
	2023年			2024年					2023年10月~ 2024年5月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.2
A ランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	2.9
B ランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.2
C ランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。
- 4 「2023年10月~2024年5月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

国内企業物価指数の推移

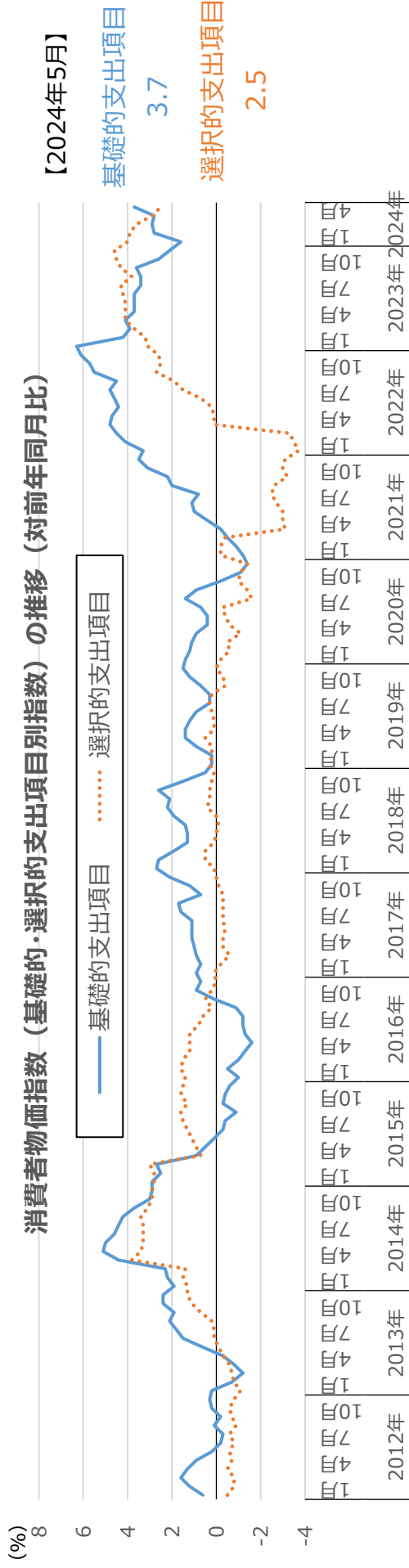
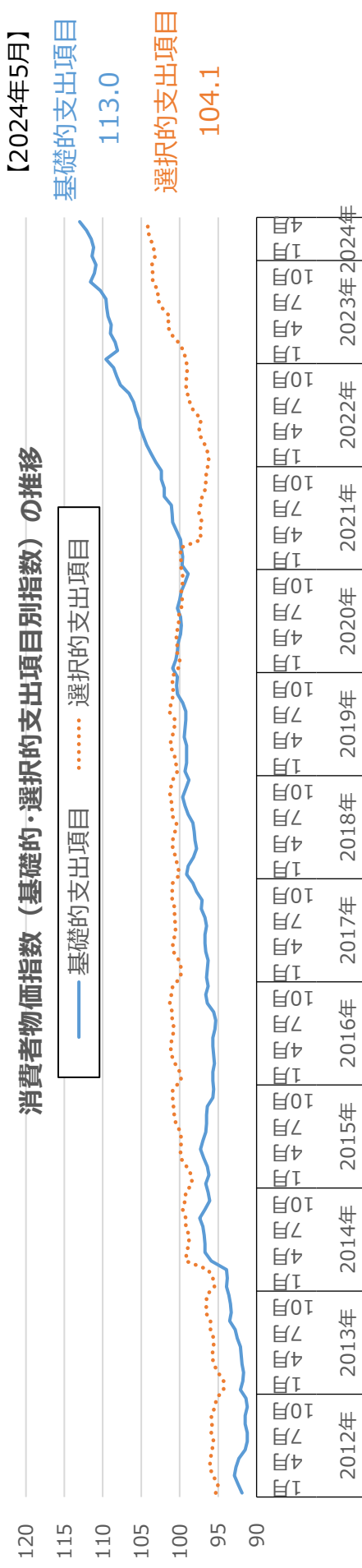
○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから上昇率が縮小しているが、引き続き消費者物価指数を上回っている。



※出所) 日本銀行「企業物価指数」
 (注) 2024年5月速報値。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。



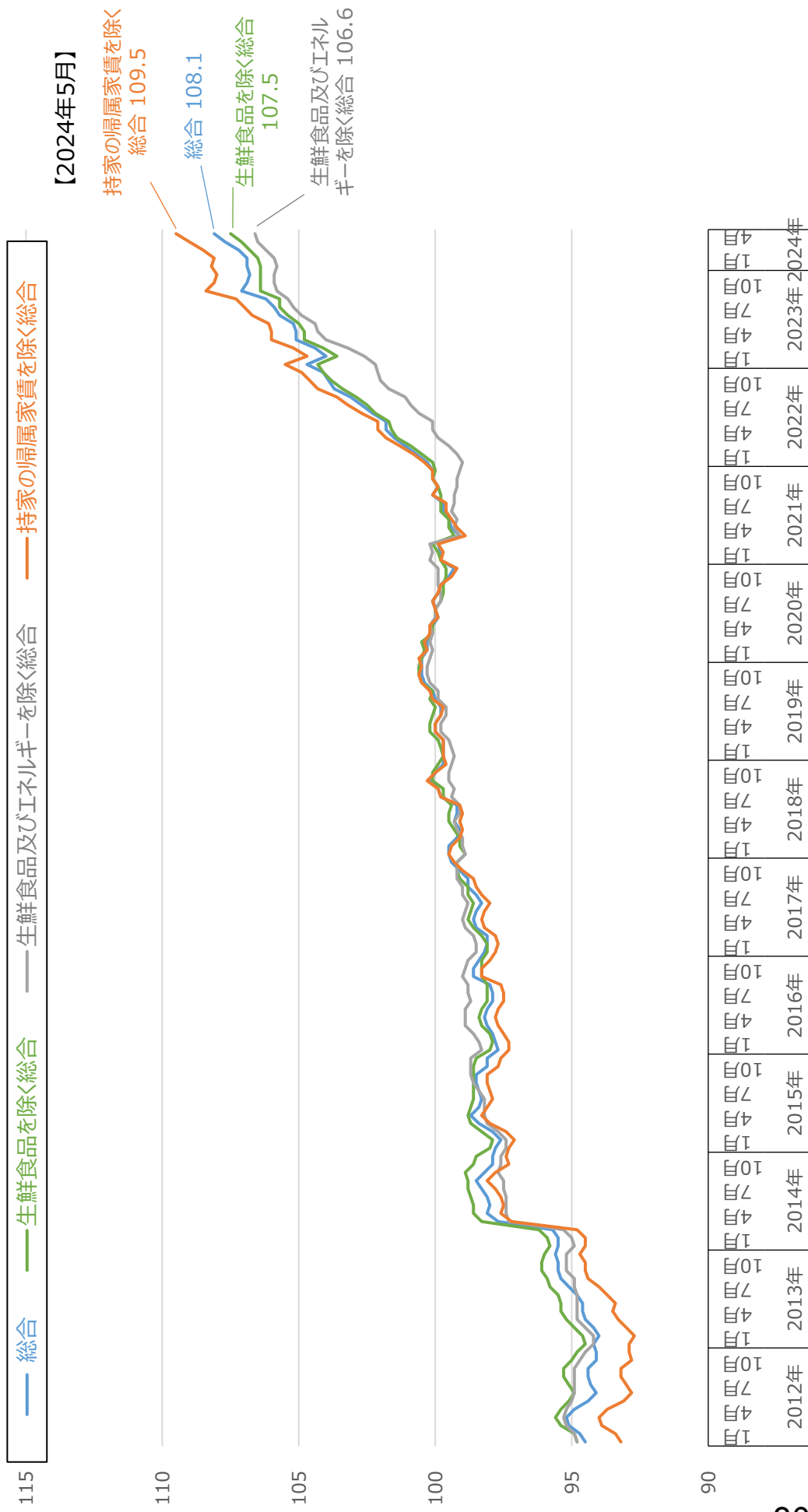
（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品のもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 2. 選択的支出項目（贅沢品のもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 3. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の推移

○ 2024年5月の消費者物価指数の「総合」は109.5、「生鮮食品を除く総合」は107.5、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は106.6、「持家の帰属家賃を除く総合」は109.5となっている。

消費者物価指数の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

業務改善助成金の助成対象別の実績

○概要説明

- ・業務改善助成金の助成対象別の件数と割合は以下のとおり。
- ・設備投資の件数が99%を占めている。

令和5年度 支給決定件数	設備投資	コンサルティング	研修
12,798	12,715	91	192
100%	99%	1%	2%

※ 助成対象が複数となることもあるため、支給決定件数と内訳の合計とは一致しない。

○参考：代表的な設備投資の件数・割合

	システム 関連	PC機器 関連	医療・福祉 関連	飲食関連	自動車 関連	冷凍・冷蔵 関連	農林業 設備関連
件数	2,557	1,202	1,199	1,069	911	895	396
割合	20.0%	9.4%	9.4%	8.4%	7.1%	7.0%	3.1%

業務改善助成金の助成事例

助成事例①

○農薬の散布や農作物の運搬に係る機械設備の導入による生産性向上
 企業概要 [所在地] 高知県 [従業員] 8人 [事業概要] 耕種農業

背景

手作業による農薬散布及び従業員の高齢化
 ニンニク等の農作物の栽培にあたり、手作業で屋内外の農薬散布や収穫した野菜の運搬をしていた。また、従業員は、いずれも60代以上と高齢化が進んでおり、こうした手作業は力仕事であるため作業効率を損なっていた。

取組の内容と成果

○設備内容
 ビニールハウス用と屋外用それぞれの農薬の自動散布機や、収穫物を入れたコンテナを運搬するローラーコンベアを導入した。

○成果
 作業が機械化したことで効率化し、農薬を以前よりもムラなく散布できるようになった。これまでに屋外の農薬散布は、1反あたり2人で2時間かけていた。現在は1人で30分程度で終わらせられるようになった。ビニールハウス内の農薬散布も、同じ程度の人数・時間を必要としていたが、設置した散布機を回収する20分程度の時間だけで足りるようになった。収穫物の運搬は、1反分を運ぶのに2時間かけていたが、20～30分程度に短縮できた。

賃金引上げ実績

利用したコース：
 60円コース
 引上げ労働者数：
 8人
 事業場内最低賃金：
 820円から880円へ
 引上げ

改善のOnePoint

他の事業者と共同で作地面積を拡大する取組を進めているなかで、今回の助成による成果を踏まえて、同様の機械設備を導入する検討を始めた。より広い複数の圃場でも利用でき、農薬や肥料の散布機を導入することを考えている。



助成事例②

○テイクアウト注文のオンライン化や店内改装による作業の効率化
 企業概要 [所在地] 佐賀県 [従業員] 7人 [事業概要] 飲食店

背景

電話注文への応対や配膳によるタイムロス
 新型コロナウイルス感染症以降、電話によるテイクアウトの注文が増え、店内業務に支障をきたしていた。また、店内では厨房から客席までが離れており、料理を運ぶのに時間を要していた。

取組の内容と成果

予約サイト開設、店内カウンター改装

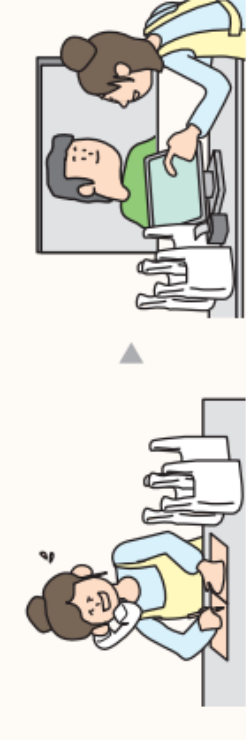
○設備内容
 テイクアウト受注用に予約サイトを開設した。店内はカウンターを改装するなどのレイアウト変更を行った。

○成果
 これまでは電話によるテイクアウト注文への対応に1件当たり5～15分の時間を要していたが、注文が自動化されたことで、対応する時間を削減できた。また、注文の受付が効率化されたので、テイクアウトの売上が35%増加した。店内の営業も、カウンターの改装によって平日昼の来店客数が1日当たり10人以上増え、顧客数が10%、顧客単価が8%増加した。テイクアウトの増加と合わせて、全体売上が16%増加した。

利用したコース：
 90円コース
 引上げ労働者数：
 4人
 事業場内最低賃金：
 830円から920円へ
 引上げ

改善のOnePoint

テイクアウトの予約サイトを留意していることをSNS等で発信している。オンラインの受注体制が整ったので、テイクアウト注文の認知を向上させ、今後は通信販売にも販路を広げていく予定



令和5（2023）年度 取引条件改善状況調査 自主行動計画フォローアップ調査 結果概要

令和6（2024）年3月
中小企業庁

1-1. 調査概要（取引条件改善状況調査）

- ・ 令和5年度「取引条件改善状況調査」及び令和5年度「自主行動計画フォローアップ調査」について、共通する設問の回答を横断的に分析。
- ・ 主な分析目的としては、自主行動計画策定団体に加入しているか否かで、取引条件の改善状況に差異がみられるか否かの把握である。取引条件改善状況は基本的に団体非加入企業を対象に調査しており、自主行動計画フォローアップ調査は団体加入企業を対象に調査している。

調査期間 2023年10月～12月

分析対象調査 令和5年度「取引条件改善状況調査」

令和5年度「自主行動計画フォローアップ調査」

調査内容 「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題等

- ・ 知的財産・ノウハウの保護
- ・ 働き方改革に伴うしわ寄せ防止
- ・ 型取引の適正化
- ・ 支払条件の改善
- ・ 価格決定方法の適正化

集計にあたって

- ・ 報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。
- ・ 各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

1-2. 調査概要（取引条件改善状況調査）

1-310-

- 中小企業・小規模事業者における事業者間取引の実態や取引条件改善状況の把握を目的に平成29年度から実施。
- 自主行動計画策定業種以外の業種も含む9万社に対して幅広く実施し、回答があった企業は26,458社(回答率29.4%)。

<u>調査対象</u>	90,000社(受注側80,000社、発注側10,000社)
<u>調査期間</u>	2023年10月～11月
<u>調査方法</u>	郵送調査(WEB回答可)
<u>回答企業数</u>	26,458社(受注側22,452社、発注側4,006社)
<u>回答率</u>	29.40%(受注側28.07%、発注側40.06%)
<u>調査内容</u>	(1)「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題

- ・重点課題の改善状況
- ・価格決定方法の適正化、支払条件の改善 等

(2)その他中小企業が直面している事項

- ・取引環境の変化への対応、取引状況、発注方法 等

集計にあたって

- ・報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選じた企業数が有効回答数に占める割合を示す。
- ・各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

1-3. 調査概要（自主行動計画フォローアップ調査）

- ・ サプライチェーン全体での「取引適正化」に向けた望ましい取引慣行を浸透させること等を目的に、各産業界自らが取り組む行動をまとめた「自主行動計画」は、現在27業種64団体にて策定済（令和6年1月29日時点）。
- ・ 取組の実施状況について、策定団体自ら、毎年フォローアップ調査を実施しており、必要に応じて自主行動計画の改定を行いつつ、更なる取組を進めることとなっている（PDCAの実施）。
- ・ 策定団体のうち、経済産業省所管の15業種49団体が10月～12月にフォローアップ調査を実施。
- ・ 各策定団体の調査結果について集計したところ、各策定団体所属会員企業のうち9,358社への発送に対して、回答社数2,676社。回答率29%。
（昨年度実績：調査対象社数7,940社、回答社数2,537社、回答率32%）

調査対象

「自主行動計画」策定団体加入企業9,538社

調査期間

2023年10月～12月

調査方法

郵送調査

回答企業数

2,676社

回答率

28.6%

調査内容

「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題等

- ・ 価格決定方法の適正化
- ・ コスト負担の適正化
- ・ 支払条件の改善
- ・ 知的財産・ノウハウの保護
- ・ 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

集計にあたって

報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。
各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

2-1-1. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題改善状況経年比較）

<重点5課題改善状況>

重点5課題	設問	受注／発注割合	令和3年度割合	令和4年度割合	令和5年度割合
価格決定方法の適正化	価格決定のための協議の実施状況 ※令和5年度は「販売先から申し出があり協議を行った」「自社から申し出を行い協議に応じてくれた」と答えた企業の割合 ※令和4年度は「販売先が「応じてくれた」と答えた企業の割合、令和3年度は「販売先に協議を申し入れたことができたと答えた企業の割合	発注側	-	-	-
	※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	受注側	63%	81%	83%
	コスト全般 ※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	発注側	45%	42%	64%
	※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	受注側	13%	19%	37%
	労務費 ※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	発注側	43%	35%	55%
	※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	受注側	12%	14%	30%
	原材料価格 ※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	発注側	53%	46%	67%
	※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	受注側	18%	22%	41%
	エネルギー価格 ※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	発注側	43%	36%	60%
	※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	受注側	10%	13%	32%
支払い条件の改善	直近1年間における不合理な原価減額要請 ※令和4、5年度は「受けたことはない」と答えないと答えた企業の割合 ※令和3年度は「要請されたことはない」と答えた企業の割合	発注側	-	-	-
	※令和5年度は「全て現金払い」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「要請されたことはない」と答えた企業の割合	受注側	94%	90%	94%
	下請代金を全て現金で支払っている／受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	発注側	65%	69%	69%
	※令和5年度は「全て現金払い」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「要請されたことはない」と答えた企業の割合	受注側	42%	69%	70%
	下請代金支払いの手形サイトが60日以内 ※「30日以内」「60日以内」と答えた企業の割合の合計	発注側	20%	19%	23%
	※令和5年度は「2024年までに60日以内に変更予定」と答えた企業の割合 ※令和4、5年度は「2024年までに60日以内に変更予定」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「2021年度内までに短縮する予定」～「2024年度までに短縮する予定」と答えた企業の割合	受注側	15%	18%	18%
	手形サイトの60日以内への変更予定 ※令和4、5年度は「2024年までに60日以内に変更予定」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「2021年度内までに短縮する予定」～「2024年度までに短縮する予定」と答えた企業の割合	発注側	18%	21%	15%
	※令和5年度は「2021年度内までに短縮する予定」～「2024年度までに短縮する予定」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「2021年度内までに短縮する予定」と答えた企業の割合	受注側	-	-	-
	約束手形の利用を2026年までに廃止する予定	発注側	-	23%	30%
	※令和5年度は「2026年までに廃止する予定」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「2021年度内までに短縮する予定」と答えた企業の割合	受注側	-	-	-
知的財産・ノウハウの保護	知的財産に関する適正取引の実現のための取組実施状況 ※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側：「実施中」と答えた企業の割合	発注側	-	-	65%
	※令和5年度は「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「実施中」と答えた企業の割合	受注側	-	53%	41%
	直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響 ※「特に影響はない」と答えた企業の割合	発注側	89%	93%	81%
	※令和5年度は「2021年度内までに短縮する予定」～「2024年度までに短縮する予定」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「2021年度内までに短縮する予定」と答えた企業の割合	受注側	85%	83%	83%
	働き方改革に伴う短納期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※発注側：「全ての仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」、受注側：「全て販売先が負担してくれなかった」「多くを販売先が負担してくれた」と答えた企業の割合	発注側	-	-	63%
	※令和5年度は「2021年度内までに短縮する予定」～「2024年度までに短縮する予定」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「2021年度内までに短縮する予定」と答えた企業の割合	受注側	23%	32%	38%
	型管理の適正化<書面等による取引条件の明確化> ※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側：「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	-	-	45%
	※令和5年度は「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	受注側	-	46%	42%
	型管理の適正化<型代金又は型製作費の早期の支払い> ※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側：「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	-	-	44%
	※令和5年度は「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	受注側	-	47%	44%
型取引の適正化	型管理の適正化<型の保管費用の発注側負担> ※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側：「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	-	-	30%
	※令和5年度は「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	受注側	-	31%	30%
	型管理の適正化<不要な型の廃棄費用の発注側負担> ※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側：「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	-	-	34%
	※令和5年度は「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	受注側	-	31%	31%

※サンプル数（N）については次ページ以降に掲載

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要 (重点5課題 改善状況まとめ)

価格決定方法の適正化

- 価格決定のための協議
「協議を行った」は、8割強となり+2ptと横ばいとなった。
- 変動コストの価格反映状況
発注側はコスト全般が+22ptとなり、全ての構成要素も+20pt以上と大幅に改善した。
受注側はコスト全般が+18ptとなり、全ての構成要素も+16pt以上と大幅に改善した。
- 直近1年間における不合理な原価低減要請
「受けたことはない」は、9割半ばとなり+4ptとわずかに改善した。

● 価格決定のための協議 (「協議を行った」割合)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受注側	N=15,767	N=19,551	N=15,702
	63%	81%	83%

● 直近1年間における不合理な原価低減要請 (「受けたことはない」割合)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受注側	N=22,950	N=20,132	N=21,200
	94%	90%	94%

● 変動コストの価格反映状況 (「全て反映した/された」「概ね反映した/された」割合)

	コスト全般					労務費				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
発注側	N=1,371	N=3,411	N=5,604	N=1,200	N=3,399	N=5,389				
	45%	42%	64%	43%	35%	55%				
受注側	N=18,372	N=19,779	N=20,006	N=16,973	N=19,717	N=18,775				
	13%	19%	37%	12%	14%	30%				

	原材料価格					工率ルギー価格				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
発注側	N=1,496	N=3,389	N=5,477	N=1,210	N=3,389	N=5,416				
	53%	46%	67%	43%	36%	60%				
受注側	N=18,278	N=19,583	N=18,981	N=16,240	N=19,590	N=18,531				
	18%	22%	41%	10%	13%	32%				

支払い条件の改善

- 下請代金の支払い条件
「全て現金払い」については、発注側は7割強となり前年度同様、受注側は7割となり+1ptと横ばいとなった。
- 手形支払いのサイト
『60日以内 (「30日以内」と「60日以内」の合計)』は、発注側は2割半ばとなり+6ptと改善、受注側は2割弱となり前年度同様となった。
- 手形支払いサイトの変更予定
「2024年までに60日以内に変更予定」は、1割半ばとなり-6ptと悪化した。

● 下請代金の支払い条件

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注側	N=2,335	N=3,445	N=5,667
全て現金払い	65%	69%	69%
10%未満	6%	5%	6%
10~30%未満	8%	6%	6%
30~50%未満	8%	6%	5%
50%以上	12%	9%	8%
全て手形等の支払い	1%	5%	6%

● 手形支払いのサイト

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注側	N=772	N=1,048	N=1,621
30日(1ヶ月)以内	2%	3%	4%
60日(2ヶ月)以内	18%	15%	20%
90日(3ヶ月)以内	23%	31%	30%
120日(4ヶ月)以内	52%	42%	38%
120日(4ヶ月)超	5%	9%	8%

● 手形支払いサイトの変更予定

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注側	N=610	N=875	N=1,196
2024年までに60日以内に変更予定	18%	21%	15%
時期は未定だが、60日以内に変更予定	58%	36%	44%
60日以内に変更する予定はない	25%	43%	41%

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受注側	N=22,244	N=19,946	N=21,041
全て現金払い	42%	69%	70%
10%未満	17%	8%	8%
10~30%未満	19%	7%	6%
30~50%未満	10%	5%	5%
50%以上	10%	6%	6%
全て手形等の支払い	3%	6%	6%

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受注側	N=11,723	N=6,115	N=5,118
30日(1ヶ月)以内	2%	4%	4%
60日(2ヶ月)以内	14%	14%	14%
90日(3ヶ月)以内	29%	36%	35%
120日(4ヶ月)以内	49%	36%	37%
120日(4ヶ月)超	7%	10%	10%

● 約束手形の廃止予定

	令和4年度	令和5年度
発注側	N=934	N=1,332
2026年までに利用を廃止する予定	23%	30%
時期は未定だが、利用を廃止する予定	32%	29%
利用の廃止に向けて検討中	23%	29%
約束手形の利用の廃止予定はない	22%	12%

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題改善状況まとめ）

知的財産・ノウハウの保護

- 知的財産に関する適正取引実現のための取組状況
発注側では、『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、6割半ばとなった。
受注側では、『実施中』は、4割強となり-1.2ptと大幅に悪化した。

- 知的財産に関する適正取引実現のための取組状況

発注側	令和5年度	
	令和4年度	令和5年度
全ての企業に実施した(100%)	N=2,364	N=2,385
多くの企業に実施した(99~81%)	93%	54%
一部の企業に実施した(80~41%)	3%	11%
あまり実施しなかった(40~1%)	3%	10%
全く実施しなかった(0%)	2%	8%
	1%	17%

受注側	令和4年度		令和5年度	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
	N=8,211	N=10,995		
実施中	53%	41%		
実施予定	7%	6%		
未実施	40%	53%		

働き方改革のしわ寄せ防止

- 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響
「特に影響はない」は、発注側では8割強となり-1.2ptと大幅に悪化、受注側では8割強となり前年度同様となった。
- 働き方改革の影響による発注側のコスト負担の状況
『多くを販売先が負担してくれた（「全てを販売先が負担してくれた」と「多くを販売先が負担してくれた」の合計）』は、4割強となり+6ptと改善した。

- 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響

発注側	令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和5年度	
	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	N=5,850	N=1,776	N=22,058	N=19,943	N=22,058	N=19,943	N=22,353	
特に影響はない	89%	93%	85%	83%	85%	83%	83%	
急に仕様変更への対応の増加	5%	3%	7%	5%	7%	5%	6%	
短納期での発注の増加	4%	3%	6%	7%	6%	7%	8%	
検収の遅れ	2%	1%	2%	3%	2%	3%	2%	
支払決済処理のズレによる入金の遅れ	1%	0%	1%	1%	1%	1%	1%	
従業員派遣を要請	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	
発注業務の拡大・営業時間の延長	3%	1%	3%	2%	3%	2%	2%	
祝休日出勤の増加	-	2%	-	4%	-	4%	4%	
その他	1%	1%	3%	2%	3%	2%	2%	
分からない	-	-	-	-	-	-	14%	

※発注側は、令和5年度に「分からない」の選択肢を追加。

- 働き方改革の影響による発注側のコスト負担の状況

受注側	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
	N=2,801	N=5,602	N=2,801	N=13,425		
全て販売先が負担してくれた(100%)				32%	25%	
多くを販売先が負担してくれた(99~81%)		23%		13%		
一部を販売先が負担してくれた(80~41%)				16%	14%	
販売先はあまり負担しなかった(40~1%)				18%	12%	
販売先は負担しなかった(0%)		77%		33%	36%	

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題改善状況まとめ）

型管理の課題の改善状況

●書面等による取引条件の明確化

発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、4割半ばとなった。
受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、4割強となり4ptとわずかに悪化した。

●型代金又は型製作費の早期の支払い

発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、4割半ばとなった。
受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、4割半ばとなり3ptとわずかに悪化した。

●型の保管費用の発注側負担

発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、3割強となった。
受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、3割強となり前年度同様となった。

●不要な型の廃棄費用の発注側負担

発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、3割強となった。
受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、3割強となり前年度同様となった。

●書面等による取引条件の明確化

発注側	令和5年度 N=3,582
全ての企業に実施した(100%)	33%
多くの企業に実施した(99~81%)	12%
一部の企業に実施した(80~41%)	10%
あまり実施しなかった(40~1%)	8%
実施しなかった(0%)	37%

●型代金又は型製作費の早期の支払い

発注側	令和5年度 N=3,199
全ての企業に実施した(100%)	36%
多くの企業に実施した(99~81%)	8%
一部の企業に実施した(80~41%)	7%
あまり実施しなかった(40~1%)	6%
実施しなかった(0%)	44%

●型の保管費用の発注側負担

発注側	令和5年度 N=3,099
全ての企業に実施した(100%)	23%
多くの企業に実施した(99~81%)	8%
一部の企業に実施した(80~41%)	8%
あまり実施しなかった(40~1%)	8%
実施しなかった(0%)	54%

●不要な型の廃棄費用の発注側負担

発注側	令和5年度 N=3,070
全ての企業に実施した(100%)	26%
多くの企業に実施した(99~81%)	7%
一部の企業に実施した(80~41%)	6%
あまり実施しなかった(40~1%)	7%
実施しなかった(0%)	54%

受注側	令和4年度 N=5,612	令和5年度 N=10,210
全て実施された(100%)		23%
概ね実施された(99~81%)	46%	19%
一部実施された(80~41%)	25%	15%
あまり実施されなかった(40~1%)	18%	13%
実施されなかった(0%)	12%	31%

受注側	令和4年度 N=3,557	令和5年度 N=9,012
全て実施された(100%)		26%
概ね実施された(99~81%)	47%	18%
一部実施された(80~41%)	23%	11%
あまり実施されなかった(40~1%)	17%	11%
実施されなかった(0%)	13%	35%

受注側	令和4年度 N=3,042	令和5年度 N=8,588
全て実施された(100%)		18%
概ね実施された(99~81%)	31%	13%
一部実施された(80~41%)	19%	9%
あまり実施されなかった(40~1%)	22%	12%
実施されなかった(0%)	29%	48%

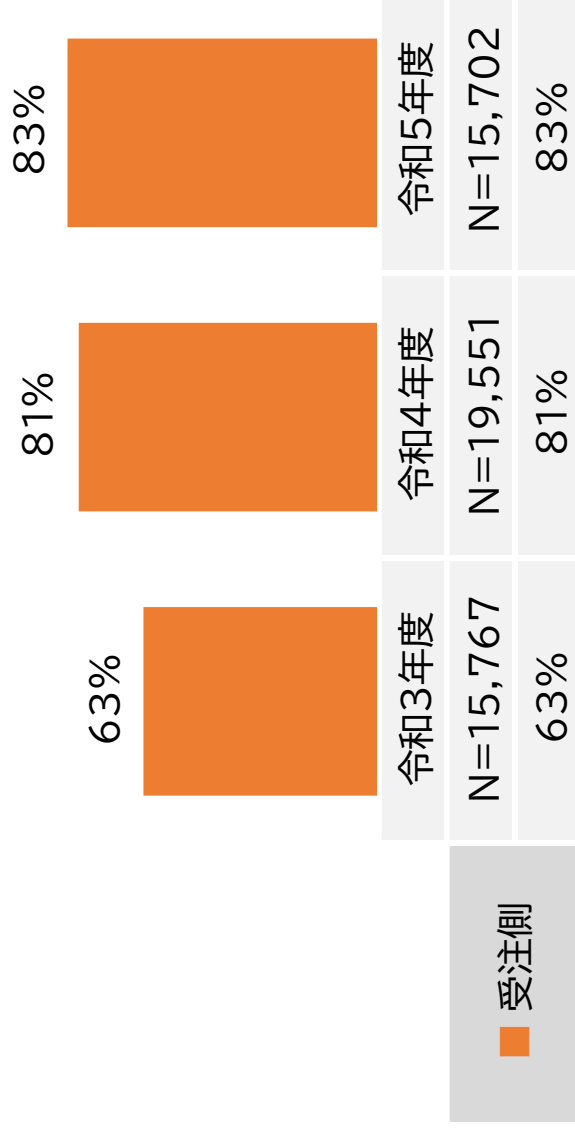
受注側	令和4年度 N=2,880	令和5年度 N=8,511
全て実施された(100%)		18%
概ね実施された(99~81%)	31%	13%
一部実施された(80~41%)	20%	9%
あまり実施されなかった(40~1%)	22%	11%
実施されなかった(0%)	28%	49%

3-1. 経年比較「価格決定方法の適正化（単価の決定・改定に関する協議状況）」

-316-

- 価格決定のための協議の実施状況（受注側）について、前年度と比べて横ばいである。

◆価格決定のための協議の実施状況
（「販売先から申し出があり協議を行った」「自社から申し出を行い協議に応じてくれた」の割合を集計）



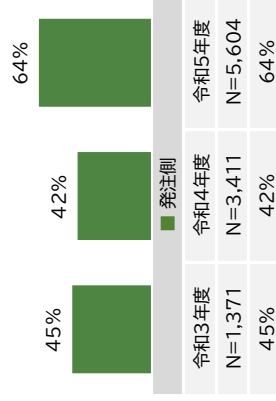
※令和4年度は「応じてくれた」と答えた企業の割合、令和3年度は「販売先に協議を申し入れ、協議を行うことができた」と答えた企業の割合

3-1. 経年比較「価格決定方法の適正化（変動コストの反映状況）」

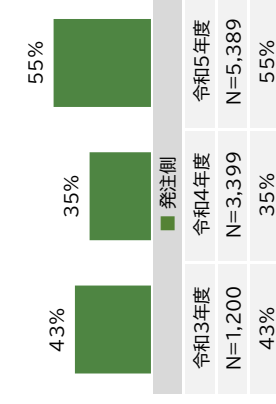
- コスト全般の反映状況は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- 労務費の反映状況は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- 原材料価格の反映状況は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- エネルギー価格の反映状況は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。

◆ 単価の決定・改定における変動コストの反映状況
 (項目別、「全て反映した／された」「概ね反映した／された」の割合を集計)

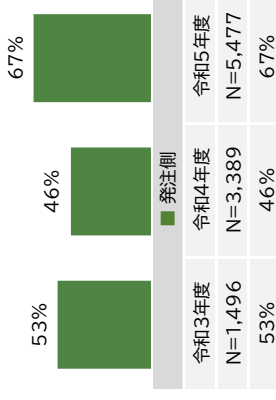
-コスト全般



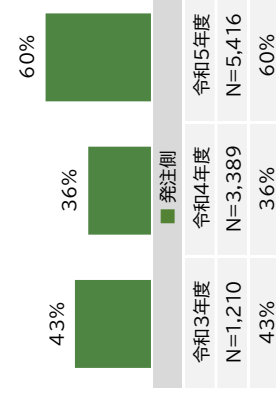
-労務費



-原材料価格



-エネルギー価格

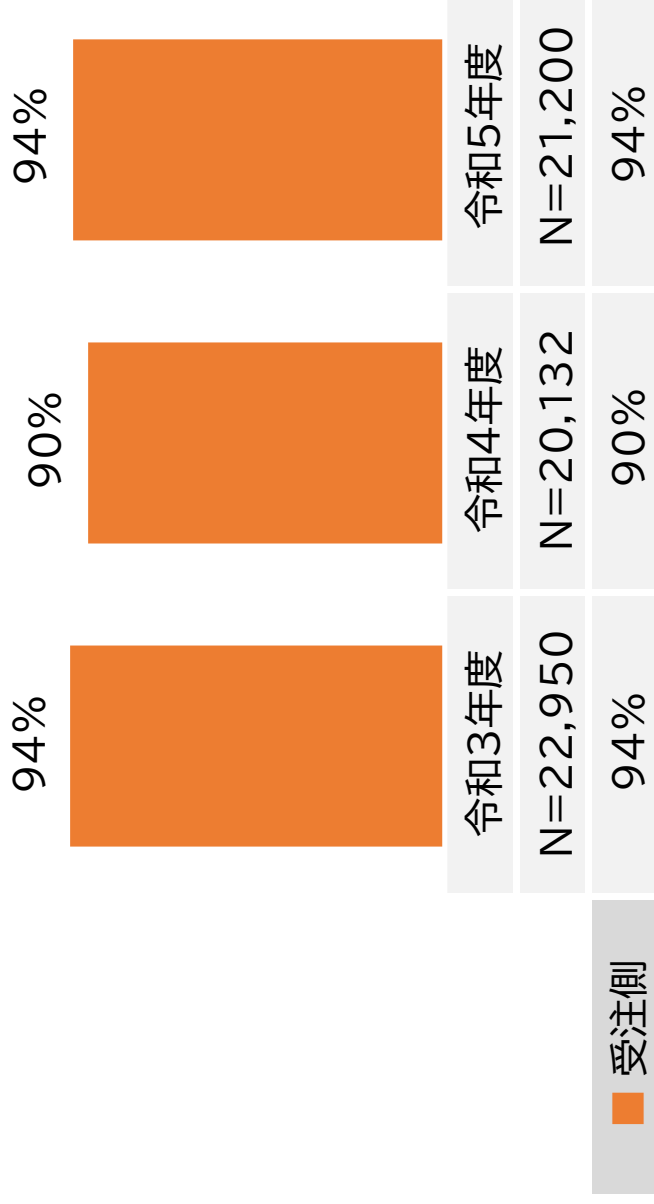


-317-
 令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合
 令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合

3-1. 経年比較「価格決定方法の適正化（不合理な原価低減要請）」

- 直近1年間における不合理な原価低減要請の状況（受注側）（は、前年度と比べてわずかに改善した。

◆直近1年間における不合理な原価低減要請の状況（「受けたことはない」の割合を集計）



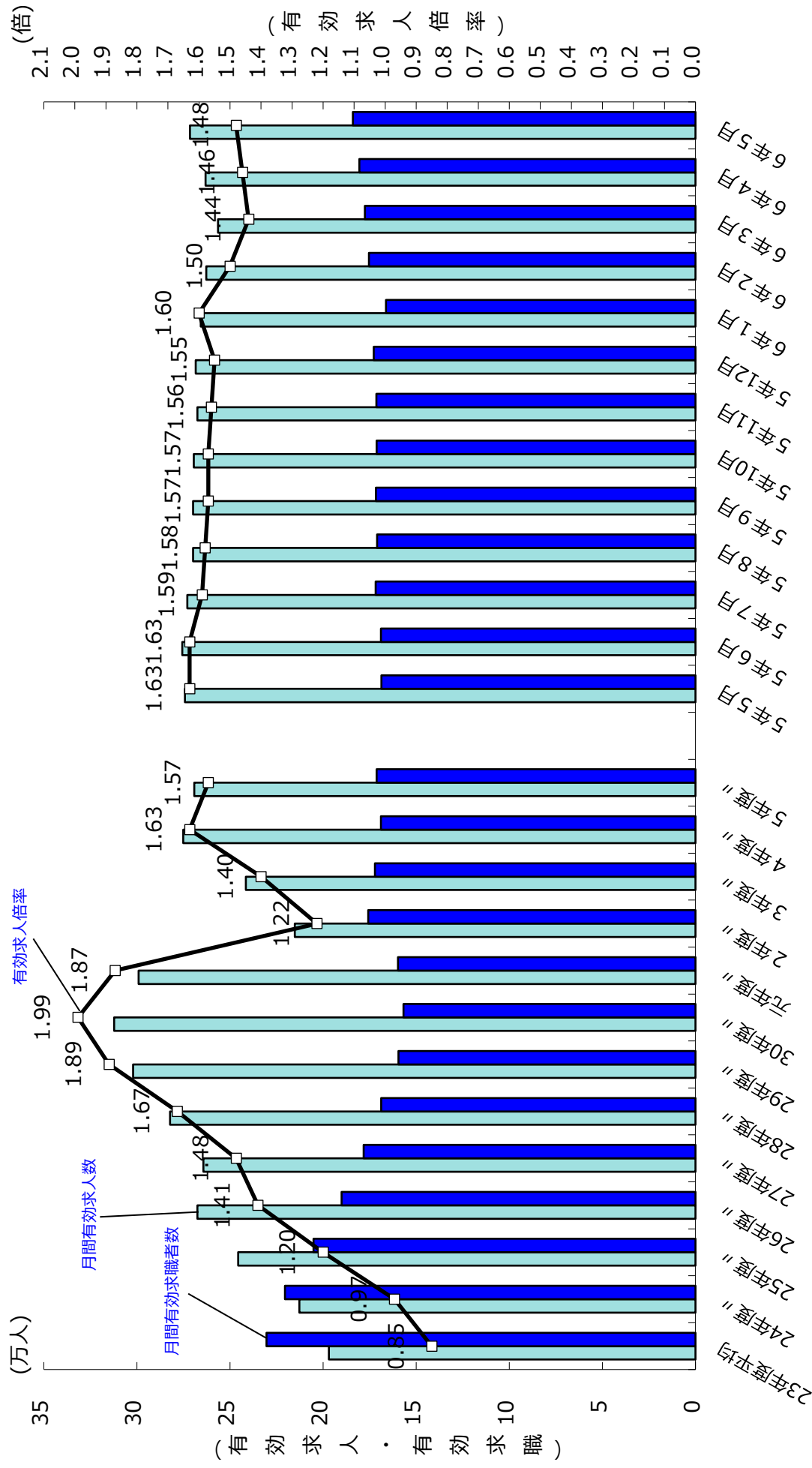
※令和4、5年度は「受けたことはない」と答えた企業の割合

※令和3年度は「要請されたことはあるが、現在は改善された」「要請されたことはない」と答えた企業の割合

令和6(2024)年能登半島地震 雇用情勢関係資料

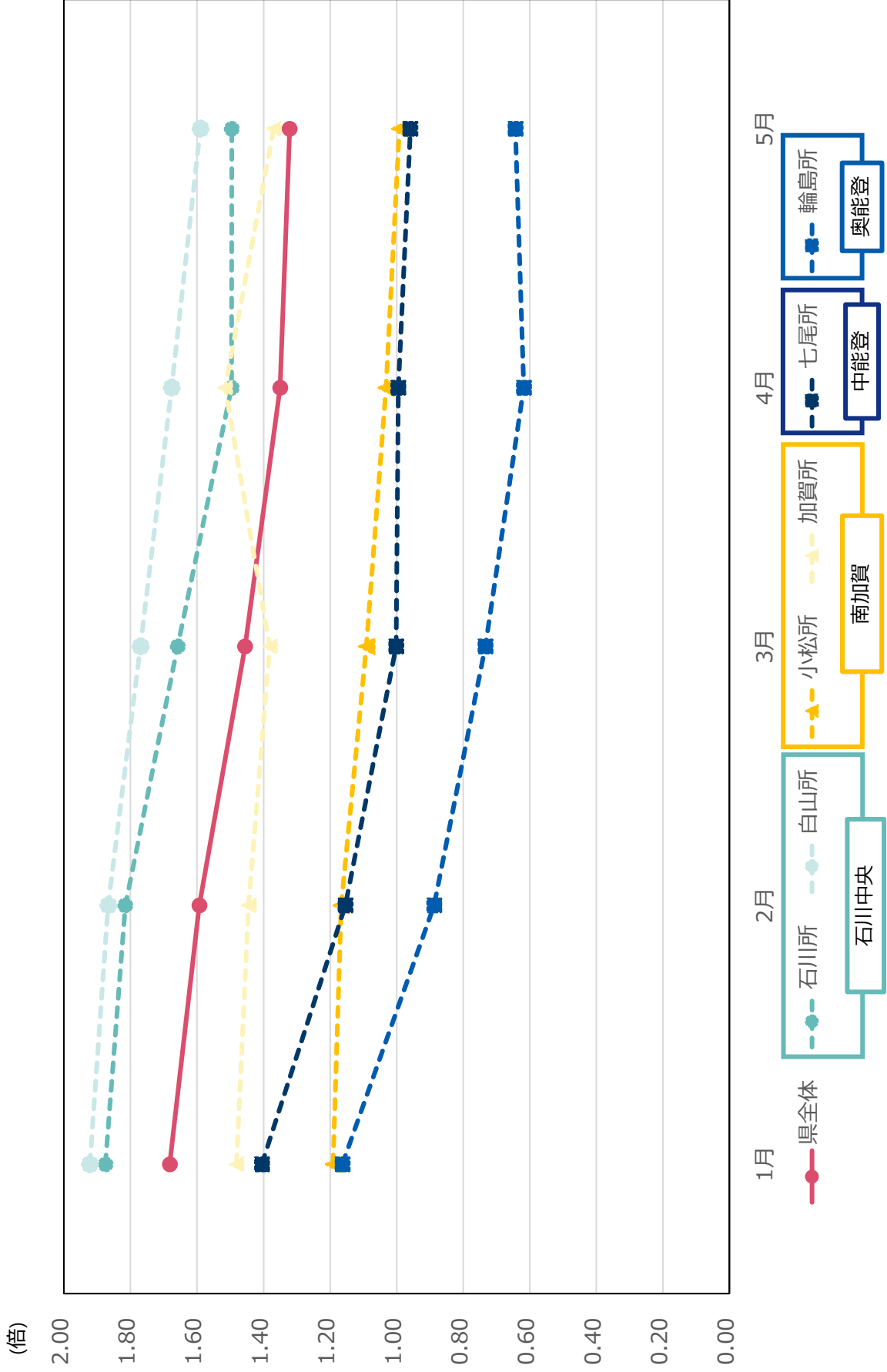
有効求人倍率等の推移（石川県全域）

-320-



(資料出所) 厚生労働省行政記録情報(職業紹介)より作成。
 (注1) 月別の数値は季節調整値である。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
 (注2) 受理地別の求人を集計したものの。

有効求人倍率の推移（公共職業安定所別）

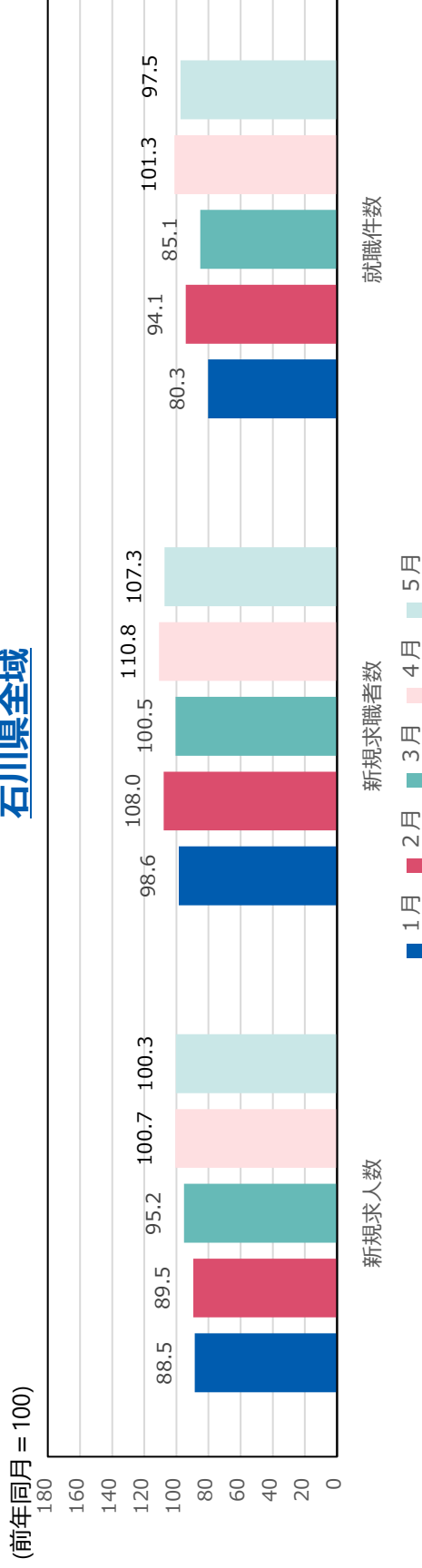


(資料出所) 厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。

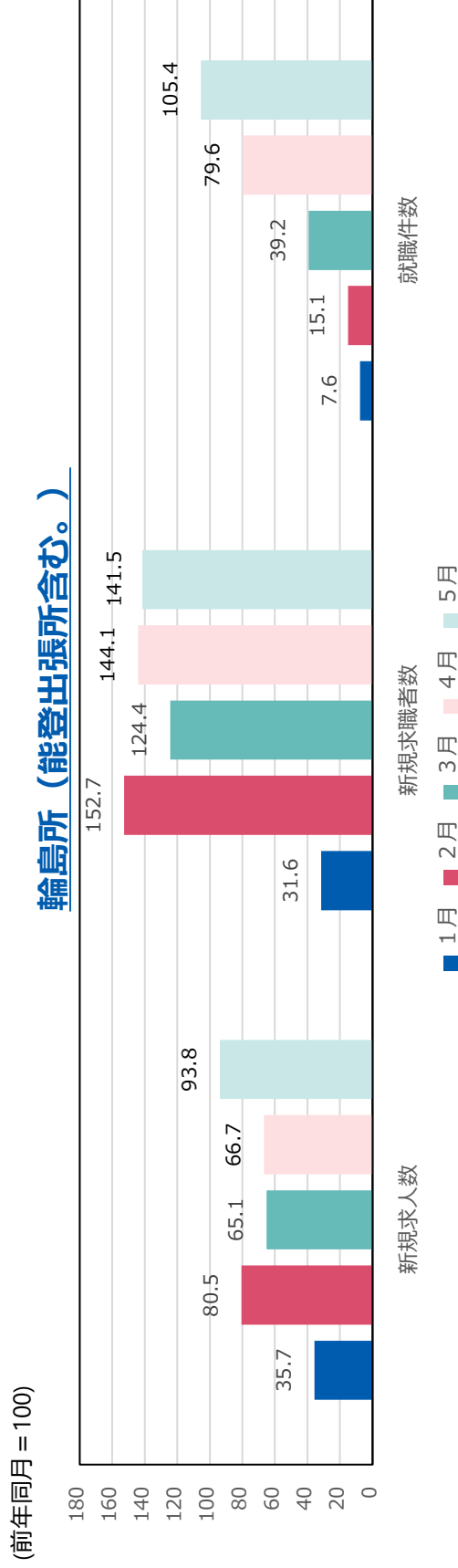
(注) 受理地別の求人で集計したもの。

新規求人・求職、就職件数の推移（石川県全域及び輪島所）

石川県全域



輪島所（能登出張所含む。）



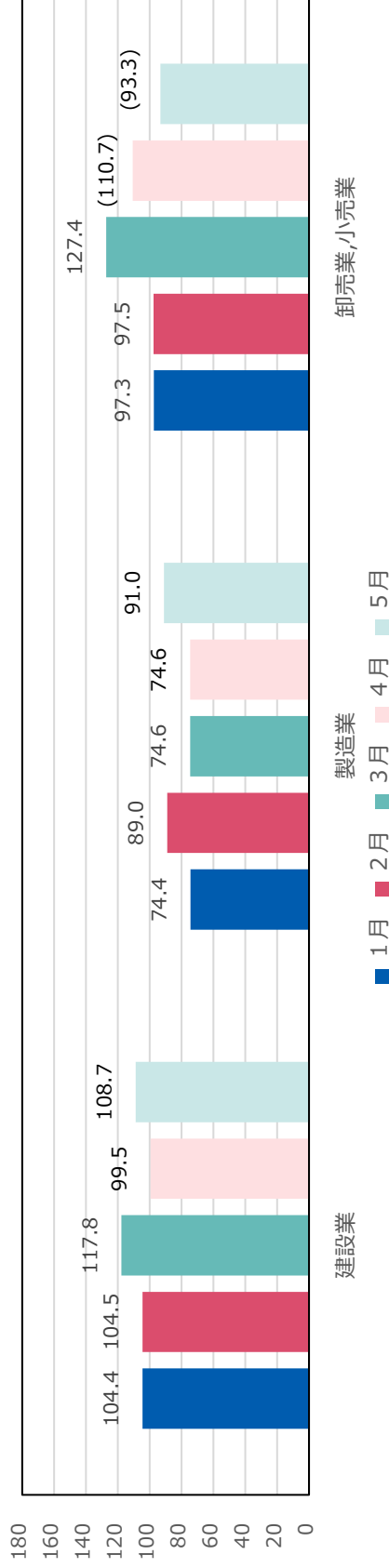
(資料出所) 厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。

(注1) 2024年3月、4月、5月については前年同期とのハローワーク稼働日数に差があることに留意。（対前年稼働日差 3月：▲2日、4月：+1日、5月：+1日）

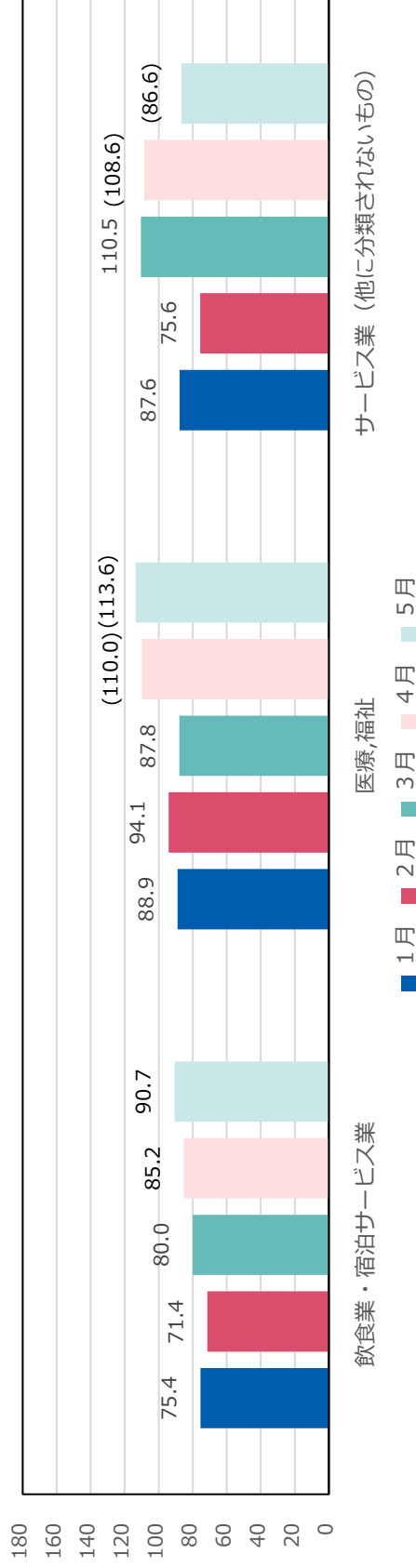
(注2) 受理地別の求人では集計したもの。

主な産業別新規求人数の推移（石川県全域）

(前年同月 = 100)



(前年同月 = 100)



(資料出所) 厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。

(注1) 産業分類について、2024年4月以降は令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、2024年3月以前は平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により集計したものである。この改定により、前年同月比較した場合に影響のある産業については()で示している。

(注2) 2024年3月、4月、5月については前年同期とのハローワーク稼働日数の差があることに留意。（対前年稼働日差 3月：▲2日、4月：+1日、5月：+1日）

(注3) 受理地別の求人て集計したもの。

雇用調整助成金の特例措置

- 令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う場合において、雇用調整助成金の支給要件の緩和や助成率・支給日数の引上げの特例措置を実施する。

雇用保険の基本手当の特例

- 被災地域内の事業所で勤務していた方について、災害により休業したり、一時的に離職した場合に雇用保険の失業手当を受給できる特例措置を実施する。

特別労働相談窓口の設置（石川局、新潟局、富山局、福井局）

- 事業主や労働者からの休業や解雇等に関する労働相談に対応する。

自然災害が発生した場合の支援や制度に係る情報の発信

- 自然災害が発生し、災害救助法が適用された地域などにおける、労働基準行政の支援施策、解雇・雇止めなどの労働条件に関する諸事項について、事業主・労働者が守るべき事項をQ&A形式にしたものを作成・更新するとともに、SNSで発信する。

令和6年能登半島地震に係る雇用調整助成金の特例措置

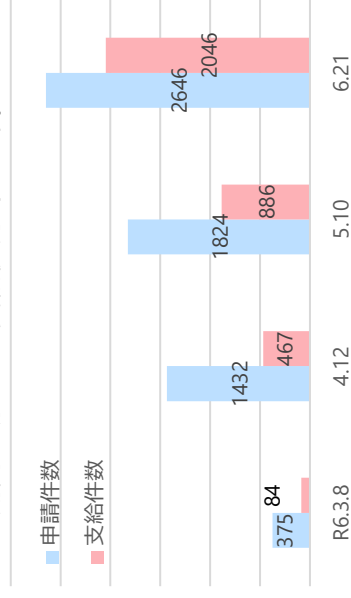
	通常制度	令和6年能登半島地震の特例措置
対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主	令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主 (対象期間初日：令和6年1月1日～令和6年6月30日)
生産指標要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下 ※事業所設置後1年未満は対象外	最近3か月→最近1か月10%以上低下 ※事業所設置後1年未満も対象
雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期と比べ一定規模以上増加していないこと	撤廃
計画届	事前の提出が必要	計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、事前に提出されたものとみなす
支給日数	1年100日、3年150日	3年150日を適用しない 4県※の事業所 1年300日 ※新潟県、富山県、石川県、福井県
対象労働者	雇入れ後6か月未満は対象外	休業、訓練、出向ともに 雇入れ後6か月未満も対象
クーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた対象期間満了の日の翌日から起算して1年を超えていること	撤廃
助成率	大企業1/2、中小企業2/3	4県の事業所が実施する休業、教育訓練、出向 大企業2/3、中小企業4/5
対象となる休業の規模	大企業1/15以上、中小企業1/20以上	4県について 大企業1/30以上、中小企業1/40以上
業相殺	所定外労働があった場合、休業等の実績から相当分を差し引く	4県について撤廃

※本特例措置は、令和6年1月1日以降に開始した対象期間から溯及適用する。

※本特例措置は、対象期間を開始した後1年間継続する。

件数

雇用調整助成金の支給状況（石川県）



■ 雇用調整助成金の周知広報について

〔石川労働局及び石川県における相談体制〕

- ・石川労働局に雇用調整助成金の特別相談窓口を設置
- ・奥能登半島コールセンターを設置
- ・県が設置する特別相談窓口（金沢、輪島）において社労士による雇調金の相談対応を実施
- ・社労士会と連携し、ハローワーク輪島及び能登において社労士による出張相談を実施

〔石川労働局における周知広報〕

- ・石川労働局では、石川労働局ホームページのほか地元新聞、テレビトップ、ラジオ放送、SNS、コンビニを活用した周知を実施。また、自治体と連携し、自治体広報誌への掲載や、選難所でのリーフレット配布を実施。
- ・事業者支援説明会（金沢、輪島、七尾、羽咋、加賀）において説明・周知
- ・上記の他、各地で実施している事業者支援説明会でリーフレットを配布し相談先を周知

〔本省から関係団体等を通じた周知広報〕

- ・厚生労働省ホームページにリーフレット等を随時掲載
- ・経済団体（経団連、日商、全商連、中央会）、連合、社労士会、産業雇用安定センターへ周知依頼
- ・中企庁に対し関連機関（各地の日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業中央会、よろこぶ支援拠点、経済産業局など）へ周知を依頼

令和6(2024)年能登半島地震に係る雇用保険の特例措置

-326-

概要

本地震発生の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、

- ・災害により休業した場合や、
- ・災害により一時的に離職した場合に

雇用保険の失業手当（基本手当）を受給できる以下の特例措置を実施

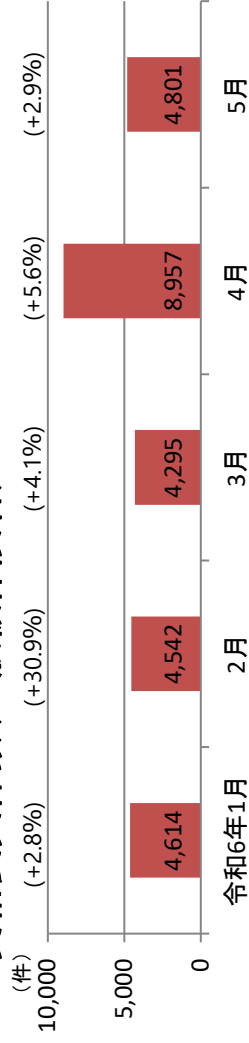
- ① 激甚災害法の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、**実際に離職していても、失業手当を受給できる。**
- ② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した方については、**事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業手当を受給できる。**

支給額等

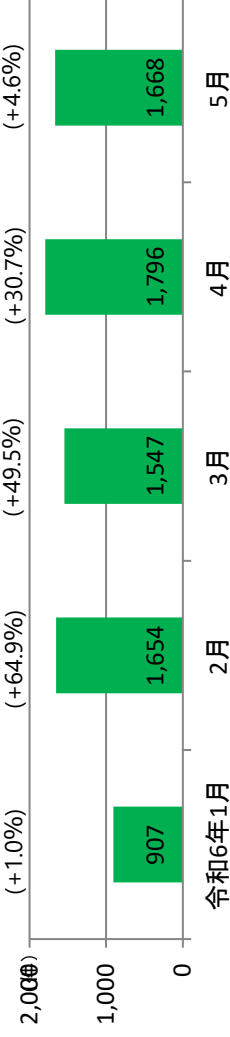
- ・支給額：休業等の前の賃金額に応じて、賃金額の**50～80%**(最大、1日8,490円(令和5年8月1日～))
- ・所定給付日数：年齢や被保険者であった期間に応じて、**90～330日**
- ・雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象

※ 本特例措置を利用して失業手当を受けた場合は、失業手当の受給資格はリセットされるため、元の事業所に復帰した後に失業した際に失業手当の受給資格の決定や所定給付日数の算定に用いる期間から除かれる。

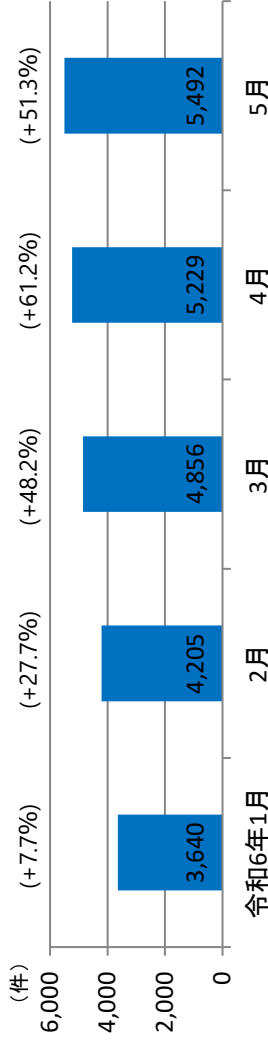
資格喪失件数（一般被保険者）



受給資格決定件数（失業給付）



受給者実人員（失業給付）



※括弧内は対前年同月比。

激甚特例及び災害特例による受給資格決定件数

	「激甚特例」(※1)による受給資格決定件数	「災害特例」(※2)による受給資格決定件数
計	946件	61件
R6年1月	41件	2件
2月	497件	39件
3月	319件	9件
4月	72件	10件
5月	17件	1件

※「激甚特例」及び「災害特例」のそれぞれの件数は特別に集計したものであり、一般被保険者のほか高年齢被保険者・短期雇用特例被保険者を含む件数。

※1 激甚特例：激甚災害法の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない場合に、実際に離職していても、基本手当を受給できる特例。

※2 災害特例：激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した場合に、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できる特例。

令和6(2024)年能登半島地震に係る特別労働相談窓口の設置

- 令和6年能登半島地震により各地域において甚大な被害が出ている状況を踏まえ、被災した労働者及び事業者等からの労働相談に対応する。
- 新潟局、富山局、石川局、福井局に1月4日から特別労働相談窓口を開設。

1 設置場所

- ・ 労働局及び必要に応じて労働基準監督署、ハローワークに設置
※石川局においては局、労働基準監督署及びハローワークに設置

2 対応相談内容

- ・ 労務管理（解雇、休業手当等）に関する相談
- ・ 事業所の助成金や雇用保険に関する相談 等

令和6年石川県能登地方を震源とする地震について

- ▶ [被害状況等について](#) ▶ [被災者の皆様へ](#)
- ▶ [被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ](#) ▶ [行政担当者の方へ](#)
- ▶ [現地における被害状況の把握と早期の復旧活動について](#) ▶ [厚生労働省災害対策本部の開催状況](#)
- ▶ [各種会議](#) ▶ [その他（関係リンク先等）](#)

令和6年石川県能登地方を震源とする地震に関する情報を掲載しています。情報は、随時更新していきます。

※ [X（旧 Twitter）](#)・[Facebook](#)でも最新情報を掲載しています。

● 労働者及び事業主の皆様へ（共通）（支援・特例措置）

○ 雇用・労働関係の特例措置をまとめたリーフレットを作成しました

- ・ [PDF](#) [被災された従業員の方向け、仕事をお探しの方向けのリーフレット](#) [724KB] [📄](#)
- ・ [PDF](#) [被災された事業主の方向けのリーフレット](#) [661KB] [📄](#)
- ・ [PDF](#) [（別紙）【問合せ先一覧】](#) [540KB] [📄](#)

必要な情報が必要な方に届くよう、被災地をはじめとするハローワーク、労働基準監督署などで配布する予定です。各種特例措置の詳細については、それぞれの項目をご覧ください。

○ [PDF](#) [自然災害が発生した場合の支援や制度について（労働基準関係）](#) [395KB] [📄](#)

自然災害が発生した場合の支援や制度を掲載しています。詳しくは最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）の創設について

1 事業の目的

令和6年能登半島地震による被災地域による被災地域の雇用機会を確保するため、当該地域において事業所を設置・整備し、それに伴い、地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対する地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の特例を創設する。

2 事業の概要・助成内容

事業の概要

- 対象地域
石川県6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）
- 特例措置期間
1年限りの暫定措置とし、当該期間内に計画書を提出することが必要
- 支給要件
事業主が対象地域において、事業所の設置・整備（注1）及び対象労働者の雇入れ（注2）を行った場合に、設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、右記の一定額を助成
（注1）：復旧に伴う不動産・動産の修繕・修理を含む
従業員の新設・借上げ、通勤車両経費を含む
（注2）：地震発生から施行前日に一時離職者となった者の再雇用を含む

○ 助成期間

1年ごとに最大3年間(3回)の助成

○ 施行期日：令和6年7月1日

※ 発災日（令和6年1月1日）以降、施行日前日までに実施した設置・整備及び雇入れも対象

助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	2人	3(2)~4人 (注)括弧は創業の場合	5~9人	10人以上~
100万円以上	30万円	50万円	80万円	100万円
300万円以上	60万円	100万円	160万円	300万円
1,000万円以上	80万円	120万円	200万円	400万円
3,000万円以上	120万円	180万円	300万円	600万円
5,000万円以上	160万円	240万円	400万円	800万円

※ 支給額は通常コースの原則2倍

※ 網掛け部分については、設置・整備費用、対象労働者の下限を緩和し、新たな区分を新設。

足下の経済状況等に関する補足資料 (更新部分のみ抜粋)

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2024年1月～6月)

-33-

2024年6月の月例経済報告では、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
2 月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
3 月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
4 月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
5 月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
6 月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している

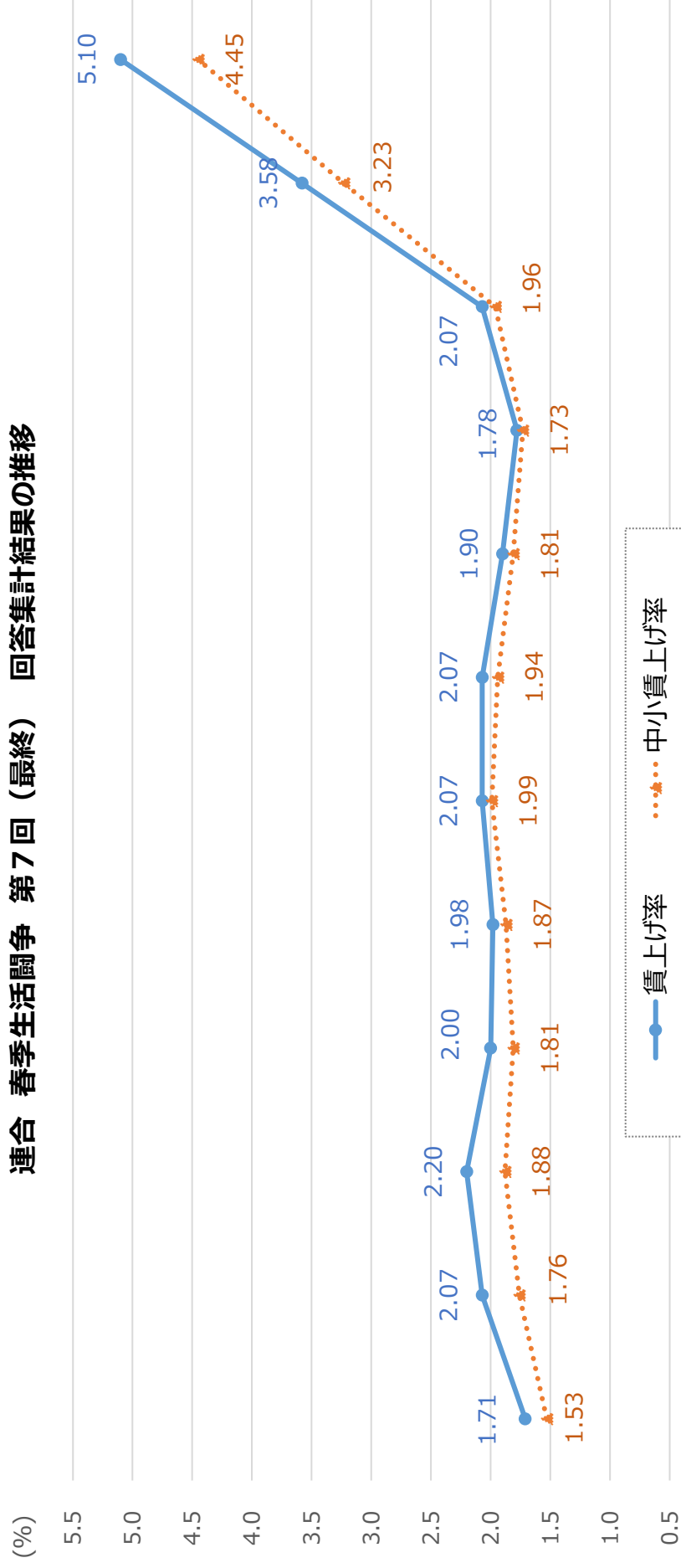
(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.10%(中小賃上げ率は4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 第7回(最終) 回答集計結果の推移

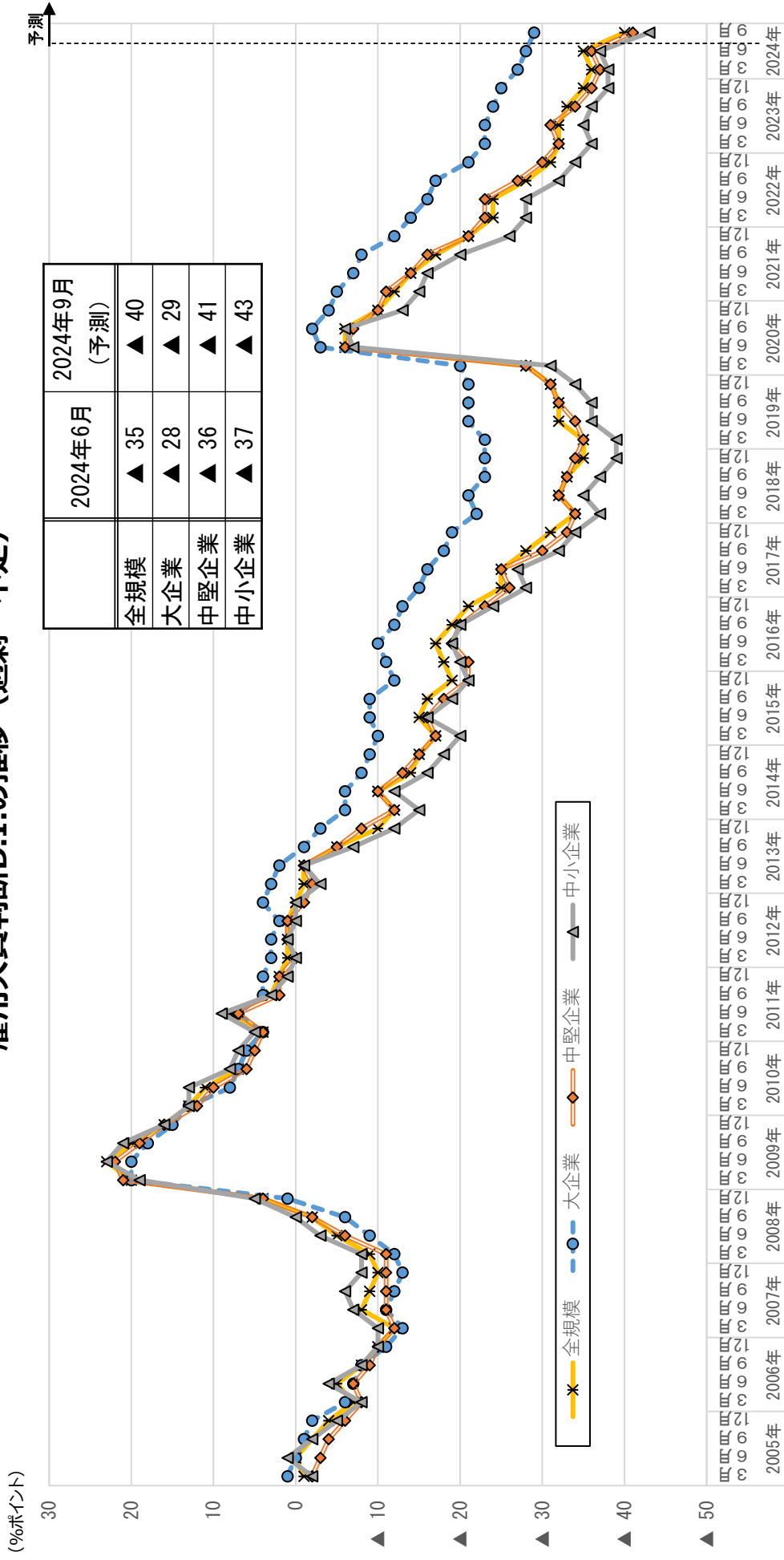


	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移 (過剰 - 不足)



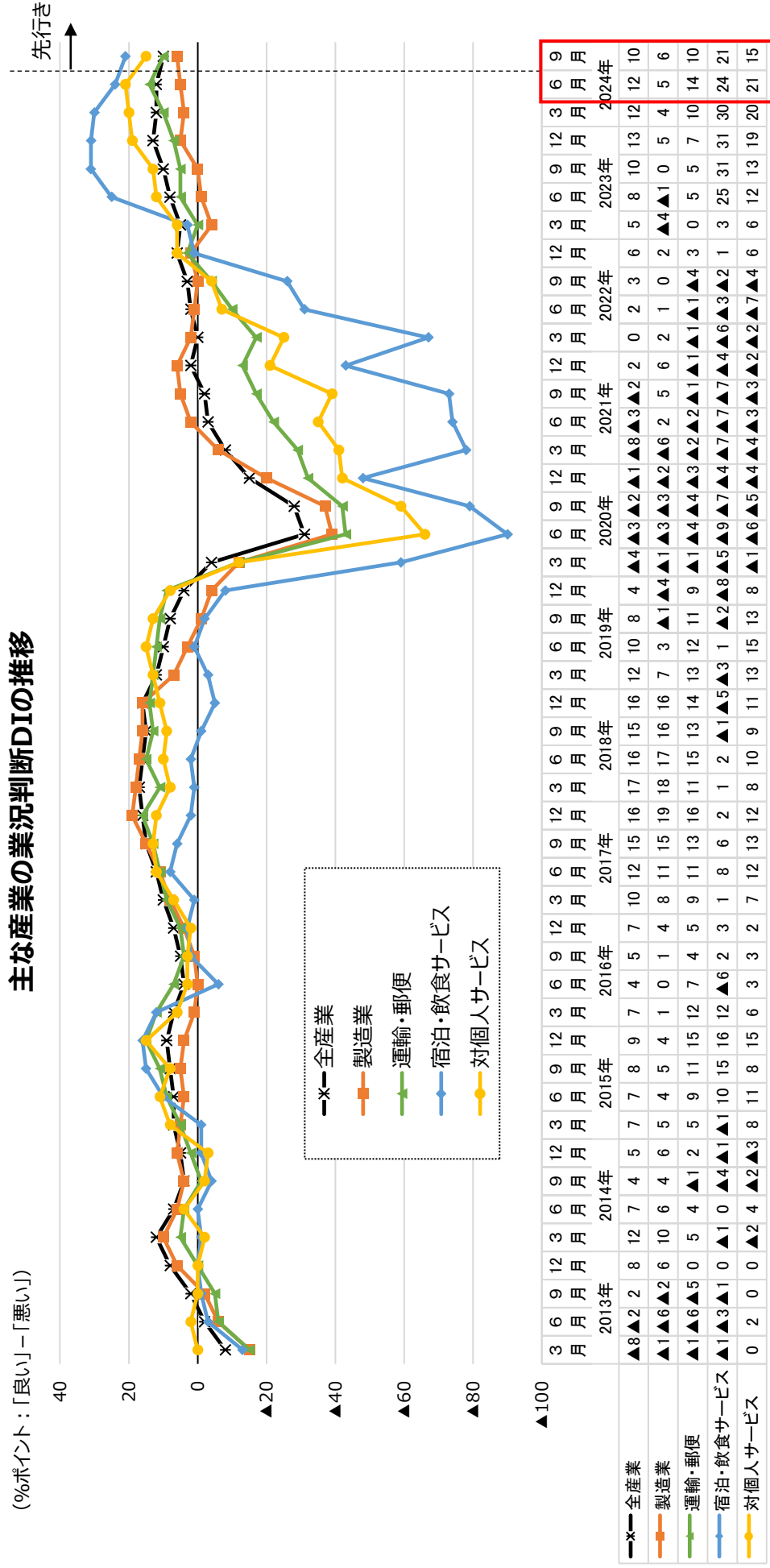
(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に大きく低下しましたが、その後は改善傾向で推移している。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（金融機関および「経営コンサルティング業、純粋持株会社」を除く）。

2. 2024年9月の数値は、2024年6月調査による「先行き（3か月後）」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

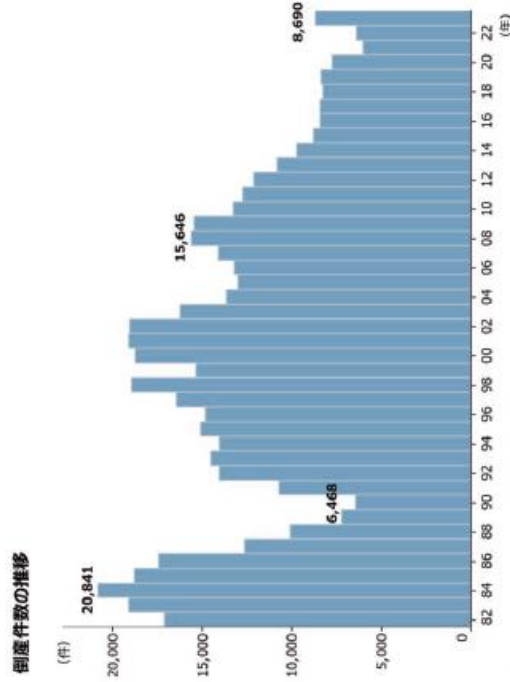
2024年版 中小企業白書 (抜粋) (左図)

第1部 令和5年度(2023年度)の中小企業の動向

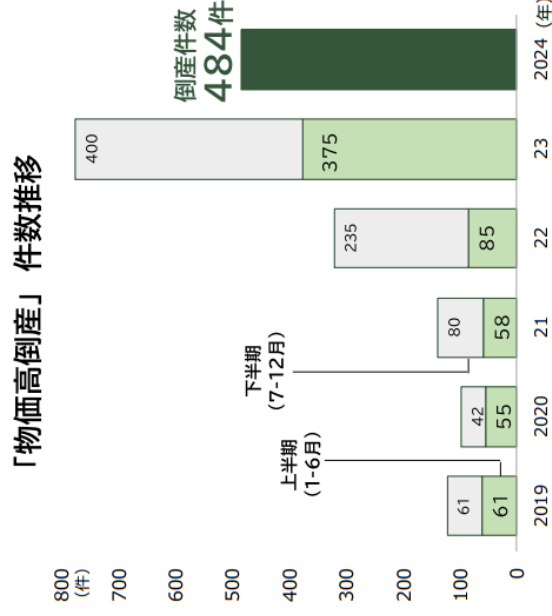
第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては、感染拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

全国企業倒産集計 (2024年6月報) (抜粋) (右図)

物価高(インフレ)倒産は、484件(前年同期 375件、29.1%増)発生した。年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新した。このペースで推移した場合、2024年通年の件数は900件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』(124件)が最も多く、『製造業』(109件)、『運輸・通信業』(91件)が続いた。



資料：(社)東京商工リサーチ(全国企業倒産状況)
 (注) 1. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ることや、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理(個人倒産)は、内閣府)も倒産に含まれる。
 2. 負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。



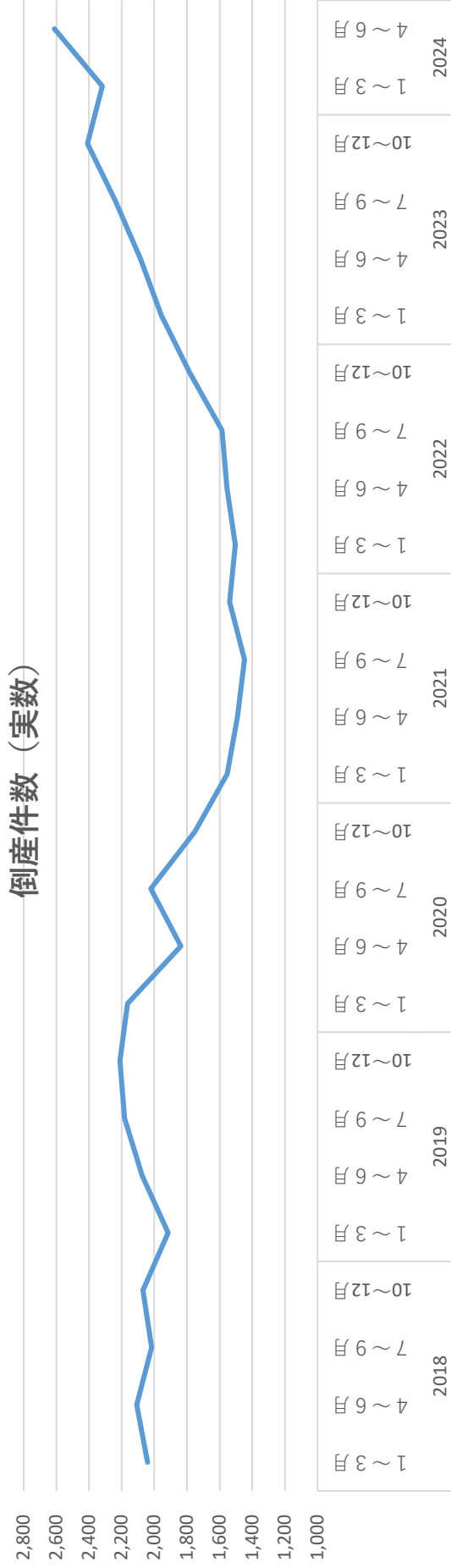
(資料出所) 中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業倒産集計 (2024年6月報)」

※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

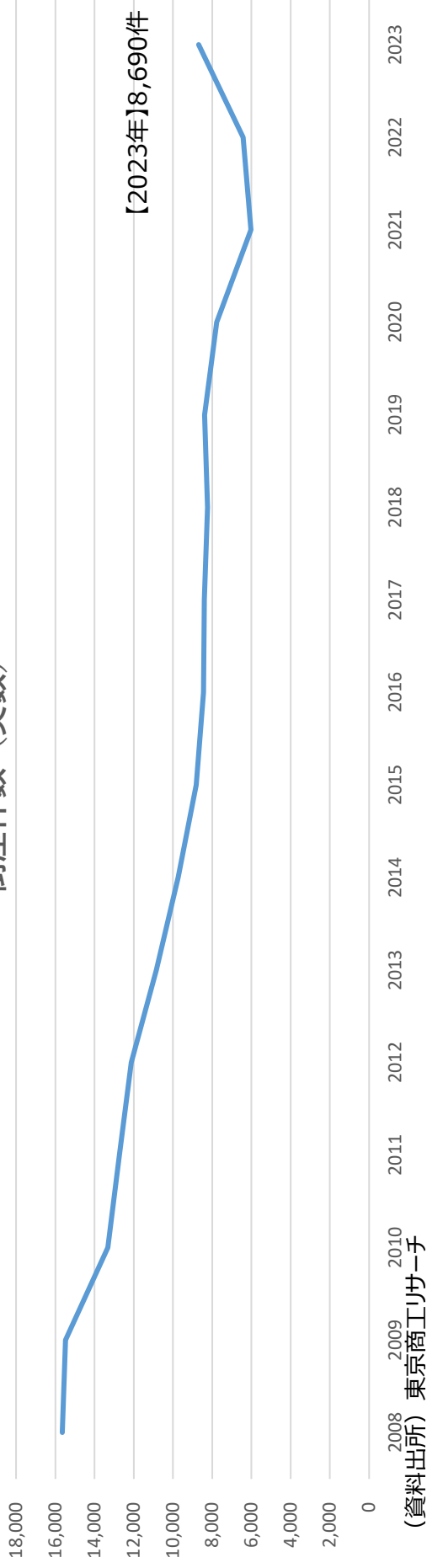
倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】



【長期的な推移】



主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)						鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率 (%)
	名目 (億円)	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	指数 (R2年=100)	実数 (件)	前年比 (%)	実数 (万人)	前年差 (万人)			
													前期比 (%)	前期比 (%)	
平成 20 年	5,278,238	△ 2.1	-	5,202,331	△ 1.2	124.6	△ 3.4	128.6	△ 4.1	15,646	265	8	4.0		
平成 21 年	4,949,384	△ 6.2	-	4,906,150	△ 5.7	97.4	△ 21.9	96.4	△ 25.0	15,480	336	71	5.1		
平成 22 年	5,055,306	2.1	-	5,107,200	4.1	112.5	15.6	115.3	19.6	13,321	334	△ 2	5.1		
平成 23 年	4,974,489	△ 1.6	-	5,108,416	0.0	109.3	△ 2.8	110.4	△ 4.3	12,734	302	△ 32	4.6		
平成 24 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	110.1	0.6	112.7	2.2	12,124	285	△ 17	4.3		
平成 25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	109.6	△ 0.8	114.8	△ 0.5	10,855	265	△ 20	4.0		
平成 26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	111.9	2.0	119.7	4.3	9,731	236	△ 29	3.6		
平成 27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	222	△ 14	3.4		
平成 28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.5	8,446	208	△ 14	3.1		
平成 29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	190	△ 18	2.8		
平成 30 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	167	△ 23	2.4		
令和 元 年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	162	△ 5	2.4		
令和 2 年	5,396,459	△ 3.3	-	5,294,598	△ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	192	30	2.8		
令和 3 年	5,531,508	2.5	-	5,437,206	2.7	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	195	3	2.8		
令和 4 年	5,617,659	1.6	-	5,502,503	1.2	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	179	△ 16	2.6		
令和 5 年	5,934,282	5.6	-	5,602,255	1.8	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	178	△ 1	2.6		
令和 5 年 1～3月	5,828,242	2.3	9.5	5,592,709	1.2	103.5	△ 1.7	107.1	△ 3.7	1,956	177	△ 5	2.6		
令和 5 年 4～6月	5,970,532	2.4	10.1	5,644,064	0.9	104.8	1.3	108.1	0.9	2,086	185	△ 4	2.7		
令和 5 年 7～9月	5,951,867	△ 0.3	△ 1.2	5,586,763	△ 1.0	103.3	△ 1.4	106.5	△ 1.5	2,238	184	4	2.6		
令和 5 年 10～12月	5,987,834	0.6	2.4	5,587,609	0.0	104.4	1.1	106.7	0.2	2,410	167	0	2.4		
令和 6 年 1～3月	5,974,140	△ 0.2	△ 0.9	5,547,279	△ 0.7	99.0	△ 5.2	98.7	△ 7.5	2,319	175	△ 2	2.5		
令和 6 年 4～6月	-	-	-	-	-	98.0	△ 6.7	98.6	△ 7.9	701	170	△ 2	2.4		
令和 6 年 1月	-	-	-	-	-	97.4	△ 0.6	98.1	△ 0.5	712	182	12	2.6		
令和 6 年 2月	-	-	-	-	-	101.7	4.4	99.4	1.3	906	182	0	2.6		
令和 6 年 3月	-	-	-	-	-	100.8	△ 0.9	99.7	0.3	783	183	1	2.6		
令和 6 年 4月	-	-	-	-	-	103.6	2.8	100.9	△ 0.3	1,009	182	△ 1	2.6		
令和 6 年 5月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	820	-	-	-		
令和 6 年 6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
資料出所	内閣府「国民経済計算」						経済産業省「鉱工業指数」		東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」				

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期 (月、四半期) 比 (差) であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。

3 鉱工業生産指数の令和6年5月分の数値は速報値である。

4 平成29年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数は接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。

また、平成30年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前期比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (特家の帰属家賃を除く総合)			国内企業物価指数			賃金(現金給与総額)指数、パート比率							
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	名目指数	前期比	実質指数	前期比	調査産業計					
											パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
平成 26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.0	3.1	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
平成 27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
平成 28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
平成 29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
平成 30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
令和 2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
令和 3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
令和 4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 5 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.7	4.2	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
令和 5 年 1～3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.5	102.8	0.2	97.8	△ 0.3	32.17	103.8	0.0	98.8	△ 0.5	13.68
4～6月	2.30	1.32	106.0	0.9	119.5	△ 0.2	104.2	1.4	98.1	0.3	31.83	106.1	2.2	99.9	1.1	13.51
7～9月	2.28	1.29	107.0	0.9	119.6	0.1	103.2	△ 1.0	96.5	△ 1.6	32.29	105.6	△ 0.5	98.7	△ 1.2	13.38
10～12月	2.25	1.28	108.2	1.1	119.8	0.2	103.6	0.4	95.8	△ 0.7	32.67	105.3	△ 0.3	97.4	△ 1.3	13.29
令和 6 年 1～3月	2.31	1.27	108.3	0.1	120.5	0.6	104.0	0.4	96.2	0.4	30.91	104.9	△ 0.4	96.9	△ 0.5	13.02
令和 6 年 1月	2.28	1.27	108.2	0.1	120.2	0.0	103.8	0.2	96.3	0.5	30.88	104.7	△ 1.5	97.0	△ 1.3	12.92
2月	2.26	1.26	108.1	0.0	120.4	0.2	103.9	0.1	96.2	△ 0.1	30.92	104.9	0.2	96.9	△ 0.1	13.11
3月	2.38	1.28	108.5	0.3	120.8	0.3	104.4	0.5	96.2	0.0	30.93	105.1	0.2	96.8	△ 0.1	13.04
4月	2.17	1.26	109.0	0.5	121.4	0.5	104.6	0.2	95.9	△ 0.3	30.48	106.6	1.4	97.6	0.8	12.98
5月	2.16	1.24	109.5	0.4	122.2	0.7	106.7	2.0	97.4	1.6	30.26	107.1	0.5	97.6	0.0	12.77
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」			日本銀行「企業物価指数」			厚生労働省「毎月勤労統計調査」				製造業			

- (注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期(四半期、月)比であり、そのほかの数値は原数値である。
2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。令和6年5月は速報値。
3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
4 国内企業物価指数の令和6年5月分の数値は速報値であり、同指数の令和2年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1.13
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33	1.31
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
- 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：%)

	男女計										男性							女性						
	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上			
		3.6	6.3	4.6	3.4	3.0	3.2		2.2	3.7	7.1	4.8	3.2	2.9		3.7	2.6	3.4	3.7	5.4	4.4	3.5	3.1	2.5
平成 26 年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0	3.6	5.9	4.8	3.0	2.9	3.7	2.4	3.1	5.1	4.3	3.2	2.7	2.3	2.5	1.0		
平成 27 年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3			
平成 28 年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2			
平成 29 年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8			
平成 30 年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8			
令和 元 年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1			
令和 2 年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.1	1.1			
令和 3 年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1			
令和 4 年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.8	2.4	2.3	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0			
令和 5 年	2.4	3.7	3.3	2.1	2.1	2.4	1.7	2.5	4.4	3.0	2.1	2.0	2.8	2.4	2.3	2.9	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0			
令和 6 年	2.6	4.2	3.3	2.5	2.2	2.6	1.7	2.7	4.7	3.1	2.1	2.4	2.9	2.4	2.6	3.7	3.5	3.1	2.0	2.2	...			
3 月	2.6	4.5	3.7	2.4	2.0	2.7	1.7	2.7	4.8	3.5	2.3	2.1	2.8	2.8	2.6	4.0	4.0	2.5	2.0	2.4	...			
4 月	2.6	4.1	3.6	2.5	2.1	2.6	1.9	2.8	3.9	3.6	2.7	2.1	3.1	2.4	2.4	4.2	3.7	2.2	2.0	2.1	...			
5 月	2.6	4.2	3.4	2.5	1.9	2.6	2.0	2.9	4.2	3.5	2.9	2.0	2.8	2.4	2.3	4.3	3.2	2.0	1.8	2.4	...			

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：%)

	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年					
								1月	2月	3月	4月	5月	
現金 給与 総額	30人以上	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	1.7	1.8	1.7	2.0	2.8
	500人以上	0.0	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	△ 0.3	1.2	△ 0.3	1.7	1.0
	100～499人	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	△ 0.2	△ 0.2	0.7	0.3	3.7
	30～99人	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	3.3	3.3	3.5	3.4	2.7
	5～29人	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	1.2	1.2	△ 0.2	1.1	0.4
定期 給与 額	30人以上	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	1.9 (2.2)	1.9 (2.2)	2.1 (2.3)	2.3 (2.5)	3.5 (3.6)
	500人以上	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	1.3 (1.4)	1.3 (1.4)	0.8 (0.8)	1.6 (1.8)	2.3 (2.1)
	100～499人	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	1.9 (2.3)	0.6 (0.9)	0.9 (1.0)	0.7 (0.9)	3.2 (3.4)
	30～99人	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	3.0 (3.5)	3.0 (3.5)	3.6 (4.0)	3.5 (3.9)	4.2 (4.4)
	5～29人	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.2 (1.4)	1.2 (1.4)	0.9 (0.9)	0.8 (0.9)	0.7 (0.7)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。

3 令和6年1月以降の前年同月増減率については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4 令和6年5月分の数値は速報値である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
										1月	2月	3月	4月	5月
30人以上	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.98	24.85	24.67	24.41	23.87
500人以上	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.48	15.42	15.19	15.09	14.83
100～499人	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	24.27	24.03	23.86	23.70	22.74
30～99人	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.48	30.41	30.26	29.92	29.61
5～29人	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.19	40.45	40.74	40.09	40.36

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 令和6年5月分の数値は速報値である。

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間				
	30人以上		5～29人		30人以上		5～29人		
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		調査産業計		
	前年比	(時間)	(%)	前年比	(時間)	(%)	前年比	(時間)	(%)
平成 28 年	0.0	135.8	△ 1.0	△ 1.7	17.5	△ 0.6	△ 0.8	10.6	△ 6.8
平成 29 年	△ 0.1	135.7	△ 0.6	△ 0.1	17.9	2.4	4.7	11.2	5.4
平成 30 年	△ 0.6	134.9	△ 1.3	△ 1.1	18.0	0.6	△ 4.7	11.5	2.5
令和 元 年	△ 2.1	132.0	△ 2.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	△ 3.6	10.0	△ 12.5
令和 2 年	△ 1.7	129.6	△ 2.0	△ 13.1	13.4	△ 19.8	△ 12.7	7.6	△ 24.5
令和 3 年	0.8	130.8	△ 0.2	7.4	15.3	14.7	1.7	8.5	11.7
令和 4 年	0.2	131.0	△ 1.1	5.2	16.0	4.3	3.6	9.6	12.4
令和 5 年	0.5	131.7	△ 0.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3	0.2	8.9	△ 7.1
令和 6 年 1 月	△ 0.4	123.7	△ 0.8	△ 4.2	13.5	△ 6.9	△ 1.4	7.0	△ 12.0
2 月	0.0	128.0	△ 0.9	△ 2.5	14.6	△ 6.4	0.0	7.5	△ 12.2
3 月	△ 2.8	129.7	△ 2.3	△ 1.6	14.9	△ 5.7	△ 2.4	7.9	△ 7.2
4 月	△ 0.5	135.3	△ 1.1	△ 3.2	14.6	△ 5.8	△ 1.3	7.7	△ 10.7
5 月	2.4	132.6	△ 0.2	△ 0.8	13.7	△ 2.2	△ 1.3	7.4	△ 8.6

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
 2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。
 3 令和6年1月以降の前年同月増減率については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較しているため、指数から算出した場合と一致しない。
 4 令和6年5月分の数値は速報値である。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和6年）

連合	第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)		
	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式(組合数による単純平均)	
		35歳	
		30歳	
1,000人以上	441組合 1,898,345人 16,619円(11,502円) 5.27% (3.71%)	18組合 61,792人 11,853円(6,126円) 3.74% (1.77%)	24組合 77,871人 10,485円(3,883円) 3.52% (1.38%)
300～999人	841組合 459,089人 14,588円(10,139円) 5.14% (3.68%)	41組合 22,728人 10,669円(6,569円) 3.65% (2.23%)	36組合 19,012人 9,910円(5,511円) 3.84% (2.17%)
100～299人	1,148組合 205,345人 12,871円(9,387円) 4.85% (3.62%)	67組合 11,522人 8,937円(5,169円) 3.36% (1.96%)	70組合 11,905人 8,568円(4,280円) 3.50% (1.79%)
～99人	1,209組合 60,202人 11,125円(8,333円) 4.39% (3.36%)	74組合 4,013人 6,570円(3,967円) 2.60% (1.61%)	83組合 4,367人 7,149円(3,511円) 3.04% (1.52%)
規模計	3,639組合 2,622,981人 15,818円(10,995円) 5.20% (3.69%)	200組合 100,055人 8,678円(5,164円) 3.20% (1.88%)	213組合 113,155人 8,458円(4,162円) 3.39% (1.71%)

- (注) 1 ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。
 2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
 3 個別賃金方式は「純べア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純べア」方式の数値である。
 4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

時給	第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)		
	単純平均	加重平均	
386組合 885,369人	賃上げ額	53.78円(39.74円)	62.70円(52.78円)
	引上げ率	—	5.74%(5.01%)
	平均時給	1,148.92円(1,091.78円)	1,155.02円(1,095.67円)
146組合 27,845人	賃上げ額	9,137円(6,647円)	10,869円(6,828円)
	賃上げ率	4.23%(3.09%)	4.98%(3.18%)

(注) ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

経団連(大手企業) 第1回集計(令和6年5月20日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要22業種 大手244社	89社 19,480円(13,110円) 5.58% (3.91%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
 2 調査対象244社のうち151社(61.9%)の回答を把握したが、うち62社は平均金額不明などのため、集計より除外。
 3 ()内の数値は、令和5年5月19日付第1回集計結果(92社)。

経団連(中小企業) 第1回集計(令和6年6月13日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	226社 10,420円(7,864円) 3.92% (2.94%)

- (注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。
 2 238社(31.6%)から回答を把握したが、このうち12社は平均金額不明等のため、集計より除外。
 3 了承、妥結を含む。
 4 ()内の数値は、令和5年6月23日付第1回集計結果。

【参考】

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

	(加重平均)
正社員 (月給)	全体 9,662円 1,586社 3.62% 20人以下 8,801円 709社 3.34%
パート・アルバイト (時給)	全体 37.6円 1,070社 3.43% 20人以下 43.3円 450社 3.88%

- (注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
 2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)

	一時金	2024年回答		(参考) 昨年対比	2023年回答	
		集計対象組合	対象組合員数		集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2,485組合	2,52ヶ月	0.18ヶ月	2,675組合	2.34ヶ月
		1,598組合	742,745円		2,009組合	717,421円
	回答額	819,811人	5.09ヶ月	25,324円	1,175,981人	
年 間	回答月数	2,349組合	1,964,110人	0.22ヶ月	2,213組合	4.87ヶ月
		1,252組合	1,638,723円		1,588,396円	
	回答額	945,007人	50,327円	1,127,836人		

- (注) 1 △はマイナスを表す。以下同じ。
 2 数値は組合員一人当たりの加重平均。
 3 2023年回答の数値は2023年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果

経団連集計

	2024年夏季			2023年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	—	—	—	161社	903,397円	0.47%
製造業平均	—	—	—	127社	952,574円	3.50%
非製造業平均	—	—	—	34社	777,293円	△6.24%

- (注) 1 2024年夏季の数値は今後公表される見込み。2023年夏季の数値は2023年8月9日付 最終集計結果。
 以下の注は2023年夏季の集計に関するものである。
 2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社。
 3 20業種179社(74.3%)の妥結を把握しているが、うち18社は平均額不明等のため集計より除外。
 4 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
 5 増減率は、前年公表値(最終集計)との比較により算定。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	令和3年			令和4年			令和5年			令和6年					
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月最近	6月先行き
規模計															
製造業	-6	2	5	6	2	1	0	2	-4	-1	0	5	4	5	6
非製造業	-9	-7	-7	0	-2	4	5	10	12	14	16	18	18	19	13
大企業															
製造業	5	14	18	18	14	9	8	7	1	5	9	12	11	13	14
非製造業	-1	1	2	9	9	13	14	19	20	23	27	30	34	33	27
中堅企業															
製造業	-2	5	6	6	3	0	0	1	-5	0	0	5	6	8	7
非製造業	-11	-8	-6	1	0	6	7	11	14	17	19	20	20	22	16
中小企業															
製造業	-13	-7	-3	-1	-4	-4	-4	-2	-6	-5	-5	1	-1	-1	0
非製造業	-11	-9	-10	-4	-6	-1	2	6	8	11	12	14	13	12	8

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和6年6月調査の時点で、9,076社である。

資本	金額
大企業	10億円以上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

(1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。

(2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス(Diffusion Index)を算出する。

$$DI = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

□ 経常利益増減

(前年度比・%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	50.7	8.0	9.6
	非製造業	35.8	24.0	14.6
大企業	製造業	53.7	11.7	9.1
	非製造業	44.4	32.7	15.5
中堅企業	製造業	37.3	-3.4	10.5
	非製造業	31.6	18.0	13.3
中小企業	製造業	45.0	-7.8	12.7
	非製造業	21.8	8.4	13.2
				-8.1
				-7.2
				-8.8
				-8.5
				-4.4
				-4.6
				-6.4
				-5.8

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	9.10
	非製造業	4.85	5.57	6.14
大企業	製造業	10.48	10.52	11.50
	非製造業	6.31	7.61	8.71
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.45
	非製造業	3.73	4.11	4.46
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.71
	非製造業	3.70	3.79	4.10
				8.17
				5.61
				10.23
				7.78
				5.07
				4.16
				4.35
				3.87

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和3年			令和4年			令和5年			令和6年				
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
合計	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7
製造業	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8
建設業	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8
卸売業	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4
小売業	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0
サービス業	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8

資料出所 中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり(全国で約1万9千社)である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

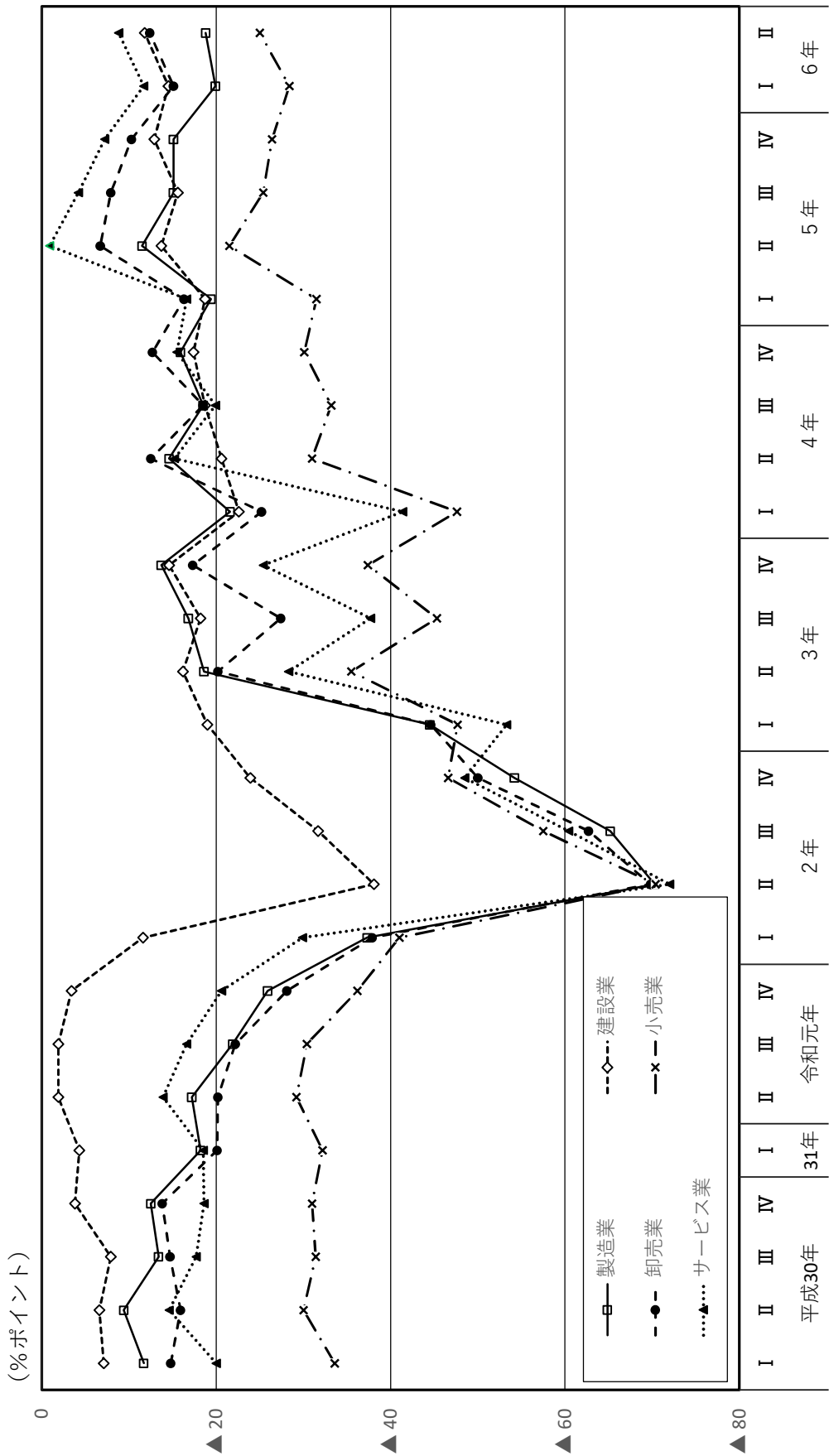
小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合(百分率)から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合(百分率)を引いた値である。

業況判断DIの推移（5業種別）



資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 前年同期比 「好転」－「悪化」

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

ランク	都道府県	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
A ラ ン ク	東京都	329,759	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	344,041	
	神奈川県	266,251	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379	277,323	
	大阪府	272,110	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	277,642	
	愛知県	271,832	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	285,759	
	埼玉県	238,982	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	245,539	
	千葉県	244,791	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	252,202	
	兵庫県	247,186	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	254,873	
	京都府	240,823	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	245,148	
	茨城県	260,431	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	266,071	
	静岡県	254,512	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	261,385	
	富山県	253,188	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	253,324	
	広島県	254,365	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	261,807	
	滋賀県	254,213	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	248,362	
	栃木県	254,936	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	262,289	
	群馬県	248,872	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532	266,787	
	宮城県	253,537	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119	250,838	
	山梨県	240,181	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143	250,496	
	三重県	262,588	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	260,405	
	B ラ ン ク	石川県	244,259	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	246,036
福井県		249,236	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	255,023	
香川県		251,826	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	248,280	
岡山県		251,079	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	251,383	
福岡県		247,647	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	248,490	
奈良県		223,388	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	221,483	
山口県		244,185	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	248,181	
長野県		244,711	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	252,743	
北海道		237,523	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	247,305	
岐阜県		235,097	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	245,579	
徳島県		245,456	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	244,457	
福島県		251,995	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,778	246,752	
新潟県		242,809	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	245,053	
和歌山県		238,992	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	247,214	
愛媛県		226,732	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	242,441	
島根県		236,386	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	238,481	
大分県		224,161	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077	242,209	
C ラ ン ク		熊本県	231,392	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	236,996
		山形県	234,910	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381	247,304
	佐賀県	228,957	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	227,037	
	長崎県	214,089	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	224,509	
	岩手県	236,303	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	239,030	
	高知県	244,947	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	230,372	
	鳥取県	228,651	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	221,845	
	秋田県	224,748	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	235,573	
	鹿児島県	218,984	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	224,419	
	宮崎県	214,277	221,031	220,270	223,575	223,826	222,281	219,412	224,209	226,362	223,818	
	青森県	217,484	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	227,669	
	沖縄県	205,547	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	216,848	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

ランク	都道府県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年3月	令和6年4月	令和6年5月
A ラ ン ク	東京都	1,175	1,217	1,238	1,236	1,267	1,268	1,264	1,290
	神奈川県	1,201	1,256	1,271	1,271	1,303	1,317	1,330	1,325
	大阪府	1,130	1,158	1,167	1,187	1,218	1,249	1,255	1,243
	愛知県	1,124	1,158	1,176	1,176	1,206	1,239	1,231	1,233
	埼玉県	1,117	1,146	1,155	1,177	1,208	1,238	1,234	1,240
	千葉県	1,127	1,158	1,168	1,182	1,210	1,246	1,244	1,241
	兵庫県	1,113	1,134	1,151	1,160	1,187	1,214	1,213	1,223
	京都府	1,088	1,118	1,132	1,139	1,173	1,218	1,204	1,207
	茨城県	1,041	1,066	1,078	1,094	1,130	1,175	1,175	1,167
	静岡県	1,071	1,093	1,103	1,122	1,156	1,198	1,190	1,199
	富山県	1,018	1,040	1,050	1,063	1,095	1,133	1,123	1,128
	広島県	1,019	1,037	1,042	1,057	1,096	1,133	1,133	1,131
	滋賀県	1,042	1,078	1,082	1,101	1,129	1,169	1,177	1,152
	栃木県	1,041	1,069	1,075	1,091	1,125	1,153	1,145	1,168
	群馬県	1,035	1,052	1,056	1,071	1,100	1,127	1,120	1,133
	宮城県	1,002	1,025	1,037	1,052	1,084	1,114	1,114	1,116
	山梨県	1,020	1,045	1,050	1,073	1,107	1,165	1,150	1,131
	三重県	1,046	1,069	1,073	1,098	1,129	1,167	1,156	1,164
	石川県	1,017	1,028	1,023	1,041	1,074	1,102	1,108	1,109
福岡県	1,010	1,030	1,065	1,079	1,118	1,146	1,139	1,160	
B ラ ン ク	香川県	1,001	1,024	1,032	1,048	1,078	1,120	1,102	1,112
	岡山県	1,003	1,024	1,030	1,049	1,074	1,125	1,113	1,113
	福井県	986	1,005	1,013	1,036	1,074	1,106	1,120	1,108
	奈良県	1,047	1,076	1,092	1,106	1,138	1,179	1,159	1,167
	山口県	980	1,003	1,011	1,036	1,071	1,124	1,118	1,101
	長野県	1,000	1,022	1,025	1,047	1,080	1,111	1,109	1,106
	北海道	987	1,010	1,024	1,049	1,084	1,140	1,118	1,119
	岐阜県	1,025	1,047	1,054	1,075	1,102	1,123	1,141	1,134
	徳島県	1,024	1,041	1,053	1,064	1,095	1,131	1,101	1,138
	福島県	988	1,000	993	1,009	1,040	1,070	1,082	1,066
	新潟県	978	1,001	1,007	1,024	1,061	1,097	1,083	1,086
	和歌山県	1,008	1,034	1,043	1,054	1,086	1,123	1,116	1,110
	愛媛県	970	988	997	1,017	1,050	1,077	1,077	1,085
	島根県	959	982	990	1,004	1,036	1,079	1,054	1,067
	大分県	939	967	980	1,000	1,038	1,083	1,061	1,067
	熊本県	971	990	1,005	1,029	1,065	1,103	1,095	1,097
	山形県	942	973	974	992	1,021	1,061	1,045	1,053
	佐賀県	954	972	981	1,004	1,036	1,075	1,065	1,073
	C ラ ン ク	長崎県	935	961	976	991	1,027	1,063	1,061
岩手県		914	945	947	969	1,008	1,041	1,028	1,020
高知県		941	971	982	997	1,035	1,073	1,080	1,074
鳥取県		969	987	989	1,006	1,037	1,104	1,066	1,092
秋田県		915	938	956	977	1,007	1,049	1,039	1,043
鹿児島県		929	955	973	993	1,031	1,069	1,069	1,070
宮城県		929	946	960	989	1,027	1,064	1,044	1,058
青森県		901	928	960	990	990	1,023	1,023	1,031
沖縄県		974	1,010	1,030	1,048	1,087	1,179	1,125	1,126
全国		1,059	1,082	1,092	1,110	1,145	1,176	1,173	1,179

資料出所 「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常時的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。

3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することになっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

ランク	(単位：円)									
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年3月	令和6年4月	令和6年5月		
A ラ ン ク	東京都府県	1,111	1,157	1,176	1,180	1,209	1,217	1,215	1,232	
	東 京	1,132	1,184	1,199	1,231	1,258	1,249	1,263	1,258	
	神 奈 川	1,074	1,099	1,108	1,129	1,163	1,194	1,199	1,192	
	大 阪	1,046	1,079	1,099	1,112	1,127	1,159	1,157	1,158	
	愛 知	1,056	1,083	1,090	1,112	1,145	1,174	1,175	1,182	
	埼 玉	1,070	1,097	1,106	1,123	1,151	1,186	1,184	1,182	
	千 葉	1,052	1,071	1,086	1,100	1,130	1,157	1,155	1,166	
	兵 庫	1,029	1,057	1,069	1,080	1,113	1,158	1,144	1,147	
	京 都	983	1,003	1,017	1,034	1,070	1,112	1,107	1,111	
	茨 城	1,017	1,043	1,064	1,096	1,127	1,134	1,127	1,138	
	静 岡	964	983	996	1,011	1,043	1,078	1,075	1,075	
	富 山	970	987	993	1,011	1,049	1,083	1,078	1,079	
	広 島	993	1,024	1,028	1,047	1,076	1,115	1,126	1,098	
	滋 賀	1,011	1,017	1,034	1,066	1,066	1,094	1,083	1,106	
	栃 木	971	990	1,013	1,041	1,077	1,069	1,063	1,077	
	群 馬	953	974	982	1,000	1,034	1,066	1,063	1,065	
	宮 城	963	983	987	1,012	1,043	1,091	1,087	1,072	
	山 梨	992	1,013	1,017	1,043	1,072	1,105	1,099	1,103	
	三 重	956	970	970	991	1,023	1,047	1,054	1,053	
石 川	954	973	1,001	1,018	1,053	1,082	1,078	1,089		
福 岡	945	968	974	989	1,019	1,058	1,045	1,055		
香 川	949	968	975	996	1,022	1,068	1,060	1,061		
岡 山	937	955	963	984	1,021	1,053	1,062	1,053		
福 井	989	1,015	1,030	1,044	1,078	1,120	1,101	1,112		
奈 良	939	958	964	989	1,024	1,076	1,068	1,055		
山 口	947	971	976	998	1,030	1,059	1,058	1,059		
長 野	949	969	982	1,007	1,043	1,097	1,074	1,076		
北 海 道	969	988	996	1,017	1,045	1,065	1,082	1,076		
岐 阜	958	970	982	997	1,029	1,065	1,041	1,064		
徳 島	935	950	944	964	995	1,024	1,032	1,016		
福 島	933	954	960	977	1,012	1,049	1,039	1,037		
新 潟	955	977	986	1,002	1,033	1,069	1,065	1,061		
和 歌 山	917	936	945	969	1,001	1,029	1,027	1,031		
愛 媛	917	932	942	958	988	1,024	1,014	1,018		
島 根	899	924	934	957	994	1,039	1,018	1,024		
大 分	919	935	949	975	1,009	1,043	1,039	1,039		
熊 本	899	923	928	948	974	1,010	1,003	1,007		
山 形	914	925	936	958	989	1,028	1,019	1,024		
佐 賀	896	917	934	951	985	1,023	1,018	1,020		
長 崎	877	901	906	928	963	998	986	982		
岩 手	910	930	942	958	995	1,034	1,033	1,027		
高 知	918	935	941	961	993	1,056	1,023	1,046		
鳥 取	880	900	917	941	968	1,013	999	1,003		
秋 田	887	909	925	948	984	1,020	1,019	1,016		
鹿 児 島	888	902	916	946	982	1,018	1,000	1,014		
宮 崎	868	893	906	927	956	999	984	994		
青 森	928	957	973	994	1,029	1,122	1,070	1,066		
沖 縄	1,003	1,025	1,035	1,054	1,089	1,121	1,118	1,123		
全 国										

資料出所 「職業安定業務統計」

(注) 1 厚生労働省「職業安定業務統計」の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常時的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。

3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を1募集賃金として算出している。

(2) 労働時間
常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模5人以上）

(単位：時間)

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ラ ン ク	東 京	145.2	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	139.9	12.3	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7	11.7
	神 奈 川	138.2	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	130.2	11.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7	10.5
	大 阪	143.0	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	133.1	10.8	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0	8.9
	愛 知	146.2	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	138.5	12.5	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7	11.7
	埼 玉	137.9	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	130.1	10.5	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9	9.2
	千 葉	138.3	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	130.5	10.9	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0	9.4
	兵 庫	140.8	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	131.6	10.4	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2	9.3
	京 都	139.7	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	126.8	10.6	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8	9.1
	茨 城	151.8	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	139.2	14.5	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8	10.1
	静 岡	146.0	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	140.5	11.4	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3	10.9
	富 山	150.6	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	141.2	10.7	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5	8.7
	広 島	147.5	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	137.5	12.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9	10.7
	滋 賀	143.6	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	130.3	11.4	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8	9.9
	栃 木	149.9	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	140.1	12.5	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4	10.8
	群 馬	150.4	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	144.5	12.7	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3	11.7
	宮 城	150.1	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	140.5	11.6	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7	9.4
	山 梨	146.8	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	137.4	10.9	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4	11.0
	三 重	148.8	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	136.7	13.0	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3	10.0
	B ラ ン ク	石 川	148.6	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	10.2	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3	9.6
福 岡		148.8	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	11.4	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4	8.6	
香 川		150.1	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	11.2	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4	10.0	
山 西		151.2	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	142.7	139.1	141.0	11.5	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5	10.4
福 井		155.0	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	139.0	10.4	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9	8.9
奈 良		136.4	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	124.1	8.1	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1	6.7
山 口		148.0	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	137.3	11.1	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2	9.0
長 野		149.0	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	140.3	10.5	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9	10.1
北 海 道		150.8	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	137.9	11.1	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0	9.0
岐 阜		144.7	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	135.7	10.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6	9.2
徳 島		151.5	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	138.3	9.3	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1	8.4
福 島		156.3	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	144.9	12.1	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2	10.5
新 潟		150.6	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	141.2	10.3	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9	8.7
和 歌 山		145.9	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	139.8	9.3	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3	11.5
愛 媛		149.3	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	140.1	10.4	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9	9.6
島 根		154.2	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	141.0	10.1	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1	8.8
大 分		149.0	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	141.1	9.2	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0	9.6
熊 本		152.3	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	141.7	10.1	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4	9.6
山 形		156.4	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	146.9	11.3	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9	10.1
佐 賀	154.4	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	138.0	10.1	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1	8.7	
長 崎	149.5	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	139.7	10.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0	9.2	
岩 手	158.0	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	145.2	10.7	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8	9.5	
高 知	152.0	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	135.2	9.0	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7	7.2	
鳥 取	149.4	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	139.0	8.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5	7.8	
秋 田	152.0	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	144.6	9.8	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0	8.2	
鹿 児 島	150.0	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	138.5	8.8	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	7.8	8.3	9.0	
宮 崎	150.6	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	140.3	9.6	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4	9.3	
青 森	155.1	154.6	152.5	155.5	153.9	150.9	147.4	148.3	145.2	146.1	9.4	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9	7.9	
沖 縄	148.0	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	138.3	8.1	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8	7.8	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

(2) 消費者物価地域差指数の推移①(都道府県庁所在都市)

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数(全国平均=100)													
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年				
A ラ ン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	105.4	106.0	105.3	105.5	105.5	105.4	105.4	105.4
	神 奈 川	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	104.7	103.7	103.6	103.7	103.7	103.7	103.7	103.7
	大 阪	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	99.7	100.7	100.7	100.3	100.3	100.0	100.0	100.0
	愛 知	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.5	98.9	98.9	99.2	99.2	99.2	99.2
	埼 玉	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	102.7	101.6	101.6	101.4	101.4	101.3	101.3	101.3
	千 葉	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.3	101.1	100.6	100.7	100.7	101.1	101.1	101.1
	兵 庫	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.9	100.3	99.9	99.4	99.4	99.0	99.0	99.0
	京 都	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	100.8	101.6	101.1	100.8	100.8	100.7	100.7	100.7
	茨 城	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.7	98.3	98.6	98.9	98.9	99.0	99.0	99.0
	静 岡	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.7	99.9	99.9	100.0	100.0	100.1	100.1	100.1
	富 山	98.3	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	98.9	99.0	99.0	98.6	98.6	98.8	98.8	98.8
	広 島	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.9	98.7	98.8	98.9	98.9	99.0	99.0	99.0
	滋 賀	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.4	100.0	100.4	100.0	99.5	99.5	99.5	99.5
	栃 木	100.6	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.1	99.7	99.5	99.4	99.4	98.5	98.5	98.5
	群 馬	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.7	96.6	96.5	96.1	96.1	96.5	96.5	96.5
	宮 城	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.9	99.4	99.6	99.7	99.7	100.1	100.1	100.1
	山 梨	98.6	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	99.4	98.2	98.3	98.9	98.9	98.6	98.6	98.6
	三 重	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2	98.2	98.5	98.2	98.2	98.2	98.2
	石 川	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	100.3	99.9	99.9	99.4	99.4	99.8	99.8	99.8
福 岡	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.5	97.8	98.0	97.8	97.8	97.7	97.7	97.7	
香 川	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	98.7	99.3	99.1	99.1	98.6	98.6	98.6	
岡 山	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	97.6	98.0	97.9	97.9	98.0	98.0	98.0	
福 井	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.4	99.0	99.0	98.8	98.8	98.7	98.7	98.7	
奈 良	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	97.1	96.7	96.9	96.7	96.7	96.6	96.6	96.6	
山 口	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.2	99.9	100.3	100.5	100.3	100.3	100.3	100.3	
長 野	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.3	98.3	98.2	98.2	98.4	98.4	98.4	
北 海 道	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	99.5	100.1	100.6	100.9	100.9	101.6	101.6	101.6	
岐 阜	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.2	98.3	98.1	97.9	97.9	97.8	97.8	97.8	
徳 島	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	100.5	99.9	100.1	99.3	99.3	98.7	98.7	98.7	
福 島	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.4	100.6	100.7	100.7	100.6	100.6	100.6	
新 潟	99.0	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.0	99.0	98.7	98.7	98.7	
和 歌 山	100.5	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.2	99.1	98.9	98.9	98.1	98.1	98.1	
愛 媛	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	97.9	98.4	98.6	98.7	98.7	98.8	98.8	98.8	
島 根	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.9	99.5	100.2	99.8	99.8	100.2	100.2	100.2	
大 分	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.4	98.5	98.1	97.7	97.7	97.3	97.3	97.3	
熊 本	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.4	98.7	99.0	99.0	99.0	98.9	98.9	98.9	
山 形	100.2	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.1	100.3	100.5	100.3	100.3	100.9	100.9	100.9	
佐 賀	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	97.2	98.0	98.0	97.9	97.9	97.8	97.8	97.8	
長 崎	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.8	100.3	99.9	99.9	99.9	99.7	99.7	99.7	
岩 手	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.2	99.0	99.5	99.1	99.1	99.7	99.7	99.7	
高 知	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.8	99.3	100.1	99.5	99.5	100.0	100.0	100.0	
鳥 取	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	98.2	97.6	97.8	97.9	97.9	98.3	98.3	98.3	
秋 田	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.2	98.1	98.6	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	
鹿 児 島	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.3	97.4	97.6	96.8	96.8	96.1	96.1	96.1	
宮 崎	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.7	96.9	96.9	96.9	97.0	97.0	97.0	
青 森	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	98.5	97.9	97.8	98.1	98.1	98.3	98.3	98.3	
沖 縄	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.6	99.1	99.6	100.0	100.0	100.5	100.5	100.5	

資料出所 総務省「小売物価統計調査(構造編)」(平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による)
 (注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。
 2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

(2) 消費者物価地域差指数の推移②(都道府県下全域)

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数(全国平均=100)																
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年							
A ラ ン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7	104.5	104.7	104.7	104.5	104.7	104.7	104.5	104.5
	神 奈 川	103.6	103.5	104.3	104.3	104.3	104.0	103.2	103.0	103.0	103.0	103.1	103.1	103.0	103.1	103.1	103.1	103.1
	大 阪	100.4	100.3	100.0	99.8	99.8	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
	愛 知	98.9	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	98.4	98.5	98.4	98.4	98.5	98.4	98.5	98.5	98.5
	埼 玉	101.1	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.6	100.3	100.3	100.5	100.4	100.3	100.5	100.4	100.4	100.4
	千 葉	99.6	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	101.0	100.6	101.0	101.0	101.0	100.6	101.0	101.0	101.5	101.5
	兵 庫	100.7	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.6	99.7	99.7	99.4	99.4	99.7	99.4	99.1	99.1	99.1
	京 都	101.2	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.6	101.1	100.9	100.8	100.8	101.1	100.9	100.8	100.8	100.8
	茨 城	98.3	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	98.0	97.8	98.2	98.0	98.2	97.8	98.2	98.0	98.0	98.0
	静 岡	98.1	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.3	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.5	98.5	98.5
	富 山	97.9	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.7	98.8	98.6	98.8	98.6	98.8	98.6	98.8	98.8	98.8
	広 島	98.3	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.8	98.8	98.8
	滋 賀	99.1	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	99.3	100.0	99.6	99.3	99.3	100.0	99.6	99.3	99.3	99.3
	栃 木	99.0	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.3	98.1	98.3	98.1	98.3	98.1	98.3	97.6	97.6	97.6
	群 馬	97.1	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.7	96.6	96.2	96.4	96.4	96.6	96.2	96.4	96.4	96.4
	宮 城	98.2	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.3	99.4	99.5	99.9	99.9	99.4	99.5	99.9	99.9	99.9
	山 梨	98.0	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.5	97.7	98.1	97.8	98.1	97.7	98.1	97.8	97.8	97.8
	三 重	98.4	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	98.8	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.1	99.1	99.1
石 川	99.5	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.2	100.3	99.4	99.4	99.4	100.0	99.3	99.4	99.4	99.4	
福 岡	97.1	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.4	97.5	97.3	97.5	97.3	97.5	97.3	97.1	97.1	97.1	
香 川	98.0	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.2	98.5	98.2	98.5	98.2	98.5	98.2	97.8	97.8	97.8	
岡 山	98.6	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.5	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	98.1	98.1	98.1	
福 井	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.4	99.5	99.4	99.5	99.4	99.5	99.4	99.1	99.1	99.1	
奈 良	97.2	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.1	97.1	97.1	
山 口	97.9	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	99.4	100.0	99.9	99.7	99.4	100.0	99.9	99.7	99.7	99.7	
長 野	96.9	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.7	97.4	97.5	97.4	97.4	97.4	97.5	97.9	97.9	97.9	
北 海 道	98.9	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.3	100.8	101.1	101.7	101.7	100.8	101.1	101.7	101.7	101.7	
岐 阜	97.0	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.4	97.3	97.2	97.4	97.3	97.3	97.2	97.2	97.2	97.2	
徳 島	98.3	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.6	99.8	99.2	99.8	99.2	99.8	99.2	98.8	98.8	98.8	
福 島	100.0	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.3	99.3	99.3	99.3	
新 潟	98.2	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.7	98.2	98.3	98.4	98.2	98.3	98.3	98.4	98.2	98.2	98.2	
和 歌 山	100.1	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	99.4	99.2	99.4	99.2	99.4	99.2	98.6	98.6	98.6	
愛 媛	97.6	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	97.9	98.2	98.1	98.4	98.1	98.2	98.1	98.4	98.4	98.4	
島 根	99.4	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.5	99.9	99.6	100.1	99.6	99.9	99.6	100.1	100.1	100.1	
大 分	97.6	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.7	97.9	97.8	97.4	97.7	97.4	97.8	97.4	97.0	97.0	97.0	
熊 本	98.2	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	98.7	99.0	98.9	98.9	98.7	99.0	98.9	98.9	98.9	98.9	
山 形	100.7	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.5	100.8	100.7	101.2	100.5	100.8	100.7	101.2	101.2	101.2	
佐 賀	97.0	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	98.2	97.5	97.5	98.2	98.2	97.9	97.5	97.5	97.5	
長 崎	98.7	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.5	99.2	99.1	99.1	99.5	99.2	99.1	98.8	98.8	98.8	
岩 手	97.9	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.1	99.1	99.0	99.4	99.1	99.0	99.4	99.1	99.7	99.7	99.7	
高 知	98.8	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.2	99.9	99.8	99.9	99.2	99.9	99.4	100.0	100.0	100.0	
鳥 取	98.3	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.2	98.3	98.6	98.3	98.2	98.3	98.2	98.8	98.8	98.8	
秋 田	97.9	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	97.9	98.4	98.4	98.4	98.2	98.4	98.7	98.9	98.9	98.9	
鹿 児 島	97.2	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	97.2	96.3	96.2	97.2	97.2	96.6	95.9	95.9	95.9	
宮 崎	95.9	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	96.0	95.9	96.2	96.1	96.1	96.2	96.2	96.1	96.1	96.1	96.1	
青 森	98.8	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	98.4	97.9	98.3	98.6	98.4	97.9	98.3	98.6	98.6	98.6	
沖 縄	98.4	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.0	98.5	98.4	98.5	98.0	98.5	99.0	99.6	99.6	99.6	

資料出所 総務省「小売物価統計調査(構造編)」

(注) 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

7 労働者数等の推移
 (1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)

ランク	都道府県	人数(万人)					前年比増減(%)						
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ラ ン ク	京	797	812	806	800	797	810	6.3	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4	1.6
	神奈川	299	303	302	299	306	309	8.2	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4	0.8
	大阪	389	394	394	394	379	382	△ 0.7	1.2	0.0	0.1	△ 3.8	0.6
	愛知	319	320	319	318	318	316	5.5	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0	△ 0.4
	埼玉	211	214	215	214	222	224	1.2	1.5	0.2	△ 0.4	3.6	1.1
	千葉	174	172	172	179	177	179	2.6	△ 0.9	△ 0.1	△ 0.0	2.7	1.2
	兵庫	180	182	180	178	182	183	4.7	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3	0.5
	京都	92	95	95	96	95	95	4.2	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6	0.3
	茨城	99	99	98	98	102	102	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0	△ 0.1
	静岡	140	141	141	141	142	144	△ 0.2	1.0	△ 0.4	0.4	0.9	0.9
	富山	42	42	42	42	43	44	0.1	0.1	0.9	0.4	1.8	2.1
	広島	105	107	107	107	112	115	4.6	1.7	0.2	△ 0.1	4.2	2.6
	滋賀	51	51	50	50	50	52	3.5	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5	2.6
	栃木	70	70	70	71	74	74	△ 1.7	0.6	0.2	1.0	3.7	0.6
	群馬	73	73	71	72	73	75	3.4	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2	2.9
	宮城	81	80	80	80	77	79	△ 2.3	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3	2.1
	山梨	29	29	29	29	29	28	4.1	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5	△ 3.5
	三重	65	65	65	66	67	69	3.3	0.1	0.8	0.6	2.6	2.6
	石川	43	44	43	42	43	43	△ 1.8	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9	△ 1.4
福井	180	180	182	182	187	190	8.4	△ 0.3	1.0	0.2	3.0	1.5	
香川	34	35	34	34	35	36	0.9	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6	2.2	
岡山	68	68	68	67	68	70	0.5	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9	2.9	
福岡	30	30	30	30	30	31	0.7	1.2	△ 1.3	0.9	1.9	1.7	
奈良	39	39	39	39	39	39	16.4	0.2	1.1	0.8	△ 1.6	△ 0.2	
山口	48	49	48	48	47	47	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4	1.0	
長野	75	74	75	76	76	77	2.8	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2	2.3	
B ラ ン ク	北海道	177	179	180	179	181	182	△ 0.3	1.4	0.5	△ 0.3	1.0	0.4
	北海	68	68	68	67	68	68	2.0	0.2	0.0	△ 0.8	1.7	△ 0.3
	岐阜	24	23	24	25	24	24	4.4	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1	2.2
	徳島	65	66	66	65	67	67	△ 4.3	1.7	0.5	△ 1.7	2.4	1.4
	福島	80	82	82	81	83	83	△ 0.7	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2.0	0.5
	新潟	29	29	29	28	29	28	3.3	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7	△ 1.4
	愛媛	45	46	45	45	46	46	3.8	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3	0.8
	大分	23	24	23	23	24	24	△ 1.2	1.1	△ 1.8	0.9	2.0	0.9
	熊本	38	38	38	38	37	38	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6	2.3
	鹿児島	57	58	57	56	56	56	5.2	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4	0.8
	山形	38	38	38	38	39	39	△ 0.9	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3	0.9
	佐賀	28	28	28	28	29	29	8.5	0.3	1.1	△ 0.8	2.9	1.9
	長崎	43	43	42	42	41	40	1.9	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1	△ 1.4
	岩手	42	42	42	42	41	42	2.4	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6	2.2
	高知	23	23	23	23	23	23	2.8	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3	0.8
	鳥取	18	18	18	18	19	19	△ 3.7	1.2	△ 0.0	1.2	4.6	1.0
	秋田	33	33	33	32	32	32	2.1	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5
	鹿児島	51	53	53	53	57	58	8.2	4.0	△ 1.2	1.2	7.8	1.6
	宮崎	34	35	35	34	35	36	9.5	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0	1.9
青森	42	42	42	42	40	41	4.5	△ 0.5	△ 1.0	0.9	△ 4.0	0.5	
沖縄	46	47	47	48	49	49	11.0	2.2	0.8	1.0	2.1	0.7	
全国計		4,981	5,078	5,130	5,189	5,134	5,228	0.2	1.2	0.2	0.5	0.8	1.9

資料出所 厚生労働省「毎月労働統計調査(地方調査)」

- (注) 1 事業所規模5人以上の数値である。
 2 全国計の数値は、毎月労働統計調査(全国調査)の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
 3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。
 4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

パートタイム労働者の時間当たり給与と 求人募集賃金、最低賃金の推移

第2回目安に関する小委員会
仁平委員提出資料



データの出典

■HRog賃金Now：株式会社ナウキヤスト(<https://hrogwagelow.com/>)

調査方法：ウェブ上に掲載されている時給表示の募集情報をAIウェブスクレイピングで収集
複数媒体に掲載の求人や、異常な求人数の増加・減少がある媒体は削除
金額幅で表示されている求人は上下の平均値を取得

調査対象：最大125の求人サイト、週次でおよそ350万件以上の求人データのうち、時給表示の
求人広告を対象とし、その他日給等の求人は非対象

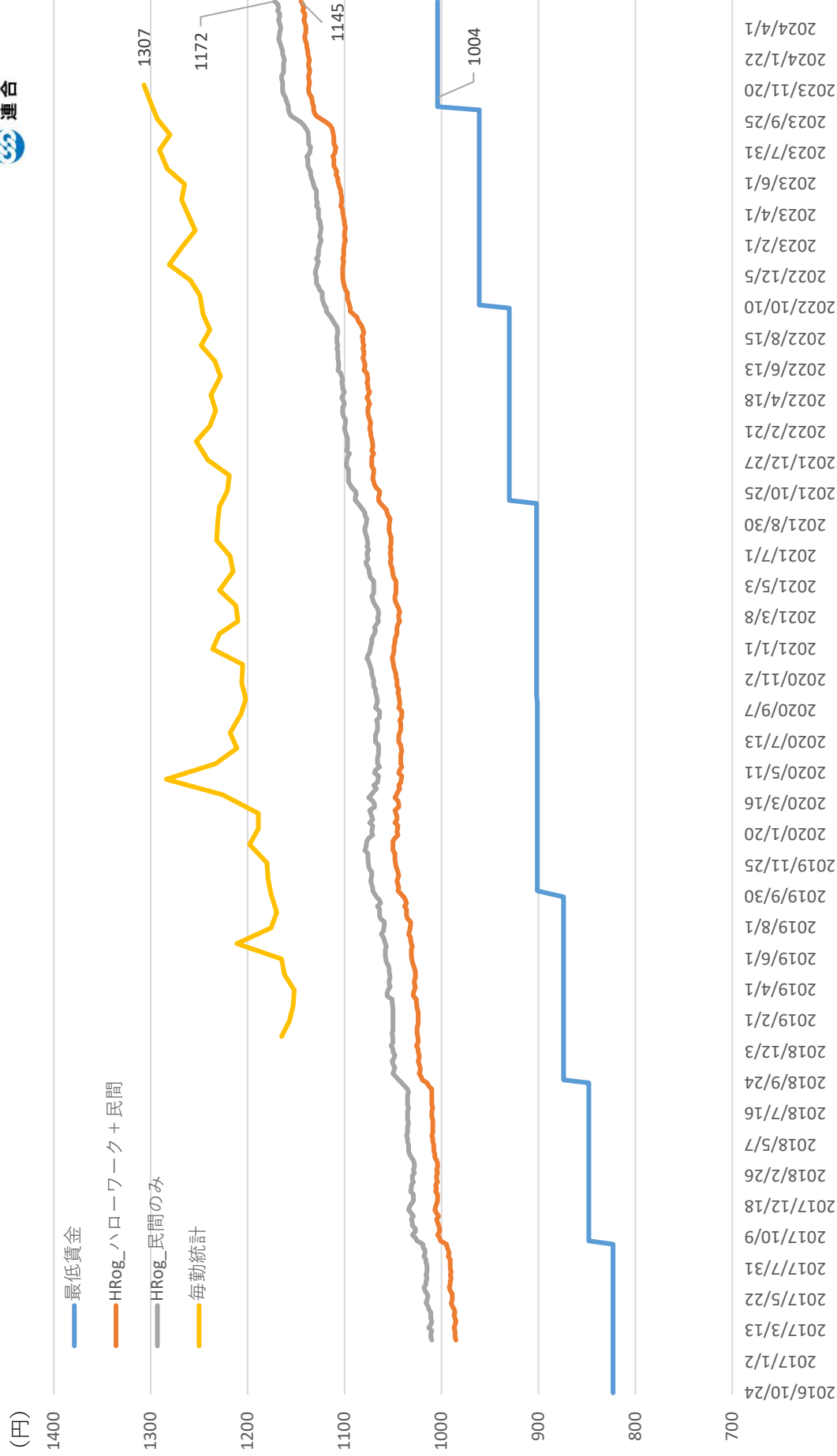
■毎月勤労統計調査（地方調査）：厚生労働省

パートタイム労働者の所定内給与額を所定内労働時間で除した値
(事業所規模5人以上、調査産業計)

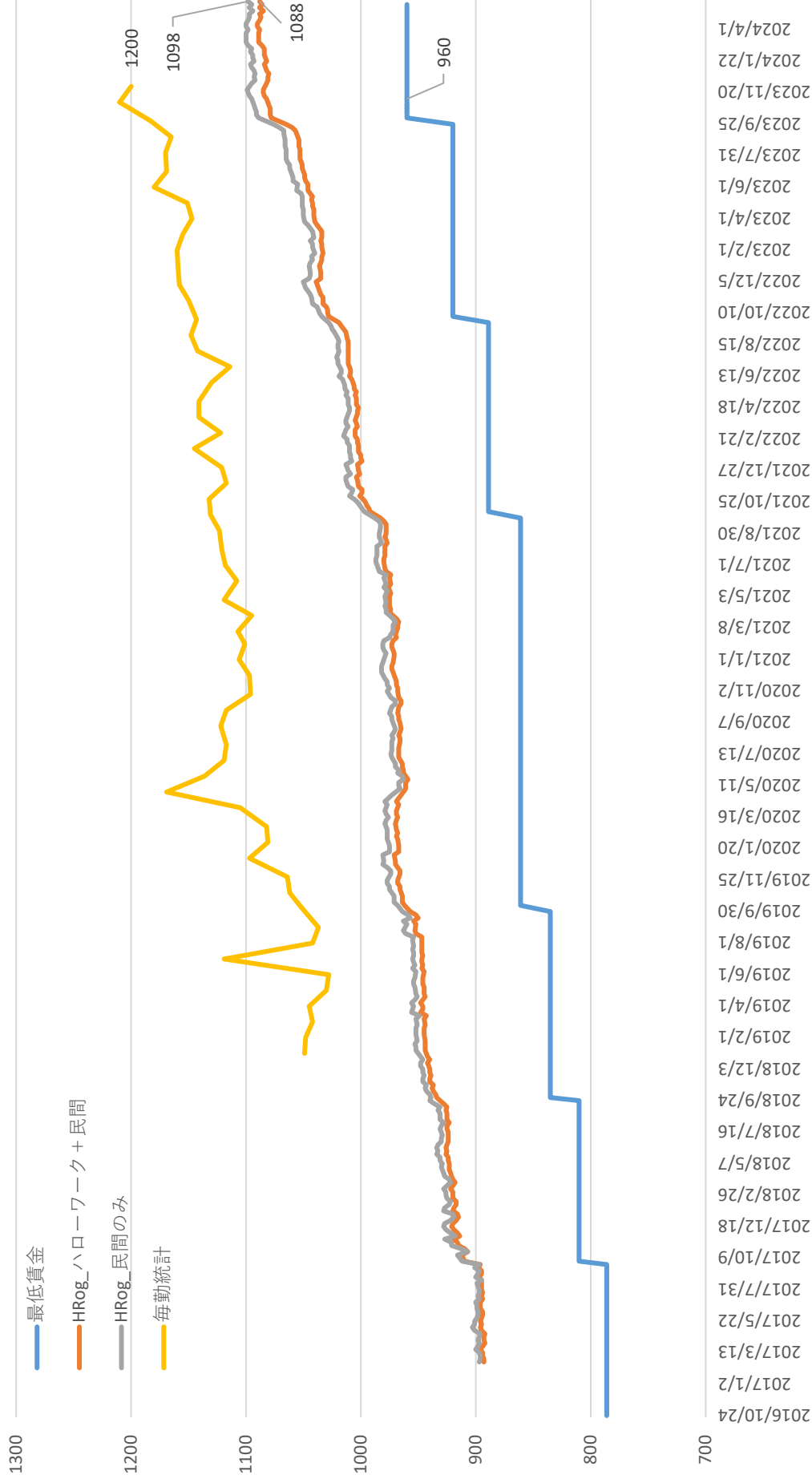
以上をもとに連合事務局にて作成

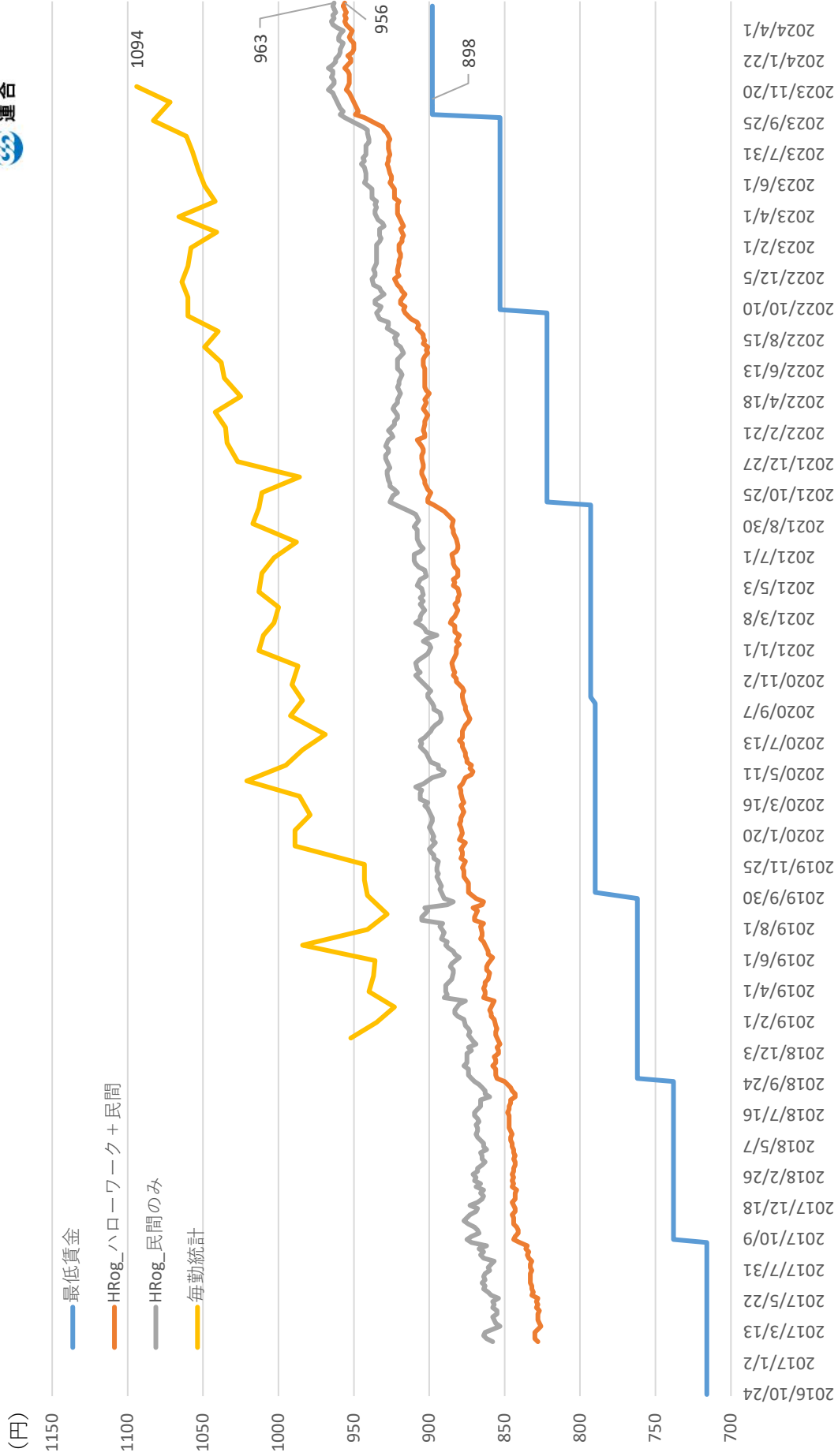
<水準の表記>

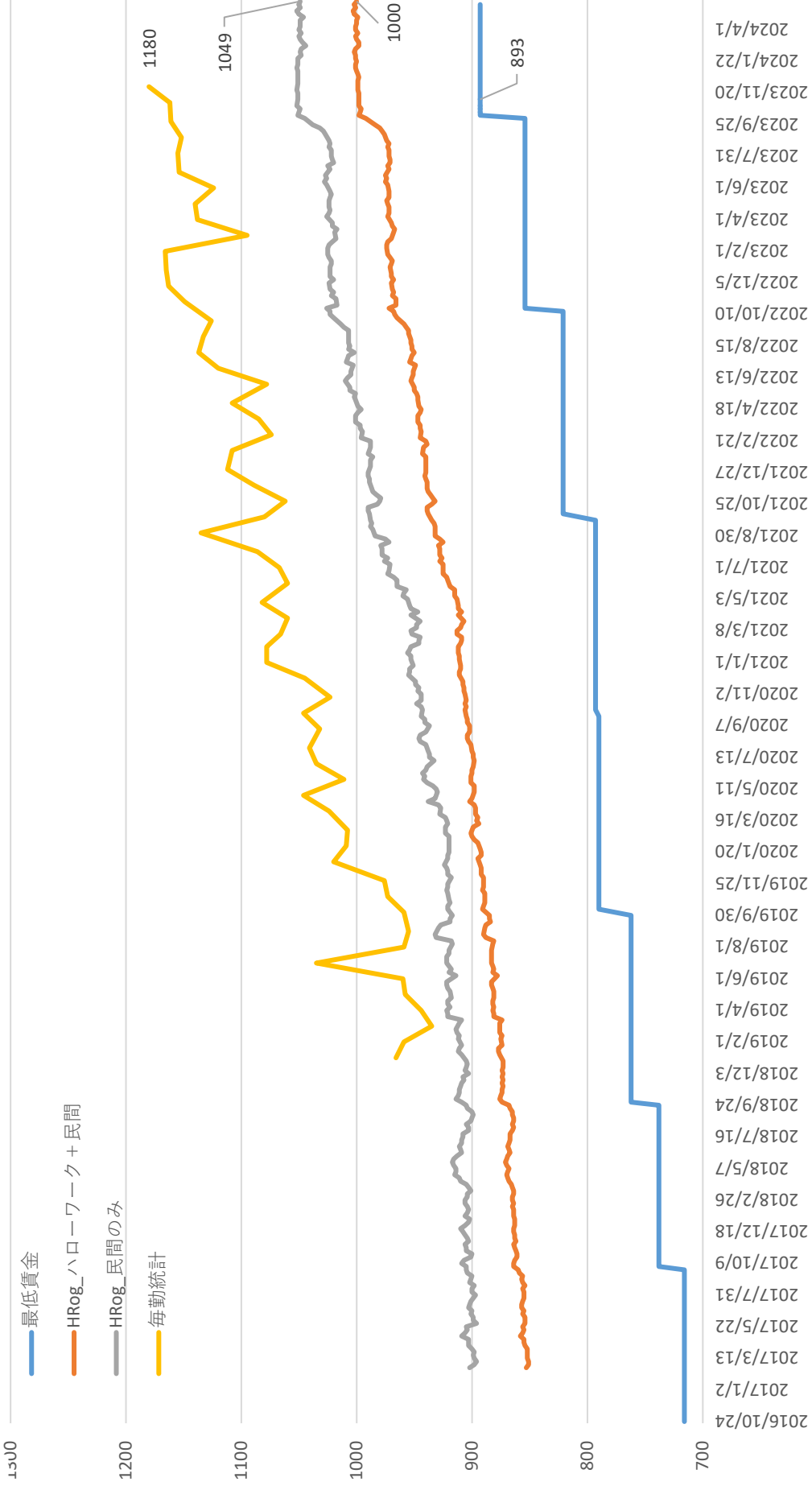
HRog_ハローワーク+民間：HRog賃金Now「時間当たり給与(パートタイム労働者)」より
HRog_民間のみ：HRog賃金Now「時間当たり給与(パートタイム労働者)」より
毎勤統計：毎月勤労統計調査(地方調査)より、パートタイム労働者の所定内給与
最低賃金：地域別最低賃金額。全国については全国加重平均の値

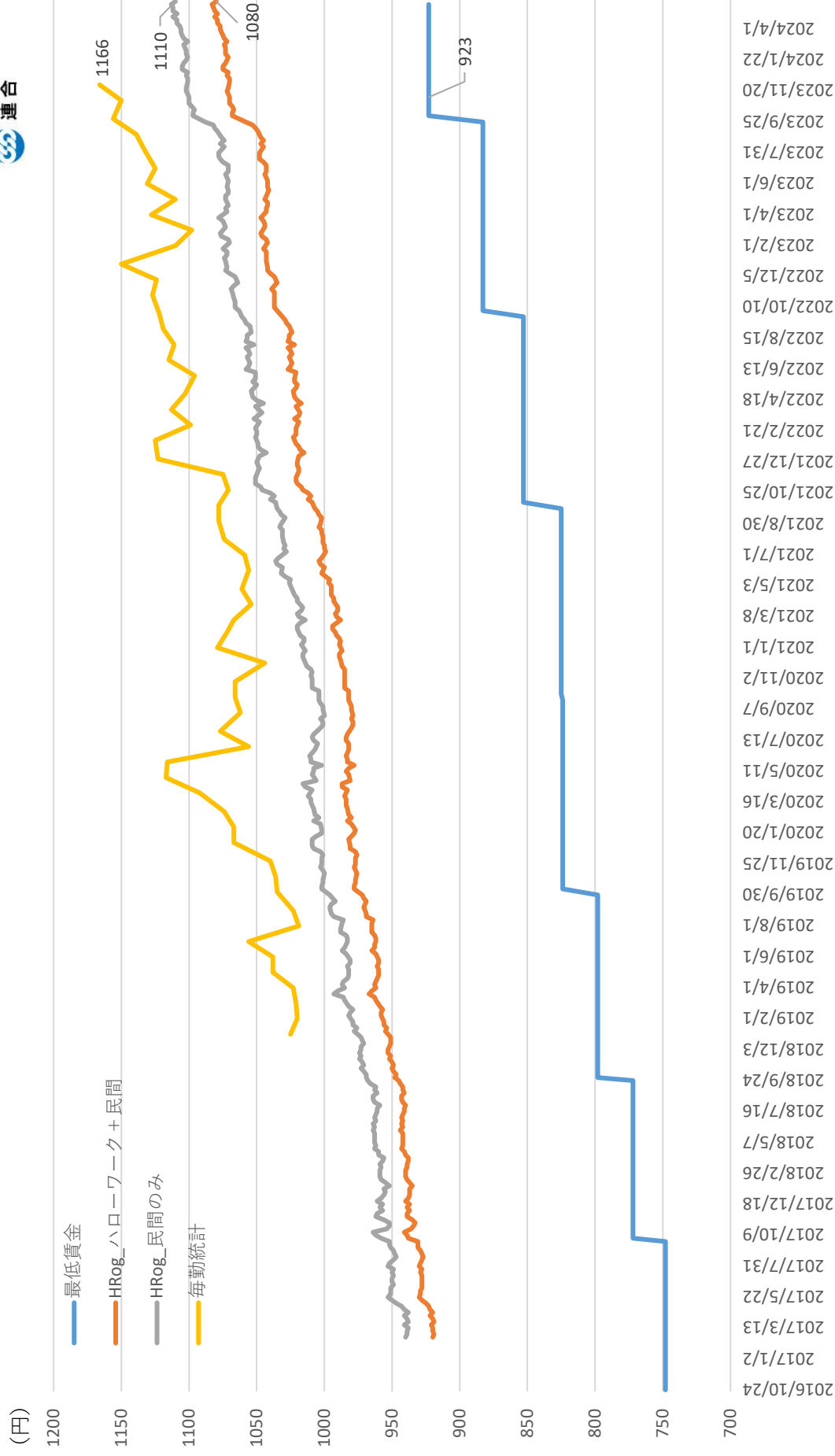


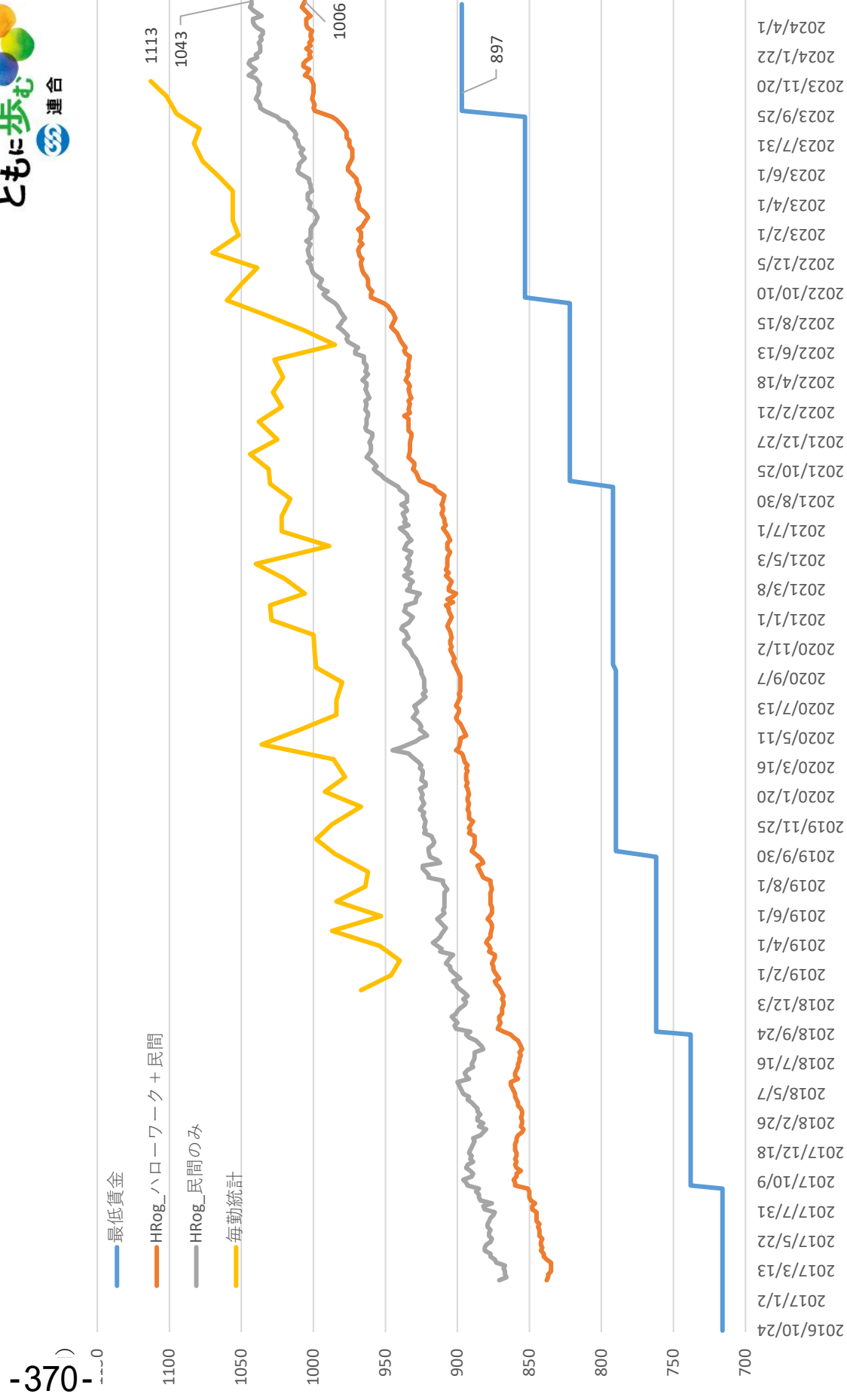
-366-



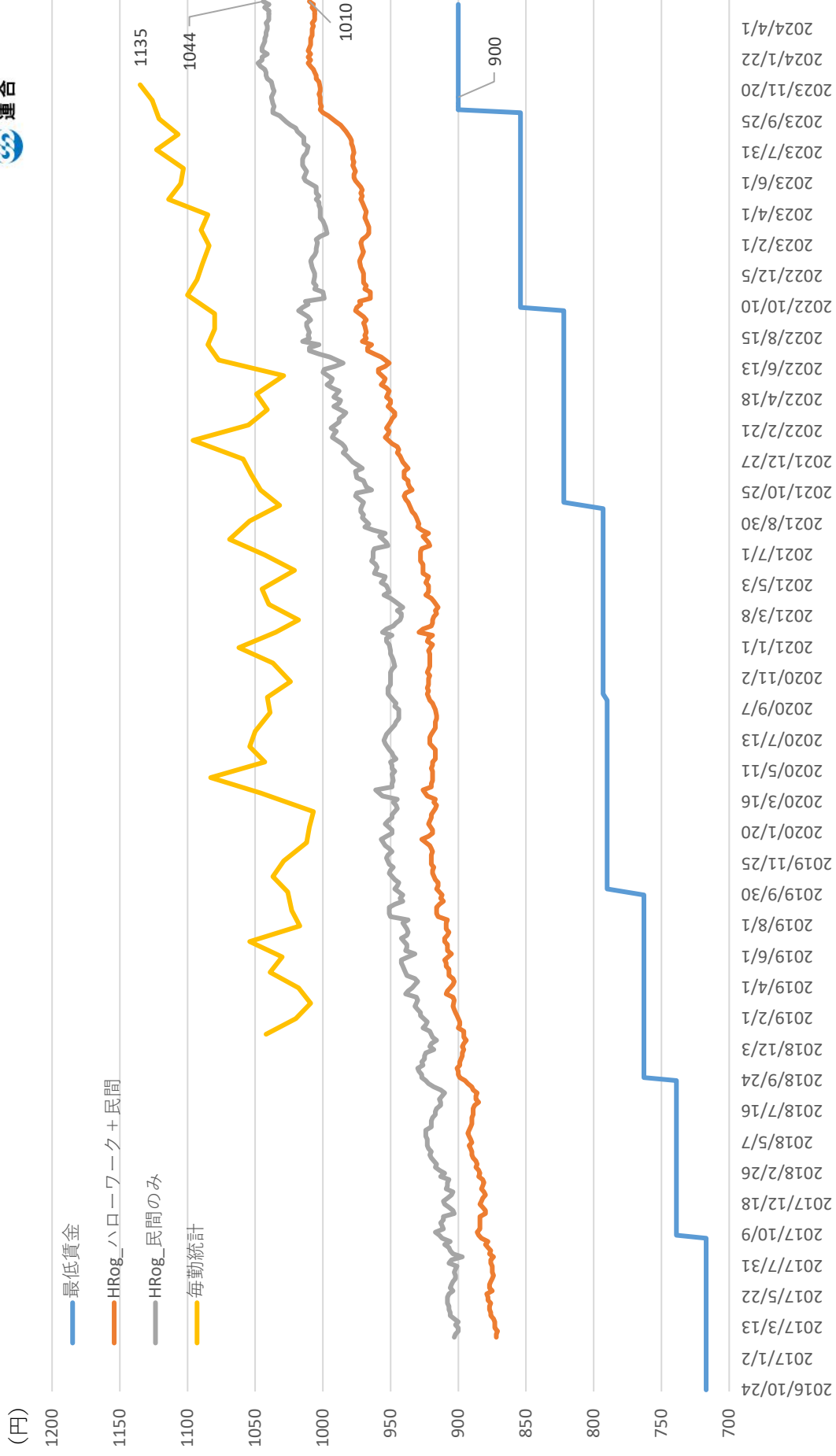




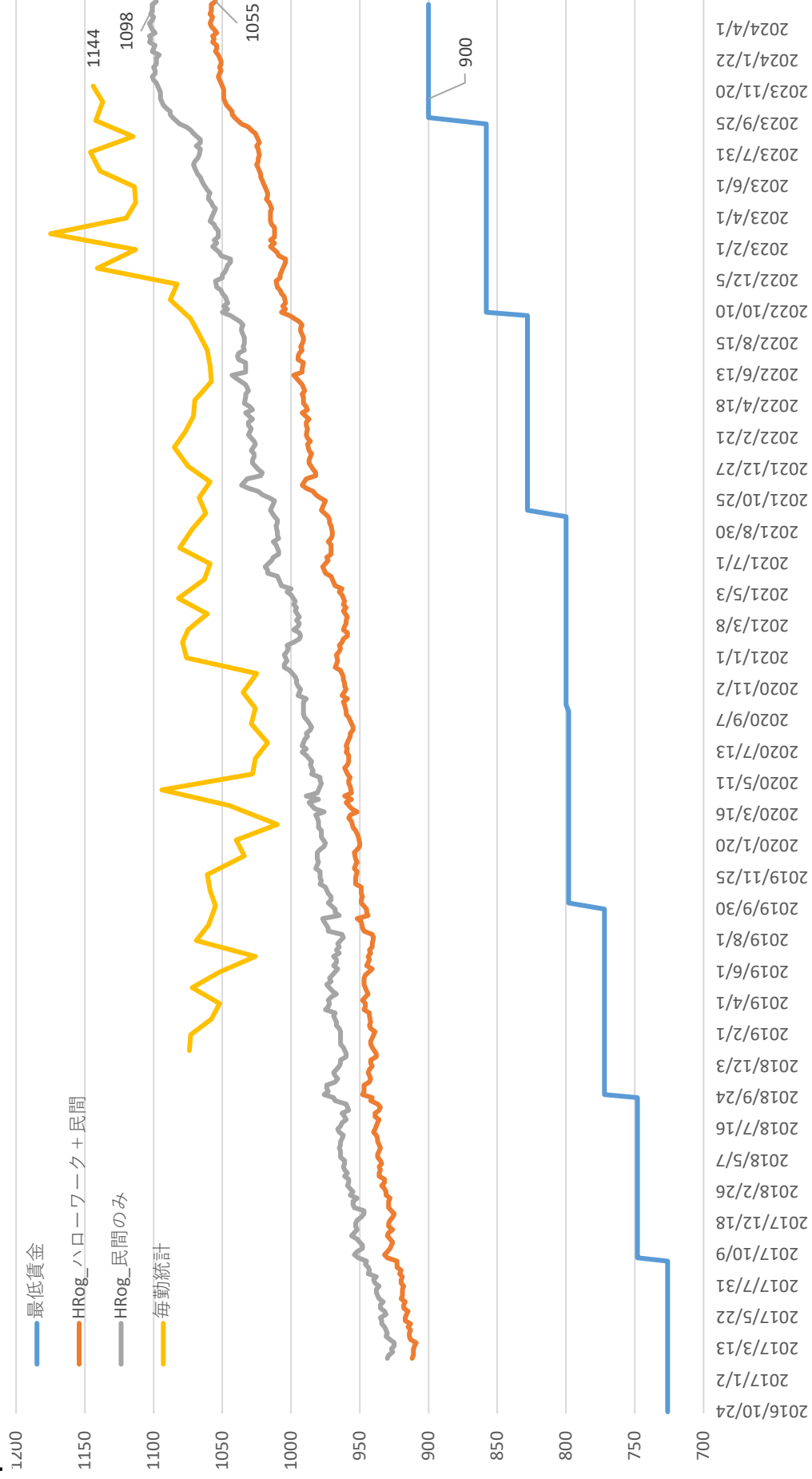


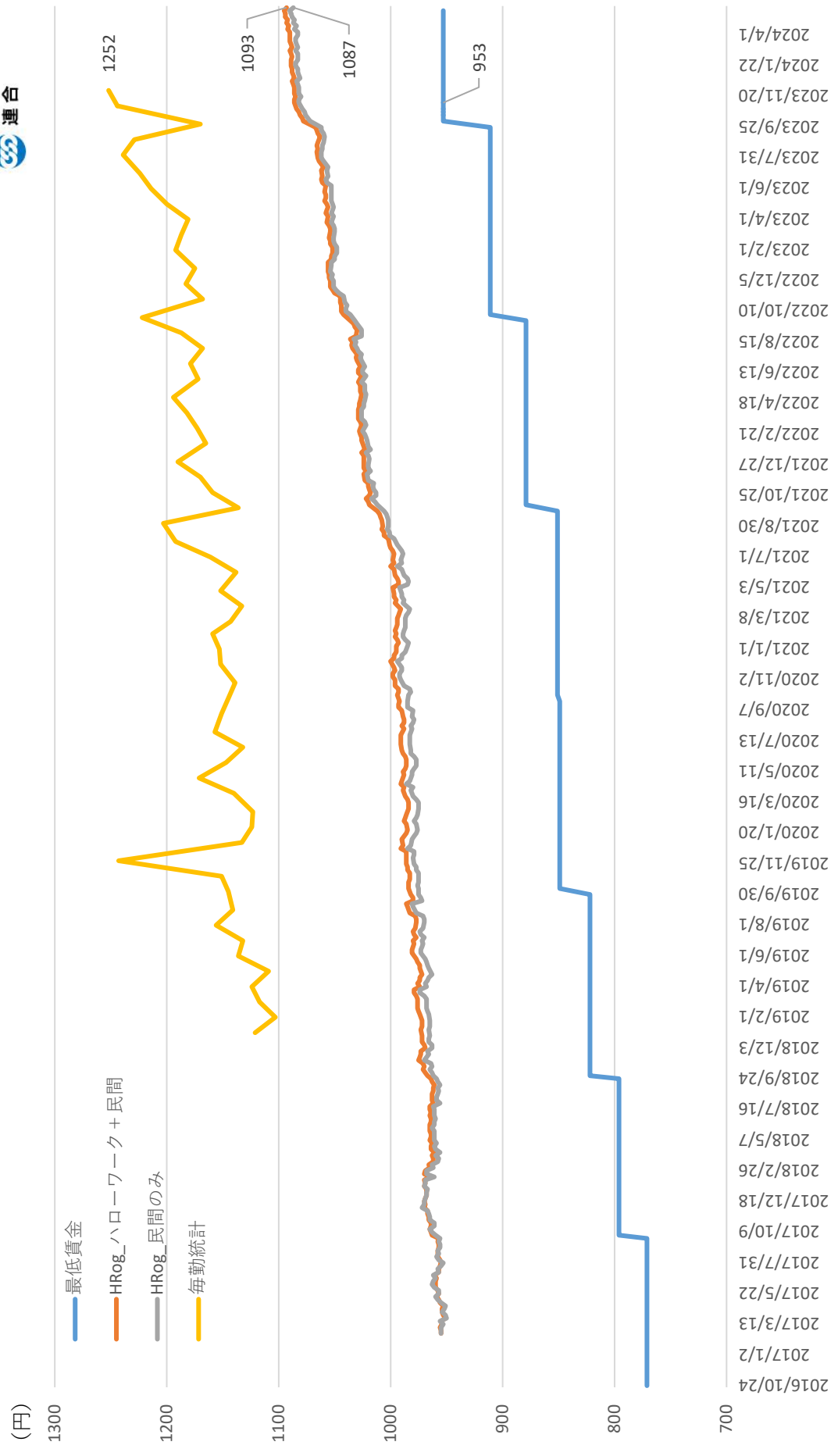


山形

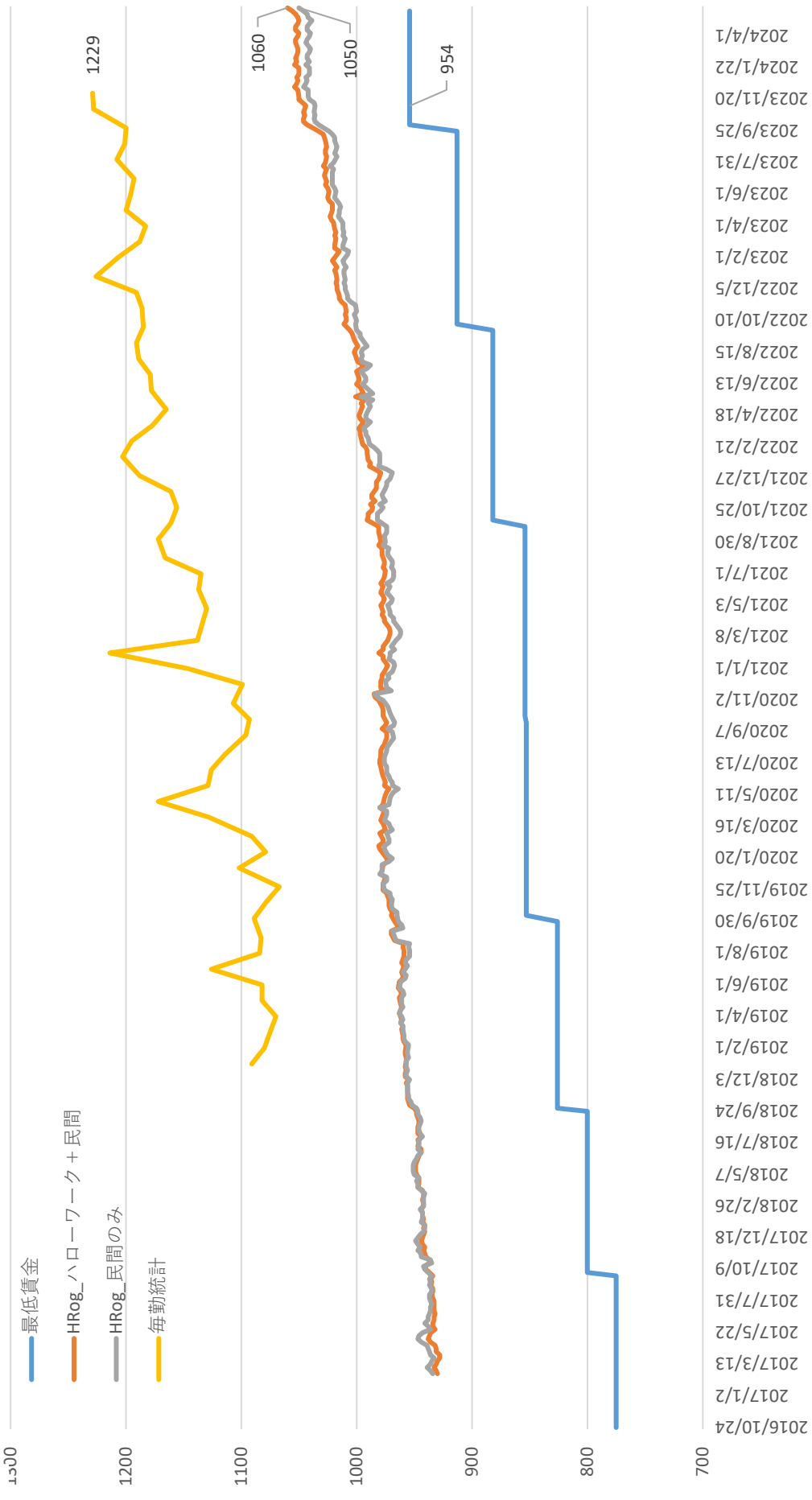


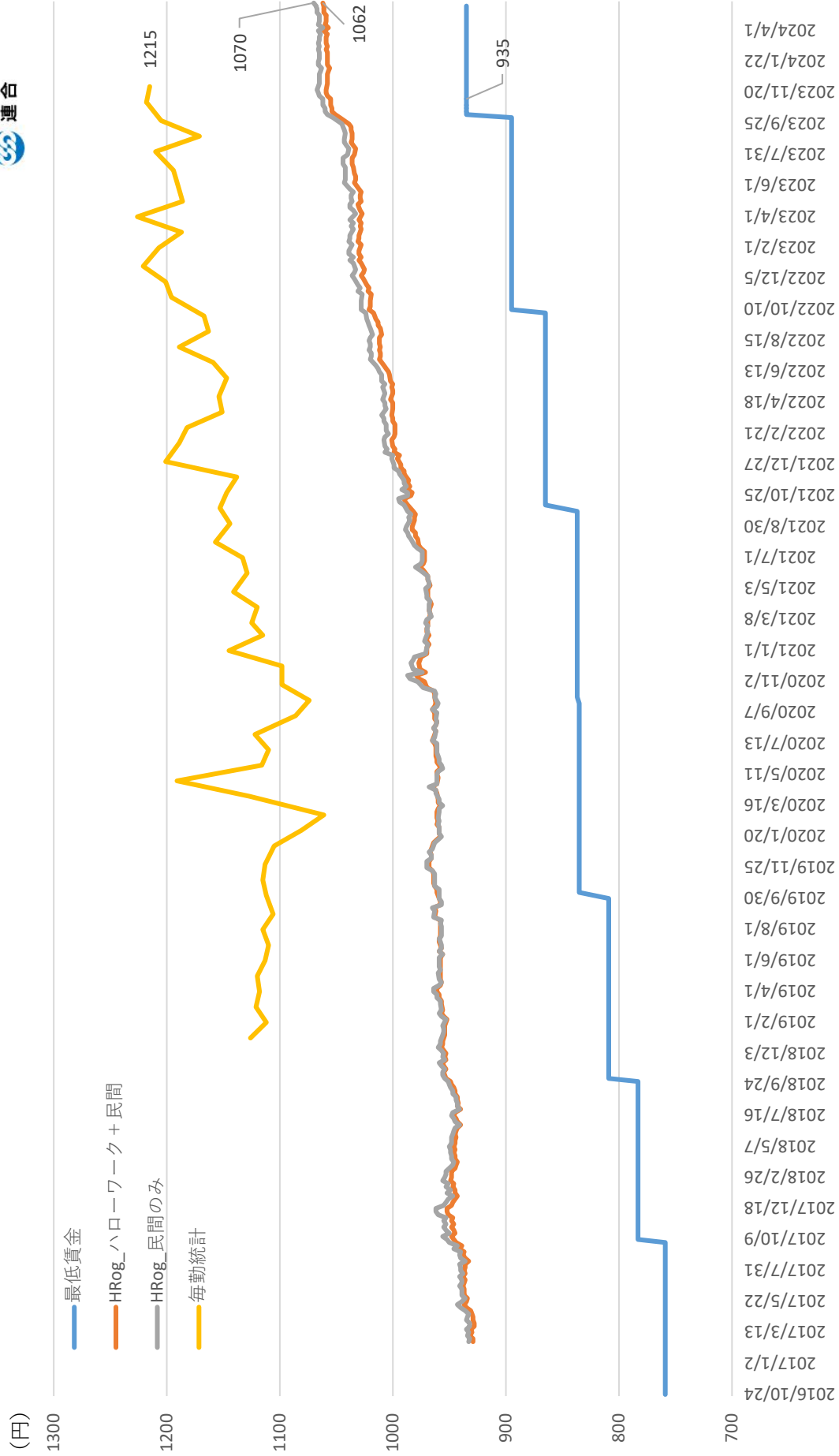
-372-

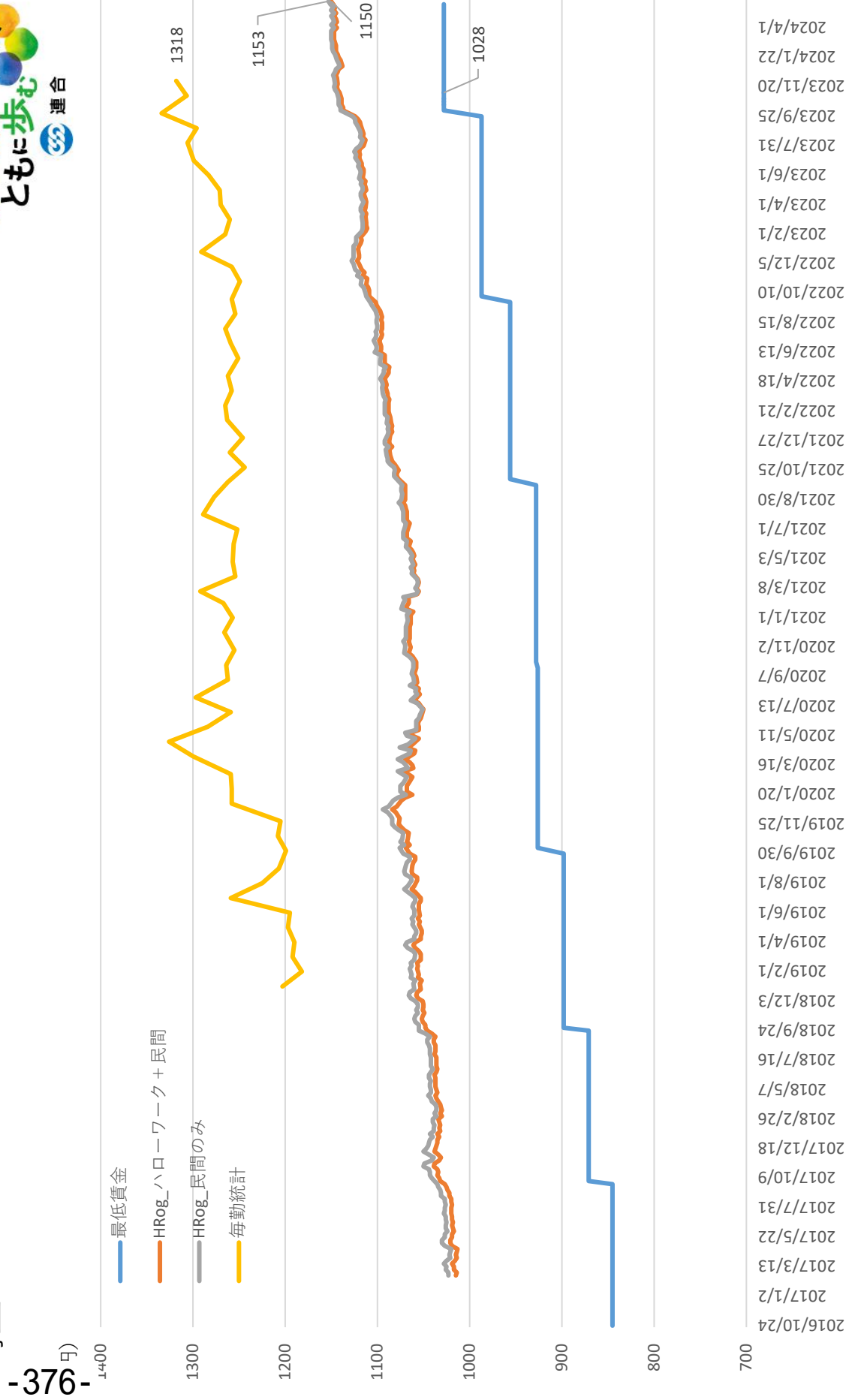


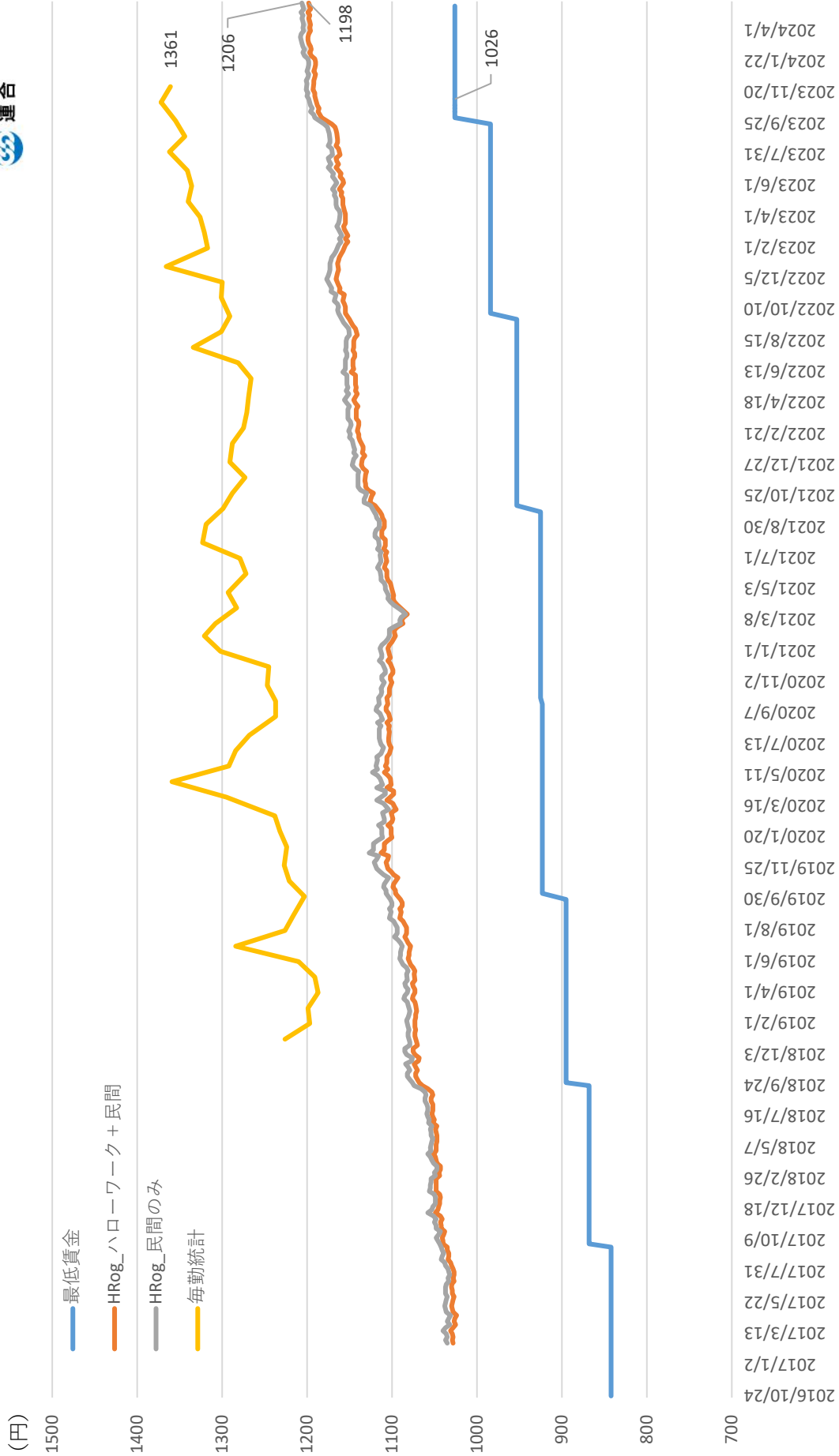


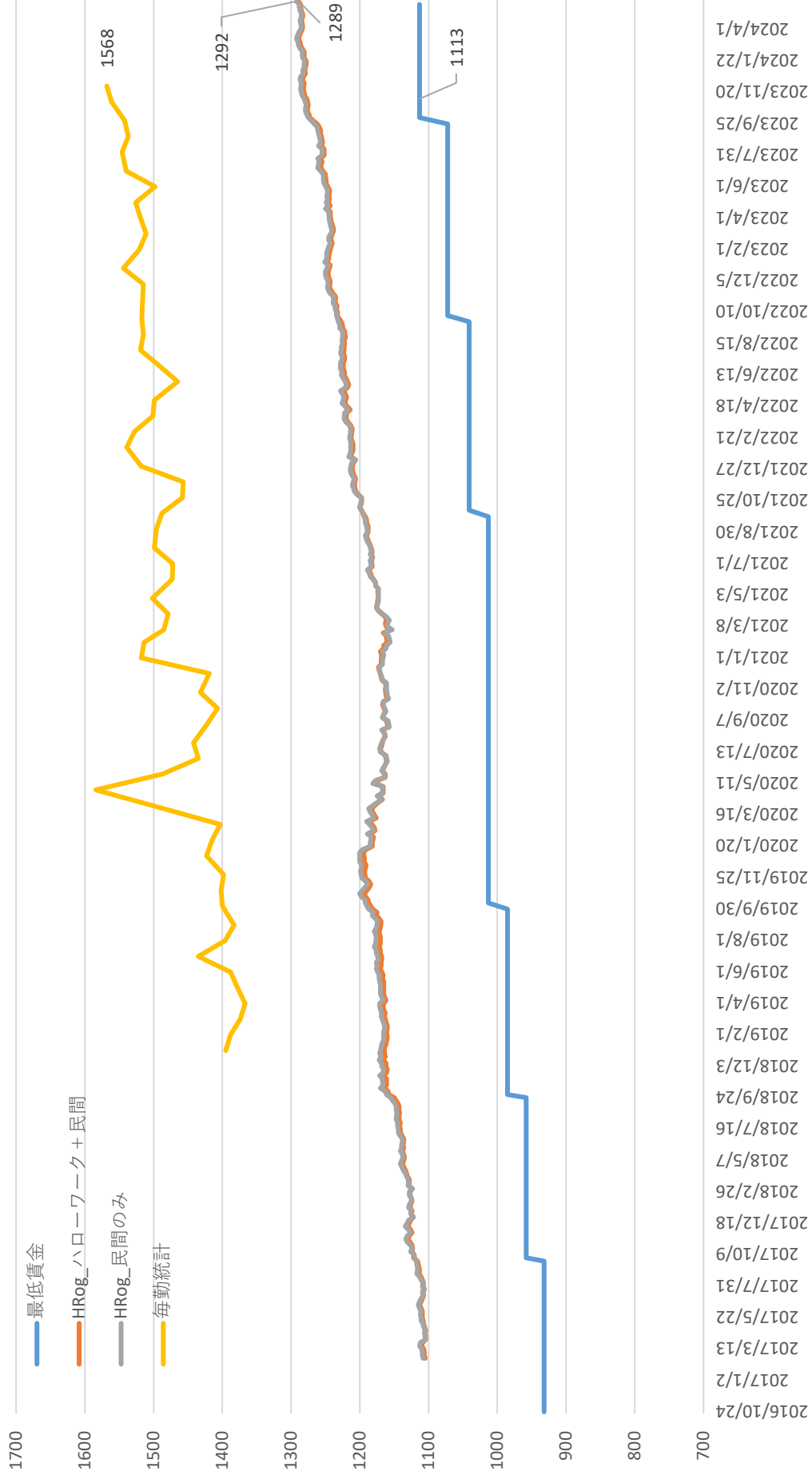
-374-



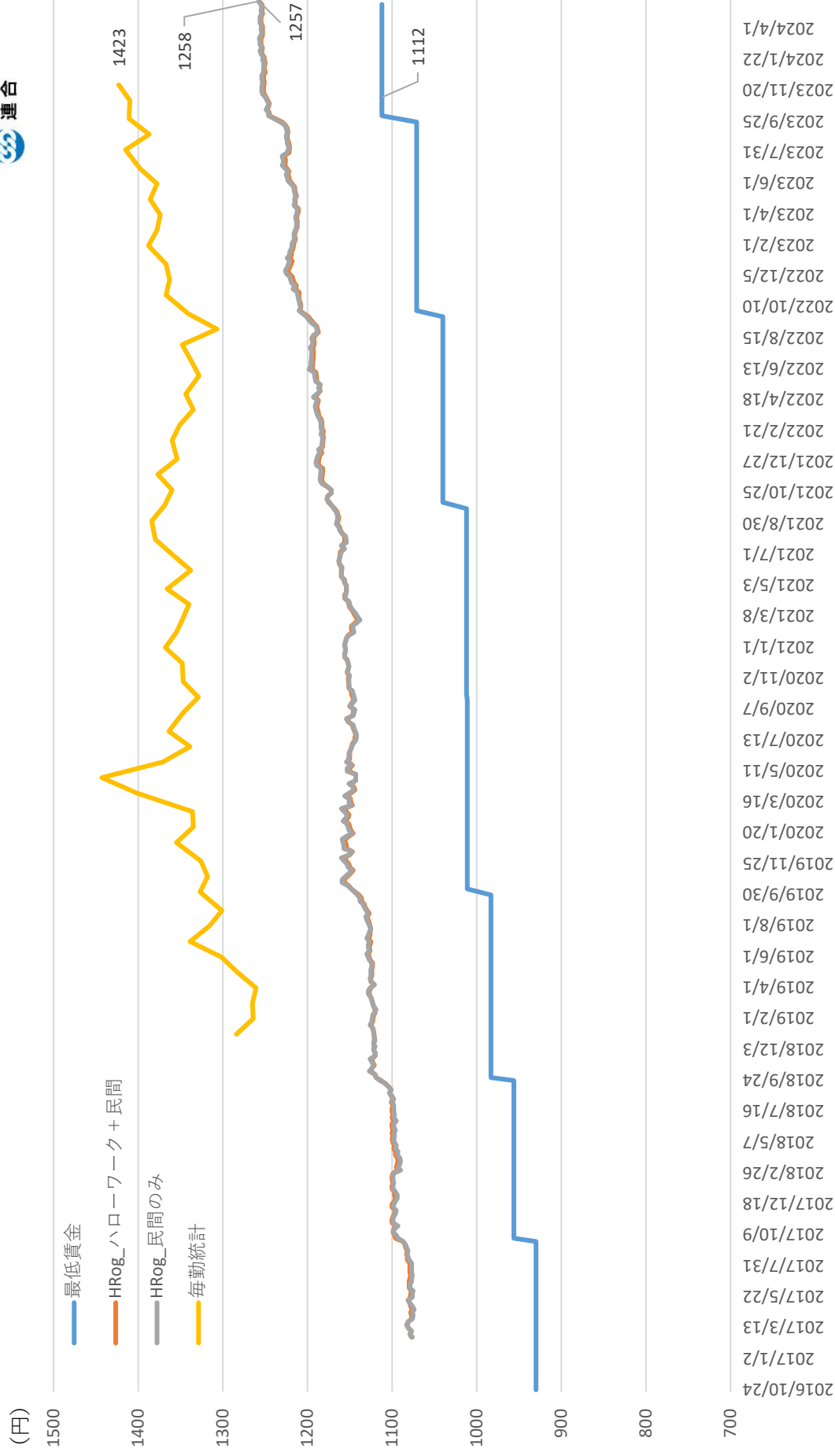




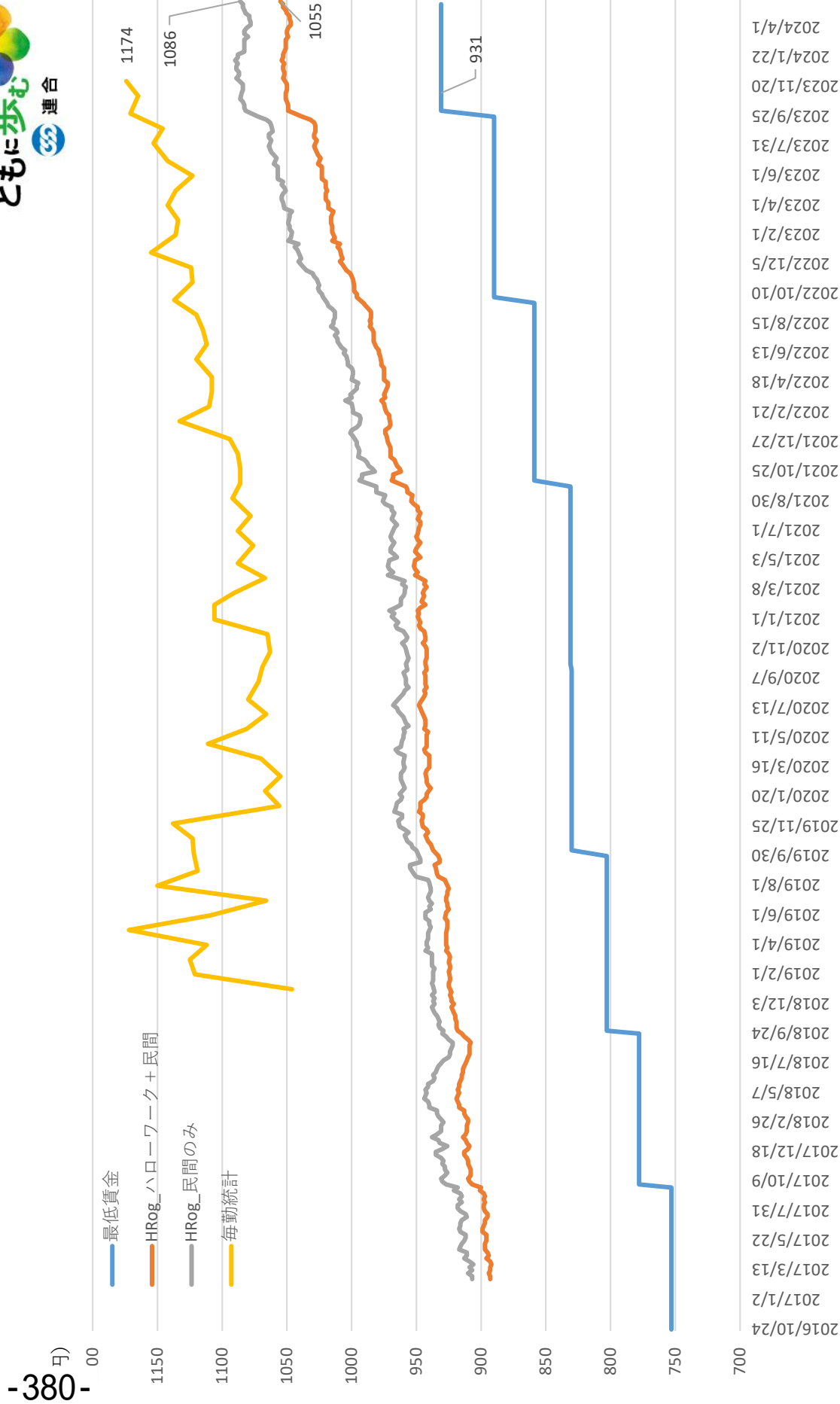


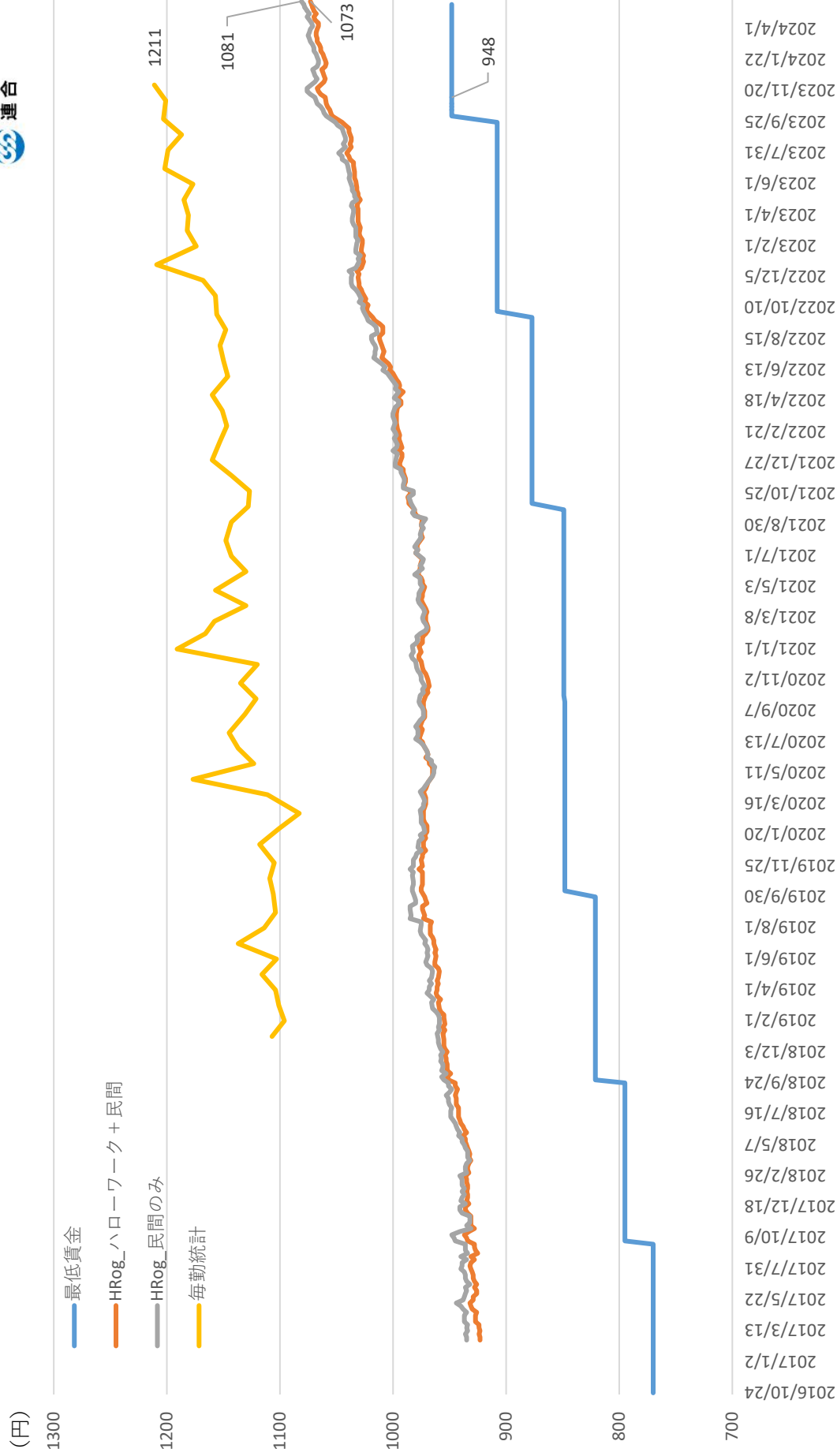


神奈川

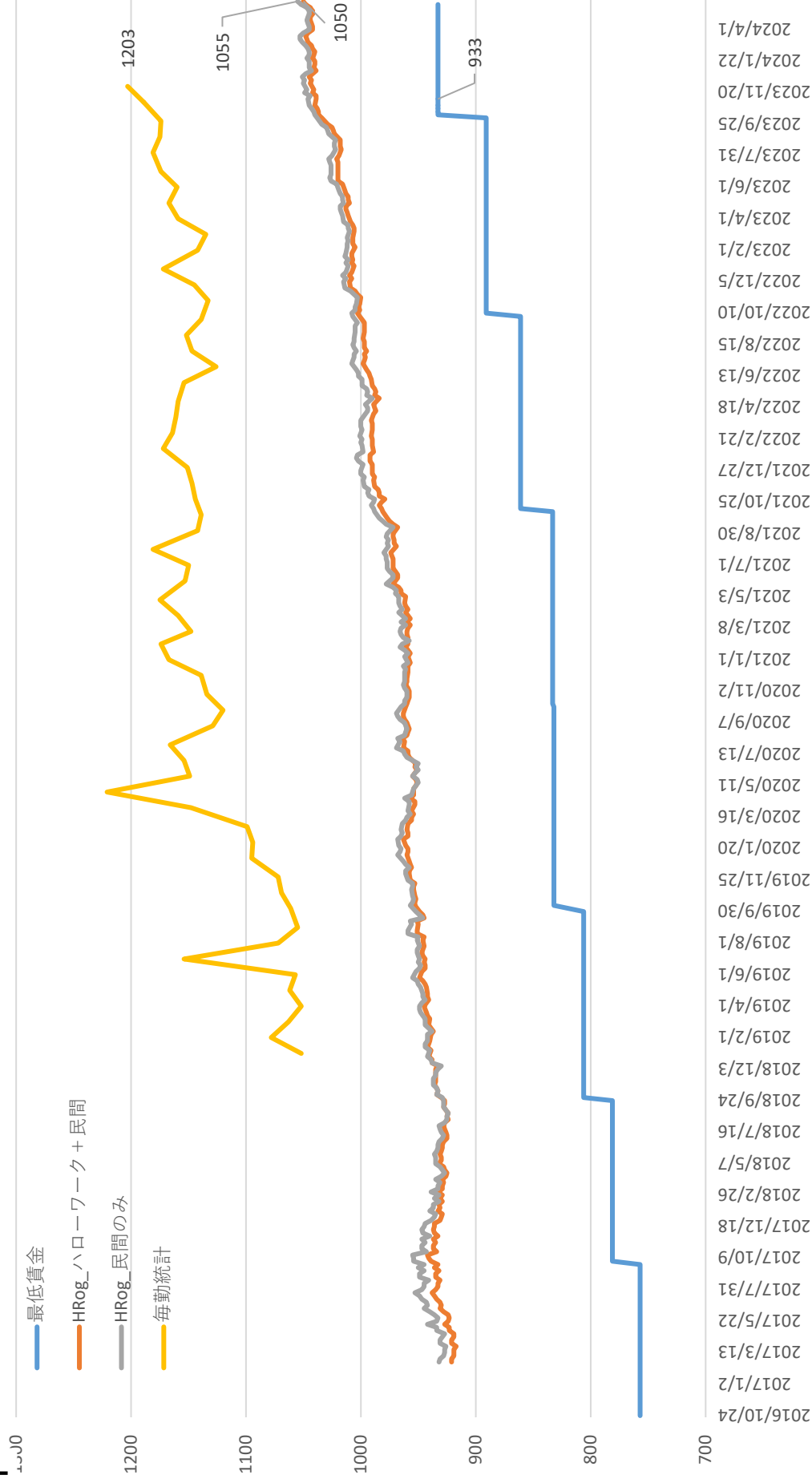


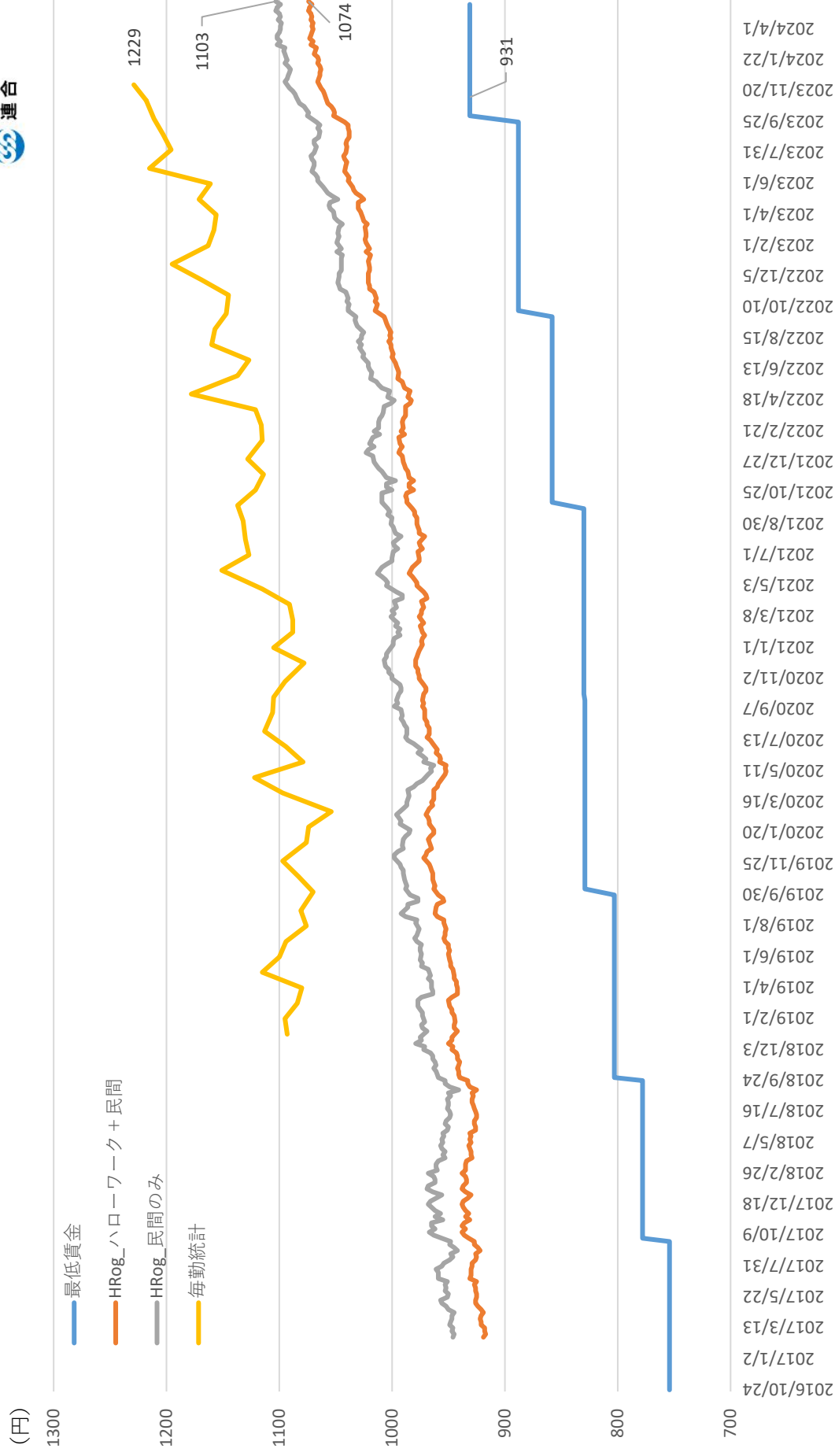
新潟



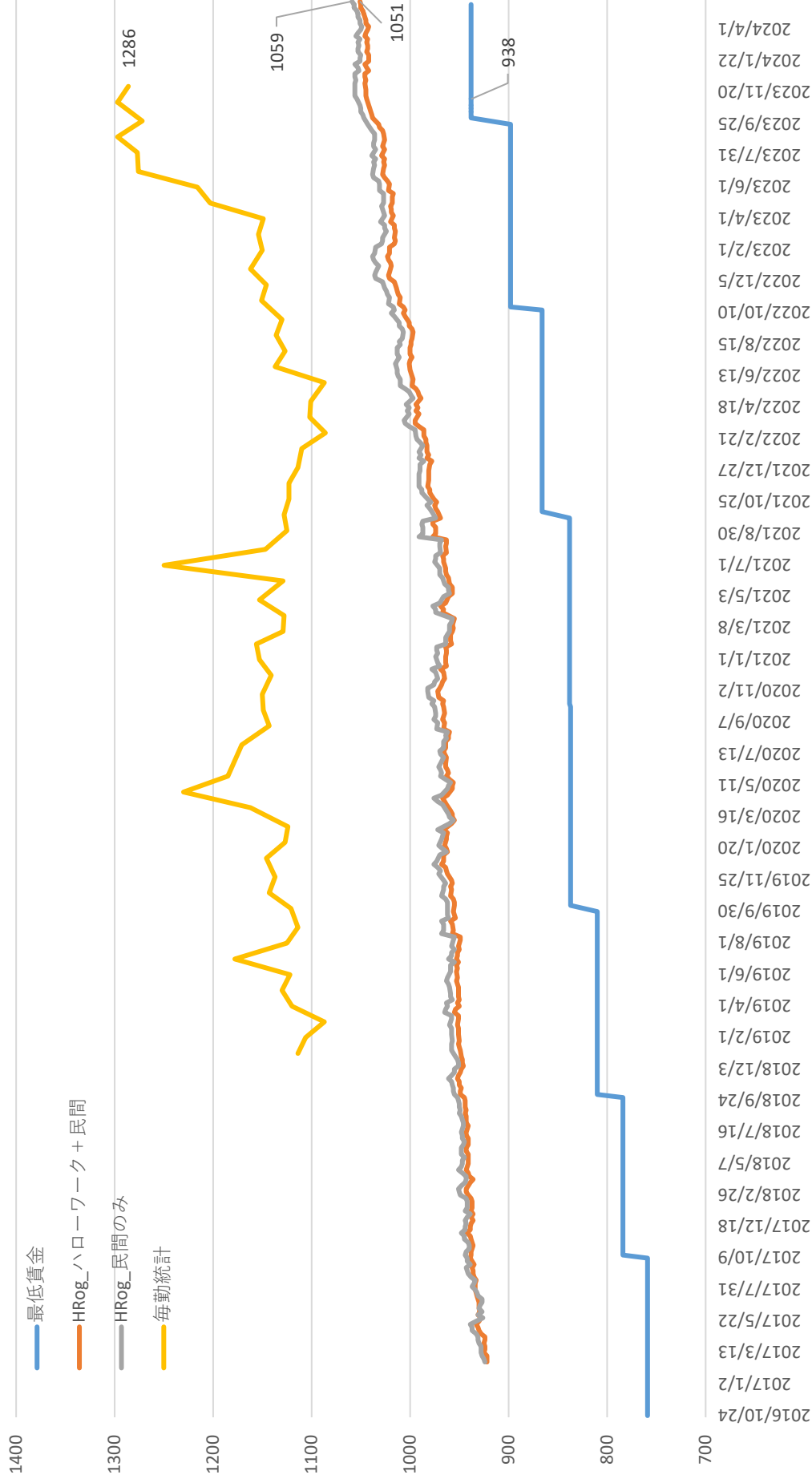


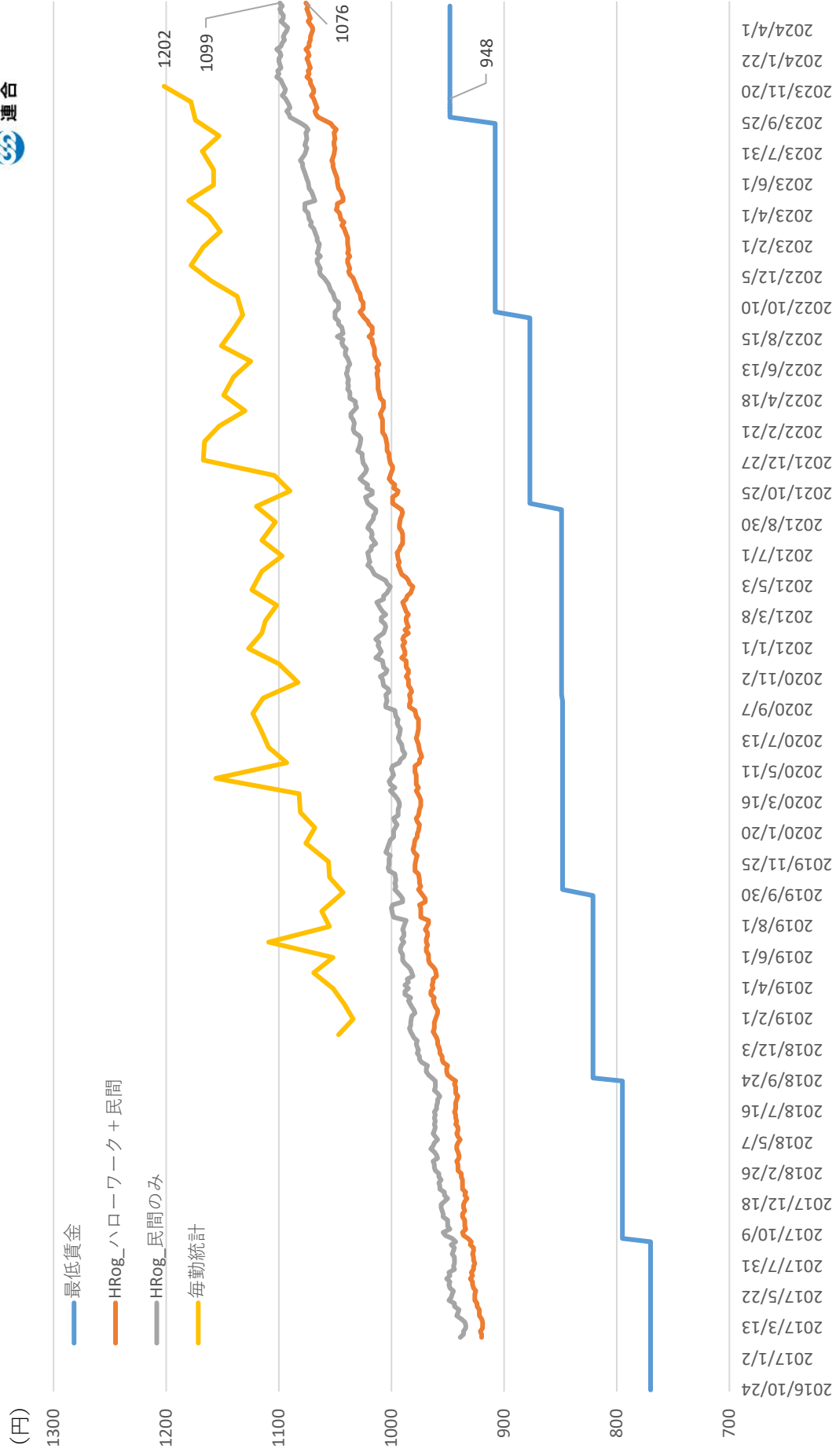
382



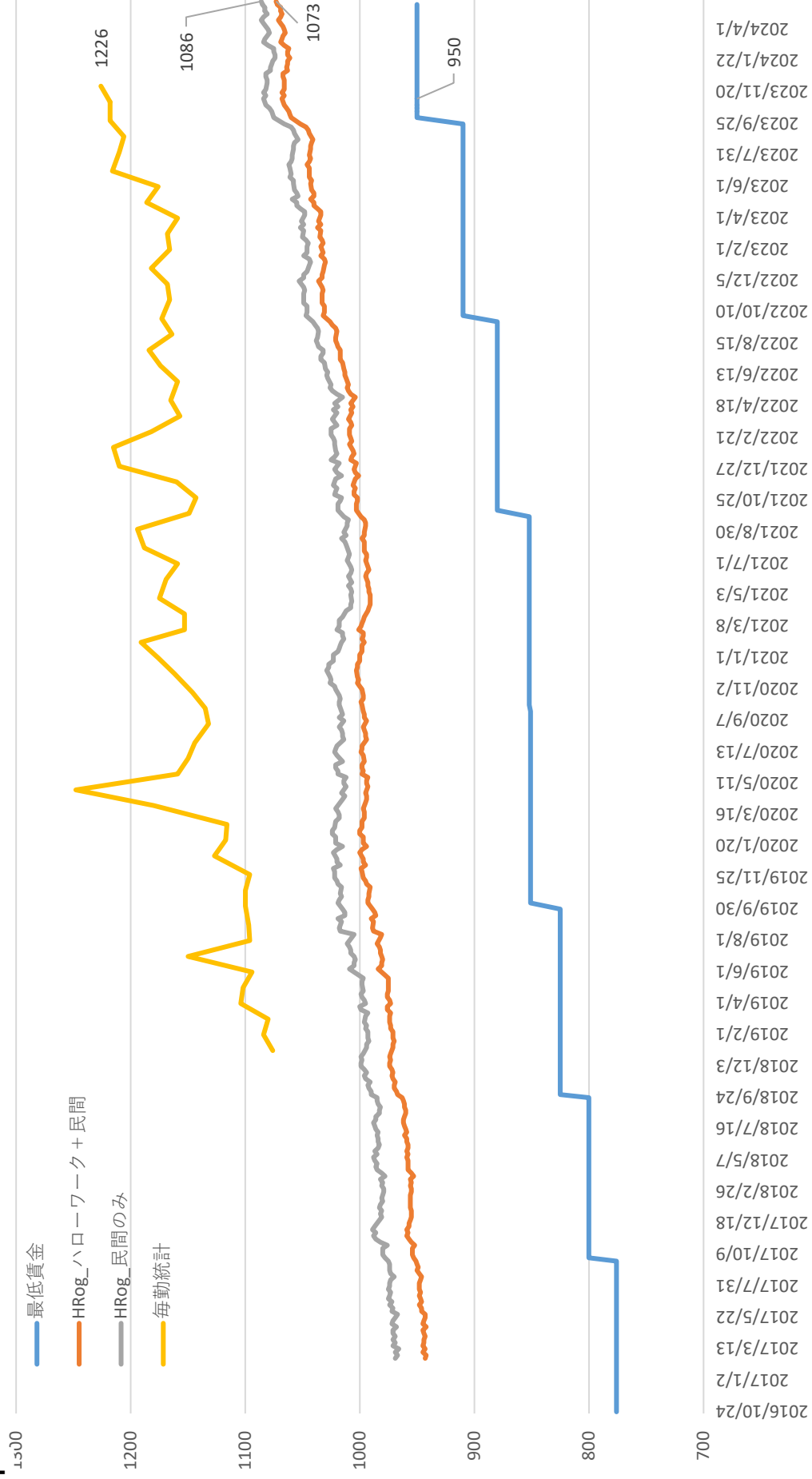


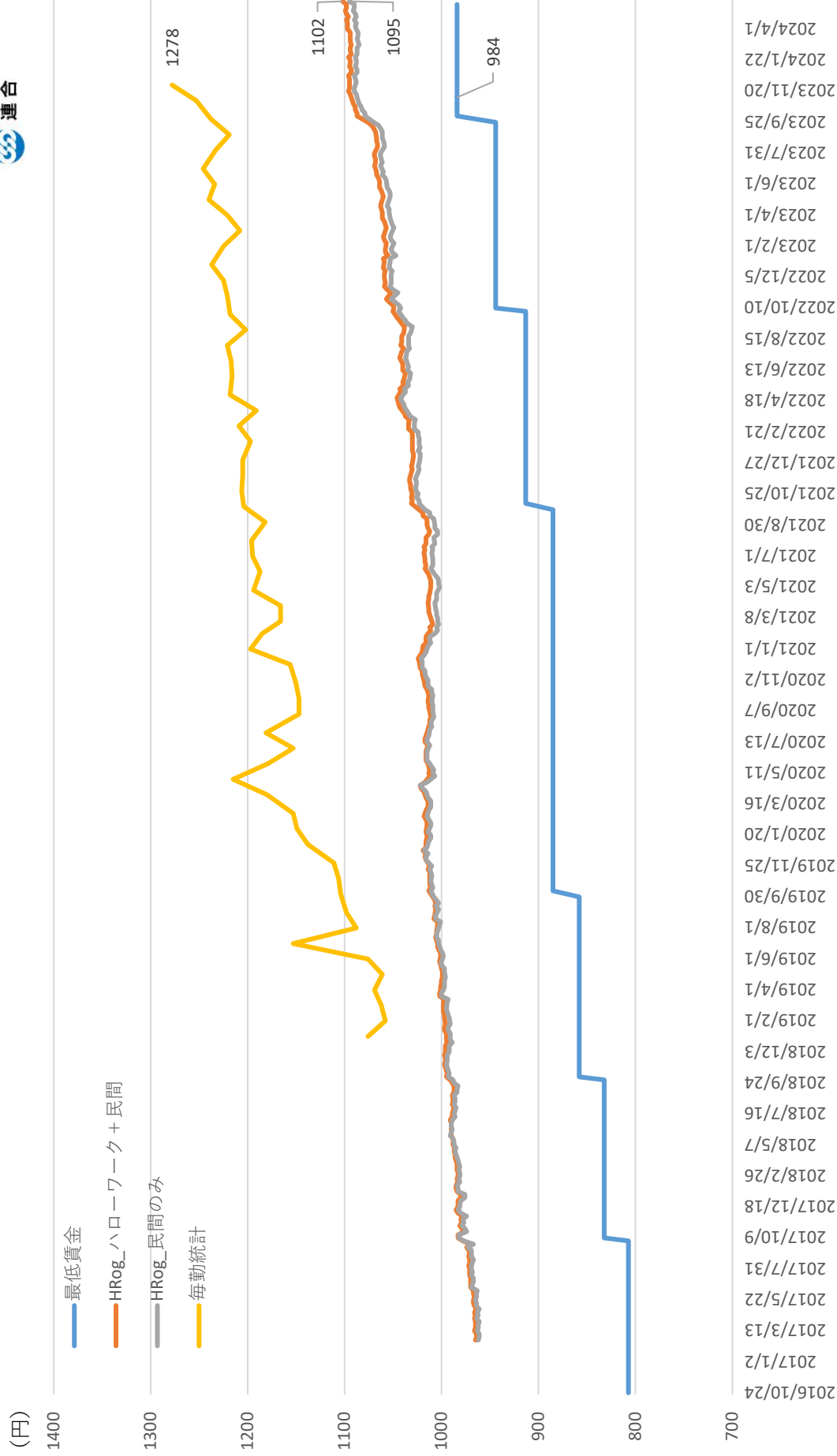
-384- (円)

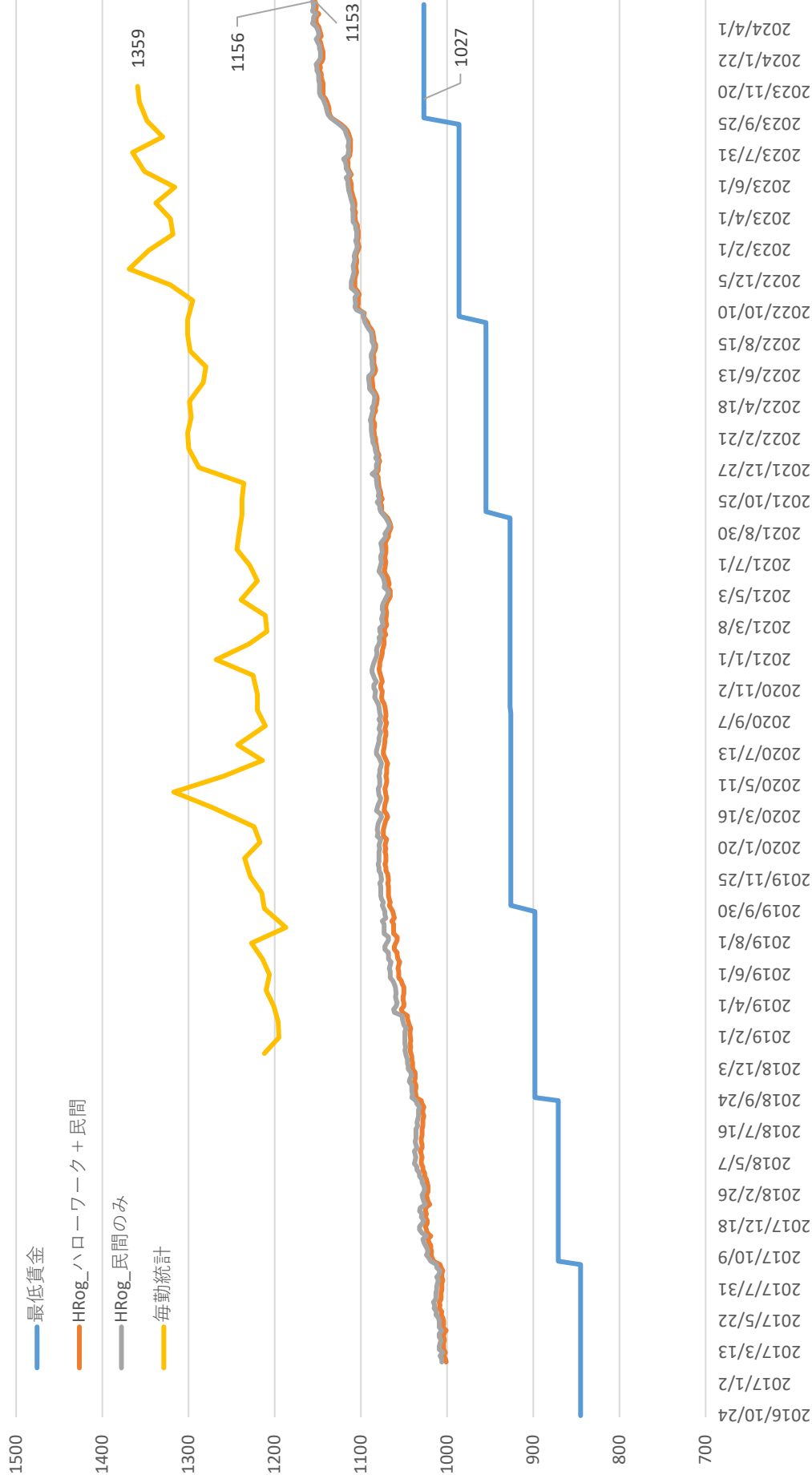


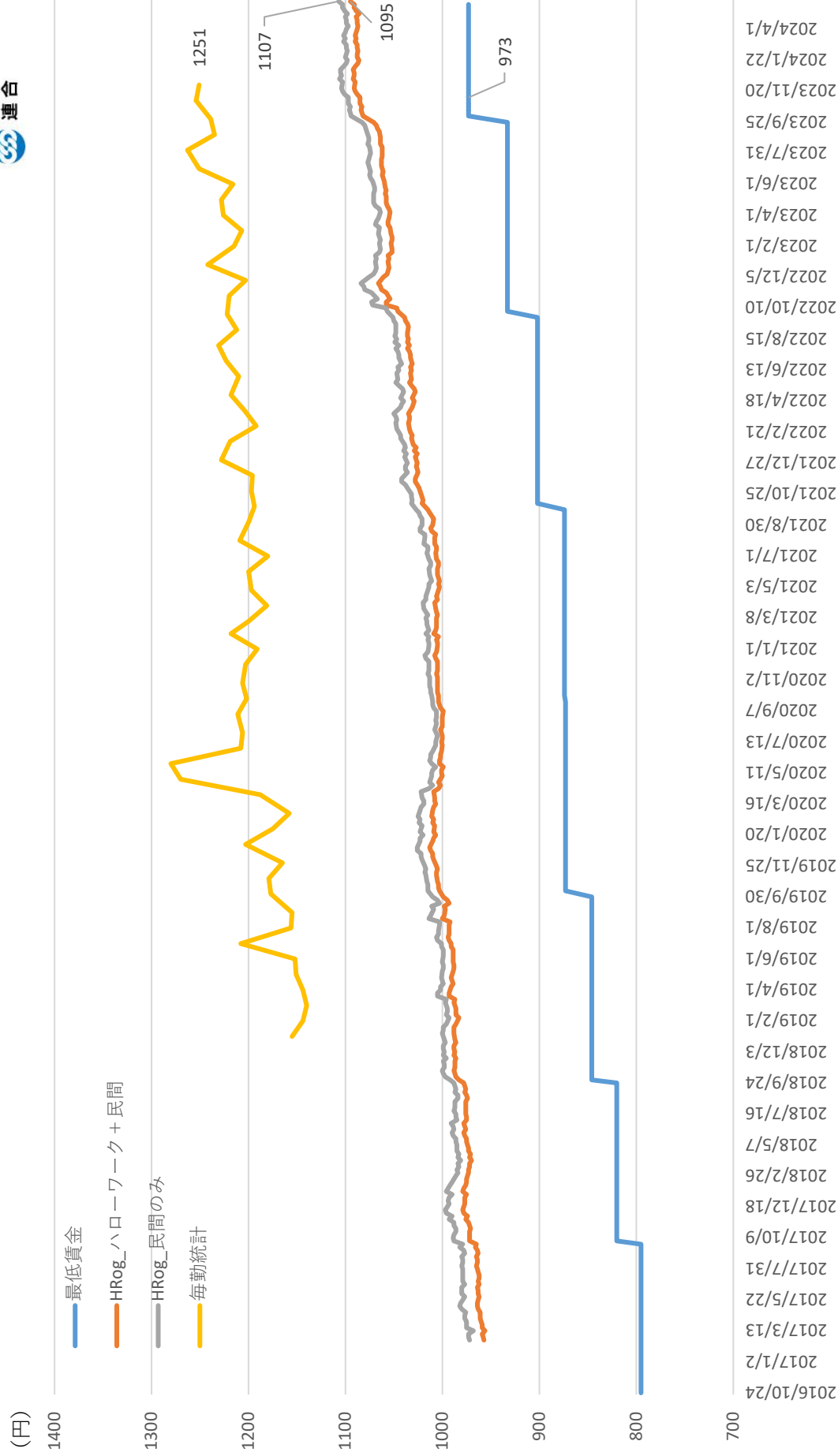


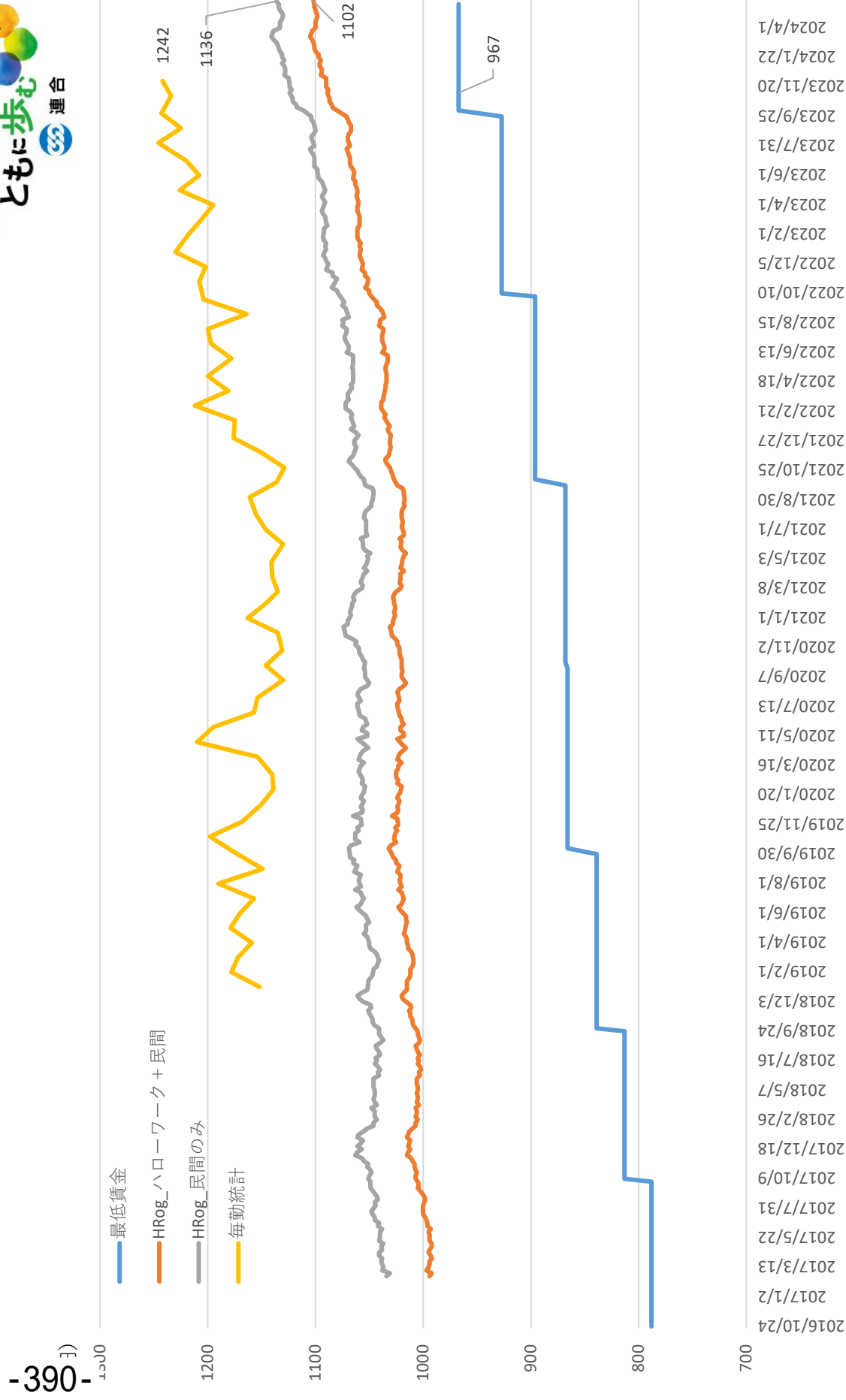
386円

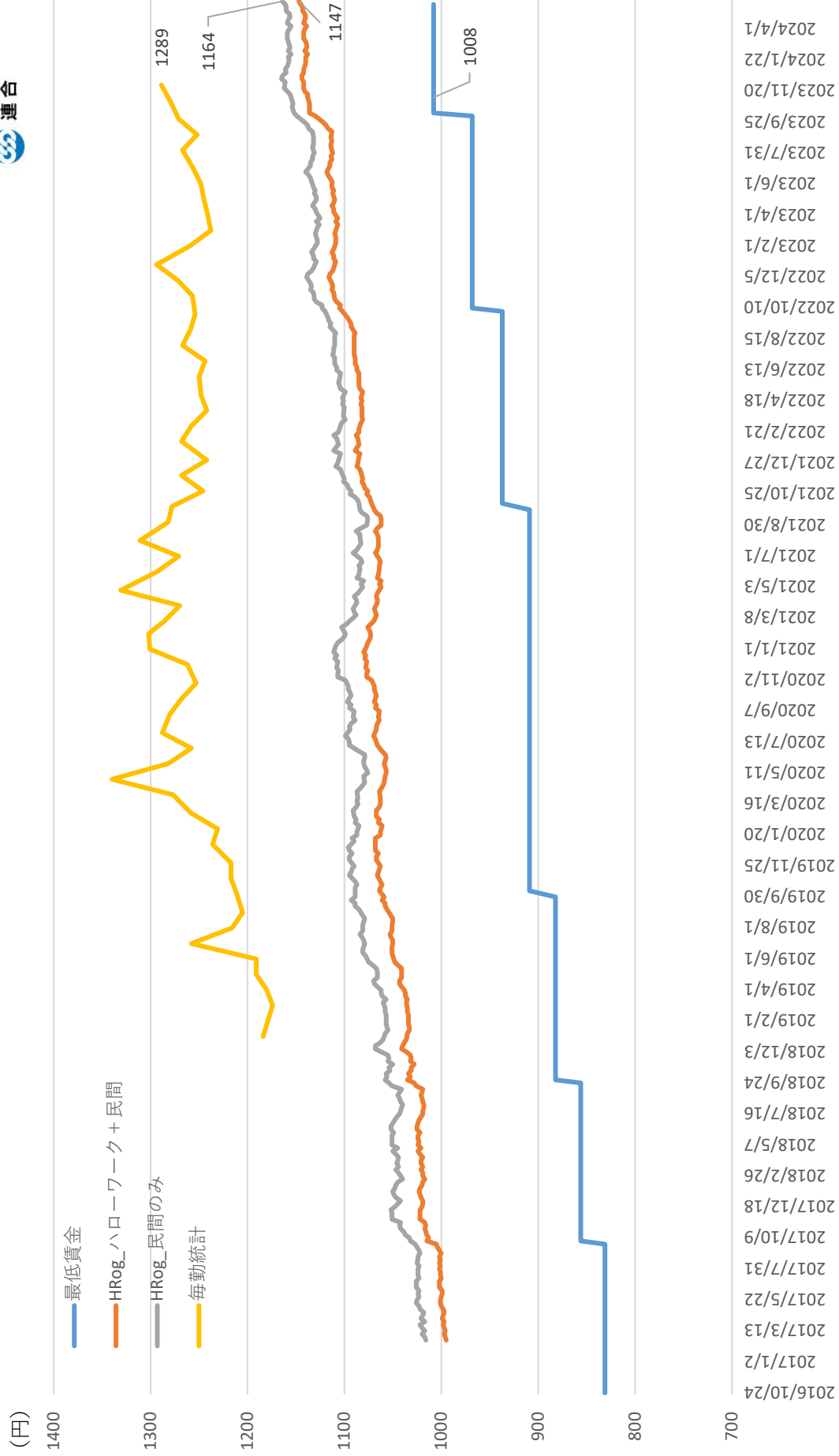


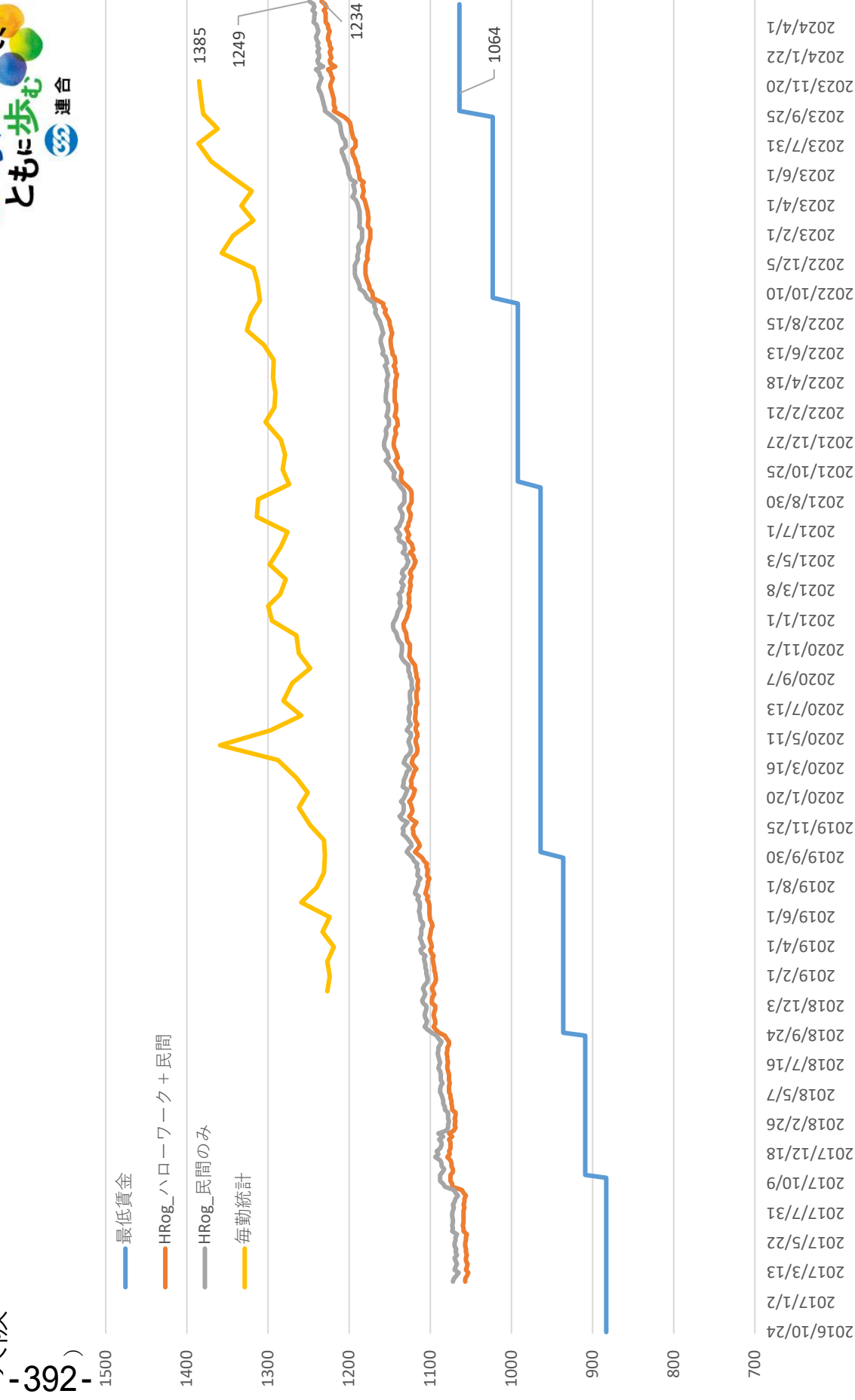


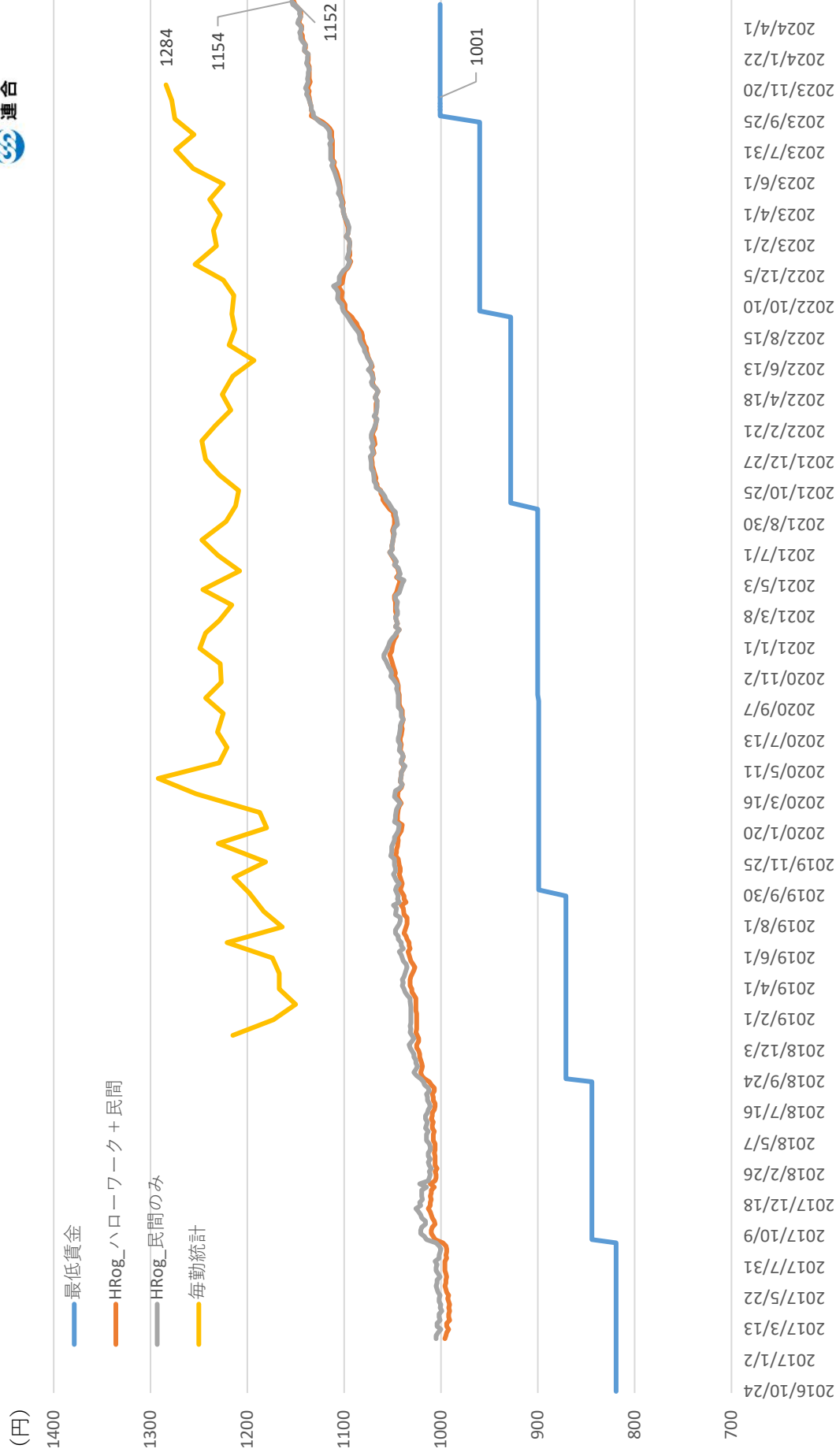




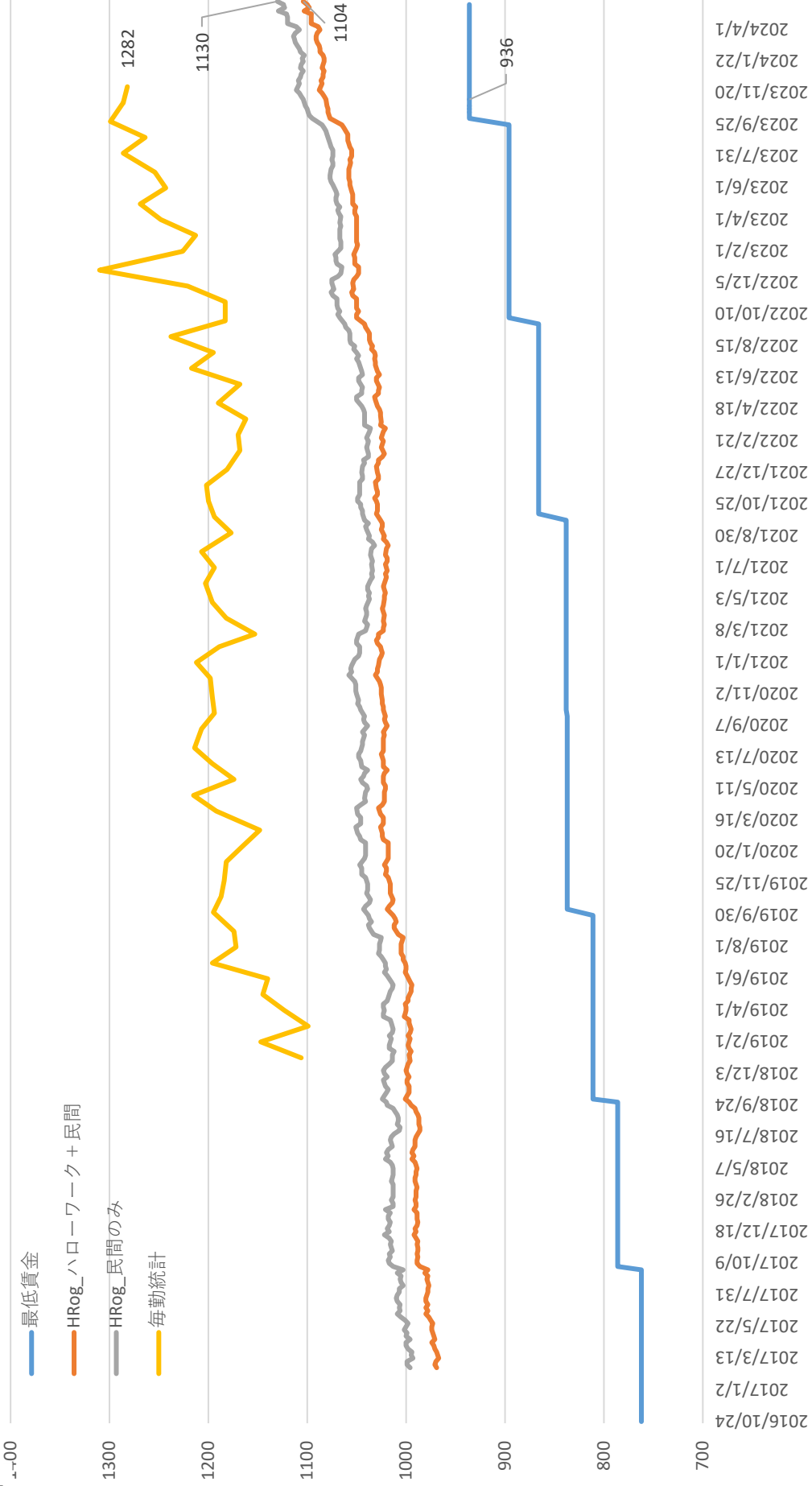


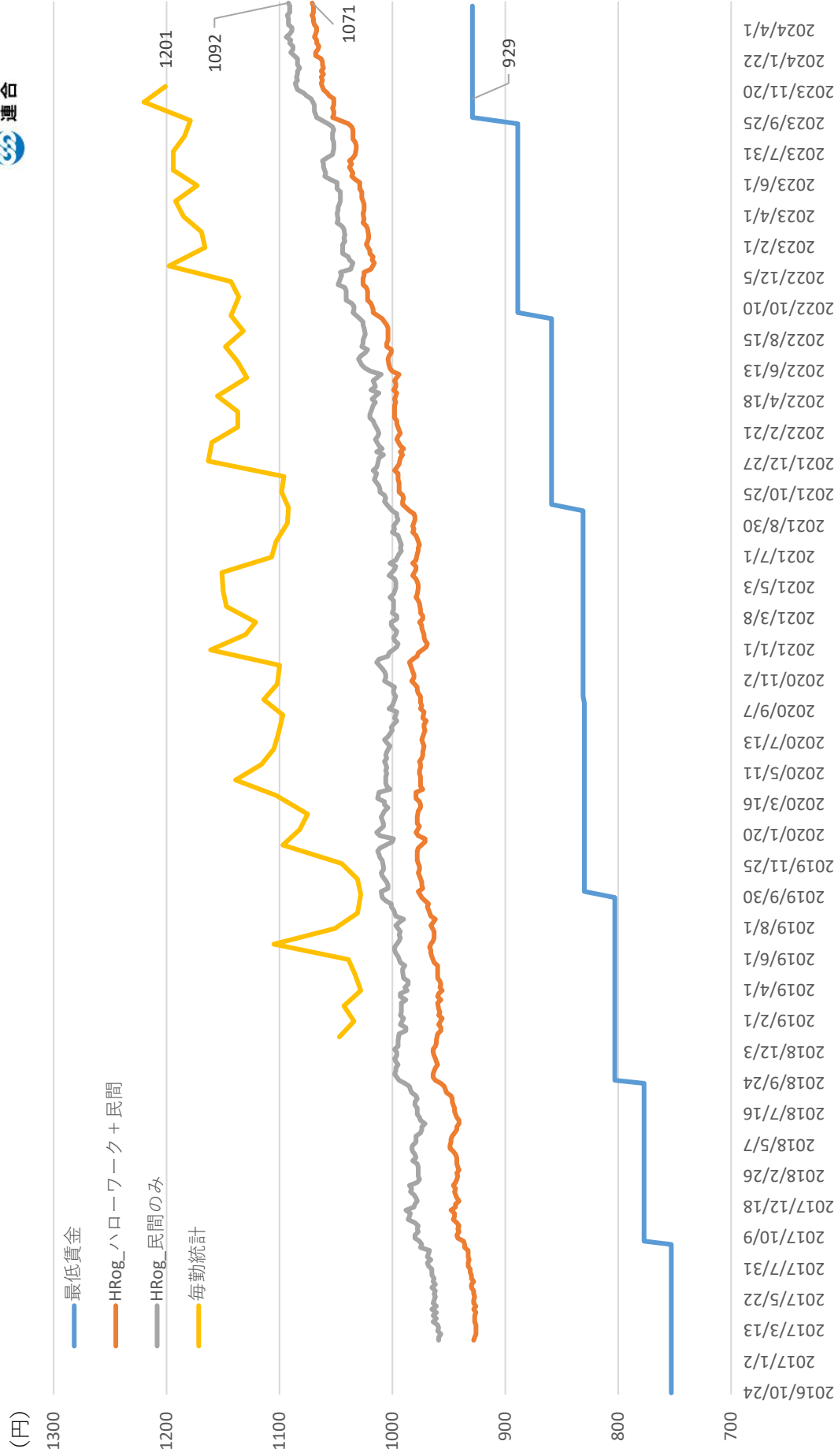


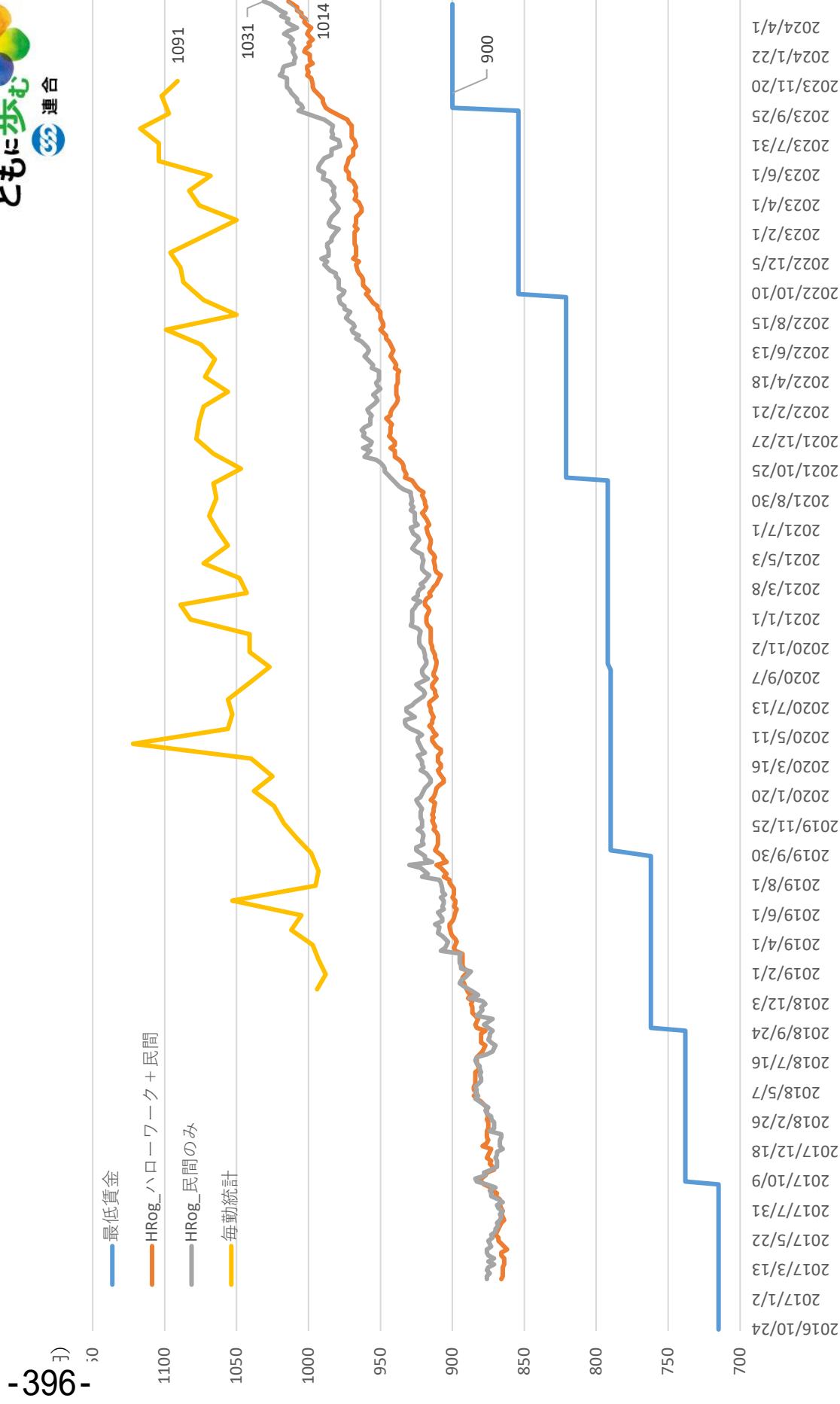


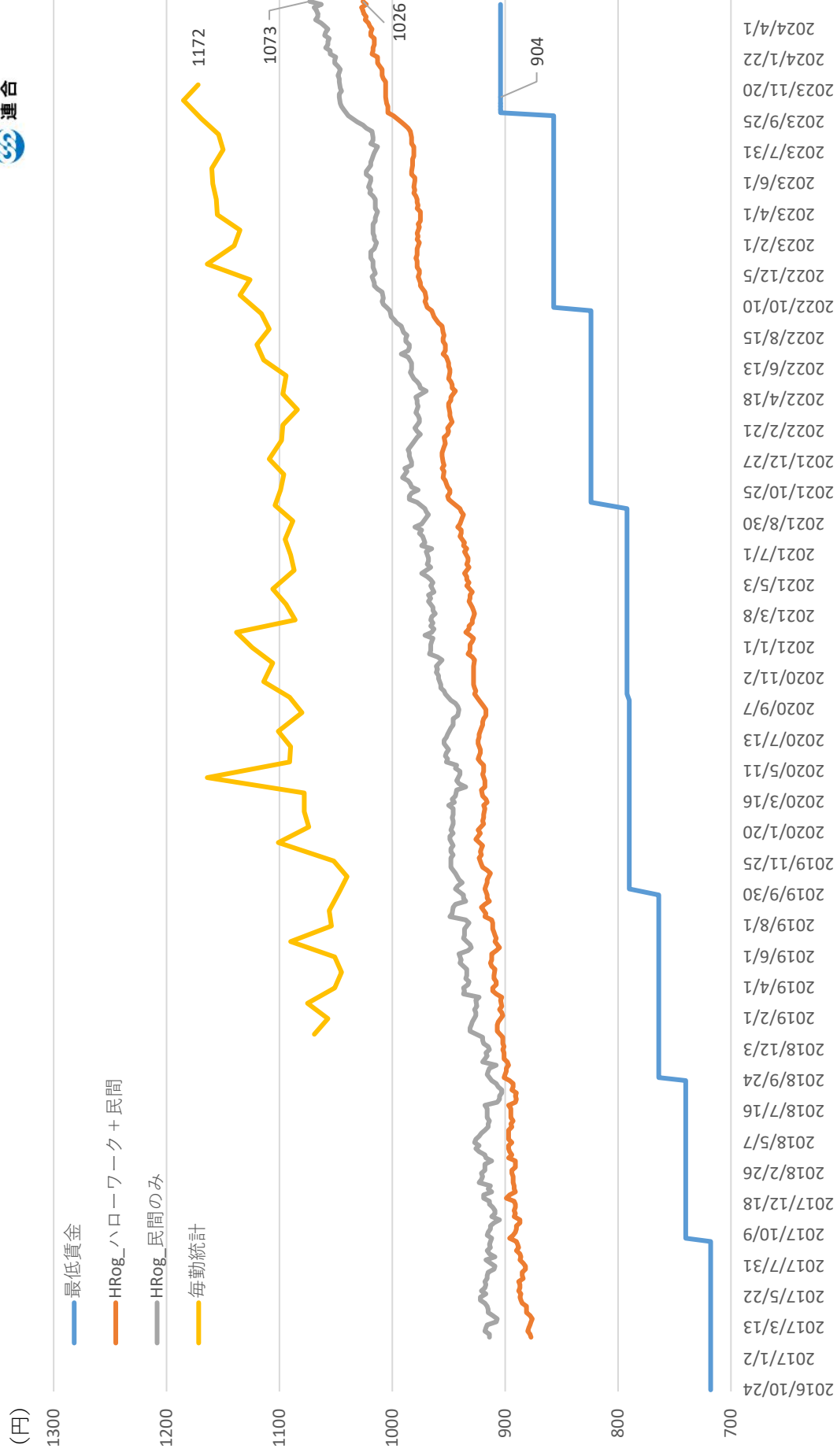


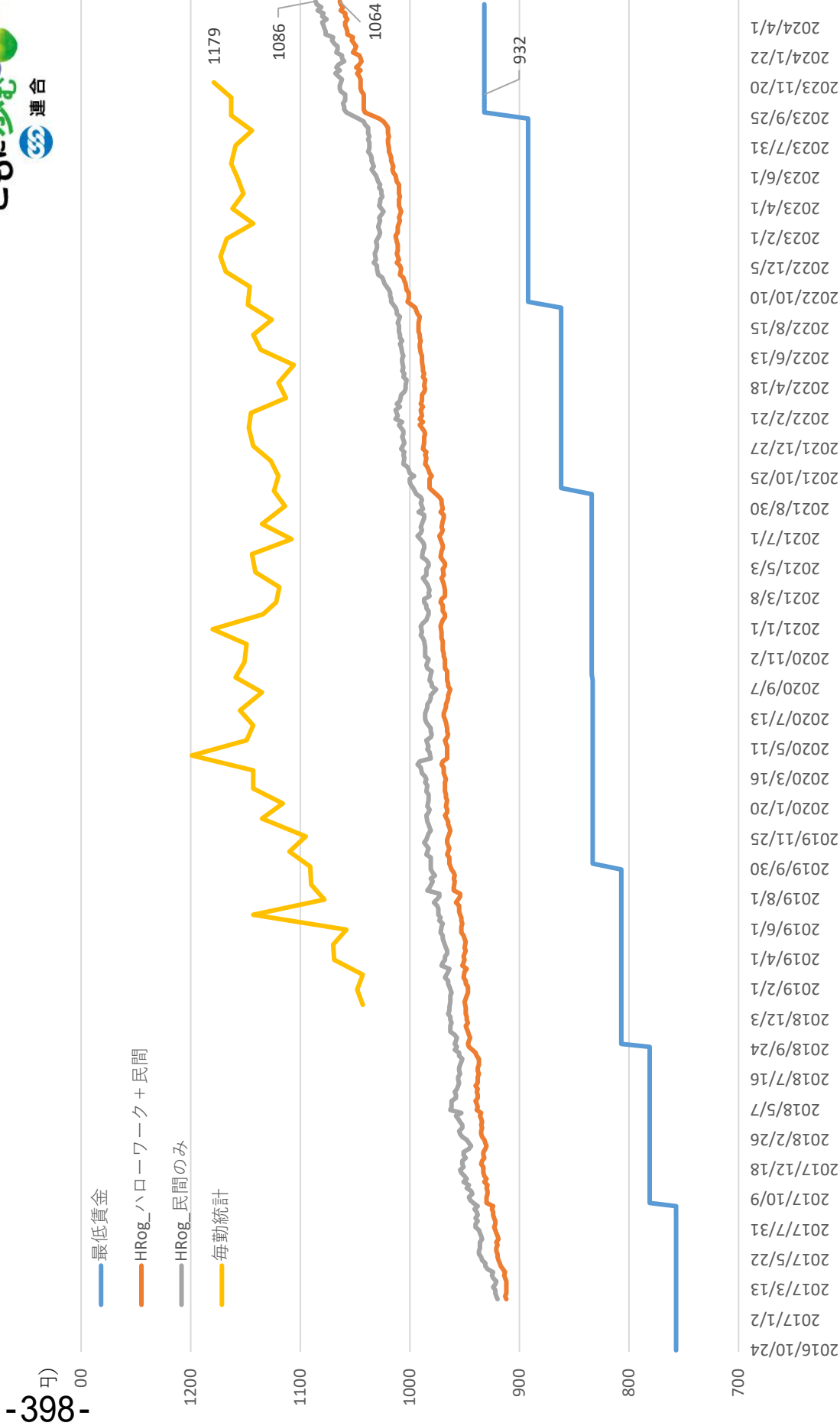
-394-

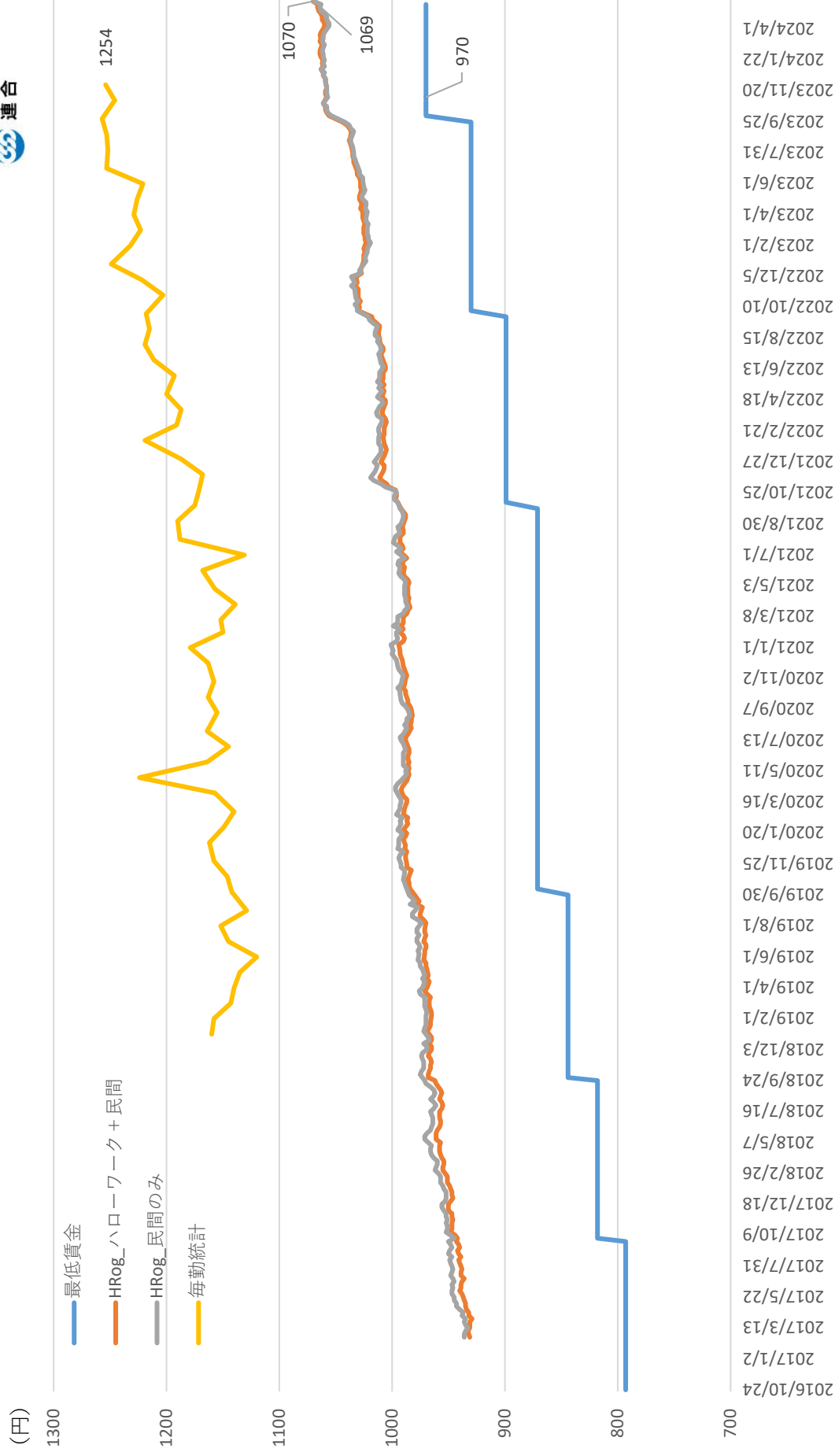


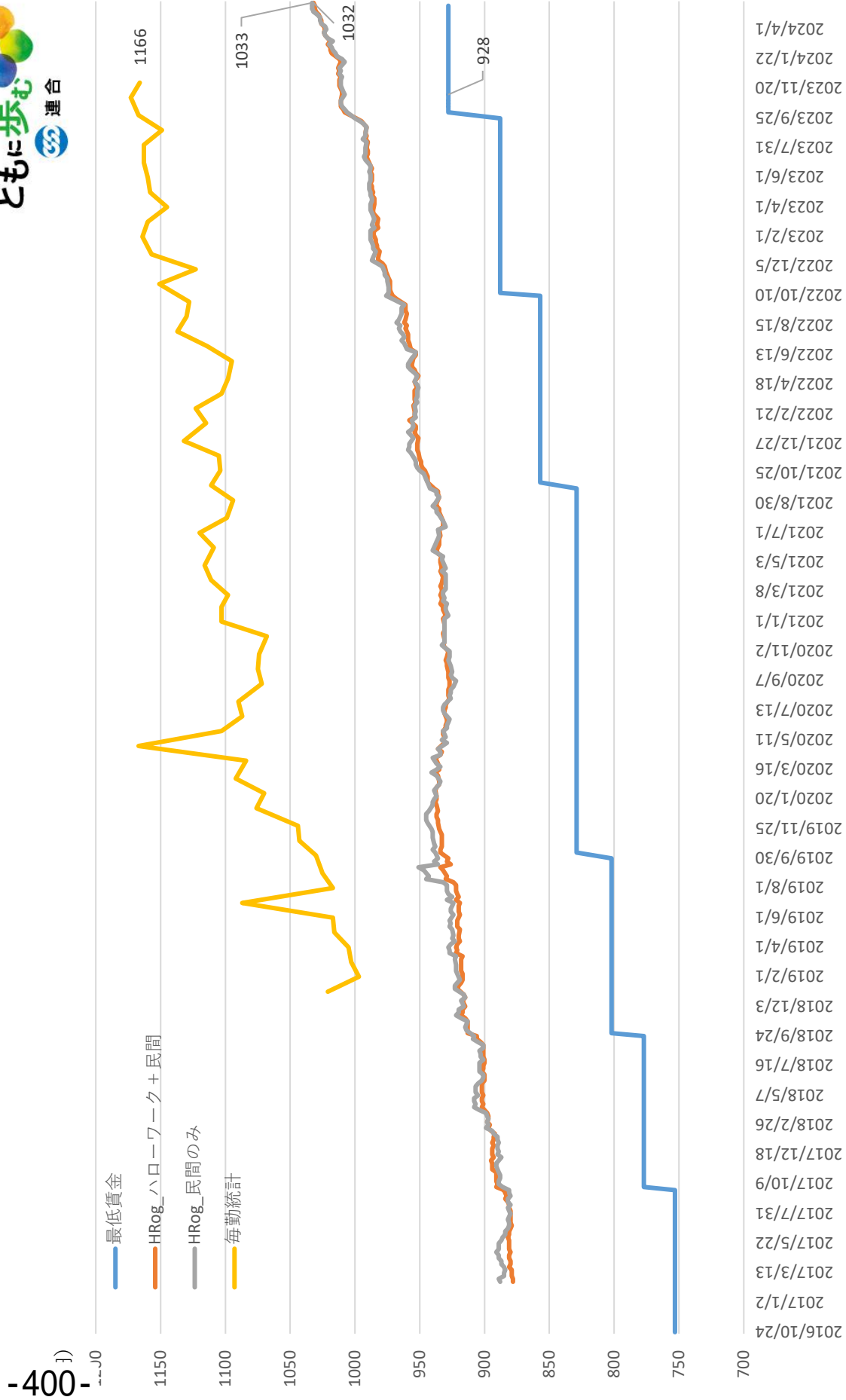


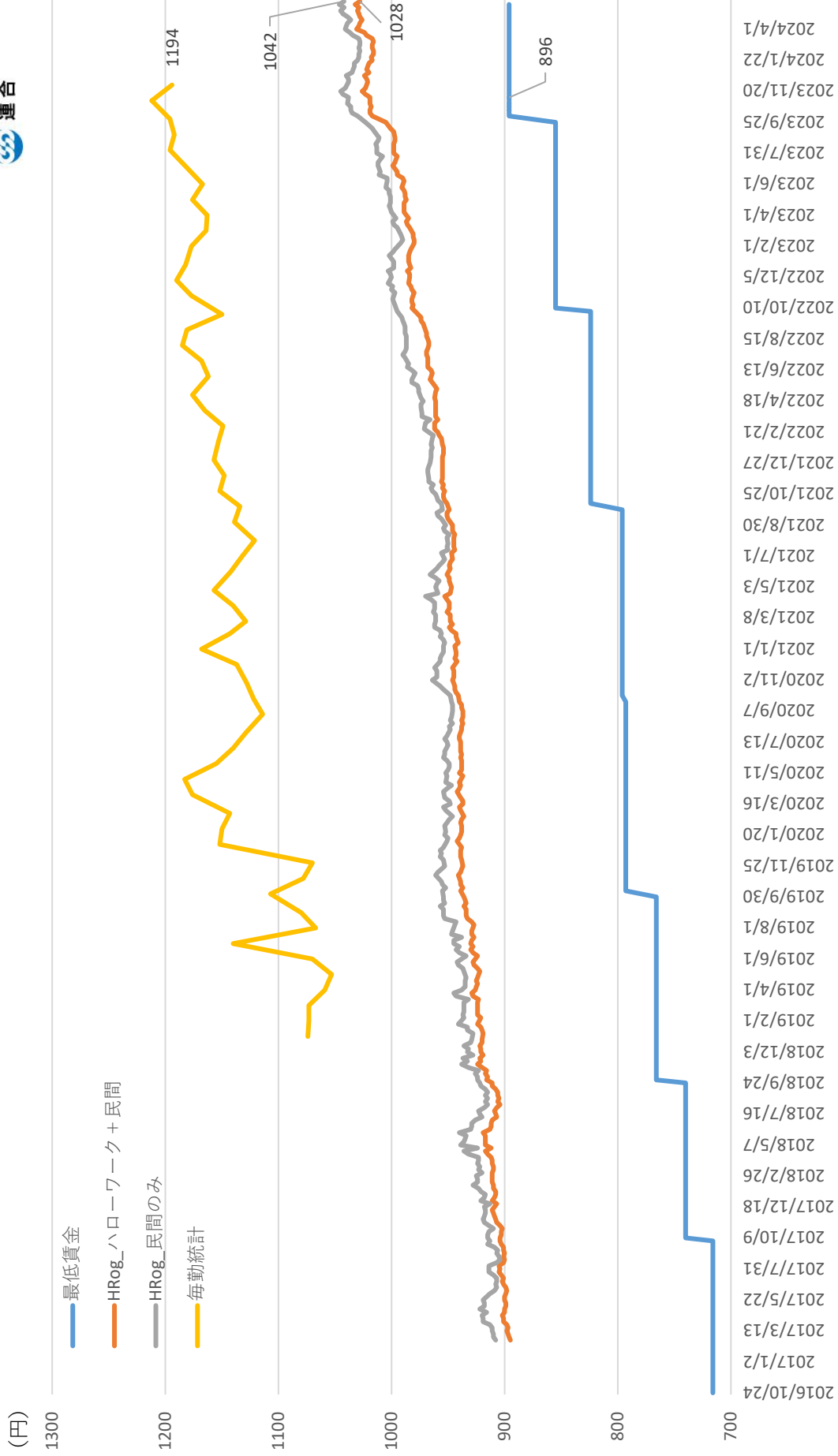


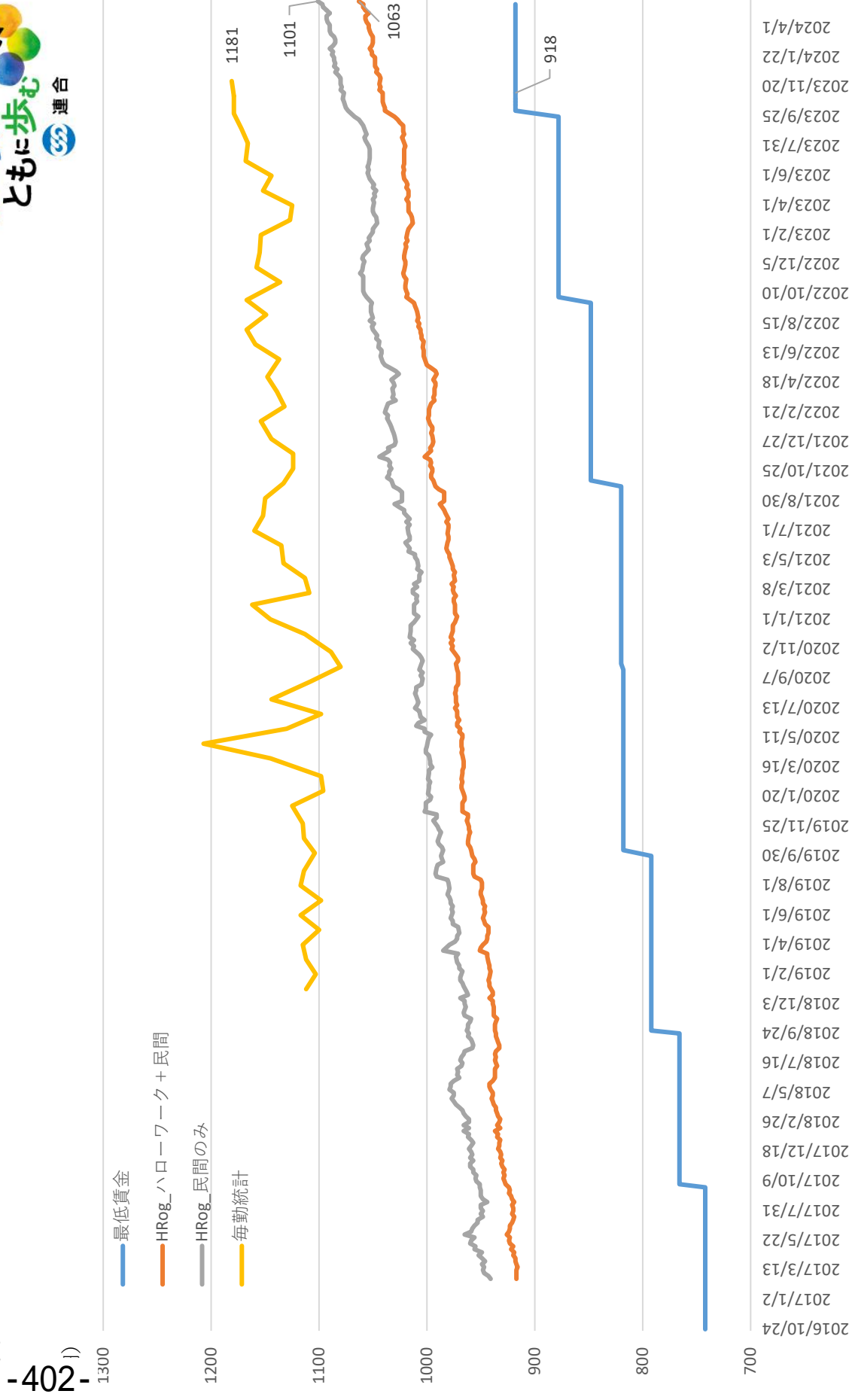


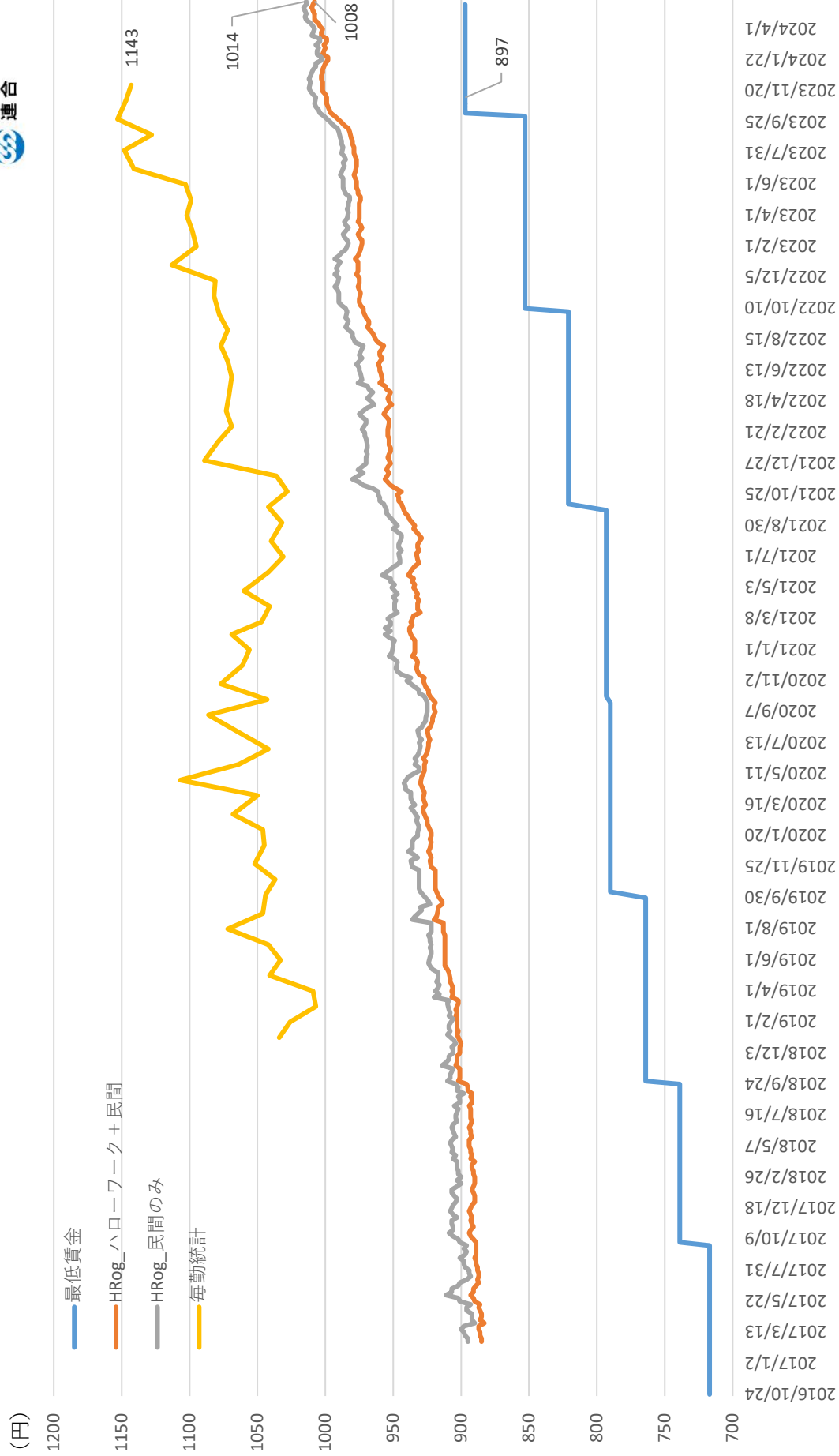


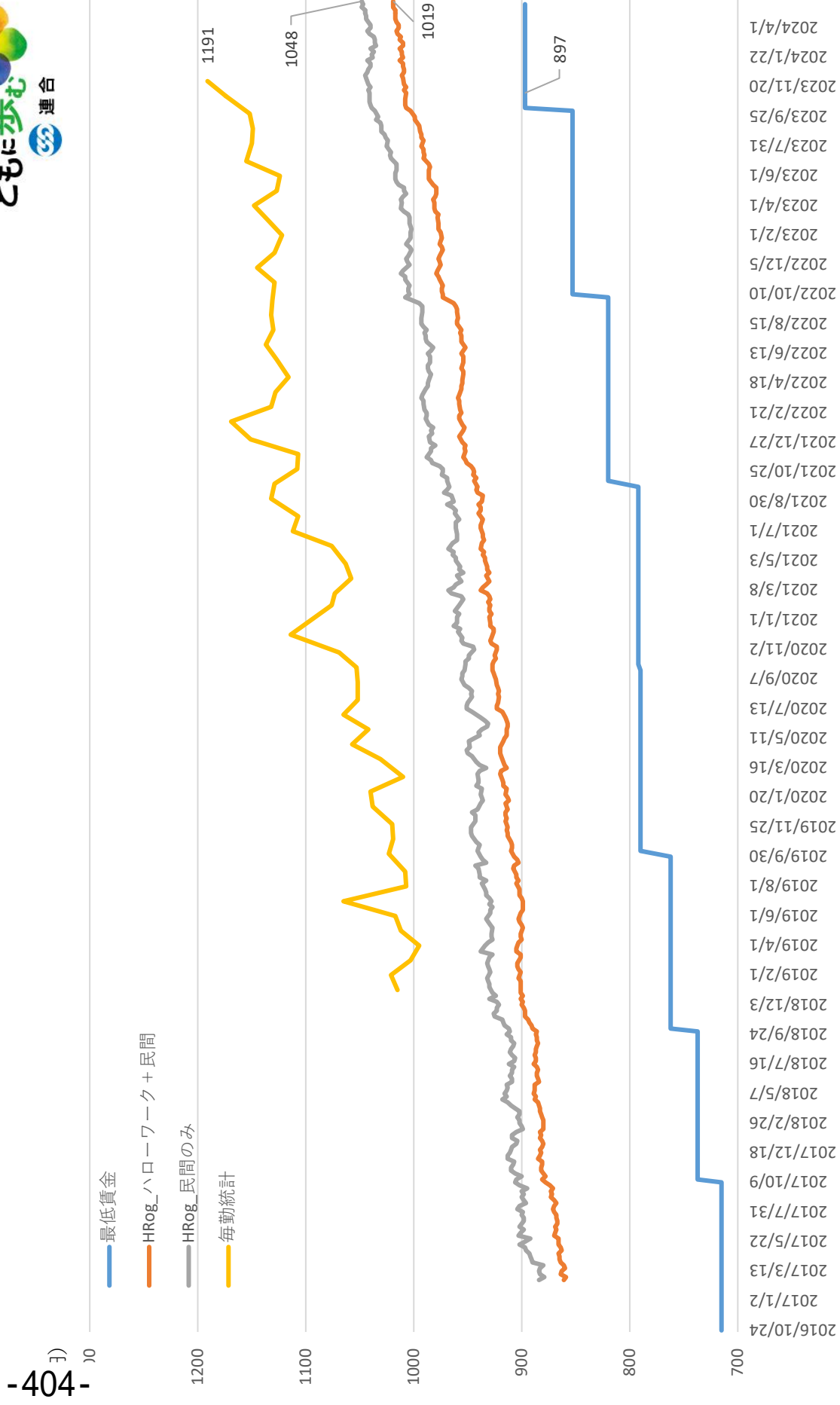


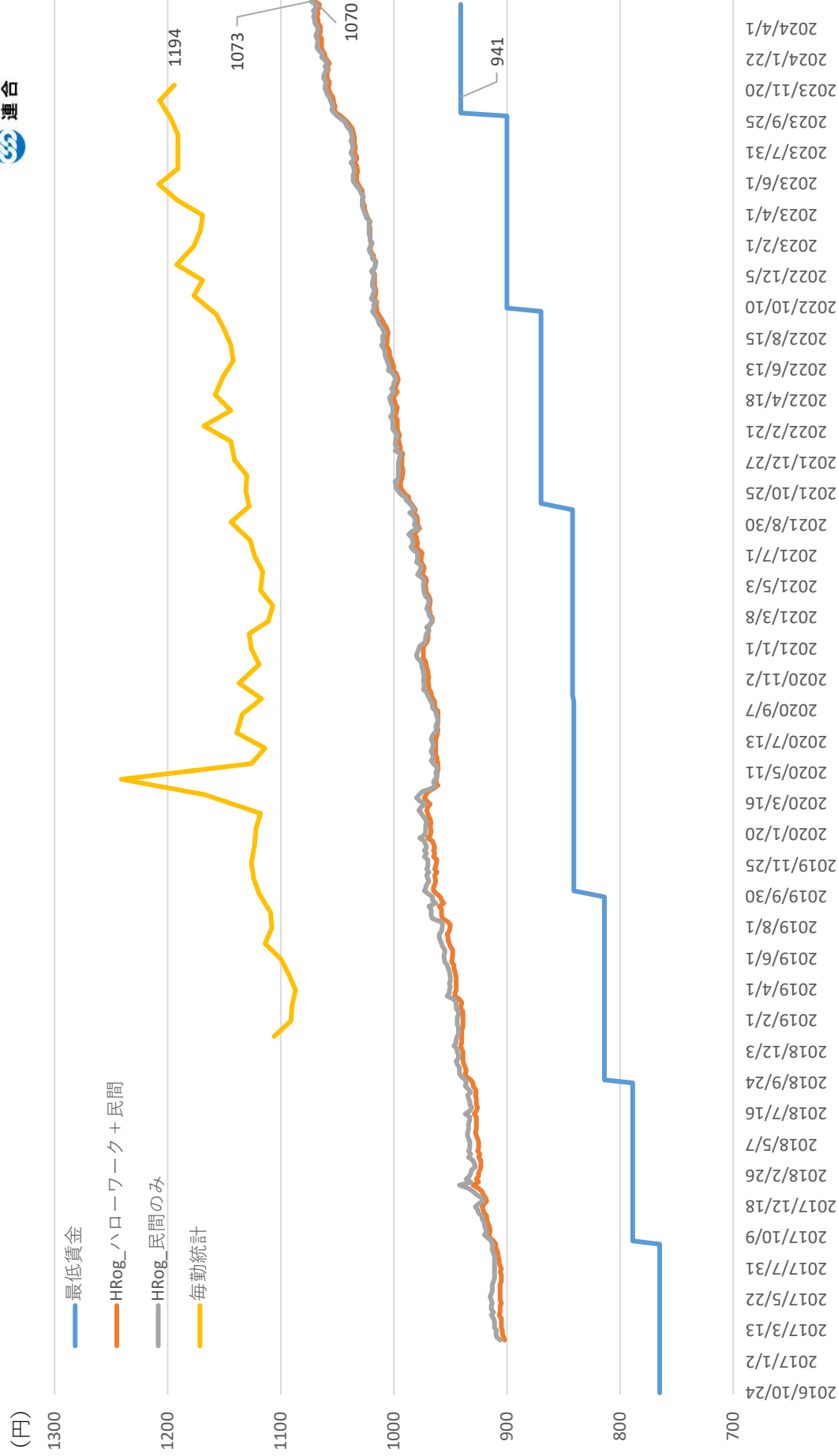


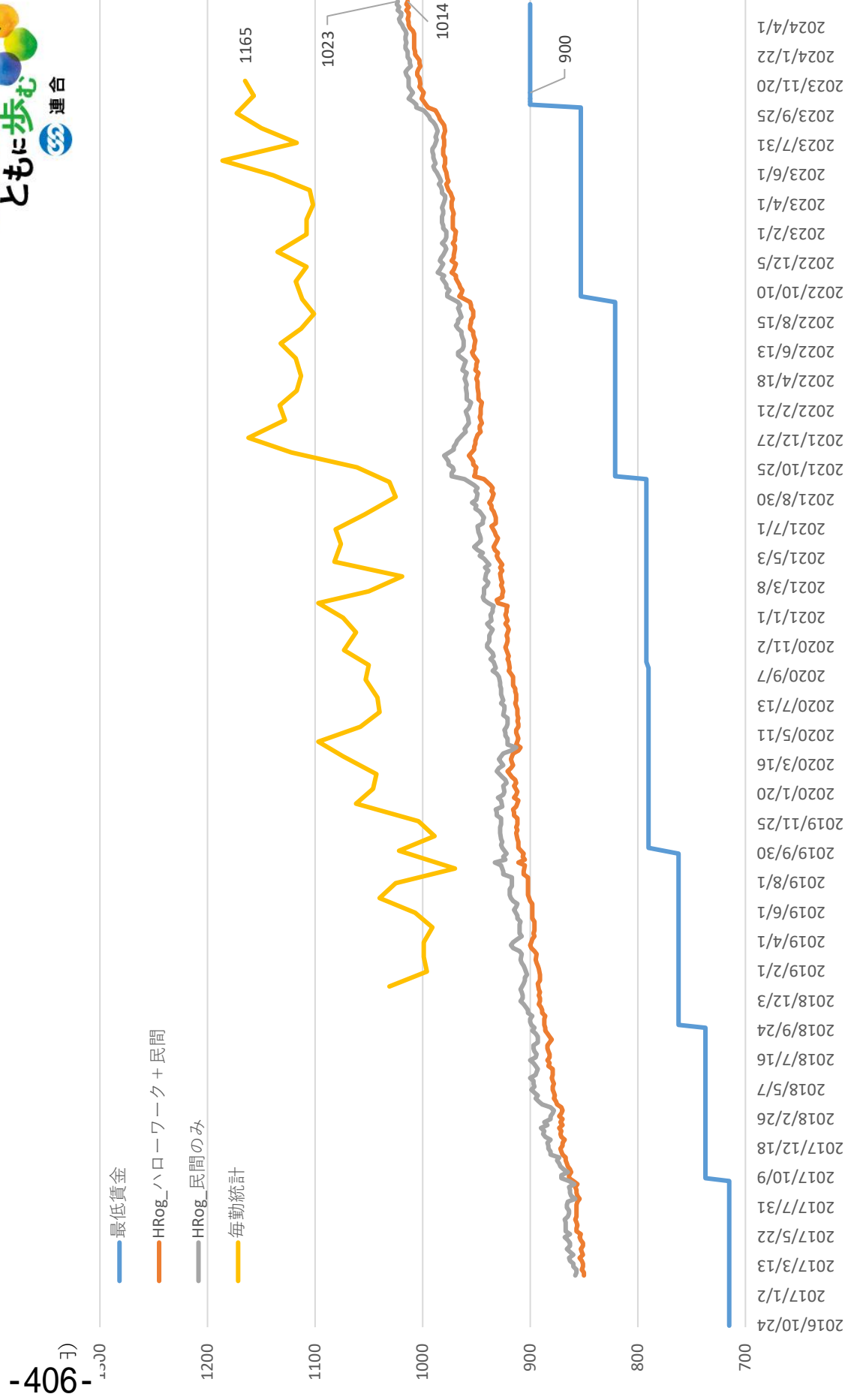


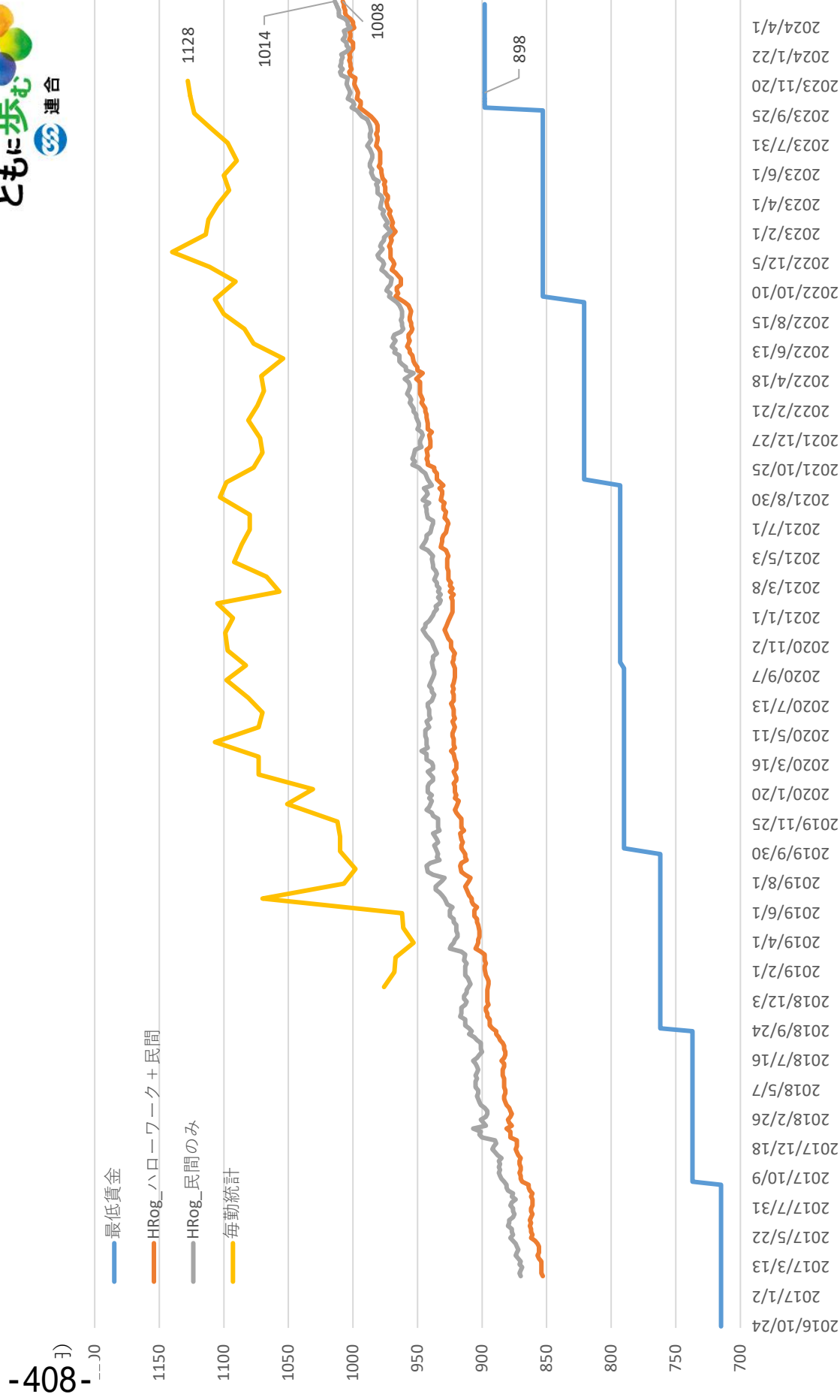


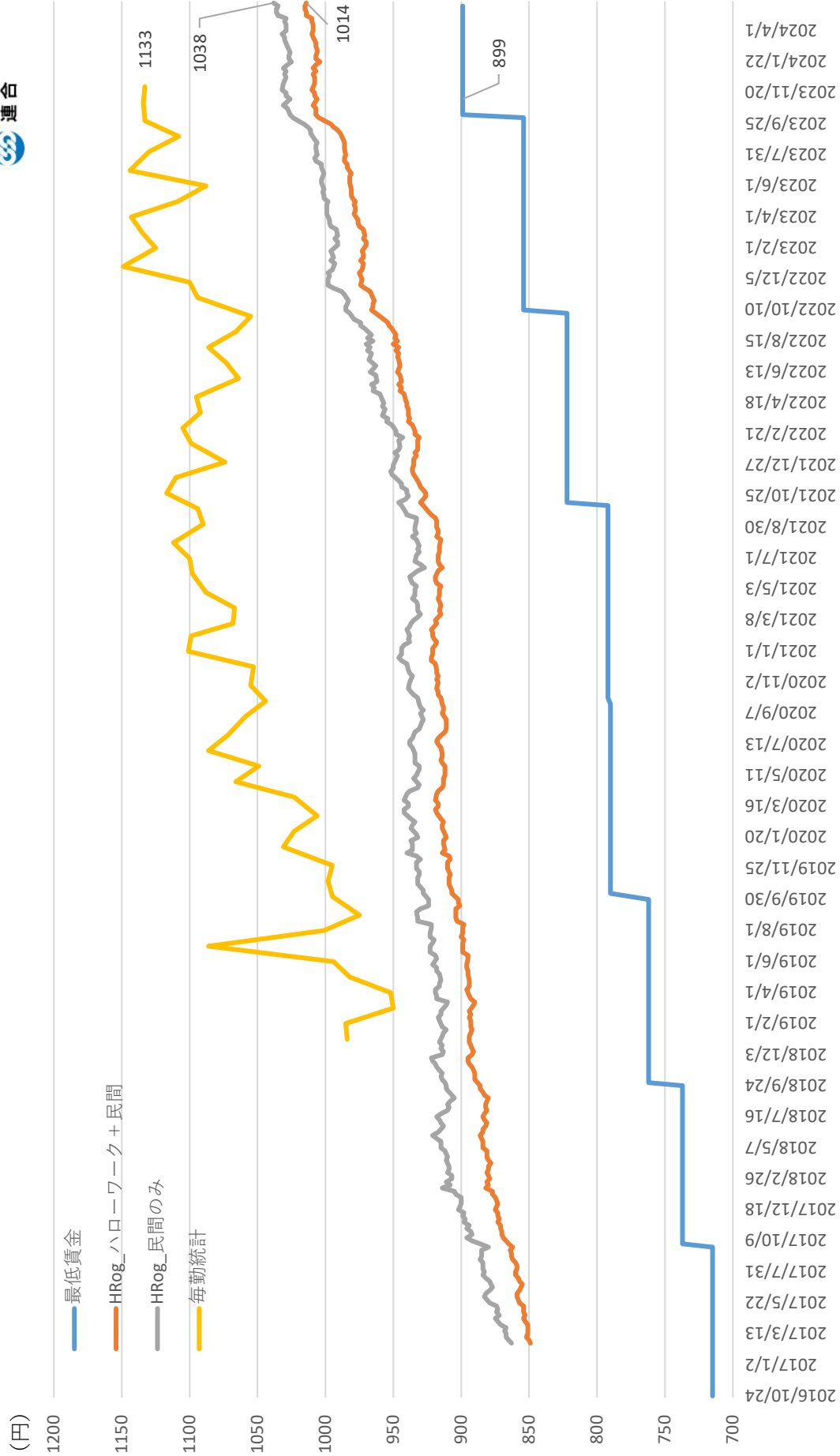




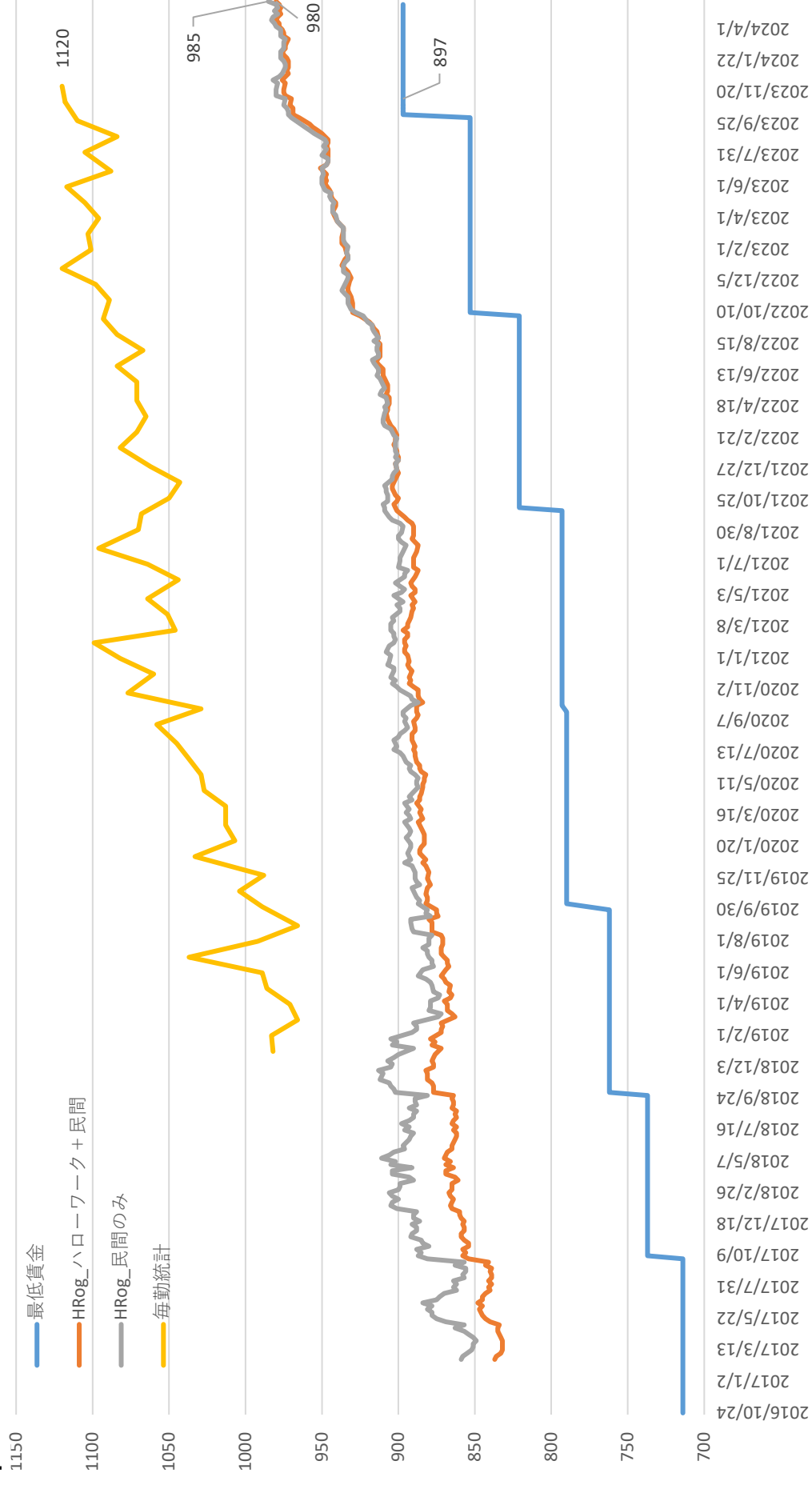


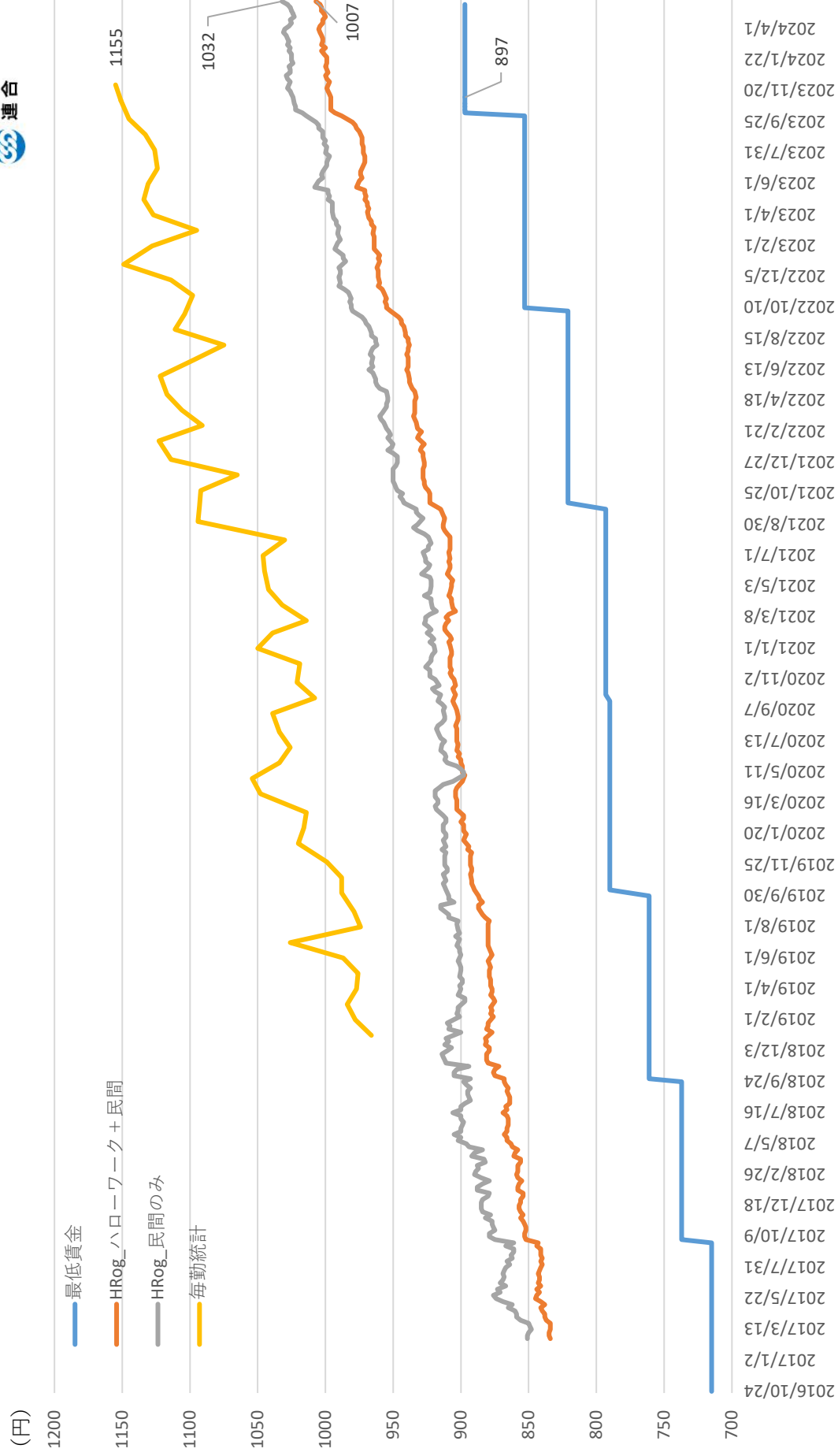


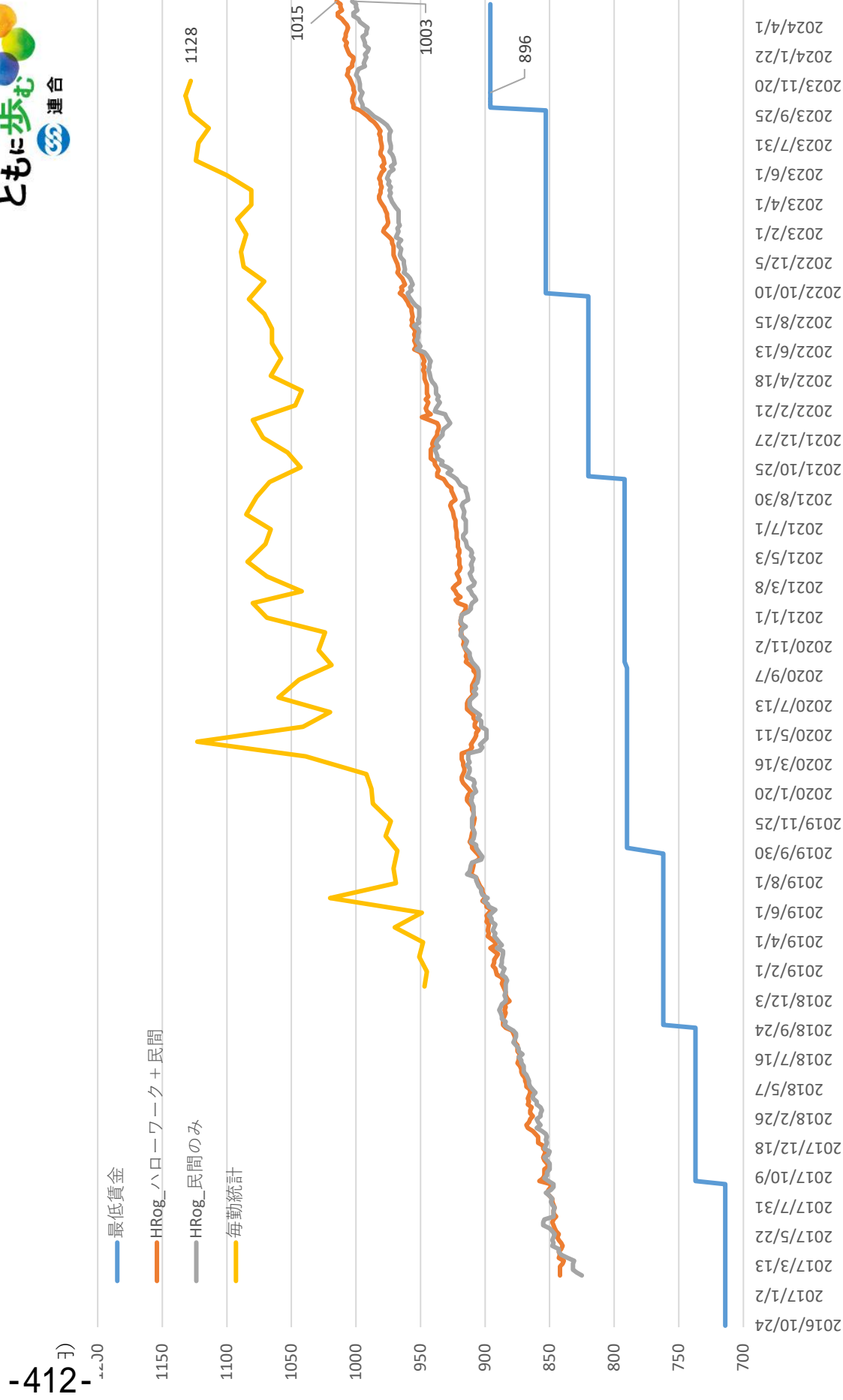




-410-







令和6年7月18日（木）15:00～
於 東京国際フォーラム G610号室（6階）

第3回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

参考資料 No. 1 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

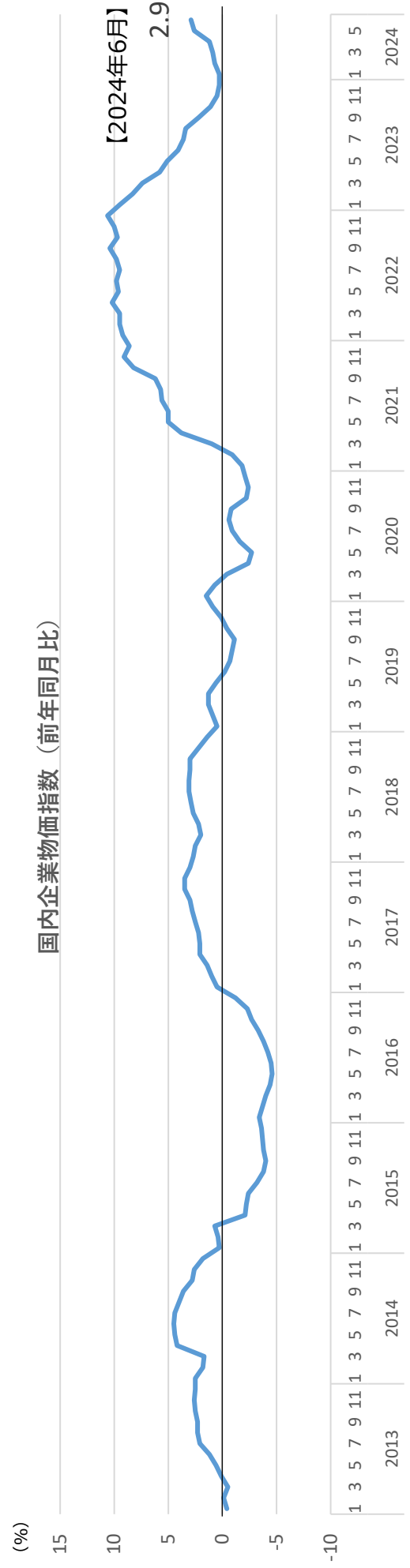
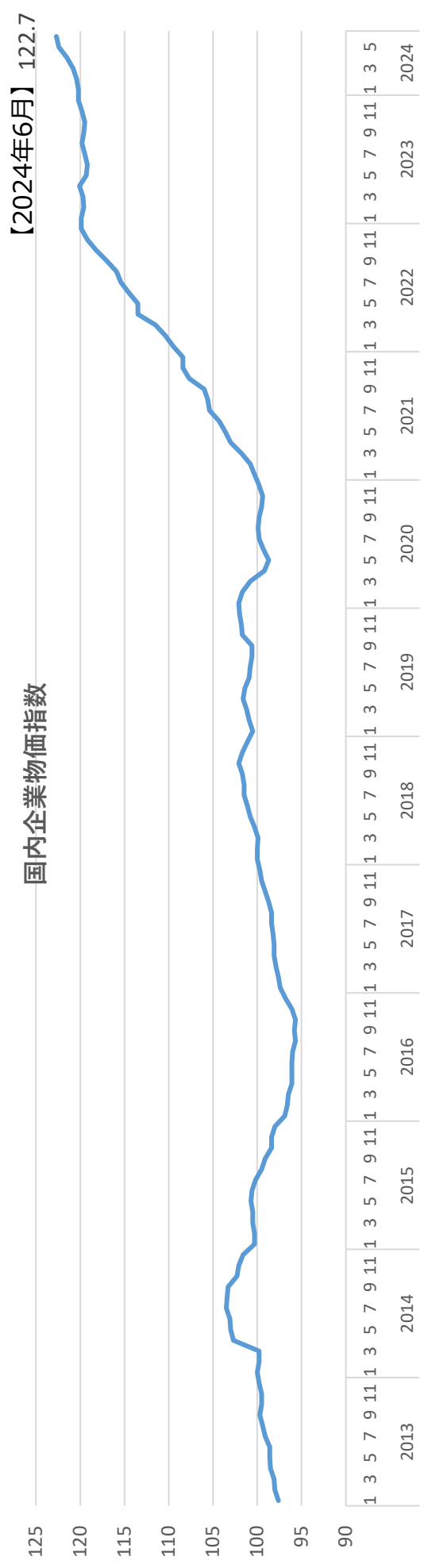
参考資料 No. 2 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上

足下の経済状況等に関する補足資料 (更新部分のみ抜粋)

国内企業物価指数の推移

国内企業物価指数については、2023年に入ってから上昇率が縮小しているが、引き続き消費者物価指数を上回っている。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2024年6月速報値。

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)				鉱工業生産指数			製造工業稼働率指数			倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率 (%)
	名目 (億円)	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	指数 (R2年=100)		前期比 (%)	実数 (件)	前年比 (%)	実数 (万人)	前年差 (万人)			
						指数	前期比 (%)								
平成 20 年	5,278,238	△ 2.1	-	5,202,331	△ 1.2	124.6	△ 3.4	128.6	△ 4.1	15,646	265	8	4.0		
平成 21 年	4,949,384	△ 6.2	-	4,906,150	△ 5.7	97.4	△ 21.9	96.4	△ 25.0	15,480	336	71	5.1		
平成 22 年	5,055,306	2.1	-	5,107,200	4.1	112.5	15.6	115.3	19.6	13,321	334	△ 2	5.1		
平成 23 年	4,974,489	△ 1.6	-	5,108,416	0.0	109.3	△ 2.8	110.4	△ 4.3	12,734	302	△ 32	4.6		
平成 24 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	110.1	0.6	112.7	2.2	12,124	285	△ 17	4.3		
平成 25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	109.6	△ 0.8	114.8	△ 0.5	10,855	265	△ 20	4.0		
平成 26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	111.9	2.0	119.7	4.3	9,731	236	△ 29	3.6		
平成 27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	222	△ 14	3.4		
平成 28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.5	8,446	208	△ 14	3.1		
平成 29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	190	△ 18	2.8		
平成 30 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	167	△ 23	2.4		
令和 元年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	162	△ 5	2.4		
令和 2 年	5,396,459	△ 3.3	-	5,294,598	△ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	192	30	2.8		
令和 3 年	5,531,508	2.5	-	5,437,206	2.7	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	195	3	2.8		
令和 4 年	5,617,659	1.6	-	5,502,503	1.2	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	179	△ 16	2.6		
令和 5 年	5,934,282	5.6	-	5,602,255	1.8	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	178	△ 1	2.6		
令和 5 年 1～3月	5,828,242	2.3	9.5	5,592,709	1.2	103.5	△ 1.7	107.1	△ 3.7	1,956	177	△ 5	2.6		
令和 5 年 4～6月	5,970,532	2.4	10.1	5,644,064	0.9	104.8	1.3	108.1	0.9	2,086	185	△ 4	2.7		
令和 5 年 7～9月	5,951,867	△ 0.3	△ 1.2	5,586,763	△ 1.0	103.3	△ 1.4	106.5	△ 1.5	2,238	184	4	2.6		
令和 5 年 10～12月	5,987,834	0.6	2.4	5,587,609	0.0	104.4	1.1	106.7	0.2	2,410	167	0	2.4		
令和 6 年 1～3月	5,974,140	△ 0.2	△ 0.9	5,547,279	△ 0.7	99.0	△ 5.2	98.7	△ 7.5	2,319	175	△ 2	2.5		
令和 6 年 4～6月	-	-	-	-	-	98.0	△ 6.7	98.6	△ 7.9	701	170	△ 2	2.4		
令和 6 年 1月	-	-	-	-	-	97.4	△ 0.6	98.1	△ 0.5	712	182	12	2.6		
令和 6 年 2月	-	-	-	-	-	101.7	4.4	99.4	1.3	906	182	0	2.6		
令和 6 年 3月	-	-	-	-	-	100.8	△ 0.9	99.7	0.3	783	183	1	2.6		
令和 6 年 4月	-	-	-	-	-	104.4	3.6	103.8	4.1	1,009	182	△ 1	2.6		
令和 6 年 5月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	820	-	-	-		
令和 6 年 6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
資料出所	内閣府「国民経済計算」				経済産業省「鉱工業指数」			東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」					

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期 (月、四半期) 比 (差) であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。

3 平成29年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は連続指数であり、稼働率指数は連続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。

また、平成30年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前期比は公表当時における指数値から計算されたものであり、連続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (特家の帰属家賃を除く総合)			国内企業物価指数			賃金（現金給与総額）指数、パート比率							
	新規 (倍)	有効 (倍)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	名目指数 (R2年=100)	前期比 (%)	調査産業計		製造業					
									実質指数 (R2年=100)	前期比 (%)	実質指数 (R2年=100)	前期比 (%)				
平成 26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.0	3.1	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
平成 27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
平成 28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
平成 29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
平成 30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
令和 2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
令和 3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
令和 4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 5 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.7	4.2	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
令和 5 年 1～3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.5	102.8	0.2	97.8	△ 0.3	32.17	103.8	0.0	98.8	△ 0.5	13.68
令和 5 年 4～6月	2.30	1.32	106.0	0.9	119.5	△ 0.2	104.2	1.4	98.1	0.3	31.83	106.1	2.2	99.9	1.1	13.51
令和 5 年 7～9月	2.28	1.29	107.0	0.9	119.6	0.1	103.2	△ 1.0	96.5	△ 1.6	32.29	105.6	△ 0.5	98.7	△ 1.2	13.38
令和 5 年 10～12月	2.25	1.28	108.2	1.1	119.8	0.2	103.6	0.4	95.8	△ 0.7	32.67	105.3	△ 0.3	97.4	△ 1.3	13.29
令和 6 年 1～3月	2.31	1.27	108.3	0.1	120.5	0.6	104.0	0.4	96.2	0.4	30.91	104.9	△ 0.4	96.9	△ 0.5	13.02
令和 6 年 4～6月					122.2	1.4										
令和 6 年 1月	2.28	1.27	108.2	0.1	120.2	0.0	103.8	0.2	96.3	0.5	30.88	104.7	△ 1.5	97.0	△ 1.3	12.92
令和 6 年 2月	2.26	1.26	108.1	0.0	120.4	0.2	103.9	0.1	96.2	△ 0.1	30.92	104.9	0.2	96.9	△ 0.1	13.11
令和 6 年 3月	2.38	1.28	108.5	0.3	120.8	0.3	104.4	0.5	96.2	0.0	30.93	105.1	0.2	96.8	△ 0.1	13.04
令和 6 年 4月	2.17	1.26	109.0	0.5	121.5	0.6	104.6	0.2	95.9	△ 0.3	30.48	106.6	1.4	97.6	0.8	12.98
令和 6 年 5月	2.16	1.24	109.5	0.4	122.4	0.7	106.7	2.0	97.4	1.6	30.26	107.1	0.5	97.6	0.0	12.77
令和 6 年 6月					122.7	0.2										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」			日本銀行「企業物価指数」			厚生労働省「毎月勤労統計調査」							

- (注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。
2 毎月勤労統計調査は、事業所規模 5 人以上の結果である。令和 6 年 5 月は速報値。
3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
4 国内企業物価指数の令和 6 年 6 月分の数値は速報値であり、同指数の令和 2 年以前の暦年値の前期比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)

	一時金	2024年回答		2023年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考) 昨年対比	集計対象組合
夏 季	回答月数	2, 485組合	2. 52ヶ月	0. 18ヶ月	2. 34ヶ月
	回答額	1, 598組合	742, 745円	25, 324円	1, 777, 471円
年 間	回答月数	2, 349組合	5. 09ヶ月	0. 22ヶ月	4. 87ヶ月
	回答額	1, 252組合	1, 964, 110円	50, 327円	1, 588, 396円
			945, 007人		1, 127, 836人

- (注) 1 △はマイナスを表す。以下同じ。
 2 数値は組合員一人当たりの加重平均。
 3 2023年回答の数値は2023年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

経団連第1回集計 (令和6年7月12日)

	2024年夏季			2023年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	97社	983, 112円	4. 31%	121社	956, 027円	3. 91%
製造業平均	84社	1, 001, 780円	3. 52%	110社	949, 186円	3. 07%
非製造業平均	13社	925, 249円	6. 79%	11社	1, 001, 251円	9. 48%

- (注) 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要22業種大手244社。
 2 20業種121社(49.6%)の妥結を把握しているが、うち24社は平均額不明などのため集計より除外。
 3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
 4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。
 5 2023年の数値は2023年6月29日付 第1回集計結果。

令和6年7月23日（火）14:00～
於 厚生労働省共用第8会議室（19階）

第4回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

参考資料 No.1 委員からの追加要望資料

参考資料 No.2 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No.3 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上

委員からの追加要望資料

消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

-426-

26) 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。

○ 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位：%)

	2023年			2024年			2023年10月～ 2024年6月 平均	2022年10月～ 2023年6月 平均	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
頻繁に購入	8.3	6.4	6.6	5.6	4.8	4.8	4.5	4.0	3.5

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

食パン
あんパン
カレーパン
ゆでうどん
カップ麺
中華麺
かまぼこ
豚肉(国産品)
豚肉(輸入品)
鶏肉
ハム
ソーセージ
牛乳
ヨーグルト
チーズ(国産品)

鶏卵
キャベツ
ねぎ
レタス
もやし
にんじん
たまねぎ
きゅうり
トマト
ピーマン
しめじ
豆腐
油揚げ
納豆
バナナ

せんべい
ポテトチップス
チョコレート
アイスクリーム
おにぎり
調理パン
サラダ
茶飲料
コーヒー飲料A
野菜ジュース
炭酸飲料
ポリ袋
診療代
ガソリン

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数に対する「電気・ガス価格変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

○ 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となつている。2023年2月～9月は-1.01～-0.98、2023年10月～2024年5月は-0.49～-0.48で推移していた。

消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格変緩和対策事業」による押し下げ効果(寄与度)試算値

	2023年												2024年				
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	-1.01	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00	-0.99	-0.99	-0.98	-0.49	-0.49	-0.49	-0.48	-0.49	-0.49	-0.48	-0.48	-0.25

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス価格変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1～8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1㎡当たり30円

2023年9月～2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1㎡当たり15円

2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1㎡当たり7.5円

※都市ガスは年間契約量が1,000万㎡未満の家庭や企業等が対象

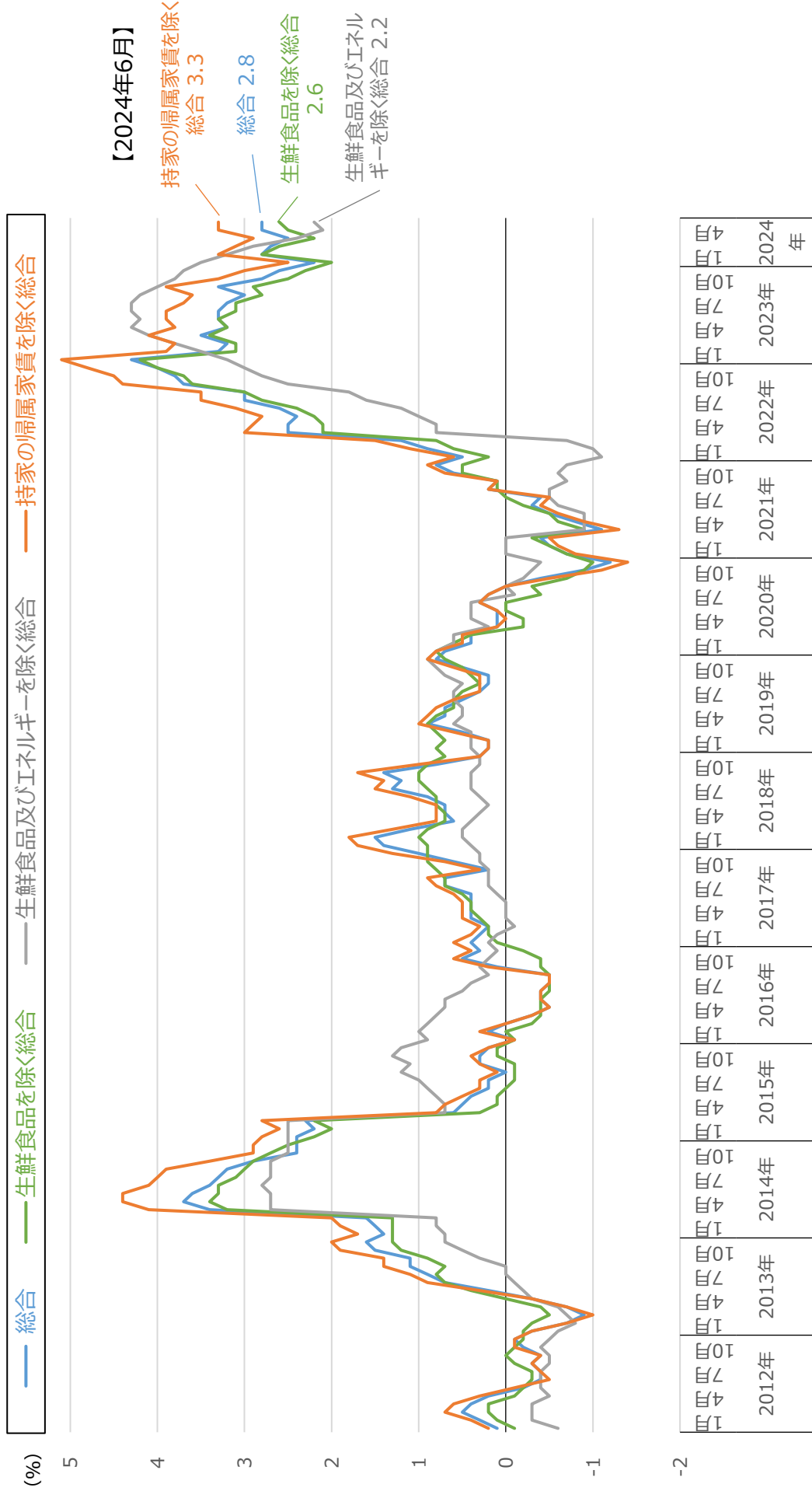
足下の経済状況等に関する補足資料 (更新部分のみ抜粋)

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

2024年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている(いずれも対前年同月比)。

○ 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

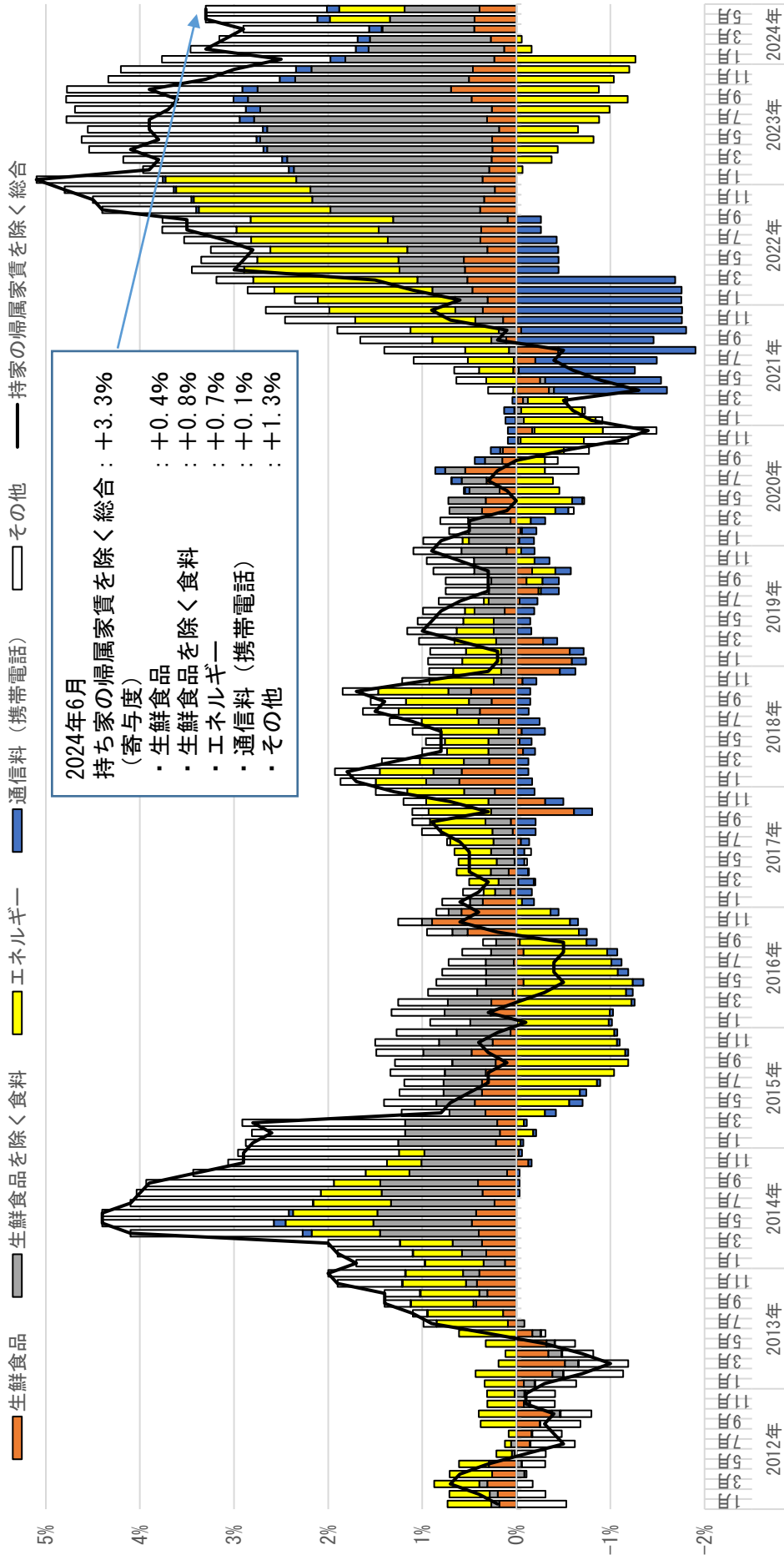
消費者物価指数の推移 (対前年同月比)



消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

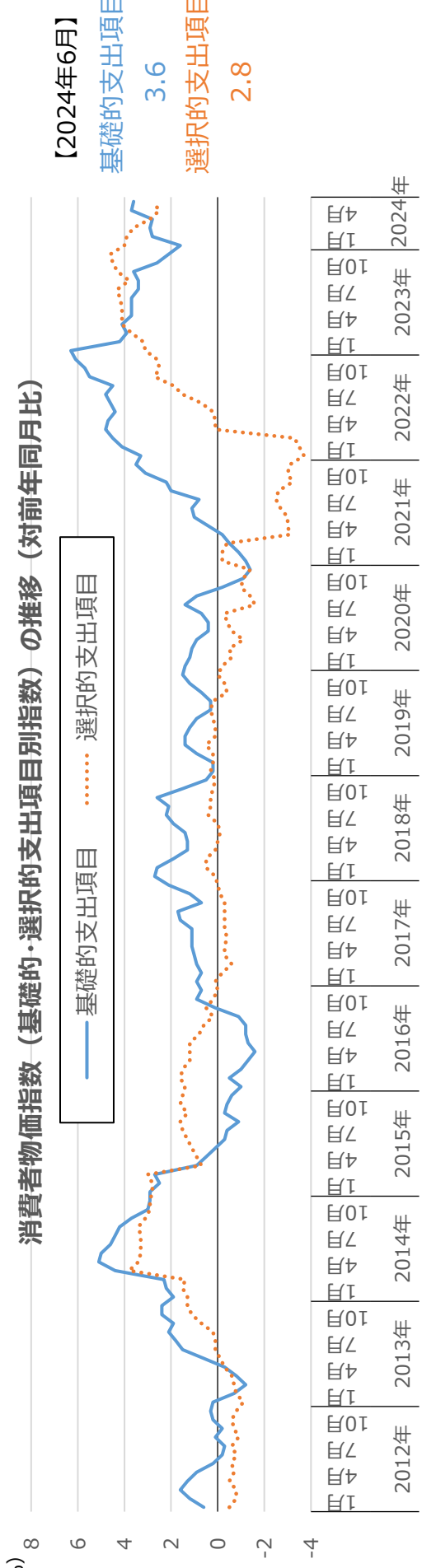
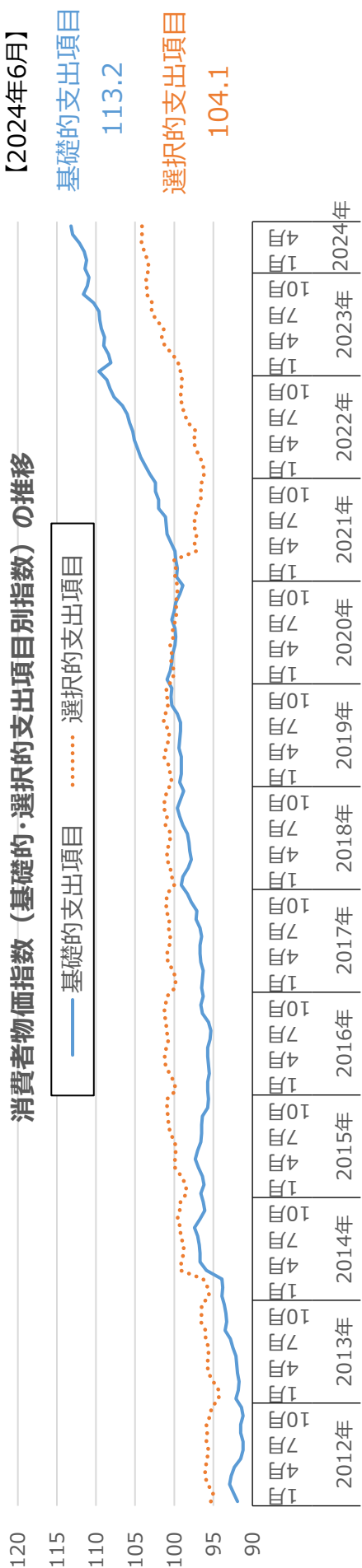
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト/持家の帰属家賃を除く総合のウエイト × (当月の当該項目の指数 - 前年同月の当該項目の指数) / 前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。



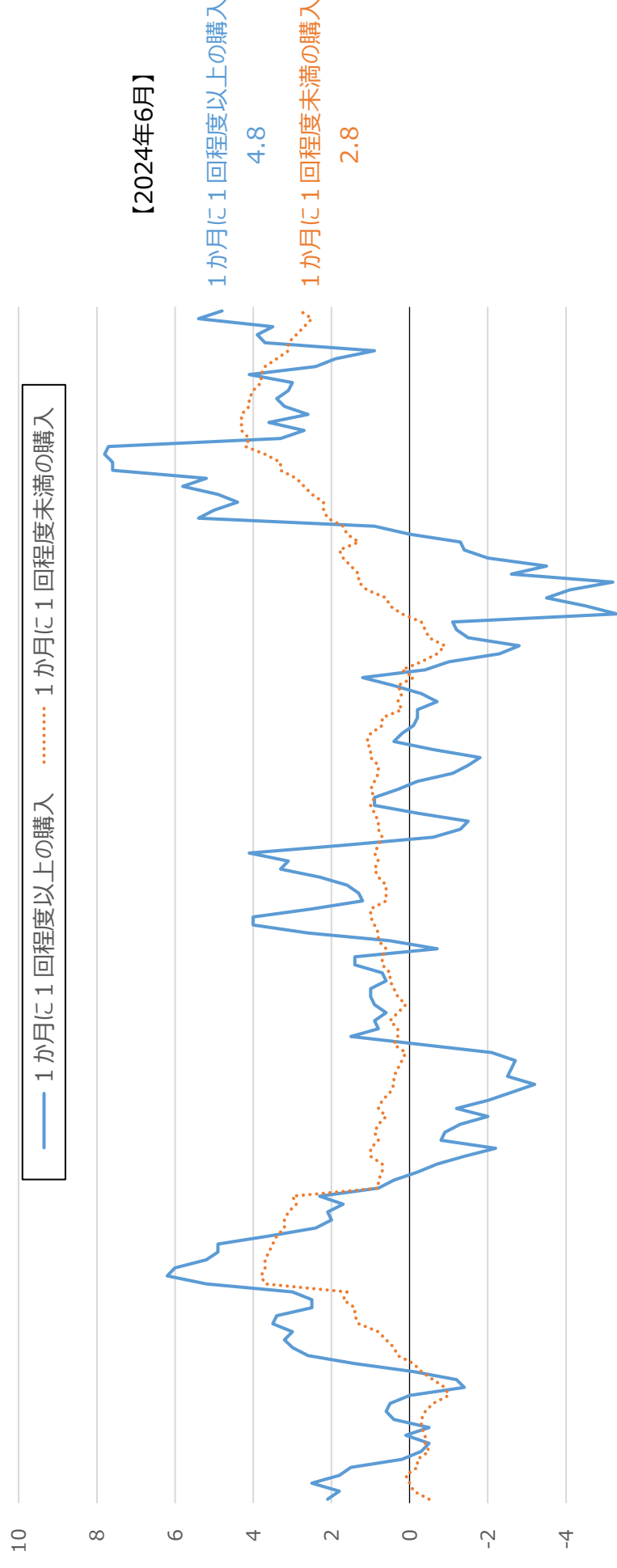
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1. 基礎的支出項目（必需品のもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 2. 選択的支出項目（贅沢品のもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 3. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)を見ると、2024年6月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+4.8%、「1か月に1回程度未満の購入」は+2.8%となっている。

消費者物価指数（購入頻度階級別）の推移（対前年同月比）



年	月	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
6	月													
5	月													
4	月													
3	月													
2	月													
1	月													

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成したものである。
2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3	3.2
Aランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2	3.0
Bランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4	3.2
Cランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4	3.5

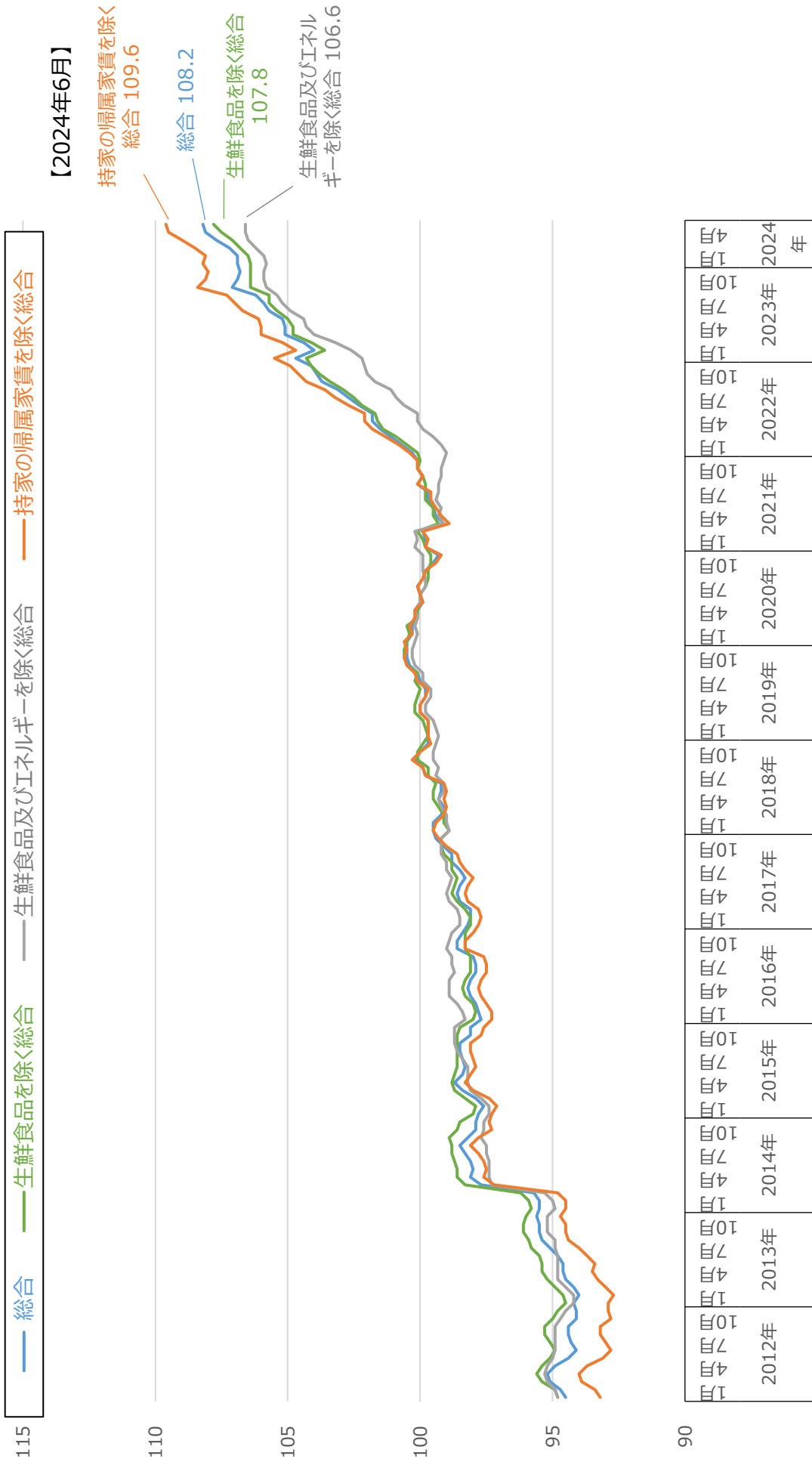
資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。
 4 「2023年10月～2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数の推移

○ 2024年5月の消費者物価指数の「総合」は108.2、「生鮮食品を除く総合」は107.8、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は106.6、「持家の帰属家賃を除く総合」は109.6となっている。

消費者物価指数の推移



主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (特家の帰属家賃を除く総合)			国内企業物価指数			賃金(現金給与総額)指数、パート比率				製造業			
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	名目指数	前期比	実質指数	前期比	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	パート比率
平成 26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.0	3.1	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	29.67	13.70
平成 27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	30.41	14.29
平成 28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	100.5	0.7	102.9	0.8	30.63	14.15
平成 29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	102.0	1.5	103.8	0.9	30.69	13.32
平成 30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	103.8	1.8	104.3	0.6	30.88	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	31.53	13.37
令和 2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	31.13	13.35
令和 3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	101.9	2.0	102.2	2.2	31.28	13.45
令和 4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	31.60	13.57
令和 5 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.7	4.2	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	32.24	13.47
令和 5 年 1～3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.5	102.8	0.2	97.8	△ 0.3	103.8	0.0	98.8	△ 0.5	32.17	13.68
令和 5 年 4～6月	2.30	1.32	106.0	0.9	119.5	△ 0.2	104.2	1.4	98.1	0.3	106.1	2.2	99.9	1.1	31.83	13.51
令和 5 年 7～9月	2.28	1.29	107.0	0.9	119.6	0.1	103.2	△ 1.0	96.5	△ 1.6	105.6	△ 0.5	98.7	△ 1.2	32.29	13.38
令和 5 年 10～12月	2.25	1.28	108.2	1.1	119.8	0.2	103.6	0.4	95.8	△ 0.7	105.3	△ 0.3	97.4	△ 1.3	32.67	13.29
令和 6 年 1～3月	2.31	1.27	108.3	0.1	120.5	0.6	104.0	0.4	96.2	0.4	104.9	△ 0.4	96.9	△ 0.5	30.91	13.02
令和 6 年 4～6月			109.4	1.0	122.2	1.4										
令和 6 年 1月	2.28	1.27	108.2	0.1	120.2	0.0	103.8	0.2	96.3	0.5	104.7	△ 1.5	97.0	△ 1.3	30.88	12.92
令和 6 年 2月	2.26	1.26	108.1	0.0	120.4	0.2	103.9	0.1	96.2	△ 0.1	104.9	0.2	96.9	△ 0.1	30.92	13.11
令和 6 年 3月	2.38	1.28	108.5	0.3	120.8	0.3	104.4	0.5	96.2	0.0	105.1	0.2	96.8	△ 0.1	30.93	13.04
令和 6 年 4月	2.17	1.26	109.0	0.5	121.5	0.6	104.6	0.2	95.9	△ 0.3	106.6	1.4	97.6	0.8	30.48	12.98
令和 6 年 5月	2.16	1.24	109.5	0.4	122.4	0.7	106.7	2.0	97.4	1.6	107.1	0.5	97.6	0.0	30.26	12.77
令和 6 年 6月			109.6	0.1	122.7	0.2										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」			総務省「消費者物価指数」			日本銀行「企業物価指数」			厚生労働省「毎月勤労統計調査」						

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期(四半期、月)比であり、そのほかの数値は原数値である。
 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。令和6年5月は速報値。
 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 国内企業物価指数の令和6年6月分の数値は速報値であり、同指数の令和2年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年					
											1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3
Aランク	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2
Bランク	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4
Cランク	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和6年				令和				
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年					
A ラ ン ク	東京	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.9	2.2	3.1	3.1	2.2	2.6	2.8
	神奈川	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.9	2.6	3.3	3.4	3.3	3.5	3.6
	大阪	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	3.9	2.0	2.9	2.7	2.5	3.1	3.4
	愛知	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	3.7	2.0	3.0	2.8	2.9	3.0	3.4
	埼玉	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	3.6	2.3	3.0	2.9	2.9	3.4	3.1
	千葉	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4.2	1.9	2.5	2.7	2.7	2.8	3.0
	兵庫	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.9	2.5	3.3	3.4	3.0	3.0	3.5
	京都	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	3.7	2.6	3.3	2.9	3.0	3.4	3.5
	茨城	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	3.8	1.6	1.9	2.2	2.4	2.7	2.5
	静岡	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	3.7	1.8	2.5	2.8	2.8	3.4	3.5
	富山	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.2	3.5	4.3	3.5	3.4	3.7	3.2
	広島	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	3.6	2.5	2.7	2.7	2.5	3.2	3.2
	滋賀	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.1	2.4	3.5	3.0	2.9	3.4	3.8
	栃木	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.7	3.1	3.4	3.4	2.6	3.6	3.8
	群馬	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.3	2.8	3.1	3.2	3.0	3.5	3.2
	宮城	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.4	3.1	4.0	4.1	4.0	4.3	3.7
	山梨	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.8	2.6	3.5	3.1	3.1	3.0	3.5
	三重	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	3.4	2.0	2.4	2.4	2.6	3.2	3.3
	石川	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.9	3.3	4.0	3.9	3.8	4.1	3.6
福岡	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.7	2.5	3.4	3.2	3.2	3.2	3.6	
香川	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.4	2.9	3.7	3.3	3.6	4.0	3.5	
岡山	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	3.5	1.5	2.4	2.0	2.0	2.4	2.6	
福岡	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8	2.4	3.5	3.1	2.4	3.5	2.7	
奈良	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9	2.6	3.5	4.0	3.9	4.2	4.5	
山口	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6	2.1	2.9	2.6	2.8	3.4	4.0	
長野	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2	2.6	3.2	3.2	3.1	3.8	4.0	
北海道	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	4.3	3.1	3.8	3.8	3.3	3.4	3.3	
岐阜	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.8	2.2	3.2	3.2	3.2	3.3	3.8	
徳島	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	3.0	3.4	3.5	3.8	3.7	3.3	
福島	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.9	2.7	3.8	3.5	3.8	3.8	3.3	
新潟	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3	2.1	3.0	2.9	3.5	3.6	3.1	
和歌山	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	3.1	1.7	2.4	2.1	2.5	2.9	3.3	
愛媛	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	3.8	4.6	4.0	4.0	3.7	3.4	
鳥取	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8	1.7	2.9	2.3	2.6	2.9	2.7	
大分	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	3.3	2.2	2.9	2.5	2.4	2.8	3.5	
熊本	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.7	2.2	3.3	3.0	2.9	3.4	3.2	
山形	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	3.8	3.8	4.3	4.0	4.2	4.4	3.9	
佐賀	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.0	3.0	3.7	3.5	3.4	3.3	4.0	
長崎	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.7	2.6	4.0	3.6	3.4	3.3	3.8	
岩手	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	4.5	3.3	3.9	3.4	3.5	4.1	3.6	
高知	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	3.0	4.0	4.0	3.9	3.9	3.6	3.0	
鳥取	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	4.0	2.5	3.2	3.0	2.6	3.2	3.0	
秋田	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	4.0	3.1	4.1	3.8	3.6	4.0	3.4	
鹿児島	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	3.1	1.4	3.0	2.7	2.7	3.3	3.9	
宮崎	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6	3.0	3.6	3.6	3.1	3.8	3.9	
青森	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.9	3.2	3.7	3.6	3.4	3.3	3.5	
沖縄	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.3	3.8	4.9	4.5	3.1	3.8	2.3	

資料出所 「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

令和6年7月24日（水）10:00～
於 厚生労働省共用第8会議室（19階）

第5回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

参考資料 No.1 委員からの追加要望資料

参考資料 No.2 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上

委員からの追加要望資料

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	参考：母集団数 (単位：社)
規模計	68.8	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	2,941,615
資本金規模1,000万円以上	67.0	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	909,127
" 10億円以上	55.0	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	4,738
" 1億円～10億円	69.1	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	25,894
" 1,000万円～1億円	76.4	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	878,495
" 1,000万円未満	81.1	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	2,032,488

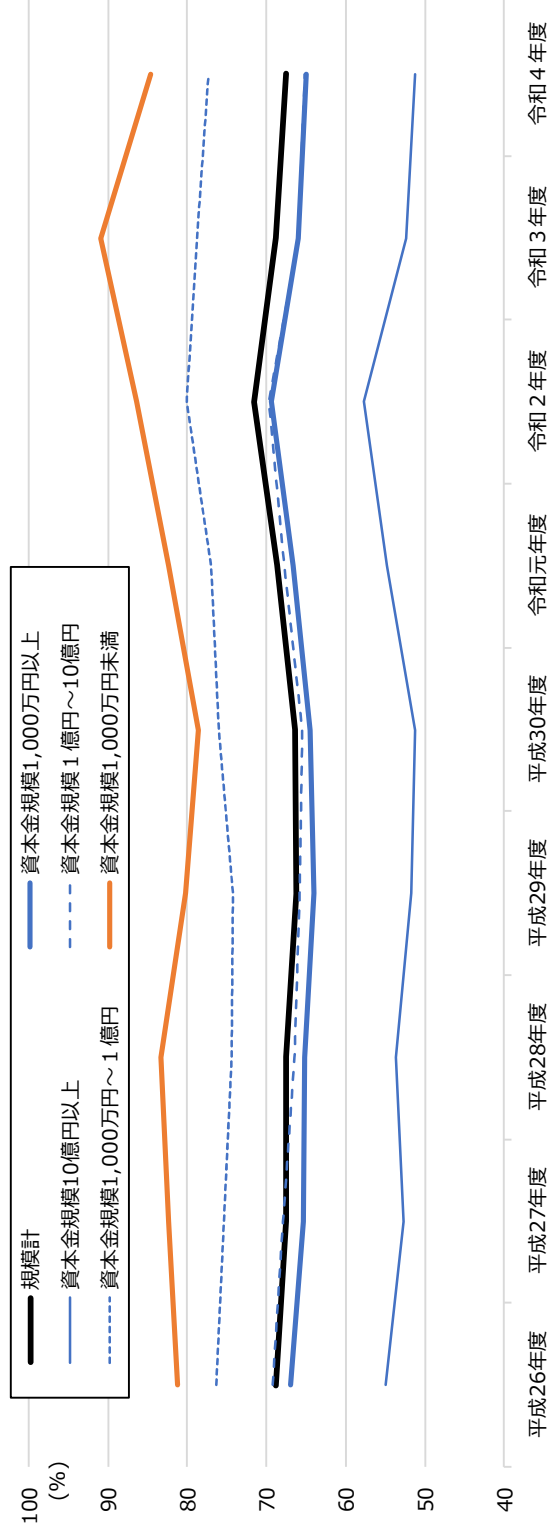
資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
 2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。
 3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額。

付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課 + 営業純益。

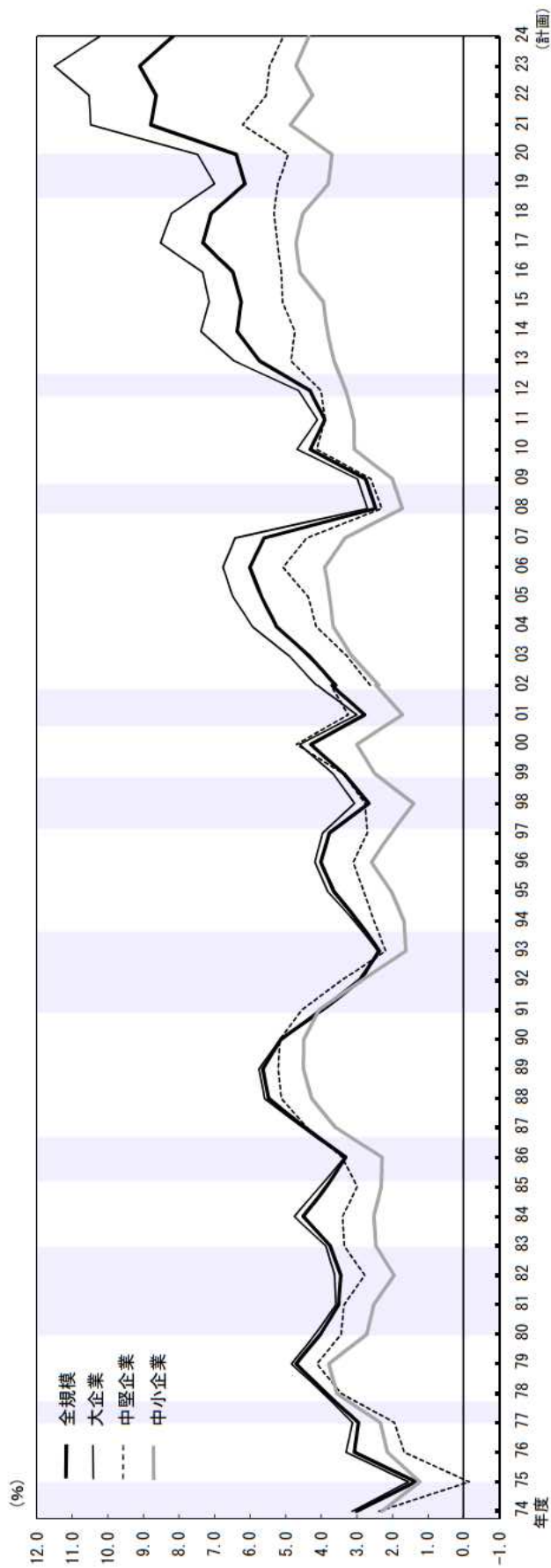
人件費 = 役員給与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費。



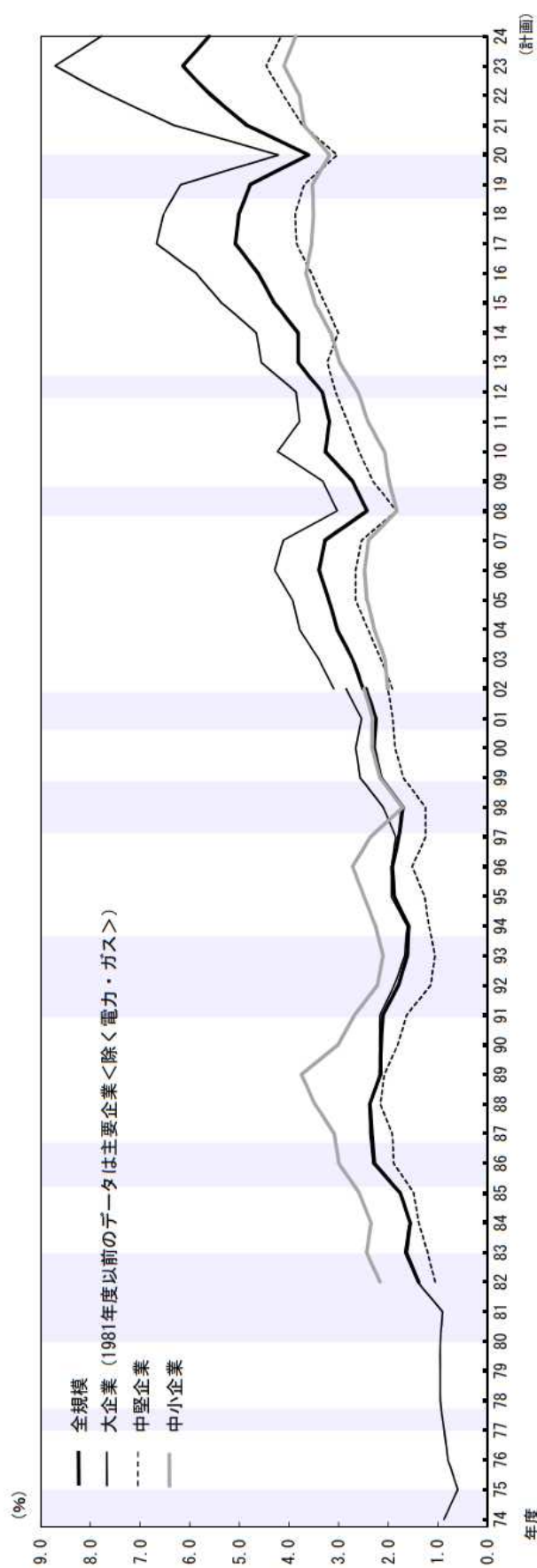
主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) (2024年6月調査)